

第4部 各論

(個別施設における指定管理者制度の運用に関する報告)

第1章 市民生活局

第1節 文化振興課

第1款 岡山市民会館

第1 施設の概要

施設名	岡山市民会館		施設数	1
所在地	岡山市北区丸の内二丁目1-1			
担当課	市民生活局 文化振興課			
開設年月日	昭和38年3月1日	建設費(千円)	429,380	
根拠法令	岡山市立市民会館条例			
施設の設置目的	文化向上と市民福祉の増進のため			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	岡山市民会館コンソーシアム	H30.4.1~R4.3.31 (4年)	公募(1)	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	19,600	22,600	25,413	
年間利用者数(人)	288,477	252,634	258,663	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容		施設利用料
自主事業の有無	有	自主事業の概要	コンサート事業、自動販売機等	
備考				

第2 指定管理の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、

- ① 施設の利用許可及び利用料金の徴収等に関する業務
- ② 施設内での利用者への施設利用サービス及びこれに付随する施設設備の操作
- ③ 施設及び備品等の維持管理に関する業務
- ④ 警備業務
- ⑤ 各種報告・調査に関する業務
- ⑥ ホームページ・パンフレット等による広報業務
- ⑦ 公立文化施設協議会等に関する業務
- ⑧ その他施設の管理運営上必要な業務

である。

2 自主事業

「文化向上と市民福祉の増進のため」との施設の設置目的に合致する自主事業として芸術鑑賞主催事業、芸術振興主催事業が実施されているほか、自動販売機の設置等の目的外自主事業も実施されている。

第3 指定管理候補者の選定

1 公募状況

(1) 応募者数

平成29年度の直近公募時における応募者は1者のみであった。応募者が1者に止まった原因について検討し、応募者を増やすための取組を継続されたい。

(2) 公募期間

直近の指定管理者選定時における公募期間(募集要項配布から応募受付期間終了までの日数)は35日である。

標準的な公募期間(30日)は上回っているが、施設の規模や予定されている管理業務の複雑性に鑑みると十分とはいえない。総論でも述べたとおり、多数の候補者が応募しやすくなるため、できるだけ公募期間を長くとることが望ましい。

★★意見66

公募期間については十分な期間をとることが望ましい。

(3) 募集要項における収支状況の開示

本施設の募集要項には、本施設の利用状況として、過去3年間分の①大ホール・会議室の月別使用日数/使用人数、②施設収入状況、③施設稼働率が掲載されている。これらの情報は、申請を検討している民間団体にとって、参入することによるメリットやリスク等を検討するにあたって有益なものであり、これらの情報が募集要項に掲載されていることは評価できる。

他方で、募集要項には、支出に関する情報については掲載されていない。支出に関する情報は、前述した情報と同様、参入のメリットやリスク等の検討に有益であるから、概要だけでも募集要項に掲載すべきである。

★★意見67

募集要項には、本施設の収入状況だけでなく、支出に関する情報について概要だけでも掲載すべきである。

2 条例の規定

(1) 公募原則を条例に明記すべきこと

第3部(総論)・第3章・第1・2・(2)[32~35頁]記載のとおり(指摘2、指摘3)。

(2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと

第3部(総論)・第3章・第1・2・(3)[35~36頁]記載のとおり(意見8)。

3 岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会都市整備局・市民生活局部会における審議

現指定管理者は、平成29年10月20日岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会都市整備局・市民生活局部会において指定管理候補者として選定されており、上記部会において、利用客の避難誘導に関する事項、障がい有する利用客への対応方法、自主事業と利用者の施設利用の日程調整に関する質疑が行われていることが確認できる。

応募者が1者であったことの影響があったと思われるが、申請者を指定管理者として選定することを前提とした質疑になってしまっており、応募者間の競争により最適な候補者を選定すると

いう公募の目的が十分に達せられているとはいえない。

4 指定管理料の上限額の積算方法

- (1) 本施設の指定管理料の上限額の積算方法は、平成23年度から平成28年度の委託料額（1年あたり平均）に、耐震診断の結果や会議室棟の3階以上を貸出停止とすることに伴う減収見込額を加算し、会議棟1階に会議室3室を整備することに伴う増収見込額を減じて積算されているが、本来、第3部（総論）・第3章・第2・3 [39～41頁] 記載のとおり、統一的な考え方に基づく一定の算定基準に基づいて積算することが望ましい（意見14）。
- (2) 統一的な考え方が整理されていない場合も、施設所管課において一般的な市場価格を調査する（参考見積を取得する方法も考えられる）等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

★★意見68

指定管理料の上限額の積算方法について、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

第4 協定

1 指定期間

現指定管理者の指定期間は4年とされている。

指定期間については、一定期間ごとに指定管理者に対する評価を行って公正な競争環境を確保する必要があることや、他方で指定管理者の負担とされる備品の減価償却期間等を考慮して、全国的に5年程度を標準とする例が多く、岡山市マニュアル・23頁においても、「岡山市における指定期間5年を標準とします。」とされている。

本施設について指定期間が4年とされた理由は、「本施設の耐震性能の判定が大規模な地震（震度6強～7）で『倒壊し、又は崩壊する危険性が高い』というものであったが、適正に管理された建造物であれば中規模地震（震度5強程度）で損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされていること、そして、新しい文化芸術施設を整備中であり令和4年度に開館予定であることなどを考慮したことによるもの」とのことであるから、合理的な理由があるものと考えられる。

2 リスク分担

- (1) 包括協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見69

包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

- (2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見70

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認

められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者の管理業務により生じたもの及び老朽化または不可抗力により生じた軽微な損傷については指定管理者の負担、老朽化または不可抗力により生じた重大な損傷については岡山市の負担とされている。

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見71

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

イ また、管理業務仕様書6「施設の修繕に関する事項」において、軽微・重大を区別する基準に関し、1件の見積額が100万円未満の修繕については指定管理者の負担、100万円以上の修繕については岡山市の負担とされていると思われる（なお、リスク分担表と管理業務仕様書の関係を含め、必ずしも明確ではない）。

施設所管課に対するヒアリングに際し、基準額が100万円となった理由を確認したが、明確な理由は説明されなかった。かかる基準額については、施設の種類、老朽度、利用度等を具体的に考慮した上で、個別に決定されるべきである。

★★意見72

軽微・重大を区別する基準額については、施設の種類、老朽度、利用度等を考慮し、施設ごとに決定すべきである。

ウ 本施設の開設は昭和38年であり、開設からかなりの期間が経過しているため、老朽化が進んでいると考えられる。このような施設については、相当数、相当規模の修繕が必要になるものと考えられる。

しかし、リスク分担表及び管理業務仕様書において、指定管理者が負担すべき修繕費の上限が制限されておらず、指定管理者が負うべきリスクの範囲が明確でない。また、「1件」の範囲についても明確ではない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべき修繕責任の範囲については、できる限り明確にされたい。

★★意見73

管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見74

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

3 備品管理

包括協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されているが、管理業務仕様書では必ずしもこれらの区別を明確に想定した記載になっておらず、備品の取扱いが不明確である。特に、管理業務仕様書において指定管理者が準備するものとされている「指定管理業務を行う上で必要となる消耗品」の権利関係（上記Ⅱ種とⅢ種の区別）が曖昧な状態となっているので、この点を明確にする必要がある。

また、施設所管課からのヒアリングによれば、本施設について備品（Ⅱ種）の設定はないとのことであった。そうであるならば、これに関する協定書の記載は削除すべきである。

★★意見75

備品（特にⅡ種及びⅢ種）に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。備品（Ⅱ種）の存在を予定していないのであれば、これに関する協定書の記載は削除すべきである。

4 賠償責任保険

(1) 施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者が賠償責任保険に加入していることについては、指定管理者から契約書等を提出させて確認しているが、岡山市が加入している保険内容との重複の有無については確認していないとのことであった。

(2) 第3部（総論）・第4章・第6・3～6 [63～65頁] 記載のとおり。

★★意見76

募集要項等に岡山市が加入している保険内容や指定管理者が加入すべき保険内容について明記し、指定管理者が保険に加入した事実及びその保険内容を確認するため、保険証券等の提出を求めるべきである。

第5 施設の管理運営

1 施設の優先利用

(1) 本施設の管理業務仕様書には、「利用許可の基準」として「公益社団法人おかやま観光コンベンション協会からの依頼を伴う施設利用については、優先的使用に配慮すること」との記載がある。

施設所管課からの説明によれば、上記記載は、同協会からの依頼を伴う施設利用については通常の使用許可申請受付日より前に受付ができるよう配慮を求める趣旨であり、一律に優先的利用

を認めるものではなく、岡山市民会館条例施行規則第4条「大ホールについては使用期日12月以前、会議室については2月以前の申請は受け付けない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。」のただし書に基づき運用しているとのことである。

- (2) しかし、岡山市民会館条例及び同施行規則には、同協会からの依頼を伴う施設利用について優先的利用に配慮するよう求める定めはなく、管理業務仕様書における同協会からの依頼を伴う施設利用について優先的利用に配慮するよう求める記載には条例や規則上の根拠はない。

利用者間における不当な差別的な取扱いを禁じている法第244条第3項の趣旨からすれば、「市長が特別の必要があると認めたとき」に関する例外規定（岡山市民会館条例施行規則第7条ただし書）の適用については、個別の申請に対し当該具体的事情に基づいて都度判断すべきであり、特定の団体からの依頼による施設利用について一切具体的事情を考慮せずに優先的利用への配慮を求める取扱いは、法第244条第3項に抵触する可能性がある。

したがって、同協会からの依頼を伴う施設利用について優先的利用への配慮を求めるのであれば、少なくともその旨を条例において定めるべきである（この場合も、法第244条第3項との関係はなお問題になり得る）。また、現在の条例に基づいて、同協会からの依頼を伴う施設利用について優先的利用を認めるのであれば、個別の申請に対して、具体的事情を検討した上で、都度、市長の承認を受けさせるべきである。

- (3) 施設所管課の説明のとおり、同協会からの依頼を伴う施設利用について通常の使用許可申請受付日より前に受付できるよう配慮を求めるに過ぎないものであったとしても、上記のとおり、同協会による申請について「市長が特別の必要があると認めたとき」に関する例外規定（岡山市民会館条例施行規則第4条ただし書）の適用にあたっては、個別の申請に対し具体的事情に基づいて都度判断すべきであり、同協会からの施設利用申請について一切具体的事情を考慮することなく、一律に通常の使用許可申請受付日より前に受付を認める取扱いは、法第244条第3項との関係で問題があることに変わりはない。

- (4) したがって、同協会からの申請を通常の使用許可申請受付日より前に受付できるようにするのであれば、少なくともその旨を条例において定めるべきであり、現在の条例に基づいて、そのような運用をするのであれば、個別の申請に対して、具体的事情を検討した上で、都度、市長の承認を受けさせるべきである。

★★意見77

特定の団体からの依頼を伴う施設利用について一律に優先的利用を認めたり、通常の使用許可申請受付日より前に受付を認める取扱いをしているのであれば、少なくともその旨を条例において定めるべきであり、現状の運用は法第244条第3項に抵触する可能性があるため、都度、具体的事情を検討した上で、条例施行規則第4条ないし第7条各ただし書に基づく市長の承認を受けさせるべきである。

第6 モニタリング

1 事業報告書の記載

- (1) 指定管理者から提出されている事業報告書について、岡山市民会館条例及び管理業務仕様書において記載することが求められている事項のうち、「利用料金の還付及び減免の状況」についての記載がない。

- (2) また、岡山市民会館条例及び管理業務仕様書において記載が求められている「岡山市民会館の管理に係る経費の収支状況」について記載はあるものの、指定管理業務に関する収支と自主事業に関する収支が区分されていない。
- (3) 管理業務仕様書において記載が求められている「自主事業に係る収支状況」についても、実施した自主事業ごとの収支状況に関する記載はあるが、自主事業全体としての収支が一見して明らかではない。
- また、①プレイガイド、備品、弁当、花、看板、レンタル品、ゴミ処理、宅配等の自主事業が「自主3収支」としてまとめられ、②コピー、ファックス、自販機、コインロッカー等の自主事業が「自主2収入」としてまとめられている。上記①については、これらの自主事業における収入額と支出額が具体的に明らかとなっているとはいえないし、上記②については、「自主2収入」となっているとおり、これらの事業における支出額は明らかではない。
- (4) 以上のとおり、指定管理者から提出されている事業報告書について、記載されていない事項については記載がないから、施設所管課において、指定管理者に対し、条例、規則、協定及び管理業務仕様書に定められた全ての事項について記載された事業報告書を提出させるように徹底すべきである。

★★★指摘15

施設所管課において、指定管理者に対し、条例、規則、協定及び管理業務仕様書に定められた全ての事項について記載された事業報告書を提出させるように徹底すべきである。

2 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

- (1) 施設所管課によると、適宜、指定管理者との間で情報交換を行っているため、指定管理者との間での連絡会議や実地調査は行っていないとのことであった。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

3 労働法令遵守についてのモニタリングを実施すべきこと

- (1) 施設所管課によると、指定管理者が適正な労働条件等を確保しているかという点については、事業計画書で確認しているとのことであったが、事業計画書の確認のみでは十分とはいえない。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(2)及び(4) [81～83頁] 記載のとおり（意見46）。

第7 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 包括協定書第18条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がこれらの義務を果たしているかという点について、指定管理者が定めた内規を確認しているとのことであったため、同内規（岡山市民会館運営基本マニュアル）の提供を受けて確認したところ、個人情報管理のための詳細な内容が定めてあった。

- (2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 包括協定書第18条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課は、指定管理者が上記の措置を講じているか確認していない。

(2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第2款 岡山シンフォニーホール

第1 施設の概要

施設名	岡山シンフォニーホール		施設数	1
所在地	岡山市北区表町一丁目5番1号			
担当課	市民生活局 文化振興課			
開設年月日	平成3年9月23日	建設費（千円）	9,000,000	
根拠法令	岡山シンフォニーホール条例			
施設の設置目的	地域文化の向上を図るため、芸術鑑賞と文化活動の拠点として設置			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	公益財団法人岡山文化芸術創造	H28.4.1～R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料（千円）	154,539	152,097	156,678	
年間利用者数（人）	238,793	216,376	215,959	
使用料・利用料金の別	使用料	利用料金の内容		
自主事業の有無	有	自主事業の概要	コンサート事業、プレイガイド事業等	
備考				

第2 指定管理の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、

- ① 施設及び設備の使用の許可、使用許可の制限、使用許可の取消し、その他の使用に関する業務
- ② 特別の設備等の設置の許可、入場の制限、行為の制限に関する業務
- ③ 使用料の徴収及び納入に関する業務
- ④ 施設及び設備の運転操作、清掃、保安、保守等維持管理に関する業務
- ⑤ 岡山市の備品の管理に関する業務
- ⑥ ホールの受付案内業務
- ⑦ 施設の設置目的にふさわしい音楽文化振興事業の企画及び実施に関する業務
- ⑧ 諸官庁等関係機関との連絡調整、各種報告届出に関する業務
- ⑨ その他、施設の設置目的を達成するために岡山市が必要と認める業務

である。

2 自主事業

「地域文化の向上を図るため、芸術鑑賞と文化活動の拠点」としての施設の設置目的に合致する自主事業としてコンサート事業等が実施されているほか、自動販売機の設置等の自主事業も実施されている。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと
第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。
- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと
第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

2 非公募理由

- (1) 現指定管理者は非公募方式により指定管理候補者として選定されているが、非公募とする理由は、公の施設の点検票によると「当該施設は、音楽文化を中心とした地域文化の向上を図るために設置されたものであり、優れた音響性能を持った大ホールを備えるなど、岡山市の文化振興を図っていく上で重要な拠点施設である。これまで、公益財団法人岡山文化芸術創造（前身は公益財団法人岡山シンフォニーホール）は、当該施設において岡山フィルハーモニック管弦楽団を活用した自主文化事業を企画実施するとともに、音楽ホールとしての適切な施設管理や、それらの専門的サービスやノウハウを提供できる人材の育成に努めるなど、指定管理者として適正な施設の管理運営を実施してきた。よって、公の施設の設置目的又は本市の政策目的を実現するため、本市と一体となって安定的かつ継続的に事業実施できる能力及び実績を有する公益財団法人岡山文化芸術創造に、引き続き管理を行わせることが最も合理的である。」とされ、岡山市管理規則第5条第1項第3号に該当するとされている。

また、施設所管課からの説明によれば、①本施設が芸術鑑賞と文化活動の拠点として整備された施設であり、鑑賞機会の提供とともに、文化芸術の創造・発信や担い手育成、関係する団体や施設間のネットワーク構築など、地域文化の向上に資する様々な使命を持っていること、②「岡山市に暮らす人々が地域への愛着をもちながら、いきいきと暮らせる豊かな文化都市」という市の文化政策の一翼を担っているのが、県、市及び地元企業の協力で設立されたプロ楽団「岡山フィルハーモニック管弦楽団」であるところ、本施設がこの楽団の活動拠点となっており、その活動に学校公演など子どもたちへのアウトリーチも含まれていることから、専門的サービスやノウハウを蓄積していくことも極めて重要な意味を持っていること、③本施設を活用した文化事業を推進する上では、地域の特徴や歴史的背景への理解が重要であることから、地域に根付いた団体（事業者）の方が比較優位性が高いこと、④現指定管理者の財団は、本施設の設置目的を達成するために、県、市、経済界の出捐により設立されたものであることなどの事情を考慮した上で、非公募方式により指定管理候補者を選定したとのことであった。

- (2) まず、公の施設の点検票に記載されている、現指定管理者のこれまでの管理が適正であったとの点については、本来、公募の際の加点事由として考慮することが望ましい。
- (3) 岡山市管理規則第5条第1項第3号は、「公の施設の設置目的又は本市の政策目的を実現するために、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき」に非公募方式による選定を認める規定である。

しかし、公の施設の点検票に記載された非公募理由は、公募時において有利に評価すべき事情とはいえるものの、少なくとも本施設の設置目的の関係で、現指定管理者に管理を行わせることが「最も合理的」であるとまでは直ちに評価できないものとする。

他方、本監査に際して行われた施設所管課からの説明の中には、「岡山市に暮らす人々が地域への愛着をもちながら、いきいきと暮らせる豊かな文化都市」といった市の文化政策と関係する点が含まれており、そのような観点から「最も合理的」と評価し得る余地はあるものとするが、このような説明が直近選定時において選定委員会や議会に対して行われていたとは認められず、説明不足であることは否めない。

現指定管理者は、いわゆる外郭団体であり、現指定管理者の理事には岡山市の職員が就任しているのであるから、非公募理由についての説明が不十分であるとすると、市民から要らぬ疑念を招き制度運用に対する信頼を損なうことになりかねない。岡山市の政策目的を明らかにした上で、その実現のために現指定管理者が「最も合理的」と評価すべきであることにつき、より丁寧な検討と市民に対する説明が求められる。

- (4) また、現指定管理者が外郭団体であることからすると、民間事業者等を対象とするサウンディング等すら実施しないまま、非公募方式により選定することは、手続の公正性、透明性の観点からの疑念を抱かれるおそれがある。本施設が、岡山市の文化振興を図っていく上で重要な拠点施設であるからこそ、少なくとも公募型プロポーザル方式等によるサウンディング調査を実施して、広く民間からノウハウを募集すべきである。なお、プロポーザル方式のサウンディング調査を実施するのであれば、多くの民間事業者の参入意欲が向上するように適正な選定を確保しつつ、インセンティブ付与のあり方を検討することが望ましい。サウンディング調査を実施するに当たっては、内閣府による「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」（平成28年10月）も参照されたい。

また、PFI法に基づく特定事業として施設の整備・運営を一括で民間委託する方法もあり、必要であれば現指定管理者を共同事業者の一つに組み込むことで、現指定管理者による従前の取組を活かすこともできる。

★★意見78

岡山市管理規則第5条第1項第3号の要件充足性に関し、指定管理候補者が「最も合理的」として評価すべき理由については、選定時においてより丁寧な検討を行い、市民に対する説明責任を果たすべきである。

★★意見79

岡山市の文化振興を図っていく上で重要な拠点施設であるからこそ、従前の枠組みにとらわれることなく、公募型プロポーザル方式等によるサウンディング調査を実施し、広く民間のノウハウを募集することが望ましい。

3 マネジメント推進委員会における審議

- (1) 現指定管理者は、平成28年1月18日市民生活局公共施設等マネジメント推進委員会において指定管理候補者として選定されている。
- (2) 市民生活局公共施設等マネジメント推進委員会運営要領第3条第5項において、「指定管理者

の候補者の公募の方法によらない選定に関すること」(岡山市管理規則第4条第2号)については、委員長及び委員は、自己と利害関係にあるときは、これを協議・検討する会議には参加することができないとされている。

しかし、上記推進委員会の出席者には、指定管理候補者の理事である岡山市職員が含まれており、前記運営要領に違反している。

★★★指摘16

市民生活局公共施設等マネジメント推進委員会運営要領に従い、推進委員会における本施設の指定管理候補者選定に関する審議の際には、指定管理者の理事である岡山市職員を出席させないよう徹底されたい。

- (3) 指定管理者として指定されるための条例上の要件は、①その事業計画によるホールの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること、②その事業計画の内容がホールの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、③その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること、④その他市長が必要と認める事項(岡山シンフォニーホール条例第1条の3第2項各号)となっている。

平成27年11月24日開催の平成27年度第1回推進委員会及び同月30日開催の同年度第2回推進委員会においては、指定管理料の上限額の積算の妥当性などに関する質疑があり、平成28年1月18日開催の同年度第4回推進委員会では、申請者からのヒアリングが実施され、赤字となった自主事業の改善策や利用者ニーズを把握するための取組等についての質疑もなされていた。

このように推進委員会における審議において、指定管理料の上限額の積算の妥当性や申請者の指定管理者としての適格性等に関する実質的な議論がなされている点については評価することができる。

- (4) 平成27年3月19日開催の平成26年度第2回推進委員会において、岡山市管理規則第5条第1項第3号の要件に該当する旨の判断がなされているが、会議録には結論のみ記載されており、該当すると判断する理由については記載されておらず、慎重に議論がなされた様子はいかがわれない。

岡山市管理規則第5条第1項第3号への該当性については、推進委員会において公正に議論し、厳格に判断されたい。

★★意見80

岡山市管理規則第5条第1項第3号への該当性については、推進委員会において公正に議論し、厳格に判断されたい。

4 指定管理料の上限額の積算方法

- (1) 指定管理料の上限額の積算に際しては、決算状況を基礎として、指定管理者から提出されたと思われる人件費や第三者委託の内容が詳細に記載された資料も参考にして詳細に積算されており、この点は評価できる。

もっとも、基本的には過去の決算状況や従前の指定管理者から提出された人件費や第三者委

託に関する資料をベースに指定管理料の上限額を積算するものに止まっており、本来、第3部（総論）・第3章・第2・3 [39～41頁] 記載のとおり、統一的な考え方に基づく一定の算定基準に基づいて積算することが望ましい（意見14）。

- (2) 統一的な考え方が整理されていない場合も、施設所管課において一般的な市場価格を調査する（参考見積を取得する方法も考えられる）等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

★★意見81

指定管理料の上限額の積算方法について、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

第4 協定

1 使用料徴収委託

- (1) 使用料徴収委託契約書を別途締結すべきこと

ア 本施設については、現指定管理者に対して使用料徴収委託がなされているが、基本協定書第4条第3項において、「乙は、前項の使用料を施設の使用人から徴収し、甲に納付しなければならない。」とされているのみであり、別途、使用料徴収委託契約書は締結されていない。

イ 第3部（総論）・第4章・第5・2 [60～62頁] 記載のとおり（意見30）。

- (2) 使用料徴収業務の位置付けが不適切であること

第3部（総論）・第4章・第5・3 [62頁] 記載のとおり（意見31）。

2 リスク分担

- (1) 基本協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見82

基本協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

- (2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見83

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

- (3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者の管理業務により生じたもの及び老朽化または不可抗力により生じた軽微な損傷については指定管理者の負担、老朽化または不可抗力により生じた重大な損傷については岡山市の負担とされている。

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見84

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れないよう規定されたい。

イ また、管理業務仕様書6「施設の修繕に関する事項」において、軽微・重大を区別する基準に関し、1件の見積額が100万円未満の修繕については指定管理者の負担、100万円以上の修繕については岡山市の負担とされていると思われる（なお、リスク分担表と管理業務仕様書の関係を含め、必ずしも明確ではない）。

施設所管課に対するヒアリングに際し、基準額が100万円となった理由を確認したが、明確な理由は説明されなかった。かかる基準額については、施設の種類、老朽度、利用度等を具体的に考慮した上で、個別に決定されるべきである。

★★意見85

軽微・重大を区別する基準額については、施設の種類、老朽度、利用度等を考慮し、施設ごとに決定すべきである。

ウ リスク分担表及び管理業務仕様書において、指定管理者が負担すべき修繕費の上限が制限されておらず、指定管理者が負うべきリスクの範囲が明確でない。また、「1件」の範囲についても明確ではない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべき修繕責任の範囲については、できる限り明確にされたい。

★★意見86

管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見87

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

3 備品管理

基本協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されているが、管理業務仕様書では必ずしもこれらの区別を明確に想定した記載になっておらず、

備品の取扱いが不明確である。特に、管理業務仕様書において指定管理者が準備するものとされている「指定管理業務を行う上で必要となる消耗品」の権利関係（上記Ⅱ種とⅢ種の区別）が曖昧な状態となっているので、この点を明確にする必要がある。

また、施設所管課からのヒアリングによれば、本施設について備品（Ⅱ種）として、サーモグラフィがあるとのことであった。そうであるならば、管理業務仕様書にその旨を記載し、備品（Ⅱ種）の存在を明確にすべきである。

★★意見 88

備品（特にⅡ種及びⅢ種）に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。備品（Ⅱ種）に分類すべき物品がある場合は、管理業務仕様書への記載を徹底されたい。

★★意見 89

本背施設について、サーモグラフィが備品（Ⅱ種）として設定されているとのことであるので、管理業務仕様書への記載を徹底されたい。

4 賠償責任保険

- (1) 施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者が賠償責任保険に加入していることについては、指定管理者から契約書等を提出させて確認しているが、岡山市が加入している保険内容との重複の有無については確認していないとのことであった。
- (2) 第3部（総論）・第4章・第6・3～6〔63～65頁〕記載のとおり。

★★意見 90

募集要項等に岡山市が加入している保険内容や指定管理者が加入すべき保険内容について明記し、指定管理者が保険に加入した事実及びその保険内容を確認するため、保険証券等の提出を求めるべきである。

5 指定管理料の支払方法

本施設の指定管理料の支払方法は、精算返納が予定された概算払いが採用されている。

指定管理料の支払方法については、後払いが原則とされるべきであるが、施設所管課からは、①本施設が地域文化の向上を図るため、芸術鑑賞と文化活動の拠点として設置された施設であり、公益性の高い文化事業の実施が必要とされていることから、大きな収益をあげることは難しいこと、②施設の指定管理料は、過去の施設管理運営実績に基づき積算しており、これまでも継続して経費節減の取組がなされていることから、大幅なコスト削減は難しいことなどの理由から、仮に指定管理料の支払方法を原則どおり後払いとした場合、施設の運営資金が不足し、経費節減のために指定管理者としてやむなくサービスの質を低下させざるを得ない状況を作り出すおそれがあるとの説明があった。

しかし、本施設は、公益性を有する施設ではあるものの、経営努力による収益力の向上やコストの削減等も期待できる施設であると思われる。また、指定管理料を後払いとした場合において、施設の運営資金が不足し、経費節減のために指定管理者としてやむなくサービスの質を低下させざるを得ない状況となる蓋然性がどの程度あるのか定かではないし、指定管理者との協定時、施

設所管課において、その点についての十分な検討がなされたともいえない。

したがって、指定管理料の支払方法は後払いが原則であることを前提に、例外的に概算払いとすべきやむを得ない事情があるか否かについてはより慎重に検討すべきである。

★★意見91

施設所管課において、本施設の指定管理料の支払方法は後払いが原則であることを前提に、例外的に概算払いとすべきやむを得ない事情があるか否かについてより慎重に検討されたい。

第5 モニタリング

1 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

- (1) 施設所管課からのヒアリングによれば、適宜、指定管理者との間で情報交換を行っているため、指定管理者との間での連絡会議や実地調査は行っていないとのことであった。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

2 労働法令遵守についてのモニタリングを実施すべきこと

- (1) 施設所管課によると、指定管理者が適正な労働条件等を確保しているかという点については、事業計画書で確認しているとのことであったが、事業計画書の確認のみでは十分とはいえない。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(2)及び(4) [81～83頁] 記載のとおり（意見46）。

第6 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 基本協定書第18条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がこれらの義務を果たしているかという点について、指定管理者が定めた規程を確認しているとのことであったため、同規程（個人情報保護規程）の提供を受けて確認したところ、個人情報管理のための詳細な内容が定めてあった。

- (2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 基本協定書第18条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課は、指定管理者が上記の措置を講じているか確認していない。

- (2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第2節 区政推進課

第1款 岡山市建部町文化センター

第1 施設の概要

施設名	岡山市建部町文化センター		施設数	1
所在地	岡山市北区建部町建部上 899 番地			
担当課	市民生活局 区政推進課			
開設年月日	平成 11 年 2 月 26 日	建設費 (千円)	3,925,000	
根拠法令	岡山市建部町文化センター条例			
施設の設置目的	地域文化の創造を図るとともに、市民が行う文化活動、健康増進活動及び生涯学習活動を支援するため。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募 (応募数)・非公募	
	建部町文化センターコンソーシアム	R2.4.1~R7.3.31 (5年)	公募 (1)	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料 (千円)	51,000	51,000	51,472	
年間利用者数 (人)	47,023	50,825	54,395	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容		施設利用料
自主事業の有無	有	自主事業の概要	スイミング教室、自動販売機等	
備考				

第2 指定管理の概要

1 指定管理業務

指定管理業務の概要は、

- ① 施設の開錠、施錠管理
- ② 大ホール、小ホール、多目的室等の施設及び設備の予約・受付に関する業務
- ③ 大ホール、小ホール、多目的室等の施設及び設備の利用許可に関する業務
- ④ 大ホール、小ホール、多目的室等の施設及び設備の利用料金の収納、減免、還付に関する業務
- ⑤ 大ホール、小ホールの舞台運営に関する業務
- ⑥ その他の管理施設の使用許可に関する業務
- ⑦ 温水プールの入場予約・受付、施設利用指導に関する業務
- ⑧ 温水プールの利用許可に関する業務
- ⑨ 温水プールの利用料金の収納、減免、還付に関する業務
- ⑩ 施設、設備、備品等の維持管理に関する業務
- ⑪ 高圧ガス保守点検に関する業務
- ⑫ 安全管理、事故等への対応に関する業務
- ⑬ 清掃業務に関する業務

- ⑭ 警備業務に関する業務
- ⑮ 温水プールの運営に関する業務
- ⑯ トレーニング室（軽運動室）の運営に関する業務
- ⑰ 各種報告、調査に関する業務
- ⑱ 苦情、要望、トラブル等の対応に関する業務
- ⑲ 使用者及び利用者対応に関する業務
- ⑳ 敷地内の環境整備に関する業務
- ㉑ 光熱水費等の支払いに関する業務
- ㉒ 利用促進に関する業務
- ㉓ その他施設の管理上岡山市が必要と認める業務

である。

2 自主事業

「地域文化の創造を図るとともに、市民が行う文化活動、健康増進活動及び生涯学習活動を支援するため」という施設の設置目的に合致する自主事業としてスイミング教室、ピアノコンサート、リトミック等が実施されているほか、自動販売機の設置等の目的外自主事業も実施されている。

第3 指定管理候補者の選定

1 公募状況

(1) 応募者数

令和元年9月に実施された直近公募の際、説明会には4者が参加しているところ、応募に至ったのは説明会に参加した4者のうち3者で結成された共同事業体の1者であり、もう1者からの応募はなかった。

かかる共同事業体1者の応募者から指定管理料上限額とほぼ同額による事業計画書が提出され、その金額が指定管理料の協定額となっている。

指定管理者制度の根幹が複数の応募者による競争にあることに照らし、このような応募状況は健全とはいえないし、また、管理経費の削減が公募における最大の目的ではないとはいえ、公募の目的が達成されたとはいえない。

説明会に参加した1者が実際に応募に至らなかった理由を、応募辞退者に対してヒアリングするなどの方法により究明し、応募者を増やす工夫につなげる必要があると考える。

★★意見92

説明会に参加したにもかかわらず実際に応募に至らなかった理由を究明し、応募者を増やす工夫につなげる必要がある。

(2) 公募期間

直近の指定管理者選定時における公募期間(募集要項配布から応募受付期間終了までの日数)は32日である。

標準的な公募期間(30日)は上回っているが、施設の規模や管理業務の複雑性等に鑑みると不十分である。総論でも述べたとおり、多数の候補者が応募しやすくするため、できるだけ

公募期間を長くとることが望ましい。特に、本施設においては、直近選定時において応募者が1者のみであったことから、応募者を増やす工夫がより一層求められると考える。

★★意見93

公募期間については十分な期間をとることが望ましい。

2 条例の規定

(1) 公募原則を条例に明記すべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。

(2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

3 指定管理料の上限額の積算方法

(1) 施設所管課から提出された指定管理料の上限額の積算資料には、「次回指定管理より、プール内湿気対策として営業時間中は空調機を作動したままにするため、光熱水費の増加が予測される。そのため、光熱水費の増加に備え、金額が高い27年度と29年度の平均値とする。」との記載があり、本施設の個別的な事情を考慮した上で積算をしようとしている点は評価できる。

もっとも、人件費について過去4年間の平均に積算時の最低賃金の上昇率を乗じて積算しているように、基本的には過去4年間の平均値をベースにして、指定管理料の上限額を積算している。

しかし、第3部（総論）・第3章・第2・3 [39～41頁] 記載のとおり、本来、統一的な考え方に基づく一定の算定基準に基づいて積算することが望ましい（意見14）。

(2) 統一的な考え方が整理されていない場合も、施設所管課において一般的な市場価格を調査する（参考見積を取得する方法も考えられる）等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

★★意見94

指定管理料の上限額の積算方法について、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

第4 協定

1 備品管理

協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されているが、管理業務仕様書では必ずしもこれらの区別を明確に想定した記載になっておらず、備品の取扱いが不明確である。特に、管理業務仕様書において指定管理者が必要に応じ購入又は調達するものとされている「(1)の附属設備及び物品を除き、管理業務の用に供するため必要な物品」の権利関係（上記Ⅱ種とⅢ種の区別）が曖昧な状態となっているので、この点を明確にする必要がある。

また、施設所管課からのヒアリングによれば、本施設について備品（Ⅱ種）の設定がないとのことであった。そうであるならば、備品（Ⅱ種）に関する協定書の記載は削除されるべきである。

★★意見95

備品（特にⅡ種及びⅢ種）に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。備品（Ⅱ種）の設定がないのであれば、これに関する協定書の記載は削除するべきである。

2 リスク分担

(1) 協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見96

協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見97

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者の管理業務により生じたもの及び老朽化または不可抗力により生じた軽微な損傷については指定管理者の負担、老朽化または不可抗力により生じた重大な損傷については岡山市の負担とされている。

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見98

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

イ また、管理業務仕様書6「施設の修繕に関する事項」において、軽微・重大を区別する基準に関し、1件の見積額が100万円未満の修繕については指定管理者の負担、100万円以上の修繕については岡山市の負担とされていると思われる（なお、リスク分担表と管理業務仕様書の関係を含め、必ずしも明確ではない）。

施設所管課に対するヒアリングに際し、基準額が100万円となった理由を確認したが、明確な理由は説明されなかった。かかる基準額については、施設の種類、老朽度、利用度等を具体的に考慮した上で、個別に決定されるべきである。

★★意見99

軽微・重大を区別する基準額については、施設の種類、老朽度、利用度等を考慮し、施設ごとに決定すべきである。

ウ リスク分担表及び管理業務仕様書において、指定管理者が負担すべき修繕費の上限が制限されておらず、指定管理者が負うべきリスクの範囲が明確でない。また、「1件」の範囲についても明確ではない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべき修繕責任の範囲については、できる限り明確にされたい。

★★意見100

管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見101

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

(5) なお、協定書のリスク分担表について、「建部中学校の水泳授業で生徒及び第三者に生じた損害の賠償責任」及び「建部中学校の水泳授業で生じた管理物件の損傷に対する修繕責任」の項目が追加されており、本施設の個別的な事情に応じたリスク分担表を作成したものと評価することができる。

3 賠償責任保険

(1) 施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者が賠償責任保険に加入していることについては、指定管理者から保険加入の事実を口頭で確認しているのみで、保険証券等を提出させることによる確認はしておらず、岡山市が加入している保険内容との重複の有無についても確認していないとのことであった。

(2) 第3部（総論）・第4章・第6・3～6 [63～65頁] 記載のとおり。

★★意見102

募集要項等に岡山市が加入している保険内容や指定管理者が加入すべき保険内容について明記し、指定管理者が保険に加入した事実及びその保険内容を確認するため、保険証券等の提出を求めるべきである。

第5 施設の管理運営

1 利用料金の減免

- (1) 本施設については、利用料金制が採用されているが、利用料金は私法上の債権であることから、指定管理者が自らの権限に基づいて徴収することになる。しかし、公の施設の利用料金である以上、その減免についても差別的な取扱いがあってはならない。
- (2) この点につき、利用料金承認書には、概ね条例に規定された使用料の減免基準に則った利用料金の減免基準が記載されており、利用料金の減免基準を含めて利用料金の事前承認が実施されていることは適切である。
- (3) しかし、上記利用料金承認書の中では、「市内の文化団体等が主催する事業で、指定管理者が適当と認める事業に利用する場合」は「利用料の50パーセントを減額」し、「市又は教育委員会が後援する事業のうち、指定管理者が適当と認める事業に利用する場合」は「利用料の30パーセントを減額」するものとされている。

上記各減免基準は、減免を適当と認めるか否かの判断を指定管理者に委ねる内容となっており、その運用次第では、指定管理者による恣意的な運用が懸念される基準といわざるを得ない。

上記のとおり、利用料金については原則的に指定管理者が自由に決定できるとはいえ、これはあくまでも基準の設定についての裁量であって、減免の当否そのものに関する自由裁量を指定管理者に与えることは不適切であり、「指定管理者が適当と認める事業」との文言については修正が望ましい。

★★意見103

利用料金の減免については、あらかじめ承認された一定の基準に基づいて行われるべきであり、指定管理者に減免判断の自由裁量を与えることは不適切である。「指定管理者が適当と認める事業」との文言については修正が望ましい。

- (4) また、上記のような取扱いを防止するため、あらかじめその基本的な考え方（例えば、「指定管理者は市長が定める基準に従い利用料金を減免できる」ことなど）を条例あるいは協定書・管理業務仕様書に規定しておくことが望ましく、公募に際しては、現状の減免基準など具体的な内容を募集要項等で示した上で、応募者から減免方針についての提案を求めることが適当である¹¹⁵。

2 建部中学校水泳授業への協力

管理業務仕様書において、「建部中学校水泳授業への協力」が求められており、本施設については、「岡山市立建部中学校が行う水泳授業の場所として、建部中学校と日程を打ち合わせ、25メートル温泉プールと更衣室を…利用させること」とされている。

一定の利用者について施設の排他的利用をさせる取扱いであり、利用者間における不当な差別的な取扱いを禁じている法第244条第3項との関係が一応問題となるが、岡山市建部町文化センター条例施行規則第4条所定の開館時間外のみ利用とされているなどの配慮がなされており、違法とまではいえないものとする。

¹¹⁵ 堺市「指定管理者制度活用のためのガイドライン」・18頁

第6 モニタリング

1 事業報告書の記載

- (1) 事業報告書については、協定書第8条第2項第1号において「情報開示に関する事項」の報告が求められているが、指定管理者から提出されている事業報告書には同事項に関する記載がない。開示実績がないのであれば、「ない」旨を記載するように改善指導されたい。

なお、事業報告書に「情報開示の状況」として添付されている、①国税、県税、及び市税の納税証明書、②当該年度の団体の経営状態を説明するための書類、③社会保険料納入証明書は、「情報開示に関する事項」についての報告とはいえない。

★★意見104

施設所管課において、事業報告書に「情報開示に関する事項」を記載するよう改善指導されたい。

- (2) また、指定管理者から提出されている事業報告書には、本施設の劣化状況や修繕についての記載がなされており、施設管理上必要な情報といえるが、協定書及び管理業務仕様書のいずれにおいても、指定管理者に対して、施設の劣化状況や修繕履歴について明確に報告を求める内容とはなっていない。

協定書及び管理業務仕様書において、「施設の劣化状況及び修繕履歴」を事業報告書の必要的記載事項として明示的に位置付けるべきである。

★★意見105

協定書及び管理業務仕様書において、事業報告書の必要的記載事項として「施設の劣化状況及び修繕履歴」を明示されたい。

2 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

- (1) 施設所管課からのヒアリングによれば、適宜、指定管理者との間で情報交換を行い、所管課の職員が現地にも訪問していることから、指定管理者との間での連絡会議や実地調査は行っていないとのことであった。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

3 労働法令遵守についてのモニタリングを実施すべきこと

- (1) 施設所管課によると、指定管理者が適正な労働条件等を確保しているか否かについて確認していないとのことであった。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(2)及び(4) [81～83頁] 記載のとおり（意見46）。

第7 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 協定書第18条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、指定管理者が上記の措置が講じているか否かについて、施設所管課による確認はな

されていない状況である。

(2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 協定書第18条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課は、指定管理者が上記の措置を講じているか確認していない。

(2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第2款 岡山市灘崎文化センター

第1 施設の概要

施設名	岡山市灘崎文化センター		施設数	1
所在地	岡山市南区片岡186番地			
担当課	市民生活局 区政推進課			
開設年月日	平成6年12月1日	建設費（千円）	1,744,262	
根拠法令	岡山市灘崎文化センター条例			
施設の設置目的	地域住民の文化及び教養の向上並びに生涯学習の推進を図るため。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	クラレテクノ株式会社	R2.4.1～R7.3.31 (5年)	公募（1）	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料（千円）	15,820	15,940	15,975	
年間利用者数（人）	50,466	62,129	61,061	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容		施設利用料
自主事業の有無	有	自主事業の概要	映画会、人形劇、自動販売機等	
備考				

第2 指定管理の概要

1 指定管理業務

指定管理業務の概要は、

- ① 施設等の利用許可及び利用料金の収納に関する業務
- ② 施設等の管理運営に関する業務
- ③ 施設及び物品の維持管理に関する業務（附属設備を含む。）
- ④ その他センターの運営に管理運営上必要な業務

である。

2 自主事業

「地域住民の文化及び教養の向上並びに生涯学習の推進を図るため」という施設の設置目的に合致する自主事業としてピアノのレンタル等が実施されているほか、自動販売機の設置等の目的

外自主事業も実施されている。

第3 指定管理候補者の選定

1 公募状況

(1) 応募者数

令和元年9月に実施された直近公募では、説明会への参加が1者、応募者も1者であった。応募者を増やす工夫が必要であり、継続的に検討されたい。

(2) 公募期間

直近の指定管理者選定時における公募期間(募集要項配布から応募受付期間終了までの日数)は32日である。

標準的な公募期間(30日)は上回っているが、想定されている管理業務の複雑性等に鑑みると、なお不十分といえる。総論でも述べたとおり、多数の候補者が応募しやすくするため、できるだけ公募期間を長くとることが望ましい。

★★意見106

公募期間については十分な期間をとることが望ましい。

2 条例の規定

(1) 公募原則を条例に明記すべきこと

第3部(総論)・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり(指摘2、指摘3)。

(2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと

第3部(総論)・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり(意見8)。

3 指定管理料の上限額の積算方法

(1) 施設所管課から提出された指定管理料の積算資料によれば、本施設の指定管理料の上限額については、基本的に過去4年間の平均値をベースにして積算されている。人件費については、過去4年間の平均値よりも約250万円高額の積算となっているが、「開館時間前後にも準備点検などがあり、ローテーション及び時差による勤務体制が必要」との理由で、直近年度(平成30年度)の実績額に基づき、適正な勤務体制の観点からあらためて積算されているとのことである。施設管理の実情に応じた積算を行っている点については評価できる。

しかし、第3部(総論)・第3章・第2・3 [39～41頁] 記載のとおり、本来、統一的な考え方に基づく一定の算定基準に基づいて積算することが望ましい(意見14)。

(2) 統一的な考え方が整理されていない場合も、施設所管課において一般的な市場価格を調査する(参考見積を取得する方法も考えられる)等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

★★意見107

指定管理料の上限額の積算方法について、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

第4 協定

1 備品管理

協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されているが、管理業務仕様書では必ずしもこれらの区別を明確に想定した記載になっておらず、備品の取扱いが不明確である。特に、管理業務仕様書において指定管理者が必要に応じ購入又は調達するものとされている「(1)の附属設備及び物品を除き、管理業務の用に供するため必要な物品」の権利関係（上記Ⅱ種とⅢ種の区別）が曖昧な状態となっているので、この点を明確にする必要がある。

施設所管課からのヒアリングによれば、本施設について備品（Ⅱ種）の設定がないとのことであった。そうであるならば、備品（Ⅱ種）に関する協定書の記載は削除されるべきである。

★★意見108

備品（特にⅡ種及びⅢ種）に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。備品（Ⅱ種）の設定がないのであれば、これに関する協定書の記載は削除するべきである。

2 リスク分担

(1) 協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見109

協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見110

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者の管理業務により生じたもの及び老朽化または不可抗力により生じた軽微な損傷については指定管理者の負担、老朽化または不可抗力により生じた重大な損傷については岡山市の負担とされている。

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見111

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

イ また、管理業務仕様書6「施設の修繕に関する事項」において、軽微・重大を区別する基準に関し、1件の見積額が100万円未満の修繕については指定管理者の負担、100万円以上の修繕については岡山市の負担とされていると思われる（なお、リスク分担表と管理業務仕様書の関係を含め、必ずしも明確ではない）。

施設所管課に対するヒアリングに際し、基準額が100万円となった理由を確認したが、明確な理由は説明されなかった。かかる基準額については、施設の種類、老朽度、利用度等を具体的に考慮した上で、個別に決定されるべきである。

★★意見112

軽微・重大を区別する基準額については、施設の種類、老朽度、利用度等を考慮し、施設ごとに決定すべきである。

ウ リスク分担表及び管理業務仕様書において、指定管理者が負担すべき修繕費の上限が制限されておらず、指定管理者が負うべきリスクの範囲が明確でない。また、「1件」の範囲についても明確ではない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべき修繕責任の範囲については、できる限り明確にされたい。

★★意見113

管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見114

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

3 賠償責任保険

(1) 施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者が賠償責任保険に加入していることについては、指定管理者から保険加入の事実を口頭で確認しているのみで、保険証券等を提出させることによる確認はしておらず、岡山市が加入している保険内容との重複の有無についても確認していないとのことであった。

(2) 第3部（総論）・第4章・第6・3～6 [63～65頁] 記載のとおり。

★★意見115

募集要項等に岡山市が加入している保険内容や指定管理者が加入すべき保険内容について明記し、指定管理者が保険に加入した事実及びその保険内容を確認するため、保険証券等の提出を求めるべきである。

第5 施設の管理運営（利用料金の減免）

- 1 本施設については、利用料金制が採用されているが、利用料金は私法上の債権であることから、指定管理者が自らの権限に基づいて徴収することになる。しかし、公の施設の利用料金である以上、その減免についても差別的な取扱いがあってはならない。
- 2 この点につき、指定管理者から提出された施設利用料金の承認申請には、概ね条例に規定された使用料の減免基準に則った利用料金の減免基準が記載されており、利用料金の減免基準を含めて利用料金の事前承認が実施されていることは適切である。
- 3 しかし、上記承認申請の中には、「指定管理者が特に必要と認めるとき」に、「指定管理者が必要と認める額」の利用料金の減免が認められるという内容が含まれており、恣意的な運用を可能とする基準といわざるを得ない。

上記のとおり、利用料金については原則的に指定管理者が自由に決定できるとはいえ、これはあくまでも基準の設定についての裁量であって、不合理な基準について承認を与えるべきではない。上記の内容は基準としての意味を有しておらず、このような何らの基準に基づかない減免に関する自由裁量を指定管理者に与えることは不適切である。

★★意見116

利用料金の減免については、あらかじめ承認された一定の基準に基づいて行われるべきであり、指定管理者に減免判断の自由裁量を与えることは不適切である。

- (4) また、上記のような取扱いを防止するため、あらかじめその基本的な考え方（例えば、「指定管理者は市長が定める基準に従い利用料金を減免できる」ことなど）を条例あるいは協定書・管理業務仕様書に規定しておくことが望ましく、公募に際しては、現状の減免基準など具体的な内容を募集要項等で示した上で、応募者から減免方針についての提案を求めることが適当である¹¹⁶。

第6 モニタリング

1 事業報告書の記載

- (1) 指定管理者から提出されている事業報告書について、協定書第8条第2項第1号において「情報開示に関する事項」の報告が求められているところ、同事項に関する記載が見当たらない。施設所管課において、指定管理者に対し、条例、規則、協定及び管理業務仕様書に定められた全ての事項について記載された事業報告書を提出させるように徹底すべきである。

¹¹⁶ 堺市「指定管理者制度活用のためのガイドライン」・18頁

★★★指摘17

施設所管課において、指定管理者に対し、条例、規則、協定及び管理業務仕様書に定められた全ての事項について記載された事業報告書を提出させるように徹底すべきである。

- (2) また、指定管理者から提出されている事業報告書には、本施設に関する「修繕実績一覧表」が添付されている。

しかし、協定及び管理業務仕様書のいずれについても、指定管理者に対し、施設の劣化状況や修繕履歴に関する報告を求める内容とはなっていない。

協定書及び管理業務仕様書において、「施設の劣化状況及び修繕履歴」を事業報告書の必要的記載事項として明示的に位置付けるべきである。

★★意見117

協定書及び管理業務仕様書において、「施設の劣化状況及び修繕履歴」を事業報告書の必要的記載事項として明示的に位置付けるべきである。

2 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

- (1) 施設所管課からのヒアリングによれば、適宜、指定管理者との間で情報交換を行い、所管課の職員が現地にも訪問していることから、指定管理者との間での連絡会議や実地調査は行っていないとのことであった。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

3 労働法令遵守についてのモニタリングを実施すべきこと

- (1) 施設所管課によると、指定管理者が適正な労働条件等を確保しているか否かについて確認していないとのことであった。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(2)及び(4) [81～83頁] 記載のとおり（意見46）。

第7 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 協定書第18条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。
- しかし、指定管理者が上記の措置が講じているか否かについて、施設所管課による確認はなされていない状況である。

- (2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 協定書第18条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。
- しかし、施設所管課は、指定管理者が上記の措置を講じているか確認していない。

- (2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第3節 スポーツ振興課

第1款 岡山市社会体育施設24施設

第1 施設の概要

施設名	社会体育施設24施設	施設数	24
所在地	①奥市公園補助野球場 岡山市中区奥市3番11号 ②奥市公園野球場 岡山市中区奥市3番11号 ③奥市公園相撲場 岡山市中区奥市3番11号 ④当新田公園サッカー場 岡山市南区当新田488番地 ⑤二日市公園テニスコート 岡山市北区二日市町51番地 ⑥向州公園補助野球場 岡山市東区向州 ⑦向州公園テニスコート 岡山市東区向州 ⑧上道公園野球場 岡山市東区竹原488番地 ⑨神崎山公園競技場 岡山市東区神崎町744番地 ⑩足守テニスコート 岡山市北区足守718番地 ⑪牟佐スポーツ広場 岡山市北区牟佐1177番地1 ⑫西大寺武道館 岡山市東区西大寺東二丁目1番80号 ⑬野山武道館 岡山市北区野瀬西町1650番地 ⑭吉備津弓道場 岡山市北区吉備津931番地 ⑮小串スポーツ広場 岡山市南区小串1037番地1 ⑯桑野スポーツ広場 岡山市中区桑野291番地8 ⑰財田スポーツ広場 岡山市中区長岡4番地101 ⑱興除テニスコート 岡山市南区中畦589番地3 ⑲東山プールテニスコート・バレーポールコート 岡山市中区赤坂本町11番50号 ⑳瀬戸町総合運動公園 岡山市東区瀬戸町南方1311番地 ㉑瀬戸町江尻レストパーク 岡山市東区瀬戸町江尻990番地 ㉒瀬戸町カヌー艇庫 岡山市東区瀬戸町大内1795番地2、1847番地1 ㉓灘崎野球場 岡山市南区北七区61番地4 ㉔灘崎体育センター 岡山市南区彦崎2686番地		
担当課	市民生活局 スポーツ振興課		
開設年月日	①昭和37年10月 ②昭和37年10月 ③不明 ④昭和43年3月 ⑤昭和51年9月 ⑥昭和37年10月 ⑦昭和9年11月 ⑧昭和50年	建設費(千円)	①記載なし ②58,388 ③記載なし ④記載なし ⑤記載なし ⑥1,190 ⑦記載なし ⑧記載なし

	⑨平成 11 年 2 月 ⑩昭和 46 年 3 月 ⑪平成 9 年 4 月 ⑫昭和 58 年 3 月 ⑬昭和 55 年 3 月 ⑭昭和 37 年 9 月 ⑮平成 9 年 4 月 ⑯平成 13 年 4 月 ⑰平成 13 年 5 月 ⑱平成 13 年 5 月 ⑲昭和 37 年 7 月 ⑳平成 2 年 4 月 ㉑平成 18 年 4 月 ㉒平成 18 年 4 月 ㉓昭和 56 年 3 月 ㉔昭和 57 年 3 月		⑨記載なし ⑩1,480 ⑪20,411 ⑫368,000 ⑬48,081 ⑭11,090 ⑮25,389 ⑯7,328 ⑰8,136 ⑱記載なし ⑲記載なし ⑳1,000,000 ㉑15,750 ㉒記載なし ㉓記載なし ㉔記載なし
根拠法令	スポーツ基本法第 12 条、都市公園法第 2 条、岡山市社会体育施設条例、岡山市公園条例		
施設の設置目的	市民のスポーツの振興と体力づくりの推進を図り、もって市民の健康にして文化的な生活の向上に資するため。		
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募
	両備ホールディングス株式会社	H28.4.1～R3.3.31 (5 年)	公募 (1)
	H29	H30	H31・R1
指定管理料（千円）	88,834	88,834	90,236
年間利用者数（人）	583,187	589,538	530,618
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	
施設利用料	有	自主事業の概要	テニス教室、自動販売機
備考			

第 2 指定管理の概要

1 指定管理業務

指定管理業務の概要は、

- ① 施設の予約、受付及び使用許可に関する業務
- ② 施設の利用料金の徴収・減免及び還付に関する業務
- ③ 施設の調整会議に関する業務
- ④ 警備業務
- ⑤ 清掃業務
- ⑥ 施設の維持管理・修繕・整備及び巡回
- ⑦ 植栽管理

- ⑧ 光熱水費等の支払い
- ⑨ し尿の収集、同手数料の支払い及び浄化槽の維持管理
- ⑩ 緊急対応等に関する業務

である。

2 自主事業

「市民のスポーツの振興と体力づくりの推進を図り、もって市民の健康にして文化的な生活の向上に資する」という施設の設置目的に合致する自主事業としてテニス教室等が実施されているほか、自動販売機設置といった目的外自主事業も実施されている。

第3 指定管理候補者の選定

1 公募状況

(1) 応募者数

平成27年度に実施された公募において、応募者は1者にとどまっており、応募者を増やす工夫がより一層求められると考える。

(2) 公募期間

直近の指定管理者選定時における公募期間(募集要項配布から応募受付期間終了までの日数)は35日である。

標準的な公募期間(30日)は上回っているが、多数の体育施設を一括管理することが想定されているため、参考資料を含めた募集要項の分量は非常に大部であり、また、指定管理料と利用料金を合計した単年度予算が1億円を超える施設であることからすれば、上記の公募期間はあまりにも不十分といわざるを得ない。

総論でも述べたとおり、多数の候補者が応募しやすくするため、できるだけ公募期間を長くとることが望ましい。

★★意見118

公募期間については十分な期間をとることが望ましい。

(3) 募集要項

募集要項には、直近3年度分の歳入と支出項目のうちの水道光熱費、修繕一覧が記載されており、この点は適切である。

しかし、管理に当たって必要なその他の多種多様な管理業務に係る支出については、支出の費目が記載されているのみで、金額の概要すら記載されておらず、新規参入者に対して積極的な検討を促すために必要な情報の開示が不足している。そのため、新規参入を検討する民間事業者にとっては参入障壁が高い状況になっているものといわざるを得ない。

支出の概要を公表することによるデメリットとしては、指定管理料に関する競争が阻害される可能性を考えることができるが、管理経費の削減は公募の最大の目的ではなく、最適なサービスの提供者を選定することにあるから、支出の概要を公表することにより、指定管理料に関する競争が多少阻害されたとしても、応募者が1者に止まっている現状においては、まずは多くの民間事業者に応募を検討してもらうことを優先すべきである。

とりわけ本施設のように複雑な事業計画案の提出が求められる公募においては、積極的に管

理業務の収支を公表すべきである。

★★意見119

募集要項には管理業務に係る収支の状況を記載すべきである。

(4) 管理対象施設

市内全域の24の社会体育施設について一括で指定管理者を指定しており、指定管理者となりうるのはある程度の規模をもつ事業者に限定されることになる。一括での指定は、規模の経済の観点から効率的な管理が可能となるメリットがある一方、複数の事業者による競争環境を確保するという面からは、参入可能な事業者が少数となるためデメリットにもなりうる。

施設所管課からのヒアリングの際、上記のデメリットを回避するため、例えば、管理対象を区ごとに分ける等の方法がとれないか確認したところ、その場合、利用者が利用料金を支払う場合に当該地域の施設において利用料金の支払いをしなければならないなどの不便が生じるため、利用者の利便性を考慮したものとの説明があった。

しかし、利用者の利便性を考慮するのであれば、利用料金の支払方法について窓口による支払いのみではなく、銀行振込などの他の支払方法を検討してもよいと思われる。

応募者が1者にとどまっている現状においては、必ずしも一括管理のメリットがデメリットを上回っているとはいえないと思われる。管理対象の区分について議論を深めるべきである。

★★意見120

管理対象の区分について、一括管理のメリット・デメリットの観点から議論を深め、再考することが望ましい。

(5) サウンディング調査

総論で述べたとおり、選定手続に先立ち、民間事業者の意向を把握するため、ヒアリング等の調査（サウンディングとも呼ばれる）を実施し、公募の条件が民間事業者にとってどのように映っているのかを把握した上で条件設定を行うという選択肢もあり、応募者を増加させる施策になる可能性がある。

あるいは、公募型プロポーザル方式によるサウンディングを実施した上、PFI法に基づく特定事業として施設の整備・運営を一括で民間委託するといった様々な方向性も考えられる。

公共性の高い施設であるから、サウンディング調査を活用することも検討されたい。

★★意見121

応募辞退者に対してその理由を確認したり、公募に先立ち、サウンディング調査等を実施して、より多くの民間事業者からの応募を得られるよう募集のあり方を検討されたい。

2 条例の規定

(1) 公募原則を条例に明記すべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。

(2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

3 指定管理料の上限額の積算方法

(1) 本施設の指定管理料上限額の積算方法は、収入に関しては過去3ヶ年の平均値を採用し、支出に関しては、人件費を岡山市職員基準としている点を除き、3ヶ年平均値を採用しているものが大半で、基本的に過去の実績をベースにして、指定管理料の上限額を積算している。

人件費について岡山市職員基準で積算するなど一定の基準に基づいて指定管理料の上限額を算定しようとしていることは評価することができる（ただし、岡山市職員基準を適用することが適切か否かについては、別途検討が必要である）が、大半の費目の積算が過去の実績ベースでの積算となっている。

しかし、第3部（総論）・第3章・第2・3 [39～41頁] 記載のとおり、本来、統一的な考え方に基づく一定の算定基準に基づいて積算することが望ましい（意見14）。

(2) 統一的な考え方が整理されていない場合も、施設所管課において一般的な市場価格を調査する（参考見積を取得する方法も考えられる）等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

★★意見122

指定管理料の上限額の積算方法について、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

第4 協定

1 備品管理

協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されているが、管理業務仕様書では必ずしもこれらの区別を明確に想定した記載になっておらず、備品の取扱いが不明確である。

管理業務仕様書では、「指定管理者が指定管理料により物品を購入するときは、購入後の備品は岡山市に帰属するものとする」との記載があり、この物品は、備品（Ⅱ種）を指しているものと推測されるが、総論でも指摘したとおり、指定管理者が指定管理料で購入した物品の所有権は原則として指定管理者に帰属するものであり、物品の所有権を岡山市の所有とするためには、指定管理者から岡山市に対する寄付行為として処理することが必要である。

また、施設所管課からのヒアリングによれば、本施設については、備品（Ⅱ種）として、予約システム稼働用のパソコンの取扱いがあるとの説明であった。協定書第20条が、備品（Ⅱ種）について「管理業務仕様書に定める乙が準備すべき物品」と規定しているのに対し、管理業務仕様書の記載では当該パソコンが備品（Ⅱ種）であることが明示されておらず、不適切である。

当該パソコンが備品（Ⅱ種）であることを管理業務仕様書において明示すべきである。

★★意見123

備品（特にⅡ種及びⅢ種）に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。備品（Ⅱ種）を設定しているのであれば、これに関する管理業務仕様書の記載について改めるべきである。

★★意見124

備品（Ⅱ種）として設定している予約システム稼働用のパソコンにつき、管理業務仕様書において当該パソコンが備品（Ⅱ種）であることを明確にされたい。

2 リスク分担

(1) 協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見125

協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見126

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者の管理業務により生じたもの及び老朽化または不可抗力により生じた軽微な損傷については指定管理者の負担、老朽化または不可抗力により生じた重大な損傷については岡山市の負担とされている。

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見127

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

イ また、リスク分担表には、軽微・重大を区別する基準に関し、1件につき100万円未満の修繕については原則指定管理者の負担、100万円以上の修繕については原則岡山市の負担とされている（なお、管理業務仕様書においては、「1件につき100万を超えるもの」について原則として岡山市の負担としており、細かい点ではあるが、修繕費がちょうど100万円の場合の取扱いに矛盾が生じている）。

かかる基準額については、施設の種類、老朽度、利用度等を具体的に考慮した上で、個別に決定されるべきである。

また、「原則」としている以上、「例外」を設ける趣旨に読めるが、その基準が明らかでなく、不適切である。

★★意見128

軽微・重大を区別する基準額については、施設の種類、老朽度、利用度等を考慮し、施設ごとに決定すべきである。また、徒に「原則」との表現を用いることは避けるべきであり、仮に用いる場合は「例外」の要件を示す必要がある。

ウ リスク分担表及び管理業務仕様書において、指定管理者が負担すべき修繕費の上限が制限されておらず、指定管理者が負うべきリスクの範囲が明確でない。また、「1件」の範囲についても明確ではない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべき修繕責任の範囲については、できる限り明確にされたい。

★★意見129

管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見130

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

3 賠償責任保険

(1) 施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者が賠償責任保険に加入していることについては、指定管理者から保険加入の事実を口頭で確認しているのみで、保険証券等を提出させることによる確認はしていないとのことであった。

(2) 第3部（総論）・第4章・第6・3～6 [63～65頁] 記載のとおり。

★★意見131

募集要項等に岡山市が加入している保険内容や指定管理者が加入すべき保険内容について明記し、指定管理者が保険に加入した事実及びその保険内容を確認するため、保険証券等の提出を求めるべきである。

第5 施設の管理運営（利用料金の減免）

1 本施設については、利用料金制が採用されているが、利用料金は私法上の債権であることから、基本的には指定管理者が自らの権限に基づいて徴収することになるが、公の施設の利用料金である以上、その減免についても差別的な取扱いがあってはならない。

2 本施設については、募集要項において、「岡山市が別表1に記載する業務で施設を使用する場合には、岡山市有料体育施設使用料減免基準で定めている減免が適用されます。」との記載があり、

岡山市有料体育施設使用料減免基準が添付されている。

同基準の内容は明確であり、指定管理者による利用料金の減免についての差別的な取扱いを防ぐことができる点において適切であるが、かかる基準は協定書及び管理業務仕様書においては明確に位置付けられていない。

もっとも、利用料金の事前承認に当たって、上記減免基準を適用する旨の内容が含まれており、この点は適切である。

- 3 ただし、利用料金については、法第244条の2第9項において、「公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定める」とされているが、減免基準について上記の基準に従うことを指定管理者が義務付けられるのであるとすると、「公益上必要があると認める場合」については条例において定めるべきものと解されていることとの整合性が問題となる。
- 4 岡山市社会体育施設条例には利用料金の減免に関する規定はないため、利用料金の減免について上記減免基準によることを指定管理者に義務付けるのであれば、条例において規定するべきである¹¹⁷。また、協定書及び管理業務仕様書においても、かかる減免基準に従うべきことを規定すべきである。

★★意見132

岡山市社会体育施設条例において、利用料金の減免についても岡山市有料体育施設使用料減免基準で定めている基準が適用される旨規定するべきである。

第6 モニタリング

1 事業報告書の記載

- (1) 事業報告書には「体育施設の管理業務の実施状況及び利用状況」に関する事項を記載する必要があるとされているが（岡山市社会体育施設条例第2条の5第1号、管理業務仕様書11(5)ア）、指定管理者から提出された事業報告書には、体育施設の「利用状況」に関する記載はあるものの、体育施設の「管理業務の実施状況」に関する具体的な記載がない。
- (2) 事業報告書には「自主事業に係る収支状況」に関する事項を記載することとされているが（岡山市社会体育施設条例施行規則第4条第1項第1号、管理業務仕様書11(5)エ）、指定管理者から提出された収支一覧では、指定管理業務に関する収支と自主事業に関する収支が区分されておらず、自主事業に係る収支状況が必ずしも明らかとはいえない。区分経理の必要性の観点から、両者は明確に区別されるべきである。
- (3) 事業報告書には「利用料金の減免及び還付の状況」に関する事項を記載することとされているが（岡山市社会体育施設条例施行規則第4条第1項第2号、管理業務仕様書11(5)オ）、同事項に関する記載がない。
- (4) 協定書第8条第1号において、事業報告書には「情報開示の状況に関する事項」について記載することが求められているが、同事項に関する記載がない。なお、この事項については管理業務仕様書に記載がなく、協定書と齟齬が生じているので、管理業務仕様書にも記載すべきである。

¹¹⁷ 堺市「指定管理者制度活用のためのガイドライン」・18頁参照

- (5) 管理業務仕様書において、事業報告書には、「岡山市社会体育施設の…利用率」(同11(5)ア)及び「施設の劣化状況」(同11(5)カ)について記載することが求められているが、同事項に関する記載がない。
- (6) 施設所管課において、指定管理者に対し、条例、規則、協定及び管理業務仕様書に定められた全ての事項について記載された事業報告書を提出させるように改善指導されたい。

★★★指摘18

所管課において、指定管理者に対し、条例、規則、協定書及び管理業務仕様書に定められた全ての事項について記載された事業報告書を提出させるように改善指導されたい。

2 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

- (1) 施設所管課からのヒアリングによれば、月1回程度は指定管理者との間で連絡会議を実施し、適宜、所管課の職員が現地において実地調査を行っているとのことであったが、かかる実地調査は、協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、十分なモニタリングとはいえないと思われる。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

3 労働法令遵守についてのモニタリングを実施すべきこと

- (1) 施設所管課によると、指定管理者が労働法令を遵守しているかについて、公募時に提出される事業計画書で確認しているとのことであったが、事業計画書の確認のみでは十分とはいえない。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(2)及び(4) [81～83頁] 記載のとおり（意見46）。

第7 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 協定書第18条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がこれらの義務を果たしているかという点について、指定管理者が公募時に提出する事業計画書の内容によって確認しているとのことであった。

- (2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 協定書第18条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がこれらの義務を果たしているかという点について、指定管理者が公募時に提出する事業計画書の内容によって確認しているとのことであったが、事業計画書の内容確認のみでは不十分である。

- (2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第2款 岡山市立市民屋内温水プール・岡山市東山プール

第1 施設の概要

1 岡山市立市民屋内温水プール

施設名	岡山市立市民屋内温水プール		施設数	1
所在地	岡山市南区豊成一丁目4番22号			
担当課	市民生活局 スポーツ振興課			
開設年月日	昭和54年3月	建設費(千円)	1,024,496	
根拠法令	スポーツ基本法第12条、岡山市民プール条例			
施設の設置目的	市民のスポーツの振興と体力づくりの推進を図り、もって市民の健康にして文化的な生活の向上に資するため。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	株式会社山陽レイスポーツ	H28.4.1~R3.3.31 (5年)	公募(1)	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	52,080(※1)	51,480(※1)	51,480(※1)	
年間利用者数(人)	129,419	132,047	126,820	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容		施設利用料
自主事業の有無	有	自主事業の概要	水泳教室、文化教室、自動販売機等	
備考				

※1 岡山市立市民屋内温水プール及び岡山市東山プールが一括で指定管理の対象となっており、両施設の指定管理料の合計である。

2 岡山市東山プール

施設名	岡山市東山プール		施設数	1
所在地	岡山市中区赤坂本町11番50号			
担当課	市民生活局 スポーツ振興課			
開設年月日	昭和37年7月	建設費(千円)	182,040	
根拠法令	スポーツ基本法第12条、岡山市民プール条例			
施設の設置目的	市民のスポーツの振興と体力づくりの推進を図り、もって市民の健康にして文化的な生活の向上に資するため。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	株式会社山陽レイスポーツ	H28.4.1~R3.3.31 (5年)	公募(1)	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	※2	※2	※2	
年間利用者数(人)	15,512	13,647	3,531	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容		施設利用料

自主事業の有無	有	自主事業の概要	水泳教室、文化教室、自動販売機等
備考			

※2 岡山市立市民屋内温水プール及び岡山市東山プールが一括で指定管理の対象となっているため、岡山市東山プールのみ指定管理料は記載していない。

第2 指定管理の概要

1 指定管理業務

指定管理業務の概要は、

- ① 施設の予約、受付及び使用許可に関する業務
- ② 施設の利用料金の徴収・減免及び還付に関する業務
- ③ プールの運営及び監視指導に関する業務
- ④ 警備業務
- ⑤ 清掃業務
- ⑥ 施設の維持管理、修繕及び巡回
- ⑦ 施設備品等の点検管理及び修繕
- ⑧ 植栽管理
- ⑨ 施設の光熱水費等の支払い
- ⑩ し尿の収集、同手数料の支払い及び浄化槽の維持管理
- ⑪ 緊急対応等に関する業務
- ⑫ 苦情・要望等の対応に関する業務

である。

2 自主事業

「市民のスポーツの振興と体力づくりの推進を図り、もって市民の健康にして文化的な生活の向上に資する」という施設の設置目的に合致する自主事業としてテニス教室等が実施されているほか、自動販売機の設置といった目的外自主事業も実施されている。

第3 指定管理候補者の選定

1 公募状況

(1) 応募者数

平成27年度に実施された公募において、応募者は1者にとどまっており、応募者を増やす工夫がより一層求められると考える。

(2) 公募期間

直近の指定管理者選定時における公募期間(募集要項配布から応募受付期間終了までの日数)は35日である。

標準的な公募期間(30日)は上回っているが、施設の規模や管理業務の複雑性に鑑みると、新規参加者が十分な検討をするには不十分である。総論でも述べたとおり、多数の候補者が応募しやすくするため、できるだけ公募期間を長くとることが望ましい。

★★意見133

公募期間については十分な期間をとることが望ましい。

(3) 募集要項

募集要項には、直近3年度分の歳入と支出項目のうちの水道光熱費、修繕一覧が記載されており、この点は適切である。

しかし、管理に当たって必要なその他の多種多様な管理業務に係る支出については、支出の費目が記載されているのみで、金額の概要すら記載されておらず、新規参入者に対して積極的な検討を促すために必要な情報の開示が不足している。そのため、新規参入を検討する民間事業者にとっては参入障壁が高い状況となっているものといわざるを得ない。

支出の概要を公表することによるデメリットとしては、指定管理料に関する競争が阻害される可能性を考えることができるが、管理経費の削減は公募の最大の目的ではなく、最適なサービスの提供者を選定することにあるから、支出の概要を公表することにより、指定管理料に関する競争が多少阻害されたとしても、応募者が1者に止まっている現状においては、まずは多くの民間事業者に応募を検討してもらうことを優先すべきである。

とりわけ本施設のように複雑な事業計画案の提出が求められる公募においては、積極的に管理業務の収支を公表すべきである。

★★意見134

募集要項には管理業務に係る収支の状況を記載すべきである。

(4) サウンディング調査

総論で述べたとおり、選定手続に先立ち、民間事業者の意向を把握するため、ヒアリング等の調査（サウンディングとも呼ばれる）を実施し、公募の条件が民間事業者にとってどのように映っているのかを把握した上で条件設定を行うという選択肢もあり、応募者を増加させる施策になる可能性がある。

あるいは、公募型プロポーザル方式によるサウンディングを実施した上、PFI法に基づく特定事業として施設の整備・運営を一括で民間委託するといった様々な方向性も考えられる。

公共性の高い施設であるから、サウンディング調査を活用してよりよいサービス提供することも検討されたい。

★★意見135

応募辞退者に対してその理由を確認したり、公募に先立ち、サウンディング調査等を実施して、より多くの民間事業者からの応募を得られるよう募集のあり方を検討されたい。

2 条例の規定

公募原則を条例に明記すべきことにつき、第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。

3 指定管理料の上限額の積算方法

(1) 本施設の指定管理料の上限額の積算方法は、収入に関しては、過去3ヶ年の最小値を採用し、支出に関しては、人件費を岡山市職員基準としているが、その他の支出については、3ヶ年平均値を採用しているものが大半で、基本的に過去の実績をベースにして、指定管理料の上限額を積算している。

人件費について岡山市職員基準で積算するなど一定の基準に基づいて指定管理料の上限額を算定しようとしていることは評価することができる（ただし、岡山市職員基準を適用することが適切か否かについては、別途検討が必要である）が、大半の費目の積算が過去の実績ベースでの積算となっている。

しかし、第3部（総論）・第3章・第2・3 [39～41頁] 記載のとおり、本来、統一的な考え方に基づく一定の算定基準に基づいて積算することが望ましい（意見14）。

- (2) 統一的な考え方が整理されていない場合も、施設所管課において一般的な市場価格を調査する（参考見積を取得する方法も考えられる）等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

★★意見136

指定管理料の上限額の積算方法について、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

第4 協定

1 備品管理

協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されているが、管理業務仕様書では必ずしもこれらの区別を明確に想定した記載になっておらず、備品の取扱いが不明確である。

管理業務仕様書では、「指定管理者が指定管理料により物品を購入するときは、購入後の備品は岡山市に帰属するものとする」との記載がある。この物品は、備品（Ⅱ種）を想定しているものと思われるが、総論でも指摘したとおり、指定管理者が指定管理料で購入した物品の所有権は原則として指定管理者に帰属するものであり、同物品の所有権を岡山市の所有とするためには、指定管理者から岡山市に対する寄付行為として処理することが必要である。

また、管理業務仕様書において、指定管理者が準備すべき物品である備品（Ⅱ種）の設定に関する記載はない。本施設において備品（Ⅱ種）の設定がないのであれば、これに関する協定書の記載は削除されるべきである。

★★意見137

備品（特にⅡ種及びⅢ種）に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。

★★意見138

備品（Ⅱ種）の設定がないのであれば、これに関する協定書の記載は削除するべきである。

2 リスク分担

- (1) 協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見139

協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見140

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者の管理業務により生じたもの及び老朽化または不可抗力により生じた軽微な損傷については指定管理者の負担、老朽化または不可抗力により生じた重大な損傷については岡山市の負担とされている。

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見141

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

イ また、リスク分担表には、軽微・重大を区別する基準に関し、1件につき100万円未満の修繕については原則指定管理者の負担、100万円以上の修繕については原則岡山市の負担とされている（なお、管理業務仕様書においては、「1件につき100万を超えるもの」について原則として岡山市の負担としており、細かい点ではあるが、修繕費がちょうど100万円の場合の取扱いに矛盾が生じている）。

かかる基準額については、施設の種類、老朽度、利用度等を具体的に考慮した上で、個別に決定されるべきである。

また、「原則」としている以上、「例外」を設ける趣旨に読めるが、その基準が明らかでなく、不適切である。

★★意見142

軽微・重大を区別する基準額については、施設の種類、老朽度、利用度等を考慮し、施設ごとに決定すべきである。また、徒に「原則」との表現を用いることは避けるべきであり、仮に用いる場合は「例外」の要件を示す必要がある。

ウ リスク分担表及び管理業務仕様書において、指定管理者が負担すべき修繕費の上限が制限されておらず、指定管理者が負うべきリスクの範囲が明確でない。また、「1件」の範囲につ

いても明確ではない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべき修繕責任の範囲については、できる限り明確にされたい。

★★意見143

管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見144

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

3 賠償責任保険

- (1) 施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者が賠償責任保険に加入していることについては、指定管理者から保険加入の事実を口頭で確認しているのみで、保険証券等を提出させることによる確認はしていないとのことであった。
- (2) 第3部（総論）・第4章・第6・3～6 [63～65頁] 記載のとおり。

★★意見145

募集要項等に岡山市が加入している保険内容や指定管理者が加入すべき保険内容について明記し、指定管理者が保険に加入した事実及びその保険内容を確認するため、保険証券等の提出を求めるべきである。

第5 施設の管理運営

1 利用料金の減免

- (1) 本施設については、利用料金制が採用されているが、利用料金は私法上の債権であることから、基本的には指定管理者が自らの権限に基づいて徴収することになるが、公の施設の利用料金である以上、その減免についても差別的な取扱いがあってはならない。
- (2) 本施設については、募集要項において、「岡山市が別添資料に記載する業務で施設を利用する場合には、岡山市立市民屋内温水プール使用料免除、減額に関する取り扱い要領(別添様式1)、岡山市立東山プール使用料免除、減免に関する取り扱い要領(別添様式2)で定めている減免が適用されます。」との記載があり、各要領が掲載されている。

各要領において、利用料金が免除される場合の内容は明確であると思われるが、利用料金が減免される場合のうち、「(4)健康づくり等利用回数が多い場合」及び「(5)その他スポーツ振興、並びに青少年健全育成等に顕著な実績があるもので必要と認めた場合」は、利用回数や顕著な実績の有無について、指定管理者の恣意的な判断が入り込む余地があり、利用料金の減免につ

いての差別的な取扱いにつながるおそれがある。

したがって、各要領の利用料金が減免される場合（特に、「(4)健康づくり等利用回数が多い場合」及び「(5)その他スポーツ振興、並びに青少年健全育成等に顕著な実績があるもので必要と認めた場合」）について、指定管理者の恣意的な判断が入り込まないように、基準を明確化するように改めさせるべきである。

★★意見146

岡山市立市民屋内温水プール使用料免除、減額に関する取り扱い要領及び岡山市立東山プール使用料免除、減免に関する取り扱い要領について、利用料金が減免される場合（特に、「(4)健康づくり等利用回数が多い場合」及び「(5)その他スポーツ振興、並びに青少年健全育成等に顕著な実績があるもので必要と認めた場合」）について、指定管理者の恣意的な判断が入り込まないように、基準を明確化するように改めさせるべきである。

- (3) 利用料金の事前承認に当たって、上記減免に関する取扱要領を適用する旨の内容が含まれており、この点は適切である。
- (4) ただし、利用料金については、法第244条の2第9項において、「公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定める」とされているが、減免について上記減免に関する取扱要領に従うことを指定管理者が義務付けられるのであるとすると、「公益上必要があると認める場合」については条例において定めるべきものと解されていることとの整合性が問題となる。
- (5) 岡山市民プール条例には利用料金の減免に関する規定はないため、利用料金の減免について上記減免に関する取扱要領によることを指定管理者に義務付けるのであれば、条例において規定すべきである¹¹⁸。また、協定書及び管理業務仕様書においても、かかる減免に関する取扱要領に従うべきことを規定すべきである。

★★意見147

岡山市民プール条例において、利用料金の減免についても各種取扱要領において定めている基準が適用される旨規定すべきである。

第6 モニタリング

1 事業報告書の記載

- (1) 本施設について、指定管理者から提出されている事業報告書を確認したが、以下のとおり、条例、規則、協定及び管理業務仕様書に定められた全ての事項について報告されたものではなかった。
- (2) 事業報告書には「プールの管理業務の実施状況及び利用状況」に関する事項を記載する必要があるところ（岡山市民プール条例第7条第1号、管理業務仕様書11(5)ア）、プールの「利用状況」に関する記載はあるものの、プールの「管理業務の実施状況」に関する具体的な記載がない。

¹¹⁸ 堺市「指定管理者制度活用のためのガイドライン」・18頁参照

- (3) 事業報告書には「自主事業に係る収支状況」に関する事項を記載する必要があるが（岡山市民プール条例施行規則第4条第1項第1号、管理業務仕様書11(5)エ）、指定管理者から提出された収支一覧では、指定管理業務に関する収支と自主事業に関する収支が区分されておらず、自主事業に係る収支状況が明らかとなっていない。
- また、事業報告書には「利用料金の減免及び還付の状況」に関する事項を記載する必要があるが（岡山市民プール条例施行規則第4条第1項第2号、管理業務仕様書11(5)オ）、無料利用状況に関する記載はあるが、利用料金の減額に関する記載がない。
- (4) 協定書第8条第2項第1号において、事業報告書には「情報開示の状況に関する事項」について記載する必要があるが、同事項に関する記載がない。なお、この事項については、管理業務仕様書に記載がなく、協定書と齟齬が生じているので、管理業務仕様書にも記載されたい。
- (5) 管理業務仕様書において、事業報告書には「施設の劣化状況」について記載することが求められている（同11(5)カ）が、同事項に関する記載がない。
- (6) 施設所管課において、指定管理者に対し、条例、規則、協定及び管理業務仕様書に定められた全ての事項について記載された事業報告書を提出させるように徹底すべきである。

★★★指摘19

所管課において、指定管理者に対し、条例、規則、協定及び管理業務仕様書に定められた全ての事項について記載された事業報告書を提出させるように徹底されたい。

2 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

- (1) 施設所管課からのヒアリングによれば、月1回程度は指定管理者との間で連絡会議を実施し、適宜、所管課の職員が現地において実地調査を行っているとのことであったが、かかる実地調査は、協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、十分なモニタリングとはいえないと思われる。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

3 労働法令遵守についてのモニタリングを実施すべきこと

- (1) 施設所管課によると、指定管理者が労働法令を遵守しているかについて、公募時に提出される事業計画書で確認しているとのことであったが、事業計画書の確認のみでは十分とはいえない。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(2)及び(4) [81～83頁] 記載のとおり（意見46）。

第7 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 協定書第18条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。
- 所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がこれらの義務を果たしているかという点については、指定管理者が公募時に提出する事業計画書に記載された内容を確認しているとのことであった。
- (2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 協定書第18条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がこれらの義務を果たしているかという点について、指定管理者が公募時に提出する事業計画書に記載された内容を確認しているとのことであったが、事業計画書の内容確認のみでは不十分である。

- (2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第3款 御津スポーツパーク

第1 施設の概要

施設名	御津スポーツパーク		施設数	1
所在地	岡山市北区御津高津 1566 番地			
担当課	市民生活局 スポーツ振興課			
開設年月日	平成9年4月1日	建設費（千円）	1,287,500	
根拠法令	スポーツ基本法第12条、岡山市社会体育施設条例			
施設の設置目的	市民スポーツの振興と体力づくりの推進			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	NCP&SDZ 共同事業体	R2.4.1～R7.4.1 (5年)	公募(2)	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料（千円）	35,200	35,200	35,526	
年間利用者数（人）	47,816	45,655	32,556	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容		施設利用料
自主事業の有無	有	自主事業の概要	水泳教室、自動販売機等	
備考				

第2 指定管理の概要

1 指定管理業務

指定管理業務の概要は、

- ① 施設の管理・運営に関する業務
- ② 施設の利用料金の徴収、減免及び還付に関する業務
- ③ 清掃業務
- ④ 警備業務
- ⑤ 施設備品等の点検管理及び修繕
- ⑥ 施設・設備の維持管理及び修繕
- ⑦ グラウンド、コート等の整備
- ⑧ 植栽管理

- ⑨ 光熱水費等の支払いに関する業務
 - ⑩ プールの運営に関する業務
 - ⑪ トレーニング室の運営に関する業務
 - ⑫ 会員・教室（スクール）等の管理及び利用者並びに利用料の集計業務
 - ⑬ 各種報告・調査に関する業務
 - ⑭ 苦情・要望等の対応に関する業務
 - ⑮ 利用促進に関する業務
 - ⑯ その他施設の管理上岡山市が必要と認める業務
- である。

2 自主事業

「市民のスポーツの振興と体力づくりの推進を図り、もって市民の健康にして文化的な生活の向上に資する」という施設の設置目的に合致する自主事業として水泳教室等が実施されているほか、自動販売機の設置等の自主事業も実施されている。

第3 指定管理候補者の選定

1 公募状況

(1) 応募者数

令和元年度に実施された直近公募時の応募者は2者であった。

大部分が1者のみの応募に止まっている現状の中では良好な状況であるが、引き続き応募者の増加に向けた取組について検討されたい。

(2) 公募期間

直近の指定管理者選定時における公募期間(募集要項配布から応募受付期間終了までの日数)は32日である。

標準的な公募期間(30日)は上回っているが、新規参加者が多岐に渡る管理業務や期待される自主事業につき充実した事業計画を立案するためには不十分な期間といえる。総論でも述べたとおり、多数の候補者が応募しやすくするため、できるだけ公募期間を長くとることが望ましい。本施設においては、直近選定時において応募者は2者であったが、応募者をさらに増やす工夫がより一層求められると考える。

★★意見148

公募期間については十分な期間をとることが望ましい。

(3) 募集要項

募集要項には、直近3年度分の歳入と支出項目のうちの水道光熱費、修繕一覧が記載されており、この点は適切である。

しかし、管理に当たって必要なその他の多種多様な管理業務に係る支出については、支出の費目が記載されているのみで、金額の概要すら記載されておらず、新規参加者に対して積極的な検討を促すために必要な情報の開示が不足している。そのため、新規参加を検討する民間事業者にとっては参加障壁が高い状況となっているものといわざるを得ない。従前の指定管理者との情報量の格差は公正な競争を阻害する要因となるものであり、募集要項には管理業務に係

る収支を記載すべきである。

★★意見149

募集要項には管理業務に係る収支の状況を記載すべきである。

2 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。

- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

3 指定管理料の上限額の積算方法

- (1) 本施設の指定管理料の上限額の積算方法は、基本的には、過去3ヶ年の実績をベースにした積算となっている。ただし、自主事業収入について直近年度（平成29年度）の実績に3ヶ年の減少率の平均を掛け合わせて算出し、修繕費については直近年度の実績に3ヶ年の上昇率の平均を掛け合わせて算出したりしているほか、雑費については過去3ヶ年の平均額に建築基準法第12条に基づく点検費用や遊具点検費用として100万円を加算するなどしている。

遊具点検費用等が必要になるといった本施設についての個別的な事情を考慮した上で指定管理料の上限額を設定しようとしている点については評価することができるが、大半の費目の積算が過去の実績ベースでの積算となっている。

しかし、第3部（総論）・第3章・第2・3 [39～41頁] 記載のとおり、本来、統一的な考え方に基づく一定の算定基準に基づいて積算することが望ましい（意見14）。

- (2) 統一的な考え方が整理されていない場合も、施設所管課において一般的な市場価格を調査する（参考見積を取得する方法も考えられる）等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

★★意見150

指定管理料の上限額の積算方法について、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

第4 協定

1 備品管理

協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されているが、管理業務仕様書では必ずしもこれらの区別を明確に想定した記載になっておらず、備品の取扱いが不明確である。

管理業務仕様書では、「指定管理者が指定管理料により物品を購入するときは、購入後の備品は岡山市に帰属するものとする」との記載がある。この物品は、備品（Ⅱ種）を指しているものと思われるが、総論でも指摘したとおり、指定管理者が指定管理料で購入した物品の所有権は原則として指定管理者に帰属するものである。同物品の所有権を岡山市の所有とするためには、指定管理者から岡山市に対する寄付行為として処理することが必要である。

また、施設所管課からのヒアリングによれば、本施設については、備品（Ⅱ種）として、予約

システム稼働用のパソコンの取扱いがあるとのことであった。協定書第20条が、備品（Ⅱ種）について「管理業務仕様書に定める乙が準備すべき物品」と規定しているのに対し、管理業務仕様書の記載では当該パソコンが備品（Ⅱ種）であることが明示されておらず、不適切である。

当該パソコンが備品（Ⅱ種）であることを管理業務仕様書において明示すべきである。

★★意見151

備品（特にⅡ種及びⅢ種）に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。備品（Ⅱ種）を設定しているのであれば、これに関する管理業務仕様書の記載について改めるべきである。

★★意見152

備品（Ⅱ種）として設定している予約システム稼働用のパソコンにつき、管理業務仕様書において当該パソコンが備品（Ⅱ種）であることを明確にされたい。

2 リスク分担

(1) 協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見153

協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見154

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者の管理業務により生じたもの及び老朽化または不可抗力により生じた軽微な損傷については指定管理者の負担、老朽化または不可抗力により生じた重大な損傷については岡山市の負担とされている。

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見155

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

イ また、リスク分担表には、軽微・重大を区別する基準に関し、1件につき100万円未満の修繕については原則指定管理者の負担、100万円以上の修繕については原則岡山市の負担とされている（なお、管理業務仕様書においては、「1件につき100万を超えるもの」について原則として岡山市の負担としており、細かい点ではあるが、修繕費がちょうど100万円の場合の取扱いに矛盾が生じている）。

かかる基準額については、施設の種類、老朽度、利用度等を具体的に考慮した上で、個別に決定されるべきである。

また、「原則」としている以上、「例外」を設ける趣旨に読めるが、その基準が明らかでなく、不適切である。

★★意見156

軽微・重大を区別する基準額については、施設の種類、老朽度、利用度等を考慮し、施設ごとに決定すべきである。また、徒に「原則」との表現を用いることは避けるべきであり、仮に用いる場合は「例外」の要件を示す必要がある。

ウ リスク分担表及び管理業務仕様書において、指定管理者が負担すべき修繕費の上限が制限されておらず、指定管理者が負うべきリスクの範囲が明確でない。また、「1件」の範囲についても明確ではない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべき修繕責任の範囲については、できる限り明確にされたい。

★★意見157

管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見158

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

3 賠償責任保険

(1) 施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者が賠償責任保険に加入していることについては、指定管理者から保険加入の事実を口頭で確認しているのみで、保険証券等を提出させることによる確認はしていないとのことであった。

(2) 第3部（総論）・第4章・第6・3～6 [63～65頁] 記載のとおり。

★★意見159

募集要項等に岡山市が加入している保険内容や指定管理者が加入すべき保険内容について明記し、指定管理者が保険に加入した事実及びその保険内容を確認するため、保険証券等の提出を求めるべきである。

第5 施設の管理運営

1 利用料金の減免

- (1) 本施設については、利用料金制が採用されているが、利用料金は私法上の債権であることから、基本的には指定管理者が自らの権限に基づいて徴収することになるが、公の施設の利用料金である以上、その減免についても差別的な取扱いがあってはならない。
- (2) 本施設については、募集要項において、「岡山市が別表1に記載する業務で施設を使用する場合には、岡山市有料体育施設使用料減免基準で定めている減免が適用されます。」との記載があり、岡山市有料体育施設使用料減免基準が添付されている。
同基準の内容は明確であり、指定管理者による利用料金の減免についての差別的な取扱いを防ぐことができる点において適切であるが、かかる基準は協定書及び管理業務仕様書においては明確に位置付けられていない。
もっとも、利用料金の事前承認に当たって、上記減免基準を適用する旨の内容が含まれており、この点は適切である。
- (3) ただし、利用料金については、法第244条の2第9項において、「公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定める」とされているが、減免基準について上記の基準に従うことを指定管理者が義務付けられるのであるとすると、「公益上必要があると認める場合」については条例において定めるべきものと解されていることとの整合性が問題となる。
- (4) 岡山市社会体育施設条例には利用料金の減免に関する規定はないため、利用料金の減免について上記減免基準によることを指定管理者に義務付けるのであれば、条例において規定すべきである¹¹⁹。また、協定書及び管理業務仕様書においても、かかる減免基準に従うべきことを規定すべきである。

★★意見160

岡山市社会体育施設条例において、利用料金の減免についても岡山市有料体育施設使用料減免基準で定めている基準が適用される旨規定すべきである。

第6 モニタリング

1 事業報告書の記載

- (1) 指定管理者から提出されている事業報告書は、以下のとおり、条例、規則、協定及び管理業務仕様書に定められた全ての事項について報告されたものではなかった。
- (2) 事業報告書には「体育施設の管理業務の実施状況及び利用状況」に関する事項を記載する必要があるが（岡山市社会体育施設条例第2条の5第1号、管理業務仕様書10(5)ア）、体育施設

¹¹⁹ 堺市「指定管理者制度活用のためのガイドライン」・18頁参照

の「利用状況」に関する記載はあるものの、体育施設の「管理業務の実施状況」に関する具体的な記載がない。

- (3) 事業報告書には「自主事業に係る収支状況」に関する事項を記載する必要があるが（岡山市社会体育施設条例施行規則第4条第1項第1号、管理業務仕様書11(5)エ）、指定管理者から提出された収支一覧では、指定管理業務に関する収支と自主事業に関する収支が区分されておらず、自主事業に係る収支状況が明らかとなっていない。区分経理の必要性の観点から、明確に区別すべきである。
- (4) 事業報告書には「利用料金の減免及び還付の状況」に関する事項を記載する必要があるが（岡山市社会体育施設条例施行規則第4条第1項第2号、管理業務仕様書11(5)オ）、同事項に関する記載がない。
- (5) 協定書第8条第2項第1号において、事業報告書には「情報開示の状況に関する事項」について記載する必要があるが、同事項に関する記載がない。なお、この事項については管理業務仕様書に記載がなく、協定書と齟齬が生じているので、管理業務仕様書にも記載されたい。
- (6) 施設所管課において、指定管理者に対し、条例、規則、協定及び管理業務仕様書に定められた全ての事項について記載された事業報告書を提出させるように徹底されたい。

★★★指摘20

所管課において、指定管理者に対し、条例、規則、協定及び管理業務仕様書に定められた全ての事項について記載された事業報告書を提出させるように徹底すべきである。

2 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

- (1) 施設所管課からのヒアリングによれば、月1回程度は指定管理者との間で連絡会議を実施し、適宜、所管課の職員が現地において実地調査を行っているとのことであったが、かかる実地調査は、協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、十分なモニタリングとはいえないと思われる。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

3 労働法令遵守についてのモニタリングを実施すべきこと

- (1) 施設所管課によると、指定管理者が労働法令を遵守しているかについて、公募時に提出される事業計画書で確認しているとのことであったが、事業計画書の確認のみでは十分とはいえない。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(2)及び(4) [81～83頁] 記載のとおり（意見46）。

第7 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 協定書第18条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がこれらの義務を果たしているかという点について、指定管理者から公募時に提出された事業計画書に記載された内容を確認しているとのことであった。

(2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 協定書第18条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がこれらの義務を果たしているかという点について、指定管理者から公募時に提出された事業計画書に記載された内容を確認しているとのことであったが、事業計画書の内容確認のみでは不十分である。

(2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第4款 政田サッカー場

第1 施設の概要

施設名	政田サッカー場		施設数	1
所在地	岡山市東区升田614番地11			
担当課	市民生活局 スポーツ振興課			
開設年月日	平成25年4月	建設費（千円）	103,557	
根拠法令	スポーツ基本法第12条、岡山市社会体育施設条例			
施設の設置目的	市民のスポーツの振興と体力づくりの推進を図り、もって市民の健康にして文化的な生活の向上に資するため。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	株式会社ファジアーノ岡山 スポーツクラブ	R3.4.1～R8.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料（千円）	33,079	33,079	33,404	
年間利用者数（人）	40,784	42,420	41,728	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容		施設利用料
自主事業の有無	有	自主事業の概要	サッカー教室、自動販売機	
備考				

第2 指定管理の概要

1 指定管理業務

指定管理業務の概要は、

- ① 施設の運営業務
 - ・施設利用の予約・受付に関する業務
 - ・施設利用の許可に関する業務
 - ・利用料金の徴収、減免又は還付に関する業務
 - ・施設の利用調整
 - ・施設備品の貸出業務

- ・使用許可台帳の整理
- ② 施設の管理業務
 - ・施設の維持管理・保守点検業務
 - ・清掃業務
 - ・植栽管理業務
 - ・天然芝グラウンド管理業務
 - ・警備業務
 - ・修繕業務
 - ・光熱水費等の支払いに関する業務

である。

2 自主事業

「市民のスポーツの振興と体力づくりの推進を図り、もって市民の健康にして文化的な生活の向上に資する」という施設の設置目的に合致する自主事業としてサッカー教室が実施されているほか、自動販売機の設置といった目的外自主事業も実施されている。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと
第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。
- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと
第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

2 非公募理由

- (1) 現指定管理者は非公募方式により指定管理候補者として選定されているが、非公募とする理由は、公の施設の点検票によると「チームの拠点練習場として施設のPRを行うことが可能となり、利用率向上につながる」、「プロならではの高度な技術指導を行うサッカー教室等、他団体に行うことができない独自の自主事業の実施により、高いレベルのスポーツ指導を市民に提供でき、市民のスポーツ推進に繋がるなど、施設機能を最大に活かす管理運営が可能となり、同社を管理者とすることが最も合理的と考えられる。」とし、岡山市管理規則第5条第1項第3号に該当するとされている。
- (2) また、施設所管課からのヒアリングに際し、本施設がJリーグに所属するファジアーノ岡山の練習場を整備する目的で建設されたとの背景の説明があった。
- (3) ファジアーノ岡山は、岡山市におけるスポーツ文化の中核を担うべきプロスポーツクラブの一つであり、上記のような施設の建設に至るまでの経緯も踏まえると、「市民のスポーツの振興と体力づくりの推進を図り、もって市民の健康にして文化的な生活の向上に資する」という施設設置目的の観点からも、本施設の設置により実現すべき岡山市の政策目的の観点からも、現指定管理者（株式会社ファジアーノ岡山スポーツクラブ）につき、「公の施設の設置目的又は本市の政策目的を実現するために、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき」（岡山市管理規則第5条第1項第3号）との要件を充足するとした判断は適正であると考えられる。

3 指定管理料の上限額の積算方法

- (1) 本施設では、基本的に過去2ヶ年平均額を基本にして指定管理料の上限額を積算している。

しかし、第3部（総論）・第3章・第2・3 [39～41頁] 記載のとおり、本来、統一的な考え方に基づく一定の算定基準に基づいて積算することが望ましい（意見14）。

- (2) 統一的な考え方が整理されていない場合も、施設所管課において一般的な市場価格を調査する（参考見積を取得する方法も考えられる）等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

★★意見161

指定管理料の上限額の積算方法について、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

- (3) また、本施設の指定管理料の上限額の積算に際しては、個別の事情によって金額を調整・修正している費目もある。例えば、①消耗品費について、「利用者増加による芝ラインマーカ等の利用見込みなど」を理由として過去2ヶ年平均額の約45万円から約25万円増額、②水道料金について「天然芝の水撒の天候等の不安定要素に対応するため」として過去2ヶ年平均額約335万円から約165万円増額、③修繕費について「経年劣化への対応及び地盤沈下への対応のため」として過去2ヶ年平均額約3万円から約137万円増額、④使用料及び貸借料について過去2ヶ年平均額約12万円から約138万円増額などの対応である。

本施設の個別的な事情によって、指定管理料の上限額を積算することは望ましい傾向ではあるものの、各費目を増額する理由となる事情が発生する蓋然性、それらの事情が発生した場合に要するコスト等を一般的な市場価格の調査等も踏まえて詳細に検討する必要があることはいうまでもない。

★★意見162

指定管理料の上限額を積算するにあたり、各費目を増額する理由となる事情が発生する蓋然性、それらの事情が発生した場合に要するコスト等を詳細に検討することが望ましい。

第4 協定

1 備品管理

協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）及び備品（Ⅱ種）が想定されているが、管理業務仕様書では必ずしもこれらの区別を明確に想定した記載になっておらず、備品の取扱いが不明確である。

協定書では、指定管理者が必要に応じ購入又は調達した備品が備品（Ⅱ種）とされ、備品（Ⅱ種）は原則として指定管理者が自己の費用と責任で撤去し、又は撤収するものとされている（岡山市マニュアルによる分類とは異なる分類となっている）。

他方で、管理業務仕様書では、「指定管理料が指定管理料により物品を購入するときは、購入後の備品は岡山市に帰属するものとする」との記載がなされており、これは協定書における備品（Ⅱ種）を想定した記述と考えられる。

すなわち、協定書においては、備品（Ⅱ種）について所有権が指定管理者に帰属することを前提とし、指定管理者が指定期間終了後に自己の費用と責任で撤去等をする必要があるとされているのに対し、管理業務仕様書においては備品（Ⅱ種）の所有権が岡山市に帰属することを前提と

しており、協定書と管理業務仕様書の内容に矛盾が生じている。

したがって、協定書と管理業務仕様書の記載において、指定管理者が必要に応じ購入又は調達した備品についての所有関係が明確ではない。総論でも指摘したとおり、指定管理者が指定管理料で購入した物品の所有権は原則として指定管理者に帰属するものであり、同物品の所有権を岡山市の所有とするためには、指定管理者から岡山市に対する寄付行為として処理することが必要である。

★★意見163

備品に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。

2 リスク分担

(1) 全体評価

協定書のリスク分担表は、岡山市マニュアル [資料編] のリスク分担表 (例) よりも詳細な内容となっている。具体的には、「政治的・行政的理由による事業変更」、「債務不履行」、「資金調達」、「事業終了時の費用」といった項目の設定がある。本施設の個別的な事情を踏まえて、リスク分担表の内容を検討した点については評価することができる。

(2) 協定書とリスク分担表の関係

第3部 (総論)・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見164

協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(3) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部 (総論)・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見165

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(4) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者の管理業務により生じたもの及び老朽化または不可抗力により生じた軽微な損傷については指定管理者の負担、老朽化または不可抗力により生じた重大な損傷については岡山市の負担とされている。

第3部 (総論)・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見166

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定さ

りたい。

イ また、本施設の特異性を考慮して、「管理物件の損傷に対する修繕責任」について「天然芝」の損傷については全て指定管理者の負担とされている。

施設所管課からのヒアリングによれば、一般利用は可能であるものの、天然芝が傷むため毎日利用することができず、実際はほぼ現指定管理者が運営するサッカーチームが優先的に使用している要因もあるのではないかとのことであった。

施設所管課からの説明のとおり、現実的にはほぼ現指定管理者が運営するサッカーチームの利用による損傷であったとしても、一般利用も想定されている以上、天然芝の損傷について一律に指定管理者の負担とすることについては、必ずしも合理的でないようにも思われる。

天然芝の損傷に対する修繕責任について、一律に指定管理者の負担とすることの妥当性について慎重に検討すべきである。

★★意見167

天然芝の損傷に対する修繕責任について、一律に指定管理者の負担とすることの妥当性について慎重に検討すべきである。

ウ 老朽化ないし不可抗力により生じた軽微な損傷については指定管理者、1件当たり100万円を超える損傷（天然芝を除く）については、「協議」とされているが、安易に「協議」条項を用いているように思われ、指定管理者においてリスクの範囲及び程度を想定するのが困難である。また、指定管理者が負担すべき修繕費の上限が制限されておらず、指定管理者が負うべきリスクの範囲が明確でないし、「1件」の範囲についても明確ではない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべき修繕責任の範囲については、できる限り明確にされたい。また、協議が必要になった場合の手続についても、協定書及び管理業務仕様書において明確にしておくべきである。

★★意見168

管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。

★★意見169

やむを得ず「協議」が必要になった場合の手続について、協定書及び管理業務仕様書において明確にしておくべきである。

(5) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見170

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスク

を負擔させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

3 賠償責任保険

- (1) 施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者が賠償責任保険に加入していることについては、指定管理者から保険加入の事実を口頭で確認しているのみで、保険証券等を提出させることによる確認はしていないとのことであった。
- (2) 第3部（総論）・第4章・第6・3～6〔63～65頁〕記載のとおり。

★★意見171

募集要項等に岡山市が加入している保険内容や指定管理者が加入すべき保険内容について明記し、指定管理者が保険に加入した事実及びその保険内容を確認するため、保険証券等の提出を求めるべきである。

第5 施設の管理運営

1 指定管理者による事務所及び選手ロッカールームの使用

本施設においては、ファジアーノ岡山事務所スペース及び選手ロッカールームとして専用的に使用されている部分がある。

この点については、行政財産使用許可申請及び行政財産使用許可使用料減免申請がなされ、それに基づいて行政財産使用許可が出されているとのことである。指定管理者の専用的使用がなされている施設において適正な行政財産使用許可の手続がなされていないと思われる例が散見される中、本施設の指定管理者については適正な手続が履践されており、評価できる。

2 指定管理者による施設の利用

前述のとおり、施設所管課からの説明によると、天然芝グラウンドについては、ほぼ現指定管理者が運営するサッカーチームによる利用とのことであるので、法第244条第2項及び第3項で禁止されている不当な利用拒否又は差別的取扱いが生じていないかどうかについては、施設所管課において定期的に検証されたい。

★★意見172

指定管理者による天然芝グラウンドの利用について、法第244条第2項及び第3項で禁止されている不当な利用拒否又は差別的取扱いとなっていないかどうか、施設所管課において定期的に検討されたい。

第6 モニタリング

1 事業報告書の記載

- (1) 指定管理者から事業報告書として提出されている資料を確認したが、以下のとおり、条例、規則、協定及び管理業務仕様書に定められた全ての事項について報告されたものではなかった。
- (2) 事業報告書には「体育施設の管理業務の実施状況及び利用状況」に関する事項を記載することとなっているが（岡山市社会体育施設条例第2条の5第1号、管理業務仕様書11(5)ア）、体育施設の「利用状況」に関する記載はあるものの、体育施設の「管理業務の実施状況」に関する具体的な記載がない。

- (3) 事業報告書には「自主事業に係る収支状況」に関する事項を記載することとなっているが(岡山市社会体育施設条例施行規則第4条第1項第1号、管理業務仕様書11(5)エ)、指定管理者から提出された収支一覧では、指定管理業務に関する収支と自主事業に関する収支が区分されておらず、自主事業に係る収支状況が明らかとなっていない。区分経理の必要性の観点から、両者は明確に区分される必要がある。
- (4) 事業報告書には「利用料金の減免及び還付の状況」に関する事項を記載する必要があるが(岡山市社会体育施設条例施行規則第4条第1項第2号、管理業務仕様書11(5)オ)、同事項に関する記載がない。
- (5) 協定書第8条第2項第1号において、事業報告書には「情報開示の状況に関する事項」について記載する必要があるが、同事項に関する記載がない。なお、この事項については管理業務仕様書に記載がないので、管理業務仕様書にも記載すべきである。
- (6) 管理業務仕様書において、事業報告書には、「岡山市社会体育施設の…利用率」(同11(5)ア)及び「施設の劣化状況」(同11(5)カ)について記載することが求められているが、同事項に関する記載がない。
- (7) 施設所管課において、指定管理者に対し、条例、規則、協定及び管理業務仕様書に定められた全ての事項について記載された事業報告書を提出させるように徹底されたい。

★★★指摘21

所管課において、指定管理者に対し、条例、規則、協定及び管理業務仕様書に定められた全ての事項について記載された事業報告書を提出させるように徹底されたい。

2 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

- (1) 施設所管課からのヒアリングによれば、月1回程度は指定管理者との間で連絡会議を実施し、適宜、所管課の職員が現地において実地調査を行っているとのことであったが、かかる実地調査は、協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水準を充たしているか否か(いわば委託業務についての履行確認)を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、十分なモニタリングとはいえないと思われる。
- (2) 第3部(総論)・第7章・第3・1・(4)[83頁]記載のとおり(意見46)。

3 労働法令遵守についてのモニタリングを実施すべきこと

- (1) 施設所管課によると、指定管理者が労働法令を遵守しているかについて、公募時に提出される事業計画書で確認しているとのことであったが、事業計画書の確認のみでは十分とはいえない。
- (2) 第3部(総論)・第7章・第3・1・(2)及び(4)[81～83頁]記載のとおり(意見46)。

第7 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 協定書第19条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がこれらの義務を果たしているかという点について、指定管理者が公募時に提出する事業計画書の内容を確認しているとのことであった。

(2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 協定書第19条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がこれらの義務を果たしているかという点について、指定管理者から公募時に提出された事業計画書に記載された内容を確認しているとのことであったが、事業計画書の内容確認のみでは不十分である。

(2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第2章 市民協働局

第1節 市民協働企画総務課

第1款 コミュニティハウス

第1 施設の概要

施設名	岡山市コミュニティハウス		施設数	80
所在地	本款末尾別表1記載のとおり			
担当課	市民協働局 市民協働企画総務課			
開設年月日	施設により異なる	建設費(千円)	不明	
根拠法令	岡山市コミュニティハウス条例 岡山市三軒屋ふれあい会館条例			
施設の設置目的	おおむね小学校区を単位とした一定区域内の住民の自主的な活用により地域的連帯感を醸成し、もつてコミュニティの発展を図り、市民福祉の増進、文化の向上に寄与すること (岡山市三軒屋ふれあい会館は、「防衛施設周辺地域の住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するため」)			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	別表1のとおり	H18.4.1~R16.3.31 (28年) *例外あり	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	18,183	18,183	18,346	
年間利用者数(人)	454,170	448,818	430,577	
1施設あたりの平均指定管理料(千円)	227	227	229	
1施設あたりの平均年間利用者数(人)	5,677	5,610	5,382	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	会議室料等	
自主事業の有無	有	自主事業の概要	各種コミュニティ活動 (一部に自販機設置あり)	
備考				

上記のとおり、コミュニティハウスは岡山市コミュニティハウス条例(以下、本節において「コミュニティハウス条例」という。)に基づき、おおむね小学校区を単位とした一定区域内の住民の自主的な活用に使われることとなっている。

市内80カ所に「岡山市〇〇コミュニティハウス」(〇〇には地名が入る)が設置され、各コミ

コミュニティハウスについて「〇〇（学区・地区）コミュニティ協議会」が指定管理者となっている（例えば、岡山市馬屋下コミュニティハウスの指定管理者は馬屋下学区コミュニティ協議会である。なお、施設名称及び指定管理者の名称には一部例外がある。）。コミュニティハウス及び指定管理者の一覧については本款末尾別表1を参照されたい。岡山市三軒屋ふれあい会館は、別の条例に基づく施設であり、条例上の設置目的も異なっているが、コミュニティハウスとして扱われている。

各コミュニティハウスは、地域の諸団体の活動（会合、同好会、勉強会など）に利用されているが、施設によって繁閑の差が大きい。

例えば、令和元年度では、年間の利用人数が2万人を超えている施設もある一方、1000人を下回っている施設もある。全コミュニティハウスの令和元年度における利用人数の平均は、5382人となっている。

第2 検討の方針

本施設に関しては、他の施設と異なり、施設・指定管理者ごとの個別的な問題点の指摘や改善提案ではなく、各コミュニティハウスに共通する問題点を中心に検討することとした。

施設数が多数に上るため、個々の施設について網羅的な監査を行うことが時間的・人力的制約から事実上困難ということもあるが、各コミュニティハウスに共通して顕在化している問題は、後述のとおり、指定管理者制度をコミュニティハウスの管理運営方法として用いることによって生じた歪みによるものと考えられたからである。

第3 現状のコミュニティハウスにおける指定管理の概要と問題点

1 条例による指定管理者の特定

(1) コミュニティハウス条例第2条の2第1項柱書において、コミュニティハウスごとに、当該地域のコミュニティ住民組織の申請に基づき当該コミュニティ住民組織を指定管理者として指定するものとされており、条例上指定管理者が固定されている。岡山市三軒屋ふれあい会館条例も同様であり、三軒屋ふれあい推進協議会が指定管理者として特定されている。

もともと、コミュニティハウスは、旧管理委託制度の下、各地域のコミュニティ住民組織（コミュニティ協議会）に管理が委託されてきたものであるが、平成15年の地方自治法改正により管理委託制度が廃止されたことから、指定管理者による管理とするか、直営とするかの選択を迫られることとなった。このとき岡山市では指定管理者制度の導入を選択したが、コミュニティハウスの管理を地域外の団体に担わせるという選択肢はとりえないと判断され、コミュニティハウス条例で各地域のコミュニティ協議会を指定管理者として指定するという形がとられた¹²⁰。平成16年から平成17年にかけて条例が改正され、71施設につき平成18年4月1日から指定管理者制度により管理運営されることとなった。したがって、条例を改正しない限り、別の団体が指定管理者となる余地はなく、選定は当然非公募ということになる。

¹²⁰ 平成16年1月13日の市議会において、当時の市長は、コミュニティハウスについて「これはもう地域のもんですから、その地域でつくった運営協議会以外のものが運営できるということになったら大騒動が起こるんで、これは、それ以外は指定できないということを条例の中に書いた上で、それを議会に承認をしていただければ、これでもう議決があったこととなりますからね、名あてをします。そういったところを工夫をしていきたいというふうに思っています。」と述べている。

(2) しかし、法第244条の2第6項は、「普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」としており、条例の制定・改正とは別に指定管理者の指定を議会の議決に係らしめていることから、条例によって特定の者を指定管理者として明記することはできないものと解されている¹²¹。

また、法第244条の2第6項は、議会の議決を経た上で指定管理者の指定をすることとされているが、現在の指定管理者は、いずれも指定の際には議会の議決を経ず、コミュニティハウス条例での特定をもって指定管理者に指定されている。

施設所管課としては、指定管理者を指定する内容を含む条例の制定について議会の議決を経ているので、指定について実質的には議決を経ていると評価できるものと考えているということであるが、少なくとも形式的には、指定議決を欠いていると考えざるをえない。

★★★指摘22

コミュニティハウスに関する指定管理者の指定について、条例制定・改正とは別個に議会の議決を経ないため、議会の指定議決を求められたい。

(3) 実質的に見ても、設置目的から、地域の団体が何らかの形で関与することは理解できるが、施設管理とコミュニティ活動は一応別物と観念でき、施設の維持管理はコミュニティ活動と切り分けて別の主体が行うという選択肢もありうる。条例で指定管理者を特定することは、制度の硬直化を招くものであり、妥当な判断であったとはいえない。現状の形態が唯一絶対ではなく、状況に応じた管理が適時に行えるよう、指定管理者制度による管理を行うとしても、他の施設と同じように、条例において指定管理者を特定まではせず、非公募による選定ができる形に留めておくのが妥当である。

施設所管課においても、この点に関し条例改正を提案する予定ということであり、対応が望まれる。

なお、他の政令市における、コミュニティ活動に供される施設の設置状況、管理手法等をまとめたので参照されたい（本款末尾の別表2）。施設の態様、規模、設置数等において岡山市のコミュニティハウスに類似するような施設のほか、施設一つあたりの規模が大きく設置数が少ない施設も含まれているため、全てがそのまま岡山市の現状に妥当するというものではないが、適宜参考にしていただきたい。公の施設ではなく地域の団体への貸付けとしている例、直営で運営されている例、指定管理者による管理が行われている例など様々である。指定管理者制度を導入している自治体においては、公募・非公募いずれの方法による選定の例もあるが、岡山市のように条例において指定管理者を特定している市はなかった。

★★意見173

指定管理者を1者に特定している条例の定めを見直し、要件を定めた上で適切な者を市長が選定するという形にすることを検討されたい。

¹²¹ 村上順・白藤博幸・人見剛編「新基本法コンメンタール地方自治法」（2011、日本評論社）・363頁、成田・108頁。

2 指定期間

- (1) コミュニティハウス条例上、指定期間は指定の日から令和16年3月31日までとされており、大部分のコミュニティハウスについては平成18年4月1日に指定が行われているため、指定期間は28年間ということになる。なお、平成18年以後にも新たなコミュニティハウスが設置されているが、これらについても指定期間の終期は令和16年3月31日までとされている。
- (2) 法第242条の2第5項は、「指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。」としているが、その趣旨は、前述のとおり、指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けることにある。具体的な期間については法令上の制限は設けられておらず、自治体の合理的な裁量に委ねられているところであるが、大規模な医療施設等、特別の事情がある場合を除き、5～10年程度が一つの目安になるものと考えられる。
- (3) 前掲「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」(令和元年5月17日公表)によれば、政令市で指定管理者制度導入施設8057施設中、10年以上の指定期間は約5%の470施設である。そのうち17%を岡山市のコミュニティハウスが占めている(なお、名古屋市のコミュニティセンター等が235、同市の自転車駐車が81であるが、これらの指定期間はいずれも10年である)。

他政令市の同種施設の状況を見ても(別表2)、名古屋市の10年を除き、大多数が5年であって、28年もの期間を定めているのは岡山市のみである。

- (4) また、現行の岡山市管理規則第3条第1項では、公の施設の点検については指定管理者の指定期間中であるときはその最終年度までに行われれば足りることになっているため、公の施設の点検による市民ニーズ等についての点検も行われず。コミュニティハウスについては、指定管理者による管理が適切に行われているかの見直しの機会が事実上設けられていない状況である。
- (5) 人口分布、社会経済情勢、市民の意識等、コミュニティ活動ないし施設を取り巻く環境は、28年の間には当然変化し、予測は困難であり、コミュニティ協議会の構成員も代替わりが発生する。それにもかかわらず、これらの見直しの機会を設けないというのは不適切である。

指定期間の長さについては、自治体の合理的な裁量に委ねられているものとはいえ、以上のような長期間の指定は、制度の見直し、改善の機運を低減させかねず、制度の著しい硬直化を招くものであり、定期的な管理状況の見直しを予定する法の趣旨に照らして、合理的な裁量を逸脱している疑いがあると考えられる。

★★★指摘23

本施設の指定期間は長きに過ぎ、法の趣旨に照らして不適切である。

3 指定管理者(コミュニティ協議会)の運営体制

- (1) 各地域の町内会、各種団体(老人会、子ども会、体育協会、愛育委員会、PTAなど)によって構成され、各団体の代表者がコミュニティ協議会の役員、委員を務めているケースが多いようである。

役員構成は協議会によっても異なるが、通常は、会長と事務局長が置かれている。ほとんどのコミュニティハウスでは非常駐であり、問合せ等の対応は基本的には役員の個人宅で行って

いることが多いようである。

年1回(4月から5月ころの年度初めが通例)、各コミュニティ協議会において総会が開催され、事業報告、決算報告、予算、事業計画の審議などが行われている。

- (2) 運営体制は、協議会ごとに異なっているが、概して町内会の延長的な運営がなされているようであり、組織としての意思決定体制や指揮命令体制が整っているとは言い難い。属人的な能力・努力に頼った運営になっているところが多いように見受けられる。社会全体での高齢化が進む中で、今後も継続的に安定した運営ができるかどうかは心許ないといわざるを得ない。

4 協定書及び管理業務仕様書

大多数のコミュニティハウス(73館)に関しては、平成20年4月1日付で基本協定書が締結されており、その内容は施設によって多少異なるところもあるが、ほとんどは同じ内容である。平成20年以降に新たに設けられたコミュニティハウスに関しても、開設時にほぼ同内容の基本協定書が締結されている。

その後、消費税の増税に伴い指定管理料を変更するため、平成26年3月31日付及び令和元年9月30日付けでそれぞれ変更協定書が締結されている。

5 指定管理業務と施設の管理運営

- (1) 指定管理者は、コミュニティハウス条例第2条の2第1項各号により、①コミュニティハウスの使用の許可に関する業務、②コミュニティハウスの施設及び設備の維持管理に関する業務、③その他コミュニティハウスの管理上、市長が必要と認める業務、を行うこととされている。
- (2) 基本協定書によれば、管理業務の詳細は管理業務仕様書に定めるところによるとされており、管理業務仕様書においては、指定管理業務は概ね以下のとおりとされている。

- ① 使用許可申請受付及び日程調整
- ② 使用の許可
- ③ 建物、附属設備、備品の軽微な修繕
- ④ 建物及び敷地の清掃
- ⑤ 光熱水費の支払い

- (3) ほぼすべてのコミュニティ協議会において、指定管理業務とそれ以外の業務の切り分けは行われておらず、渾然一体として活動が行われている。区分経理も行われておらず、施設管理に要する費用や管理経費の収支も直ちには判然としない。本来施設の維持管理のための費用に充てられるべき指定管理料・利用料金から、施設の維持管理に必要な支出とはいええない、コミュニティ活動費(指定管理者制度のもとでは自主事業と整理される)、さらには地域の諸活動への助成金や、交際費等が支出されているケースも多数見られる。

公の施設として設置され、指定管理者制度のもとで運営されている以上は、指定管理業務(行政処分を行う立場)とコミュニティ活動を含むそれ以外の活動とは、本来、その運営・経理とも明確に区別されなければならない。

★★★指摘24

公の施設として設置され、指定管理者制度のもとで運営されている以上は、指定管理業務とそれ以外の業務を明確に区別する必要がある。

- (4) 使用許可基準については、コミュニティ協議会ごとに一応定められているが、必ずしも明確

になっていない。最終的には属人的な判断になっていると思われ、公の施設の使用許可のあり方として妥当ではない。

施設ごとの独自性を持たせるというよりは、公の施設として全市で共通とすべき分野であると思われ、岡山市において一定の基準を作成し、それをもとに許否の判断を行わせるべきと考える。

なお現状、概ね宗教活動、政治活動、営利活動のための使用は認めていないようであるが、例えば学習塾など、営利活動であっても地域の活動として意義があるとして利用を認めているケースもあるようである。そのこと自体は妥当であると思われるが、線引きを明確に定める必要があると思われる。

★★意見174

使用許可基準を統一化、明確化されたい。

- (5) これまで施設を利用したことの無い住民にとって、そもそも自分が施設を利用することができるのか、利用するためにはどのようにすればよいのかなど、ほとんど情報を得ることができないのが現状である。

岡山市のウェブサイト¹²²には「コミュニティの主役は住民の皆さんです。その活動の拠点となるコミュニティハウスは、地域の皆さん共同のハウスです。」との記載があるが、具体的な利用案内は記載されていない。施設所管課からのヒアリングによれば、施設所管課や区役所に問い合わせがあった場合には、連絡先電話番号を案内しているということであるが、不十分といわざるを得ない。

事実上、既存の利用者のための施設になってしまっているおそれがあり、公の施設として適切ではない。

広く住民が利用しやすくするために、広報を充実させること、利用要件、利用手続をわかりやすくすることが必要である。

★★意見175

岡山市公式ウェブサイトコミュニティハウスの利用案内を掲載するなど、広報を充実されたい。

6 指定管理料

- (1) 建物面積によって3段階に決められている。利用料金収入や管理費用の高低は考慮されておらず、精算も行われぬ。

令和元年10月以降の金額は以下のとおりである（ほとんどのコミュニティハウスが300㎡以下である）。

建物面積 300㎡未満	年額22万7000円
300㎡～400㎡	年額27万7000円
400㎡～	年額32万7000円

¹²² <https://www.city.okayama.jp/shisei/0000016213.html>

なお、この金額は、電気代、ガス代、水道代として想定される額を積み上げたものである。例えば、300㎡未満の施設では、当初（消費税5%）時に

電気代	1万3000円×12ヶ月	=	15万6000円
ガス代	3000円×12ヶ月	=	3万6000円
水道代	4000円×6ヶ月	=	2万4000円
合計			21万6000円

であったものを、税率を引き直したものである。(216,000÷1.05×1.1)

- (2) 施設の管理には、電気代、ガス代、水道代以外にも費用を要するが（浄化槽管理費、植栽剪定、備品代、通信費等）、これらについては考慮されていない。

コミュニティハウスには利用料金制が採用されており、光熱水費以外は、利用料金によって賄うという制度設計であると思われるが、前述のとおりコミュニティハウスごとに利用状況は異なり、年間数百万円の利用料金収入があるコミュニティ協議会がある一方、0というところもある。地域からの寄付金（結局は地域住民の拠出金である）頼みになっている協議会もあり、公平性の観点から問題があるといわざるを得ない。

利用料金収入は、立地や地域の特性によって大きく左右され、個々のコミュニティ協議会の経営努力によって増収を図るのは限界がある。利用料金制には事務作業の煩雑化を避けるという側面があること、施設数が多く精算が事務的に困難であるという事情は理解できるが、公金のあり方としては、利用料金制ではなく、使用の対価は使用料として全額市に帰属させた上で、管理に要する費用は指定管理料として支出し差額は精算するという方法が望ましいと考える。

★★意見176

指定管理料については精算を行うことが望ましい。また利用料金制については協議会間（ひいては住民間）の公平性を害しているおそれがあるので、その是非も含め検討されたい。

- (3) また、精算が行われないことに関連して、ほとんどの施設で過去からの繰越金が積み上がっている（数十万円から、多いところでは数百万円の繰越金を抱えた状態になっている）。各コミュニティ協議会の立場に立てば、財務状況を安定させるため単年度収支を黒字にしていけるだけ繰越金を積み上げるという方向性は当然の対応ともいえ、また施設維持・整備のために必要な支出に充てるための積立金という性質もあることは理解できるが、非営利の任意団体であり非公募で選定された指定管理者が無限定に繰越金を保持するのは適切とはいえない（期間満了等で指定管理者が交代する場合も一応想定しなければならないところ、繰越金が当然に次期指定管理者に引き継がれる法的根拠はないと思われる）。

所管課のヒアリングによれば、最終的な処理をどうするかは今後検討する必要があるとのことであったが、時間が経てば経つほど処理がさらに困難になる問題であり、目的、上限額（ないし割合）、指定管理終了時の取扱い等のルールを設けるなど、速やかに対応の検討を開始されたい。

★★★指摘25

コミュニティ協議会の繰越金の取扱いについて、速やかに検討を開始されたい。

7 利用料金

- (1) 前述のとおり利用料金制が採用されており、利用料金は指定管理者の収入として収受される。
各室1平方メートルにつき1時間あたり100円の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとされている（条例第4条）。
実際の利用料金はコミュニティハウスごとに様々である。
- (2) 協議会を構成する団体には利用料金の減免があるとされていることが多く、また地区内と地区外の者で利用料金に差が付けられていることもある。公の施設である以上、当該地区の住民のみの便益のための施設ではなく、広く住民間の公平性が確保されなければならない。利用者間の不当な差別的取扱いを禁じている法第244条第3項との関係でも、利用料金の設定及び減免の運用においては留意が必要である。

★★意見177

利用料金の設定、減免の運用が公の施設として公平性が確保されたものになっているか確認し、問題がある場合は是正が必要である。

- (3) 特別室（例えば調理室）について、室料とは別にガス使用料として一律加算されることとなっているようなケースがある。また、冷暖房費についてもコイン式タイマー等で別途費用を払うことになっている場合が多い。100円とか200円の定額であり、厳密な意味での実費精算ではない。

実費的な費用については、利用料金以外に別途徴収して差し支えないという運用がされているものと思われるが、明確な根拠はない。調理室の利用にガスの使用が付随するのは当然に想定されるし、冷暖房も施設利用に不可欠というべきであって、これらに要する費用はいずれも施設利用の対価として利用料金に位置付けざるを得ないものとする。これらを全体として利用料金とした場合、条例の利用料金の基準を超えることとなるケースが散見される。

実費的な費用を加味しても条例の利用料金の基準を上回らないように利用料金を定めるか、条例の利用料金の基準に、部屋の機能による区別や、冷暖房を使用することでの加算基準を定める必要があると考える。

また、利用単位の最低が半日とされている施設があり、短時間の利用でも半日分の利用料金を支払わなければならないことから、短時間の利用の場合に条例の基準を超えることとなるケースも見られる。条例が「1時間あたり」としているのであるから、利用単位は1時間単位とすべきである。

★★意見178

各施設における利用料金が、条例の基準を超えることとなっていないか点検し、問題があるケースは利用料金の定めを変更するよう指導されたい。条例において部屋の機能による区別や冷暖房の使用の加算を定めることも検討されたい。

- (4) 加えて、利用料金制そのものの是非についても前述のとおり検討の必要があるものとする。

8 自主事業

施設の設置の目的に合致し、管理業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用負担により、管理業務以外の自主事業を実施できるとされている。

その内容は指定管理者ごとに多種多様であり、祭り、盆踊りなどのイベント、コミュニティだよりの発行などが比較的多く見られるところであるが、特に行っていないところもある。

指定管理業務と渾然一体として行われていることについては先に述べたとおりである。

また、ほとんどの施設において、自主事業承認願が、平成20年度分を最後に提出されていない。協定書には「乙は、自主事業を実施する場合は、甲に自主事業計画書を提出し、あらかじめ甲の承認を得なければならない。」とされており、これに反しているのでは是正する必要がある（事業報告に、次年度の活動計画が記載されているケースは多いが、別途必要と考えられる）。施設所管課からのヒアリングによれば、それ以降新たな自主事業が行われているわけではなく既存の事業であるから提出を求めているということであったが、平成20年度に提出・承認されているのはあくまで平成20年度の事業に対するものであって、それ以降自主事業を行う場合には別途所定の手続を履践する必要がある。

★★★指摘26

自主事業を実施する場合には、自主事業計画書を提出させ、岡山市の承認を受ける必要がある。

9 モニタリング

(1) 事業報告書

コミュニティハウス条例第2条の4により、指定管理者は、コミュニティハウスの管理業務の実施状況及び利用状況及びコミュニティハウスの管理に係る経費の収支状況を記載した事業報告書を、毎年度終了後速やかに提出しなければならないとされている。協定書においては、自主事業の実施状況及び実施計画に関する事項、管理業務にかかる経費の収支予算状況に関する事項、指定管理者の役員に関する事項、情報開示の状況に関する事項の記載も求められている。

所定の書式が用意されてはいるが、その使用が必須ではないということであり、各コミュニティ協議会が提出している事業報告書の記載事項は区々である。前述の総会資料を事業報告書として提出されているケースがほとんどであるが、必要的記載事項の漏れも散見される（収支決算書の添付がないものもあった。また情報開示の状況に関する事項についてはほとんど全ての協議会において記載がない）。また、前述のとおり、大部分の指定管理者から提出されている事業報告書において、管理業務にかかる経費の収支状況とコミュニティ協議会としての活動による収支とが混然一体となっており、区別されておらず、あくまでも「管理業務にかかる収支」について報告を求めている条例に反する状態となっている。

また施設所管課からのヒアリングによれば、期限までに提出されない場合もあるということである。

事業報告書は、指定管理者による管理が協定書及び管理業務仕様書に定められた各要求水準を満たしているか否かを定期的に確認する重要な機会であり、期限までの提出を求めることは当然であるが、提出で足りるとするのではなく、内容を精査し、記載漏れや内容に疑義がある

場合には確認し、必要に応じて補正を求めなければならない。また、管理業務に係る収支は、施設の管理上必ず自治体において確認すべき事項であり、コミュニティ協議会の活動に関する収支と区別されないまま報告されている場合は、速やかに改善指導すべきである。

★★★指摘27

施設所管課は、事業報告書の内容を精査し、記載漏れがある場合や記載の正確性に疑いがある場合には、指定管理者に対して確認の上、上記条例及び協定書が定める事業報告書の記載事項を正確に報告するよう、指定管理者に対し指導すべきである。

(2) 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

ア 施設所管課からのヒアリングによれば、年1回、コミュニティ協議会の会長及び事務局長が集まる会議を開催しているとのことであり、年度報告書の提出依頼、先進事例の紹介、質疑応答等が行われているとのことであった。定期的に指定管理者との連携を維持する努力をしている点は評価できる。

もっとも、上記の定例会議は、個々の施設における管理状況を現認するものではないため、協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、十分なモニタリングとはいえない。

また、指定管理者に対する実地調査は行われておらず、コミュニティハウスに出向いて打ち合わせをしたり相談を受けたりすることはあるということであるが、同様に業務の履行確認の目的で行われるものではなく、モニタリングとしては不十分といわざるを得ない。

施設数が多く困難であるということは理解できるが、公の施設の指定管理者として管理をさせる以上は、管理水準の確保のためモニタリングは非常に重要であるので、可能な限り励行していただきたい。

イ 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

10 災害対応

コミュニティハウスは、災害対策基本法上の指定避難所とされており、実際に避難所が開設されたこともあるということである。

コミュニティハウスは市内全域に設置され、地域住民によって運営されており、調理のための設備があるところも多く、災害時には大きな役割を果たしうる施設である。

災害発生時の対応、運営がスムーズに出来るよう、事前の準備が肝要であり、施設所管課においても危機管理室と連携して協定書の締結や災害時マニュアルの整備、コミュニティ協議会の支援等を行われたい。

★★意見179

災害発生時の対応、運営がスムーズに出来るよう、危機管理室と連携して協定書の締結や災害時マニュアルの整備、コミュニティ協議会の支援等を行われたい。

第4 コミュニティハウス制度のあり方についての議論（提言）

指定管理者の趣旨、目的は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図るといふところにあるが、公の施設に相応しい管理の公共性・適正性の確保は当然の前提となっている。そのため、指定管理者においては、事業計画書に沿った管理を安定して行うことが可能な人的能力・物的能力が求められることとなる。また、指定管理者制度においては、複数の申請者に事業計画書を提出させ、より優れた者を指定管理者として選定することで、マーケットメカニズムを働かせることで住民サービスの向上・経費の節減を図ることが本来的には予定されているところである。

このような指定管理者制度の趣旨・目的や、そこから導かれる制度運営上の留意点と、地域のコミュニティ施設をその地域の団体に管理することを通じてコミュニティ活動の発展を図るといふコミュニティハウス制度の趣旨・目的は、もちろん重なるところもあるが、必ずしも一致するものではなく、第3において述べたような問題点の多くは、これらの齟齬によって生じているものと考えられる。換言すれば、地方自治法によって、公の施設に求められる条件、あるいはその指定管理者に求められる能力や業務が、コミュニティ協議会の持つ能力や、コミュニティ活動の発展のため期待される活動と必ずしも整合しておらず、かかる齟齬が問題の本質であると思われる。すなわち、コミュニティハウスの管理運営に関して顕在化している各種の問題は、個々のコミュニティ協議会や施設所管課の問題というよりは、コミュニティハウスを公の施設として指定管理者制度を用いて管理することによって生じた歪みともいふべきものである。本款第3において指摘ないし意見を付した事項は、現状の指定管理者制度のもとでは改善が実務上難しいと思われる事項もあるので、より柔軟な対応を可能とし、もってコミュニティ活動のさらなる充実が図られるよう、抛って立つ制度自体を見直すことも選択肢の一つとして考えられる。

10年以上の指定期間が残っている中で、制度のあり方を見直すのは容易ではないとは思われるが、他市の状況も参考にしつつ、岡山市のコミュニティハウスが持つ能力を最大限に発揮させるにはどのような管理手法が最適なのか、必ずしも指定管理者制度を利用した管理を前提とする現状維持がベストではないことを踏まえつつ、今後の制度のあり方について、現場でコミュニティ活動を担っている各コミュニティ協議会とともに、所管課において議論・検討を始められることを提言したい。

(別表 1)

	コミュニティハウス名	指定管理者名	所在地
1	岡山市馬屋下コミュニティハウス	馬屋下学区コミュニティ協議会	岡山市北区大窪415番地3
2	岡山市平井コミュニティハウス	平井学区コミュニティ協議会	岡山市中区平井三丁目927番地 1
3	岡山市浮田コミュニティハウス	浮田コミュニティ協議会	岡山市東区上道北方869番地5
4	岡山市御南コミュニティハウス	御南学区コミュニティづくり推進協議会	岡山市北区久米91番地
5	岡山市平津コミュニティハウス	平津学区コミュニティ推進協議会	岡山市北区榎津2211番地
6	岡山市福谷コミュニティハウス	福谷コミュニティ協議会	岡山市北区東山内541番地2
7	岡山市弘西コミュニティハウス	弘西地区コミュニティ協議会	岡山市北区番町二丁目11番20号
8	岡山市深柢コミュニティハウス	深柢地区コミュニティ協議会	岡山市北区中山下二丁目6番50号
9	岡山市出石コミュニティハウス	出石地区コミュニティ協議会	岡山市北区幸町10番10号
10	岡山市大野コミュニティハウス	大野学区コミュニティ協議会	岡山市北区大安寺東町23番21号
11	岡山市甲浦コミュニティハウス	甲浦学区コミュニティ協議会	岡山市南区飽浦413番地1
12	岡山市小串コミュニティハウス	小串学区コミュニティ協議会	岡山市南区小串2431番地1
13	岡山市犬島コミュニティハウス	犬島地区コミュニティ協議会	岡山市東区犬島326番地18
14	岡山市鯉山コミュニティハウス	鯉山学区コミュニティ協議会	岡山市北区古備津288番地
15	岡山市伊島コミュニティハウス	伊島学区コミュニティ協議会	岡山市北区伊島町一丁目9番15号
16	岡山市南方コミュニティハウス	南方地区コミュニティ協議会	岡山市北区南方一丁目3番15号
17	岡山市旭竜コミュニティハウス	旭竜学区コミュニティ協議会	岡山市中区高島一丁目8番5号
18	岡山市高島コミュニティハウス	高島学区コミュニティ協議会	岡山市中区国府市場117番地1
19	岡山市古都コミュニティハウス	古都学区コミュニティ協議会	岡山市東区古都宿306番地
20	岡山市朝日コミュニティハウス	朝日学区コミュニティ協議会	岡山市東区東片岡4981番地3
21	岡山市東睦コミュニティハウス	東睦学区コミュニティ協議会	岡山市南区東睦815番地9
22	岡山市岡南コミュニティハウス	岡南学区コミュニティ協議会	岡山市北区旭本町1番1号
23	岡山市竜之口コミュニティハウス	竜之口学区コミュニティ協議会	岡山市中区四御神201番地1
24	岡山市御休コミュニティハウス	御休コミュニティ協議会	岡山市東区西祖137番地4
25	岡山市内山下コミュニティハウス	内山下地区コミュニティ協議会	岡山市北区表町二丁目4番55号
26	岡山市鹿田コミュニティハウス	鹿田学区コミュニティ協議会	岡山市北区大供表町11番8号
27	岡山市浦安コミュニティハウス	浦安学区コミュニティ協議会	岡山市南区浦安本町98番地2
28	岡山市豊コミュニティハウス	豊学区コミュニティ協議会	岡山市東区西大寺川口125番地2
29	岡山市高田コミュニティハウス	高田学区コミュニティ協議会	岡山市北区下高田309番地2
30	岡山市西大寺南コミュニティハウス	西大寺南学区コミュニティ協議会	岡山市東区金岡東町一丁目11番53号
31	岡山市箕島コミュニティハウス	箕島コミュニティ協議会	岡山市南区箕島2325番地1
32	岡山市曾根コミュニティハウス	曾根学区コミュニティ協議会	岡山市南区曾根65番地3
33	岡山市津島コミュニティハウス	津島学区コミュニティ協議会	岡山市北区津島本町17番8号
34	岡山市芳田コミュニティハウス	芳田学区コミュニティ協議会	岡山市南区新保675番地1
35	岡山市横井コミュニティハウス	横井学区コミュニティ協議会	岡山市北区田益1575番地7
36	岡山市庄内コミュニティハウス	庄内学区コミュニティ協議会	岡山市北区三手597番地
37	岡山市平島コミュニティハウス	平島学区コミュニティ協議会	岡山市東区東平島1326番地1
38	岡山市南輝コミュニティハウス	南輝学区コミュニティ協議会	岡山市南区並木町二丁目15番1号
39	岡山市牧石コミュニティハウス	牧石学区コミュニティ協議会	岡山市北区玉柏2127番地2
40	岡山市陵南コミュニティハウス	陵南学区コミュニティ協議会	岡山市北区東花尻266番地1
41	岡山市可知コミュニティハウス	可知学区コミュニティ協議会	岡山市東区可知三丁目1番15号
42	岡山市旭操コミュニティハウス	旭操学区コミュニティ協議会	岡山市中区倉富160番地1
43	岡山市太伯コミュニティハウス	太伯学区コミュニティ協議会	岡山市東区神崎町978番地1
44	岡山市第一藤田コミュニティハウス	第一藤田学区コミュニティ協議会	岡山市南区藤田92番地1
45	岡山市三軒屋ふれあい会館	三軒屋ふれあい推進協議会	岡山市北区半田町7番5号
46	岡山市開成コミュニティハウス	開成学区コミュニティ協議会	岡山市東区九幡1036番地1
47	岡山市大宮コミュニティハウス	大宮学区コミュニティ協議会	岡山市東区下阿知860番地
48	岡山市福田コミュニティハウス	福田コミュニティ協議会	岡山市南区大福501番地
49	岡山市興除コミュニティハウス	興除学区コミュニティ協議会	岡山市南区内尾196番地3
50	岡山市東山公園集会所	三敷学区ふれあい推進協議会	岡山市中区御成町15番26号
51	岡山市西大寺コミュニティハウス	西大寺学区コミュニティ協議会	岡山市東区西大寺中一丁目4番32号
52	岡山市雄神コミュニティハウス	雄神学区コミュニティ協議会	岡山市東区富崎684番地2
53	岡山市足守コミュニティハウス	足守学区コミュニティ協議会	岡山市北区下足守1960番地
54	岡山市幸島コミュニティハウス	幸島学区コミュニティ協議会	岡山市東区水門町749番地8
55	岡山市芳泉コミュニティハウス	芳泉学区コミュニティ協議会	岡山市南区豊成一丁目18番15号
56	岡山市角山コミュニティハウス	角山学区コミュニティ協議会	岡山市東区才崎394番地7
57	岡山市政田コミュニティハウス	政田学区コミュニティ協議会	岡山市東区政津1032番地3
58	岡山市旭東コミュニティハウス	旭東学区コミュニティ協議会	岡山市中区小橋町二丁目4番34号
59	岡山市富山コミュニティハウス	富山学区コミュニティ協議会	岡山市中区福泊321番地2
60	岡山市馬屋上コミュニティハウス	馬屋上学区コミュニティ協議会	岡山市北区富吉996番地5
61	岡山市第二藤田コミュニティハウス	第二藤田学区コミュニティ協議会	岡山市南区藤田594番地8
62	岡山市桃丘コミュニティハウス	桃丘学区コミュニティ協議会	岡山市北区芳賀5114番地89
63	岡山市西コミュニティハウス	西学区コミュニティ協議会	岡山市北区今七丁目16番30号
64	岡山市財田コミュニティハウス	財田学区コミュニティ協議会	岡山市中区長岡4番地101
65	岡山市清輝コミュニティハウス	清輝学区コミュニティ協議会	岡山市北区清輝本町7番26号
66	岡山市平福コミュニティハウス	平福学区コミュニティ協議会	岡山市南区三浜町一丁目1番19号
67	岡山市牧山コミュニティハウス	牧山地区コミュニティ協議会	岡山市北区中牧453番地
68	岡山市第三藤田コミュニティハウス	第三藤田学区コミュニティ協議会	岡山市南区藤田1729番地
69	岡山市宇甘西地区コミュニティハウス	宇甘西地区コミュニティ協議会	岡山市北区御津紙工2568番地
70	岡山市五城地区コミュニティハウス	五城地区コミュニティ協議会	岡山市北区御津新庄3047番地1
71	岡山市宇甘東地区コミュニティハウス	宇甘東地区コミュニティ協議会	岡山市北区御津高津1630番地
72	岡山市御津南地区コミュニティハウス	御津南地区コミュニティ協議会	岡山市北区御津野々口485番地
73	岡山市金川地区コミュニティハウス	金川地区コミュニティ協議会	岡山市北区御津金川962番地1
74	岡山市城東台コミュニティハウス	城東台学区コミュニティ協議会	岡山市東区城東台西三丁目6番4号
75	岡山市操南コミュニティハウス	操南学区コミュニティ協議会	岡山市中区桑野291番地8
76	岡山市葛城地区コミュニティハウス	葛城地区コミュニティ協議会	岡山市北区御津国ヶ原374番地 1
77	岡山市福島コミュニティハウス	福島学区コミュニティ協議会	岡山市南区千鳥町26番22号
78	岡山市宇野コミュニティハウス	宇野学区コミュニティ協議会	岡山市中区原尾島一丁目9番1号
79	岡山市灘崎コミュニティハウス	灘崎学区コミュニティ協議会	岡山市南区片岡1079番地
80	岡山市迫川コミュニティハウス	迫川学区コミュニティ協議会	岡山市南区迫川1088番地

(別表2)

市	施設	管理態様	根拠条例
札幌市	区民センター(10館)、コミュニティセンター(2館)、地区センター(24館)	指定管理(非公募)5年	札幌市区民センター条例
仙台市	コミュニティ・センター(72館)	直営	仙台市コミュニティ・センター条例
さいたま市	コミュニティセンター等(23館)	指定管理(公募)期間5年	さいたま市コミュニティ施設条例
千葉市	コミュニティセンター等(15館(分室含む))	指定管理(公募)期間5年	千葉市コミュニティセンター設置管理条例 千葉市土気あすみが丘プラザ設置管理条例
横浜市	地区センター、コミュニティハウス、集会所	指定管理(原則公募)期間5年	横浜市地区センター条例
川崎市	教育文化会館、市民館(13館(分館含む))	直営	川崎市教育文化会館条例 川崎市市民館条例
相模原市	地域センター(8館)	直営	相模原市立地域センター条例
新潟市	コミュニティセンター、コミュニティハウス等(53館)	指定管理(非公募)期間3年～5年	新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例
静岡市	生涯学習センター 生涯学習交流館(旧公民館、全32館)	指定管理(非公募)期間5年	静岡市生涯学習施設条例
浜松市	協働センター ふれあいセンター(旧公民館)	1館(浜松市中部協働センター)のみ 指定管理(公募)期間5年 他は直営	浜松市協働センター条例 浜松市ふれあいセンター条例
名古屋市	コミュニティセンター(240館)	指定管理(非公募)期間10年	名古屋市コミュニティセンター条例
京都市	いきいき市民活動センター(13館)	指定管理(公募)期間3年	京都市市民活動センター条例
大阪市	区民センター、区民ホール、会館	指定管理(公募)期間5年	大阪市区役所附設会館条例
堺市	堺市立さつき野コミュニティセンター(1館)	指定管理(公募)期間5年	堺市立さつき野コミュニティセンター条例
神戸市	文化センター等(14館)	指定管理(公募)期間5年	神戸市立文化センター条例
広島市	地区集会所(290館)	市で整備後、地元は無償貸し付け	
北九州市	市民センター(130館) 市民サブセンター(6館)H30.4.1	直営	北九州市市民センター条例
福岡市	福岡市立空港周辺共同利用会館(17館) 福岡市立集会所(29館)	直営	福岡市立空港周辺共同利用会館 福岡市立集会所条例
熊本市	地域コミュニティセンター(75館)(H28.4.1)	指定管理(非公募)期間3年	熊本市地域コミュニティセンター条例

第3章 保健福祉局

第1節 福祉援護課

第1款 岡山市ふれあいセンター及び岡山市ウェルポートなださき

第1 施設の概要

1 岡山市ふれあいセンター5施設

施設名	岡山市ふれあいセンター5施設		施設数	5
所在地	岡山（岡山市中区桑野715番地2） 西大寺（岡山市東区西大寺中二丁目16番33号） 北（岡山市北区谷万成二丁目6番33号） 西（岡山市南区妹尾880番地1） 南（岡山市南区福田690番地1）			
担当課	保健福祉局 福祉援護課			
開設年月日	岡山 平成5年5月19日 西大寺 平成8年8月9日 北 平成10年4月1日 西 平成10年6月1日 南 平成11年4月12日	建設費（千円）	岡山 5,608,350 西大寺 4,164,290 北 4,035,540 西 4,130,300 南 4,053,000	
根拠法令	岡山市ふれあいセンター条例・同施行規則			
施設の設置目的	地域に密着した福祉サービス、生涯を通じた健康づくり、生きがいにつながる生涯学習等の市民サービスを提供し、もって活力あるあたたかい長寿社会の実現を図る			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	（公財）岡山市ふれあい公社	H28.4.1～R3.3.31 （5年）	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料（千円）	778,254	772,697	820,025	
年間利用者数（人）	1,944,655	1,915,254	1,827,034	
使用料・利用料金の別	使用料	利用料金の内容		
自主事業の有無	有	自主事業の概要	①福祉・健康・生涯学習推進事業ほか ②施設管理運営関連事業	
備考				

2 岡山市ウェルポートなださき

施設名	岡山市ウェルポートなださき	施設数	1
所在地	岡山市南区片岡159番地1		

担当課	保健福祉局 福祉援護課		
開設年月日	平成 15 年 11 月	建設費 (千円)	2,371,746
根拠法令	岡山市ウェルポートなださき条例・同施行規則		
施設の設置目的	住民に密着した福祉サービス及び生涯を通じた健康づくりサービスを提供する		
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募 (応募数)・非公募
	(公財) 岡山市ふれあい公社	H28.4.1~R3.3.31 (5 年)	非公募
	H29	H30	H31・R1
指定管理料 (千円)	115,816	111,975	127,127
年間利用者数 (人)	383,899	377,466	343,572
使用料・利用料金の別	使用料	利用料金の内容	
自主事業の有無	有	自主事業の概要	①地域福祉推進事業 ②健康教室事業
備考			

第 2 指定管理業務及び自主事業の概要

1 岡山市ふれあいセンター 5 施設

(1) 指定管理者が行っている指定管理業務は、

- ① 施設の維持管理業務
 - ② 施設の使用の許可、使用の不許可、使用許可の取消し等、入場の制限に関する業務
 - ③ 使用料の徴収及び納入に関する業務
 - ④ 施設の設置目的にふさわしく、岡山市の施策にも沿った福祉・健康・生涯学習関連事業の企画及び実施に関する業務
 - ⑤ 情報コーナーの管理運営
 - ⑥ 諸官庁等への各種届出等に関する業務
 - ⑦ 光熱水費等の徴収に関する業務
 - ⑧ ふれあいバスの運行に関する業務
 - ⑨ 岡山ふれあいセンター E S C O 事業に関する協力業務 (岡山ふれあいセンター)
 - ⑩ くわの湯の管理運営業務 (岡山ふれあいセンター)
 - ⑪ 温水プールの管理運営業務 (西大寺ふれあいセンター)
 - ⑫ その他施設の管理運営に際し必要な業務
- である。

(2) 自主事業

目的内自主事業として、福祉人材養成事業 (介護職を対象とした講座、手話講座)、心とからだの健康事業 (高齢者支援事業、健康づくり支援事業ほか)、福祉支援事業 (子ども・子育て支援事業、障害者支援事業)、介護保険事業 (居宅介護支援事業、訪問介護事業ほか) 等の様々な事業を行っている。

また、目的外自主事業として、自動販売機の設置を行っている。

2 岡山市ウェルポートなださき

(1) 施設の経緯

岡山市ウェルポートなださきは、旧灘崎町の施設として建設され、平成17年3月の合併により岡山市に編入された際、岡山市が有する公の施設である「ふれあいセンター」と同様の機能を備えた施設として取扱い、「ふれあいセンター」と同様に福祉援護課が所管している。

(2) 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、

- ① 施設の管理業務
 - ② 施設の使用の許可、使用の不許可、使用許可の取消し等、入場の制限に関する業務
 - ③ 使用料の徴収及び納入に関する業務
 - ④ 施設の設置目的にふさわしく、岡山市の施策にも沿った福祉・健康・生涯学習関連事業の企画及び実施に関する業務
 - ⑤ その他施設の管理運営に関し必要な業務
- である。

(3) 自主事業

目的内自主事業として、地域福祉推進事業（人材育成、高齢者支援、子ども・子育て支援、イベント）、健康教室事業（水泳教室、エアロビクス教室等）を行っている。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

(1) 公募原則を条例に明記すべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。

(2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

2 非公募理由

現指定管理者は、いずれの施設についても非公募方式により指定管理候補者として選定されている。

(1) 岡山市ふれあいセンター

ア 公の施設の点検票においては、

- ① 岡山市ふれあいセンターは、岡山市の福祉・健康・生涯学習サービスの提供拠点として、平成5年に設置された公の施設であり、岡山市は、サービスを公平に提供するにあたり、平成4年に市費の100%出捐により岡山市ふれあい公社を設立し、現在に至るまでふれあいセンターの運営を通じて、また、ふれあいセンターを拠点として、市域全域に公共性の高い福祉サービスを提供する役割を担わせ、市民の「公益的利益」を確保していること
- ② 岡山市ふれあい公社は、市内ふれあいセンター5館の設置当初より現在に至るまで、施設を管理運営し、施設の目的に沿った「福祉・健康・生涯学習」事業の企画実施を行っていること
- ③ ふれあいセンターを拠点として、地域包括支援センター・介護予防センターの運営や、令和2年度からは放課後児童クラブの運営を受託予定であり、市域全域における岡山市施策の実現を担う財団として、全世代に向けた福祉サービスの提供を行うことができる団体であること

等とされており、これらの理由によって、岡山市管理規則第5条第1項第3号（公の施設の設置目的又は本市の政策目的を実現するために、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき。）に該当するものと判断されている。

イ 岡山市ふれあいセンターの設置目的は、地域に密着した福祉サービス、生涯を通じた健康づくり、生きがいにつながる生涯学習等の市民サービスを提供し、もって活力あるあたたかい長寿社会の実現を図ることとされている。

現指定管理者である岡山市ふれあい公社は、かかる設置目的を実現するために岡山市からの100%出捐により設立された公社であり、施設設置当初より、設置目的に沿った指定管理業務だけでなく、様々な自主事業も実施している。

ウ 施設設置当初からの経緯や、施設設置目的の公共性等の観点からすると、現指定管理者につき岡山市管理規則第5条第1項第3号に該当するとした判断は適正であると考える。

(2) 岡山市ウェルポートなださき

ア 公の施設の点検票においては、

① 旧灘崎町の施設として建設され合併により岡山市となった際、岡山市が有する公の施設である「ふれあいセンター」と同様の機能を備えた施設として、岡山市ふれあい公社を指定管理者として、現在まで管理運営を行わせていること

② 岡山市ふれあい公社は、施設を管理運営し、施設の設置目的に沿った事業を行うとともに、公社の設立目的である「福祉・健康・生涯学習」の提供を施設の拠点として現在まで実施していること

等が挙げられている。

イ 上記①について検討するに、本施設について「ふれあいセンター」と同様の機能を備えた施設とされているが、「ふれあいセンター」は長寿社会の実現を図ることを目的とし、老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、介護保険法に規定する地域包括支援センター、障害者総合支援法に規定する地域活動支援センター等を置くことができるとされているのに対し、本施設の設置目的にはそのような定めはなく、岡山市ふれあいセンターと同様の機能を備えた施設として位置付けることが直ちに合理的とまではいえないし、設立後の経緯もふれあいセンターとは全く異なるため、ふれあいセンターと同様の機能を備えた施設として位置付けることが、直ちに本施設の指定管理候補者を非公募方式で選定すべき積極的な理由とはならない。

また、上記②は、単に現指定管理者が施設の設置目的に沿った事業を行っていること及び指定管理者が公社の設立目的に沿った事業を行っていることを述べているに過ぎず、本施設の管理について現指定管理者に管理を行わせることが「最も合理的」ということの根拠を述べていない。

ウ したがって、公の施設の点検票に記載された非公募理由のみでは、施設の設置目的との関係で、岡山市管理規則第5条第1項第3号の要件を充たしているとは認められない。

他方、岡山市の政策目的との関連性を検討するに、施設所管課からのヒアリングによれば、本施設については、「ふれあいセンター」と同様の施設との整理が政策的になされているとの理由により、上記要件を充たすと判断したとの説明であった。

しかしながら、「ふれあいセンター」と同様の施設と整理すること自体は岡山市管理規則第5条第1項第3号のいう「政策」ではなく、同規定の要件を充たすか否か判断するに当たっては、そのような施設の整理を行い、同一の指定管理者を指定することによっていかなる目

的を達成するかといった観点から「政策」の説明がなされる必要がある。

したがって、上記のような施設の整理をした上で、「ふれあいセンター」と同一の指定管理者を指定することにより達成すべき合理的な政策目的が十分に説明され、評価されるのであれば、市の政策目的との関係で非公募の要件を充たすと判断できる余地はあるといえるが、選定時においてそのような観点からの検討が慎重に行われことは会議録等からうかがうことができず、議会や市民に対する説明責任が果たされているとはいえない。

また、現指定管理者選定時において岡山市管理規則第5条第1項第3号の要件を充たすと判断したのであれば、その評価の過程及び評価理由を正確に記録しておく必要がある。

★★意見180

岡山市管理規則第5条の第1項3号の要件充足性に関し、指定管理候補者が「最も合理的」として評価すべき理由については、選定時においてより丁寧な検討を行い、その評価の過程及び理由を会議録等に明記した上で、議会や市民に対する説明責任を果たすべきである。

3 マネジメント推進委員会での審議内容

(1) 推進委員会での利害相反

総論で述べたとおり、公の施設の管理運営に関し、推進委員会において指定管理者の公募・非公募を決定し、（非公募の場合における）指定管理候補者の選定するに当たり、候補者である外郭団体の役員を兼任する職員が推進委員会に出席することは、保健福祉局公共施設等マネジメント推進委員会運営要領第3条第5項に違反する。

本件では、指定管理候補者の選定は、令和元年11月11日、保健福祉局公共施設等マネジメント推進委員会において行われているが、同委員会に出席している推進委員会の委員長である保健福祉局長は、指定管理候補者に選定された公益財団法人岡山市ふれあい公社の理事を兼ねている。

まさに同一人が、選ぶ側と選ばれる側の地位を兼ねているものであり、利害相反というべきであって、不適切である。

たとえ形式的な充て職であっても、外部から見れば公正さを疑われることになりうるものであり、このような利害相反が生じる場合には議事に加わらないよう徹底しなければならない。

★★★指摘28

指定管理候補者である外郭団体の役員を兼任する職員が、推進委員会に出席し、委員長を務めており、各局室マネジメント推進委員会運営要領に違反することから、議事に加わらないよう徹底すべきである。

(2) 会議録記載の審議内容

ア 平成28年1月20日、同月27日、令和元年11月11日に開催された保健福祉局公共施設等マネジメント推進委員会の会議録をみると、指定管理候補者が出席してヒアリングが実施された形跡はうかがわれない。

イ 平成28年1月27日の推進委員会において、委員より岡山市ふれあいセンター及び岡山市ウェルポートなださきの指定管理者と行政機関との連携の内容について調べておくこと、

との意見があり調査すべき事項を指摘されているが、調査結果について報告されることなく、その日の推進委員会で非公募により岡山市ふれあい公社を指定管理候補者とすることが承認されている。

ウ 令和元年11月11日の推進委員会において、委員からの「ウェルポートなださきはふれあいセンターとは切り離せないのか」との質問に対し、施設所管課より「ふれあいセンターと全く同じ事業を行っているものではないが、同様の施設として位置づけられている。」との回答がなされているが、このような回答のみで直ちに岡山市管理規則第5条第1項第3号の要件を充足すると判断することは不適切であり、前述のとおり、市の政策目的との関係においてさらに議論が深められる必要があったと考える。

エ 以上のような審議の経過からすると、非公募による指定管理候補者の選定について十分な議論がなされていたのか疑わしい。少なくとも、事業計画等に関する候補者からのヒアリングを実施し、岡山市管理規則第5条第1項第3号の充足性、非公募方式により当該候補者を指定管理候補者として選定することの合規性、当該候補者の適格性について、厳格に判断される必要がある。

★★意見181

事業計画等に関する候補者からのヒアリングを実施し、岡山市管理規則第5条第1項第3号の充足性、非公募方式により当該候補者を指定管理候補者として選定することの合規性、当該候補者の適格性について、厳格に判断される必要がある。

第4 協定

1 使用料徴収委託

(1) 使用料徴収委託契約書を別途締結すべきこと

ア 本施設については、現指定管理者に対して使用料徴収委託がなされているが、基本協定書第4条第3項において、「指定管理者は、前項の使用料を施設の使用者から徴収し、岡山市に納付しなければならない。」と定めているのみであって、使用料の徴収事務を委託する旨の定めもなければ、別途、使用料徴収委託契約書は締結されていない。

イ 第3部（総論）・第4章・第5・2 [60～62頁] 記載のとおり（意見30）。

(2) 使用料徴収業務の位置付けが不適切であること

第3部（総論）・第4章・第5・3 [62頁] 記載のとおり（意見31）。

2 リスク分担

(1) 包括協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見182

包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見183

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 管理物件の損傷に対する修繕責任については、「指定管理者の管理業務により生じたもの」、老朽化または不可抗力により生じたもので軽微なものについては指定管理者の負担、老朽化または不可抗力により生じたもので重大なものについては岡山市の負担とされている。

イ しかし、リスク分担表上は上記の「軽微」と「重大」の区別が明らかでなく不適切である。

この点と関連して、管理業務仕様書には、「施設の修繕に関する事項」として、が記載され、指定管理者の負担で行うべき事項として「施設及び設備並びに備品の維持管理上生じる修繕の費用」については、1件の見積額が250万円未満の修繕については指定管理者の負担、1件の見積額が250万円以上の修繕については、岡山市の負担とされている。

かかる記載が、リスク分担表における「軽微」、「重大」に対応するものであるかどうかは、協定書及び管理業務仕様書の記載のみからは判然としない。

また、そもそも不可抗力の場合に適用されるリスク分担表において「老朽化」による損傷についての修繕責任について規定することは不適切であり、前述のとおり、協定書、リスク分担表、管理業務仕様書の関係が総合的に整理される必要がある。なお、その際、「老朽化」による損傷についての修繕責任（計画修繕も含む）については、「不可抗力」の場合とは区別して規定するという方法も考えられる。

★★意見184

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、軽微と重大の区別について、リスク分担表に明記した上、管理業務仕様書との関係を整理されたい。

ウ また、リスク分担表では、指定管理者が負担すべき修繕費の上限が制限されておらず、指定管理者が負うべきリスクの範囲が明確でなく、管理業務仕様書に規定されている「1件」の範囲についても明確ではない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべき修繕責任の範囲については、できる限り明確にされたい。

★★意見185

管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。

エ 第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見186

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見187

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

(5) リスク分担表記載の条文番号の誤記

リスク分担表は、基本協定書に「別表（第25条関係）」として添付されているが、基本協定書第25条は協定期間終了時の備品の取扱いに関する条項であってリスク分担表に関する定めではない。正しくは第20条（不可抗力によって発生した費用等の負担）第2項であり、条文番号に誤記があるので、修正されたい。

★★意見188

別表記載の条文番号は「第25条関係」ではなく「第20条関係」に修正されたい。

3 指定管理料の精算

指定管理料の支払方法は、概算払で精算返納が予定されているが（基本協定書第13条第4項、年度協定書第4条）、その内容は、指定管理者は、「精算をした場合に残金が生じたときは、速やかにこれを岡山市に返納する」と定めているだけで、具体的な精算方法の定めはない。

他方、直近3年間（平成29年度～平成31年度）の管理運営業務事業報告書において返納額が報告されており、実際には収支決算書の科目毎に予算と決算との差額を計上してその合計額が返納されている。

しかし、いかなる根拠に基づいて予算と決算との差額を算定しているのか、すなわち、指定管理料からの支出が認められる経費の範囲が判然とせず、不適切である。

基本協定書及び管理業務仕様書において、いかなる基準で返納額を算出すべきか、指定管理料からの支出が認められる経費の範囲を明確にし、具体的な精算方法を定めるべきである。なお、その際、一般管理費（間接経費）の計上基準についても明確化されたい。

★★意見189

基本協定書及び管理業務仕様書において、いかなる基準で返納額を算出すべきか、指定管理料からの支出が認められる経費の範囲を明確にし、具体的な精算方法を定めるべきである。

4 賠償責任保険

- (1) 基本協定書第16条では、人身その他に対する損害保険は指定管理者において「必要に応じ契約する」とされているが、管理業務仕様書では、「6(1)管理に要する公共料金当の支払業務」の一つとして、「オ 施設利用者等への傷害保険料(年間)」が記載されているが、賠償保険への加入義務を明確に記載しているわけではない。

利用者の事故が発生した場合に損害保険でカバーすることはリスク管理体制の観点から必要不可欠であるが、本施設は高齢者や障害者等多くの市民が利用する施設であり、利用者の事故が発生する可能性は低くないことから、指定管理者に賠償責任保険及び普通傷害保険への加入義務を課すのが適切である。

そこで、協定書もしくは管理業務仕様書において、指定管理者が賠償責任保険及び普通傷害保険に加入する義務を負うことを明記すべきである。

また、単に「傷害保険料」との記載だけでは、どの程度の規模の保険契約をすべきか明らかではなく、申請要項には管理業務仕様書しか示されておらず、申請者にとってはリスク要因となるし、保険でカバーされない事故が発生した場合における指定管理者の責任の有無が紛争要因となる。

したがって、協定書及び管理業務仕様書において、指定管理者が加入すべき保険の具体的な内容を明確にすべきである。

- (2) 第3部(総論)・第4章・第6・4・(3)記載のとおり(意見32ないし34)。

5 自主事業

自主事業計画書によると、自主事業として「福祉・健康・生涯学習推進事業」が挙げられているが、管理業務仕様書において「福祉・健康・生涯学習関連事業の企画及び実施に関する業務」は指定管理者が行う業務とされており(管理業務仕様書3(1)エ)、かかる事業が指定管理業務なのか自主事業なのか判然としない。

自主事業の場合には、岡山市の承認を受け、施設使用手続及び使用料の納付を要する(協定書第6条)し、自主事業に起因する賠償責任は指定管理者の負担となることからしても、指定管理者業務との区別は重要である。

また、指定管理業務として位置付けられる場合、当該業務の実施が指定管理者に義務付けられ、要求水準の内容となることから、指定管理業務と自主事業とは明確に区別される必要がある。

自主事業と位置付けるのであれば、管理業務仕様書の記載を修正されたい。

★★意見190

指定管理業務と自主事業とは明確に区別すべきであり、自主事業と位置付けるのであれば、管理業務仕様書の記載は修正されたい。

第5 施設の管理運営

1 事務所使用に係る使用許可及び使用料

施設所管課からのヒアリングによると、現指定管理者は、岡山ふれあいセンターを登記上の本店所在地とし、法人の本店機能(事務局)を置いているが、目的外使用許可及び使用料の請求等の手続はなされていないとのことであった。

しかしながら、総論でも指摘したように、指定管理者が当該施設の管理業務に必要な範囲を超

えて施設を利用する場合には、他の利用する住民と同様に「利用者」の立場にたって、法令上必要な手続をとらなければならない、行政財産の目的外使用許可及び使用料の納付等の適正な手続が必要である。

法第244条第3項が「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」を定め、公の施設の適正な利用を確保しようとするものであることからすれば、何ら必要な手続をとることなく公の施設を無償で使用させることは、「利用者」である指定管理者に対し、特別の援助を与え、優遇するものであるといわざるを得ない。

したがって、指定管理者であるからといって、施設内に当該施設の管理業務に必要な範囲を超え、無条件かつ無償で本店機能を有する事業所として使用させることは、法第244条第3項の趣旨に反するし、また、岡山市財産条例第4条に反する。仮に、施設内に指定管理者の本店機能（事務局）を置く必要があるのであれば、目的外使用許可に係る手続を履践した上で、原則として適正な使用料を徴求すべきであるし、無償とするのであれば、岡山市財産条例第3条所定の減免手続を履践すべきである。

指定管理者の施設内の事務所の使用状況を確認し、管理業務に必要な範囲を超える使用状況が認められる場合には、行政財産の目的外使用許可及び使用料の納付を徹底すべきである。

★★意見191

指定管理者の施設内の事務所の使用状況を確認し、管理業務を行う上で必要と認められる範囲を超えて使用しているときには、目的外使用許可及び使用料の納付を徹底させるべきである。

2 使用料の減免判断

(1) 施設所管課からのヒアリングによると、指定管理者が実施している自主事業については、指定管理者が条例施行規則に基づいて使用料の減免を申請し、使用料の減免がなされた後、事後的に施設所管課がその旨の報告を受けているとのことであり、事実上、指定管理者が減免の判断を行っていることになる。

しかしながら、使用料の減免は、条例に基づく自治体の権限であるから（法96条第1項第6号及び第10号）、指定管理者に対して使用料の減免の当否についての判断を委託することを認める法律上の根拠はない。すなわち、指定管理者は、条例で定められた使用料を収納する事務を行い得るだけで、条例で定める減免理由を有する住民が公の施設を利用する場合には、指定管理者を通じて自治体に対して減免の申出を行い、権限を有する自治体の判断を待つことになる。

ただし、実務的には、減免のできる理由につき自治体が明確な判断基準を示し、この基準に該当する限りにおいて、指定管理者が事務手続の代行をすることにつき委託を受けたものとして整理し、事後的に自治体による減免決定を行うという方法は考え得る。

(2) ふれあいセンターの使用料については、岡山市ふれあいセンター条例第7条第1項ただし書及び同条例施行規則第7条第1項により、「財団法人岡山市ふれあい公社が、その設立趣旨に基づいた事業に使用するとき」に当たる場合は、使用料を全額免除すると規定されているから、上記事業に当たるか否かについての判断基準につきあらかじめ岡山市から示されている場合には、その基準に該当する限りにおいて指定管理者が減免に係る事務処理を行うことができる旨

の事務委託を受けたものとして整理し、事後的に岡山市が正式に減免決定をするという方法はあるが、そのような方法はとられていない。

- (3) 岡山市ウェルポートなださきの使用料については、岡山市ウェルポートなださき条例第10条第3項及び同条例施行規則第11条第1項において、減免の要件を規定しているが、岡山市ふれあいセンター条例のような明確な減免根拠はなく、その減免手続については、ふれあいセンターの場合よりもさらに厳格に履践される必要があるが、適切な手続がとられていない。
- (4) 以上のとおり、本施設において自主事業が実施される場合の施設使用料の減免に係る取扱いは不適切であるので、速やかに法的問題を整理した上で、適式な手続を履践されたい。

★★★指摘29

施設使用料の減免に係る取扱いにつき、速やかに法的問題を整理した上で、適式な手続を履践されたい。

第6 モニタリング

1 事業報告書の記載事項

- (1) 条例、協定書及び仕様書の定め

岡山市ふれあいセンター条例第3条の5及び岡山市ウェルポートなださき条例第5条により、指定管理者は、毎年度終了後速やかに、①施設の管理業務の実施状況及び使用状況、②施設の管理に係る経費の収支状況を記載した事業報告書を提出しなければならないとされている。

また、基本協定書第9条第2項では、③情報開示の状況に関する事項、④自主事業の実施状況に関する事項も記載することとされ、さらに、管理業務仕様書の「11 定期報告に関する事項」において、上記のほかに、⑤施設の使用料の収入の実績、⑥自主事業に係る収支状況、⑦施設の劣化状況を記載することとされている。

- (2) 指定管理者から提出されている事業報告書の問題点

しかしながら、指定管理者から提出されている事業報告書には、添付の収支決算書及び事業報告により、①施設の管理業務の実施状況及び使用状況、②施設の管理に係る経費の収支状況の記載はなされているものの、その他の③情報開示の状況に関する事項、④自主事業の実施状況、⑤施設の使用料の収入の実績、⑥自主事業に係る収支状況、⑦施設の劣化状況についての記載が見受けられない。

指定管理者から提出されている事業報告書は、条例、協定書及び管理業務仕様書の規定する記載事項を欠いており、これらの規定に違反しているため、指定管理者に対して速やかに改善指導されたい。なお、③の「情報開示の状況」については、開示請求や開示実績がなかったのであればその旨を記載させるべきである。

★★★指摘30

事業報告書には、条例等が定める記載事項を全て記載するよう改善指導されたい。

2 実地調査

施設所管課からのヒアリングによると、事業報告書の収支状況について、帳票との照合作業は行っていないとのことであった（指定管理者から提出される月報や日報との照合にとどまるもの

と考えられる。)

本施設については、指定管理料の精算返納を予定しており、経費支出の正当性を確認した上で返納額を正確に算定することが必要であることから、収支状況の確認にあたって、適宜、帳票との照合も実施すべきである。

★★意見192

収支状況の確認にあたっては、適宜、帳票との照合を行うべきである。

3 労働法令遵守についてのモニタリングを実施すべきこと

- (1) 施設所管課からのヒアリングによると、ローテーション勤務体制の労働時間が労働基準法に違反していないかは確認しているとのことであり、この点については評価できるが、労働法令の遵守状況等については、定期的かつ包括的に確認するのが望ましい。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(2)及び(4) [81～83頁] 記載のとおり（意見46）。

第7 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 基本協定書第14条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がかかる義務を果たしているかという点について、指定管理者が定めている内規の確認はしているとのことであったが、実際に内規に沿った措置が講じられているか否かについて確認はなされていない。

- (2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 基本協定書第18条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がかかる義務を果たしているかという点について、指定管理者が定めている内規の確認はしているとのことであったが、実際に内規に沿った措置が講じられているか否かについて確認はなされていない。

- (2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第2節 高齢者福祉課

第1款 岡山市会陽の里

第1 施設の概要

施設名	岡山市会陽の里		施設数	1
所在地	岡山市東区久保205-1			
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課			
開設年月日	平成9年4月1日	建設費(千円)	2,156,000	
根拠法令	老人福祉法第15条第1項 岡山市養護老人ホーム条例・同管理規則			
施設の設置目的	老人の心身の健康の保持及び生活の安定を図り、もって老人の福祉を増進するため。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	(福)岡山中央福祉会	H24.4.1~R4.3.3 (10年)	公募(2)	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	145,117	145,864	145,321	
年間利用者数(人)	28,372	28,140	28,389	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	介護報酬	
自主事業の有無	有	自主事業の概要	喫茶、教養講座、自動販売機の設置、会陽の里まつり	
備考				

第2 指定管理業務及び自主事業の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、管理業務仕様書によると以下のとおりである。

(1) 施設の管理運営に関する業務

- ① 入所者及びショートステイ利用者の養護に関する主な業務
- ② 指定管理者が外部サービス利用型特定施設入所者生活介護の指定を受けて行う入所者に対する介護サービス業務

(2) 入所者の養護に関する主な業務

- ① 食事の準備、介助及び後片付け
- ② 入浴の介助
- ③ 身辺の雑事の介助
- ④ 健康管理(定期健康診断を含む)
- ⑤ 生活指導

ほか

(3) 施設の維持管理に関する主な業務

- ① 清掃業務

- ② 機械設備・貯水槽・空調設備保守点検業務
- ③ 氷蓄熱システム点検整備業務
- ④ 電気点検保安業務
- ⑤ エレベーター保守点検業務

ほか

(4) 管理に関する経理の主な業務

- ① NHKテレビ受信料
- ② 電話設備及び供架使用料
- ③ プロパンガスメーター使用料

2 自主事業

目的内自主事業として、会陽の里教養講座、会陽の里まつりを行っており、目的外自主事業として、会陽の里すだちの家喫茶、自動販売機を設置している。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

(1) 公募原則を条例に明記すべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。

(2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

2 公募状況

(1) 応募者数

直近選定時の説明会及び現地見学会には5法人が参加したが、最終的な応募者は2法人であった。説明会への5法人の参加は岡山市全体の中では比較的多く、応募者数も相対的には良好な状況といえるが、より多くの応募が期待される場所である。

また、最終的に応募を辞退した3法人に対し、辞退の理由を確認するなどして、より多くの応募者数となるよう募集のあり方について検討されたい。

なお、総論で述べたとおり、選定手続に先立ち、民間事業者の意向を把握するため、ヒアリング等の調査（サウンディングとも呼ばれる）を実施し、公募の条件が民間事業者にとってどのように映っているのかを把握した上で条件設定を行うという選択肢もあり、応募者を増加させる施策になる可能性がある。公益性、公共性の高い施設であるから、サウンディング調査を活用することも検討されたい。

★★意見193

応募辞退者に対してその理由を確認したり、公募に先立ち、サウンディング調査等を実施して、より多くの民間事業者からの応募を得られるよう募集のあり方を検討されたい。

(2) 募集要項

平成23年度の公募時における募集要項には、直近4年間の施設利用状況及び具体的な収支状況が記載されており、非常に有益である。次回公募の際も、募集要項において応募者が充実した事業計画を立案するために必要十分な情報開示をされたい。

第4 協定

1 指定期間

現指定管理者の指定期間は10年とされている。

指定期間については、一定期間ごとに指定管理者に対する評価を行って公正な競争環境を確保する必要があることや、他方で指定管理者の負担とされる備品の減価償却期間等を考慮して、全国的に5年程度を標準とする例が多く、5年を超える長期の指定期間が設定されるには、例えば、指定管理者に対して一定の投資を求めるような場合において、投下資本回収の機会が与えられる必要がある等の特別の理由が求められる。

岡山市マニュアル・23頁においても、「岡山市における指定期間5年を標準とします。」とされている（ただし、現指定管理者の指定時には岡山市マニュアルは整備されていなかったと思われる）。

本施設については、公の施設の点検票の記載によると「高齢者の入所系の施設において、指定管理者が短い期間で替わること（生活環境の変化）は、認知症の症状を進めたり、精神的な動揺を招くなど、高齢入所者にとってリスクが多い」ことから指定期間を10年とされた経緯があり、施設の特性上、指定管理者が頻繁に変更されることによる混乱を避けるためという理由から指定期間を10年としたことが一概に不合理とはいえず、5年を超える指定期間を設定したことが適正を欠くとまではいえないものとする。

もっとも、指定管理者が変更となった場合にも実際に入所者に対応してきた職員の継続雇用により可及的にリスクを減らすといった方法なども考えられることから、5年を超える指定期間の設定をする場合については、都度、そのメリット・デメリットを総合的に考慮して適切に判断されたい。

2 指定管理料

協定書第10条において、「協定期間に係る施設の管理に必要な経費（以下「指定管理料」という。）は、老人保護措置費支弁基準（ただしスプリンクラー設置加算分を除く。）の額とする。なお、老人保護措置費支弁基準は、「老人福祉法第11条に規定による措置事務の実施に係る指針について（平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知）」により算定する。」とされている。

3 リスク分担

(1) 協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見194

協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 管理業務仕様書7「修繕」(1)は、「施設及び備品等の修繕については、指定管理者の負担において執行するものとするが、1件100万円を超える大規模なもの、及び年間200万円を超える場合については協議するものとする。」としている。しかしながら、協定書のリスク分担表には、上記の記載はない。

そもそも、管理業務仕様書は、協定書第4条が定めるとおり、あくまでも指定管理者が行

う管理業務の詳細を定めるものであって、リスク分担について合意するものではない。協定書で全く定められていない基準が、管理業務仕様書に記載されているからといって、この記載をもってリスク分担の協定として有効となるかは疑わしい。リスク分担の内容は、協定書において明確に定めるべきであり、協定書で定められていないリスク分担の基準を管理業務仕様書に記載すべきではない。

★★意見195

リスク分担の内容は、協定書において明確に定めるべきであり、協定書で定められていないリスク分担の基準を管理業務仕様書のみに記載することは不適切である。

イ 協定書別表リスク分担保では、「管理物件の損傷に対する修繕責任」において、老朽化及び不可抗力により生じた「重大」な損傷に対する修繕責任は、岡山市と指定管理者との間で「協議」することとされている。

しかし、「軽微」と「重大」を区別する基準が全く明らかでなく、漠然としていて基準としての意味をなしていないし、協議の方法すら定められておらず、極めて不適切である。

これでは、結局、何も決まっていないに等しいといわざるを得ず、岡山市と現指定管理者との「暗黙の了解」に依存した管理体制とならざるを得ないため、あまりにリスクが不明確で新規参入を著しく阻害する要因となりかねない。

したがって、リスク分担において「軽微」「重大」を区別する基準について明確に規定した上、「重大」な損傷に対する修繕責任について、「協議」ではなく、岡山市か指定管理者のいずれが分担すべきか明確にし、リスクを明確にされたい。

★★意見196

修繕責任のリスク分担については、「重大」と「軽微」を区別する基準を明確にし、岡山市と指定管理者のいずれが分担すべきか明確にされたい。

4 賠償責任保険

- (1) 協定書第21条は、人身その他に対する損害保険は指定管理者において「必要に応じ契約する」と定め、管理業務仕様書15では、「指定管理者は、管理業務の履行に当たり、指定管理者の責に帰すべき事由により、岡山市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。」と記載しているが、賠償保険への加入義務を明確に記載しているわけではない。
- (2) 第3部（総論）・第4章・第6・3～6 [63～65頁] 記載のとおり。

★★意見197

指定管理者が賠償責任保険に加入すべきか、加入するとしてどのような内容の保険に加入するかについては、まずは施設所管課において検討し、必要性があると判断された場合には、協定書及び管理業務仕様書において加入義務及び加入すべき損害保険の内容を明示すべきである。

5 物品管理

協定書第18条から第20条までは、備品（Ⅰ種）の管理、備品（Ⅱ種、Ⅲ種）の購入及び協定期間終了時の備品の取扱いについて定めている。

他方、管理業務仕様書「8 備品の管理等」では、例えば、「(1) 指定管理者に貸し付ける物品」、「(2) 岡山市が所有する物品」、「(3) 指定管理者が自ら購入・搬入し保管を要する物品」、「(4) 指定管理料の範囲で購入した物品」といった様々な記載があり、このうち「(1) 指定管理者に貸し付ける物品」及び「(2) 岡山市が所有する物品」は、協定書が定める備品（Ⅰ種）（物品台帳に示す物品）と解されるが、「(3) 指定管理者が自ら購入・搬入し保管を要する物品」や「(4) 指定管理料の範囲で購入した物品」は、備品（Ⅱ種）（管理業務仕様書に定める指定管理者が準備すべき物品）であるのか、備品（Ⅲ種）（指定管理者が必要に応じ購入又は調達した物品）であるのか不明であり、備品の取扱いが不明確である。

したがって、管理業務仕様書の記載については、協定書の内容と対応するよう、Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種のいずれの備品に関するものであるのか明確に記載すべきである。

★★意見198

管理業務仕様書「8 備品の管理等」には、協定書が定める備品（Ⅰ種～Ⅲ種）のいずれの備品に関する記述であるのか明確に記載されたい。

6 第三者委託

協定書第5条第2項本文では、原則として、指定管理者は、「管理業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない」と定め、例外として、そのただし書で、「ただし、あらかじめ書面により管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについて、岡山市の承諾を受けた場合は、この限りでない。」と定め、第三者に委託又は請け負わせることは例外と位置付けている。

そして、管理業務仕様書「5 業務の委託」においても施設の維持管理に関する主な業務について、指定管理者は専門とする業者へ委託することができ、この場合には岡山市に書面により報告するとされているが、施設所管課は、そもそも、第三者委託がなされているか否かを把握していない。

この点、管理業務仕様書「5 業務の委託」には、管理業務仕様書が定める業務内容のうち、「(3)施設の維持管理に関する主な業務」(①清掃業務、②機械設備・貯水槽・空調設備保守点検業務ほか)について指定管理者は専門とする業者へ委託できると定めており、第三者委託が可能な業務の範囲を明確にしている点は評価できるが、施設所管課は第三者委託がなされているかを把握していないということであるから、事前承認がなされているとはいえないといえる。

協定書は、第三者委託を原則として禁止している以上、指定管理者が第三者委託を行っているか否かについては確認し、把握した上で、仮に第三者委託を行っている場合は速やかに必要な手続を履践されたい。

★★意見199

指定管理者が第三者委託を行っているか否かについては確認し、把握し、必要な手続を履践されたい。

第5 施設の管理運営（介護保険事業の位置付け）

- 1 指定管理者は、会陽の里養護老人ホームの運営である老人福祉事業と介護サービス業務である介護保険事業を行っており、事業報告書には、各事業について社会福祉法人会計基準が定める様式に従った活動計算書、収支計算書が添付されている。
- 2 各事業の位置付けについて施設所管課に確認したところ、指定管理業務は老人福祉事業であり、介護保険事業は自主事業に位置付けているとの回答であった。

この回答を受けて、監査人より、管理業務仕様書「4 業務内容」(1)・①では、「指定管理者が外部サービス利用型特定施設入所者生活介護の指定を受けて行なう入所者に対する介護サービス業務」を、施設の管理運営に関する業務としており、介護保険事業を指定管理業務に位置付けているかのような記載であり、前記の施設所管課の回答と矛盾していること、また、介護保険事業を自主事業に位置付けているのであれば、自主事業計画書の提出及び岡山市の事前の承認が必要（協定書第6条第2項）であるが、指定管理者が提出している自主事業計画書には介護保険事業に関する記載はなく、岡山市の事前承認もなされていないことを指摘したところ、施設所管課から、再度調査した結果、介護保険事業は自主事業ではなく指定管理業務の一環であることが判明したとの回答を得た。

かかる一連の経緯から明らかなように、施設所管課は、岡山市会陽の里の指定管理業務の範囲という最も重要な事項について、自主事業と混同するなど明確に区別しないまま、これまで指定管理者に施設の管理を行わせてきたものといわざるを得ない。

第3部（総論）・第7章（指定管理者に対する監督・モニタリングの状況）で述べたとおり、施設所管課は、指定管理者が指定管理業務を適切に実施しているかどうか、指定管理者によって提供されるサービスの水準が市の要求水準を満たしているか等について監督・モニタリングする立場にあり、施設所管課の指定管理者に対する監督・モニタリングに際して、指定管理業務の範囲が明確になっていることは大前提である。

その他、当該事業が指定管理業務に当たるか否かによって様々な取扱いの相違が生じるのであるから、指定管理業務の範囲については、自主事業との区別も含め、明確になっている必要がある。

したがって、介護保険事業が指定管理業務であることを協定書及び管理業務仕様書において明確にすべきである。

★★★指摘3 1

指定管理者の指定管理業務がいかなるものであるか、自主事業との区別を含め、明確に把握すべきであり、介護保険事業が指定管理業務であることを協定書及び管理業務仕様書で明確にすべきである。

- 3 前記のとおり、施設所管課からの回答によると、介護保険事業は指定管理業務の範囲内とのことであるが、指定管理者は、介護保険事業に関する介護報酬を指定管理者自らの収入として収受しており、これは利用料金（法第244条の2第8項）に位置付けられる。

法は、利用料金制度を導入する場合には、条例で定めるとともに、あらかじめ当該利用料金について自治体の承認を受けなければならない旨を定めており（法第244条の2第9項）、このことは、岡山市マニュアル・5頁「6 利用料金制度」にも明確に記載されている。

しかし、岡山市会陽の里の設置条例である岡山市養護老人ホーム条例及び同管理規則には、利用料金に関する定めがなく、指定管理者が利用料金を収受することは、法第244条の2第9項に反している。

したがって、介護保険事業に関する介護報酬について、設置条例に利用料金制度を定め、あらかじめ岡山市の承認を得るよう条例を整備した上、条例に従って手続が履践されるべきである。

この点に関し、岡山市会陽の里ふれあいデイサービスセンターでは、設置条例である岡山市老人デイサービスセンター条例第4条において利用料金としての介護報酬について定めているので参考にされたい。

なお、設置条例において、介護報酬をそのまま利用料金として指定管理者に収受させることにつき「公益上必要があると認める場合」（法第244条の2第9項）に当たるものとして、条例に規定する方法もあると思われるので、検討されたい。

★★★指摘32

介護保険事業に関する介護報酬について、設置条例に利用料金制度を定め、あらかじめ岡山市の承認を得るよう条例を整備し、条例に従って手続を履践されたい。

第6 モニタリング

1 事業報告書の記載事項

(1) 条例、協定書及び仕様書の定め

岡山市養護老人ホーム条例第1条の5より、指定管理者は、毎年度終了後速やかに、「①施設の管理業務の実施状況及び利用状況」、「②施設の管理に係る経費の収支状況」、その他規則で定める事項として、岡山市養護老人ホーム管理規則第3条により、「③管理に係る人員の配置状況」、「④指定管理者の経営状況を明らかにする書類」、「⑤指定管理者の役員の名簿」を記載した事業報告書を提出しなければならないとされている。

また、協定書第8条第2項では、条例で定めるもののほか、「⑥情報開示の状況」及び「⑦自主事業の実施状況」に関する事項も記載することとされている。

(2) しかしながら、指定管理者から提出されている事業報告書は、毎日の利用者数一覧表と社会福祉法人会計基準が定める資金収支決算書、事業活動計算書及び貸借対照表が添付されているだけで、上記条例及び協定書が定める事業報告書の記載事項①～⑦を全て満たしていない。

事業報告書は、指定管理者が行った管理業務の履行状況を確認する重要な資料であり、施設所管課は、上記条例及び協定書が定める事業報告書の記載事項①～⑦が報告されていないのであるから、指定管理者に対し、条例及び協定書が定める記載事項について全て報告するよう指導すべきである。

★★★指摘33

施設所管課は、条例及び協定書が定める事業報告書の記載事項が報告されていないのであるから、指定管理者に対し、条例及び協定書が定める記載事項について全て報告するよう指導されたい。

2 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

- (1) 施設所管課からのヒアリングによると、施設所管課としては、監査指導課が実施する事業監査（2年に1回）に同行する程度であり、施設所管課が主体となって実地調査を行っているものではないとのことであった。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

3 物品の照合

施設所管課によると、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）の区別の確認や物品台帳との照合を行っていないとのことであり、公有財産の管理上、不適切である。少なくとも年に1回は、施設所管課が現地に赴き備品の管理状況を確認し、適宜、台帳を更新すべきである。

★★意見200

施設所管課は、少なくとも年に1回は、現地に赴き備品の管理状況を確認し、適宜、台帳を更新すべきである。

4 利用者アンケート

管理業務仕様書「12 利用者アンケートに関する事項」は利用者アンケートの実施要領を定めており、指定管理者は、利用者アンケートを実施しているが、施設所管課からのヒアリングによると、施設所管課は、アンケート結果を確認・検討していないとのことであった。

管理業務仕様書では、岡山市は、指定管理者からの報告を受け、必要に応じて管理業務の改善を指示するものとされているが、施設所管課がアンケート結果を確認・検討しなければ、管理業務の改善を指示できないことは明らかである。

したがって、施設所管課は、指定管理者が実施する利用者アンケートの結果を適切な方法で確認・検討すべきである。

★★意見201

施設所管課は、指定管理者が実施する利用者アンケートの結果を確認・検討すべきである。

第7 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 協定書第17条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課からは、指定管理者において実際に上記の措置が講じられているか否かについて、十分な確認がなされていない状況である。

- (2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 協定書第17条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課からは、指定管理者において上記の措置を講じているか否かについて十分な確認がなされていない状況である。

(2) 第3部(総論)・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり(意見56)。

第8 災害・非常時対応

協定書第16条第3項は、「非常時の対応についてのマニュアル等を整備し、従事する者に指導するとともに、これを岡山市に届け出なければならない。」と定めているが、非常災害時の計画の策定状況については確認しているものの、その届出がなされていない。

主として高齢者が利用する施設であり、非常時の対応が利用者の生命・身体の安全に関わるといえるから、指定管理者に対し、マニュアルを届出させ、施設所管課においても情報を共有しておくべきである。

★★意見202

指定管理者に対し、非常時の対応についてマニュアル等を届け出させるべきである。

第2款 岡山市会陽の里ふれあいデイサービスセンター

第1 施設の概要

施設名	岡山市会陽の里ふれあいデイサービスセンター		施設数	1
所在地	岡山市東区久保205-1			
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課			
開設年月日	平成9年4月1日	建設費(千円)	養護老人ホーム会陽の里内	
根拠法令	老人福祉法第15条第1項、介護保険法 岡山市老人デイサービスセンター条例・同施行規則			
施設の設置目的	在宅の虚弱高齢者等及びその養護者に対して各種の便宜を供与することにより、高齢者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに養護者の身体的、精神的負担を軽減し、もって福祉の向上に資する。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	(福) 岡山中央福祉会	H30.4.1~R3.3.31 (3年)	公募(1)	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)				
年間利用者数(人)	1,773	1,987	2,966	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	介護報酬	
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考	令和3年度末で廃止予定。			

第2 指定管理業務及び自主事業の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、管理業務仕様書によると以下のとおりである。

- (1) 通所介護事業の実施に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ① 管理運営に関する業務
 - ・使用者の安全管理及び秩序維持全般
 - ・各種報告、調査（事業計画書、実施報告書）
 - ・事故等への対応（第三者賠償保険）
 - ・事故等に関する岡山市長への報告
 - ② 維持管理に関する業務
 - ・施設等の維持管理及び修繕
 - ・光熱水費の支払いに関する業務
 - ③ その他施設の管理運営上必要な業務

2 自主事業

施設所管課からのヒアリングによると、指定管理者から自主事業計画書の提出はあったが、実施できていないとのことであった。公の施設の有効利用の観点から、上記設置目的に合致する自主事業の実施が望まれる。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと
第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（**指摘2、指摘3**）。
- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと
第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（**意見8**）。

2 令和3年度以降の指定管理候補者選定

本施設は、「養護老人ホーム会陽の里」（岡山市会陽の里）内の施設であり、公の施設のあり方を検討する上で、「養護老人ホーム会陽の里」と一体的に検討する必要があるため、岡山市管理規則第5条第1項第5号（指定管理者による管理を行っている公の施設のうち、その統合、廃止、休止等（以下「統廃合等」という。）が決定又は公の施設のあり方を検討中のものにおいて、統廃合等するまでの間又はそのあり方が決まるまでの間、現に指定管理者である者に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき。）により、令和3年度の1年間は非公募方式により現指定管理者が指定管理候補者として選定されている。

第4 協定

1 賠償責任保険

- (1) 基本協定書第20条は、人身その他に対する損害保険は指定管理者において「必要に応じ契約する」と定め、管理業務仕様書「2 業務の範囲に関する事項」では、管理運営に関する業務として「事故等への対応（第三者賠償保険）」を記載しているが、賠償保険への加入義務を明確に記載しているわけではない。
- (2) 第3部（総論）・第4章・第6・3～6 [63～65頁] 記載のとおり。

★★意見203

指定管理者が賠償責任保険に加入すべきか、加入するとしてどのような内容の保険に加入するかについては、まずは施設所管課において検討し、必要性があると判断された場合には、協定書及び管理業務仕様書において加入義務及び加入すべき損害保険の内容を明示すべきである。

2 物品管理

協定書第17条から第19条までは、備品（Ⅰ種）の管理、備品（Ⅱ種、Ⅲ種）の購入及び協定期間終了時の備品の取扱いについて定めているが、備品（Ⅱ種）については、協定書第18条第1項において、「指定管理者が準備すべき物品」とのみ定められており、「必要に応じ購入又は調達した」物品である備品（Ⅲ種）（協定書第18条第3項）との区別が曖昧である。

この点について、岡山市マニュアル[資料編]の基本協定書の雛形では、備品（Ⅱ種）は、「管理業務仕様書に定める指定管理者が準備すべき物品で、指定管理者の費用により購入又は調達するもの」（岡山市マニュアル [資料編]・79頁、87頁）とされており、管理業務仕様書において特定することにより備品（Ⅱ種）と備品（Ⅲ種）を区別するという方法が採用されている。

協定書の備品（Ⅱ種）の取扱いがある場合は、岡山市マニュアル [資料編]の基本協定書の雛形に従い、「管理業務仕様書に定める」ことにより、備品（Ⅱ種）を具体的に特定すべきである。

★★意見204

協定書の備品（Ⅱ種）の取扱いがある場合は、岡山市マニュアル[資料編]の基本協定書の雛形に従い、「管理業務仕様書に定める」ことにより、備品（Ⅱ種）を具体的に特定されたい。

3 リスク分担

(1) 協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見205

包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見206

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者の管理業務により生じたもの及

び老朽化または不可抗力により生じた軽微な損傷については指定管理者の負担、老朽化または不可抗力により生じた軽微な重大な損傷については岡山市の負担とされている。

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見207

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

イ また、管理業務仕様書の「6 施設の修繕に関する事項」において、軽微・重大を区別する基準に関し、1件の見積額が100万円未満の修繕については指定管理者の負担、100万円以上の修繕については岡山市の負担とされていると思われる（なお、リスク分担表と管理業務仕様書の関係を含め、必ずしも明確ではない）。

しかし、リスク分担表及び管理業務仕様書において、指定管理者が負担すべき修繕費の上限が制限されておらず、指定管理者が負うべきリスクの範囲が明確でない。また、「1件」の範囲についても明確ではない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべき修繕責任の範囲については、できる限り明確にされたい。

★★意見208

管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見209

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

第5 施設の管理運営（利用料金制に関する問題）

1 指定管理者は、通所介護事業を実施するに当たって、利用者から利用料金を徴収している。

岡山市老人デイサービスセンター条例第4条第1項及び第2項は、指定管理者が介護保険法に基づく居宅介護サービスに係る介護報酬を利用料金として收受し得ることを定めており、その利用料金の額は、「規則に定める額以下で指定管理者が市長の承認を得て定める額」と定めている。

この点については、管理業務仕様書「5 施設の経理に関する事項」〔(4) 利用料金の收受〕においても「施設の利用料金については、条例に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ岡山市長の承認を得て定めるものとする。」と記載している。

2 また、施設所管課からのヒアリングによると、利用料金が介護報酬²³ということもあり、利用料金について事前に市長の承認を得ていないとのことであった。

介護報酬の額は、介護保険法上、国（厚生労働大臣）により一定の基準が定められるとしても、利用料金は、条例上、最終的には市長の承認を得て定める額とされていることから、市長の承認がない以上、条例に反しているものといわざるを得ない。

速やかに条例が定める手続を履践されたい。なお、施設設置条例において、介護報酬をそのまま利用料金として指定管理者に収受させることにつき「公益上必要があると認める場合」（法第244条の2第9項）に当たるものとして、条例に規定する方法もあると思われるので、検討されたい。

★★★指摘34

利用料金について事前に市長の承認を得るべく、速やかに、条例が定める手続を履践されたい。

第6 モニタリング

1 事業報告書

(1) 管理日報、管理月報の提出遅延

管理業務仕様書「9 日常報告に関する事項」では、指定管理者は、日常報告として岡山市が指定する期日までに、管理日報及び管理月報を岡山市に提出しなければならないと定めている。

しかし、施設所管課からのヒアリングによると、管理日報、管理月報ともに指定期日までに提出されないことがあるとのことであった。

日常報告に関する事項は、指定管理者による管理が協定書及び管理業務仕様書に定められた各要求水準を満たしているか否かを定期的に確認する重要な機会であり、指定期日を遵守することは指定管理者としては当然のことである。

したがって、施設所管課は、指定管理者が指定期日までに管理日報又は管理月報を提出しない場合には、指定期日を厳守するよう法第244条の2第10項に基づき、指定期日を厳守するよう指示し、また、指定管理者に対し、速やかに提出するよう指導すべきである。

★★★指摘35

施設所管課は、指定期日までに管理日報又は管理月報を提出しない場合には、指定管理者に対して法第244条の2第10項に基づき、指定期日を厳守するよう指示し、また、速やかに提出するよう指導すべきである。

(2) 事業報告書の記載事項

ア 岡山市老人デイサービスセンター条例第2条の5より、指定管理者は、毎年度終了後速や

¹²³ 利用料金制は、あくまでも公の施設の利用の対価である使用料（法第225条）を指定管理者に直接収受させる制度であり、施設利用というより介護サービス（役務提供）の対価である介護報酬等を「利用料金」として整理することが法的に適切であるかはあらためて検討が必要である。

かに、「①施設の管理業務の実施状況及び利用状況」、「②施設の利用料金の収入の実績」、「③施設の管理に係る経費の収支状況」、その他規則で定める事項として、同条例施行規則第1条の3により、「④利用料金の減免及び還付の状況」に関する事項を記載した事業報告書を提出しなければならないとされている。

また、協定書第8条第2項では、条例で定めるもののほか、「⑤情報開示の状況」及び「⑥自主事業の実施状況」に関する事項も記載することとされ、管理業務仕様書「10 定期報告に関する事項」では、上記のほか「⑦施設の劣化状況」も記載することとされている。

イ 本件で指定管理者から提出されている事業報告書は、上記①から⑦までの項目について報告されており、評価できる。中でも、「⑤情報開示の状況」について報告書に記載されていない例が多数散見される中で、「情報開示に関する請求や要望はありませんでした。」とも記載しており、事業報告書の記載事項を満たしている。

2 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

(1) 岡山市管理規則第8条（調査、監督等）は、施設所管課は指定管理者の管理業務の実施状況について、実地調査することを定めている。しかし、施設所管課からのヒアリングによると、実地調査は行われていないとのことであった。

(2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

3 物品の照合

施設所管課からのヒアリングによると、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）の区別の確認や物品台帳との照合がなされていないとのことであった。備品（Ⅱ種）は、指定期間終了後に岡山市又は岡山市が指定する者に対して引き継がれるべき物品であり、所有権の帰属等に関するトラブルを防止するためにも、明確に区別して管理する必要がある。

総論でも述べたが、モニタリングの一環として、少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）それぞれの管理状況を確認し、必要に応じて台帳の更新をするべきである。

★★意見210

少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。

4 利用者アンケート

管理業務仕様書「12 利用者アンケートに関する事項」では、指定管理者は年に1回以上、アンケート等の方法により、利用者の意見を聴かなければならない等、利用者アンケートの実施要領を定めているが、施設所管課からのヒアリングによると、施設所管課は、指定管理者が利用者アンケートを実施しているか否かを把握していないとのことであった。

管理業務仕様書では、岡山市は、指定管理者からの報告を受け、必要に応じて管理業務の改善を指示するものとされているが、そもそも、指定管理者が利用者アンケートを実施しているか否かさえも把握しておらず、これでは、管理業務の改善を指示できるはずもない。

したがって、施設所管課は、指定管理者が利用者アンケートを実施しているかを確認し、速やかに、管理業務仕様書に従って対応すべきである。

★★★指摘36

施設所管課は、指定管理者が利用者アンケートを実施しているかを確認し、速やかに、管理業務仕様書に従って対応すべきである。

第7 個人情報保護・情報公開**1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと**

- (1) 協定書第16条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課からは、指定管理者において実際に上記の措置が講じられているか否かについて、十分な確認がなされていない状況である。

- (2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 協定書第16条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課からは、指定管理者において上記の措置を講じているか否かについて十分な確認がなされていない状況である。

- (2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第8 災害・非常時対応

協定書第15条第3項は、「非常時の対応についてのマニュアル等を整備し、従事する者に指導するとともに、これを岡山市に届け出なければならない。」と定めているが、非常災害時の計画の策定状況について確認しているものの、その届出がなされていない。

主として高齢者が利用する施設であり、非常時の対応が利用者の生命・身体の安全に関わるといえるから、指定管理者に対し、マニュアルを届出させ、施設所管課においても情報を共有しておくべきである

★★意見211

指定管理者に対し、非常時の対応についてマニュアル等を届け出させるべきである。

第3款 岡山市友楽園デイサービスセンター**第1 施設の概要**

施設名	岡山市友楽園デイサービスセンター	施設数	1
所在地	岡山市中区平井四丁目13-33		
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課		
開設年月日	平成12年5月	建設費(千円)	養護老人ホーム友楽園内
根拠法令	老人福祉法第15条第1項、介護保険法		

	岡山市老人デイサービスセンター条例・同施行規則		
施設の設置目的	在宅の虚弱高齢者等及びその養護者に対して各種の便宜を供与することにより、高齢者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに養護者の身体的、精神的負担を軽減し、もって福祉の向上に資する。		
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募
	(公財)岡山市ふれあい公社	H30.4.1～R3.3.31 (3年)	公募(1)
	H29	H30	H31・R1
指定管理料(千円)			
年間利用者数(人)	1,676	2,009	2,521
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	介護報酬
自主事業の有無	無	自主事業の概要	
備考			

第2 指定管理業務及び自主事業の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、管理業務仕様書によると以下のとおりである。

- (1) 通所介護事業の実施に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ① 管理運営に関する業務
 - ・使用者の安全管理及び秩序維持全般
 - ・各種報告、調査（事業計画書、実施報告書）
 - ・事故等への対応（第三者賠償保険）
 - ・事故等に関する岡山市長への報告
 - ② 維持管理に関する業務
 - ・施設等の維持管理及び修繕
 - ・光熱水費の支払いに関する業務
 - ③ その他施設の管理運営上必要な業務

2 自主事業

施設所管課からのヒアリングによると、指定管理者から自主事業計画書の提出はあったが、実施できていないとのことであった。公の施設の有効利用の観点から、上記設置目的に合致する自主事業の実施が望まれる。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと
第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。
- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと
第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

2 令和3年度以降の指定管理候補者選定

本施設は、「養護老人ホーム友楽園」内の施設であり、公の施設のあり方を検討する上で、「養護老人ホーム友楽園」と一体的に検討する必要があるため、岡山市管理規則第5条第1項第5号（指定管理者による管理を行っている公の施設のうち、その統合、廃止、休止等（以下「統廃合等」という。）が決定又は公の施設のあり方を検討中のものにおいて、統廃合等するまでの間又はそのあり方が決まるまでの間、現に指定管理者である者に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき。）により、令和3年度の1年間は非公募方式により現指定管理者が指定管理候補者として選定されている。

第4 協定

1 賠償責任保険

- (1) 協定書第20条は、人身その他に対する損害保険は指定管理者において「必要に応じ契約する」と定め、管理業務仕様書「2 業務の範囲に関する事項」では、管理運営に関する業務として「事故等への対応（第三者賠償保険）」を記載しているが、賠償保険への加入義務を明確に記載しているわけではない。
- (2) 第3部（総論）・第4章・第6・3～6 [63～65頁] 記載のとおり。

★★意見212

指定管理者が賠償責任保険に加入すべきか、加入するとしてどのような内容の保険に加入するかについては、まずは施設所管課において検討し、必要性があると判断された場合には、協定書及び管理業務仕様書において加入義務及び加入すべき損害保険の内容を明示すべきである。

2 物品管理

協定書第17条から第19条までは、備品（Ⅰ種）の管理、備品（Ⅱ種、Ⅲ種）の購入及び協定期間終了時の備品の取扱いについて定めているが、備品（Ⅱ種）については、協定書第18条第1項において、「指定管理者が準備すべき物品」とのみ定められており、「必要に応じ購入又は調達した」物品である備品（Ⅲ種）（協定書第18条第3項）との区別が曖昧である。

この点について、岡山市マニュアル[資料編]の基本協定書の雛形では、備品（Ⅱ種）は、「管理業務仕様書に定める指定管理者が準備すべき物品で、指定管理者の費用により購入又は調達するもの」（岡山市マニュアル [資料編]・79頁、87頁）とされており、管理業務仕様書において特定することにより備品（Ⅱ種）と備品（Ⅲ種）を区別するという方法が採用されている。

協定書の備品（Ⅱ種）の取扱いがある場合は、岡山市マニュアル [資料編]の基本協定書の雛形に従い、「管理業務仕様書に定める」ことにより、備品（Ⅱ種）を具体的に特定すべきである。

★★意見213

協定書の備品（Ⅱ種）の取扱いがある場合は、岡山市マニュアル[資料編]の基本協定書の雛形に従い、「管理業務仕様書に定める」ことにより、備品（Ⅱ種）を具体的に特定されたい。

3 リスク分担

(1) 協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見214

協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見215

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者の管理業務により生じたもの及び老朽化または不可抗力により生じた軽微な損傷については指定管理者の負担、老朽化または不可抗力により生じた軽微な重大な損傷については岡山市の負担とされている。

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見216

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れないよう規定されたい。

イ また、管理業務仕様書の6「施設の修繕に関する事項」において、軽微・重大を区別する基準に関し、1件の見積額が100万円未満の修繕については指定管理者の負担、100万円以上の修繕については岡山市の負担とされていると思われる（なお、リスク分担表と管理業務仕様書の間を含め、必ずしも明確ではない）。

しかし、リスク分担表及び管理業務仕様書において、指定管理者が負担すべき修繕費の上限が制限されておらず、指定管理者が負うべきリスクの範囲が明確でない。また、「1件」の範囲についても明確ではない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべき修繕責任の範囲については、できる限り明確にされたい。

★★意見217

管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見218

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

第5 施設の管理運営（利用料金制に関する問題）

1 指定管理者は、通所介護事業を実施するに当たって、利用者から利用料金を徴収している。

岡山市老人デイサービスセンター条例第4条第1項及び第2項は、指定管理者が介護保険法に基づく居宅介護サービスに係る介護報酬を利用料金として收受し得ることを定めており、その利用料金の額は、「規則に定める額以下で指定管理者が市長の承認を得て定める額」と定めている。

この点については、管理業務仕様書「5 施設の経理に関する事項」〔(4) 利用料金の收受〕においても「施設の利用料金については、条例に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ岡山市長の承認を得て定めるものとする。」と記載している。

2 施設所管課からのヒアリングによると、利用料金が介護報酬¹²⁴ということもあり、利用料金について事前に市長の承認を得ていないとのことであった。

介護報酬の額は、介護保険法上、国（厚生労働大臣）により一定の基準が定められるとしても、利用料金は、条例上、最終的には市長の承認を得て定める額とされていることから、市長の承認がない以上、条例に反しているものといわざるを得ない。

速やかに条例が定める手続を履践されたい。なお、施設設置条例において、介護報酬をそのまま利用料金として指定管理者に收受させることにつき「公益上必要があると認める場合」（法第244条の2第9項）に当たるものとして、条例に規定する方法もあると思われるので、検討されたい。

★★★指摘37

利用料金について事前に市長の承認を得るべく、速やかに条例が定める手続を履践されたい。

第6 モニタリング

1 事業報告書

(1) 管理日報、管理月報の提出遅延

管理業務仕様書「9 日常報告に関する事項」では、指定管理者は、日常報告として岡山市が指定する期日までに、管理日報及び管理月報を岡山市に提出しなければならないと定めている。

しかし、施設所管課からのヒアリングによると、管理日報、管理月報ともに指定期日までに

¹²⁴ 利用料金制は、あくまでも公の施設の利用の対価である使用料（法第225条）を指定管理者に直接收受させる制度であり、施設利用というより介護サービス（役務提供）の対価である介護報酬等を「利用料金」として整理することが法的に適切であるかはあらためて検討が必要である。

提出されないことがあるとのことであった。

日常報告に関する事項は、指定管理者による管理が協定書及び管理業務仕様書に定められた各要求水準を満たしているか否かを定期的に確認する重要な機会であり、指定期日を遵守することは指定管理者としては当然のことである。

したがって、施設所管課は、指定管理者が指定期日までに管理日報又は管理月報を提出しない場合には、指定期日を厳守するよう法第244条の2第10項に基づき、指定期日を厳守するよう指示し、また、指定管理者に対し、速やかに提出するよう指導すべきである。

★★★指摘38

施設所管課は、指定期日までに管理日報又は管理月報を提出しない場合には、指定管理者に対して法第244条の2第10項に基づき、指定期日を厳守するよう指示し、また、速やかに提出するよう指導すべきである。

(2) 事業報告書の記載事項

ア 岡山市老人デイサービスセンター条例第2条の5において、指定管理者は、毎年度終了後速やかに、「①施設の管理業務の実施状況及び利用状況」、「②施設の利用料金の収入の実績」、「③施設の管理に係る経費の収支状況」、その他規則で定める事項として、同条例施行規則第1条の3において、「④利用料金の減免及び還付の状況」に関する事項を記載した事業報告書を提出しなければならないとされている。

また、協定書第8条第2項では、条例で定めるもののほか、「⑤情報開示の状況」及び「⑥自主事業の実施状況」に関する事項も記載することとされ、管理業務仕様書「10 定期報告に関する事項」では、上記のほか「⑦施設の劣化状況」も記載することとされている。

イ しかしながら、本件で指定管理者から提出されている事業報告書は、デイサービスセンターの利用状況と収支計算書のみであり、「④利用料金の減免及び還付の状況」、「⑤情報開示の状況」、「⑥自主事業の実施状況」及び「⑦施設の劣化状況」についての記載がない。

事業報告書は、指定管理者が行った管理業務の履行状況を確認する重要な資料であり、施設所管課は、上記条例等が定める事業報告書の記載事項の全てが報告されていないのであるから、指定管理者に対し、条例等が定める記載事項について全て報告するよう指導すべきである。なお、例えば、④利用料金の減免及び還付の実績がなかったのであれば、無かった旨を記載すべきである。

★★★指摘39

施設所管課は、条例等が定める事業報告書の記載事項が報告されていないのであるから、指定管理者に対し、条例及び協定書が定める記載事項について全て報告するよう指導されたい。

2 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

- (1) 施設所管課からのヒアリングによると、実地調査は行われていないとのことであった。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

3 物品の照合

施設所管課からのヒアリングによると、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）の区別の

確認や物品台帳との照合がなされていないとのことであった。備品（Ⅱ種）は、指定期間終了後に岡山市又は岡山市が指定する者に対して引き継がれるべき物品であり、所有権の帰属等に関するトラブルを防止するためにも、明確に区別して管理する必要がある。

総論でも述べたが、モニタリングの一環として、少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）それぞれの管理状況を確認し、必要に応じて台帳の更新をするべきである。

★★意見219

少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。

4 利用者アンケート

管理業務仕様書「12 利用者アンケートに関する事項」では、指定管理者は年に1回以上、アンケート等の方法により、利用者の意見を聴かなければならない等、利用者アンケートの実施要領を定めているが、施設所管課からのヒアリングによると、施設所管課は、指定管理者が利用者アンケートを実施しているか否かを把握していないとのことであった。

管理業務仕様書では、岡山市は、指定管理者からの報告を受け、必要に応じて管理業務の改善を指示するものとされているが、そもそも、指定管理者が利用者アンケートを実施しているか否かさえも把握しておらず、これでは、管理業務の改善を指示できるはずもない。

したがって、施設所管課は、指定管理者が利用者アンケートを実施しているかを確認し、速やかに、管理業務仕様書に従って対応すべきである。

★★★指摘40

施設所管課は、指定管理者が利用者アンケートを実施しているかを確認し、速やかに、管理業務仕様書に従って対応すべきである。

第7 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 協定書第16条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課からは、指定管理者において実際に上記の措置が講じられているか否かについて、十分な確認がなされていない状況である。

(2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 協定書第16条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課からは、指定管理者において上記の措置を講じているか否かについて十分な確認がなされていない状況である。

(2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第8 災害・非常時対応

協定書第15条第3項は、「非常時の対応についてのマニュアル等を整備し、従事する者に指導するとともに、これを岡山市に届け出なければならない。」と定めているが、非常災害時の計画の策定状況については確認しているものの、その届出がなされていない。

主として高齢者が利用する施設であり、非常時の対応が利用者の生命・身体の安全に関わるといえるから、指定管理者に対し、マニュアルを届出させ、施設所管課においても情報を共有しておくことが有用である。

★★意見220

指定管理者に対し、非常時の対応についてマニュアル等を届け出させるべきである。

第4款 老人福祉センター

第1 施設の概要

1 岡山市御津老人福祉センター

施設名	岡山市御津老人福祉センター		施設数	1
所在地	岡山市北区御津宇垣 1227-2			
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課			
開設年月日	昭和59年3月30日	建設費(千円)	不明	
根拠法令	老人福祉法第15条第1項 岡山市御津老人福祉センター条例・同施行規則			
施設の設置目的	高齢者の心身の健康保持及び生活の安定を図るため。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	(福)岡山市社会福祉協議会	H28.4.1~R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	1,800	1,800	1,817	
年間利用者数(人)	4,732	5,140	4,572	
使用料・利用料金の別	使用料	利用料金の内容		
自主事業の有無	有	自主事業の概要	自動販売機の設置	
備考	令和3年度から公募により(福)岡山市社会福祉協議会が指定管理者となる。			

2 岡山市建部町老人福祉センター

施設名	岡山市建部町老人福祉センター		施設数	1
所在地	岡山市北区建部町建部上 564			
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課			
開設年月日	昭和50年10月	建設費(千円)	不明	

根拠法令	老人福祉法第15条第1項 岡山市建部阿老人福祉センター条例・同施行規則		
施設の設置目的	地域の高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、高齢者に健康で明るい生活を営ませること。		
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募
	(福)岡山市社会福祉協議会	H28.4.1～R3.3.31（5年）	非公募
	H29	H30	H31・R1
指定管理料（千円）	6,864	6,864	6,927
年間利用者数（人）	11,561	11,333	9,865
使用料・利用料金の別	使用料	利用料金の内容	
自主事業の有無	無	自主事業の概要	
備考	令和3年度から公募により（福）岡山市社会福祉協議会が指定管理者となる。		

第2 指定管理業務及び自主事業の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、管理業務仕様書によると以下のとおりである。

(1) 施設運営業務

- ① 老人福祉センター条例に従い利用の許可及び不許可をすること。
- ② 老人クラブ等地域組織活動の育成及び助長を図ること。

(2) 施設及び設備維持管理業務

- ① 保守管理業務
- ② 清掃業務
- ③ 施設、設備、備品の修繕

2 自主事業

岡山市御津老人福祉センターにおいて、目的外自主事業として自動販売機の設置がなされている。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

(1) 公募原則を条例に明記すべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。

(2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

2 令和3年度以降の指定管理候補者選定

これまで現指定管理者が非公募により指定管理候補者に選定されてきたが、令和元年11月11日開催の保健福祉局公共施設等マネジメント推進委員会では、令和3年度から公募で指定管理期間を5年とすることで了承されている。しかしながら、会議録をみると、なぜ非公募から公募とすることとなったのか、その経緯や理由については明らかではない。

この点については、施設所管課からのヒアリングによると、現指定管理者が次期は応募しないことを表明したため、公募によることとなったとのことであった。

総論で述べたとおり、指定管理者制度趣旨に照らし公募が原則であることから、公募とすることは評価できるが、非公募から公募となった経緯や理由については今後の指定管理者の選定において重要であることから、会議録において詳細に記載すべきである。

★★意見221

非公募から公募への変更のように、指定管理候補者の選定にあたって重要な議題については、その議論状況についてはマネジメント推進委員会会議録にも詳細に記載されたい。

第4 協定

1 使用料徴収委託

- (1) 使用料徴収業務の位置付けが不適切であること
第3部（総論）・第4章・第5・3 [62頁] 記載のとおり（意見31）。

- (2) 使用料徴収委託契約書の締結が必要であること

協定書第4条において、「条例第2条に定める乙が行う管理に関する業務…の詳細は、別紙『管理業務仕様書』に定めるところによる。」と定めているのみであって、使用料の徴収事務を委託する旨の定めもなければ、別途、使用料徴収委託契約書も締結されていない。なお、岡山市御津及び岡山市建部町老人福祉センター条例第2条に定める管理業務に使用料徴収事務は含まれていない。

管理業務仕様書には、「センターの使用料を受領し、速やかに岡山市指定金融機関又は岡山市収納代理金融機関に納付し、公金の適正な取扱いに努めること。使用料は別表のとおり。」と記載されているが、総論において詳述したとおり、使用料徴収委託は、指定管理業務とは別個独立の異なる法的根拠に基づいて委託が認められている地方公共団体の事務であるから、上記条例第2条に定める管理業務に使用料徴収事務が含まれないことは当然である。

したがって、協定書及び管理業務仕様書によっても、指定管理者との間で使用料徴収事務に係る委託の合意があるとは認められない。

岡山市マニュアル・5頁においても、「使用料の徴収又は収納の事務の委託は、指定管理の協定書とは別に徴収委託契約が必要であり」とされており、本施設に関しても、現指定管理者との間で、別途使用料徴収委託契約書を締結されたい。

★★★指摘41

現指定管理者との間で、速やかに使用料徴収委託契約書を締結されたい。

2 リスク分担

- (1) 協定書とリスク分担表の関係
第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見222

包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見223

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 管理物件の損傷に対する修繕責任については、「指定管理者の管理業務により生じたもの」、老朽化または不可抗力により生じたもので軽微なものについては指定管理者の負担、老朽化または不可抗力により生じたもので重大なものについては岡山市の負担とされている。

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見224

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

イ 上記のとおり、軽微な損傷については指定管理者の負担、重大な損傷については岡山市の負担とされているが、軽微・重大を区別する基準については何らの定めもない。

こ基準としての意味を成しておらず不適切であるから、指定管理者と協議して、一定の基準を設けられたい。

★★意見225

軽微・重大を区別する基準につき、一定の基準を設けられたい

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見226

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

3 物品管理

協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されており、備品（Ⅱ種）は、協定書第19条第1項において、管理業務仕様書に定めるものとされている。ところが、管理業務仕様書では具体的な物品は特定されておらず、Ⅱ種とⅢ種の区別が曖昧

味な状態となっている。

備品（Ⅱ種）の取扱いがあるのであれば、所有権の帰属等に関するトラブルを避けるため、協定書の規定に従って管理業務仕様書において明確に特定されたい。

また、本施設について備品（Ⅱ種）の存在を予定していないのであれば、これに関する協定書の記載は削除されるべきである。

★★意見227

備品（特にⅡ種及びⅢ種）に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。備品（Ⅱ種）の存在を予定していないのであれば、これに関する協定書の記載は削除するべきである。

4 賠償責任保険

- (1) 協定書第21条は、人身その他に対する損害保険は指定管理者において「必要に応じ契約する」と定めているが、賠償保険への加入義務を明確に記載しているわけではない。
- (2) 第3部（総論）・第4章・第6・3～6〔63～65頁〕記載のとおり。

★★意見228

指定管理者が賠償責任保険に加入すべきか、加入するとしてどのような内容の保険に加入するかについては、まずは施設所管課において検討し、必要性があると判断された場合には、協定書及び管理業務仕様書において加入義務及び加入すべき損害保険の内容を明示すべきである。

5 第三者委託

- (1) 協定書第5条第2項は、指定管理者は、「管理業務を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と定め、例外として、同条第3項で、「事前に書面による岡山市の承諾を得た場合は、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。」と定めており、第三者に委託又は請け負わせることは例外と位置付けられている。
- (2) そして、指定管理者から提出された老人福祉センターの「管理運営業務精算書」には「業務委託費支出」として、「警備業務、害虫駆除、清掃代」（岡山市御津）、「水質検査代」（岡山市建部町）の記載があることから、これらの業務が第三者に業務委託されていることが分かる。

しかしながら、施設所管課からのヒアリングによると、施設所管課は、そもそも、第三者委託がなされているか否かを把握していないとのことであったから、上記の業務委託は、全て岡山市の事前の承諾なく行われていることになる。

協定書において第三者委託は原則として禁止されている以上、指定管理者が第三者委託を行っているか否かについては確認し、把握すべきであり、また、業務委託がなされているのであれば、協定書が定める事前承認手続を履践すべきである。

★★★指摘42

施設所管課は、指定管理者が第三者委託を行っているか否かについては確認すべきであり、本件においては、第三者委託の内容について精査した上で、協定書が定める岡山市の事前承

認手続を履践すべきである。

第5 モニタリング

1 事業報告書

(1) 管理月報の提出遅延

管理業務仕様書「5 業務内容」の「(6) 事業報告に関すること」では、指定管理者は、毎月終了後10日以内に、老人福祉センターの管理業務の実施状況及び利用状況に関する管理月報を作成し、岡山市に提出することとされている。

しかし、施設所管課からのヒアリングによると、指定期日までに提出されないことがあるとのことであった。

毎月の報告は、指定管理者による管理が協定書及び管理業務仕様書に定められた各要求水準を満たしているか否かを定期的に確認する重要な機会であり、指定期日を遵守することは指定管理者としては当然のことである。

したがって、施設所管課は、指定管理者が指定期日までに管理日報又は管理月報を提出しない場合には、指定期日を厳守するよう法第244条の2第10項に基づき、指定期日を厳守するよう指示し、また、指定管理者に対し、速やかに提出するよう指導すべきである。

★★★指摘43

施設所管課は、指定期日までに管理日報又は管理月報を提出しない場合には、指定管理者に対して法第244条の2第10項に基づき、指定期日を厳守するよう指示し、また、速やかに提出するよう指導すべきである。

(2) 事業報告書の記載事項

ア 岡山市御津及び岡山市建部町老人福祉センター条例第5条において、指定管理者は、毎年度終了後速やかに、「①施設の管理業務の実施状況及び利用状況」、「②施設の管理に係る経費の収支状況」を記載した事業報告書を提出しなければならないとされている。

また、協定書第8条第2項では、条例で定めるもののほか、「③情報開示の状況に関する事項」、「④自主事業の実施状況に関する事項」も記載することとされている。

イ しかしながら、指定管理者から提出されている事業報告書は、管理運営事業精算書と利用者数に関する報告のみであり、「③情報開示の状況」及び「④自主事業の実施状況」に関する事項の報告はない。岡山市御津老人福祉センターでは目的外自主事業として自動販売機が設置されているのであるから、かかる自主事業の実施状況に関する報告がなされるべきであるし、また、情報開示に関して開示請求や開示の実績がないのであれば、その旨を報告すべきである。

事業報告書は、指定管理者が行った管理業務の履行状況を確認する重要な資料であり、施設所管課は、上記条例等が定める事業報告書の記載事項の全てが報告されていないのであるから、指定管理者に対し、条例等が定める記載事項について全て報告するよう指導すべきである。

★★★指摘44

施設所管課は、条例等が定める事業報告書の記載事項が報告されていないのであるから、指定管理者に対し、条例及び協定書が定める記載事項について全て報告するよう指導されたい。

2 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

- (1) 施設所管課からのヒアリングによると、実地調査は行われていないとのことであった。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

3 物品の照合

施設所管課からのヒアリングによると、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）の区別の確認や物品台帳との照合がなされていないとのことであった。備品（Ⅱ種）は、指定期間終了後に岡山市又は岡山市が指定する者に対して引き継がれるべき物品であり、所有権の帰属等に関するトラブルを防止するためにも、明確に区別して管理する必要がある。

総論でも述べたが、モニタリングの一環として、少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）それぞれの管理状況を確認し、必要に応じて台帳の更新をするべきである。

★★意見229

少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。

4 利用者アンケート

管理業務仕様書10において、「指定管理者は、岡山市が必要と認めたときは、管理物件に利用者からのアンケートを収集する箱を設置する等の方法により、利用者の意見を聴かなければならない。」とされているが、施設所管課からの質問票に対する回答によると、施設所管課は、本施設について利用者アンケートが実施されているか否かを把握していないとのことであった。

利用者アンケートの実施は、「岡山市が必要と認めたとき」に実施することとされていることから任意的であると解されるが、利用者アンケートは、指定管理者による管理状況を施設所管課が評価したり、公共サービスの向上を図ったりする上で最も基本的な作業というべきであるから、アンケートは随時実施すべきであり、施設所管課は実施されているかを把握し、アンケート結果の内容について確認し、多くの利用者の声に耳を傾けるべきである。

上記のとおり、利用者アンケートの実施は任意的であると解されることから、指摘ではなく意見にとどめることとした。

★★意見230

利用者アンケートは、随時実施されたい。

第6 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 協定書第17条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講

ずる義務を課している。

しかし、施設所管課からは、指定管理者において実際に上記の措置が講じられているか否かについて、十分な確認がなされていない状況である。

(2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 協定書第17条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課からは、指定管理者において上記の措置を講じているか否かについて十分な確認がなされていない状況である。

(2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第5款 岡山市建部町在宅福祉サービスセンター

第1 施設の概要

施設名	岡山市建部町在宅福祉サービスセンター		施設数	1
所在地	岡山市北区建部町福渡 1008 番地 1			
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課			
開設年月日	平成8年6月	建設費（千円）	不明	
根拠法令	岡山市建部町在宅福祉サービスセンター条例・同施行規則			
施設の設置目的	地域に密着した総合的な保健、福祉サービスの連携と調整及びサービスを提供し、あたたかい福祉の心を育てるまちづくりの実現を図る。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	(福) 岡山市社会福祉協議会	H28.4.1～R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料（千円）	3,878	3,878	3,914	
年間利用者数（人）	7,001	6,513	5,641	
使用料・利用料金の別		利用料金の内容		
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考	令和3年度から公募により（福）愛隣会が指定管理者となる。			

第2 指定管理業務及び自主事業の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、管理業務仕様書によると以下のとおりである。

(1) 施設運営業務

- ① 岡山市建部町在宅福祉サービスセンター条例に従い利用の許可及び不許可をすること。
- ② 老人クラブ等地域組織活動の育成及び助長を図ること。

(2) 施設及び設備等維持管理業務

- ① 保守管理業務
- ② 清掃業務
- ③ 施設、設備、備品の修繕

2 自主事業

自主事業は実施されていないが、公の施設の有効利用の観点から、施設の設置目的に合致する自主事業の計画が望まれる。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと
第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。
- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと
第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

2 令和3年度以降の指定管理候補者選定

これまで現指定管理者が非公募により指定管理候補者に選定されてきたが、令和元年11月1日開催の保健福祉局公共施設等マネジメント推進委員会では、令和3年度から公募で指定管理期間を3年とすることで了承されている。しかしながら、会議録をみると、なぜ、非公募から公募とすることとなったのか、その経緯や理由については明らかではない。

この点については、施設所管課からのヒアリングによると、現指定管理者が次期は応募しないことを表明したため、公募によることとなったとのことであった。

総論で述べたとおり、指定管理者制度趣旨に照らし公募が原則であることから、公募とすることは評価できるが、非公募から公募となった経緯や理由については今後の指定管理者の選定において重要であることから、会議録において詳細に記載すべきである。

★★意見231

非公募から公募への変更のように、指定管理候補者の選定にあたって重要な議題については、その議論状況についてはマネジメント推進委員会会議録にも詳細に記載されたい。

第4 協定

1 リスク分担

- (1) 協定書とリスク分担表の関係
第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見232

包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

- (2) 第三者に生じた損害の賠償責任
第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見233

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 管理物件の損傷に対する修繕責任については、「指定管理者の管理業務により生じたもの」、老朽化または不可抗力により生じたもので軽微なものについては指定管理者の負担、老朽化または不可抗力により生じたもので重大なものについては岡山市の負担とされている。

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見234

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

イ 上記のとおり、上記のとおり、リスク分担表上は、軽微な損傷については指定管理者、重大な損傷については岡山市が負担するとされているが、軽微・重大を区別する基準については全く規定されておらず、基準としての意味を成していない。

管理業務仕様書には、「修繕は市の事前承認のもと実施することとし市が別に定める予算額の範囲内での執行とする」と記載されており、リスク分担表の記載との関係が半然としない。

これでは、岡山市と指定管理者との施設修繕に関する負担について、何も決められていないのと同じであり、不適切である。リスク分担表と管理業務仕様書との関係を整理した上、指定管理者との間で一定の基準を定められたい。

★★意見235

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、リスク分担表と管理業務仕様書との関係を整理した上、指定管理者との間で一定の基準を定められたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見236

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

2 賠償責任保険

(1) 協定書第21条は、人身その他に対する損害保険は指定管理者において「必要に応じ契約す

る」と定めているが、賠償保険への加入義務を明確に記載しているわけではない。

(2) 第3部（総論）・第4章・第6・3～6 [63～65頁] 記載のとおり。

★★意見237

指定管理者が賠償責任保険に加入すべきか、加入するとしてどのような内容の保険に加入するかについては、まずは施設所管課において検討し、必要性があると判断された場合には、協定書及び管理業務仕様書において加入義務及び加入すべき損害保険の内容を明示すべきである。

3 物品管理

協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されており、備品（Ⅱ種）は、協定書第19条第1項において、管理業務仕様書に定めるものとされている。ところが、管理業務仕様書では具体的な物品は特定されておらず、Ⅱ種とⅢ種の区別が曖昧な状態となっている。

備品（Ⅱ種）の取扱いがあるのであれば、所有権の帰属等に関するトラブルを避けるため、協定書の規定に従って管理業務仕様書において明確に特定されたい。

また、本施設について備品（Ⅱ種）の存在を予定していないのであれば、これに関する協定書の記載は削除されるべきである。

★★意見238

備品（特にⅡ種及びⅢ種）に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。備品（Ⅱ種）の存在を予定していないのであれば、これに関する協定書の記載は削除すべきである。

4 第三者委託

協定書第5条第2項は、指定管理者は、「管理業務を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と定め、例外として、同条第3項で、「事前に書面による岡山市の承諾を得た場合は、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。」と定め、第三者に委託又は請け負わせることは例外と位置付けている。

そして、指定管理者の委託業務完了届に添付の岡山市建部町在宅福祉サービスセンター管理運営業務精算書には「業務委託費（清掃委託代）」、「保守料（消防設備・自動ドア等）」が計上されていることから、実際には第三者に業務委託がなされているものと考えられる。

しかしながら、施設所管課からのヒアリングによると、施設所管課は、そもそも、第三者委託がなされているか否かを把握していないとのことであったから、上記の業務委託は、全て岡山市の事前の承諾なく行われていることになる。

協定書は、第三者委託を原則として禁止している以上、指定管理者が第三者委託を行っているか否かについては確認し、把握すべきであり、業務委託がなされているのであれば、協定書が定める承認手続きを履践すべきである。

★★★指摘4 5

施設所管課は、指定管理者が第三者委託を行っているか否かについては確認すべきであり、本件においては、第三者委託の内容について精査した上で、協定書が定める岡山市の事前承認手続を履践すべきである。

第5 モニタリング

1 事業報告書の提出状況

(1) 管理月報の提出遅延

管理業務仕様書「5 業務内容」の「(6) 事業報告に関すること」では、指定管理者は、毎月終了後10日以内に、センターの管理業務の実施状況及び利用状況に関する管理月報を作成し、岡山市に提出することとされている。しかし、施設所管課からのヒアリングによると、指定期日までに提出されないことがあるとのことであった。

毎月の報告は、指定管理者による管理が協定書及び管理業務仕様書に定められた各要求水準を満たしているか否かを定期的に確認する重要な機会であり、指定期日を遵守することは指定管理者としては当然のことである。

施設所管課は、指定管理者が指定期日までに管理日報又は管理月報を提出しない場合には、指定期日を厳守するよう法第244条の2第10項に基づき、指定期日を厳守するよう指示し、また、指定管理者に対し、速やかに提出するよう指導すべきである。

★★★指摘4 6

施設所管課は、指定期日までに管理日報又は管理月報を提出しない場合には、指定管理者に対して法第244条の2第10項に基づき、指定期日を厳守するよう指示し、また、速やかに提出するよう指導すべきである。

(2) 事業報告書の記載事項

ア 岡山市建部町在宅福祉サービスセンター条例第6条において、指定管理者は、毎年度終了後速やかに、「①施設の管理業務の実施状況及び利用状況」、「②施設の管理に係る経費の収支状況」を記載した事業報告書を提出しなければならないとされている。

また、協定書第8条第2項では、条例で定めるもののほか、「③情報開示の状況に関する事項」、「④自主事業の実施状況に関する事項」も記載することとされている。

イ しかしながら、指定管理者から提出されている事業報告書は、管理運営事業内容、利用状況及び管理運営事業精算書に関する報告のみであり、「③情報開示の状況」及び「④自主事業の実施状況」に関する事項の報告はない。

仮に、③情報開示に関して開示請求や開示の実績がなく、また、④自主事業を実施していないのであれば、その旨を記載させるべきである。

★★意見2 3 9

情報開示に関して開示請求や開示の実績がなく、また、自主事業を実施していないのであれば、その旨を事業報告書に記載するよう指導すべきである。

2 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

- (1) 施設所管課からのヒアリングによると、実地調査は行われていないとのことであった。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

3 物品の照合

施設所管課からのヒアリングによると、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）の区別の確認や物品台帳との照合がなされていないとのことであった。備品（Ⅱ種）は、指定期間終了後に岡山市又は岡山市が指定する者に対して引き継がれるべき物品であり、所有権の帰属等に関するトラブルを防止するためにも、明確に区別して管理する必要がある。

総論でも述べたが、モニタリングの一環として、少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）それぞれの管理状況を確認し、必要に応じて台帳の更新をするべきである。

★★意見240

少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。

4 利用者アンケート

管理業務仕様書9において、「指定管理者は、岡山市が必要と認めたときは、管理物件に利用者からのアンケートを収集する箱を設置する等の方法により、利用者の意見を聴かなければならない。」とされているが、施設所管課からの質問票に対する回答によると、施設所管課は、本施設について利用者アンケートが実施されているか否かを把握していないとのことであった。

利用者アンケートの実施は、「岡山市が必要と認めたとき」に実施することとされていることから任意的であると解されるが、利用者アンケートは、匿名方式により出来る限り多数の施設利用者を対象にして実施することにより、指定管理者による管理状況を施設所管課が評価したり、公共サービスの向上を図ったりする上で最も基本的な作業というべきであるから、アンケートは随時実施すべきであり、施設所管課は実施されているかを把握し、アンケート結果の内容について確認すべきである。

上記のとおり、利用者アンケートの実施は任意的であると解されることから、指摘ではなく意見にとどめることとした。

★★意見241

利用者アンケートは、随時実施されたい。

第6 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 協定書第17条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課からは、指定管理者において実際に上記の措置が講じられているか否かについて、十分な確認がなされていない状況である。

(2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 協定書第17条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課からは、指定管理者において上記の措置を講じているか否かについて十分な確認がなされていない状況である。

(2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第6款 岡山市福寿苑

第1 施設の概要

施設名	岡山市福寿苑		施設数	1
所在地	岡山市北区建部町福渡 1009 番地 1			
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課			
開設年月日	平成2年3月24日	建設費(千円)	不明	
根拠法令	岡山市福寿苑条例・同施行規則			
施設の設置目的	高齢者の日常生活の安定を図るため、高齢者を入居又は通所させ、もって高齢者の心身の健康と生活に寄与すること。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	(福)岡山市社会福祉協議会	H28.4.1~R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	6,669	6,669	6,730	
年間利用者数(人)	1,967	1,687	1,314	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	入居・通所利用料	
自主事業の有無	有	自主事業の概要	すまいるクラブ、すまいる日和	
備考	令和2年度末をもって廃止。			

第2 施設の廃止

岡山市福寿苑は、令和2年度末で廃止され、建物は岡山市建部町在宅福祉サービスセンターの一部として活用されることとなった。

当施設は、旧建部町と岡山市合併前に設置された施設で、冬期に雪が降ると外出が困難な、山間部に住む高齢者が病院に通うために一時的に入居する施設として整備されたものであるが、現在は、病院への通院ではなく、一時的に一人で生活することが困難な高齢者が6か月を限度に住むことができる施設として利用され、設置当初の目的を離れた使用が大半を占めるに至り、施設の役割を終えたことから、マネジメント推進委員会において、地元の意向や利用者に対する説明等について議論がなされた結果、当施設を廃止し、隣接する建部町在宅福祉サービスセンターと一体的に活用することについて了承され、議会において議決された。

第7款 デイサービスセンター

第1 施設の概要

1 ふれあいデイサービスセンター5施設

岡山・西大寺・北・西・南のふれあいデイサービスセンター5施設については、今年度末をもって廃止され、廃止後は、現指定管理者の自主事業として継続される予定である。

廃止の理由は、公の施設の点検票によると、介護保険導入時（平成11年度30か所）は事業所が少なく公設でサービス量を確保する必要があったが、令和元年度現在は、市内に290弱の事業所があり、民間事業者により十分サービスの提供が可能なることから公設の役割は果たしたものと考えられたことによるというものである。

(1) 岡山ふれあいデイサービスセンター

施設名	岡山ふれあいデイサービスセンター		施設数	1
所在地	岡山市中区桑野715番地2			
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課			
開設年月日	平成4年8月	建設費(千円)	不明	
根拠法令	老人福祉法第15条第1項、介護保険法 岡山市老人デイサービスセンター条例・同施行規則			
施設の設置目的	在宅の虚弱高齢者等及びその養護者に対して各種の便宜を供与することにより、高齢者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに養護者の身体的、精神的負担を軽減し、もって福祉の向上に資する。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	(公財)岡山市ふれあい公社	H30.4.1~R3.3.31 (3年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)				
年間利用者数(人)	2,643	3,304	3,648	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	介護保険法に基づく居宅介護サービス費	
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考	令和2年度をもって廃止。			

(2) 西大寺ふれあいデイサービスセンター

施設名	西大寺ふれあいデイサービスセンター		施設数	1
所在地	岡山市東区西大寺中二丁目16番33号			
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課			
開設年月日	平成8年5月	建設費(千円)	不明	
根拠法令	老人福祉法第15条第1項、介護保険法 岡山市老人デイサービスセンター条例・同施行規則			
施設の設置目的	在宅の虚弱高齢者等及びその養護者に対して各種の便宜を供与することにより、高齢			

	者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに養護者の身体的、精神的負担を軽減し、もって福祉の向上に資する。		
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募
	(公財)岡山市ふれあい 公社	H30.4.1～R3.3.31 (3年)	非公募
	H29	H30	H31・R1
指定管理料(千円)			
年間利用者数(人)	5,735	5,880	5,814
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	介護保険法に基づく居宅介護サービス費
自主事業の有無	有	自主事業の概要	地域生活支援事業(地域活動支援センターII型)
備考	令和2年度をもって廃止。		

(3) 北ふれあいデイサービスセンター

施設名	北ふれあいデイサービスセンター		施設数	1
所在地	岡山市北区谷万成二丁目6番33号			
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課			
開設年月日	平成10年4月	建設費(千円)	不明	
根拠法令	老人福祉法第15条第1項、介護保険法 岡山市老人デイサービスセンター条例・同施行規則			
施設の設置目的	在宅の虚弱高齢者等及びその養護者に対して各種の便宜を供与することにより、高齢者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに養護者の身体的、精神的負担を軽減し、もって福祉の向上に資する。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	(公財)岡山市ふれあい 公社	H30.4.1～R3.3.31 (3年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)				
年間利用者数(人)	4,975	4,720	4,584	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	介護保険法に基づく居宅介護サービス費	
自主事業の有無	有	自主事業の概要	地域生活支援事業(地域活動支援センターII型)	
備考	令和2年度をもって廃止。			

(4) 西ふれあいデイサービスセンター

施設名	西ふれあいデイサービスセンター		施設数	1
所在地	岡山市南区妹尾880番地1			
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課			
開設年月日	平成10年4月	建設費(千円)	不明	

根拠法令	老人福祉法第15条第1項、介護保険法 岡山市老人デイサービスセンター条例・同施行規則		
施設の設置目的	在宅の虚弱高齢者等及びその養護者に対して各種の便宜を供与することにより、高齢者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに養護者の身体的、精神的負担を軽減し、もって福祉の向上に資する。		
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募
	(公財)岡山市ふれあい公社	H30.4.1～R3.3.31 (3年)	非公募
	H29	H30	H31・R1
指定管理料（千円）			
年間利用者数（人）	4,811	4,787	4,639
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	介護保険法に基づく居宅介護サービス費
自主事業の有無	有	自主事業の概要	地域生活支援事業（地域活動支援センターⅡ型）
備考	令和2年度末をもって廃止。		

(5) 南ふれあいデイサービスセンター

施設名	南ふれあいデイサービスセンター		施設数	1
所在地	岡山市南区福田690番地1			
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課			
開設年月日	平成11年2月	建設費（千円）	不明	
根拠法令	老人福祉法第15条第1項、介護保険法 岡山市老人デイサービスセンター条例・同施行規則			
施設の設置目的	在宅の虚弱高齢者等及びその養護者に対して各種の便宜を供与することにより、高齢者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに養護者の身体的、精神的負担を軽減し、もって福祉の向上に資するため。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	(公財)岡山市ふれあい公社	H30.4.1～R3.3.31 (3年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料（千円）				
年間利用者数（人）	4,153	4,086	4,763	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	介護保険法に基づく居宅介護サービス費	
自主事業の有無	有	自主事業の概要	地域生活支援事業（地域活動支援センターⅡ型）	
備考	令和2年度をもって廃止。			

2 岡山市西市デイサービスセンター

施設名	岡山市西市デイサービスセンター	施設数	1
-----	-----------------	-----	---

所在地	岡山市南区西市 123 番地 1		
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課		
開設年月日	平成 9 年 3 月	建設費 (千円)	不明
根拠法令	老人福祉法第 15 条第 1 項、介護保険法 岡山市老人デイサービスセンター条例・同施行規則		
施設の設置目的	在宅の虚弱高齢者等及びその養護者に対して各種の便宜を供与することにより、高齢者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに養護者の身体的、精神的負担を軽減し、もって福祉の向上に資する。		
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募 (応募数)・非公募
	(福) 敬友会	H30.4.1~R3.3.31 (3 年)	非公募
	H29	H30	H31・R1
指定管理料 (千円)			
年間利用者数 (人)	5,626	6,148	7,072
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	介護保険法に基づく居宅介護サービス費
自主事業の有無	無	自主事業の概要	
備考			

3 岡山市建部町デイサービスセンター

施設名	岡山市建部町デイサービスセンター	施設数	1
所在地	岡山市北区建部町福渡 1008 番地 1		
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課		
開設年月日	平成 8 年 6 月	建設費 (千円)	不明
根拠法令	老人福祉法第 15 条第 1 項、介護保険法 岡山市老人デイサービスセンター条例・同施行規則		
施設の設置目的	在宅の虚弱高齢者等及びその養護者に対して各種の便宜を供与することにより、高齢者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに養護者の身体的、精神的負担を軽減し、もって福祉の向上に資するため。		
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募 (応募数)・非公募
	(福) 岡山市社会福祉協会	H30.4.1~R3.3.31 (3 年)	非公募
	H29	H30	H31・R1
指定管理料 (千円)			
年間利用者数 (人)	6,651	6,193	5,385
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	介護保険法に基づく居宅介護サービス費
自主事業の有無	有	自主事業の概要	出張ミニデイサービス・介護者のつどい
備考	令和 3 年度から公募により (福) 愛隣会が指定管理者となる。		

第2 指定管理業務及び自主事業の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、管理業務仕様書によると以下のとおりである。

(1) 通所介護事業の実施に関する業務

指定管理者は施設の設置目的を充実・発展させるよう努めるものとし、通所介護事業を実施するとともに、視閲の利用料金の徴収を行うこと。

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

① 管理運営に関する業務

- ・ 使用者の安全管理及び秩序維持全般
- ・ 各種報告、調査
- ・ 事故等への対応（第三者賠償保険）
- ・ 事故等に関する岡山市長への報告

② 維持管理に関する業務

- ・ 施設等の維持管理及び修繕
- ・ 光熱水費の支払いに関する業務

③ その他施設の管理運営上必要な業務

2 自主事業

自主事業は実施されていないが、公の施設の有効利用の観点から、施設の設置目的に合致する自主事業の計画が望まれる。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

(1) 公募原則を条例に明記すべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。

(2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

2 ふれあいデイサービスセンター5施設

今年度末をもって廃止され、廃止後は、現指定管理者の自主事業として継続される予定である。

3 岡山市西市デイサービスセンター

令和元年11月11日開催の保健福祉局公共施設等マネジメント推進委員会では、施設所管課から民間事業者への事業譲渡を検討していることが報告され、そのための期間として、2年間、非公募で現指定管理者を候補者とすることが承認されている。しかしながら、会議録をみると、なぜ民間事業者への事業譲渡を検討しているのか、その経緯や理由については明らかではなく、委員からの意見も記載されておらず、実質的な議論、検討が行われたこととはうかがわれない。

民間事業者への事業譲渡により指定管理を廃止するといった重要な議題であることから、それに至った経緯や理由については、会議録において詳細に記載すべきである。

★★意見242

指定管理の廃止や民間事業者への事業譲渡のように重要な議題については、その議論状況についてマネジメント推進委員会会議録にも詳細に記載されたい。

4 岡山市建部町デイサービスセンター

これまで現指定管理者が非公募により指定管理候補者に選定されてきたが、令和元年11月11日開催の保健福祉局公共施設等マネジメント推進委員会では、令和3年度から公募で指定管理期間を3年とすることで了承されている。

しかしながら、会議録をみると、なぜ非公募から公募とすることとなったのか、その経緯や理由については明らかではなく、実質的な議論、検討が行われたことはうかがわれない。

この点については、施設所管課からのヒアリングによると、現指定管理者が次期は応募しないことを表明したため、公募によることとなったとのことであった。

総論で述べたとおり、指定管理者制度趣旨に照らし公募が原則であることから、公募とすることは評価できるが、非公募から公募となった経緯や理由については今後の指定管理者の選定において重要であることから、会議録において詳細に記載すべきである。なお、公募が不可能な施設ではないにもかかわらず、公募をしてこなかった（競争環境を整えてこなかった）ために、非公募による指定管理者が撤退した場合には対処が難しくなるという側面があると思われるので、付言する。総論で述べたとおり、非公募による指定管理者の選定を行う場合には、その合理性が認められるかどうか、厳格に検討を行うべきである。

★★意見243

非公募から公募への選定方式の変更のように重要な議題については、その議論状況についてマネジメント推進委員会会議録にも詳細に記載されたい。

以下、公の施設として継続される岡山市西市デイサービスセンター及び岡山市建部町デイサービスセンターについて述べる。

第4 協定

1 リスク分担

(1) 協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見244

包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見245

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見246

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

イ リスク分担表では、軽微な損傷については指定管理者の負担、重大な損傷については岡山市の負担とされているが、リスク分担表には軽微と重大を区別する基準が規定されておらず、リスク分担表としての意味を成していない。

この点に関連して、管理業務仕様書には、「1件の見積額が100万円未満のものについては指定管理者の負担、1件の見積額が100万円以上のものについては岡山市の負担とする旨が記載されているが、かかる記載とリスク分担表との整合性は必ずしも明らかでない。

軽微・重大を区別する基準については、リスク分担表に明記すべきである。また、指定管理者が負担すべき修繕費の上限が制限されていない上、「1件」の範囲についても明確ではない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべき修繕責任の範囲については、できる限り明確にされたい。

★★意見247

管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見248

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

2 賠償責任保険

(1) 協定書第20条は、人身その他に対する損害保険は指定管理者において「必要に応じ契約する」と定めているが、賠償保険への加入義務を明確に記載しているわけではない。

(2) 第3部（総論）・第4章・第6・3～6 [63～65頁] 記載のとおり。

★★意見249

指定管理者が賠償責任保険に加入すべきか、加入するとしてどのような内容の保険に加入するかについては、まずは施設所管課において検討し、必要性があると判断された場合には、

協定書及び管理業務仕様書において加入義務及び加入すべき損害保険の内容を明示すべきである。

3 物品管理

協定書第17条から第19条までは、備品（Ⅰ種）の管理、備品（Ⅱ種、Ⅲ種）の購入及び協定期間終了時の備品の取扱いについて定めているが、備品（Ⅱ種）については、協定書第18条第1項において、「指定管理者が準備すべき物品」とのみ定められており、「必要に応じ購入又は調達した」物品である備品（Ⅲ種）（協定書第18条第3項）との区別が曖昧である。

この点について、岡山市マニュアル[資料編]の基本協定書の雛形では、備品（Ⅱ種）は、「管理業務仕様書に定める指定管理者が準備すべき物品で、指定管理者の費用により購入又は調達するもの」（岡山市マニュアル [資料編]・79頁、87頁）とされており、管理業務仕様書において特定することにより備品（Ⅱ種）と備品（Ⅲ種）を区別するという方法が採用されている。

協定書の備品（Ⅱ種）の取扱いがある場合は、岡山市マニュアル [資料編]の基本協定書の雛形に従い、「管理業務仕様書に定める」ことにより、備品（Ⅱ種）を具体的に特定すべきである。

★★意見250

協定書の備品（Ⅱ種）の取扱いがある場合は、岡山市マニュアル[資料編]の基本協定書の雛形に従い、「管理業務仕様書に定める」ことにより、備品（Ⅱ種）を具体的に特定されたい。

第5 施設の管理運営（利用料金制に関する問題）

- 1 指定管理者は、通所介護事業を実施するに当たって、利用者から利用料金を徴収している。

岡山市老人デイサービスセンター条例第4条第1項及び第2項は、指定管理者が介護保険法に基づく居宅介護サービスに係る介護報酬を利用料金として收受し得ることを定めており、その利用料金の額は、「規則に定める額以下で指定管理者が市長の承認を得て定める額」と定めている。

この点については、管理業務仕様書管理業務仕様書「6 施設の経理に関する事項」〔(4) 利用料金の收受〕においても「施設の利用料金については、条例に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ岡山市長の承認を得て定めるものとする。」と記載している。

- 2 施設所管課からのヒアリングによると、利用料金が介護報酬²⁵ということもあり、利用料金について事前に市長の承認を得ていないとのことであった。

介護報酬の額は、介護保険法上、国（厚生労働大臣）により一定の基準が定められるとしても、利用料金は、条例上、最終的には市長の承認を得て定める額とされていることから、市長の承認がない以上、条例に反しているものといわざるを得ない。

速やかに条例が定める手続を履践されたい。なお、施設設置条例において、介護報酬をそのまま利用料金として指定管理者に收受させることにつき「公益上必要があると認める場合」（法第244条の2第9項）に当たるものとして、条例に規定する方法もあると思われるので、検討されたい。

¹²⁵ 利用料金制は、あくまでも公の施設の利用の対価である使用料（法第225条）を指定管理者に直接收受させる制度であり、施設利用というより介護サービス（役務提供）の対価である介護報酬等を「利用料金」として整理することが法的に適切であるかはあらためて検討が必要である。

★★★指摘47

利用料金について事前に市長の承認を得るべく、速やかに条例が定める手続を履践されたい。

第6 モニタリング

1 事業報告書等の提出状況

(1) 管理日報・月報の未提出

岡山市管理規則第8条第1項第1号は、「指定管理者の管理業務の実施状況に関し、指定管理者に対して管理月報…等により定期的…に報告を求め」ることとしている。これを受けて、管理業務仕様書「10 日常報告に関する事項」は、指定管理者は、岡山市が指定する期日までに、管理日報及び管理月報を岡山市に提出しなければならないとしている。

しかしながら、施設所管課からのヒアリングによると、管理日報及び管理月報の提出は求めているとのことであった。

日報及び月報による日常報告は、指定管理者による管理が協定書及び管理業務仕様書に定められた各要求水準を満たしているか否かを定期的に確認する重要な機会であり、当然に行うべきものである。

管理日報及び管理月報による管理業務の実施状況に関する報告は管理業務仕様書に規定されている指定管理者の義務であり、これを怠ることは許されない。施設所管課は、指定管理者に対し、法第244条の2第10項に基づき、管理業務仕様書で定めている管理日報及び管理月報の提出を指示されたい。

★★★指摘48

施設所管課は、指定管理者に対し、法第244条の2第10項に基づき、管理業務仕様書で定めている管理日報及び管理月報の提出を指示されたい。

(2) 事業報告書の記載事項

ア 岡山市老人デイサービスセンター条例第2条の5において、指定管理者は、毎年度終了後速やかに、「①施設の管理業務の実施状況及び利用状況」、「②施設の利用料金の収入の実績」、「③施設の管理に係る経費の収支状況」、その他規則で定める事項として、同条例施行規則第1条の3において、「④利用料金の減免及び還付の状況に関する事項」を記載した事業報告書を提出しなければならないとされている。

また、協定書第8条第2項では、条例で定めるもののほか、「⑤情報開示の状況」及び「⑥自主事業の実施状況」に関する事項も記載することとされ、管理業務仕様書第11項では、上記のほか「⑦施設の劣化状況」も記載することとされている。

イ しかしながら、岡山市西市デイサービスセンターの指定管理者から提出されている事業報告書は、管理業務の実施状況及び利用状況、及び社会福祉法人会計基準が定める資金収支決算書、事業活動計算書及び貸借対照表が添付されているだけであり、また、岡山市建部町デイサービスセンターの指定管理者から提出された事業報告書は、管理業務の実施状況及び利用状況、資金収支決算書が添付されているだけで、いずれも上記条例及び協定書が定める事業報告書の記載事項①～⑦を全て満たしておらず、「④利用料金の減免及び還付の状況」、「⑤情報開示の状況」、「⑥自主事業の実施状況」、「⑦施設の劣化状況」に関する事項の報告はな

い。なお、④から⑥については、報告事項がない場合も「ない」旨を報告すべきである。

事業報告書は、指定管理者が行った管理業務の履行状況を確認する重要な資料であり、施設所管課は、上記条例等が定める事業報告書の記載事項の全てが報告されていないのであるから、指定管理者に対し、条例等が定める記載事項について全て報告するよう指導すべきである。

★★★指摘49

施設所管課は、条例等が定める事業報告書の記載事項が報告されていないのであるから、指定管理者に対し、条例及び協定書が定める記載事項について全て報告するよう指導されたい。

2 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

- (1) 施設所管課からのヒアリングによると、実地調査は行われていないとのことであった。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

3 物品の照合

施設所管課によると、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）の区別の確認や物品台帳との照合を行っていないとのことであり、公有財産の管理上、不適切である。少なくとも年に1回は、施設所管課が現地に赴き備品の管理状況を確認し、適宜、台帳を更新すべきである。

★★意見251

施設所管課は、少なくとも年に1回は、現地に赴き備品の管理状況を確認し、適宜、台帳を更新すべきである。

4 利用者アンケート

管理業務仕様書「13 利用者アンケートに関する事項」では、「指定管理者は年に1回以上、アンケート等の方法により、利用者の意見を聴かなければならない。」とされ、利用者アンケートの実施要領を定めているが、施設所管課からのヒアリングによると、施設所管課は、指定管理者が利用者アンケートを実施しているか否かを把握していないとのことであった。

管理業務仕様書では、岡山市は、指定管理者からの報告を受け、必要に応じて管理業務の改善を指示するものとされているが、そもそも、指定管理者が利用者アンケートを実施しているか否かさえも把握しておらず、これでは、管理業務の改善を指示できるはずもない。

したがって、施設所管課は、指定管理者が利用者アンケートを実施しているかを確認し、速やかに、管理業務仕様書に従って対応すべきである。

★★★指摘50

施設所管課は、指定管理者が利用者アンケートを実施しているかを確認し、速やかに、管理業務仕様書に従って対応すべきである。

第7 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 協定書第16条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の

漏えい、滅失及びき損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課からは、指定管理者において実際に上記の措置が講じられているか否かについて、十分な確認がなされていない状況である。

(2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 協定書第16条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課からは、指定管理者において上記の措置を講じているか否かについて十分な確認がなされていない状況である。

(2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第8款 老人憩の家

第1 施設の概要

1 岡山市立岩井老人憩の家

施設名	岡山市立岩井老人憩の家		施設数	1
所在地	岡山市北区岩井二丁目6番46号			
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課			
開設年月日	昭和51年9月	建設費(千円)	不明	
根拠法令	老人憩の家の設置運営について(昭和40年4月5日付け社老第88号各都道府県知事あて厚生省社会局長通知) 岡山市立老人憩の家条例・同施行規則			
施設の設置目的	高齢者に対して低廉かつ健全な保健休養、教養の向上、レクリエーション等の場を与えることで、高齢者の心身の健康の増進を図るため。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	三門老人憩の家運営委員会	H28.4.1~R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	628	628	634	
年間利用者数(人)	402	497	690	
使用料・利用料金の別		利用料金の内容		
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考				

2 岡山市立大井老人憩の家

施設名	岡山市立大井老人憩の家	施設数	1
-----	-------------	-----	---

所在地	岡山市北区大井 2381 番地		
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課		
開設年月日	昭和 56 年 7 月	建設費 (千円)	不明
根拠法令	老人憩の家の設置運営について (昭和 40 年 4 月 5 日付け社老第 88 号各都道府県知事あて厚生省社会局長通知) 岡山市立老人憩の家条例・同施行規則		
施設の設置目的	高齢者に対して低廉かつ健全な保健休養、教養の向上、レクリエーション等の場を与えることで、高齢者の心身の健康の増進を図るため。		
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募 (応募数)・非公募
	大井老人憩の家運営委員会	H28.4.1~R3.3.31 (5 年)	非公募
	H29	H30	H31・R1
指定管理料 (千円)	628	628	634
年間利用者数 (人)	6,742	4,480	3,567
使用料・利用料金の別		利用料金の内容	
自主事業の有無	無	自主事業の概要	
備考			

3 岡山市立清輝老人憩の家

施設名	岡山市立清輝老人憩の家	施設数	1
所在地	岡山市北区新道 2 番地 20		
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課		
開設年月日	昭和 58 年 4 月	建設費 (千円)	不明
根拠法令	老人憩の家の設置運営について (昭和 40 年 4 月 5 日付け社老第 88 号各都道府県知事あて厚生省社会局長通知) 岡山市立老人憩の家条例・同施行規則		
施設の設置目的	高齢者に対して低廉かつ健全な保健休養、教養の向上、レクリエーション等の場を与えることで、高齢者の心身の健康の増進を図るため。		
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募 (応募数)・非公募
	清輝老人憩の家運営委員会	H28.4.1~R3.3.31 (5 年)	非公募
	H29	H30	H31・R1
指定管理料 (千円)	628	628	634
年間利用者数 (人)	1,215	2,046	1,993
使用料・利用料金の別		利用料金の内容	
自主事業の有無	無	自主事業の概要	
備考			

4 岡山市立富原老人憩の家

施設名	岡山市立富原老人憩の家		施設数	1
所在地	岡山市北区富原 1140 番地			
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課			
開設年月日	昭和 57 年 4 月	建設費 (千円)	不明	
根拠法令	老人憩の家の設置運営について (昭和 40 年 4 月 5 日付け社老第 88 号各都道府県知事 あて厚生省社会局長通知) 岡山市立老人憩の家条例・同施行規則			
施設の設置目的	高齢者に対して低廉かつ健全な保健休養、教養の向上、レクリエーション等の場を与 えることで、高齢者の心身の健康の増進を図るため。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募 (応募数)・非公募	
	松崎町内会	H28.4.1~R3.3.31 (5 年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料 (千円)	628	628	634	
年間利用者数 (人)	875	1,050	779	
使用料・利用料金の別		利用料金の内容		
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考				

5 岡山市立松尾園

施設名	岡山市立松尾園		施設数	1
所在地	岡山市北区松尾 893 番地			
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課			
開設年月日	平成 12 年 6 月 1 日	建設費 (千円)	225,712	
根拠法令	老人憩の家の設置運営について (昭和 40 年 4 月 5 日付け社老第 88 号各都道府県知事 あて厚生省社会局長通知) 岡山市立老人憩の家条例・同施行規則			
施設の設置目的	高齢者に対して低廉かつ健全な保健休養、教養の向上、レクリエーション等の場を与 えることで、高齢者の心身の健康の増進を図るため。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募 (応募数)・非公募	
	(福) 岡山市社会福祉協 議会	H28.4.1~R3.3.31 (5 年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料 (千円)	6,056	6,056	6,112	
年間利用者数 (人)	12,514	13,239	13,951	
使用料・利用料金の別	使用料	利用料金の内容		
自主事業の有無	有	自主事業の概要	自動販売機の設置	

備考	令和3年度から公募により（特非）岡山高等学院が指定管理者となる。
----	----------------------------------

6 岡山市立財田老人憩の家

施設名	岡山市立財田老人憩の家		施設数	1
所在地	岡山市中区神下 535 番地			
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課			
開設年月日	昭和 57 年 12 月	建設費（千円）	不明	
根拠法令	老人憩の家の設置運営について（昭和 40 年 4 月 5 日付け社老第 88 号各都道府県知事あて厚生省社会局長通知） 岡山市立老人憩の家条例・同施行規則			
施設の設置目的	高齢者に対して低廉かつ健全な保健休養、教養の向上、レクリエーション等の場を与えることで、高齢者の心身の健康の増進を図るため。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	財田老人憩の家運営委員会	H28.4.1～R3.3.31 (5 年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料（千円）	628	628	634	
年間利用者数（人）	2,733	2,556	2,230	
使用料・利用料金の別		利用料金の内容		
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考				

7 岡山市立宿毛老人憩の家

施設名	岡山市立宿毛老人憩の家		施設数	1
所在地	岡山市東区宿毛 359 番地 14			
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課			
開設年月日	昭和 49 年 8 月	建設費（千円）	不明	
根拠法令	老人憩の家の設置運営について（昭和 40 年 4 月 5 日付け社老第 88 号各都道府県知事あて厚生省社会局長通知） 岡山市立老人憩の家条例・同施行規則			
施設の設置目的	高齢者に対して低廉かつ健全な保健休養、教養の向上、レクリエーション等の場を与えることで、高齢者の心身の健康の増進を図るため。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	宿毛老人クラブ	H28.4.1～R3.3.31 (5 年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料（千円）	628	628	634	
年間利用者数（人）	365	309	278	

使用料・利用料金の別		利用料金の内容	
自主事業の有無	無	自主事業の概要	
備考			

8 岡山市立雄神老人憩の家

施設名	岡山市立雄神老人憩の家		施設数	1
所在地	岡山市東区富崎 728 番地 5			
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課			
開設年月日	昭和 55 年 9 月	建設費 (千円)	不明	
根拠法令	老人憩の家の設置運営について (昭和 40 年 4 月 5 日付け社老第 88 号各都道府県知事 あて厚生省社会局長通知) 岡山市立老人憩の家条例・同施行規則			
施設の設置目的	高齢者に対して低廉かつ健全な保健休養、教養の向上、レクリエーション等の場を与 えることで、高齢者の心身の健康の増進を図るため。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募 (応募数)・非公募	
	雄神老人憩の家管理運営 促進委員会	H28.4.1~R3.3.31 (5 年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料 (千円)	628	628	634	
年間利用者数 (人)	1,893	2,104	2,137	
使用料・利用料金の別		利用料金の内容		
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考				

9 岡山市立興除園

施設名	岡山市立興除園		施設数	1
所在地	岡山市南区内尾 491 番地 5			
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課			
開設年月日	昭和 46 年 2 月	建設費 (千円)	不明	
根拠法令	老人憩の家の設置運営について (昭和 40 年 4 月 5 日付け社老第 88 号各都道府県知事 あて厚生省社会局長通知) 岡山市立老人憩の家条例・同施行規則			
施設の設置目的	高齢者に対して低廉かつ健全な保健休養、教養の向上、レクリエーション等の場を与 えることで、高齢者の心身の健康の増進を図るため。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募 (応募数)・非公募	
	興除園運営委員会	H28.4.1~R3.3.31 (5 年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	

指定管理料（千円）	103	103	104
年間利用者数（人）	4,083	4,413	4,523
使用料・利用料金の別	利用料金の内容		
自主事業の有無	無	自主事業の概要	
備考			

10 岡山市立川張老人憩の家

施設名	岡山市立川張老人憩の家		施設数	1
所在地	岡山市南区川張 1211 番地 2			
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課			
開設年月日	昭和 61 年 5 月	建設費（千円）	不明	
根拠法令	老人憩の家の設置運営について（昭和 40 年 4 月 5 日付け社老第 88 号各都道府県知事 あて厚生省社会局長通知） 岡山市立老人憩の家条例・同施行規則			
施設の設置目的	高齢者に対して低廉かつ健全な保健休養、教養の向上、レクリエーション等の場を与 えることで、高齢者の心身の健康の増進を図るため。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	川張老人憩の家運営委員 会	H27.4.1～R7.3.31 (10 年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料（千円）	103	103	103	
年間利用者数（人）	1,830	2,643	2,501	
使用料・利用料金の別	利用料金の内容			
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考				

11 岡山市立彦崎老人憩の家

施設名	岡山市立彦崎老人憩の家		施設数	1
所在地	岡山市南区彦崎 2907 番地 29			
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課			
開設年月日	昭和 62 年 5 月	建設費（千円）	不明	
根拠法令	老人憩の家の設置運営について（昭和 40 年 4 月 5 日付け社老第 88 号各都道府県知事 あて厚生省社会局長通知） 岡山市立老人憩の家条例・同施行規則			
施設の設置目的	高齢者に対して低廉かつ健全な保健休養、教養の向上、レクリエーション等の場を与 えることで、高齢者の心身の健康の増進を図るため。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	

	彦崎老人憩の家運営委員 会	H27.4.1～R7.3.31 (10年)	非公募
	H29	H30	H31・R1
指定管理料(千円)	103	103	103
年間利用者数(人)	3,049	3,049	2,843
使用料・利用料金の別		利用料金の内容	
自主事業の有無	無	自主事業の概要	
備考			

1 2 岡山市立都老人憩の家

施設名	岡山市立都老人憩の家		施設数	1
所在地	岡山市南区藤田349番地			
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課			
開設年月日	昭和46年4月	建設費(千円)	不明	
根拠法令	老人憩の家の設置運営について(昭和40年4月5日付け社老第88号各都道府県知事あて厚生省社会局長通知) 岡山市立老人憩の家条例・同施行規則			
施設の設置目的	高齢者に対して低廉かつ健全な保健休養、教養の向上、レクリエーション等の場を与えることで、高齢者の心身の健康の増進を図るため。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	岡山市藤田老人クラブ連 合 会	H28.4.1～R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	103	103	104	
年間利用者数(人)	5,718	5,746	3,293	
使用料・利用料金の別		利用料金の内容		
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考				

1 3 岡山市立都六区老人憩の家

施設名	岡山市立都六区老人憩の家		施設数	1
所在地	岡山市南区藤田1170番地			
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課			
開設年月日	昭和46年4月	建設費(千円)	不明	
根拠法令	老人憩の家の設置運営について(昭和40年4月5日付け社老第88号各都道府県知事あて厚生省社会局長通知) 岡山市立老人憩の家条例・同施行規則			
施設の設置目的	高齢者に対して低廉かつ健全な保健休養、教養の向上、レクリエーション等の場を与			

	えることで、高齢者の心身の健康の増進を図るため。		
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募
	岡山市藤田老人クラブ連 合会	H28.4.1～R3.3.31 (5年)	非公募
	H29	H30	H31・R1
指定管理料（千円）	103	103	104
年間利用者数（人）	2,735	2,959	1,620
使用料・利用料金の別	利用料金の内容		
自主事業の有無	無	自主事業の概要	
備考			

1 4 岡山市立錦六区老人憩の家

施設名	岡山市立錦六区老人憩の家		施設数	1
所在地	岡山市南区藤田1944番地			
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課			
開設年月日	昭和47年4月	建設費（千円）	不明	
根拠法令	老人憩の家の設置運営について（昭和40年4月5日付け社老第88号各都道府県知事あて厚生省社会局長通知） 岡山市立老人憩の家条例・同施行規則			
施設の設置目的	高齢者に対して低廉かつ健全な保健休養、教養の向上、レクリエーション等の場を与えることで、高齢者の心身の健康の増進を図るため。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	岡山市藤田老人クラブ連 合会	H28.4.1～R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料（千円）	103	103	104	
年間利用者数（人）	2,333	3,139	2,868	
使用料・利用料金の別	利用料金の内容			
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考				

なお、15施設ある老人憩の家の内、指定管理者による管理が行われている施設は14施設である（1施設は直営）。また、指定管理者による管理が行われている施設の内、岡山市立松尾園（上記5）は、温泉設備を備えており使用料を徴収しているため、他の13施設とは管理業務仕様書の内容が異なっている。以下、適宜区別して記載する。

第2 指定管理業務及び自主事業の概要

1 老人憩の家（岡山市立松尾園を除く）

(1) 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、管理業務仕様書によると以下のとおりである。

- ① 施設運営業務
 - ・岡山市立老人憩の家条例に従い、使用許可及び不許可をすること
 - ・老人クラブ等地域組織活動の育成及び助長を図ること
- ② 施設及び設備等維持管理業務
 - ・保守管理業務
 - ・清掃業務
 - ・施設、設備、備品の修繕

(2) 自主事業

いずれの施設においても自主事業は実施されていないが、公の施設の有効利用の観点から、施設の設置目的に合致する自主事業の計画が望まれる。

2 岡山市立松尾園

(1) 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、施設の管理運営に関する業務であり、管理業務仕様書によると以下のとおりである。

- ① 施設の使用許可に関する業務
 - ・施設の予約、受付
 - ・その他管理施設の使用許可
- ② 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ・施設管理運営に関する業務
 - ・施設の維持管理に関する業務
 - ・その他施設の管理運営上必要な業務

(2) 自主事業

岡山市立松尾園は、目的外自主事業として自動販売機を設置している。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと
第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。
- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと
第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

2 老人憩の家（岡山市立松尾園を除く）

(1) 非公募理由

老人憩の家（岡山市立松尾園を除く）は、非公募方式により、地元の地縁団体が指定管理候補者に選定されている。

非公募の理由については、公の施設の点検票によると、当該施設は、利用が不規則で、職員や嘱託・臨時職員などを配置して直営で管理すると経費がかかりすぎるため、指定管理が妥当と判断されたものであるが、現在、公の施設のあり方を検討中であり、指定管理候補者については、岡山市管理規則第5条第1項第5号（指定管理者による管理を行っている公の施設のうち、その統合、廃止、休止等（以下「統廃合等」という。）が決定又は公の施設のあり方を検討中のものにおいて、統廃合等するまでの間又はそのあり方が決まるまでの間、現に指定管理者

である者に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき。)により、あり方が決まるまでの間は、現指定管理者に管理を行わせることが最も合理的であると判断されたものである。なお、令和3年度は、指定管理期間を1年間として、現指定管理者が指定管理候補者として選定された。

(2) マネジメント推進委員会における審議内容

老人憩の家については、令和元年11月11日開催の保健福祉局公共施設等マネジメント推進委員会において、非公募により現指定管理者を指定管理候補者として選定し、指定期間を1年間とすることで承認されている。

この際、施設と隣接する福祉交流プラザや児童館との一体的管理という方向性、単独で設置されている施設につき公の施設としては廃止して地域で管理してもらう方向性なども含め、施設が老朽化しており修繕や建替え費用等の問題があることなどの議論、検討がなされており、期間を1年間に限定したことも考慮すれば、岡山市管理規則第5条第1項第5号（指定管理者による管理を行っている公の施設のうち、その統合、廃止、休止等（以下「統廃合等」という。）の要件を充足するとした判断は適正であるといえる。

(3) 指定管理料の上限額の積算

ア 直近指定の際に施設所管課において実施されている指定管理料の上限額の積算に関する資料を確認したところ、従前の支出の内容について具体的に精査することなく、全ての施設について一律に「H28年度以降の指定管理料について、H27と同額が適当と考える。」との結論を導き出している。

他方、候補者から提出されている収支計画書の内容も、例えば、予算額が10万7857円とされている錦六区、都六区、都及び興除園、予算額が63万2429円とされている雄神、宿毛、財田、富原、清輝及び岩井の各老人憩の家については、予算額毎に全く同一内容になっており、真に候補者が自主的に作成したものであるかどうか疑問といわざるを得ない。

施設ごとに必要な管理経費は異なるのが当然であるし、また、後述するとおり、指定管理者から提出されている事業報告書によると、施設によっては実際には施設の管理との関連性が疑われる、また収支計画書にも記載されていない支出が事業費などとして支出されており、その内容を精査しないまま、次期の指定管理料について漫然と従前と同額とする旨の算定を行っていることは極めて不適切である。

★★★指摘5 1

指定管理料の上限額の積算に当たって、従前の支出内容について厳格に精査されたい。

イ 施設所管課作成に係る積算資料の中では、従前の指定管理者の中に繰越金（余剰金）が生じている団体があることに触れられており¹²⁶、施設所管課においては、この点について「繰越金がある団体があるが、この資金は、施設の軽修繕対応や、椅子、机、各種機械器具等の備品購入の将来発生する資金としているもので、決して高額なストックではない。」と評価している。

¹²⁶ 大部分の指定管理者については、繰越金が存在しないこととされているが、指定管理者から提出されている事業報告書における管理の経費に関する収支状況の記載の正確性には疑問がある（後述）。

しかし、施設の修繕については、管理業務仕様書5(2)③「施設、設備、備品の修繕」において、「修繕は市の事前承認のもと実施することとし、市が別に定める予算額の範囲内での執行とする。」と定められており、指定管理者が高額な修繕費を負担することは想定されていない。

また、備品購入についても、椅子、机、各種機械器具等は、耐用年数を考慮すれば購入時期は予想できるから、その時期に備品を特定して、その購入費用を指定管理料に加算すれば足りるし、「将来発生する資金」について予算を立てるのは、自治体予算の単年度主義（法第208条）にも反するものであるから、施設所管課による上記の評価は正当化できないものとする。

したがって、繰越金を全く考慮せずに指定管理料上限額の積算を行っていることは不適切である。なお、そもそも、指定管理料の支払いについて精算方式を採用すべきことについては後述する。

★★★指摘5 2

指定管理料の上限額の積算に当たって、繰越金（余剰金）の金額について考慮されたい。

(4) 申請要項

老人憩の家（岡山市立松尾園を除く）に関する直近選定時の申請要項を確認しようとしたが、施設所管課は保有していないとのことであった。

特定の指定管理候補者の選定を予定している場合であっても、施設設置条例が候補者からの申請に基づいて選定するという建前となっている（岡山市立老人憩の家条例第1条の3第1項）以上、候補者から申請要項に則った申請がなされるのが大前提であり、申請要項すら作成されないまま指定管理候補者の選定が行われたとすれば、由々しき問題である。

今後そのようなことがないように徹底されたい。

★★★指摘5 3

非公募により特定の候補者を指定管理候補者として選定することを予定している場合であっても、申請要項に則った申請という手続を経ない指定管理候補者の選定は許されない。

3 岡山市立松尾園

(1) 非公募理由

平成26年11月の公の施設点検結果概要によれば、「当該施設では、地域の活性化とともに高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、定められる設置目的に加え、当施設を地域コミュニティの構築と介護予防の推進の拠点とする必要がある。こうしたことからこれまで同施設の指定管理者として施設・設備を熟知し、効率的な施設の維持管理及び施設利用者のニーズに応えた運営、また、地域関係団体と良好な関係を築き社会福祉活動を実施してきた実績のある岡山市社会福祉協議会による指定管理が適当であるとする。」として、岡山市管理規則第5条第1項第3号（公の施設の設置目的又は本市の政策目的を実現するために、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき。）に該当するものと判断されている。

岡山市は本施設の設置目的を踏まえ、「地域コミュニティの構築と介護予防の推進の拠点とする」という政策目的を設定しており、かかる政策目的を実現するため、「地域関係団体と良好な関係を築き社会福祉活動を実施してきた実績」のある現指定管理者につき、岡山市管理規則第5条第1項第3号に該当するとした判断は適正であると考えます。

(2) マネジメント推進委員会の審議内容

施設所管課に対し、前回選定時におけるマネジメント推進委員会の会議録につき提出を依頼したが、保管されていないとのことであった。

マネジメント推進委員会の会議録は、選定過程の適正性及び透明性を担保し、市民に対する説明責任を果たす上で非常に重要な資料であり、施設所管課がその内容を直ちに確認できないこと自体が不適切である。

選定過程の透明化については常に留意が必要であり、選定過程における議論状況については、いつでも公開ないし説明が可能な状態を確保しておくべきである。

★★意見252

選定過程の透明化について常に留意し、指定管理候補者の選定過程における議論状況について記載された会議録等については、いつでも公開ないし説明が可能な状態を確保しておくべきである。

(3) 令和3年度以降の指定管理候補者の選定

岡山市立松尾園は、これまで非公募方式により指定管理候補者を選定してきたが、現指定管理者が次期は応募しないことを表明し、同種、同類のサービスを民間事業者等が行っていることから、令和3年度から公募方式により特定非営利活動法人岡山高等学院が指定管理者に選定された。なお、公募が不可能な施設ではないにもかかわらず、公募をしてこなかった（競争環境を整えてこなかった）ために、非公募による指定管理者が撤退した場合には対処が難しくなるという側面があると思われるので、付言する。

選定手続の公募・非公募の判断に関しては、総論で述べたとおり、非公募による指定管理者の選定を行う場合には、その合理性が認められるかどうか、厳格に検討を行うべきである。

(4) 指定管理料の上限額の積算

項目毎に必要な経費を算定し、その積算によって指定管理料の上限額を積算している点は問題ない。もっとも、基本的に過去の実績をベースにして、指定管理料の上限額を積算しており、この点については総論において述べたとおり、手続の公正性、透明性、経済性の観点からすれば、過去の実績を所与の前提として検討するのではなく、統一的な考え方に基づいて積算された金額について、過去の実績も踏まえ、本施設の個別的な事情に応じて修正することが望ましい。また、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する（参考見積を取得する方法も考えられる）等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

★★意見253

指定管理料の上限額の積算方法について、過去の実績を前提とするのではなく、統一的な考え方に基づいて積算された金額について、本施設の個別的な事情に応じて修正する方法が望

ましい。統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

第4 協定

1 指定管理料の繰越金の取扱い（岡山市松尾園を除く）

- (1) 指定管理料の支払については、前金払制を採用しているが、指定管理者は、指定管理料の剰余金を備品購入予備費、修繕積立金、繰越金等の名目で繰り越しており、その額が高額となっている施設が多数見られる。

令和元年の事業報告書によると、例えば、彦崎老人憩の家の指定管理料は年間約10万2000円であるが、繰越金（前年度備品購入予備費）として約20万2000円が計上されており、その額は、指定管理料の2年分に相当する。また、雄神老人憩の家の指定管理料は約63万円であるが、前期積立金も約63万円であり、その額は年間指定管理料の金額に相当し、極めて高額である。

- (2) 前述のとおり、施設所管課は、繰越金は決して高額なストックではないと評価しているようであるが、前述のとおり、不適切な評価である。当年度に経費として支出が予定されていない繰越金等を指定管理者に管理させるのは適切ではない。

したがって、指定管理者に、当年度に経費として支出が予定されていない高額な繰越金を管理させるのは止めるべきであり、仮に必要やむを得ず積立金や繰越金の保有を認めるとしても、協定書や管理業務仕様書で上限額等を明確に定めるべきである。また、次項で述べるとおり、そもそも指定管理料については年度ごとの精算方式を採用すべきであったと考える。

★★意見254

指定管理者に、高額な金員を管理させるのは止めるべきであり、仮に積立金や繰越金を認めるとしても、協定書や管理業務仕様書で上限額等を明確に定めるべきである。

2 指定管理料の精算（岡山市立松尾園を除く）

上記のとおり、指定管理料の支払については、前金払制を採用しており、現指定管理者との間で指定管理料の精算は予定されていない。

指定管理料については、協定書第10条において「施設の管理に必要な経費」と定義されているが、指定管理者の負担で実施すべき施設管理業務は、基本的に施設使用許可業務、保守管理業務及び清掃業務に限られており、施設管理経費としては、施設により区々ではあるものの、基本的には管理人等人件費、消耗品費、清掃費等のみが予定されているのであって、指定管理者の経営努力による管理経費の圧縮が期待されているとはいえない（なお、およそ施設管理業務とは無関係と思われる支出が散見される点については後述する）。

したがって、本施設の指定管理については、本来、指定管理料に剰余金（繰越金）が発生する場合には、年度ごとに精算する方式とすべきである。また、その際には、精算基準（経費支出の基準）についても明確化すべきである。

もっとも、精算方式は指定管理者との合意の下で協定により導入されるべきであり、現在の協定期間中において精算方式を導入する場合は指定管理者にとって不利益な変更となる可能性があるから、指定管理者との協議が必要である。

★★意見255

指定管理者の経営努力による経費の圧縮が期待されているとはいええない場合には、指定管理料については年度ごとの精算方式とすることが望ましい。遅くとも次回更新までに検討されたい。

3 使用料徴収委託（岡山市立松尾園）

- (1) 使用料徴収業務の位置付けが不適切であること

第3部（総論）・第4章・第5・3 [62頁] 記載のとおり（意見31）。

- (2) 使用料徴収委託契約書の締結が必要であること

協定書第4条において、「条例第1条の2に定める乙が行う管理に関する業務…の詳細は、別紙『管理業務仕様書』に定めるところによる。」と定めているのみであって、使用料の徴収事務を委託する旨の定めもなければ、別途、使用料徴収委託契約書も締結されていない。なお、岡山市老人憩の家条例第1条の2の定める管理業務に使用料徴収事務は含まれていない。

管理業務仕様書には、「条例第8条により温泉設備の使用料を徴収し、速やかに岡山市指定金融機関又は岡山市収納代理金融機関の納付」すべき旨が記載されているが、総論において詳述したとおり、使用料徴収委託は、指定管理業務とは別個独立の異なる法的根拠に基づいて委託が認められている地方公共団体の事務であるから、上記条例第1条の2に定める管理業務に使用料徴収事務が含まれないことは当然である。

したがって、協定書及び管理業務仕様書によっても、指定管理者との間で使用料徴収事務に係る委託の合意があるとは認められない。

岡山市マニュアル・5頁においても、「使用料の徴収又は収納の事務の委託は、指定管理の協定書とは別に徴収委託契約が必要であり」とされており、本施設に関しても、現指定管理者との間で、別途使用料徴収委託契約書を締結されたい。

★★★指摘54

現指定管理者との間で、速やかに使用料徴収委託契約書を締結されたい。

4 リスク分担

- (1) 協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見256

包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

- (2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見257

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はでき

る限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 全施設共通

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見258

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

イ 岡山市立松尾園

リスク分担表では、軽微な損傷については指定管理者、重大な損傷については岡山市が負担するとされているが、リスク分担表には軽微・重大を区別する基準が明記されておらず、基準として意味を成していない。

この点と関連して、岡山市立松尾園については、管理業務仕様書6「施設の修繕に関する事項」において、「施設…の修繕については、指定管理者の負担において執行するものとする」と記載されているが、リスク分担表との関係が判然とせず、整合性のある解釈が困難である。善意に解釈すれば、1年間の合計額が50万円以下の損傷については軽微とする趣旨であるかもしれないが、軽微・重大は個別の損傷の規模を示すものと理解するのが自然であるから、そのような解釈には無理があるといわざるを得ない。

★★意見259

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、軽微・重大を区別する基準を明確にした上、リスク分担表と管理業務仕様書の内容を整合するよう改められたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見260

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

5 賠償責任保険

- (1) 協定書第21条は、人身その他に対する損害保険は指定管理者において「必要に応じ契約する」と定め、岡山市立松尾園の管理業務仕様書「2 業務の範囲に関する事項」で、管理運営に関する業務として「事故等への対応（第三者賠償保険）」を記載しているが、賠償保険への加

入義務を明確に記載しているわけではない。

(2) 第3部（総論）・第4章・第6・3～6 [63～65頁] 記載のとおり。

★★意見261

指定管理者が賠償責任保険に加入すべきか、加入するとしてどのような内容の保険に加入するかについては、まずは施設所管課において検討し、必要性があると判断された場合には、協定書及び管理業務仕様書において加入義務及び加入すべき損害保険の内容を明示すべきである。

6 物品管理

協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されており、備品（Ⅱ種）は、協定書第19条第1項において、管理業務仕様書に定めるものとされている。ところが、管理業務仕様書では「6 備品の所有権及び貸与」において、

(1) 指定管理者に貸し付ける備品については、市の所有とし市が無償で貸し付けるものとする。

(2) 指定管理者が自らが購入・搬入し保管を要する備品については、指定管理者の所有とする。

との記載がなされているのみで、協定書の内容と上記の関係が判然としない。

また、備品（Ⅱ種）について具体的な物品は特定されておらず、Ⅱ種とⅢ種の区別も曖昧である。

備品（Ⅱ種）の取扱いがあるのであれば、所有権の帰属等に関するトラブルを避けるため、協定書の規定に従って管理業務仕様書において明確に特定されたい。

また、本施設について備品（Ⅱ種）の存在を予定していないのであれば、これに関する協定書の記載は削除されるべきである。

★★意見262

備品（特にⅡ種及びⅢ種）に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の関係を明確にされたい。備品（Ⅱ種）の存在を予定していないのであれば、これに関する協定書の記載は削除するべきである。

第5 施設の管理運営（岡山市立松尾園を除く）

1 岡山市老人憩の家条例第4条（使用の許可）は、憩の家を使用できる者で「憩の家を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。」と定め、同条例施行規則第3条（使用の申込み及び許可）第1項は、これを受けて「条例第4条の規定により憩の家の使用許可を受けようとする者は、老人憩の家使用許可申請書（様式第1号の2）を市長に提出しなければならない。」と定め、第2項は、「市長は、前項の使用許可をしたときは老人憩の家使用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。」と定めている。

かかる手続は、管理業務仕様書で指定管理者の管理業務と定められており、指定管理者は、上記条例の定める手続に従って使用許可を行う必要がある。

2 しかしながら、施設所管課からのヒアリングによると、老人憩の家（岡山市立松尾園を除く）に使用許可手続は、指定管理者の代表者に申し出る方法（例えば、憩の家の鍵を持っている代表者に電話するなど）や、地域によってはホワイトボードや帳面に記載して、憩の家を使用しているとのことであり、岡山市老人憩の家条例第4条（使用の許可）及び同条例施行規則第3条（使

用の申込み及び許可)に反する運用がなされている。

老人憩の家(岡山市立松尾園を除く)の使用許可手続については、条例が定める手続を履践すべきである。

また、使用許可申請について、指定管理者の代表者に申し出る方法(例えば、憩の家の鍵を持っている代表者に電話するなど)等の閉鎖的な手続(例えば、地元住民以外は鍵を持っている代表者の連絡先を知りようがない)は、公の施設の使用許可申請の方法として不適切であるから、公の施設に相応しい申請手続を整備されたい。

★★★指摘55

老人憩の家(岡山市立松尾園を除く)の使用許可手続については、条例が定める手続を履践すべきである。また、公の施設に相応しい申請手続を整備すべきである。

第6 モニタリング

1 事業報告書等の提出状況

(1) 管理月報の提出遅延

老人憩の家(岡山市立松尾園を除く)の管理業務仕様書「5 業務内容」の「(6) 事業報告に関する事」では、指定管理者は、毎月終了後10日以内に老人憩の家の管理業務の実施状況及び利用状況に関する管理月報を作成し、岡山市に提出することとされている。しかし、施設所管課からのヒアリングによると、老人憩の家(岡山市立松尾園を除く)の指定管理者について指定期日までに提出されないことがあるとのことであった。

毎月の報告は、指定管理者による管理が協定書及び管理業務仕様書に定められた各要求水準を満たしているか否かを定期的に確認する重要な機会であり、指定期日を遵守することは指定管理者としては当然のことである。

施設所管課は、指定管理者が指定期日までに管理日報又は管理月報を提出しない場合には、指定期日を厳守するよう法第244条の2第10項に基づき、指定期日を厳守するよう指示し、また、指定管理者に対し、速やかに提出するよう指導すべきである。

★★★指摘56

施設所管課は、指定期日までに管理日報又は管理月報を提出しない場合には、指定管理者に対して法第244条の2第10項に基づき、指定期日を厳守するよう指示し、また、速やかに提出するよう指導すべきである。

(2) 事業報告書の記載事項

ア 条例、協定書及び仕様書の定め

岡山市立老人憩の家条例第1条の5において、指定管理者は、毎年度終了後速やかに、「①施設の管理業務の実施状況及び利用状況」、「②施設の管理に係る経費の収支状況」を記載した事業報告書を提出しなければならないとされている。また、協定書第8条第2項では、条例で定めるもののほか、「③情報開示の状況」及び「④自主事業の実施状況」に関する事項も記載することとされている。

イ しかしながら、指定管理者から提出されている事業報告書は、「①施設の管理業務の実施状

況及び利用状況」、「②施設の管理に係る経費の収支状況」に関する記載はあるが、「③情報開示の状況」及び「④自主事業の実施状況」に関する事項に関する記載がない。

岡山市立松尾園は目的外自主事業として自動販売機を設置しているにもかかわらず、事業報告書に記載がない。

なお、「③情報開示の状況」については、開示請求や開示の実績がなく、また、自主事業を実施していないのであれば、その旨を報告すべきである。

また、老人憩の家（岡山市松尾園を除く）については、後述のとおり、「②施設の管理に係る経費の収支状況」に関し、「施設の管理」とは無関係の支出が記載されている疑いがあるので、施設所管課において確認の上、無関係であることが判明した場合には、当該支出については「②施設の管理に係る経費の収支状況」からは削除させ、剰余金として計上させるべきである¹²⁷。

事業報告書は、指定管理者が行った管理業務の履行状況を確認する重要な資料であり、施設所管課は、指定管理者から提出された事業報告書の内容を精査し、記載漏れがある場合や、記載の正確性に疑いがある場合には、指定管理者に対して確認の上、上記条例及び協定書が定める事業報告書の記載事項を正確に報告するよう、指定管理者に対し指導すべきである。

★★意見263

施設所管課は、事業報告書の内容を精査し、記載漏れがある場合や記載の正確性に疑いがある場合には、指定管理者に対して確認の上、上記条例及び協定書が定める事業報告書の記載事項を正確に報告するよう、指定管理者に対し指導すべきである。

(3) 事業報告書の作成者（岡山市立松尾園を除く）

事業報告書は、あらためて述べるまでもなく、管理の委託者である岡山市に対して管理状況を適時に報告する目的で指定管理者が作成しなければならないものである。

しかしながら、施設所管課からのヒアリングによると、岡山市立松尾園を除く老人憩の家の指定管理者の中には、隣接している岡山市の施設に常駐する職員が事業報告書の作成を代行しており、指定管理者が自ら報告書を作成していない場合があるとのことであった。

事業報告書（管理業務の実施状況及び収支状況等）を作成して提出することは指定管理者としての基本的な業務であり、これを指定管理者自らが作成していないことは、断じて許されるものではなく、指定管理者としての資格を有しないとわざるを得ない。

かかる事態は、指定管理者制度の趣旨に著しく反するものであり、施設所管課は、該当する指定管理者に対し、法第244条の2第10項に基づき、自ら報告書を作成するよう指示されたい。

★★★指摘57

施設所管課は、事業報告書を自ら作成していない指定管理者に対し、法第244条の2第1

¹²⁷ 指定管理料の上限額の積算に際して施設所管課が作成した積算資料によれば、大部分の施設について繰越金が発生していないことになっているが、そもそも収支状況の記載の正確性について疑問がある。

0項に基づき、自ら報告書を作成するよう指示されたい。

2 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

- (1) 施設所管課からのヒアリングによると、実地調査は行われていないとのことであった。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

3 物品の照合

施設所管課からのヒアリングによると、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）の区別の確認や物品台帳との照合がなされていないとのことであった。備品（Ⅱ種）は、指定期間終了後に岡山市又は岡山市が指定する者に対して引き継がれるべき物品であり、所有権の帰属等に関するトラブルを防止するためにも、明確に区別して管理する必要がある。

総論でも述べたが、モニタリングの一環として、少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）それぞれの管理状況を確認し、必要に応じて台帳の更新をするべきである。

★★意見264

少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。

4 管理に必要な経費に係る支出内容（岡山市立松尾園を除く）

指定管理料は、施設の管理に必要な経費に充てさせるため指定管理者に対して支払われる公金であり、協定書第10条においても、指定管理料は「施設の管理に必要な経費」と規定されている。

老人憩の家について指定管理者の負担で実施すべき施設管理業務は、基本的に施設使用許可業務、保守管理業務及び清掃業務に限られており、施設管理経費としては、施設により区々ではあるものの、基本的には管理人等人件費、消耗品費、清掃費等のみが予定されているのであって、指定管理者から指定前に提出されている収支計画書において記載されている支出項目も、管理運営費、消耗品費（事務用品）、食糧費（お茶他）、光熱水費、通信運搬費、手数料（剪定等）、備品購入費に限られている。

施設の管理のために必要である支出については原則として指定管理者の広範な裁量により支出することが許されているものというべきであるが、そもそも老人憩の家については、前述のとおり指定管理料に関する精算方式を導入するべきであり、指定管理業務に関連する支出を差し引いた残金については、年度ごとに精算させるべきである。

しかしながら、指定管理者から提出された事業報告書によると、敬老会、慰労会、忘年会、グラウンドゴルフ、ボウリング、カラオケ大会、カラオケ用備品購入費等の支出が見られる。すなわち、「施設の管理に必要な経費」に充てるために支払われている指定管理料から、収支計画書にも記載されていない、施設の管理との関連性が疑われる多額の支出が行われていることになる。

仮に指定管理料の用途につき制限がないと解することを前提としても、本施設については精算方式の導入を検討すべきであること、仮に現在の指定期間中に導入ができなくとも次回更新時には導入を検討すべきであること、精算方式を導入しないとしても次回の指定管理料上限額の積算の際に考慮すべき事項であることからすれば、少なくとも施設所管課はモニタリングの一環とし

て支出内容と施設の管理との関連性を確認すべきである。

なお、管理業務と無関係の支出であることが判明した場合、前述のとおり、当該支出については少なくとも事業報告書における「管理に係る経費の収支状況」からは削除し、剰余金ないし繰越金として計上する必要がある。

★★意見265

収支計画書に記載されておらず、かつ、施設の管理との関連性が不明確な支出については、随時、施設所管課において指定管理者に対して支出内容を確認されたい。仮に管理業務と無関係の支出であることが判明した場合は、事業報告書の「管理に係る経費の収支状況」の記載からは削除するよう指定管理者に対して指導されたい。

5 利用者アンケート

管理業務仕様書において、「指定管理者は、岡山市が必要と認めたときは、管理物件に利用者からのアンケートを収集する箱を設置する等の方法により、利用者の意見を聴かなければならない。」とされているが、施設所管課からの質問票に対する回答によると、施設所管課は、本施設について利用者アンケートが実施されているか否かを把握していないとのことであった。

利用者アンケートの実施は、「岡山市が必要と認めたとき」に実施することとされていることから任意的であると解されるが、利用者アンケートは、匿名方式により出来る限り多数の施設利用者を対象にして実施することにより、「声なき声」にも耳を傾けるという点にも意義があり、指定管理者による管理状況を施設所管課が評価したり、公共サービスの向上を図ったりする上で最も基本的な作業というべきであるから、アンケートは随時実施すべきであり、施設所管課は実施されているかを把握し、アンケート結果の内容について確認し、多くの利用者の声に耳を傾けるべきである。

上記のとおり、利用者アンケートの実施は任意的であると解されることから、指摘ではなく意見にとどめることとした。

★★意見266

利用者アンケートは、随時実施されたい。

第7 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 協定書第17条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課からは、指定管理者において実際に上記の措置が講じられているか否かについて、十分な確認がなされていない状況である。

(2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 協定書第17条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課からは、指定管理者において上記の措置を講じているか否かについて十分な確認がなされていない状況である。

(2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第8 災害・非常時対応

協定書第16条第3項は、「非常時の対応についてのマニュアル等を整備し、従事する者に指導するとともに、これを岡山市に届け出なければならない。」と定めているが、マニュアル等の整備及びその届出がなされていない。

主として高齢者の利用が予定されている施設であり、非常時の対応が利用者の生命・身体の安全に関わるといえるから、指定管理者に対し、マニュアルを届出させ、施設所管課においても情報を共有しておくことが有用である。

★★意見267

指定管理者に対し、非常時の対応についてマニュアル等を整備させ、これを届け出させるべきである。

第9 施設管理の方式に関する提言（岡山市立松尾園を除く）

指定管理者の趣旨、目的は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図るところにあるが、公の施設に相応しい管理の公共性・適正性の確保は当然の前提となっている。そのため、指定管理者においては、事業計画書に沿った管理を安定して行うことが可能な人的能力・物的能力が求められることとなる。また、指定管理者制度においては、複数の申請者に事業計画書を提出させ、より優れた者を指定管理者として選定することで、マーケットメカニズムを働かせることで住民サービスの向上・経費の節減を図ることが本来的には予定されているところである。

このような指定管理者制度の趣旨・目的や、そこから導かれる制度運営上の留意点と、老人憩の家をその地域の団体に管理することを通じて高齢者の交流の場を設定する等の地元団体に期待されている活動は、もちろん重なるところもあるが、必ずしも一致するものではなく、老人憩の家について述べた問題点の多くは、これらの齟齬によって生じているものと考えられる。換言すれば、地方自治法によって、公の施設に求められる条件、あるいはその指定管理者に求められる能力や業務が、指定を受けている地元団体の持つ能力や、期待されている活動と必ずしも整合しておらず、かかる齟齬が問題の本質であると思われる。すなわち、老人憩の家の管理運営に関して顕在化している各種の問題は、個々の地元団体や施設所管課の問題というよりは、老人憩の家を公の施設として指定管理者制度を用いて管理することによって生じた歪みともいえるべきものである。

前述のとおり、岡山市においても、施設のあり方を検討中とのことではあるが、他市の状況も参考にしつつ、老人憩の家が持つ能力を最大限に発揮させるにはどのような管理手法が最適なのか、必ずしも指定管理者制度を利用した管理という現状維持がベストではないことをも踏まえつつ、今後の制度のあり方について、現場でコミュニティ活動を担っている地元団体とともに、所管課において議論を深められることを提言したい。

第9款 ふれあいプラザ

第1 施設の概要

1 岡山市浮田ふれあいプラザ

施設名	岡山市浮田ふれあいプラザ		施設数	1
所在地	岡山市東区沼 1193 番地3			
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課			
開設年月日	平成14年3月	建設費(千円)	不明	
根拠法令	岡山市ふれあいプラザ条例・同施行規則			
施設の設置目的	高齢者の心身の健康を増進し、生きがい活動を推進することにより、介護が必要な状態を予防し、又は改善すること。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	浮田ふれあいプラザ運営委員会	H27.4.1~R7.3.31 (10年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	244	244	244	
年間利用者数(人)	5,646	4,643	3,813	
使用料・利用料金の別	利用料金の内容			
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考				

2 岡山市古都ふれあいプラザ

施設名	岡山市古都ふれあいプラザ		施設数	1
所在地	岡山市東区宍甘 513 番地			
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課			
開設年月日	平成15年3月	建設費(千円)	不明	
根拠法令	岡山市ふれあいプラザ条例・同施行規則			
施設の設置目的	高齢者の心身の健康を増進し、生きがい活動を推進することにより、介護が必要な状態を予防し、又は改善すること。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	古都ふれあいプラザ運営委員会	H27.4.1~R7.3.31 (10年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	59	59	59	
年間利用者数(人)	1,044	1,027	951	
使用料・利用料金の別	利用料金の内容			
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考				

3 岡山市吉井川ふれあいプラザ

施設名	岡山市吉井川ふれあいプラザ		施設数	1
所在地	岡山市東区西大寺浜 338 番地			
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課			
開設年月日	平成 15 年 3 月	建設費 (千円)	不明	
根拠法令	岡山市ふれあいプラザ条例・同施行規則			
施設の設置目的	高齢者の心身の健康を増進し、生きがい活動を推進することにより、介護が必要な状態を予防し、又は改善すること。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募 (応募数)・非公募	
	吉井川ふれあいプラザ運営委員会	H27.4.1~R7.3.31 (10 年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料 (千円)	40	40	40	
年間利用者数 (人)	1,262	1,262	1,182	
使用料・利用料金の別		利用料金の内容		
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考				

4 岡山市植松老人ふれあいプラザ

施設名	岡山市植松老人ふれあいプラザ		施設数	1
所在地	岡山市南区植松 398 番地 2			
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課			
開設年月日	平成 15 年度	建設費 (千円)	不明	
根拠法令	岡山市ふれあいプラザ条例・同施行規則			
施設の設置目的	高齢者の心身の健康を増進し、生きがい活動を推進することにより、介護が必要な状態を予防し、又は改善すること。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募 (応募数)・非公募	
	植松老人ふれあいプラザ運営委員会	H27.4.1~R7.3.31 (10 年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料 (千円)	103	103	103	
年間利用者数 (人)	4,398	5,216	4,152	
使用料・利用料金の別		利用料金の内容		
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考				

5 岡山市西高崎ふれあいプラザ

施設名	岡山市西高崎ふれあいプラザ		施設数	1
所在地	岡山市南区西高崎45番地40			
担当課	保健福祉局 高齢者福祉課			
開設年月日	平成22年4月1日	建設費(千円)	不明	
根拠法令	岡山市ふれあいプラザ条例・同施行規則			
施設の設置目的	高齢者の心身の健康を増進し、生きがい活動を推進することにより、介護が必要な状態を予防し、又は改善すること。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	西高崎ふれあいプラザ運営委員会	H27.4.1~R7.3.31 (10年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	103	103	103	
年間利用者数(人)	1,950	2,192	1,420	
使用料・利用料金の別		利用料金の内容		
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考				

第2 指定管理業務及び自主事業の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、管理業務仕様書によると以下のとおりである。

- ① 管理運営、清掃及び保守点検に関する業務
- ② 使用の許可に係る事務に関する業務
- ③ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ④ 岡山市の備品の管理に関する業務
- ⑤ その他管理上市長が必要と認める業務

2 自主事業

自主事業は実施されていないが、公の施設の有効利用の観点から、施設の設置目的に合致する自主事業の計画が望まれる。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと
第3部(総論)・第3章・第1・2・(2) [32~35頁] 記載のとおり(指摘2、指摘3)。
- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと
第3部(総論)・第3章・第1・2・(3) [35~36頁] 記載のとおり(意見8)。

2 非公募理由

指定管理候補者の選定にあたっては、非公募により、地元の地域運営委員会が指定管理者となっている。

非公募の理由については、公の施設の点検票によると、当該施設は、利用が不規則で、職員や嘱託・臨時職員などを配置して直営で管理すると経費がかかりすぎるため、指定管理が妥当と判断した上で、「当該施設にかかる運営経費は、鍵の管理、予約の管理、清掃等の維持管理、光熱水費等の実費、修繕費程度の予定であり、施設・事業規模が小さいことから、施設利用者の多数を占めると予想される地元団体による指定管理者による管理が適切と考える。」とされ、岡山市管理規則第5条第1項第3号（公の施設の設置目的又は本市の政策目的を実現するために、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき。）に該当すると判断されたものである。

主たる利用者として地元住民が想定されているというふれあいプラザの施設の性質上、利用調整等の便宜から地元団体を指定管理候補者として選定することにつき、岡山市管理規則第5条第1項第3号の要件を充たすと判断したことは適正である。

3 選定時の審議内容

直近の指定管理候補者選定は平成25年11月に実施されている。現在の推進委員会の前身である「公の施設の管理等に関する検討委員会」において議論が行われたものと思われるが、会議録等は存在しないとのことであった。

総論でも述べたとおり、指定管理候補者の選定過程については、透明化することが不可欠であり、非公募方式による選定の場合はさらにその必要性が高い。

選定過程における審議内容を記載した会議録が存在しないことは不適切であり、市民に対する説明責任の観点からも問題である。現在は推進委員会において審議されており会議録が作成されることとなっているため、今後は同様の問題は発生しないとは思われるが、選定過程の透明化については、常に留意されたい。

★★意見268

選定過程の透明化については常に留意が必要であり、指定管理候補者の選定過程における議論状況については、会議録等において詳細に記載されたい。

4 指定管理料の上限額の積算

直近指定の際に施設所管課において実施されている指定管理料の上限額の積算に関する資料を確認したところ、従前の支出の内容について具体的に精査することなく、また、個別具体的な支出項目の積算も行うことなく、全ての施設について一律に従前とほぼ同様の算定を行っている。

従前の支出内容を精査しないまま、また、個別具体的な支出項目の積算を行うこともなく次期の指定管理料について漫然と従前と同程度の金額とする旨の算定を行っていることは不適切である。

★★★指摘58

指定管理料の上限額の設定に当たって、従前の支出内容を精査した上、個別具体的な支出項目の積算を実施されたい。

第4 協定

1 指定管理料の繰越金の取扱い

- (1) 指定管理料の支払については、前金払制を採用しているが、指定管理者は、指定管理料の剰余金を備品購入予備費、繰越金等の名目で繰り越しており、その額が高額となっている施設が多数見られる。

令和元年度の事業報告書によると、例えば、古都ふれあいプラザの収支状況をみると、指定管理料は約5万8000円に過ぎないが、繰越金は約140万円もの額となっていたり、西高崎ふれあいプラザの収支状況をみると、指定管理料は約10万円に過ぎないが、備品購入積立金は約23万円と指定管理料の2年以上の額となっていたりするなど、指定管理料を遥かに超える金額の繰越金や備品購入積立金を、地元的地縁団体が管理している状況である。

施設所管課からのヒアリングで多額の繰越金について指摘したが、明確な回答はなかった。なお、施設所管課は、指定管理料の積算にあたり、収支不足の場合には、利用料や前年度からの繰越金の取り崩し、町内会からの補助金等で補填するとの考えであるが、上記繰越金の額を見れば、あまりにも高額であり、これを地元的地縁団体に管理させることは適切ではない。

- (2) したがって、指定管理者に、当年度に経費として支出が予定されていない高額な繰越金を管理させるのは止めるべきであり、仮に必要やむを得ず積立金や繰越金の保有を認めるとしても、協定書や管理業務仕様書で上限額等を明確に定めるべきである。また、次項で述べるとおり、そもそも指定管理料については年度ごとの精算方式を採用すべきであったと考える。

★★意見269

指定管理者に、高額な金員を管理させるのは止めるべきであり、仮に積立金や繰越金を認めるとしても、協定書や管理業務仕様書で上限額等を明確に定めるべきである。

2 指定管理料の精算

上記のとおり、指定管理料の支払については、前金払制を採用しており、現指定管理者との間で指定管理料の精算は予定されていない。

指定管理料については、協定書第10条において「施設の管理に必要な経費」と定義されているが、指定管理者の負担で実施すべき施設管理業務は、基本的に施設使用許可業務、保守管理業務及び清掃業務に限られており、施設管理経費としては、施設により区々ではあるものの、基本的には消耗品費、光熱水費等のみが予定されているのであって、指定管理者の経営努力による管理経費の圧縮が期待されているとはいえない。

したがって、本施設の指定管理については、本来、指定管理料に剰余金（繰越金）が発生する場合には、年度ごとに精算する方式とすべきである。また、その際には、精算基準（経費支出の基準）についても明確化すべきである。

もっとも、精算方式は指定管理者との合意の下で協定により導入されるべきであり、現在の協定期間中において精算方式を導入する場合は指定管理者にとって不利益な変更となる可能性があるから、指定管理者との協議が必要である。

★★意見270

指定管理者の経営努力による経費の圧縮が期待されているとはいえない場合には、指定管理

料については年度ごとの精算方式とすることが望ましい。遅くとも次回更新までに検討されたい。

3 リスク分担

(1) 協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見271

包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見272

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見273

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

イ リスク分担表上は、軽微な損傷については指定管理者、重大な損傷については岡山市が負担するとされているが、軽微・重大を区別する基準については全く規定されておらず、基準としての意味を成していない。

管理業務仕様書には、「負担区分が明確でない修繕費…については、双方協議して負担区分を定める」と記載されており、リスク分担表の記載との関係が判然としない。

これでは、岡山市と指定管理者との施設修繕に関する負担について、何も決められていないのと同じであり、不適切である。指定管理者が管理している繰越金等との関係にも配慮しながら、指定管理者との間で一定の基準を定められたい。

★★意見274

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者との間で、軽微・重大を区別する一定の基準を定められたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見275

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

4 賠償責任保険

(1) 協定書第22条は、人身その他に対する損害保険は指定管理者において「必要に応じ契約する」と定めているが、賠償保険への加入義務を明確に記載しているわけではない。

(2) 第3部（総論）・第4章・第6・3～6 [63～65頁] 記載のとおり。

★★意見276

指定管理者が賠償責任保険に加入すべきか、加入するとしてどのような内容の保険に加入するかについては、まずは施設所管課において検討し、必要性があると判断された場合には、協定書及び管理業務仕様書において加入義務及び加入すべき損害保険の内容を明示すべきである。

5 物品管理

協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されており、備品（Ⅱ種）は、協定書第19条第1項において、管理業務仕様書に定めるものとされている。ところが、管理業務仕様書には備品に関する記載が全くなく、その区別が曖昧な状態となっている。

備品（Ⅱ種）の取扱いがあるのであれば、所有権の帰属等に関するトラブルを避けるため、協定書の規定に従って管理業務仕様書において明確に特定されたい。

また、本施設について備品（Ⅱ種）の存在を予定していないのであれば、これに関する協定書の記載は削除されるべきである。

★★意見277

管理業務仕様書において、備品（特にⅡ種及びⅢ種）に関する協定書の定めと整合する内容を記載し、備品の分類を明確にされたい。備品（Ⅱ種）の存在を予定していないのであれば、これに関する協定書の記載は削除するべきである。

6 利用料金

(1) ふれあいプラザの収支決算書をみると、以下の費目が収入に計上されている。

- ・冷暖房費利用料金（コインタイマー）（吉井川ふれあいプラザ）
- ・エアコン代（古都ふれあいプラザ）
- ・建物利用料（西高崎ふれあいプラザ）
- ・利用料金及び空調費（浮田ふれあいプラザ）

(2) 岡山市ふれあいプラザ条例第7条(利用料金)では、第1項で「施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者にその収入として収受させる。」と定め、第2項で「利用料金は、施設の運営に要する光熱水費等の額の範囲内で、市長の承認を得て、指定管理者が定める額とする。」とされている。

これらは施設の利用料金であると考えられるが、施設所管課からのヒアリングによると、これらの収入について十分に把握しておらず、利用料金として事前に市長の承認を得ていないと考えられる。

利用料金は、条例上、最終的には市長の承認を得て定める額とすることから、市長の承認がない以上、条例に反するといわざるを得ないので、速やかに条例が定める手続を履践されたい。

★★★指摘59

利用料金について事前に市長の承認を得るべく、速やかに条例が定める手続を履践されたい。

第5 施設の管理運営

岡山市ふれあいプラザ条例第3条(使用の許可)は、「ふれあいプラザを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。」と定め、同条例施行規則第2条(使用の許可)第1項は、「ふれあいプラザを使用しようとする者は、使用許可申請書(様式第1号の2)を市長に提出しなければならない。」と定め、第2項は、「市長は、使用を許可したときは、使用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。」と定めている。

かかる手続は、管理業務仕様書で指定管理者の管理業務と定められており、指定管理者は、上記条例の定める手続に従って使用許可を行う必要がある。

しかしながら、施設所管課からのヒアリングによると、ふれあいプラザの使用許可手続は、ふれあいプラザに設置してある利用予定表に使用しようとする者が記入することで使用させるなどしているとのことであり、条例に反する運用がなされている。

ふれあいプラザの使用許可手続については、条例が定める手続を履践すべきである。

★★★指摘60

ふれあいプラザの使用許可手続については、条例が定める手続を履践すべきである。

第6 モニタリング

1 事業報告書の提出状況

(1) 事業報告書の提出遅延

協定書第8条(事業報告書)は、指定管理者は、毎年度終了後30日以内に事業報告書(条例第2条の5)を岡山市に提出しなければならないと定めている。しかし、施設所管課からのヒアリングによると、指定期日までに提出されないことがあるとのことであった。

事業報告書は、指定管理者による管理が協定書及び管理業務仕様書に定められた各要求水準を満たしているか否かを確認するための重要な資料であり、指定期日を遵守することは指定管理者としては当然のことである。

したがって、施設所管課は、指定管理者が指定期日までに管理日報又は管理月報を提出しない場合には、指定期日を厳守するよう法第244条の2第10項に基づき、指定期日を厳守す

るよう指示し、また、指定管理者に対し、速やかに提出するよう指導すべきである。

★★★指摘6 1

施設所管課は、指定期日までに管理日報又は管理月報を提出しない場合には、指定管理者に対して法第244条の2第10項に基づき、指定期日を厳守するよう指示し、また、速やかに提出するよう指導すべきである。

(2) 事業報告書の記載事項

ア 条例及び協定書の定め

岡山市ふれあいプラザ条例第2条の5において、指定管理者は、毎年度終了後速やかに、「①施設の管理業務の実施状況及び利用状況」、「②利用料金の収入の実績」、「③施設の管理に係る経費の収支状況」、その他規則で定める事項として、同条例施行規則第1条の3において、「④利用料金の減免及び還付の状況」に関する事項を記載した事業報告書を提出しなければならないとされている。

また、協定書第8条第2項では、条例で定めるもののほか、「⑤情報開示の状況」及び「⑥自主事業の実施状況」に関する事項も記載することとされている。

イ この点、本施設（五つ）の事業報告書は、同一の様式の雛形を使用しており、上記①②③⑤⑥が記載されている。特に、⑤情報開示、⑥自主事業については、「該当なし」を報告しており、評価できる。ただし、④利用料金の減免及び還付の状況に関する事項については、前記の協定において述べたとおり、施設所管課も十分に把握していない事項であり、この点については、今後、条例が定める手続を履践した上で、事業報告書において記載する必要がある。

(3) 収支の内訳の確認

事業報告書の収支状況の内訳をみると、支出の内訳の中に、「交際費」（古都ふれあいプラザ）が計上されており、管理業務仕様書が定める業務内容とは無関係と思われる支出が計上されている。この点について、施設所管課からのヒアリングによると、これらの支出と施設の管理との関連性については把握していないとのことであった。

仮に指定管理料の用途につき制限がないと解することを前提としても、前記のとおり、本施設については精算方式の導入を検討すべきであること、仮に現在の指定期間中に導入ができなくとも次回更新時には導入を検討すべきであることからすれば、少なくとも施設所管課はモニタリングの一環として支出内容と施設の管理との関連性を確認すべきである。なお、管理業務と無関係の支出であることが判明した場合、当該支出については少なくとも事業報告書における「管理に係る経費の収支状況」からは削除し、剰余金ないし繰越金として計上する必要がある。

★★意見2 7 8

「交際費」といった指定管理業務との関連性が不明確な支出については、随時、施設所管課において指定管理者に対して支出内容を確認されたい。仮に管理業務と無関係の支出であることが判明した場合は、事業報告書の「管理に係る経費の収支状況」の記載からは削除するよう指定管理者に対して指導されたい。

2 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

- (1) 施設所管課からのヒアリングによると、実地調査は行われていないとのことであった。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

3 物品の照合

協定書第19条から第21条は、備品（I種）の管理、備品（II種、III種）の購入及び協定期間終了時の備品の取扱いについて定めているが、施設所管課からのヒアリングによると、備品（I種）、備品（II種）及び備品（III種）の区別の確認や物品台帳との照合がなされていないとのことであった。

したがって、少なくとも年に1回は、施設所管課が現地に赴き備品の管理状況を確認すべきである。

★★意見279

管理業務仕様書にI種、II種及びIII種のいずれの備品に関するものであるのか明確に記載すべきであるとともに、施設所管課は、少なくとも年に1回は、現地において備品の管理状況を確認すべきである。

4 利用者アンケート

管理業務仕様書において、「指定管理者は、岡山市が必要と認めたときは、管理物件に利用者からのアンケートを収集する箱を設置する等の方法により、利用者の意見を聴かなければならない。」とされているが、施設所管課からの質問票に対する回答によると、施設所管課は、本施設について利用者アンケートが実施されているか否かを把握していないとのことであった。

利用者アンケートの実施は、「岡山市が必要と認めたとき」に実施することとされていることから任意的であると解されるが、利用者アンケートは、指定管理者による管理状況を施設所管課が評価したり、公共サービスの向上を図ったりする上で最も基本的な作業というべきであるから、アンケートは随時実施すべきであり、施設所管課は実施されているかを把握し、アンケート結果の内容について確認し、多くの利用者の声に耳を傾けるべきである。

上記のとおり、利用者アンケートの実施は任意的であると解されることから、指摘ではなく意見にとどめることとした。

★★意見280

利用者アンケートは、随時実施されたい。

第7 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 協定書第18条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課からは、指定管理者において実際に上記の措置が講じられているか否かについて、十分な確認がなされていない状況である。

- (2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 協定書第18条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課からは、指定管理者において上記の措置を講じているか否かについて十分な確認がなされていない状況である。

- (2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第3節 障害福祉課

第1款 岡山市障害者体育センター

第1 施設の概要

施設名	岡山市障害者体育センター		施設数	1
所在地	岡山市北区二日市町 56 番地			
担当課	保健福祉局 障害福祉課			
開設年月日	昭和 56 年 10 月 10 日	建設費 (千円)	総額 165,670 (岡山市負担 61,297)	
根拠法令	岡山市障害者体育センター条例・同施行規則			
施設の設置目的	障害者の健康の増進、残存機能の回復を図り、福祉の向上に資するとともに相互交流と社会参加を促進する。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募 (応募数)・非公募	
	(株) 第一ビルサービス	H28.4.1~R3.3.31 (2 年)	公募 (2)	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料 (千円)	14,820	14,820	14,957	
年間利用者数 (人)	26,005	29,019	31,070	
使用料・利用料金の別	使用料	利用料金の内容		
自主事業の有無	有	自主事業の概要		障がい者スポーツ体験会 自動販売機の設置
備考				

第2 指定管理業務及び自主事業の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、管理業務仕様書によると以下のとおりである。

(1) 施設の使用許可及び使用料の徴収等に関する業務

- ① 施設の子約・受付
- ② 条例別表第1に掲げるアリーナ等及び器具の使用許可並びに使用料の徴収等
- ③ その他管理施設の使用許可

(2) 施設及び施設の維持管理に関する業務

- ① 管理運営に関する業務
 - ・施設の開錠、施錠管理
 - ・施設利用者への対応 (急病等の緊急対応を含む。)
 - ・電話対応、問合せ、要望、苦情、トラブル等の対応
 - ・防犯、防災及び防火の対応、安全の確保
 - ・施設 (駐車場を含む) の巡回、点検及び異常・緊急時の対応
 - ・利用者の安全管理及び秩序維持全般

- ・各種報告、調査
- ・ホームページの更新及び広報
- ・事故等への対応（第三者賠償保険）
- ・事故等に関する岡山市長への報告
- ② 施設の維持管理に関する業務
 - ・施設等の維持管理及び修繕
 - ・光熱水費等管理経費の支払いに関する業務
 - ・施設の目的外使用に伴う光熱水費の徴収に関する業務
 - ・施設設備の日常管理・保守点検
 - ・施設の清掃等管理業務
 - ・施設の警備業務
 - ・施設敷地内の植栽管理業務
- ③ その他施設の管理運営上必要な業務
- (3) スポーツ大会・講習会に関する業務
 - ① 親善スポーツ大会の開催
 - ② スポーツ講習会の開催

2 自主事業

目的内自主事業として障がい者スポーツ体験会が行われ、目的外自主事業として自動販売機の設置がなされている。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと
第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。
- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと
第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

2 直近選定時の公募状況

直近選定時の説明会及び現地見学会には3者が参加したが、最終的な応募者は2者であった。説明会への3者の参加及び2者の応募は全体の中では比較的多いといえるが、より多くの参加が期待される。したがって、最終的に応募を辞退した法人に対し、辞退の理由を確認するなどして、より多くの応募者数となるよう募集のあり方について検討されたい。

なお、この点については、総論で述べたとおり、選定手続に先立ち、民間事業者の意向を把握するため、ヒアリング等の調査（サウンディングとも呼ばれる。）を実施し、公募の条件が民間事業者にとってどのように映っているのかを把握した上で条件設定を行うことで、応募者を増加させる方策になる可能性があるといえることから、指定管理者の募集にあたり、サウンディング調査の活用を検討されたい。

★★意見281

応募辞退者に対し、その理由を確認し、また、サウンディング調査を活用するなどして、より多くの応募者数となるよう募集のあり方を検討されたい。

第4 協定

1 使用料徴収委託

(1) 使用料徴収委託契約の締結

ア 本施設については、現指定管理者に対して使用料徴収委託がなされているが、包括協定書第4条第3項において、「指定管理者は、前項の使用料を施設の利用者から徴収し、岡山市に納付しなければならない。」と定めているのみであって、使用料の徴収事務を委託する旨の明確な定めもなければ、別途、使用料徴収委託契約書も締結されていない。

イ 第3部（総論）・第4章・第5・2〔60～62頁〕記載のとおり（意見30）。

(2) 使用料徴収業務の位置付けが不適切であること

第3部（総論）・第4章・第5・3〔62頁〕記載のとおり（意見31）。

2 リスク分担

(1) 包括協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1)〔52～53頁〕記載のとおり。

★★意見282

包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4)〔55頁〕記載のとおり。

★★意見283

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 第3部（総論）・第4章・第4・3・(2)〔59～60頁〕記載のとおり。

★★意見284

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

イ リスク分担表では、軽微な損傷については指定管理者の負担、重大な損傷については岡山市の負担とされているが、軽微と重大を区別する基準が規定されておらず、リスク分担としての意味を成していない。指定管理者と協議し、一定の基準を策定されたい。

★★意見285

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、軽微・重大を区別する一定の基準を設けられたい。

(4) 修繕費の上限

リスク分担表において、「1年間で修繕料の合計額が50万円…を超える場合については協議するものとする。」とされており、修繕費について上限額の目安が設けられている点は評価できる。

もっとも、指定管理料の算出に当たって、指定管理者が負担すべき修繕費を年間50万円と見込んでいるのであれば、それを上回る修繕費の負担については、緊急やむを得ない場合でない限り、市の負担とすることが妥当であり、無条件に協議の余地を残すことは、指定管理者に対して不当な不利益を与えることにつながりかねない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべきリスクは可及的に明確化することが望ましく、できる限り協議条項は設けるべきではない。

★★意見286

年間50万円を超える修繕費の負担について、緊急やむを得ない場合でない限り市の負担とする等の内容に修正し、リスク分担をできる限り明確化されたい。

(5) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見287

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

3 物品管理

包括協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されているが、管理業務仕様書では必ずしもこれらの区別を明確に想定した記載になっておらず、備品の取扱いが不明確である。

特に、管理業務仕様書は、「管理業務の用に供するため必要な物品は、指定管理者において必要に応じ購入又は調達する」と定めているが、この記載が備品Ⅱ種（管理業務仕様書に定める指定管理者が準備すべき物品）を指すのか、備品Ⅲ種（指定管理者が必要に応じて購入又は調達した備品）を指すのか不明確であり、その区別が曖昧な状態となっているので、この点を明確にする必要がある。

★★意見288

備品（特にⅡ種及びⅢ種）に関する包括協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。

第5 モニタリング

1 施設所管課による管理状況のモニタリング

(1) 指定管理者のセルフモニタリングシートの提出

指定管理者は、独自にセルフモニタリングシートを作成している。これは管理業務仕様書が定める管理業務に関し、約200のチェック項目を定め、それらの一つ一つについて、実施状況の有無及び具体的取組状況の内容を確認し、もし実施できていない項目があった場合には是正計画（是正方法・完了予定日）を記載する様式となっている。

例えば、清掃業務、設備管理業務、警備業務、修繕業務の実施方法に関する項目、管理体制、人材育成、利用促進等への取組に関する項目、緊急時の対応・対策に関する項目、個人情報保護に関する取組に関する項目、地域振興・活性化等へ配慮に関する項目、その他、障害者雇用の積極的な取組に関する項目について、具体的な内容が定められている。

このようなセルフモニタリングシートを作成して岡山市へ提出する指定管理者は他に見受けられず、当該指定管理者の対応は高く評価できる。

(2) 実地調査

ア 施設所管課からのヒアリングによると、実地調査に関連して、例えば、指定管理者からの報告を受け、備品が経年劣化により使用不可となった状況を確認したり、商品の納入の際に訪問したりするなど、施設を訪問する機会はあるが、実地調査は行っていないとのことであった。

上記施設の訪問は、包括協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、モニタリングが求める実地調査とは言い難い。

イ 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

2 物品の照合

包括協定書第18条～第20条は、備品（Ⅰ種）の管理、備品（Ⅱ種、Ⅲ種）の購入及び協定期間終了時の備品の取扱いについて定めているが、施設所管課からのヒアリングによると、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）の区別の確認や物品台帳との照合は、指定管理開始時と更新時に確認しているとのことであった。

指定期間の更新に際して、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）の区別の確認や物品台帳との照合作業を行っていることは評価できるが、指定管理期間は短くても5年であり、そうすると、更新時の確認、照合作業は5年に1回ということになってしまう。したがって、少なくとも年に1回は、施設所管課が現地に赴き備品の管理状況を確認すべきである。

★★意見289

施設所管課は、少なくとも年に1回は、現地に赴き備品の管理状況を確認すべきである。

3 事業報告書の記載事項

包括協定書第8条第2項において、事業報告書の記載事項として、情報開示の状況に関する事項に関する事項の記載が求められているが、指定管理者から提出されている事業報告書には、情報開示の状況に関する記載がない。

包括協定書において事業報告書に記載すべき事項とされている以上、記載するよう指定管理者に求めるべきである（開示請求、開示実績がないのであれば、「ない」旨の記載をするべきである）。

★★意見290

事業報告書において、情報開示の状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。

4 労働法令遵守についてのモニタリングを実施すべきこと

- (1) 施設所管課からのヒアリングによると、労働法令の遵守状況については、事業計画書において「公正労働の確保」の項目を設けて労働条件についての配慮を確認しているとのことであり、この点は評価できるが、実際に事業計画書どおりの配慮が行われているかについては、確認が行われていないようである。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(2)及び(4) [81～83頁] 記載のとおり（意見46）。

第6 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 包括協定書第17条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

この点について、指定管理者は独自にセルフモニタリングシートを作成し、その中で「個人情報保護に関する取組」として30以上の項目を定めており、施設所管課は、その内容を確認することで、必要な措置の具体的な履行状況を確認している。

他の施設所管課のほとんどが、個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じているか否かについて十分な確認をしていない中で、当該指定管理者のセルフモニタリングシートを通じて必要な措置を講じているかを確認している点は評価することができる。

ただし、施設所管課の指定管理者に対するモニタリングとしては、指定管理者が提出するセルフモニタリングシートを確認するだけでなく、さらに、その内容について現地で個人情報保護の責任者の立会いの下、確認することで、より効果的なモニタリングが実現できる。

- (2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 包括協定書第17条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

この点について、指定管理者は独自にセルフモニタリングシートを作成し、その中で「個人情報保護に関する取組」として30以上の項目の中で情報開示請求に関する項目を定めており、施設所管課は、その内容を確認することで、必要な措置の具体的な履行状況を確認している。

他の施設所管課のほとんどが、管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じているか否かについて十分な確認をしていない中で、当該指定管理者のセルフモニタリングシートを通じて必要な措置を講じているかを確認している点は評価することができる。

ただし、施設所管課の指定管理者に対するモニタリングとしては、指定管理者が提出するセルフモニタリングシートを確認するだけでなく、さらに、その内容について現地で責任者の立会いの下、確認することで、より効果的なモニタリングが実現できるといえる。

- (2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第7 災害・非常時対応

包括協定書第16条第3項は、「非常時の対応についてのマニュアル等を整備し、従事する者に指導するとともに、これを岡山市に届け出なければならない。」と定めているが、指定管理者は緊急時対応マニュアルを作成し、岡山市へ届け出ている。

また、当該体育センターは指定避難場所に指定されているが、「災害時における避難場所の開設運営に関する協定書」も作成されている。

協定書において規定されているにもかかわらず、非常時の対応についてマニュアル等を整備しておらず、岡山市への届出もなされていない指定管理者が散見される中で、指定管理者は、包括協定書の定めを遵守しており高く評価できる。

第4節 保健管理課

第1款 障害者生活支援センター

第1 施設の概要

施設名	障害者生活支援センター（こら〜れ）		施設数	1
所在地	岡山市北区建部町福渡 834-2			
担当課	保健福祉局 保健管理課			
開設年月日	平成 13 年 10 月 1 日	建設費（千円）	県施設を無償譲渡	
根拠法令	障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 9 号 岡山市障害者生活支援センター条例・同施行規則			
施設の設置目的	障害者及び障害児（以下「障害者」という。）の相談に応じ、創作的活動の機会を提供するとともに地域交流活動等を行うことにより、障害者の日常生活又は社会生活に必要な支援の充実及び社会との交流の促進を図る			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	(特非) なでしこ会	H28.4.1~R3.3.31 (5年)	公募 (1)	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料（千円）	17,000	17,000	17,158	
年間利用者数（人）	2,782	2,698	2,606	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	風呂の使用	
自主事業の有無	有	自主事業の概要	①地域交流事業 ②障害保健福祉に関する啓発活動	
備考				

第2 指定管理業務及び自主事業の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、管理業務仕様書によると以下のとおりである。

- (1) 施設の使用許可に関する業務
 - ・施設の使用許可
 - ・条例別表に掲げる風呂の利用許可及び利用料の収納
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ① 管理運営に関する業務
 - ・施設の開錠、施錠管理
 - ・施設利用者への対応（急病等の緊急対応を含む）
 - ・電話対応、問合せ、要望、苦情、トラブル等の対応
 - ・防犯、防災及び防火の対応、安全の確保
 - ・施設（駐車場を含む）の巡回、点検及び異常・緊急時の対応
 - ・使用者の安全管理及び秩序維持全般

- ・各種報告、調査
 - ・広報誌の作成
 - ・事故等への対応（第三者賠償保険）
 - ・事故等に関する岡山市長への報告
 - ② 施設の維持管理に関する業務
 - ・施設等の維持管理及び修繕
 - ・公衆電話の使用料徴収に関する業務
 - ・光熱水費等管理経費の支払いに関する業務
 - ・施設設備の日常管理・保守点検
 - ・施設の清掃等管理業務
 - ・施設の警備業務
 - ・施設敷地内の植栽管理業務
 - ③ その他施設の管理運営上必要な業務
 - (3) 地域活動支援センター I 型の運営に関する業務
 - ① 地域活動支援センター I 型に関する業務
 - ・相談支援事業

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うこと。
 - ・基礎的事業

利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うこと。
 - ・機能強化事業

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行うこと。
 - ② 相談支援機能強化事業に関する業務

相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施すること。
- (4) 苦情、要望、トラブル等の対応に関する業務

2 自主事業

目的内自主事業として地域交流事業（夏のふれあいカフェ、第11回ふくわたり・ふれあい・ふくし祭り、たけべの事務力アップ講座）、障害保健福祉に関する啓発事業（なでしこだよりの発送、Facebook による情報発信）が行われた。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（**指摘2、指摘3**）。
- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（**意見8**）。

2 直近選定時の公募状況

(1) 募集期間

直近の指定管理者選定時における公募期間(募集要項配布から応募受付期間終了までの日数)は35日である(ヒアリングにおける回答)。

標準的な公募期間(30日)は上回っているが、本施設の管理運営において予定されている上記のような多岐に渡る管理業務について、新規参入者が事業計画を立案するには不十分な期間といわざるを得ない。

総論でも述べたとおり、公募期間については多数の候補者が応募しやすくするため、当該施設の実情に応じて、新規参入者が事業計画を立案し合理的な経営判断を行うために十分な期間を確保されたい。

★★意見291

公募期間については、当該施設の実情に応じて、新規参入者が事業計画を立案し合理的な経営判断を行うために十分な期間を確保されたい。

(2) 応募者数

直近選定時の説明会及び現地見学会は3法人が参加したが、最終的な応募者は、現指定管理者である1法人のみであった。

3法人の説明会及び現地見学会への参加は岡山市全体の中では比較的多い方ではあるが、総論において述べたとおり、指定管理者制度においては複数の候補者の応募があることが重要であり、応募者を増やす工夫が求められる。

したがって、最終的に応募を辞退した法人に対し、辞退の理由を確認するなどして、次回公募時に、より多くの応募者数となるよう募集のあり方について検討されたい。

なお、この点については、総論で述べたとおり、選定手続に先立ち、民間事業者の意向を把握するため、ヒアリング等の調査(サウンディングとも呼ばれる)を実施し、公募の条件が民間事業者にとってどのように映っているのかを把握した上で条件設定を行うことで、応募者を増加させる方策になる可能性があるといえることから、指定管理者の募集にあたり、サウンディング調査の活用を検討されたい。

★★意見292

応募者数を増やす取組、工夫について十分に検討し、次回公募時に、より多くの応募者数となるよう募集のあり方を検討されたい。

第4 協定

1 第三者委託

- (1) 基本協定書第5条第2項は、指定管理者は、「管理業務を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と定め、例外として、同条第3項で、「事前に書面による岡山市の承認を得た場合は、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。」と定めており、第三者に委託又は請け負わせることは例外と位置付けられている。
- (2) 指定管理者から提出された事業報告書の収支報告書では、「委託費」として消防点検の委託費

用が計上されており、消防点検業務を第三者に委託しているが、施設所管課からのヒアリングによると、かかる第三者委託について岡山市の事前承認はなされていないとのことであった。

基本協定書において第三者委託は原則として禁止されている以上、指定管理者が第三者委託を行っているか否かについては確認し、把握すべきであり、また、業務委託がなされているのであれば、基本協定書が定める事前承認手続を履践すべきである。

★★★指摘62

施設所管課は、指定管理者が第三者委託を行っているか否かについて確認すべきであり、本件においては、第三者委託の内容について精査した上で、基本協定書が定める岡山市の事前承認手続を履践すべきである。

2 物品管理

基本協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されているが、管理業務仕様書では必ずしもこれらの区別を明確に想定した記載になっておらず、備品の取扱いが不明確である。

特に、管理業務仕様書は、「管理業務の用に供するため必要な物品は、指定管理者において必要に応じ購入又は調達する」と定めているが、この記載が備品（Ⅱ種－管理業務仕様書に定める指定管理者が準備すべき物品）を指すのか、備品（Ⅲ種－指定管理者が必要に応じて購入又は調達した備品）を指すのか不明確であり、その区別が曖昧な状態となっているので、この点を明確にする必要がある。

また、管理業務仕様書には「指定管理者が指定管理料により物品を購入するときは、購入後の物品は岡山市の所有に属するものとする」と記載されており、この記載が備品（Ⅱ種）あるいは備品（Ⅲ種）を念頭に置いたものかは判然としないが、管理業務の対価である指定管理料で購入した物品が指定管理者ではなく岡山市の所有に属するとする法的根拠が明確でなく、所有権の帰属をめぐるトラブルの原因にもなり得る規定となっており、不適切である。また、仮に指定管理者が自ら購入した物品の所有権を岡山市に帰属させるのであれば、寄付受領等の適正な手続を履践されたい。

★★意見293

備品（特にⅡ種及びⅢ種）に関する基本協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。

★★意見294

指定管理料で購入した物品が指定管理者ではなく岡山市の所有に属するとする法的根拠を明確にされたい。また、寄付受領等の適正な手続を履践されたい。

3 リスク分担

(1) 基本協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見295

基本協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見296

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見297

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

イ 管理物件の損傷に対する修繕責任については、1件につき30万円未満の修繕については指定管理者の負担とし、30万円以上の修繕については岡山市の負担とされているが、指定管理者が負担すべき修繕費の上限が制限されておらず、指定管理者が負うべきリスクの範囲が明確でない。また、「1件」の範囲についても明確ではない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべき修繕責任の範囲については、できる限り明確にされたい。

★★意見298

管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見299

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

第5 自主事業

指定管理者は、目的内自主事業として、地域交流事業を行っており、その中で、「たけべの事務力アップ講座」を実施している。この内容を見ると、「住民主体の地域活動が円滑に実施できるよう事務担当者に対し支援を行う」とされており、施設所管課からのヒアリングによると、地域の高齢者の方々を対象としたパソコン教室とのことであった。

岡山市障害者生活支援センターの設置目的は、障害者及び障害児の相談に応じ、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに地域交流活動等を行うことにより、障害者及び障害児の日常生活又は社会生活に必要な支援の充実及び社会との交流の促進を図ることにあるが、自主事業計画書によると、上記自主事業は、現指定管理者の定款が定める「まちづくりの推進を図る活動」として、町内会等の地域活動の事務担当者をサポートする目的でなされており、必ずしも障害者及び障害児の日常生活又は社会生活に必要な支援の充実及び社会との交流の促進を図ることを目的としているとはいえないので、目的内自主事業ではなく目的外自主事業として整理するのが適切である。なお、目的外自主事業について施設を利用する場合には行政財産の目的外使用許可等の手続が必要であるが、施設所管課の説明によると、当該自主事業は近隣の公民館等を活用し、当該施設を使用していないことから当該手続は不要とのことであった。

★★意見300

施設設置目的に照らして目的の範囲内とは認めがたい自主事業については、目的外自主事業として整理すべきである。

第6 モニタリング

1 事業報告書の記載事項

(1) 条例、基本協定書及び仕様書の定めに従った記載事項

岡山市障害者生活支援センター条例第5条により、指定管理者は、毎年度終了後速やかに、「①センターの管理業務の実施状況及び使用状況」、「②センターの利用料金の収入の実績」、「③センターの管理に係る経費の収支状況」、その他規則で定める事項として、同条例施行規則第3条第1項で「④自主事業に係る収支状況」、「⑤利用料金の還付の状況」を記載した事業報告書を提出しなければならないとされている。

さらに、基本協定書第8条第2項により、「⑥情報開示の状況」、「⑦自主事業の実施状況」についても事業報告書に記載しなければならないとされている。

加えて、管理業務仕様書「10 定期報告に関する事項」では、「⑧施設の劣化状況」も記載しなければならないこととされている。

指定管理者が作成し提出された事業報告書につき、上記①～⑦の記載事項について確認すると、「⑤利用料金の還付の状況」の記載はないが、その他の事項については項目立てをして記載されており、評価できる。

さらに、「⑧施設の劣化状況」に関しては、例えば、自動ドア（外側）の開閉異常の発生について、部品の経年劣化が原因でその取替工事費用が30万円を超過したため、リスク分担表に従い、岡山市の負担で工事を実施し改善したことが報告されている。他の事業報告書では見受けられない事項であるが、年度報告書に記載することで、施設の劣化状況の認識を共有することができ、参考になると思われる。

★★★指摘6 3

事業報告書に「利用料金の還付の状況」を記載するよう改善指導されたい。

(2) 自主事業に係る収支の記載

指定管理者から提出されている事業報告書の「自主事業に係る収支」の「その他の収入」項目として、コピー使用料が計上されている。

この点について、施設所管課に確認したところ、指定管理者が運営する作業所（指定管理の対象施設とは別）に設置しているコピー機を外部の者が使用する際に徴収しているコピー使用料を計上しているとのことであった。

すなわち、管理業務とも自主事業とも全く関係のない収入を、事業報告書の自主事業に係る収支に計上しており、岡山市障害者生活支援センター条例第5条、基本協定書及び管理業務仕様書において定められた事業報告書の記載事項に反する余事記載であるから、速やかに修正する必要がある。また、後記のとおり、施設所管課としても、事業報告書の内容を十分に点検できておらず、モニタリングの点からも問題であるといわざるを得ず、施設所管課は事業報告書の記載内容が施設設置条例、基本協定書及び管理業務仕様書の定めに従って過不足なく記載されているかどうか、精査すべきである。

★★★指摘6 4

自主事業とは全く関係のない収入が自主事業に係る収支に計上されていることは、施設設置条例、基本協定書及び管理業務仕様書に反するものであり、速やかに改善指導すべきである。

2 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

- (1) 施設所管課からのヒアリングによると、実地調査は行っていないとのことであった。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見4 6）。

3 利用者アンケート

管理業務仕様書「1 2 利用者アンケートに関する事項」は利用者アンケートの実施要領を定めており、指定管理者は、利用者アンケートを実施しているが、施設所管課からのヒアリングによると、指定管理開始以降、現在までアンケートの提出がなかったため、アンケート結果の確認や検討を行ったことがないとのことであった。さらに、アンケートの提出がない理由について尋ねたところ、当該施設の前身が家族会であるため顔見知りであるため不満が出てこないこと、トラブルがあっても誠実に対応するスタッフがいることもあって、利用者が満足しているからと理解しているとのことであった。

しかし、利用者アンケートは、匿名方式により出来る限り多数の施設利用者を対象にして実施することにより、「声なき声」にも耳を傾けるという点にも意義があり、指定管理者による管理状況を施設所管課が評価する上で最も基本的な作業というべきである。そして、アンケートの提出がないからといって、管理運営に関し要望が無いとは言えないのであり、利用者やその家族に対し、施設利用時に直接アンケート用紙を配布して回答を求めたり、また、自主事業の場においてアンケート用紙を配布したりするなど、施設所管課は、アンケートの実施に対して回答を得られるよう指定管理者とともに検討すべきである。

★★意見301

施設所管課は、アンケートの実施に対して回答を得られるよう指定管理者とともに検討すべきである。

4 物品の照合

基本協定書第19条から第21条は、備品（Ⅰ種）の管理、備品（Ⅱ種、Ⅲ種）の購入及び協定期間終了時の備品の取扱いについて定めているが、施設所管課からのヒアリングによると、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）の区別の確認や物品台帳との照合は、指定管理開始時と更新時に確認しているとのことであった。

備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）の区別の確認や物品台帳との照合作業を行っていることは評価できるが、指定管理期間は短くとも5年であり、そうすると、更新時の確認、照合作業は5年に1回ということになってしまう。したがって、少なくとも年に1回は、施設所管課が現地に赴き備品の管理状況を確認すべきである。

★★意見302

施設所管課は、少なくとも年に1回は、現地に赴き備品の管理状況を確認すべきである。

第7 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 基本協定書第18条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課からのヒアリングによると、電子データの取扱いに関するマニュアルの存在は口頭で確認しているとのことであるが、実際にマニュアルを確認したわけではなく、指定管理者において実際に上記の措置が講じられているか否かについて、十分な確認がなされていない状況である。

(2) 第3部（総論）・第8章・第3・3〔94頁〕記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 基本協定書第18条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課からは、指定管理者において上記の措置を講じているか否かについて十分な確認がなされていない状況である。

(2) 第3部（総論）・第9章・第3・3〔97頁〕記載のとおり（意見56）。

第8 災害・非常時対応

基本協定書第17条第3項は、「非常時の対応についてのマニュアル等を整備し、従事する者に指導するとともに、これを岡山市に届け出なければならない。」と定めているが、マニュアル等の整備及びその届出がなされていない。

★★★指摘65

指定管理者に対し、非常時の対応についてマニュアル等を整備させ、これを届け出させるべきである。

第2款 岡山市御津保健福祉ステーション

第1 施設の概要

施設名	岡山市御津保健福祉ステーション		施設数	1
所在地	岡山市北区御津金川 449 番地			
担当課	保健福祉局 保健管理課			
開設年月日	平成 24 年 4 月 1 日	建設費 (千円)	126,327	
根拠法令	岡山市御津保健福祉ステーション条例・同施行規則			
施設の設置目的	地域に密着した保健、福祉及び医療サービスの連携と調整を図ることにより、これらのサービスを総合的に提供し、もって地域住民が安心して快適な生活を送ることができ、地域づくりを実現する			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募 (応募数)・非公募	
	(公財) 岡山市ふれあい 公社	H29.4.1~R4.3.31 (5 年)	公募 (1)	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料 (千円)	2,200	2,200	2,200	
年間利用者数 (人)	5,807	6,115	6,187	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	施設利用料	
自主事業の有無	有	自主事業の概要	①訪問介護事業 ②居宅介護支援事業	
備考				

第2 指定管理業務及び自主事業の概要

1 指定管理者が行う業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、管理業務仕様書によると以下のとおりである。

- ① 高齢者の健康相談、保健指導及び機能訓練に関する業務
- ② 保健、福祉及び医療の連携に関する業務
- ③ その他保健及び福祉の増進のために必要な事業に関する業務
- ④ 施設及び設備の管理運営に関する業務
- ⑤ 苦情、要望、トラブル等の対応に関する業務

2 自主事業

指定管理者は、目的内自主事業として、①訪問介護事業、②居宅介護支援事業を実施している。なお、これらの事業は、管理業務仕様書において、岡山市が指定管理者に対し実施することを求めている事業である。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと
第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。
- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと
第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

2 直近選定時の公募状況

(1) 応募者数

直近選定時の説明会及び現地見学会の参加者数は不明であるが、最終的な応募者は、現指定管理者である1法人のみであった。

総論において述べたとおり、指定管理者制度においては複数の候補者の応募があることが重要であり、応募者を増やす工夫が求められる。

したがって、次回公募時に、より多くの応募者数となるよう募集のあり方について検討されたい。

★★意見303

応募者数を増やす取組、工夫について十分に検討し、次回公募時に、より多くの応募者数となるよう募集のあり方を検討されたい。

(2) 募集要項の記載内容

募集要項には、直近3年間の通所介護事業利用者の延べ人数についての記載はあるものの、管理業務の収支等の事業の現状に関する情報が全く記載されていない。

このような内容だけでは、新規参入を検討する民間事業者が、適切にリスクを計算し、合理的な経営判断の下で事業計画を立案することは困難といわざるを得ず、結果として、従前の指定管理者が有利な立場に立つこととなり、公正な競争環境を阻害する。

募集要項においては、直近数年間の事業収支及びその内訳等、新規参入者が適切にリスクを計算し、合理的な経営判断の下で充実した事業計画を立案するために必要な情報を記載されたい。

★★意見304

募集要項には、新規参入者が適切にリスクを計算し、充実した事業計画を立案するために必要な情報を記載されたい。

(3) 募集期間

直近の指定管理者選定時における公募期間(募集要項配布から応募受付期間終了までの日数)は34日である(ヒアリング時の回答による)。

標準的な公募期間(30日)は上回っているが、本施設の管理運営に係る事業計画に当たっては、通所介護事業や保険・福祉・医療の連携など、専門性が高く複雑な検討を要することが容易に想像され、新規参入者が充実した事業計画を立案するために必要な期間として不十分といわざるを得ない。

総論でも述べたとおり、公募の実施に当たっては、多数の候補者が応募しやすい環境を整備することが必要であり、公募期間については新規参入者にとって十分な検討が可能となるような期間を確保すべきである。

★★意見305

多数の新規参入者が応募しやすい環境を整備するため、公募期間は新規参入者にとって十分な検討が可能となるような期間を確保すべきである。

第4 協定

1 第三者委託

管理業務の一部委託（請負）承認書によると、①機械設備業務（夜間・休日等の施設機械警備）、②清掃業務（定期・床面清掃及びワックスがけ、高所窓清掃）、③清掃業務（通常・日常の館内清掃）、④建物維持管理（施設・設備等の点検）について岡山市は承認している。

これによると、指定管理料220万円のうち、約200万円を業務委託費として支出していることになる。

総論でも述べたとおり、確かに、第三者委託の委託料は管理業務の対価である指定管理料の中から支出されるものであるから、指定管理者に契約の決定についてある程度の裁量があってもよいと思われるが、指定管理料の財源が公金であり、指定管理者が再委託先に支払った委託料の実績が後の指定管理料の算定にも影響する可能性があることからすれば、指定管理者の判断に完全に委ねることは適当ではない。

したがって、事前承認の前提として、指定管理者に対して実質的な相見積もりを要求したり、岡山市においても自主的に参考見積もりを取得するなどして、第三者委託料ができる限り適正な契約となるように努めるべきである。

2 物品管理

基本協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されているが、管理業務仕様書では必ずしもこれらの区別を明確に想定した記載になっておらず、備品の取扱いが不明確である。

特に、管理業務仕様書は、「管理業務の用に供するため必要な物品は、指定管理者において必要に応じ購入又は調達する」と定めているが、この記載が備品（Ⅱ種－管理業務仕様書に定める指定管理者が準備すべき物品）を指すのか、備品（Ⅲ種－指定管理者が必要に応じて購入又は調達した備品）を指すのか不明確であり、その区別が曖昧な状態となっているので、この点を明確にする必要がある。

また、管理業務仕様書には「指定管理者が準備すべき物品に関する指定期間終了時の取扱いについては、岡山市との協議により決定する」と記載されているが、基本協定書第21条第1号は、備品（Ⅰ種）及び備品（Ⅱ種）については、岡山市又は岡山市が指定する者に対して引き継がなければならない旨を規定し、同条第2号は、備品（Ⅲ種）については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去する旨を規定しており、管理業務仕様書と基本協定書の内容に齟齬が生じている。

基本協定書と管理業務仕様書の内容は、整合するよう十分に検討した上で作成されたい。

★★意見306

備品(特にⅡ種及びⅢ種)に関する基本協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にし、両者に齟齬が生じないように十分に検討した上で作成されたい。

3 リスク分担

(1) 基本協定書とリスク分担表の関係

第3部(総論)・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見307

基本協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部(総論)・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見308

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 第3部(総論)・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見309

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

イ 管理物件の損傷に対する修繕責任について、1件につき100万円以下の修繕については指定管理者の負担とし、100万円を超える修繕については岡山市の負担とされているが、指定管理者が負担すべき修繕費の上限が制限されておらず、指定管理者が負うべきリスクの範囲が明確でない。また、「1件」の範囲についても明確ではない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべき修繕責任の範囲については、できる限り明確にされたい。

★★意見310

管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見311

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

第5 モニタリング

1 事業報告書の記載事項

(1) 条例、基本協定書及び仕様書の定め

岡山市御津保健福祉ステーション条例第6条により、指定管理者は、毎年度終了後速やかに、「①管理業務の実施状況及び使用状況」、「②利用料金の収入の実績」、「③管理に係る経費の収支状況」、その他規則で定める事項として、同条例施行規則第3条第1項で「④利用料金の減免及び還付の状況」、「⑤自主事業に係る収支状況」を記載した事業報告書を提出しなければならないとされている。

さらに、基本協定書第8条第2項により、「⑥情報開示の状況」、「⑦自主事業の実施状況」についても事業報告書に記載しなければならないとされている。

加えて、管理業務仕様書「10 定期報告に関する事項」では、「⑧施設の劣化状況」も記載しなければならないこととされている。

指定管理者が作成し提出する事業報告書は、上記①～⑦の記載事項のうち、後述するとおり、「⑥情報開示の状況」の記載がない点は改善されるべきであるが、その他の事項については項目立てをして記載されており、評価できる。

(2) 情報開示の状況に関する記載

上記のとおり、事業報告書において、「⑥情報開示の状況」に関する記載がない。なお、ここでいう「情報開示の状況」は、基本協定書第18条第3項に規定される情報公開に関するものをいう。

前述のとおり、基本協定書において事業報告書に記載すべきとされている以上、記載するよう指定管理者に求めるべきである（開示請求、開示実績がないのであれば、ない旨の記載をするべきである。）。

★★意見312

事業報告書において、情報開示の状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。

2 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

(1) 施設所管課からのヒアリングによると、実地調査は行っていないとのことであった。

(2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

3 利用者アンケート

管理業務仕様書「12 利用者アンケートに関する事項」は利用者アンケートの実施要領を定めており、指定管理者は、利用者アンケートを実施しているが、施設所管課からのヒアリングに

よると、指定管理開始以降、現在までアンケートの提出がなかったことから、アンケート結果の確認や検討を行ったことがないとのことであった。アンケートの提出がない理由は、利用者が満足しているため要望がないものと理解しているとのことであった。

しかし、利用者アンケートは、匿名方式により出来る限り多数の施設利用者を対象にして実施することにより、「声なき声」にも耳を傾けるという点にも意義があり、指定管理者による管理状況を施設所管課が評価する上で最も基本的な作業というべきである。そして、アンケートの提出がないからといって、管理運営に関し要望が無いとは言えないのであり、利用者やその家族に対し、施設利用時に直接アンケート用紙を配布して回答を求めたり、また、自主事業の場においてアンケート用紙を配布したりするなど、施設所管課は、アンケートの実施に対して回答を得られるよう指定管理者とともに検討すべきである。

★★意見313

施設所管課は、アンケートの実施に対して回答を得られるよう指定管理者とともに検討すべきである。

第6 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 基本協定書第18条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課からのヒアリングによると、指定管理者への口頭での聞き取りにより確認しているとのことであり、現地での確認がなされているわけではなく、指定管理者において実際に上記の措置が講じられているか否かについて、十分な確認がなされていない状況である。

(2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 基本協定書第18条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課からのヒアリングによると、指定管理者への口頭での聞き取りにより確認しているとのことであり、現地での確認がなされているわけではなく、指定管理者において上記の措置を講じているか否かについて十分な確認がなされていない状況である。

(2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第7 災害・非常時対応

基本協定書第17条第3項は、「非常時の対応についてのマニュアル等を整備し、従事する者に指導するとともに、これを岡山市に届け出なければならない。」と定めているが、マニュアル等の整備及びその届出がなされていない。

★★★指摘66

指定管理者に対し、非常時の対応についてマニュアル等を整備させ、これを届け出させるべきである。

第5節 医療政策推進課

第1款 岡山市休日夜間急患診療所

第1 施設の概要

施設名	岡山市休日夜間急患診療所		施設数	1
所在地	岡山市北区東中央町3-14（旧市民病院別館1階）			
担当課	保健福祉局 医療政策推進課			
開設年月日	平成4年8月1日	建設費（千円）	64,351	
根拠法令	岡山市休日夜間急患診療所条例・同施行規則			
施設の設置目的	休日及び夜間における急病患者に対し、応急の医療を行うため。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	（一社）岡山市医師会	H28.4.1~R8.3.31 (10年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料（千円）	84,023	81,177	95,864	
年間利用者数（人）	10,149	8,905	9,742	
使用料・利用料金の別	使用料	利用料金の内容		
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考				

第2 指定管理業務及び自主事業の概要

1 指定管理者が行う業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、管理業務仕様書によると以下のとおりである。

- ① 診療所における診療及び調剤業務に関すること
- ② 診療所の医療品の調達、保管及び備品の維持管理に関すること
- ③ 診療所の使用料又は手数料の徴収に関すること¹²⁸
- ④ その他目的を達成するために必要な事項に関すること

2 自主事業

行っていない。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。

- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

¹²⁸ 使用料等の徴収を指定管理業務として位置付けることの問題については後述。

2 非公募理由

現指定管理者である一般社団法人岡山市医師会は、非公募方式により指定管理候補者として選定されている。

非公募による選定の理由は、公の施設の点検票によると、「365日の医師の確保は、多くの会員を抱える岡山市医師会以外に対応できる団体がない」ため、岡山市管理規則第5条第1項第3号（公の施設の設置目的又は本市の政策目的を実現するために、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき。）に該当するものと判断されている。

当該施設は、休日及び夜間における急病患者に対し、応急の医療を行うための施設であり、急病患者への対応には医師の確保が重要であるから、現状においては岡山市医師会以外に対応できる団体が地域に存在しない以上、この判断は現状においてはやむを得ないものといえる。

もっとも、当該施設の管理運営に対応できる団体が地域に一つしかないという状況は、指定管理者制度の趣旨からして決して健全な状況ではなく、長期的な視野を持って改善していく必要がある。休日及び夜間における応急医療を担うという施設の公益性に鑑み、上記の状況に甘んじることなく、よりよい公共サービスの提供のために、どのような枠組みで本施設の管理運営を行っていくべきかという観点から、必要な施策を検討されたい。

3 マネジメント推進委員会での審議

現指定管理者は、平成28年1月13日保健福祉局公共施設等マネジメント推進委員会において指定管理候補者として選定されている。

指定管理者として指定されるための条例上の要件は、①その事業計画による診療所の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること、②その事業計画の内容が診療所の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、③その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること、④その他市長が必要と認める事項（岡山市休日夜間急患診療所条例第4条の3第2項）となっている。

上記マネジメント推進委員会会議録においては、患者数の推移に関する質疑がなされていることを確認できるが、「委員意見等」欄の記載は、「一般社団法人岡山市医師会を指定管理候補者とするに異論はない。」「非公募の指定管理で10年間とすることに異論はない。」との記載のみで、「結論」欄には「指定管理（非公募）の方針で了承。」と記載されている。会議時間も僅か20分であり、その大部分は施設所管課からの説明に費やされているものと考えられることからすると、現指定管理者の事業計画等について実質的にチェックがなされている様子うかがわれない。なお、施設所管課からのヒアリングによると、上記推進委員会において、現指定管理者が次期指定管理者として最適であること、指定期間は現指定期間と同様の10年が最適であること等の説明を行ったとのことであったが、この点についても会議録には記載されていない。

また、申請者からの事業計画等に関するヒアリングも実施されておらず、申請者の指定管理候補者としての適格性については、十分に議論されたとはいえない。候補者が他にないという事情は理解できるが、当該候補者が指定管理候補者としての適格性を有するか否かは別問題であり、あらためて十分に審議される必要がある。本施設の公益性に鑑み、岡山市の施設運営方針とも関連して議論を深めることが望まれる。

★★意見314

特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、申請者から事

業計画等に関するヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性についてあらためて実質的な審議を行うべきである。

4 指定管理料上限額の積算

直近の選定時における指定管理料上限額の積算状況について、関係資料によって確認したところ、候補者からは実際の支出実績に即した収支計画が提出されているが、施設所管課において、独自に適正な指定管理料上限額の積算を行った形跡がない。すなわち、候補者から提出された収支計画の内容のまま予算要求が行われており、選定時において候補者から提出された計画案を精査していないものと思われる。なお、施設所管課からは、医師、看護師、薬剤師及び事務員の報酬につき他の自治体との比較を行った際の資料が提出されたが、当該資料は平成30年10月ころに作成されたものとのことであり、直近の選定時（平成27年度）において候補者から提出された計画案を精査したものとは認められない。

このように本施設では、指定管理候補者の選定時、施設所管課において収支計画案の精査が行われておらず不適切である。また、施設所管課における指定管理料上限額の積算においては、総論において述べたとおり、手続の公正性、透明性、経済性の観点から、過去の実績を所与の前提として検討するのではなく、統一的な考え方に基ついで積算された金額について、過去の実績も踏まえ、本施設の個別的な事情に応じて修正することが望ましい。なお、統一的な考え方がなくとも、一般的な市場価格等を参考に候補者から提出された計画案を精査すべきである。

★★★指摘67

指定管理候補者の選定時において、候補者から提出された収支計画案を精査すべきである。

第4 協定

1 指定期間

現指定管理者の指定期間は10年とされている。

指定期間については、「指定期間を長期に設定すると、指定管理者見直しの機会が減り、提供されるサービス水準の低迷や不正の温床となる」、「管理運営の効率の低下などが生じる恐れがある」（三菱総研・73頁）との指摘もなされており、一定期間ごとに指定管理者に対する評価を行って公正な競争環境を確保する必要があることや、他方で指定管理者の負担とされる備品の減価償却期間等も考慮して、全国的に5年程度を標準とする例が多く、5年を超える長期の指定期間が設定されるには、指定管理者に対して一定の投資を求めるような場合において、投下資本回収の機会が与えられる必要がある等の特別の理由が求められる。

岡山市マニュアル・23頁においても、「岡山市における指定期間5年を標準とします。」とされている。

しかしながら、本施設については、投下資本の回収機会を与える必要等の5年を超える長期の指定期間を設定すべき必要性はうかがわれず、指定管理候補者選定の段階である前記マネジメント推進委員会会議録においては、「委員意見等」欄に「非公募の指定管理で10年間とすることに異論はない。」との記載がなされているのみであり、指定期間を10年とすることにつき異論なく了承されており、この点についての十分な説明ないし議論が行われた形跡はない。

施設所管課からのヒアリングによれば、「現指定管理者が出務医師をはじめ運営スタッフの確保

に柔軟かつ適切に対応出来る唯一の団体であることから次期指定管理者について最適であり、民間参入の可能性は無く、今後の岡山市の救急医療体制の継続的な維持による市民サービス提供の観点から、指定期間は、現指定期間と同様の10年が最適である。」といった趣旨の説明を行った上で異論なく承認されたとのことであった。

会議録にそのような記載がされていないことはひとまず措くとしても、少なくとも標準指定期間である5年を超える指定期間を承認するのであれば、その必要性を十分に検証した上で経緯について会議録に記載すべきである。ただし、指定管理者による管理状況を定期的に見直すという指定期間の趣旨に照らし、上記の説明のみでは、本施設につき指定期間が10年でなければならない特別の事情があったとまではいえず、標準どおり指定期間を5年に設定すべきであったと考える。

★★意見315

長期間の指定期間を設定すべき特段の必要性が認められない場合は、指定期間を原則どおり5年に設定されたい。

2 使用料徴収委託

(1) 使用料徴収委託契約書を別途締結すべきこと

ア 本施設については、現指定管理者に対して使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）に係る徴収委託がなされているが、基本協定書第4条第2項において、「乙は、地方自治法第243条及び地方自治法施行令第158条第1項の規定により、診療所において診療を受ける者からは使用料を、診断書及び証明書の交付を受ける者からは手数料を徴収し、甲に納入する。」とされ、管理業務仕様書第9項で徴収事務について記載されているのみであり、別途、使用料等徴収委託契約書は締結されていない。

イ 第3部（総論）・第4章・第5・2〔60～62頁〕記載のとおり（意見30）。

(2) 使用料徴収業務の位置付けが不適切であること

第3部（総論）・第4章・第5・3〔62頁〕記載のとおり（意見31）。

3 リスク分担

(1) 基本協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1)〔52～53頁〕記載のとおり。

★★意見316

基本協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第三者に生じた損害の賠償責任については、「指定管理者の自主事業によるもの」、「管理業務の範囲内で指定管理者の故意又は過失によるもの」は指定管理者の負担、「管理業務の範囲内で岡山市の故意又は過失によるもの」、「管理物件の瑕疵により生じたもの」は岡山市の負担とされ、これら以外の原因によるものについては、協議により負担を定めることとされている。

これらのリスク分担の内、「指定管理者の自主事業によるもの」、「管理業務の範囲内で指定管理者の故意又は過失によるもの」を指定管理者の負担とし、「管理業務の範囲内で岡山市の故意

又は過失によるもの」、「管理物件の瑕疵により生じたもの」を岡山市の負担としていることは適切である。

しかし、これら以外の原因によるものについて、一律に「協議」とされている点は不適切である。

例えば、管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合が想定されていないが、本来「不可抗力」による損害として想定すべきなのはこのような場合であり、このような場合を想定したリスク分担を明確にすることにリスク分担表の意義があるが、このリスク分担表では、「協議」となる。

リスク分担表の趣旨からして、できる限り「協議」の対象は限定すべきである。また、やむを得ず「協議」により負担を決定せざるを得ない場合に備えて、「協議」の方法（協議への出席者、協議事項、協議の手続等）についても基本協定書において規定しておくことが必要と考える。

★★意見317

協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見318

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れないよう規定されたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見319

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

4 備品管理

基本協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されているが、管理業務仕様書では、備品（Ⅰ種）の記載はあるが、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）の記載はない。

他方、管理業務仕様書16「備品の管理等」には、「(2) 診療等で使用する医薬品等については、指定管理者が準備するものとする。」と記載されている。

施設所管課からのヒアリングによると、上記管理業務仕様書16・(2)の「医薬品等」に関する

記載は、診療所業務特有の「物品」である「医薬品」の調達を岡山市ではなく指定管理者が行うことを明示する趣旨で定めたものであり、医薬品等を「備品」として取り扱わせる意図ではないとのことであった。また、地方自治法施行規則第15条の別記「歳出予算に係る節の区分（第十五条関係）」では、「医薬材料費」は「11 需用費」とされ「18 備品購入費」とは区別されており、医薬品は「備品」とは取り扱われていないとの説明もあった。

上記の説明のとおり「医薬品等」が「備品」に含まれないのであれば、その旨が明確となるよう管理業務仕様書の記載を改めるべきである。

また、上記のとおり、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）の取扱いについては、管理業務仕様書に何らの定めもない。

したがって、管理業務仕様書において、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）の区別を明確にした上で、基本協定書の内容と齟齬が生じないように、また、取扱いの内容について遺漏なきよう管理業務仕様書の記載を改められたい。

★★意見320

管理業務仕様書において、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）に関する区別を明確にし、基本協定書の内容と齟齬が生じないように、または、取扱いの内容について遺漏なきよう記載を改められたい。

5 指定管理料の精算

(1) 本施設についての指定管理料については、基本協定書第10条において、「診療業務、診療所の医薬品の調達、保管及び備品の維持管理等に要する金額を上限とする。」と規定され、その上で年度協定書第4条第1項において、当該年度の第1期から第4期までに区分された各期の期初において概算払いするものとされている。

これを受けて、年度協定書第4条第4項は、概算払いによって支払いを受けた指定管理料につき「年度協定期間終了後1か月以内にこれを精算しなければならない」旨、同第5項は、精算をした場合に残金が生じたときは、速やかにこれを岡山市に返納する旨を規定している（管理業務仕様書にも同旨の記載がなされている）。

(2) しかしながら、基本協定書及び管理業務仕様書には、精算の基準（例えば、人件費の算定基準など）について何らの定めもなされておらず、不適切である。

指定管理料の精算を予定している以上、いかなる基準で精算を行うべきか（いかなる基準で管理経費の支出が認められるか）については、あらかじめ指定管理者との間で明確に合意しておく必要がある。

速やかに指定管理者と協議し、書面によって合理的な精算基準を明確化されたい。なお、合理的な精算基準の定め方については、前述の指定管理料上限額の積算に関して述べたところも参考にされたい。

★★★指摘68

指定管理料の精算基準（管理経費の支出基準）については、指定管理者との間で書面によって明確化されたい。

第5 モニタリング

1 事業報告書の記載事項

(1) 条例、基本協定書及び仕様書の定め

岡山市休日夜間急患診療所条例第4条の4により、指定管理者は、毎年度終了後速やかに、「①管理業務の実施状況及び使用状況」、「②管理に係る経費の収支状況」、その他規則で定める事項として、同条例施行規則第7条で「③診療所受診者数の月ごとの集計」とされている。

さらに、基本協定書第8条第2項により、「④情報開示の状況」、「⑤自主事業の実施状況」についても事業報告書に記載しなければならないとされている。

(2) 管理業務の実施状況及び使用状況に関する記載

指定管理者から提出されている事業報告書には、「管理の実施状況及び利用状況」として、月別の内科及び小児科の受診者数、休日昼間・休日夜間の受診者状況（年間合計のみ）、市内・市外別受信者状況（年間合計のみ）、二次医療機関転送患者数（年間合計のみ）、専門科毎の電話問合せ件数（年間合計のみ）が記載されているが、施設所管課が施設の「管理業務の実施状況及び使用状況」を適切にモニタリングするためには不十分である。

例えば、指定管理料に含まれる人件費は、平日夜間、休日夜間、昼間繁忙期対応分・加算分、年末年始夜間、夜間繁忙期対応分・加算分などに区分して計算されているのであるから、平日夜間・休日夜間、昼間・夜間等の区分を設けて内科・小児科毎の受診者数につき報告させ、併せて管理業務の概況についても通常の指定管理者が施設所管課に対して報告している程度には具体的な内容の報告をさせるべきである。

施設所管課として本施設の利用状況を把握し、施設の管理運営についての改善に結び付け、あるいは指定管理料の適切な見直し等が可能となる程度には、具体的な内容を報告させなければ、法が指定管理者に対して事業報告書の提出を義務付けている趣旨を全うできない。

施設所管課においては、施設の管理運営状況を具体的に把握するために必要な情報をあらためて検討、整理し、指定管理者に対して事業報告書への記載を求められたい。なお、事業報告書の記載事項については、管理業務仕様書において具体的に特定することが望ましい。

★★意見321

施設の管理運営状況を具体的に把握するために必要な情報を検討、整理し、指定管理者に対して事業報告書への記載を求められたい。なお、事業報告書の記載事項については、管理業務仕様書において具体的に特定することが望ましい。

(3) 情報開示の状況及び自主事業の実施状況に関する記載

事業報告書において、「④情報開示の状況」、「⑤自主事業の実施状況」に関する記載がない。なお、ここでいう「情報開示の状況」は、基本協定書第19条第3項に規定される情報公開に関するものをいうと解される。

これらの事項は、基本協定書において事業報告書に記載すべきとされているので、記載するよう指定管理者に改善指導すべきである（開示請求や開示実績がない、自主事業を行っていないのであれば、「ない」又は「行っていない」旨の記載をさせるべきである。）。

★★意見322

事業報告書において、基本協定者が定める情報開示の状況及び自主事業の実施状況を記載するよう、指定管理者に改善指導すべきである。

2 連絡会議

岡山市マニュアル・47頁は、管理運営業務を円滑に実施し、業務の調整及び情報の交換を図るため、指定管理者との間で連絡会議を設置し、定期的に会議を開催することを求めており、施設所管課と指定管理者との定期的な会議は、モニタリングの一環として重要である。

基本協定者第25条は、「市内の休日及び夜間の急患診療体制における診療所のあり方及び関係機関との連携については、必要に応じて休日夜間診療運営協議会（以下「協議会」という。）において協議する。」とし、岡山市マニュアルが求める連絡会議を定めているといえるが、施設所管課からのヒアリングによると、現指定管理者に別途委託している事業とあわせて医師会との意見交換会を不定期で開催しているとのことであり、不定期の開催で別の委託事業も協議会で議論されていることから、当該施設の指定管理業務に関する協議会として十分に機能しているとはいえない。

したがって、基本協定書が定める運営協議会を実効あらしめるため、当該施設の指定管理業務に関する協議会として定期的に開催する必要がある。

★★意見323

基本協定書が定める運営協議会を、当該施設の指定管理業務に関する協議会として定期的に開催すべきである。

3 実地調査

- (1) 施設所管課からのヒアリングによると、実地調査は行っていないとのことであった。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。
- (3) 前述のとおり、本施設については、指定管理料の精算方式が採用されているため、管理経費の支出が適正であるか否かについても、定期的にチェックする必要性が高いといえるが、現状では支出の適正性に関する実地調査及び検査は実施されていない。

管理業務仕様書20には、「岡山市は、必要に応じて…管理業務に係る各種帳簿等及び管理業務の実施状況に関して実地に調査及び検査を行うことができる」と定められており、本施設のように指定管理料の精算方式が採用されている場合には、定期的に（少なくとも1年に1回）帳簿と帳票等との照合も含め、実地調査及び検査を行うべきである。

★★意見324

施設所管課は、本施設のように指定管理料の精算方式が採用されている場合、定期的に（少なくとも1年に1回）帳簿と帳票等との照合も含め、実地調査及び検査を行うべきである。

4 利用者アンケート

岡山市マニュアル・49頁は、利用者の意見や要望を把握するため、提供されるサービスに関する利用者アンケートの実施を管理業務仕様書で規定し、指定管理者に実施させるとしているが、

管理業務仕様書には、利用者アンケートに関する事項の記載はない。

施設所管課からのヒアリングによると、以前は岡山市が利用者アンケートを実施していたが、近年は実施していないとのことであった。

しかし、利用者アンケートは指定管理者による管理状況を施設所管課が評価する上で最も基本的な作業というべきであり、本施設は特に公益性の高い施設であるから、アンケートは常時実施すべきである。なお、電話での問い合わせにも対応しているため、施設に赴かなくても回答が可能な方法により実施されたい。

本施設は年間9000人から1万人が訪れる施設であり、不特定多数の市民が利用していると考えられるので、多くの利用者の声に耳を傾けるべきである。

★★意見325

利用者アンケートは、常時実施されたい。なお、電話での問い合わせにも対応しているため、施設に赴かなくても回答が可能な方法により実施すべきである。

第6 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 基本協定書第19条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、指定管理者において実際に上記の措置が講じられているか否かについて、十分な確認がなされていない状況である。

- (2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 基本協定書第19条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、指定管理者において上記の措置を講じているか否かについて十分な確認がなされていない状況である。

- (2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第7 災害・非常時対応

基本協定書第18条第3項は、「非常時の対応についてのマニュアル等を整備し、従事する者に指導するとともに、これを岡山市に届け出なければならない。」と定めているが、マニュアル等の整備及びその届出がなされていない。

★★★指摘69

指定管理者に対し、非常時の対応についてマニュアル等を整備させ、これを届け出させるべきである。

第2款 国立病院機構岡山市立金川病院

第1 施設の概要

施設名	国立病院機構岡山市立金川病院		施設数	1
所在地	岡山市北区御津金川449番地			
担当課	保健福祉局 医療政策推進課			
開設年月日	平成24年4月1日	建設費(千円)	846,022	
根拠法令	岡山市病院事業の設置等に関する条例・同施行規則			
施設の設置目的	市民の健康保持に必要な医療を提供するため。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	(独)国立病院機構	H24.4.1~R4.3.31 (10年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)				
年間利用者数(入院)(人)	9,166	9,184	8,444	
年間利用者数(外来)(人)	14,704	13,964	13,833	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	医業収益	
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考	年間利用者数(入院)の入院患者数は「人・日」(例:Aさんが5日入院した場合は5人と集計)			

第2 指定管理業務及び自主事業の概要

1 指定管理者が行う業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、協定書によると以下のとおりである。

- ① 初期診療に関すること
- ② 初期救急に関すること
- ③ 亜急性期医療に関すること
- ④ 検診に関すること
- ⑤ 施設等の維持管理に関すること
- ⑥ 地域医療機関等との連携・支援に関すること

2 自主事業

行っていない。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと
第3部(総論)・第3章・第1・2・(2)[32~35頁]記載のとおり(指摘2、指摘3)。
- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと
岡山市病院事業の設置等に関する条例第4条(指定管理者の指定等)第4項は、「市長は、指

定管理者の指定の期間満了に伴い、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から第1項の規定による申請があった場合において、同項に規定する書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が金川病院の設置の目的を最も効果的に達成することができると思われるときは、現指定管理者を指定管理者の候補者として選定することができる。」と規定している。

本規定の趣旨は、必ずしも明確とは言い難いが、現指定管理者による管理が良好といえる場合は、更新時において公募手続を経ることなく同一の事業者を指定管理者として指定することができる旨を規定したものと解するのが自然と思われる。

本施設については、上記の条例の規定を受けて、協定書第3条第3項において、岡山市又は指定管理者のいずれかが、「指定期間満了の少なくとも1年前までに指定期間満了による協定終了の申し出を相手方に行わない限り、指定期間末日の翌日から向こう5年の期間毎、指定期間及び協定期間を延長するものとする」と規定されている。

通常であれば、現指定管理者が施設の設置の目的を「最も効果的に達成することができると思われる」か否かは、公募を経なければ判断できないのが通常であるし、少なくとも公募時の具体的状況を検討した上でなければ判断できないが、本施設については、施設建設段階から高度に政策的な判断によって策定された基本計画に基づいて現指定管理者が指定を受けており、指定期間満了に際して、必ず公募原則を念頭に置いた検討をすべきとまではいえないと思われる。

もっとも、期間更新に際して、岡山市から協定終了の申出が可能とされている以上、政策判断も踏まえながら、その可能性については念頭に置いておくべきであり、よりよい公共サービスの提供に向けた長期的な視野に立った検討を怠るべきではないと考える。

2 非公募理由

現指定管理者である独立行政法人国立病院機構は、非公募方式により指定管理候補者として選定されている。

選定当時の会議録等が保管されていないとのことであり、議論の詳細は定かではないが、平成20年度策定された「総合保健福祉施設建設事業（金川病院併設）基本計画」において、御津地域を含む岡山市内北部地域の医療ニーズに応えるため、御津地域住民の健康を支えてきた医療機能の継続と充実を図ること並びにこれら地域における救急医療をはじめとした急性期医療体制の充実を図ることを目的に、金川病院と岡山医療センターは医療連携に取り組むことを合意し、これを受け金川病院は30床の病院として建替え、その運営を国立病院機構岡山医療センターに委託することとされたものである。

そのため、この基本計画に基づき、独立行政法人国立病院機構岡山医療センターが指定管理候補者として選定されており、その判断は適正と考える。

第4 協定

1 指定期間

現指定管理者の指定期間は10年とされている。

指定期間については、「指定期間を長期に設定すると、指定管理者見直しの機会が減り、提供されるサービス水準の低迷や不正の温床となる」、「管理運営の効率の低下などが生じる恐れがある」

（三菱総研・73頁）との指摘もなされており、一定期間ごとに指定管理者に対する評価を行って公正な競争環境を確保する必要があることや、他方で指定管理者の負担とされる備品の減価償

却期間等も考慮して、全国的に5年程度を標準とする例が多く、5年を超える長期の指定期間が設定されるには、指定管理者に対して一定の投資を求めるような場合において、投下資本回収の機会が与えられる必要がある等の特別の理由が求められる。

岡山市マニュアル・23頁においても、「岡山市における指定期間5年を標準とします。」とされている。

しかしながら、本施設については、前述したとおり、平成20年度策定した総合保健福祉施設建設事業（金川病院併設）基本計画に基づいて、国立病院機構岡山医療センターを指定管理候補者に選定したものであり、選定された平成22年当時の会議録については保管されていないとのことであり、その際、指定期間については十分に議論されたかについては不明であるが、高度に政策的な判断による選定であるため、一概に10年という上記指定期間が適正を欠くものとはいえないものと思われる。

もっとも、協定書第3条第3項は、指定期間を延長する場合には5年の期間毎に延長すると定めており、今後はこの定めに基づいて指定期間を5年に設定されたい。

2 リスク分担

(1) 第三者に生じた損害の賠償責任

第三者に生じた損害の賠償責任については、「指定管理者の自主事業によるもの」「管理業務の範囲内で指定管理者の故意又は過失によるもの」は指定管理者の負担、「管理業務の範囲内で岡山市の故意又は過失によるもの」「管理物件の瑕疵により生じたもの」は岡山市の負担とされ、これら以外の原因によるものについては、協議により負担を定めることとされている。

これらのリスク分担の内、上記内容についての岡山市又は指定管理者の負担については適切である。

しかし、これら以外の原因によるものについて、一律に「協議」とされている点は不適切である。リスク分担表の趣旨からして、できる限り「協議」の対象は限定すべきであり、内容として不十分である。また、やむを得ず「協議」により負担を決定せざるを得ない場合に備えて、「協議」の方法（協議への出席者、協議事項、協議の手續等）についても協定書において規定しておくことが必要と考える。

★★意見326

協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、協議の方法についても明確にされたい。

(2) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見327

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

イ リスク分担表では、軽微な損傷については指定管理者の負担、重大な損傷については岡山

市の負担とされているが、軽微と重大を区別する基準が規定されておらず、リスク分担としての意味を成していない。

施設所管課からのヒアリングによれば、建物の基幹部分は岡山市の負担、その他の部分を指定管理者の負担と整理しているとのことであるから、指定管理者と協議し、上記の整理に沿った一定の基準を協定書上に明記されたい。なお、指定管理者の負担については、年間の上限額を設けるなど、リスク明確化するよう努められたい。

★★意見328

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、軽微・重大を区別する基準を協定書に明記されたい。その際、指定管理者の負担については、年間の上限額などを設けることにより、リスクを明確化するよう努められたい。

(3) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見329

災害等による損害についても、詳細なリスク項目を検討して、リスク分担を整理されたい。

3 備品管理

協定書第15条第1項は、指定管理者は備品台帳に示す備品を指定管理業務の実施に必要な範囲内で無償使用できるものとする旨が定められているが、岡山市から無償貸与されるこれらの備品以外に関する取扱いについては、協定書にも管理業務仕様書にも全く記載されていない。

しかし、指定管理業務の実施のためには、備品台帳に示す備品以外の備品が必要になることは自明であり、また、将来的には指定管理者が変更される可能性もある以上、所有権の帰属等について明確にするため、その取扱いについては、協定書及び管理業務仕様書に明記する必要がある。

★★意見330

指定管理業務の実施のために必要な、備品台帳に示す備品以外の備品に関する取扱いについても協定書及び管理業務仕様書に明記されたい。

第5 施設の管理運営（利用料金制に関する問題）

1 本施設については利用料金制が採用されている（岡山市病院事業の設置等に関する条例第8条）が、利用料金の内訳について、条例第7条第2項及び第3項は、

① 健康保険法第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法により算定した額と、健康保険法第85条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準により算定した額（その額が現に食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）との合計額

② 健康保険法第86条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第76条第1項の規定に基

づく保険外併用療養費に係る自費負担額

③ 各種文書料

と規定している。

このうち、①については、「公益上必要があると認める場合」（法第244条の2第9項）に当たるとして、指定管理者ではなく条例が定めたものと理解でき、②及び③については、条例別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とすることとされている。

2 しかし、利用料金制は、あくまでも公の施設の利用の対価である使用料（法第225条）を指定管理者に直接収受させる制度であり、施設利用というより医療サービス（役務提供）の対価である診療報酬等を「利用料金」として整理することが法的に適切であるかはあらためて検討が必要である。

特に、上記③各種文書料については、施設利用の対価としての使用料というより、特定の者のためにする事務の対価である手数料（法第227条）としての性質が濃厚であり、手数料は指定管理者に収受させることが可能な利用料金には含まれない¹²⁹から、これを利用料金として指定管理者に収受させることは地方自治法に抵触する可能性がある。

施設所管課によると、診断書は病院での診療を前提に作成されるものであることから、診断書等に係る文書料は手数料と使用料の性質を併せ持つと理解しており、他都市の事例等も参考に現在の取扱いとしているとのことであった。

しかし、診断書等に係る文書料を施設利用そのものに対する対価と解することは困難であり、文書料は診断書等の作成を求めた施設利用者のみが納付義務を負うものであって、施設利用者全員が納付すべきものではないから、やはり「特定の者のためにする事務の対価」といわざるを得ない。また、文書料が「手数料としての性質」と「使用料としての性質」を併有するものと解することは技巧的に過ぎるし、いずれにしても「手数料としての性質」を有する文書料を利用料金として指定管理者に収受させることについては、やはり地方自治法第227条との関係で疑義があるものと考えられる。

したがって、文書料を指定管理者に収受させることの法的根拠につきあらためて検討し、問題点を整理する必要がある。

なお、岡山市休日夜間急患診療所条例第6条は、診断書及び証明書等の文書料について「手数料」と規定しており、岡山市病院事業の設置等に関する条例とは明らかに文書料の取扱いを異にしている。

また、仮に文書料を指定管理者に収受させる場合、目的内自主事業として整理するという方法はあると思われるので、検討されたい。

★★★指摘70

文書料を利用料金として指定管理者に収受させることは地方自治法に抵触する可能性がある。あらためて法的根拠を検討し、問題点を整理されたい。

¹²⁹ 成田・156頁

第6 モニタリング

1 事業報告書の記載事項

- (1) 岡山市病院事業の設置等に関する条例第5条により、指定管理者は、毎年度終了後速やかに、「①金川病院の管理業務の実施状況」、「②金川病院の管理に係る経費の収支状況」を記載した事業報告書を作成して提出しなければならないとされている。

協定書第19条は、「乙は、岡山市病院事業の設置等に関する条例第7条に準じた事業報告書を、毎年度終了後3ヶ月以内に作成し、甲に提出するものとする。」と定めているが、条例第7条は利用料金に関する定めであり、協定書第19条中の表記は「第5条」の誤記と思われるため、訂正されたい。

★★意見331

協定書第19条で引用する条例の条項が誤っているため、訂正されたい。

- (2) 上記のとおり、協定書第19条は、条例に準じた事業報告書の提出を指定管理者に義務付けているが、協定書及び管理業務仕様書には事業報告書の記載事項に関する具体的な定めがない。

事業報告書は、管理業務の実施状況等についてモニタリングするための基本的な資料であるから、いかなる情報を記載させるべきか、具体的に検討し、整理した上で、協定書又は管理業務仕様書に明記すべきである。

★★意見332

事業報告書にいかなる情報を記載させるべきか、施設所管課において具体的に検討し、整理した上で、協定書又は管理業務仕様書に明記すべきである。

2 連絡会議

岡山市マニュアル・47頁は、管理運営業務を円滑に実施し、業務の調整及び情報の交換を図るため、指定管理者との間で連絡会議を設置し、定期的に会議を開催することを求めており、施設所管課と指定管理者との定期的な会議は、モニタリングの一環として重要である。

基本協定者第24条は、「甲及び乙は、金川病院の運営に関する報告、協議及び調整を目的とした協議会を設置する。」と定め、施設所管課からのヒアリングによると、年2回の協議会を実施し、議事録も作成しているとのことであった。また、その他にも、担当者レベルでの非公式な打ち合わせを頻繁に行っており、備忘録程度のものは残しているとのことであった。

定期的に協議会を実施し、その他においても打ち合わせを頻繁に行っており、モニタリングの一環として評価できる。

3 実地調査

- (1) 施設所管課からのヒアリングによると、実地調査は行っていないとのことであった。

- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

4 利用者アンケート

管理業務仕様書第1「3 市民参加の推進」において、「アンケート等による広聴を積極的に行うこと」とされているが、施設所管課からのヒアリングによると、指定管理者がアンケートを実施していることを把握しているが、アンケート結果の確認等を行っていないとのことであった。

しかし、利用者アンケートは、指定管理者による管理状況を施設所管課が評価する上で最も基本的な作業というべきであり、施設所管課は、随時、利用者アンケートの内容を確認し、指定管理者との協議会において協議、検討すべきである。

★★意見333

施設所管課は、随時、利用者アンケートの内容を確認し、指定管理者との協議会において協議、検討すべきである。

第7 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 協定書第8条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、指定管理者において実際に上記の措置が講じられているか否かについて、十分な確認がなされていない状況である。

施設所管課は、指定管理者に対するモニタリングの一環として、指定管理者が「個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講じているか否かにつき、定期的に確認・チェックすべきである。

- (2) 第3部（総論）・第8章・第3・3〔94頁〕記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 協定書第8条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、指定管理者において上記の措置を講じているか否かについて十分な確認がなされていない状況である。

- (2) 第3部（総論）・第9章・第3・3〔97頁〕記載のとおり（意見56）。

第8 災害・非常時対応

協定書第22条第3項は、「緊急事態発生時の対応についてのマニュアル等を作成し、甲に報告しなければならない。」と定めているが、施設所管課は、マニュアル等の作成がなされているか把握していない。

本施設は、外来患者のみならず、多数の入院患者の受入れを予定している施設（病床数30）であるから、非常時の対応について、施設所管課と情報を共有しておく必要性が高い。

協定書に従って、作成したマニュアル等を岡山市に届出するよう指導されたい。

なお、施設所管課からのヒアリング後、施設所管課において指定管理者よりマニュアルの提出を受けたとのことである。本来であれば「指摘」を付すべきところであるが、本監査中の指摘を踏まえて速やかに協定書に従った措置を講じたことを評価し、「意見」に止めることとする。

★★意見334

指定管理者に対し、緊急事態発生時の対応についてマニュアル等を作成させ、これを届け出させるべきである。

第4章 岡山っ子育成局

第1節 地域子育て支援課

第1款 岡山市立少年自然の家及び岡山市日応寺自然の森

第1 施設の概要

1 岡山市立少年自然の家

施設名	岡山市立少年自然の家		施設数	1
所在地	岡山市北区日応寺4番地			
担当課	岡山っ子育成局 地域子育て支援課			
開設年月日	昭和48年7月	建設費(千円)	1,030,000	
根拠法令	社会教育法第5条 岡山市立少年自然の家条例・同施行規則 岡山市立少年自然の家冷暖房等使用料規則			
施設の設置目的	少年に対し、自然環境の中で集団宿泊訓練を行ない、野外活動や自然探求等を通じて、自律・協同・友愛・奉仕の尊さを体験的に学習させるとともに、豊かな情操をつちかい、心身ともに健全な少年の育成を図るため。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	観空産業(株)	H28.4.1~R3.3.31 (5年)	公募(1)	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	59,172	59,137	59,648	
年間利用者数(人)	27,516	23,438	25,439	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	施設宿泊・利用料ほか	
自主事業の有無	有	自主事業の概要	ドキドキ・ワクワク山の学校、山で遊ぶ等 自動販売機の設置	
備考				

2 岡山市日応寺自然の森

施設名	岡山市日応寺自然の森		施設数	1
所在地	岡山市北区日応寺200番地			
担当課	岡山っ子育成局 地域子育て支援課			
開設年月日	平成3年6月(平成13年移転)	建設費(千円)	1,260,000	
根拠法令	岡山市日応寺自然の森条例、同施行規則			
施設の設置目的	緑豊かな自然の中で、自然観察、自然探求等の自然体験活動及びスポーツ・レクリエーション活動を行う場を市民に提供し、もって心身の健全な育成と福祉の向上を図る			

	ため。		
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募
	観空産業株	H28.4.1~R3.3.31 (5年)	公募（1）
	H29	H30	H31・R1
指定管理料（千円）	19,727	19,712	19,883
年間利用者数（人）	122,492	128,490	126,797
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	施設利用料
自主事業の有無	有	自主事業の概要	写生大会、フォトコンテスト等 キッチンカーによる販売、自動販売機の設置
備考			

第2 指定管理の概要

1 施設所管課

両施設は、いずれも岡山市教育委員会の管理に属するものであるが、岡山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則第2条第2項により、両施設に関することについては、岡山っ子育成局に属する職員に補助執行させるものとされていることから、同局の地域子育て支援課が、施設所管課となっている。

2 指定管理業務及び自主事業の概要

(1) 岡山市立少年自然の家（以下「自然の家」という。）について

ア 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、

- ① 自然の家の管理運営業務
 - ・利用の許可に関する業務
 - ・一般廃棄物運搬処理業務
 - ・法定点検等業務（貯水槽点検清掃、飲料水水質点検、自家用電気工作物保安等）
 - ・合併浄化槽等の余剰汚泥抜き取り
 - ・機械・電気設備等の維持管理（ボイラー等）
 - ・修繕業務
 - ・施設管理の記録・保存
 - ・浴室等・寝具類衛生管理
 - ・衛生害虫駆除
 - ・ピアノの調律
 - ・その他施設等の維持管理に必要な事項
- ② 運営・研修指導業務
 - ・宿泊関係業務（利用方法等周知、寝具の提供等）
 - ・食事提供関係業務
 - ・研修実施業務（自然環境、現有施設等を活用した研修）
 - ・苦情対応
 - ・利用促進業務（広報活動、ホームページ広報）

- ・地域等との協働業務（地域との連携、ボランティア育成）
- ・その他管理に必要な業務

である。

イ 自主事業

指定管理者は、目的内自主事業として、①SNC（シェアリングネイチャーキャンプ）（長期間のキャンプによる自然体験）、②自然の中での学習会（2泊3日）、③子ども自然体験教室（1泊2日）、④ファミリーキャンプ（1泊2日）、⑤山で遊ぼう（1日）、⑥ドキドキ！ワクワク！山の学校（1泊2日）、⑦少年自然の家まつり&家族ふれあいフェスティバル（1日）等を実施している。

また、目的外自主事業として、自動販売機の設置をしている。

(2) 岡山市日応寺自然の森（以下「自然の森」という。）について

ア 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、自然の森の管理運営業務である。

- ・利用の許可に関する業務
- ・一般廃棄物運搬処理業務
- ・法定点検等業務（自家用電気工作物保安、合併浄化槽の維持管理等）
- ・自然の森の管理等（自然の森・園地の巡回管理、松喰対策業務等）
- ・スポーツ広場の管理等（芝生・樹木・遊歩道等の安全管理・整備等）
- ・合併浄化槽余剰汚泥抜き取り業務
- ・衛生害虫駆除
- ・その他施設等の維持管理に必要な事項
- ・安全対策・危機管理業務
- ・利用促進業務
- ・地域等との協働業務
- ・その他管理運営に必要な業務

イ 自主事業

指定管理者は、目的内自主事業として、①写生大会、②フォトコンテスト、③パターゴルフ大会、④テニス・親子テニス教室、⑤工作教室、⑦マスカット大会、⑧炭焼き教室、⑨ロードレース大会等を実施している。

また、目的外自主事業として、キッチンカーによる販売、自動販売機の設置をしている。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

(1) 公募原則を条例に明記すべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。

(2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

2 直近選定時の公募状況

(1) 募集期間

直近の指定管理者選定時における公募期間（募集要項配布から応募受付期間終了までの日数）は34日である（ヒアリング回答による）。

標準的な公募期間（30日）は上回っているが、総論でも述べたとおり、多数の候補者が応募しやすくするため、できるだけ公募期間を長くとることが望ましい。

特に、後記のとおり本施設においては、直近選定時の応募者が1者のみであったことから、応募者を増やす工夫がより一層求められると考える。

★★意見335

公募期間については十分な期間を設けることが望ましい。

(2) 応募者数

直近選定時の応募者説明会・現地見学会の参加者は1社のみで、最終的に、その参加者のみが応募し、現指定管理者となっている。

総論において述べたとおり、指定管理者制度においては複数の候補者の応募があることが重要であり、応募者を増やす工夫が求められる。

したがって、次回公募時に、より多くの応募者数となるよう募集のあり方について検討されたい。

★★意見336

応募者数を増やす取組、工夫について十分に検討し、次回公募時に、より多くの応募者数となるよう募集のあり方を検討されたい。

(3) 募集要項

平成27年度公募時の募集要項には、過去4年間の比較的詳細な利用状況及び収支状況が参考資料として添付されており、評価できる。このような情報開示は応募者が充実した事業計画を立案するにおいて重要であり、今後も積極的な情報開示に努められたい。

3 自然の家における食事提供業務

募集要項添付の管理業務仕様書では、自然の家の運営・研修指導業務の一つとして、利用者への食事提供が定められており、その詳細は食事提供関係業務細則（以下「細則」という。）に定められている。細則では、食事の提供に当たり食事料金を収受することとされているが、「食事料金は、利用料金とは区別し、利用料金の徴収に準じて適切な収受を行うこと」とされている。

募集要項別紙5の収支表には、収入欄の利用料金の内容に「食堂収入」が記載されているが、上記のとおり細則では利用料金とは異なるとしながら、収支表では利用料金に分類されており、齟齬が生じている。

後述のとおり、食事料金収受の法的根拠が不明確という問題が生じているので、条例の改正によって利用料金として位置付けるか、食事提供業務を自主事業として位置付けるか整理した上で、募集要項記載の収支表の記載を改められたい。

★★意見337

食事料金については、条例の改正によって利用料金として位置付けるか、食事提供業務を自主事業として位置付けるか整理した上、募集要項記載の収支表の記載を改められたい。

第4 協定

1 リスク分担

(1) 基本協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見338

基本協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見339

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見340

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

イ リスク分担表には、「施設及び備品等の修繕については指定管理者の負担において執行するものとするが、1件の見積額が100万円…以上の修繕については岡山市教育委員会の負担とする。」との記載が見られ、軽微・重大を区別する基準を記載したものと一応理解できる。

しかし、リスク分担表及び管理業務仕様書において、指定管理者が負担すべき修繕費の上限が制限されておらず、指定管理者が負うべきリスクの範囲が明確でない。また、「1件」の範囲についても明確ではない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべき修繕責任の範囲については、できる限り明確にされたい。

なお、施設所管課からのヒアリングにおいて、軽微・重大を区別する基準の金額の決定根拠を確認したが、明確な回答は得られなかった。軽微・重大を区別する基準については、施設の修繕実績や修繕計画をもとにして、慎重に検討されたい。

★★意見341

管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。

★★意見342

本施設の種類、老朽度、利用度等を考慮し、修繕費の総額について上限を設定した上で、修繕責任負担額の基準額の見直しを検討すべきである。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見343

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

2 賠償責任保険

基本協定書第21条は、「施設全体に対する火災・地震等の保険は岡山市教育委員会が契約し、その他の損害保険（人身等）は指定管理者が必要に応じて契約するもの」と定めている。

他方、管理業務仕様書では、「5 施設等の経理に関する事項」として「⑤ 施設利用者等への傷害保険料（年間）」が記載されており、自然の森の別表1（施設等の維持管理・運営業務に関すること）の安全管理の項目に「施設の管理運営に関する保険への加入」との記載はあるが、自然の家については保険加入に関する記載はない。

基本協定書においては指定管理者の保険加入は「必要に応じ契約する」として任意的なものとするが、上記のとおり、施設利用者等への傷害保険への加入は必要と解される。

かかる基本協定書と管理業務仕様書との間の齟齬については解消する必要があるとあり、記載の修正が必要である。

また、募集要項及び管理業務仕様書には、岡山市が加入している保険の具体的な内容が明記されておらず、これらを見ても指定管理者において加入すべき保険との補償内容の重複が判断できない。

これでは指定管理者に不合理な負担を課す可能性、ひいては指定管理料の不合理な増額が生ずる可能性が生じかねない。

そこで、施設所管課においては、指定管理者が契約すべき賠償保険の内容について十分に検討した上、募集要項等において、岡山市が契約している保険内容や指定管理者が契約すべき保険について、種類だけでなく内容について明記すべきである。

★★意見344

賠償責任保険に関する基本協定書と標準仕様書における齟齬を解消すべきである。また、岡山市が契約している保険内容や指定管理者が契約すべき保険内容について明記すべきである。

第5 施設の管理運営

1 利用者からの食事料金の徴収

(1) 自然の家では、管理業務仕様書上、運営・研修指導業務の一つとして、食事提供業務が指定管理業務として位置付けられており、食事提供関係業務細則（以下「細則」という。）では、食

事の提供に当たり食事料金を収受することになっている。

いかなる名目であっても、公の施設の利用に関し利用者から料金を収受する場合には法的根拠が必要であることは当然である。

- (2) しかし、自然の家条例第7条及び第7条の2では、使用料及び利用料金について定められているが、食事料金に関する規定はない。また、細則においてこの「食事料金」は「利用料金とは区別し、利用料金の徴収に準じて適切な収受を行う」こととされている。

したがって、「食事料金」は、条例の根拠が必要な利用料金でも使用料でもなく、また、自然の家の食事提供は、指定管理業務として整理されているため自主事業にもならないとされている。

たしかに、食事料金の設定について岡山市教育委員会と協議が行われ、その承認の下で決定されているが、条例上の根拠がない以上、法的根拠を有するものとはいえず、利用者から何らの法的根拠もなく食事料金を収受しているものと評価せざるを得ない。

- (3) そこで、食事料金を利用者から徴収する以上、条例において明確に使用料（利用料金）として規定するか、食事提供業務を自主事業として位置付けるか整理し、食事料金徴収の法的根拠を明確にされたい。

この点と関連し、プロモーション・MICE推進課所管に係る岡山コンベンションセンターにおいては、条例に記載のない備品等の貸出を自主事業として実施しており、詳細な料金表について岡山市の事前承認を得ている。少年の家における食事料金の徴収においても参考になると思われる。

- (4) なお、施設所管課からの説明によれば、食事料金は使用料（利用料金）ではなく、指定管理者と利用者間における私的契約に基づくものであり、食事料金の徴収に法的問題は存在しないと解しているとのことであった。

しかし、上記のとおり、食事提供業務は管理業務仕様書において明確に指定管理業務として位置付けられており、施設所管課による上記説明は、そのような食事提供業務の位置付けと明らかに矛盾している。さらに付言すると、管理業務仕様書上、「食事提供に必要な場所（厨房、食堂及びテラス）」及び「既存備え付けの厨房設備・器具類」に関する経費を岡山市が負担するとされているが、施設所管課の説明のとおりであれば、指定管理者による私的な食事の提供について、岡山市が上記の経費負担をしていることについては、別の法的問題を生ずることになる。また、食事料金の徴収につき、管理業務仕様書において、上記のとおり「利用料金の徴収に準じて適切な収受を行う」とされていることとも整合しない。

なお、仮に指定管理者と利用者間の私的契約に基づくものと整理するのであれば、食事提供業務を管理業務仕様書において明確に自主事業（指定管理業務には含まれない事業）として位置付けた上、自主事業の実施に際して必要な手続の履践が必要となることはいうまでもないが、そのような手続はとられていない。

★★★指摘71

食事料金の徴収について、条例において使用料（利用料金）として明確に規定するか、もしくは食事提供業務を自主事業として位置付けるか整理し、食事料金徴収の法的根拠を明確にされたい。

2 自主事業

目的内自主事業として、自然の家では自然体験活動等を行っているが、施設の使用許可がなされていない。

施設所管課からのヒアリングによると、目的内自主事業について施設の使用許可をしなければならないとの認識がなかったとのことである。

たしかに、基本協定書第6条第4項は、施設の設置目的の範囲外の自主事業を行うときは、あらかじめ市の承認を受け、施設使用手続及び使用料の納付をしなければならないと定め、設置目的の範囲内の自主事業は除外しているように読める。

しかし、目的内自主事業であっても、施設の使用許可を要するのであり（岡山市マニュアル・8頁）、協定書において、この点を明確に記載するとともに、必要な手続を履践すべきである。

★★★指摘72

目的内自主事業についても施設の使用許可は必要であり、協定書で明確に記載するとともに、必要な手続を履践すべきである。

第6 モニタリング

1 事業報告書の記載事項

(1) 条例、協定書及び仕様書の定め

岡山市立少年自然の家条例及び岡山市日応寺自然の森条例第2条の5により、指定管理者は、毎年度終了後速やかに、「①管理業務の実施状況及び利用状況」、「②利用料金の収入の実績」、「③管理に係る経費の収支状況」、その他規則で定める事項として、「④自主事業に係る収支状況」、「⑤利用料金の減免及び還付の状況」を記載した事業報告書を提出しなければならないとされている。

さらに、基本協定書第8条第2項により、「⑥情報開示の状況」、「⑦自主事業の実施状況」についても事業報告書に記載しなければならないとされている。

加えて、管理業務仕様書「10 定期報告に関する事項」では、「⑧施設の劣化状況」についても事業報告書に記載しなければならないとされている。

(2) 収支状況の報告

上記のとおり、事業報告書では、③管理に係る経費の収支状況と④自主事業に係る収支状況を区別して報告することとされているが、指定管理者が作成した事業報告書の収支報告書には、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支が一つの報告書にまとめて記載されているため、収支が渾然一体となっており、明確に区別されていない。

④自主事業に係る収支状況に関しては、自主事業収支集計表が提出されているが、収支報告書及び収支内訳書において、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支と明確に区別して作成させるべきである。

★★★指摘73

事業報告書における収支状況の記載にあたっては、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支と明確に区別して作成させるべきである。

2 連絡会議

岡山市マニュアル・47頁は、管理運営業務を円滑に実施し、業務の調整及び情報の交換を図るため、指定管理者との間で連絡会議を設置し、定期的に会議を開催することを求めており、施設所管課と指定管理者との定期的な会議は、モニタリングの一環として重要である。

しかしながら、基本協定書及び管理業務仕様書に連絡会議に関する定めはなく、施設所管課からのヒアリングによると、適宜現地に赴き、所長、所長補佐及び事務長と話をしているとのことであったが、連絡会議として定期的に開催しているわけではない。

したがって、岡山市マニュアルが求める連絡会議については、基本協定書及び管理業務仕様書において開催方法や協議内容等について定めるとともに、定期的に会議を開催すべきである。

★★意見345

協定書及び管理業務仕様書に連絡会議を定めるとともに、施設所管課は、指定管理者と定期的に連絡会議を開催すべきである。

3 利用者アンケート

管理業務仕様書「12 利用者アンケートに関する事項」は利用者アンケートの実施要領を定めており、指定管理者は、利用者アンケートを実施しているとのことである。しかし、施設所管課からのヒアリングによると、自然の家では、月1回、利用者アンケートの結果について指定管理者と協議しているものの、自然の森では、利用者アンケートの提出自体がないとのことであった。

利用者アンケートは、指定管理者による管理状況を施設所管課が評価する上で最も基本的な作業というべきである。そして、アンケートの提出がないからといって、管理運営に関し要望が無いとはいえないのであり、場合によっては利用者に対し施設利用時に直接アンケート用紙を配布して回答を求めたり、また、自主事業の場においてアンケート用紙を配布したりするなど、施設所管課は、アンケートの実施に対して回答を得られるよう指定管理者とともに検討すべきである。

★★意見346

施設所管課は、アンケートの実施に対して回答を得られるよう指定管理者とともに検討すべきである。

4 労働法令遵守についてのモニタリングを実施すべきこと

(1) 施設所管課によると、指定管理者が労働法令を遵守しているかを事業報告書で確認しているとのことであった。しかし、事業報告書の内容は、「通常の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分である。」、「労働基準法に従って勤務体制を組んでいる。」、「全体の勤務の割振りは、所長以下それぞれの職務に応じてバランスを取るようにしている。」などの内容が報告されているに過ぎず、これでは実際に指定管理者が労働法令を遵守しているかは明らかでない。

(2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(2)及び(4) [81～83頁] 記載のとおり（意見46）。

また、管理業務仕様書の「法令等の遵守」の項目に、遵守すべき法令として労働関係法令を記載すべきである。

★★意見347

管理業務仕様書の「1 法令等の遵守」に労働関係法令を記載すべきである。

5 物品の照合

基本協定書第18条から第20条は、備品（I種）の管理、備品（II種、III種）の購入及び協定期間終了時の備品の取扱いについて定めている。

施設所管課からのヒアリングによると、年に1回、指定管理者に備品の状況を確認させているとのことであるが、所管課が実際に現地に赴いて実際に確認しているわけではない。

指定管理開始時及び更新時にしか照合作業をしていない施設所管課がある中で、年に1回は備品の状況を指定管理者に確認させている点は評価できるが、施設所管課は実際に現地において、指定管理者の担当者立会の下、備品の管理状況を確認すべきである。

★★意見348

施設所管課は、少なくとも年に1回は、現地において備品の管理状況を確認すべきである。

第7 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 基本協定書第17条第2項は、指定管理者に対し、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

この点について、事業報告書（7）によると、指定管理者は、岡山市教育委員会との間で連絡協議会を実施し、個人情報を保護するために必要な措置を講じ、管理体制の強化を図った旨報告している。

個人情報の管理について十分に確認していない施設所管課が多い中、個人情報の保護に関し、岡山市教育委員会との間で連絡協議会を開催している点は評価できる。

上記連絡協議会に施設所管課が同行しているのか明らかではないが、同行することが期待される。

(2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 基本協定書第17条第3項は、指定管理者に対し、「管理業務に関して保有する情報の公開について、必要な措置」を講ずる義務を課している。しかし、施設所管課は、指定管理者が必要な措置を講じているかについて確認していない。

(2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第2款 児童館

第1 施設の概要

1 岡山市馬屋下児童館

施設名	岡山市馬屋下児童館		施設数	1
所在地	岡山市北区大窪 49-5			
担当課	岡山っ子育成局 地域子育て支援課			
開設年月日	昭和40年3月29日	建設費(千円)	64,171	
根拠法令	児童福祉法第40条 岡山市立児童館条例・同施行規則			
施設の設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること(児童福祉法第40条)			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	(福)岡山市社会福祉協議会	H28.4.1~R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	6,516	6,610	7,079	
年間利用者数(人)	11,783	10,205	8,670	
使用料・利用料金の別		利用料金の内容		
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考				

2 岡山市平津児童館

施設名	岡山市平津児童館		施設数	1
所在地	岡山市北区櫛津 2168			
担当課	岡山っ子育成局 地域子育て支援課			
開設年月日	昭和40年3月29日	建設費(千円)	7,655	
根拠法令	児童福祉法第40条 岡山市立児童館条例・同施行規則			
施設の設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること(児童福祉法第40条)			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	(福)岡山市社会福祉協議会	H28.4.1~R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	9,423	9,465	7,033	
年間利用者数(人)	6,178	7,216	7,444	
使用料・利用料金の別		利用料金の内容		
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考				

3 岡山市児童館ゆう遊プラザ

施設名	岡山市児童館ゆう遊プラザ		施設数	1
所在地	岡山市東区瀬戸町瀬戸 143-2			
担当課	岡山っ子育て成局 地域子育て支援課			
開設年月日	平成24年1月22日	建設費(千円)	不明	
根拠法令	児童福祉法第40条 岡山市立児童館条例・同施行規則			
施設の設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること(児童福祉法第40条)			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	(福)岡山市社会福祉協議会	H28.4.1~R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	15,091	15,938	15,431	
年間利用者数(人)	20,015	19,258	17,470	
使用料・利用料金の別	利用料金の内容			
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考				

4 岡山市植松児童館

施設名	岡山市植松児童館		施設数	1
所在地	岡山市南区植松 397			
担当課	岡山っ子育て成局 地域子育て支援課			
開設年月日	昭和47年4月1日	建設費(千円)	7,800	
根拠法令	児童福祉法第40条 岡山市立児童館条例・同施行規則			
施設の設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること(児童福祉法第40条)			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	(福)岡山市社会福祉協議会	H28.4.1~R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	6,482	5,786	7,022	
年間利用者数(人)	8,030	6,334	5,466	
使用料・利用料金の別	利用料金の内容			
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考				

5 岡山市片岡児童館

施設名	岡山市片岡児童館		施設数	1
所在地	岡山市南区片岡 1430-4			
担当課	岡山っ子育て成局 地域子育て支援課			
開設年月日	昭和59年4月1日	建設費(千円)	2,800	
根拠法令	児童福祉法第40条 岡山市立児童館条例・同施行規則			
施設の設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること(児童福祉法第40条)			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	(福)岡山市社会福祉協議会	H28.4.1~R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	6,642	6,473	6,881	
年間利用者数(人)	12,500	10,071	6,873	
使用料・利用料金の別		利用料金の内容		
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考				

6 岡山市七区児童館

施設名	岡山市七区児童館		施設数	1
所在地	岡山市南区北七区 61-8			
担当課	岡山っ子育て成局 地域子育て支援課			
開設年月日	昭和54年4月1日	建設費(千円)	29,971	
根拠法令	児童福祉法第40条 岡山市立児童館条例・同施行規則			
施設の設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること(児童福祉法第40条)			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	(福)岡山市社会福祉協議会	H28.4.1~R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	9,133	9,380	9,718	
年間利用者数(人)	13,806	13,129	12,788	
使用料・利用料金の別		利用料金の内容		
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考				

7 岡山市興除児童館

施設名	岡山市興除児童館		施設数	1
所在地	岡山市南区曾根 347-1			
担当課	岡山っ子育て成局 地域子育て支援課			
開設年月日	昭和42年4月1日	建設費(千円)	3,330	
根拠法令	児童福祉法第40条 岡山市立児童館条例・同施行規則			
施設の設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること(児童福祉法第40条)			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	(福)岡山市社会福祉協議会	H28.4.1~R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	8,950	8,956	8,993	
年間利用者数(人)	7,524	6,644	5,183	
使用料・利用料金の別		利用料金の内容		
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考				

8 岡山市大曲児童館

施設名	岡山市大曲児童館		施設数	1
所在地	岡山市南区藤田 92-1			
担当課	岡山っ子育て成局 地域子育て支援課			
開設年月日	昭和48年4月1日	建設費(千円)	7,662	
根拠法令	児童福祉法第40条 岡山市立児童館条例・同施行規則			
施設の設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること(児童福祉法第40条)			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	(福)岡山市社会福祉協議会	H28.4.1~R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	6,995	6,713	7,007	
年間利用者数(人)	9,608	5,706	4,890	
使用料・利用料金の別		利用料金の内容		
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考				

9 岡山市錦児童館

施設名	岡山市錦児童館		施設数	1
所在地	岡山市南区藤田 724-128			
担当課	岡山っ子育成局 地域子育て支援課			
開設年月日	昭和 45 年 4 月 1 日	建設費 (千円)	4,700	
根拠法令	児童福祉法第 40 条 岡山市立児童館条例・同施行規則			
施設の設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること (児童福祉法第 40 条)			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募 (応募数)・非公募	
	(福) 岡山市社会福祉協議会	H28.4.1~R3.3.31 (5 年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料 (千円)	9,431	9,347	9,548	
年間利用者数 (人)	14,434	12,638	10,985	
使用料・利用料金の別		利用料金の内容		
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考				

第 2 指定管理の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、

- ① 運営に関すること (利用の許可、健全な遊びを通して、児童の集団及び個別指導を行うこと等)
- ② 「児童館ガイドライン」に基づく児童館事業及び児童館ゆう遊プラザにおいて「地域子育て支援拠点事業実施要綱」に則した地域子育て支援拠点事業 (一般型) を実施すること
- ③ 施設及び設備等の維持管理に関すること (保守管理業務、清掃業務)

である。

2 自主事業

自主事業は、児童の健全育成という施設の設置目的を考慮し、児童館ごとに自主事業計画書により岡山市の承認を得て行うこととされている。

自主事業は実施されていないが、公の施設の有効利用の観点から、上記設置目的に合致する自主事業の計画が望まれる。

第 3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと
第 3 部 (総論)・第 3 章・第 1・2・(2) [32~35 頁] 記載のとおり (指摘 2、指摘 3)。
- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

2 非公募理由

現指定管理者は、非公募方式により指定管理候補者として選定されている。

非公募とする理由は、施設所管課によると、「社会福祉協議会が地域に置いている分室は、共同募金等の長年の活動で培ってきた地域との信頼関係があり、児童館単独ではなく、地域において児童館をサポートできる体制がとれるのは、社会福祉協議会特有のものである。また、職員体制においても、統括する職員を配置し、応援体制や定期的な会議や研修の開催により9館の意思疎通や資質向上を図り、より一層の地域での良好な児童館運営が期待できるため。」とのことであり、岡山市管理規則第5条第1項第3号「公の施設の設置目的又は本市の政策目的を実現するために、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき。」に該当すると判断したとのことであった。

近隣の児童や幼児とその保護者が利用する児童館では、運営面において、地域の団体やボランティアからの支援・協力など地域との密接な関わりが必要であり、また、コスト面においては、9館をまとめて管理することで人事異動や研修などで児童館相互の協力体制により効率化を図ることができることから、現指定管理者に管理を行わせることが最も合理的であるといえ、この判断は適正であるといえる。

3 マネジメント推進委員会における審議内容

(1) 現指定管理者は、平成28年1月21日開催の岡山っ子育成局公共施設等マネジメント推進委員会において指定管理候補者として選定することが決定されている。

(2) この推進委員会では、委員から、「非公募の理由については、利用者数の推移など効率的な運営の根拠を説明できるように」との指摘を受け、これに対する回答を待たずに現指定管理者が指定管理候補者として選定されている。

しかし、本来、推進委員会は、非公募方式で指定管理候補者を選定することが公募原則に照らして適正であるか否か、候補者が指定管理者として適格性を有するか否かを審議する場であり、議会等に対する説明方法について審議する場ではない。推進委員会においては、岡山市管理規則の定める要件を充たすことが厳格に確認される必要があり、そのような確認がなされて初めて非公募方式による選定が適正であることが担保される。

★★意見349

非公募方式による指定管理候補者選定の可否を判断する場合、推進委員会において岡山市管理規則の定める要件を充たすか否か厳格に判断されたい。

(3) また、非公募方式により指定管理候補者を選定する場合であっても、候補者からのヒアリングは不可欠であり、指定管理候補者として適正であるか否かは、あらためて推進委員会において実質的に審議されたい。

★★意見350

非公募方式により指定管理候補者を選定する場合であっても、推進委員会においては、候補者からのヒアリングを実施するなどして、指定管理者としての適正性について実質的に審議されたい。

第4 協定

1 施設利用許可

管理業務仕様書「6 業務内容」の「(1) 運営に関すること」には、「岡山市児童館条例に従い利用の許可を行うこと」とされている。

しかし、岡山市児童館条例は、第5条で「市長は、児童館の管理上支障があると認められるときは、その使用を拒むことができる。」と使用の制限について定めているだけで、児童館の利用にあたって許可が必要との規定はない。

したがって、指定管理業務として、指定管理者に施設利用の許可を行わせることは、条例上に根拠のない利用許可権限を指定管理者に付与するものであり、管理業務仕様書の上記記載は指定管理者に対して条例に反する取扱いを行わせるかのような誤解を招くものであるので、記載を改めるべきである。

なお、施設所管課において、本監査中の指摘を踏まえ、すでに令和3年度の管理業務仕様書では「利用許可」の記載を改めたとのことである。

★★意見351

指定管理業務として指定管理者に利用許可を行わせる旨の管理業務仕様書の記載は不適切であり、記載を改めるべきである。

2 指定管理料の精算返納

指定管理料の支払方法は、概算払で精算返納が予定されているが(包括協定書第12条第5項、指定管理業務仕様書8(3))、その内容は、指定管理者が精算を行い、残額が生じた場合には岡山市へ返納(戻入)すると定められているだけで、具体的な精算方法の規定は見受けられない。

実際、直近3年間(平成29年度～平成31年度)の指定管理料精算報告書によると返納金は0円(なお、平成28年度は返納あり)であり予算と決算が完全に一致しているが、このような状況は通常想定できず、不自然である。

したがって、返納額の算出方法については9館合計の収支の差額のみによるのではなく、児童館毎に返納額を算出したり、また、科目毎に返納額を算出したりするなど、具体的な精算方法について協定書に記載し、精算返納の有無及びその内容について明確に報告させるべきであり、施設所管課において収支状況については詳細に確認し、把握すべきである。

★★意見352

協定書において具体的な精算方法について規定し、精算返納の有無及び内容については詳細に確認し把握すべきである。

3 リスク分担

(1) 包括協定書とリスク分担表の関係

第3部(総論)・第4章・第3・2・(1)[52～53頁]記載のとおり。

★★意見353

包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見354

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア リスク分担表によれば、管理物件の損傷に対する修繕責任については、「指定管理者の管理業務により生じたもの」、「老朽化により生じたもの」、「不可抗力により生じたもの」、全て岡山市の負担とされている。

イ 第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見355

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

ウ このようなリスク分担表の記載に対し、管理業務仕様書「9 施設や備品の修繕」には、①指定管理者の故意又は過失により施設や備品等を破損した場合には、指定管理者が原状回復あるいは実費弁償する、②利用者の故意又は過失により施設や備品等を破損した場合には、その利用者が原状回復あるいは実費弁償するとされている。

管理業務仕様書の上記①の定めについては適正であるが、管理業務仕様書の上記①の定めについては適正であるが、リスク分担表の定める「指定管理者の管理業務により生じたもの」には「指定管理者の故意又は過失により」生じたものが含まれると解するのが自然であるから、施設の修繕責任につきリスク分担表の内容と管理業務仕様書の内容が矛盾していると思われる。リスク分担表の内容と管理業務仕様書の内容を矛盾しないよう整理する必要がある。なお、物件の損傷についての責任とはいえ、指定管理者の責任によって生じた損害は、指定管理者の責任とするのが妥当である。

★★意見356

施設の修繕責任につき、リスク分担表と管理業務仕様書とが矛盾している。整合するよう内容を改められたい。なお、物件の損傷についての責任とはいえ、指定管理者の責任によって生じた損害は、指定管理者の責任とするのが妥当である。

エ 他方、管理業務仕様書の上記②についてはこのままでは岡山市と指定管理者とのリスク分担に関する定めとはいえ、管理業務仕様書の記載事項としては不適切であるから、利用者に対して原状回復あるいは実費弁償の請求をする事務につき負担するのが指定管理者か岡山

市かという観点から記載を整理する必要があると思われる。

★★意見357

利用者の故意又は過失により施設や備品等を破損した場合に関するリスク分担について整理した上、明確にされたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見358

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

4 物品管理

包括協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）が想定されており（第17条、第18条、第26条）、その定義をみると、備品（Ⅰ種）は岡山市が物品台帳に示す物品、備品（Ⅱ種）は指定管理者が必要に応じて購入又は調達した備品をいうとされている。

岡山市マニュアル [資料編]・74頁以下の基本協定書（又は包括協定書）（雛形）では、備品（Ⅱ種）を「管理業務仕様書で定める指定管理者が準備すべき物品」と定めており、包括協定書の備品（Ⅱ種）の定義が、岡山市マニュアル [資料編] の定義と異なっている。本施設につき、包括協定書が定める備品（Ⅱ種）は、岡山市マニュアル [資料編] でいう備品（Ⅲ種）（指定管理者が必要に応じて購入又は調達した備品）である。

このように備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）の区別が、岡山市マニュアル [資料編] が定める区別と異なっており、所有権の帰属等について混乱を招きかねないので、備品の区別については岡山市マニュアル [資料編] の区別と整合させるのが望ましい。あるいは、岡山市マニュアルにいうⅠ種・Ⅱ種との呼称を使用しないことが望ましい。

第5 モニタリング

1 事業報告書

包括協定書第8条第1項は、指定管理者が提出する事業報告書の記載事項を「①経費の収支状況」、「②管理業務の実施状況及び利用状況」、「③情報開示の状況に関する事項」、「④自主事業の実施状況に関する事項」、「⑤その他岡山市が指示する事項」と定めている。

しかし、指定管理者から提出されている事業報告書は、収支計算書を添付した簡素なものであり、経費の収支状況（①）が記載されているだけで、管理業務の実施状況や利用状況（②）の記載はなく、包括協定書に沿って作成されていない。

事業報告書は、協定書に定められた記載事項に沿って、管理業務の実施状況や利用状況（②）を記載させるべきである。なお、「③情報開示の状況」、「④自主事業の実施状況」に該当する事項が無ければ、「ない」旨を記載させるべきである。

なお、施設所管課からのヒアリングによると、指定管理料精算報告書の中に収支計算書が添付

され、児童厚生施設事業報告書に各児童館の活動の実施状況や利用状況が記載されているなど、事業報告書として必要なものが点在しているとのことであったが、これらは法第244条の2第7項や協定書等に規定されている年次事業報告書の提出とは認められない。

★★★指摘74

事業報告書は、条例等及び協定書・管理業務仕様書が定める記載事項に沿って作成するよう指定管理者に求めるべきである。

2 収支状況の確認

施設所管課からのヒアリングによると、事業報告書の収支状況について、帳票との照合作業は行っていないとのことであった（指定管理者から提出される月報や日報との照合に止まるものと考えられる。）。

本施設においては、指定管理料について精算返納が予定されていることから、帳票と照合するなどして実際の支出状況を把握する必要性が高い。したがって、収支状況の確認にあたっては、定期的に帳票との照合を行うべきである（もちろん、全ての支出について照合を行う必要はなく、いかなる経費支出について照合の必要性があるかは適宜判断されたい）。

★★意見359

収支状況の確認にあたっては、報告書記載に係る経費支出について定期的に帳票との照合を行うべきである。

3 実地調査

- (1) 施設所管課からのヒアリングによると、実地調査は行っていないとのことであった。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

4 連絡会議

施設所管課からのヒアリングによると、指定管理者との連絡会議については、現指定管理者が年に2回程度行っている児童館の運営協議会に参加しているとのことであった。

岡山市マニュアルが求めているとおり、連絡会議は、管理運営業務を円滑に実施し、業務の調整及び情報の交換を図るために重要なものである。今後も引き続き、運営協議会へ参加し、円滑な運営に努められたい。

5 利用者アンケート

管理業務仕様書「10 利用者アンケートの実施」では、「指定管理者は施設に利用者アンケート箱を設置し、次に掲げる要領によりセルフモニタリングを実施するものとする。」とし、利用者アンケートの実施要領を定めている。

施設所管課からのヒアリングによると、指定管理者は利用者アンケートを実施しているが、施設所管課はアンケート結果を確認・検討しておらず、協議もしていないとのことであった。

利用者アンケートは、指定管理者による管理状況を施設所管課が評価する上で最も基本的な作業というべきである。

したがって、施設所管課は、指定管理者が実施した利用者アンケートの結果を確認し、その結果について指定管理者との間で協議すべきである。

なお、施設所管課において、本監査中の指摘を踏まえ、令和3年度の管理業務仕様書に利用者アンケートの結果について指定管理者と協議する旨を記載した上、アンケートを定期的に（年1回以上）実施し、協議を実施する予定とのことである。本来「指摘」を付すべきところであったが、本監査中の指摘に対して速やかに対応を行ったことを評価し、「意見」相当とした。

★★意見360

施設所管課は、指定管理者が実施した利用者アンケートの結果を適宜確認し、その結果について指定管理者との間で協議すべきである。

6 労働法令遵守についてのモニタリング

(1) 施設所管課からのヒアリングによると、日報、月報に記載されている開設曜日や開設時間の記載内容から指定管理者が労働法令を遵守しているかを確認しているとのことであるが、これでは実際に指定管理者が労働法令を遵守しているか明らかではない。

(2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(2)及び(4) [81～83頁] 記載のとおり（意見46）。

また、管理業務仕様書の「法令等の遵守」の項目に、遵守すべき法令として労働関係法令を記載すべきである。

なお、施設所管課において、本監査中の指摘を踏まえ、令和3年度の管理業務仕様書に「労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及びその他労働関係法令」を記載したとのことである。

★★意見361

管理業務仕様書の「1 法令等の遵守」に労働関係法令を記載すべきである。

7 物品の照合

施設所管課からのヒアリングによると、年に1回、全庁的な取扱いとして会計課から物品管理の報告を求められる際、指定管理者に対し物品台帳と備品シールとの照合を指示し、報告させているとのことであるが、所管課が実際に現地において直接確認しているわけではない。

包括協定書第17条、第18条及び第26条では、備品の取扱いについて定めているが、実際の備品の管理状況を確認することは大前提である。

公有財産の管理上も問題であるので、指定管理者に備品の照合結果を報告させるだけでなく、少なくとも年に1回は、所管課が現地において備品の管理状況を確認すべきである。

★★意見362

施設所管課は、少なくとも年に1回は、現地において備品の管理状況を確認すべきである。

第6 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 包括協定書第13条第2項は、指定管理者に対し、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによると、施設所管課は、監査指導課が行う監査実施時に同行し、その際に個人情報の保管場所（例：鍵のかかるロッカー等）を確認しているとのことであるが、施設所管課は、指定管理者に対するモニタリングの観点から、定期的に現地において個人情報の管理状況を確認すべきである。

(2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 包括協定書第8条第1項第3号において、事業報告書の記載事項として「情報開示の状況に関する事項」が規定されているのみであり、情報公開についての必要な措置を講じる義務を課す旨の条項が設けられていない。

公の施設の管理運営に関する情報公開の重要性にかんがみ、本施設の指定管理に係る協定書においてもこれに則って、情報公開についての必要な措置を講じる義務を課す旨の条項を設けるべきである。

★★意見363

協定書において、情報公開についての必要な措置を講じる義務を課すべきであり、また、指定管理者に対するモニタリングの一環として、指定管理者が「情報の公開について必要な措置」を講じているか否かにつき、定期的に確認・チェックされたい。

(2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第3款 ふれあい児童館

第1 施設の概要

1 岡山市北ふれあい児童館

施設名	岡山市北ふれあい児童館		施設数	1
所在地	岡山市北区万成二丁目6-33			
担当課	岡山っ子育て局 地域子育て支援課			
開設年月日	平成11年6月1日	建設費（千円）	不明	
根拠法令	児童福祉法第40条 岡山市立児童館条例・同施行規則			
施設の設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること（児童福祉法第40条）			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	（公財）岡山市ふれあい 公社	H28.4.1~R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料（千円）	12,986	11,766	13,646	
年間利用者数（人）	37,038	35,241	28,067	

使用料・利用料金の別		利用料金の内容	
自主事業の有無	無	自主事業の概要	
備考			

2 岡山市ふれあい児童館

施設名	岡山市ふれあい児童館		施設数	1
所在地	岡山市中区桑野 715-2			
担当課	岡山っ子育て成局 地域子育て支援課			
開設年月日	平成6年5月25日	建設費(千円)	不明	
根拠法令	児童福祉法第40条 岡山市立児童館条例・同施行規則			
施設の設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること(児童福祉法第40条)			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	(公財)岡山市ふれあい 公社	H28.4.1~R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	17,251	17,263	18,136	
年間利用者数(人)	52,474	51,831	47,244	
使用料・利用料金の別		利用料金の内容		
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考				

3 岡山市西大寺ふれあい児童館

施設名	岡山市西大寺ふれあい児童館		施設数	1
所在地	岡山市東区西大寺中二丁目 16-33			
担当課	岡山っ子育て成局 地域子育て支援課			
開設年月日	平成9年6月1日	建設費(千円)	不明	
根拠法令	児童福祉法第40条 岡山市立児童館条例・同施行規則			
施設の設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること(児童福祉法第40条)			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	(公財)岡山市ふれあい 公社	H28.4.1~R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	12,752	12,792	12,515	

年間利用者数（人）	23,269	19,123	19,723
使用料・利用料金の別		利用料金の内容	
自主事業の有無	無	自主事業の概要	
備考			

4 岡山市西ふれあい児童館

施設名	岡山市西ふれあい児童館		施設数	1
所在地	岡山市南区妹尾 880-1			
担当課	岡山っ子育成局 地域子育て支援課			
開設年月日	平成 10 年 6 月 1 日	建設費（千円）	不明	
根拠法令	児童福祉法第 40 条 岡山市立児童館条例・同施行規則			
施設の設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること（児童福祉法第 40 条）			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	（公財）岡山市ふれあい 公社	H28.4.1~R3.3.31 (5 年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料（千円）	11,876	11,825	12,903	
年間利用者数（人）	38,666	36,707	28,237	
使用料・利用料金の別		利用料金の内容		
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考				

5 岡山市南ふれあい児童館

施設名	岡山市南ふれあい児童館		施設数	1
所在地	岡山市南区福田 690-1			
担当課	岡山っ子育成局 地域子育て支援課			
開設年月日	平成 11 年 6 月 1 日	建設費（千円）	不明	
根拠法令	児童福祉法第 40 条 岡山市立児童館条例・同施行規則			
施設の設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること（児童福祉法第 40 条）			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	（公財）岡山市ふれあい 公社	H28.4.1~R3.3.31 (5 年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	

指定管理料 (千円)	12,036	12,056	12,459
年間利用者数 (人)	38,437	34,697	32,864
使用料・利用料金の別		利用料金の内容	
自主事業の有無	無	自主事業の概要	
備考			

第2 指定管理の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行う主な指定管理業務は、

- ① 運営に関すること（利用の許可、健全な遊びを通して、児童の集団及び個別指導を行うこと等）
 - ② 「児童館ガイドライン」に基づく児童館事業及び「地域子育て支援拠点事業実施要綱」に則した地域子育て支援拠点事業（一般型）を実施すること
 - ③ 施設及び設備等の維持管理に関すること（保守管理業務、清掃業務）
- である。

2 自主事業

自主事業は、児童の健全育成という施設の設置目的を考慮し、児童館ごとに自主事業計画書により岡山市の承認を得て行うこととされている。自主事業は実施されていないが、公の施設の有効利用の観点から、上記設置目的に合致する自主事業の計画が望まれる。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと
第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。
- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと
第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

2 非公募理由

現指定管理者は、非公募方式により指定管理候補者として選定されているが、非公募とする理由は、施設所管課によると、「ふれあいセンターは、公益財団法人岡山市ふれあい公社を指定管理者としており、児童館はセンター内に設置された施設である。同一事業者が一体的に管理を行うことが効果的かつ効率的な運営につながるため。」とのことであった。

公の施設の点検票には、より詳細な理由が記載されており、岡山市管理規則第5条第1項第3号（公の施設の設置目的又は本市の政策目的を実現するために、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき。）に該当するとの判断であった。

ふれあい児童館がふれあいセンター内に設置されており、現指定管理者が従前地域における児童健全育成、子育て支援等の役割を果たしてきたという点に鑑みると、現指定管理者が、ふれあいセンターと一体的に児童館を管理運営することにより、事業を効果的、効率的に運営できると判断したことは適正である。

3 マネジメント推進委員会における審議内容

- (1) 現指定管理者は、平成28年1月21日開催の岡山っ子育て局公共施設等マネジメント推進

委員会において指定管理候補者として選定することが決定されている。

- (2) この推進委員会では、委員から、「非公募の理由については、利用者数の推移など効率的な運営の根拠を説明できるように」との指摘を受け、これに対する回答を待たずに現指定管理者が指定管理候補者として選定されている。

しかし、本来、推進委員会は、非公募方式で指定管理候補者を選定することが公募原則に照らして適正であるか否か、候補者が指定管理者として適格性を有するか否かを審議する場であり、議会等に対する説明の方法について審議する場ではない。推進委員会においては、岡山市管理規則の定める要件を充たすことが厳格に確認される必要があり、そのような確認がなされて初めて非公募方式による選定が適正であることが担保される。

★★意見364

非公募方式による指定管理候補者選定の可否を判断する場合、推進委員会において岡山市管理規則の定める要件を充たすか否か厳格に判断されたい。

- (3) また、非公募方式により指定管理候補者を選定する場合であっても、候補者からのヒアリングは不可欠であり、指定管理候補者として適正であるか否かは、あらためて推進委員会において実質的に審議されたい。

★★意見365

非公募方式により指定管理候補者を選定する場合であっても、推進委員会においては、候補者からのヒアリングを実施するなどして、指定管理者としての適正性について実質的に審議されたい。

第4 協定

1 施設利用許可

管理業務仕様書「6 業務内容」〔(1) 運営に関すること〕には、「岡山市児童館条例に従い利用の許可を行うこと」とされている。しかし、岡山市児童館条例は、第5条で「市長は、児童館の管理上支障があると認められるときは、その使用を拒むことができる。」と使用の制限について定めているだけで、児童館の利用にあたって利用の許可を必要とする旨の規定はない。

したがって、指定管理業務として、指定管理者に施設利用の許可を行わせることは、条例上に根拠のない利用許可権限を指定管理者に付与するものであり、管理業務仕様書の上記記載は指定管理者に対して条例に反する取扱いを行わせるかのような誤解を招くものであるため、記載を改めるべきである。

なお、施設所管課において、本監査中の指摘を踏まえ、すでに令和3年度の管理業務仕様書では「利用許可」の記載を改めたとのことである。

★★意見366

指定管理業務として指定管理者に利用許可を行わせる旨の管理業務仕様書の記載は不適切であり、記載を改めるべきである。

2 指定管理料の精算返納

指定管理料の支払方法は、概算払で精算返納が予定されているが(指定管理業務仕様書8(3))、その内容は、指定管理者が精算を行い、残額が生じた場合には岡山市へ戻入すると定められているだけで、具体的な精算方法の規定は見受けられない。これでは、指定管理者によって返納額の算出方法が異なる場合も想定され、適切ではない。

なお、事業報告書によると、各ふれあい児童館ごとに返納額を算出しており、また、各ふれあい児童館の収支決算書をみると、科目ごとに予算額と決算額の差額を基礎として返納額を算出しており、返納額の算出に関する実際の運用としては適切に行われていることがうかがわれる。

したがって、上記運用の内容を、協定書又は管理業務仕様書に記載し、返納額の算出方法を示し、精算返納の有無及びその内容について明確に報告させるべきであり、施設所管課において収支状況については詳細に確認し、把握すべきである。

★★意見367

協定書又は管理業務仕様書に具体的な精算方法について記載し、精算返納の有無及び内容を詳細に確認し把握すべきである。

3 リスク分担

(1) 基本協定書とリスク分担表の関係

第3部(総論)・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見368

基本協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部(総論)・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見369

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア リスク分担表によれば、管理物件の損傷に対する修繕責任については、「指定管理者の管理業務により生じたもの」については指定管理者の負担、「老朽化により生じたもの」、「不可抗力により生じたもの」については岡山市の負担とされている。

イ 第3部(総論)・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見370

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化ま

たは不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

ウ 他方、管理業務仕様書「9 施設や備品の修繕」には、①指定管理者の故意又は過失により施設や備品等を破損した場合には、指定管理者が原状回復あるいは実費弁償する、②利用者の故意又は過失により施設や備品等を破損した場合には、その利用者が原状回復あるいは実費弁償するとされている。

管理業務仕様書の上記①の定めについては、前述の「児童館」とは異なり、一見して明白な矛盾はないが、リスク分担表では「管理業務により生じたもの」とされているのに対し、管理業務仕様書では「指定管理者の故意又は過失により」生じたものとされているため、管理業務により生じたものであるが指定管理者に故意又は過失はない、という場合には対処が困難である。

したがって、やはりリスク分担表の内容と管理業務仕様書の内容を整理する必要がある。

★★意見371

施設の修繕責任につき、リスク分担表と管理業務仕様書とが整合するよう内容を改められたい。

エ 管理業務仕様書の上記②については、このままでは岡山市と指定管理者とのリスク分担に関する定めとはいえ、管理業務仕様書の記載事項としては不適切であるから、利用者に対して原状回復あるいは実費弁償の請求をする事務につき負担するのが指定管理者か岡山市かという観点から記載を整理する必要があると思われる。

★★意見372

利用者の故意又は過失により施設や備品等を破損した場合に関するリスク分担について整理した上、明確にされたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見373

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

4 物品管理

基本協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）が想定されており（第17条、第18条、第26条）、その定義をみると、備品（Ⅰ種）は岡山市が物品台帳に示す物品、備品（Ⅱ種）は指定管理者が必要に応じて購入又は調達した備品をいうとされている。

岡山市マニュアル [資料編]・74頁以下の基本協定書（又は包括協定書）（雛形）では、備品

(Ⅱ種)を「管理業務仕様書で定める指定管理者が準備すべき物品」と定めており、基本協定書の備品(Ⅱ種)の定義が、岡山市マニュアル〔資料編〕の定義と異なっている。本施設につき、基本協定書が定める備品(Ⅱ種)は、岡山市マニュアル〔資料編〕でいう備品(Ⅲ種)(指定管理者が必要に応じて購入又は調達した備品)である。

このように備品(Ⅰ種)、備品(Ⅱ種)の区別が、岡山市マニュアル〔資料編〕が定める区別と異なっており、所有権の帰属等について混乱を招きかねないので、備品の区別については岡山市マニュアル〔資料編〕の区別と整合させるのが望ましい。あるいは、岡山市マニュアルにいうⅠ種・Ⅱ種との呼称を使用しないことが望ましい。

第5 モニタリング

1 事業報告書の記載

指定管理者が提出する事業報告書の記載事項は、「①経費の収支状況」、「②管理業務の実施状況及び利用状況」、「③情報開示の状況に関する事項」、「④自主事業の実施状況に関する事項」、「⑤その他岡山市が指示する事項」(基本協定書第8条第1項)であるが、当該指定管理者の事業報告書は、比較的詳細な報告書であり評価できる。

ただし、③情報開示の状況に関する事項の記載がなされていないため、指定管理者に記載を求めべきである(開示請求、開示実績がないのであれば、ない旨の記載をするべきである)。

★★意見374

事業報告書において、情報開示の状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。

2 収支状況の確認

施設所管課からのヒアリングによると、事業報告書の収支状況について、帳票との照合作業は行っていないとのことであった(指定管理者から提出される月報や日報との照合にとどまるものと考えられる。)

本施設においては、指定管理料について精算返納が予定されていることから、帳票と照合するなどして実際の支出状況を把握する必要性が高い。したがって、収支状況の確認にあたっては、経費支出に関し定期的に帳票との照合を行うべきである

★★意見375

収支状況の確認にあたって、報告書記載に係る経費支出について定期的に帳票との照合を行うべきである。

3 実地調査

(1) 施設所管課からのヒアリングによると、実地調査は行っていないとのことであった。

(2) 第3部(総論)・第7章・第3・1・(4)〔83頁〕記載のとおり(意見46)。

4 利用者アンケート

管理業務仕様書「10 利用者アンケートの実施」では、「指定管理者は施設に利用者アンケート箱を設置し、次に掲げる要領によりセルフモニタリングを実施するものとする。」とし、利用者アンケートの実施要領を定めている。

施設所管課からのヒアリングによると、指定管理者は利用者アンケートを実施しているが、施設所管課はアンケート結果を確認・検討しておらず、協議もしていないとのことであった。

利用者アンケートは、指定管理者による管理状況を施設所管課が評価する上で最も基本的な作業というべきである。

したがって、施設所管課は、指定管理者が実施した利用者アンケートの結果を確認し、その結果について指定管理者との間で協議すべきである。

なお、施設所管課において、本監査中の指摘を踏まえ、令和3年度の管理業務仕様書に利用者アンケートの結果について指定管理者と協議する旨を記載した上、アンケートを定期的に（年1回以上）実施し、協議を実施する予定とのことである。本来「指摘」を付すべきところであったが、本監査中の指摘に対して速やかに対応を行ったことを評価し、「意見」相当とした。

★★意見376

施設所管課は、指定管理者が実施した利用者アンケートの結果を適宜確認し、その結果について指定管理者との間で協議すべきである。

5 労働法令遵守についてのモニタリングを実施すべきこと

(1) 施設所管課からのヒアリングによると、日報、月報に記載されている開設曜日や開設時間の記載内容から指定管理者が労働法令を遵守しているかを確認しているとのことであるが、これでは実際に指定管理者が労働法令を遵守しているか明らかではない。

(2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(2)及び(4) [81～83頁] 記載のとおり（意見46）。

また、管理業務仕様書の「法令等の遵守」の項目に、遵守すべき法令として労働関係法令を記載すべきである。

なお、施設所管課において、本監査中の指摘を踏まえ、令和3年度の管理業務仕様書に「労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及びその他労働関係法令」を記載したとのことである。

★★意見377

管理業務仕様書の「1 法令等の遵守」に労働関係法令を記載すべきである。

6 物品の照合

施設所管課からのヒアリングによると、年に1回、会計課から物品の管理について報告を求められる（全庁的に指示がある）際に、指定管理者に物品台帳と備品シールとの照合を指示し報告させているとのことであるが、施設所管課が実際に現地において確認しているわけではない。

基本協定書（第17条、第18条、第26条）では、備品（I種）の管理、備品（II種）の購入及び指定期間終了後の備品の取扱いについて定めており、その前提として、実際の備品の管理状況を確認することは必要不可欠である。したがって、指定管理者に備品の状況を報告させるだけでなく、少なくとも年に1回は、施設所管課自らが現地において備品の管理状況を確認すべきである。

★★意見378

施設所管課は、少なくとも年に1回は、現地において備品の管理状況を確認すべきである。

第6 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 基本協定書第13条第2項は、指定管理者に対し、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによると、施設所管課は、監査指導課が行う監査実施時に同行し、その際に個人情報の保管場所（例：鍵のかかるロッカー等）を確認しているとのことであるが、施設所管課として、定期的に少なくとも年に1回は現地において、個人情報の管理状況を確認すべきである。

- (2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 基本協定書第8条第1項第3号において、事業報告書の記載事項として「情報開示の状況に関する事項」が規定されているのみであり、情報公開についての必要な措置を講じる義務を課す旨の条項が設けられていない。

公の施設の管理運営に関する情報公開の重要性にかんがみ、本施設の指定管理に係る協定書においてもこれに則って、情報公開についての必要な措置を講じる義務を課す旨の条項を設けるべきである。

★★意見379

協定書において、情報公開についての必要な措置を講じる義務を課すべきであり、また、指定管理者に対するモニタリングの一環として、指定管理者が「情報の公開について必要な措置」を講じているか否かにつき、定期的に確認・チェックされたい。

- (2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第5章 環境局

第1節 環境事業課

第1款 神崎緑地プラザ

第1 施設の概要

施設名	岡山市神崎緑地プラザ		施設数	1
所在地	岡山市東区神崎町2450番地			
担当課	環境局環境事業課			
開設年月日	平成10年4月1日	建設費(千円)	88,000	
根拠法令	岡山市公園条例 岡山市神崎緑地プラザ条例			
施設の設置目的	市民の休養とふれあいを深める施設として、岡山市神崎緑地プラザを岡山市東区神崎町2450番地に設置する。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	西林町内会	H28.4.1~R8.3.31 (10年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	1,714	1,714	1,729	
年間利用者数(人)	11,425	10,640	7,519	
使用料・利用料金の別	使用料	利用料金の内容	-	
自主事業の有無	なし	自主事業の概要		
備考				

第2 指定管理の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、

- ① 鍵の管理(施設入口鍵の開閉、施設機械警備の設定・解除)
- ② 施設の管理(開館・閉館作業、施設内外の日常的な清掃・点検、消耗品の補充、廃棄物の処分など)
- ③ 施設運営(施設利用者の対応、施設利用許可手続)

である。

2 自主事業

自主事業は実施されていないが、公の施設の有効利用の観点から、施設の設置目的に合致する自主事業の計画が望まれる。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

(1) 公募原則を条例に明記すべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。

(2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

2 非公募理由

現指定管理者は非公募方式により指定管理候補者として選定されているが、非公募とする理由は、施設所管課によると「地元還元施設であり、大半の利用者である地域住民、地元町内会の利用調整の面で良好な運営ができる」ため、岡山市管理規則第5条第1項第3号に該当するとのであった。

岡山市神崎緑地プラザ条例第1条は、施設の設置目的について「市民の休養とふれあいを深める施設」と規定しており、主たる利用者として想定される地域住民、地元町内会の利用調整を図る観点より、現指定管理者が岡山市管理規則第5条1項第3号「公の施設の設置目的又は本市の政策目的を実現するために、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき」に該当するとした判断は適正であると考えられる。

3 選定基準

岡山市は、本施設の指定管理候補者を選定するに当たり、「選定基準」を設けており、その中では、概ね以下のような審査項目が設けられていた。

審査事項	審査項目	内容
申請者の概要	運営方針、実績	方針が明確で、安定した運営がされているか。
収支計画	a 収支計画	収支計画の積算は妥当か。
	b 指定管理料	指定管理料の提案額はいくらか。
管理運営計画	a 施設の管理運営に関する計画	安定した施設の管理・運営が可能な方針が入っているか。
	b 人員配置計画	施設管理の人員が十分確保されているか。
利用促進等への取組	a 利用促進への取組	利用促進に向けた計画があるか又実現は可能か。
	b サービス向上への取組み	サービス向上に結びつく計画があるか又実現は可能か。苦情、要望等の受付体制は整っているか。
緊急時の対応	a 緊急時の対応。対策	緊急時には市などの関係機関に連絡する体制になっているか。
個人情報の保護	a 個人情報保護に関する取組	十分なセキュリティ対策がとられているか。
協働性	a 地域との協働に関する取組	地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。
平等利用	a 平等利用に関する方針	公の施設として、市民に平等な対応をすることとしているか。
公正労働の確保	a 被用者の労働条件についての配慮	被用者の賃金が岡山県の最低賃金を下回っていないか。

これらの各審査項目につき、所管課が「適・不適」を確認する形式となっており、現指定管理者については、全ての項目について「適」との判断がなされているが、実質的な確認・チェックが実施された形跡はない。

指定管理候補者の公募・非公募を決定する段階で、「公の施設の設置目的又は本市の政策目的を

実現するために、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的である」(岡山市管理規則第5条1項第3号)と判断された場合であっても、当該団体が指定管理者に求められる各種の水準を充たすか否かは別個の問題であるから、指定管理候補者として実際に選定する段階ではあらためて審査基準に則った実質的な確認・チェックを行うべきである。

★★意見380

申請者が指定管理候補者としての適格性を有するか否かは、公募・非公募を決定する上での「公の施設の設置目的又は本市の政策目的を実現するために、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的である」(岡山市管理規則第5条1項第3号)か否かとは別個の問題として、あらためて実質的な確認・チェックを行うべきである。

4 マネジメント推進委員会における審議

現指定管理者は、平成28年1月25日環境局公共施設等マネジメント推進委員会において指定管理候補者として選定されている。

指定管理者として指定されるための条例上の要件は、①その事業計画によるプラザの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること、②その事業計画の内容がプラザの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、③その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること、④その他市長が必要と認める事項(岡山市神崎緑地プラザ条例第8条の2第2項各号)となっているが、上記推進委員会における審議内容は、地元の町内会を指定管理候補者として選定することを前提に、議会等に対する説明方法を議論しているのみであり、申請者からのヒアリングも実施されておらず、申請者の指定管理候補者としての適格性については、ほとんど議論されていない。

★★意見381

特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、申請者からのヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性についてあらためて実質的な審議を行うべきである。

第4 協定

1 指定管理料

(1) 精算方式の導入

現指定管理者との間で指定管理料の精算は予定されていない。

しかし、本施設は収益施設ではなく、また、現指定管理者は営利団体ではないし、施設管理経費としては、管理人人件費と消耗品費のみが予定されており、指定管理者の経営努力による管理経費の圧縮が期待されているとはいえない。

したがって、本施設の指定管理については、本来、指定管理料に残金が発生する場合には、年度ごとに精算する方式とするのが望ましい。もっとも、精算方式は指定管理者との合意の下で協定により導入されるべきであり、現在の協定期間中において精算方式を導入する場合は指定管理者にとって不利益な変更となる可能性があるから、指定管理者との協議が必要である。

★★意見382

収益施設ではなく、指定管理者が営利団体でもない場合で、指定管理者の経営努力による経費の圧縮が期待されているとはいえない場合には、指定管理料については年度ごとの精算方式とすることが望ましい。遅くとも次回更新までに検討されたい。

(2) 消費税率変更に伴う変更協定

申請要項において「消費税及び地方消費税に係る税制改正があった場合は、協定書のリスク分担に基づき対応します。」と記載され、リスク分担表では「指定管理料に係る消費税及び地方消費税」の税制変更によるリスクは岡山市が負担することとなっており、令和元年9月30日、消費税率が引き上げられたことに伴って、「岡山市神崎緑地プラザの管理運営に関する変更協定書」により、指定管理料の引上げが行われている。

かかる指定管理料の引上げは、指定管理者が消費税引上げ分につき適正に転嫁できるようにすることを目的とするものであるが、消費税及び地方消費税の税制変更によるリスクは、指定管理者が消費税の課税事業者である場合や、消費税の負担を伴う経費支出がある場合において初めて顕在化するものである。

しかるところ、現指定管理者は消費税課税事業者ではないと思われ、また、指定管理料の大部分は人件費として支出されており、消費税の税率変更により必然的に経費負担が増加する関係にあったという事情もうかがわれないことから、上記変更協定の必要性については疑問が残る。少なくとも、指定管理料の引上げを実施する場合においては、その必要性について慎重な検討を要することはいうまでもないところであり、そのような慎重な検討が行われた形跡がないことは問題である。

★★意見383

指定管理期間中における指定管理料の引上げの必要性については、具体的かつ慎重に検討されたい。

2 指定期間

現指定管理者の指定期間は10年とされている。

指定期間については、「指定期間を長期に設定すると、指定管理者見直しの機会が減り、提供されるサービス水準の低迷や不正の温床となる」、「管理運営の効率の低下などが生じる恐れがある」

(三菱総研・73頁)との指摘もなされており、一定期間ごとに指定管理者に対する評価を行って公正な競争環境を確保する必要があることや、他方で指定管理者の負担とされる備品の減価償却期間等も考慮して、全国的に5年程度を標準とする例が多く、5年を超える長期の指定期間が設定されるには、指定管理者に対して一定の投資を求めるような場合において、投下資本回収の機会が与えられる必要がある等の特別の理由が求められる。

岡山市マニュアル・23頁においても、「岡山市における指定期間5年を標準とします。」とされている。

しかしながら、本施設については、投下資本の回収機会を与える必要等の5年を超える長期の指定期間を設定すべき必要性はうかがわれず、指定管理候補者選定の段階でこの点についての説明ないし議論が行われた形跡もない。

本施設については、標準どおり指定期間を5年に設定すべきであったと考える。

★★意見384

長期間の指定期間を設定すべき特段の必要性が認められない場合は、指定期間を原則どおり5年に設定されたい。

3 使用料徴収委託

(1) 使用料徴収委託契約書を別途締結すべきこと

ア 本施設については、現指定管理者に対して使用料徴収委託がなされているが、包括協定書第4条第2項において、「使用料の徴収事務は、地方自治法施行令第158条に基づき、乙に委託する。」とされているのみであり、別途、使用料徴収委託契約書は締結されていない。

イ 第3部（総論）・第4章・第5・2〔60～62頁〕記載のとおり（意見30）。

(2) 使用料徴収業務の位置付けが不適切であること

第3部（総論）・第4章・第5・3〔62頁〕記載のとおり（意見31）。

(3) 使用料徴収委託の告示

上記のとおり、本施設については、指定管理者に対して使用料の徴収委託が行われているので、使用料の徴収を委託した旨を告示し、納入義務者の見やすい方法により公表する必要がある（施行令第158条第2項）。

しかし、本施設については、本監査開始後の令和3年2月8日まで使用料の徴収委託についての告示が実施されていなかった。本来であれば、「指摘」を付すべきところではあるが、現在は違法状態が解消されていることを評価し、「意見」を付すこととする。

★★意見385

指定管理者に対して使用料徴収を委託した旨の告示を徹底されたい。

4 リスク分担

(1) 包括協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1)〔52～53頁〕記載のとおり。

★★意見386

包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第三者に生じた損害の賠償責任については、「管理業務の範囲内で指定管理者の故意又は過失によるもの」は指定管理者の負担、「管理物件の瑕疵により生じたもの」は岡山市の負担とされ、これら以外の原因によるものについては、協議により負担を定めることとされている。

これらのリスク分担の内、「管理業務の範囲内で指定管理者の故意又は過失によるもの」を指定管理者の負担とし、「管理物件の瑕疵により生じたもの」を岡山市の負担としていることは適切である。

しかし、これら以外の原因によるものについて、一律に「協議」とされている点は不適切で

ある。例えば、包括協定書においては、指定管理者が自主事業を実施することも想定されているが、仮に自主事業が実施されることとなった場合において、かかる自主事業により第三者に損害が生じた場合については、明らかに指定管理者が賠償責任を負担すべきである。

リスク分担表の趣旨からして、できる限り「協議」の対象は限定すべきであり、内容として不十分である。また、やむを得ず「協議」により負担を決定せざるを得ない場合に備えて、「協議」の方法（協議への出席者、協議事項、協議の手続等）についても協定書において規定しておくことが必要と考える。

★★意見387

協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見388

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見389

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

5 備品管理

包括協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されているが、管理業務仕様書では必ずしもこれらの区別を明確に想定した記載になっておらず、備品の取扱いが不明確である。特に、管理業務仕様書において指定管理者が準備するものとされている「指定管理業務を行う上で必要となる消耗品」の権利関係（上記Ⅱ種とⅢ種の区別）が曖昧な状態となっているので、この点を明確にする必要がある。

また、本施設について備品（Ⅱ種）の存在を予定していないのであれば、これに関する協定書の記載は削除されるべきである。

★★意見390

備品（特にⅡ種及びⅢ種）に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。備品（Ⅱ種）の存在を予定していないのであれば、これに関する協定書の記載は削除す

るべきである。

第5 施設の管理運営

1 管理業務に関するマニュアル

本施設については、施設設置当時より同一の管理人が管理業務に当たっており、現時点では必要性がないため、管理業務に関するマニュアルは作成されていないとのことであった。

しかし、持続的かつ安定的な施設運営の観点からは、管理のノウハウについてできる限り一般化し、市においてその内容を把握すると共に、管理人がいつでも交替できる体制を整備することが必要である。

また、使用料の徴収及び収納については、公金管理上重要であるから、現金保管ルールも含めて施設所管課においてマニュアルを作成し、それに基づいて運用されたい。

★★意見391

管理業務に関するマニュアルを整備することが望ましい。

★★意見392

使用料の徴収及び収納については、施設所管課においてマニュアルを作成し、それに基づく運用とされたい。

2 現場責任者の届出

管理業務仕様書においては、「管理人を統括する現場責任者を届け出ること」とされているが、指定管理者から届出はされていないとのことであった。

管理人を統括する現場責任者は、非常時等における対応の責任者であり、市との協議、市から指定管理者に対する指示・指導の直接の相手方となるべき者であるから、市が責任者を特定できない状況は施設管理上不都合である。

指定管理者に対して速やかに現場責任者の届出を求めると共に、変更があった場合の届出も求める必要がある。

★★意見393

指定管理者に対して速やかに管理人を統括する現場責任者の届出を求めると共に、変更があった場合にも速やかに届出が行われるよう措置を講じられたい。

第6 モニタリング

1 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

(1) 施設所管課からのヒアリングによれば、2ヶ月に1回程度の頻度で施設を訪問し、管理人から管理状況等に関する聴き取りを実施しているとのことであり、日頃から施設を直接訪問して指定管理者側との連携を維持する努力をしている点は施設管理上も適切である。

もっとも、上記の施設訪問は、協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、十分なモニタリングとはいえない。

(2) 第3部(総論)・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり(意見46)。

2 管理人の就業条件

管理人1名を常駐させることとされているが、指定管理者と管理人との法律関係、管理人に対して実際に支払われている人件費の算出方法、支出内容等の就業条件について、所管課では把握していないとのことであった。

また、「指定管理者制度の運用について」(平成22年12月28日総行経第38号総務省自治行政局長通知)において、「指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること」と通知されている趣旨に照らし、施設所管課において管理業務従事者の就業条件が適正であるか否か確認することが必要であり、また、人件費が適正に支出されているか否か確認する必要もある。

選定時に指定管理候補者から提出された事業計画書においては、管理人人件費の月額が14万2000円と算定されているが、実際の支出額は年度ごとに異なっている。施設所管からのヒアリングによると、消耗品費の残りが全て人件費に充てられていると思われるとのことであったが、(仮に労働法令の適用を受けない就業形態であるとしても)労働法令遵守が求められている趣旨からすれば、人件費は時間単価、日額または月額を固定した上で支出されることが望ましい。

★★意見394

管理人の就業条件を確認すると共に、人件費の支出が適正に行われているか確認されたい。

3 利用者アンケートの実施

管理業務仕様書においては、「指定管理者は、岡山市が必要と認めたときは、管理物件に利用者からのアンケートを収集する箱を設置する等の方法により、利用者の意見を聞かなければならない。」とされているが、本施設については全くアンケートを実施した実績がないとのことであった。

施設所管課の説明によれば、「利用者のほとんどが地元住民で、常駐の管理人も地元住民の方であるため、意見は随時入ってくる。営利目的の施設でもないため、アンケートの実施は不要と判断している。」とのことであった。

しかし、利用者アンケートは、匿名方式により出来る限り多数の施設利用者を対象にして実施することにより、「声なき声」にも耳を傾けるという点にも意義があり、指定管理者による管理状況を施設所管課が評価する上で最も基本的な作業というべきである。利用者のほとんどが地元住民であるという現状はアンケートの実施を不要とする理由にはならないと思われる。また、「公の施設」である以上、地元住民以外の方の声にも耳を傾ける必要がある(例えば、地元住民以外の市民が利用しにくい状況になっている可能性は、地元住民からの意見だけでは把握することができない)。また、アンケートの実施は住民サービスの向上を目的とするものであるから、営利目的でないことはアンケートを実施しなくてよい理由にはならない。

したがって、アンケートは常時でなくとも、定期的実施すべきである。

★★意見395

利用者アンケートは、常時実施する必要まではないと認められる場合であっても、定期的実施されたい。

第7 個人情報保護・情報公開

1 個人情報受託管理責任者の届出

市と指定管理者との間で締結されている「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」第2条第1項では、指定管理者が「保有個人情報を適切に管理するため、個人情報受託管理責任者…を置く」こととなっているが、個人情報受託管理責任者の氏名及び連絡先等については協定上届出を求めることにはなっていない。

しかし、万が一、保有個人情報に関する事故が発生した場合の対応等のため、市が上記責任者の氏名・連絡先等を把握しておく必要があると考える。

したがって、個人情報受託管理責任者の氏名及び連絡先等の必要な情報について届出を求めることが望ましい。

★★意見396

個人情報受託管理責任者の氏名及び連絡先等の必要な情報については、市に対して届け出るよう指定管理者に求めることが望ましい。

2 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 包括協定書第17条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課からは、指定管理者に対して書類を棚に入れて管理するよう要求する程度の指示が行われているのみに過ぎず、上記の措置が講じられているか否かについて、十分な確認がなされていない状況である。

(2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

3 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 包括協定書第17条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課は、指定管理者が上記の措置を講じられているか否かについて全く確認しておらず、岡山市情報公開条例に基づく情報公開請求がなされた際、これに対して適正な対応ができるか否か非常に心許ない状況と言わざるを得ない。

(2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第8 災害対応

本施設は、災害対策基本法上の指定避難場所にはなっていないが、管理業務仕様書において「岡山市の指定避難施設となった場合においては、災害発生時には避難者の安全確保への対応を適宜行うこと」とされているとおり、災害時において避難施設として利用されることも想定されている。

施設所管課に確認したところ、避難希望者への対応方法等、災害発生時における対応については、指定管理者との間で協議が行われていないとのことであったが、避難施設として利用されることが想定し得る以上、平時において、ごく基本的な事項だけでも指定管理者との間で災害発生時の対応について協議をしておくことが望ましい。

第2節 環境施設課

第1款 浅越スポーツパーク

第1 施設の概要

施設名	浅越スポーツパーク		施設数	1
所在地	岡山市東区浅越6 2 5 番地			
担当課	環境局環境施設部環境施設課			
開設年月日	平成13年5月13日	建設費(千円)	60,000	
根拠法令	岡山市公園条例 岡山市浅越スポーツパーク条例			
施設の設置目的	市民のスポーツの振興と体力づくりの推進を図り、もって市民の健康な生活の向上に資するため			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	(公財)岡山市シルバー人材センター	H28.4.1~R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	7,063	7,063	7,129	
年間利用者数(人)	42,099	37,527	36,636	
使用料・利用料金の別	使用料	利用料金の内容	-	
自主事業の有無	あり	自主事業の概要	自動販売機	
備考				

第2 指定管理の概要

1 指定管理業務

指定管理業務の概要は、

- ① 利用者受付業務
- ② 芝生管理業務
- ③ 中低木植栽管理業務
- ④ 場内便所清掃業務
- ⑤ 門扉等施設業務
- ⑥ 市民パークゴルフ大会の開催補助業務

である。

2 自主事業

目的外自主事業として、自動販売機を設置している。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと

- 第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。
- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと
- 第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

2 非公募理由

公の施設の点検票によれば、非公募理由については「浅越スポーツパークは公益社団法人日本パークゴルフ協会の認定コースで、現在の指定管理者は現場対応者7名がアドバイザー等の資格を保有しており、その経験を十分に活かし、利用者を増やし、良好な運営を行っている。」等の理由により、岡山市管理規則第5条第1項第3号の「公の施設の設置目的又は本市の政策目的を実現するために、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき」に該当すると判断されたとのことであり、施設所管課に対するヒアリングにおいても「岡山市内の資格保有者を2名以上確保できる事業者が現指定管理者のみだった」旨の回答であった。

たしかに、公益社団法人日本パークゴルフ協会公認コース認定規程第4条第1項第4号には、「公認コースには指導者を2名以上置き、コースにおける指導体制を配備しなければならない。」と規定されており、施設所管課による上記の説明も一定の合理性を有すると考える。

しかし、非公募とすべき理由の上記規定への要件該当性については厳格に判断されるべきであり、仮に公募への道が開かれるならば、施設運営への参入を検討している民間団体が新たに資格保有者を養成したり雇用したりする等の対応も取り得るのであるから、少なくとも事前のサウンディング調査すら実施することなく現指定管理者に管理を行わせることが「最も」合理的であるとまでは直ちにいえず、上記の理由のみを根拠に上記要件を充たすと判断したことは早計と思われる。

また、公募の結果、現指定管理者のみが上記認定規程の要件を充たすことが確認されれば、より公正な手続の下で現指定管理者が候補者として選定されることになるのであるから、公募を実施することについて何ら不都合はないはずである。

★★意見397

非公募方式による指定管理候補者の選定を可とする要件としての「特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的であると認められる」か否かにつき施設所管課において判断する際は、サウンディング等も実施した上で慎重に判断されたい。

3 マネジメント推進委員会における審議内容

- (1) 現指定管理者の指定管理候補者としての選定は、平成28年1月25日環境局公共施設等マネジメント推進委員会において決定されている。
- (2) 本施設の指定管理候補者を非公募方式で選定した理由については上記のとおりである。

しかしながら、上記マネジメント推進委員会においては、出席者から「有資格者がシルバーや他団体にどのくらいいるか把握しているか。シルバーにしかいなければそれで理由になる。」旨の質問が出されており、これに対する施設所管課の回答は「把握していない。」とのことであったから、マネジメント推進委員会において、上記の非公募理由が規則上の要件を充たすか否かについての判断が正式になされたものとはいえない。

また、同推進委員会においては、「シルバー人材センターでパークゴルフの資格を持っている人が造園業者に就職し、その造園業者が指定管理者に応募することが考えられる」との指摘も

受けているところであり、公募・非公募の決定については、もう少し慎重な検討をすべきであったと考える。

★★意見398

非公募方式による指定管理候補者の選定を可とする要件の有無については、推進委員会において慎重かつ適正に認定されたい。

(3) 指定管理者として指定されるための条例上の要件は、①その事業計画によるスポーツパークの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること、②その事業計画の内容がスポーツパークの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、③その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること、④その他市長が必要と認める事項（岡山市浅越スポーツパーク条例第2条の3第2項各号）となっているが、上記マネジメント推進委員会における審議内容は、現指定管理者を指定管理候補者として選定することを前提に、議会等に対する説明方法を議論しているのみであり、申請者からのヒアリングも実施されておらず、申請者の指定管理候補者としての適格性については、ほとんど議論されていない。

ところで、申請要項には以下の「指定管理者選定基準」が添付されている。

浅越スポーツパーク 指定管理者選定基準				
分類	審査事項	審査項目	審査事項	適・不適
1 経営方針等	1. 申請者(法人等その他団体)の概要	a 経営方針、経営モラル	・スポーツパークの管理の考え方、経営方針、モラルは適切か	適
		b 同種(同類)施設の経営実績	・施設は良好に管理されているか	
2 収支計画	1. 収支計画及び財務状態	a 必要とする管理経費(支出額)の見込み	・市の積算内容と比較してどうか、またその妥当性はどうか	適
		b 指定管理料	・指定管理料の提案額はいくらか	
		c 財務状態	・財務状態は健全か	
3 事業計画	1. 管理運営計画	a 市民ニーズ充足度	・市民が施設を利用することによって実現されるべき住民福祉を充足しているか。	適
		b 施設の管理運営に関する計画	・施設管理・運営の人員、資格者等が十分確保されているか ・施設管理・運営の物(備品等)が十分準備されているか ・施設、設備、備品等のメンテナンスにおける体制が整備されているか ・利用者に対して具体的な安全対策等が講じられているか ・岡山市との連絡体制は整備されているか	
		c 効果的運営計画・効率化等経費縮減に関する計画	・効果的な運営や効率化のための計画等があるか	
		d 職員配置計画	・勤務体制、勤務ローテーション等に無理はないか ・業務分担に偏りや無理はないか	
		e 人材育成に関する計画	・研修の種類、研修体制は適切か	

2. 施設利用の促進等効用最大化努力	a サービス向上への取組み	・サービス向上に結びつく計画があるか又実現は可能か ・苦情、要望等の受付体制は整っているか	適
	b 自主事業計画	・施設の管理・運営の向上等に寄与する事業計画となっているか ・事業を行うことで市民サービス等の向上に結びつくか	
3. 緊急時の対応	a 緊急時の対応・対策	・法人として緊急時のマニュアルを作成しているか ・関係機関への連絡体制は適切か	適
4. 情報公開及び個人情報の保護	a 個人情報保護に関する取組み	・法人として個人情報の取扱いは適切か ・社内規定はあるか	適
	b 情報公開に関する取組み	・法人としての情報公開に関するマニュアルが作成されているか	
5. 協働性	a 地域振興・活性化等への配慮	・地域振興・活性化に寄与しているか	適
6. 障害者の雇用促進	a 障害者の雇用促進への配慮	・法人としての障害者の雇用が図られているか ・雇用を始めた時期・人数・職務など。	適
7. 平等利用	a 平等利用に関する方針	・募集・利用制限はないか ・弱者への対応は適切か	適
8. 高齢者雇用の促進	a 高齢者の雇用促進への配慮	・高齢者等の雇用が図られているか（高齢者の雇用実績はあるか）	適
9. 男女共同参画	a 男女共同参画への配慮	・男女が共同して働きやすい職場づくりをしているか	適
10. 環境保護	a 環境保護への配慮	・岡山市グリーンカンパニーに認定されているか ・ISOを取得しているか	適
11. 公正労働の確保	a 被用者の労働条件についての配慮	・被用者の賃金が岡山県の最低賃金を下回っていないか ・被用者が法令等で保障されている社会保険制度が確保されているか	適

一番右の欄には各項目につき「適・不適」を記載する欄があり、施設所管課から提供された資料には、いずれも「適」の記載がなされていた。

施設所管課からのヒアリングによれば、推進委員会において「適・不適」の判断を行った（いずれも「適」と判断した）とのことであったが、会議録を確認する限り、推進委員会においてこの点に関する審議が行われた形跡はなく、特に質問もなかったとのことである。すなわち、施設所管課からの「適」とする旨の提案につき、十分な審議が行われないまま、承認されたものと考えられる。

しかし、上記「指定管理者選定基準」においては、比較的詳細な審査項目及び審査事項が設けられており、以上のような経過で承認されてしまったのでは、選定基準としての意味がない。

施設所管課による一次的・形式的な審査を前提として、推進委員会において申請者からのヒアリングを実施し、各項目の「適・不適」については、選定基準に沿って確認、審査した上、会議録にもその内容を記載すべきである。

★★意見399

特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、申請者からのヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性について選定基準に沿って確認、審査した上、その内容を会議録に記載すべきである。

4 指定管理料の上限額の積算

指定管理者から提出された収支計画書、施設所管課において算定された指定管理料のいずれについても積算根拠は明確であり、当初協定時における指定管理料の算定は適正であると考ええる。

しかし、人件費の算定根拠となっている時間単価が800円となっており、かかる時間単価は現在においては岡山県の最低賃金（令和2年10月現在、834円）を下回っている。

「指定管理者制度の運用について」（平成22年12月28日総行経第38号総務省自治行政局長通知）において、「指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること」と通知されている趣旨に照らし、実際に支給されている人件費が最低賃金法違反ないし同法の趣旨に違反する状態となっていないかどうかについては、随時確認する必要があると考える。

施設所管課からのヒアリングによれば、岡山市シルバー人材センターと会員とは雇用関係にあるわけではなく、各個人事業主である会員に対して業務委託をしているという取扱いのため、最低賃金法は適用されず、支払いについては指定管理者の裁量に任せているとのことであったが、最低賃金法の直接適用を受けない業務委託であったとしても、公の施設の管理運営において、実質的に最低賃金法の水準を下回る基準での業務委託が行われるようなことがあるとすれば不適切といわざるを得ない。

また、最低賃金の上昇に伴う人件費支出の増加は、リスク分担表の「法令の変更」のうち、「管理業務に影響を及ぼす法令変更」に当たる可能性があるため、指定管理料の増額の可否についても慎重に検討されたい。施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者が指定期間に合わせて5年単位で時間単価を変更してきた経緯を踏まえ、契約当初から5年間（平成28年度～令和2年度）の最低賃金の变化を考慮し、厚生労働省より発表されている最低賃金の伸び率（3%）をもとに各年の最低賃金を想定したうえで、5年間の平均単価として800円を算出し、十分な予算の確保を行ったものとのことであったが、当初指定管理料算定時の人件費単価が現時点における最低賃金法の水準を下回ってしまっている以上、指定期間途中においても、随時、見直しを検討すべき必要性がある。

★★意見400

人件費の支出が最低賃金法に実質的に違反する状態になっていないか否かを随時確認すると共に、指定期間途中であっても指定管理料の増額の可否について慎重に検討されたい。

第4 協定

1 指定管理業務の範囲

管理業務仕様書において、「地域振興・活性化等の寄与に関する事項」として、「指定管理者は、さいだいじ冬フェスティバルの運営に参加すること」と記載されているが、施設の設置目的は「市民のスポーツの振興と体力づくりの推進を図り、もって市民の健康な生活の向上に資する」（岡山市浅越スポーツパーク条例第1条）とのことであるから、上記の業務は指定管理業務に位置付けることが可能と思われる。

上記が指定管理者において負うべき義務であれば、指定管理業務に位置付けると共に、業務内容を具体的に明記すべきである。

★★意見401

利用者受付等の施設の一般的な管理業務以外に施設の設置目的に適合する業務を指定管理者に義務付ける場合は、指定管理業務として位置付けると共に、業務内容を具体的に明記すべきである。

2 賠償責任保険

- (1) 協定書第22条では、人身その他に対する損害保険は指定管理者において「必要に応じて契約する」とされているが、管理業務仕様書では、指定管理者が付保しなければならない保険として賠償責任保険及び普通傷害保険が記載されている。

協定書と管理業務仕様書の適用関係は明らかにされていないが、申請時には管理業務仕様書のみが示されていること、協定書に記載できない管理業務の詳細について管理業務仕様書に記載するという建付けになっていることからすると、管理業務仕様書の記載が優先するものと理解するのが自然であるから、指定管理者は賠償責任保険及び普通傷害保険への加入義務を負っているものと考えられる。

したがって、協定書の記載を変更するか、あるいは協定書上に管理業務仕様書の記載が優先される旨を明記することにより、指定管理者が保険加入義務を負っていることを明確にすべきである。

★★意見402

協定書と管理業務仕様書の内容に矛盾が生じないように内容を修正するか、協定書上に管理業務仕様書の記載が優先される旨を明記し、指定管理者が保険加入義務を負っていることを明確にすべきである。

- (2) また、単に賠償責任保険、普通傷害保険との記載のみでは、どの程度の規模の保険契約をすべきか明らかではなく、申請者にとってはリスク要因となるし、保険でカバーされない事故が発生した場合における指定管理者の責任の有無が紛争要因となる。

したがって、申請要項及び協定書において、指定管理者が加入すべき保険の具体的内容を明確にすべきである。

★★意見403

申請要項及び協定書において、指定管理者が加入すべき保険の具体的内容を明確にすべきである。

3 使用料徴収委託

- (1) 使用料徴収委託契約書を別途締結すべきこと

ア 本施設については、現指定管理者に対して使用料徴収委託がなされているが、包括協定書第4条第3項において、「乙は、前項の使用料を施設の利用者から徴収し、甲に納付しなければならない。」とされているのみであり、使用料徴収の委託をする旨が明確に定められているのではなく、別途、使用料徴収委託契約書も締結されていない。

イ 第3部（総論）・第4章・第5・2 [60～62頁] 記載のとおり（意見30）。

- (2) 使用料徴収業務の位置付けが不適切であること
第3部（総論）・第4章・第5・3 [62頁] 記載のとおり（意見31）。

4 リスク分担

- (1) 包括協定書とリスク分担表の関係
第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見404

包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

- (2) リスク分担表の内容

本施設については、岡山市マニュアルとは異なる比較的詳細なリスク分担表が作成されており、曖昧な点を残しているとはいえ内容は概ね適正であると考えます。また、不用意な「協議」の条項もなく評価できます。

ただし、「本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、市と指定管理者が協議の上定める」とされているので、協議の方法については明確化しておく必要がある。

★★意見405

やむを得ず協議により負担を決定する場合における協議の方法について明確にされたい。

5 備品管理

包括協定書において、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されており、それに対応して管理業務仕様書においても備品（Ⅰ種）及び備品（Ⅱ種）が区分され、それに沿って備品台帳も区分して整理されており、協定書及び管理業務仕様書の記載に齟齬が生じていたり、備品（Ⅱ種）の管理が曖昧となっている他の大多数の施設に比べて良好な管理状況といえる。

もっとも、備品（Ⅱ種）と備品（Ⅲ種）の区分がなお曖昧であり、この点については管理業務仕様書の記載を明確化する必要があると考えます。なお、包括協定書第20条第1項は、備品（Ⅱ種）について「管理業務仕様書に定める乙が準備すべき物品（以下「備品（Ⅱ種）」という。）」と規定しているから、本来、備品（Ⅱ種）は「管理業務仕様書において指定管理者が準備すべき物品として具体的に特定された物品」、備品（Ⅲ種）は「指定管理者が準備すべきそれ以外の物品（Ⅰ種にもⅡ種にも当たらないが、管理業務において必要な物品）」と区別されるべきものと思われる。

★★意見406

管理業務仕様書において備品（Ⅲ種）に関する記述を追加し、備品（Ⅱ種）と備品（Ⅲ種）の区別を明確にされたい。

第5 モニタリング

1 事業報告書への記載事項

包括協定書第9条第1項及び第2項において、毎月終了後に提出すべき事業報告書（月報）に記載すべき事項が列挙されている（なお、包括協定書第9条第1項及び第2項の「条例第2条の

4」との記載は「条例第2条の5」の誤記であると考えられる。)。しかし、条例第2条の5は、年度終了後に提出すべき事業報告書の記載事項について規定するものであるから、上記包括協定書の規定は、条例の内容と齟齬がある。

また、協定書に列挙された記載事項は、管理業務仕様書12において規定された記載事項とも整合していない。

協定書の規定は条例と齟齬が生じないように、また、管理業務仕様書の内容は、条例及び協定書の規定と齟齬が生じないように、施設所管課において十分に整合性を検討し、記述を整理されたい。

★★意見407

協定書の規定は条例と齟齬が生じないように、また、管理業務仕様書の内容は条例及び協定書の規定と齟齬が生じないように、施設所管課において十分に整合性を検討し、記述を整理されたい。

2 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

(1) 施設所管課からのヒアリングによれば、随時施設を訪問し、修繕や植栽の必要性、管理状況についての確認を行っているとのことであり、日頃から施設を直接訪問して指定管理者側との連携を維持する努力をしている点は施設管理上も適切である。

もっとも、上記の施設訪問は、協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、十分なモニタリングとはいえない。

(2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

3 賠償責任保険の加入状況

第3部（総論）・第4章・第6・6記載のとおり（意見35）。

4 利用者アンケートの実施

(1) 管理業務仕様書15においては、「指定管理者は、岡山市が必要と認めたときは、管理物件に利用者からのアンケートを収集する箱を設置する等の方法により、利用者の意見を聞かなければならない。」とされている。

施設所管課からのヒアリングによれば、本施設においては意見箱を常時設置しており、そこに投函される意見書の内容の内、可能なものについては適宜対応することになっているが、意見を現場の職員に直接言われる利用者が多く、近年は意見書の投函自体がなかったとのことであった。

(2) 第3部（総論）・第7章・第3・(4) [85～86頁] 記載のとおり（意見48、意見49、意見50）。

本施設は年間利用者数が毎年3万人を超える施設でもあり、不特定多数の市民が利用しているものと考えられるので、多くの利用者の声に積極的に耳を傾けるべきである。

第6 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 包括協定書第18条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」

を講ずる義務を課しているが、施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者において実際に上記の措置が講じられているか否かについて、十分な確認がなされていない状況である。

(2) 現指定管理者は、事業計画書において、「公益財団法人岡山市シルバー人材センターの個人情報の保護に関する規程」を整備しており、「個人情報の管理は当該規程に沿って厳重に管理します」と述べているから、指定管理業務の遂行上もかかる規程の遵守が求められているといえる。そこで、施設所管課は、現指定管理者に求められるべき要求水準が満たされているか否かを確認する観点からも、指定管理業務の遂行上、上記規程が遵守されているか否かの確認・チェックを行うべきである。

(3) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 包括協定書第18条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課しているが、指定管理者が上記の措置を講じているか否かについて十分な確認がなされていない状況である。

(2) 現指定管理者は、事業計画書において、「公益財団法人岡山市シルバー人材センター情報公開要綱を…定めており、当該要綱に沿って処理します」と述べているから、指定管理業務の遂行上もかかる要綱の遵守が求められているといえる。そこで、施設所管課は、現指定管理者に求められるべき要求水準が満たされているか否かを確認する観点からも、指定管理業務の遂行上、上記要綱が遵守されているか否かの確認・チェックを行うべきである。

(3) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第2款 山上エコ交流館

第1 施設の概要

施設名	岡山市山上エコ交流館		施設数	1
所在地	岡山市北区山上199番地			
担当課	環境局環境施設部環境施設課			
開設年月日	平成28年5月	建設費（千円）	96,032	
根拠法令	岡山市山上エコ交流館条例			
施設の設置目的	太陽光エネルギーその他の再生可能エネルギーの役割とその重要性について市民の理解と認識を深めるとともに、市民の憩いの場を提供することにより、地球環境の保全及び市民福祉の増進を図るため			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	山上エコ交流館管理委員会	H28.4.1～R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料（千円）	2,700	2,700	2,725	
年間利用者数（人）	5,483	7,313	9,081	
使用料・利用料金の別	使用料	利用料金の内容		—

自主事業の有無	なし	自主事業の概要	—
備考			

第2 指定管理の概要

1 指定管理業務

指定管理業務の概要は、

- ① 鍵の管理（入口チェーン及びフェンス鍵の開閉、施設機械警備の設定・解除、施設入口鍵の開閉等）
- ② 施設管理（電源設備の運転・停止、開館・閉館作業等）
- ③ 施設運営（施設利用者の対応、啓発活動、使用許可手続等）
- ④ 多目的広場等の除草

などである。

2 自主事業

自主事業は実施されていないが、公の施設の有効利用の観点から、施設の設置目的に合致する自主事業の計画及び実施が望まれる。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。

- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

2 非公募理由

- (1) 現指定管理者は非公募方式により指定管理候補者として選定されているが、非公募とする理由は、公の施設の点検票によると「地元還元施設として、地元意見も参考にしつつ運営されており、その意見を適切にまとめ運営できるのは、地元団体しかない」ため、岡山市管理規則第5条第1項第3号に該当するとのことである。

また、平成29年10月6日決算特別委員会では、「日常の管理や緊急時に、地元住民であれば効率的かつ即時に対応可能であること、環境教育施設としての目的から教員のOBや電気等の知識がある地元住民を講師として活用できること、地元要望を取り入れた施設であることがあるので、地元住民によって構成された団体によって管理することが日常の管理等で良好な運営を期待できる」との説明が行われている。

- (2) 公の施設の点検票に記載されていない非公募理由が決算特別委員会において付加して説明されている点はさておき、岡山市山上エコ交流館条例第1条は、施設の設置目的について「太陽光エネルギーその他の再生可能エネルギーの役割とその重要性について市民の理解と認識を深めるとともに、市民に憩いの場を提供することにより、地球環境の保全及び市民福祉の増進を図る」と規定している。
- (3) 岡山市管理規則第5条第1項第3号は、「公の施設の設置目的又は本市の政策目的を実現するために、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき」に非公募方式による指定管理候補者の選定を認める規定であるが、公の施設の点検票に記載さ

れた上記非公募理由は、少なくとも上記規定における「公の施設の設置目的」との関係で、「地元団体に管理を行わせることが最も合理的である」と認めるべき理由の説明としては不十分である。施設所管課からのヒアリングによれば、本施設は市街地から車で片道40分程度離れた山間部にあり、冬季には道路の凍結等も発生するため、気温が低い日の早朝に凍結防止剤を散布する等の対応を行うケース（なお、実績があるわけではないとのことである）などを考慮すると、地元住民であれば効率的かつ即座に対応可能であるとのことであったが、これらの理由は施設の設置目的とも岡山市の政策目的とも関連していないため、上記要件の充足性とは関係がない。

また、公の施設の点検票においては、単に「地元還元施設」ということのみが強調されており、実現すべき「市の政策目的」が明確になっていないから、岡山市管理規則第5条第1項第3号の要件を充たす説明としても不十分である。

- (4) 他方、上記決算特別委員会における説明は、「環境教育施設」であるという点を踏まえた説明となっはいるが、上記の説明内容だけで地元団体に「管理を行わせることが最も合理的である」とまで認められるのか疑問である。なんとなれば、「日常の管理や緊急時に、地元住民であれば効率的かつ即時に対応可能であること」という点に関しては、常駐の管理人を雇用している民間団体であれば対応可能と思われるし、「環境教育施設としての目的から教員のOBや電気等の知識がある地元住民を講師として活用できること」という点についても、単に地元住民が対応可能ということ述べているのに過ぎず、「最も合理的」ということについての説明としては不十分である。

また、「地元還元施設」というだけでは、市の政策目的及びそれとの関連における要件充足性の十分な説明とはいえないという点は、上記と同様である。

- (5) 以上のとおり、本施設については、施設の設置目的との関係で、「地元団体に管理を行わせることが最も合理的であると認められる」と説明することは極めて困難と思われるから、規則上の要件を充たす理由としては、単に「地元還元施設」というに止まらず、市の政策目的を具体的に明らかにしたうえで、かかる政策目的の実現との関係でなぜ地元団体が「最も合理的」といえるのかにつき、議会及び市民に対して説明を尽くすべきである。

★★意見408

非公募方式による指定管理候補者の選定が認められるべき要件を充たすか否かについては、施設所管課において厳格に判断されたい。また、市民に対する説明責任の観点からも、要件を充足すると認められる十分な理由を公の施設の点検票に記載し、明確に説明されたい。

3 マネジメント推進委員会における審議内容

直近の指定管理候補者の選定は、平成28年1月25日の環境局公共施設等マネジメント推進委員会において行われている。

指定管理者として指定されるための条例上の要件は、①その事業計画によるエコ交流館の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること、②その事業計画の内容がエコ交流館の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、③その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること、④その他市長が必要と認める事項（岡山市山上エコ交流館条例第3条第2項各号）となっているが、上記推進委員会

の会議録には、候補者の組織構成に関する確認と指定管理期間の妥当性に関する議論しか記載されておらず、当該候補者が上記の各要件を充たす者であるか否かの実質的な検討が行われた形跡は確認できない。

本施設はいわゆる「地元還元施設」であり、特殊な状況の下で設置されたものであることから、上記推進委員会においても、特定の団体を指定管理候補者として選定することを念頭に審議が行われたものではあるが、指定管理候補者の選定に際しては、少なくとも申請者からのヒアリングを実施し、条例上の要件を踏まえて公募施設と同等の審査を行った上、審査内容を会議録に記載すべきである。

★★意見409

特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、申請者からのヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性について実質的な審査を行った上、審査内容を会議録に記載すべきである。

4 指定管理料の上限額の積算

直近選定時、指定管理候補者から提出された年間収支計画書において、指定管理業務に係る年間の支出額は年額270万円と算定されており、その内訳は、

- ① 管理人人件費 197万円
- ② 除草・薬剤散布費 48万円
- ③ 管理消耗品費 10万円
- ④ 予備費 5万円
- ⑤ 一般管理費10万円

と記載されている。

しかし、上記年間収支計画書には上記各項目の内訳が全く明記されておらず、適正な積算であるか否かの判断が困難である。特に、管理人人件費については、時間単価を基礎とするなど、客観的に明確な算出方法を収支計画書に明記するよう申請者に求めるべきである。

★★意見410

収支計画書への記載については、各項目についての内訳についての記載を求め、積算根拠を明確化すべきである。

第4 協定

1 指定管理料の精算方式

現指定管理者との間で指定管理料の精算は予定されていない。

しかし、本施設は収益施設ではなく、また、現指定管理者は営利団体ではないし、事業計画書において予定されている支出項目は、管理人人件費、除草・薬剤散布費、消耗品費といったもののみであるため、指定管理者の経営努力による管理経費の圧縮が期待されているともいい難い。

本施設のように、管理経費の圧縮に向けた指定管理者の「経営努力」が期待されているとはいえない施設においては、本来、指定管理業務に関連して支出された指定管理料の残金を年度ごとに精算する方式とするのが望ましい。もっとも、精算方式は指定管理者との合意の下で協定によ

り導入されるべきであり、現在の協定期間中において精算方式を導入する場合は指定管理者にとって不利益な変更となる可能性があるから、指定管理者との協議が必要である。

★★意見411

収支改善に向けた指定管理者の「経営努力」が期待されているとはいえない施設の場合、指定管理料については年度ごとの精算方式とすることが望ましい。遅くとも次回更新までに検討されたい。

2 使用料徴収委託

(1) 使用料徴収委託契約書を別途締結すべきこと

ア 本施設については、現指定管理者に対して使用料徴収委託がなされているが、包括協定書第4条第2項において、「使用料の徴収事務は、地方自治法施行令第158条に基づき、乙に委託する。」とされているのみであり、別途、使用料徴収委託契約書は締結されていない。

イ 第3部（総論）・第4章・第5・2〔60～62頁〕記載のとおり（意見30）。

(2) 使用料徴収業務の位置付けが不適切であること

第3部（総論）・第4章・第5・3〔62頁〕記載のとおり（意見31）。

(3) 使用料徴収委託の告示

上記のとおり、本施設については、指定管理者に対して使用料の徴収委託が行われているので、使用料の徴収を委託した旨を告示し、納入義務者の見やすい方法により公表する必要がある（施行令第158条第2項）。

しかし、本施設については、本監査開始後の令和2年8月26日まで使用料の徴収委託についての告示が実施されていなかった。本来であれば、「指摘」を付すべきところではあるが、速やかな対応により現在は違法状態が解消されていることを評価し、「意見」を付すこととする。

★★意見412

指定管理者に対して使用料徴収を委託した旨の告示を徹底されたい。

3 リスク分担

(1) 包括協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1)〔52～53頁〕記載のとおり。

★★意見413

包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

ア 第三者に生じた損害の賠償責任については、

- ① 指定管理者の自主事業によるもの
 - ② 管理業務の範囲内で指定管理者の故意又は過失によるもの
 - ③ 管理業務の範囲内で管理物件の瑕疵により生じたもの
- については指定管理者の負担、

④ 管理業務の範囲内で岡山市の故意又は過失によるもの

⑤ 管理業務の範囲外で管理物件の瑕疵により生じたもの

については岡山市の負担とされ、上記以外の原因によるものについては、「協議」により負担を定めることとされている。

イ これらのリスク分担の内、「管理業務の範囲内で指定管理者の故意又は過失によるもの」を指定管理者の負担としていることは適切であるが、その他のリスク分担については問題がある。

まず、③管理業務の範囲内で管理物件の瑕疵により生じたもの、⑤管理業務の範囲外で管理物件の瑕疵により生じたものを区別しているが、区別の基準が判然としない。善意解釈するならば、指定管理者の管理業務により生じた管理物件の瑕疵により生じた第三者の損害について、指定管理者に負担させるとの趣旨であるかもしれないが、本施設についての施設修繕に関する業務は管理業務仕様書において岡山市が行うべき業務に位置付けられていることからすると、このような趣旨を一見して読み取することは困難である。また、このような場合については、②管理業務の範囲内で指定管理者の故意又は過失によるものに含まれると解されるので、益々理解が困難である。

施設所管課からのヒアリングによれば、「施設の修繕を行うのは市だが、点検して瑕疵を報告することは指定管理者に任せているため、③としては指定管理業務内の日々の点検で確認できる範囲において報告を怠った場合を想定している」とのことであり、その整理は適正と考えるが、リスク分担表の解釈としては困難である。

上記のとおり、本施設の施設修繕業務は岡山市が行うこととされているのであるから、「管理物件の瑕疵により生じたもの」については、原則として岡山市の負担とし、点検及び報告業務の懈怠に基づく損害については指定管理者の負担とする旨を明確にすべきである。

★★意見414

第三者に生じた損害の賠償責任につき、「管理物件の瑕疵により生じたもの」については、原則として岡山市の負担とし、点検及び報告業務の懈怠に基づく損害については指定管理者の負担とする旨を明確にすべきである。

ウ また、管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合が想定されていないが、本来「不可抗力」による損害として想定すべきなのはこのような場合であり、このような場合を想定したリスク分担を明確にすることにリスク分担表の意義がある。

さらに、リスク分担表の趣旨からして、できる限り「協議」の対象は限定すべきであり、やむを得ず「協議」により負担を決定せざるを得ない場合に備えて、「協議」の方法（協議への出席者、協議事項、協議の手續等）についても協定書において規定しておくことが必要と考える。

★★意見415

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はでき

る限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見416

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見417

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

4 備品管理

本施設については、岡山市マニュアルにおける備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）という分類が採用されておらず、備品管理台帳に示す物品（備品）と、管理業務仕様書に定める指定管理者が準備すべき物品（物品）という分類が採用されている（包括協定書第18条ないし第20条）。

「備品」は岡山市マニュアルがいうところの備品（Ⅰ種）に相当する。他方、「物品」は、管理業務仕様書において指定管理者が準備すべきものと定められているもの（包括協定書第19条第1項）という点においては備品（Ⅱ種）の性質を有するが、協定期間の終了に際して指定管理者が「原則として自己の責任と費用で撤去し、又は撤収する」（なお、包括協定書には「徴収」と記述されているが、「撤収」の誤記と思われる）とされている（包括協定書第20条第2号）点においては備品（Ⅲ種）の性質を有するという位置付けになる。

施設の特性に応じて岡山市マニュアルと異なる分類を採用しようと検討した結果と思われ、その姿勢については評価できるが、管理業務仕様書において「物品」の特定がなされておらず、むしろ「指定管理者が指定管理業務を行う上で必要となる消耗品等については、指定管理者が準備するものとする」とされていることからすると、本来、「物品」としては岡山市マニュアルの分類における備品（Ⅲ種）が想定されていたのではないかと考えられる。

以上のとおり、備品ないし物品に関する包括協定書及び管理業務仕様書の各記述の整合性に関する検討が不十分である。施設所管課が本来想定していた分類を正確に記述するのであれば、包括協定書第19条第1項の「管理業務仕様書の定める乙が準備すべき物品」との文言を、「備品に当たらない指定管理者が指定管理業務を行う上で必要となる消耗品等」に修正するのが妥当である。

★★意見418

包括協定書及び管理業務仕様書の備品管理に関する記述につき検討し、正確かつ整合性ある記述とされたい。

第5 施設の管理運営

1 施設使用料減免

本施設について作成された「山上エコ交流館管理人マニュアル」12頁では、本施設に含まれる研修室（有料施設）の使用に関し、「エコ交流館の行事又は山上エコ交流館管理委員会の行事以外で使用する場合に手続きが必要。エコ交流館の見学者が利用する場合は、エコ交流館行事に含まれます。」との記載がある。

すなわち、「エコ交流館の行事又は山上エコ交流館管理委員会の行事」については、使用許可申請も使用料減免申請も不要となっている。

しかし、岡山市山上エコ交流館条例第6条は、「別表に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。」とのみ規定されており、一切の例外は設けられていない。すなわち、「エコ交流館の行事又は山上エコ交流館管理委員会の行事」の場合に使用許可申請を不要とする取扱いについては、条例上の根拠がない。

また、同条例第11条第3項は、「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。」と規定しており、これを受けて、岡山市山上エコ交流館条例施行規則第8条第1項は使用料減免事由を規定し、同条第2項は「使用料の減免を受けようとする者は、施設の使用許可の申請の際に岡山市山上エコ交流館使用料減免申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。」と規定しているのであって、一切の例外は設けられていない。すなわち、「エコ交流館の行事又は山上エコ交流館管理委員会の行事」の場合が条例上の使用料減免事由に当たるのであるとしても、使用料減免申請を不要とする取扱いについては、条例上の根拠がない。

★★★指摘75

いかなる団体が使用する場合であっても、条例上の根拠がない限り、使用許可手続及び使用料減免手続を省略することなく実施されたい。

2 使用料収入及び使用料減免

事業報告書の記載によると、本施設については、少なくとも平成29年度から令和元年度までの3年間、1件も使用料収入の発生する利用がなされていない。すなわち、全ての利用について使用料が免除されているとのことであった。

免除の根拠は、岡山市山上エコ交流館条例第11条第3項、同施行規則第8条とのことであり、「市があらかじめ認定した登録団体が行う事業のうち、市長が適当と認める事業に使用するとき」に当たるものと認定されたものと思われる。

しかし、このような条例及び同施行規則の規定、そして利用の実態が、果たして「公の施設」として適切なものであるといえるか疑問である。そもそも、上記施行規則第8条は「登録団体」の認定要件についても何ら定めておらず、「市長が適当と認める事業」の内容も明らかではなく、市民から岡山市が特定の団体を恣意的に優遇しているのではないかとの不信感を招きかねないものであり、不適切である。

岡山市山上エコ交流館条例施行規則第8条は、公の施設の公共性を踏まえ、「登録団体」として認められるための合理的要件を明示するなど、公の施設として客観的に合理的な減免基準に改められたい。

★★★指摘76

使用料の減免基準について規定している岡山市山上エコ交流館条例施行規則第8条については、「公の施設」として客観的に合理的な基準に改められたい。

3 自主事業の設定

施設の設置目的に適合する「エコ交流館の行事又は山上エコ交流館管理委員会の行事」については、場合によっては指定管理者の自主事業として位置付け、自主事業の実施のために必要な手続を履践することが必要と思われる。なお、この場合であっても、指定管理業務に付随する範囲を超えて施設を使用する場合には、条例に基づき、使用許可及び減免の申請が必要である。特に減免については、指定管理者に委託することは許されず、必ず市の許可を得る必要がある。

★★意見419

「エコ交流館の行事又は山上エコ交流館管理委員会の行事」について、自主事業として位置付けることの適否を検討し、自主事業として位置付けることが適当である場合は、自主事業の実施のために必要な手続を履践するよう改められたい。

4 管理人を統括する現場責任者の届出

管理業務仕様書においては、「管理人を統括する現場責任者を届け出ること」とされているが、指定管理者から届出はされていないとのことであった。

そもそも管理業務仕様書の要求を充たしておらず、また、管理人を統括する現場責任者は、非常時等における対応の責任者であって、市との協議、市から指定管理者に対する指示・指導の直接の相手方となるべき者であるから、市が責任者を特定できない状況は施設管理上不都合である。

指定管理者に対して速やかに現場責任者の届出を求めると共に、変更があった場合の届出も求める必要がある。

★★★指摘77

指定管理者に対して速やかに管理人を統括する現場責任者の届出を求めると共に、変更があった場合にも速やかに届出が行われるよう措置を講じられたい。

第6 モニタリング

1 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

(1) 施設所管課からのヒアリングによれば、協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認することを目的として実地調査は実施されていないとのことであった。

(2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

2 啓発業務の実施状況

本施設については、指定管理者に対し、指定管理業務として啓発活動を実施することが義務付けられている。

前述のとおり、環境教育活動は、施設の設置目的において重要なものと位置付けられており、また、現指定管理者が非公募方式によって選定されて理由の一つとして、環境教育活動が十分に行い得るといふ点が挙げられている。

したがって、指定管理者に対するモニタリングに際し、環境に関する啓発業務が十分に行われているかどうかを確認することは重要なポイントとして位置付けられるものである。

岡山市山上エコ交流館条例第5条第1号は、年次の事業報告書に「エコ交流館の管理業務の実施状況」を記載することを求めており、ここには当然に啓発業務の実施状況も含まれる。

しかしながら、指定管理者から提出されている事業報告書には、啓発業務の実施状況が記載されておらず、施設設置条例が規定する記載事項を欠いているものといわざるを得ない。

同様に啓発業務を行っている岡山市西部リユースぷらざについては、指定管理者より「啓発業務報告」が行われており、本施設においても同様の報告書の提出を指定管理者に対して求めるべきである。

★★★指摘78

啓発業務の実施状況は施設設置条例に規定されている事業報告書の記載事項と解すべきであるから、指定管理者に対して啓発業務の実施状況を記載するよう指導されたい。

3 管理に必要な経費に係る支出内容

指定管理料は、指定管理業務の遂行のために指定管理者に対して支払われる公金であり、包括協定書第10条においても、指定管理料は「施設の管理に必要な経費」と規定されていることからすれば、指定管理料はあくまでも「施設の管理に必要な経費」に充てるために支払われるものである。

指定管理業務の遂行のために必要である支出については原則として指定管理者の広範な裁量により支出することが許されているものというべきであるが、本施設については、前述のとおり指定管理料に関する精算方式を導入すべきであり、指定管理業務に関連する支出を差し引いた残金については、年度ごとに精算させるべきである。

しかしながら、山上エコ交流館については、慶弔費、開館記念行事費、助成金の支出など、一見して施設の管理との関連性が不明確な支出が行われており、これらの支出は指定管理候補者選定の際に提出されている収支計画書にも記載されていない。

施設所管課からのヒアリングによると、これらの支出と施設管理との関連性については把握していないとのことであるが、仮に指定管理料の用途につき制限がないと解することを前提としても、本施設については精算方式の導入を検討すべきであること、仮に現在の指定期間中に導入ができなくとも次回更新時には導入を検討すべきであること、精算方式を導入しないとしても次回の指定管理料上限額の積算の際に考慮すべき事項であることからすれば、少なくとも施設所管課はモニタリングの一環として支出内容と施設の管理との関連性を確認すべきである。

なお、管理業務と無関係の支出であることが判明した場合、当該支出については少なくとも事業報告書における「管理に係る経費の収支状況」からは削除し、剰余金ないし繰越金として計上

する必要がある。

★★意見420

年間収支計画書に記載されておらず、かつ、指定管理業務との関連性が不明確な支出については、随時、施設所管課において指定管理者に対して支出内容を確認されたい。仮に管理業務と無関係の支出であることが判明した場合は、事業報告書の「管理に係る経費の収支状況」の記載からは削除するよう指定管理者に対して指導されたい。

4 利用者アンケートの実施

- (1) 管理業務仕様書においては、「指定管理者は、岡山市が必要と認めたときは、管理物件に利用者からのアンケートを収集する箱を設置する等の方法により、利用者の意見を聞かなければならない。」とされているが、施設所管課に対するヒアリングによれば、本施設についてアンケートが実施されているかどうかについては施設所管課では把握していないとのことであった。

しかし、利用者アンケートは、匿名方式により出来る限り多数の施設利用者を対象にして実施することにより、「声なき声」にも耳を傾けるという点にも意義があり、指定管理者による管理状況を施設所管課が評価する上で最も基本的な作業というべきであるから、仮に利用者のほとんどが地元住民であるとしてもアンケートの実施を不要とする理由にはならないと思われる。また、「公の施設」である以上、地元住民以外の方の声にも耳を傾ける必要がある（例えば、地元住民以外の市民が利用しにくい状況になっている可能性は、地元住民からの意見だけでは把握することができない）。

また、アンケートの実施は住民サービスの向上を目的とするものであり、利用者からの意見に基づく改善によってサービスの向上が図られることは少なくないのであるから、常時でなくとも、定期的に実施すべきである。

- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・4 [85～86頁] 記載のとおり（意見48、意見49、意見50）。

第7 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 包括協定書第17条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課しているが、指定管理者が上記の措置が講じているか否かについて、施設所管課による確認はなされていない状況である。

- (2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 包括協定書第17条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課しているが、指定管理者が上記の措置を講じているか否かについては確認されておらず、岡山市情報公開条例に基づく情報公開請求がなされた際、これに対して適正な対応ができるか否か非常に心許ない状況といわざるを得ない。

- (2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第3款 当新田健康増進施設（コート岡山南）

第1 施設の概要

施設名	当新田健康増進施設（コート岡山南）		施設数	1
所在地	岡山市南区当新田 420 番地 4			
担当課	環境局環境施設部環境施設課			
開設年月日	平成 16 年 4 月 1 日	建設費（千円）	812,700	
根拠法令	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 当新田健康増進施設設置条例			
施設の設置目的	広く市民に対してスポーツを利用した健康増進、リラクゼーション及びコミュニケーションの場を提供することを目的とする。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	大林ファシリティーズ 株式会社大阪支店	H31.4.1～R16.3.31 (15 年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料（千円）	130,232	131,643	45,154 ※	
年間利用者数（人）	259,219	253,149	252,183	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	施設利用料	
自主事業の有無	あり	自主事業の概要	各種教室等のプログラム	
備考				

※ 平成 3 1 年（令和元年）度より指定管理料が減少しているのは、施設建設に係る指定管理料の支払いが無くなったこと等の事情による。

第2 指定管理の概要

1 指定管理業務の概要

本施設は、後述のとおり、P F I 法に基づく特定事業として運営・維持管理事業に係る事業契約が締結されており、通常の場合に指定管理者との間で締結される協定書は作成されていない。

したがって、いずれも「指定管理業務」という形式にはなっていないが、通常の場合において指定管理者が行っている指定管理業務に相当する業務は、

- ① 運営業務（温水プール運営業務、温浴施設運営業務、ジム・スタジオ運営業務、会議室運営業務、総合管理業務等）
- ② 維持管理業務（建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、什器・備品等保守管理業務、環境衛生・清掃業務、外構等維持管理業務、警備保安業務、修繕業務等）

である。

2 自主事業の概要

自主事業として、多種多様なサービスプログラム（水泳教室、ダンス教室等）の提供、物品の販売及び自販機の設置が行われている。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

(1) 公募原則を条例に明記すべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（**指摘2、指摘3**）。

(2) PFI法に基づく契約の場合の特則

本施設については、当新田健康増進施設設置条例第4条第3項において、「前2項の規定にかかわらず、市長は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき選定し、契約した民間事業者（当該民間事業者から当該契約上の地位を承継したものを含む。）を議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。」と規定されている。そして、PFI法に基づき、「岡山市当新田健康増進施設運営・維持管理事業」に係る総合評価一般競争入札が実施され、その落札者である民間事業者が指定管理者に指定されている。

(3) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（**意見8**）。

2 非公募理由

本施設については、前述のとおり、当新田健康増進施設設置条例第4条第3項において、特別に「前2項の規定にかかわらず、市長は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき選定し、契約した民間事業者（当該民間事業者から当該契約上の地位を承継したものを含む。）を議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。」と規定されており、一般的な指定管理者の指定の場合とは異なる手続が予定されている。

本施設については、PFI法に基づいて、「岡山市当新田健康増進施設運営・維持管理事業」に係る総合評価一般競争入札が実施され、その落札者である民間事業者が議会の議決を経て指定管理者に指定されており、公募・非公募に関しても、通常の手続の場合に予定されている推進委員会等による審議を経ていないが、条例上の根拠に基づいて指定手続が実施されている以上、本施設につき非公募方式により指定管理者を指定していることは適正である。

第4 協定

1 協定書締結の必要性

本施設については、市と指定管理者との間で協定書は締結されておらず、特定事業（仮）契約書（議会の議決を経たときに本契約書とみなされるものであり、以下においては「特定事業契約書」と呼称する。）が締結されており、その中において、通常の協定書の場合に盛り込まれるべき契約条項も概ね盛り込まれるという方式になっている。

しかし、指定管理者との間で「契約」ではなく「協定」が締結されることになっているのは、「指定」という行政行為に関連して当事者間で確認しておくべき特殊な事項が盛り込まれるからであって、「協定」は純然たる私法契約ではない（ただし、「協定書」の中に私法契約としての意味を有する条項が含まれることを否定するものではなく、行政行為の付款としての条項と私法契約としての条項を含む複合契約である）と考える。また、特定事業に関する「契約」と、指定管理者の指定という行政処分に伴う「協定」の法律上の意義は異なっており（重複する部分があることを否定するものではない）、それぞれに含まれるべき内容も異なっている。

上記特定事業契約書においては、市が指定管理者に対して有する（一般的なモニタリングの範囲を超えた）指導監督権限に関する条項、指定の取消しに関する条項等、本来、協定書に含まれ

るべき条項が含まれていない。特に、市が指定管理者に対して有する指導監督権限に関しては、法第244条の2第10項の内容を具体化し、同条第11項による指定の取消または停止の前提となるものであり、特定事業契約書第20条が規定するモニタリングの範囲を超えるものと考えられる¹³⁰から、必ず協定に盛り込まれる必要があり、上記特定事業契約書にこれが含まれていないのは、指定管理者制度の運用において致命的である。少なくとも、特定事業契約書と別に協定書を作成しないのであれば、特定事業の受注者が指定管理者を兼ねることによって生ずる権利義務関係の問題や、指定管理者制度の運用と矛盾する場合の適用関係について規定し、上記モニタリングに関する条項が法第244条の2第10項の具体化としても位置付けられる旨を明確にすべきである。

また、岡山市管理規則第6条は、「所管課は、指定管理者の指定手続完了後、直ちに当該指定管理者と公の施設の管理に関する協定…を書面…により締結しなければならない。」と規定しており、何ら例外は規定されていない。

したがって、PFI法に基づく特定事業契約が締結されている場合であっても、別途、協定書を締結する必要がある、協定書が作成されていないことは不適切である¹³¹。

もっとも、この場合において作成すべき協定書の内容は、特定事業契約との関係上、通常の場合に作成されている協定書とは異なる考慮が必要となるから、必要に応じて法律専門家に相談するなどして、慎重に検討されたい。

★★★指摘79

PFI法に基づく特定事業契約書が締結されている場合であっても、指定管理者として指定する場合には、別途、協定書を締結されたい。また、協定書の作成に際しては、特定事業契約書との整合性にも留意しながら、慎重に検討されたい。

2 指定管理料

上記のとおり、本施設については、協定書が締結されておらず、特定事業契約書のみが締結されていることから、本来協定書に含まれるべき「指定管理料」に関する支払合意は存在せず、特定事業契約書において「サービス購入費」の支払合意が行われている。

「指定管理料」と「サービス購入費」の関係については、特定事業契約書とは別途作成されるべき協定書の内容を検討するに当たって整理されるべき事柄である。

「サービス購入費」の金額については、入札価格に基づいて適正に決定されている。

¹³⁰ 特定事業契約書第20条に基づくモニタリングないし是正措置要求は、対等な契約当事者間において、委託者が受託者に対して契約の履行を求める、いわば「横」の関係を前提とする「要求」に過ぎないのに対し、協定書に定められるべき指導監督権限は、「指定」という行政行為に付随して行われる、いわば「縦」の関係を前提とする権力的行為である。同条には「サービスの運営を直ちに停止する」措置についても規定されているが、これが行政処分としての「指定の取消しないし停止」と同義でないことは自明である。

¹³¹ 施設所管課からのヒアリングによると、施設所管課としては協定書案を作成し、準備をしていたが、制度所管課より協定書と契約書を兼ねることができるとの回答があったため、作成に至らなかったという経緯があるようである。第3部（総論）でも述べたとおり、PFI法に基づく特定事業と指定管理者制度を併用する場合における問題点を整理する必要がある。

3 指定期間

指定管理料の項で述べたところと同様、本来協定書に含まれるべき「指定期間」に関する合意は存在せず、特定事業契約書において「契約期間」の合意が行われており、「指定期間」と「契約期間」の関係については、特定事業契約書とは別途作成されるべき協定書の内容を検討するに当たって整理される必要がある。もっとも、「指定期間」は指定の際の議決事項であるから、「指定管理料」が存在していないのとは異なり、「指定期間」そのものは存在している。

本施設の指定期間は15年とされており、岡山市が指定期間の標準としている5年を大きく超える期間となっている。しかし、特定事業契約において、本施設についての計画修繕を含む修繕費用や備品の準備は全て事業受注者の負担とされており、事業受注者にも相応の資本投下が求められていること等からすると、投下資本回収に必要な期間として比較的長期の指定期間が設けられていることは合理的である。

4 リスク分担表

(1) 特定事業契約書第2条第1項において、同契約が入札説明書や実施方針等と一体の契約であることが示され、この入札説明書や実施方針の中にリスク分担表が含まれているが、かかるリスク分担表は、通常の協定書に添付されているリスク分担表よりもかなり詳細な内容となっている。ただし、リスクの内容に関する記載には抽象的な内容も含まれており、現実のリスクの顕在化に際して、二義を許さない基準として機能するかは疑問であるから、後述の協議会等の場を通じて、できる限り岡山市と指定管理者との間で解釈について認識の共有を図るべきである。

(2) PFI事業におけるリスク分担については、内閣府より「契約に関するガイドライン—PFI事業契約における留意事項について」や「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」が公表されており、本リスク分担表の作成に当たっては、かかるガイドラインに基づく検討や、PFI法に基づく特定事業の実施に際して外部コンサルタント等の助言を受けていると思われる。

上記ガイドラインは、PFI事業におけるリスク分担を直接の対象としたものではあるが、指定管理者制度の運用においても基本的に同様の考え方が妥当するから、通常の指定管理者との協定においても大いに参考とされたい。

5 業務報告書

要求水準書には、指定管理者に対して、「運營業務に係る業務報告書（本施設の利用状況（施設別の利用者数、利用料・売上等の収入状況、利用者からの苦情とその対応状況、実施した事業内容及び実績等）を含むもの）」の提出を求める旨の規定が置かれているが、例えば、当新田健康増進施設設置条例第6条第3号が規定している「健康増進施設の管理に係る経費の収支状況」がここに含まれるか否かが明確になっていないなど、記載すべき事項が曖昧である。

施設設置条例が求める「事業報告書」の記載内容については、通常、協定書及び管理業務仕様書において規定されているが、本施設については、協定書等が作成されておらず、特定事業契約書の内容と岡山市における指定管理者制度の運用との整合性に関する検討が不十分なために条例と契約書との齟齬が生じたものと考えられる。

そもそも、「事業報告書」は、法第244条の2第7項に基づいて、指定管理者に提出が義務付けられるものであり、その目的は「公の施設の管理の適正を期する」（同条第10項）ことにあるものであって、「事業報告書」の提出は、地方公共団体と指定管理者との契約に基づくものではなく、指定管理者に課せられた法律上の義務である。

したがって、その記載事項については、施設設置条例において具体的に規定されているものに止まらず、施設所管課において施設の特性に応じた具体的な検討が行われる必要があり、協定書等において明確かつ具体的に特定されなければならない。

★★意見421

事業報告書に記載すべき事項を施設の特性に応じて具体的に検討し、特定事業契約書等とは別に作成されるべき協定書等において明確かつ具体的に特定されたい。

6 協議会

特定事業契約書第5条は、「本施設の運営及び維持管理に関する協議を行うため、関係者協議会…を設ける」ことを規定し、同契約書別紙9「協議会規約骨子」において、「事業契約に定めがない事項、事業契約の解釈上の疑義に関する事項、市と事業者間で調整を図る必要がある事項」が協議事項に含まれることが確認されており、合理的である。

通常の協定書においては、リスク分担表等において、ある特定の事項について市と指定管理者が協議によって決定するとされていながら協議の方法等について全く規定されていないという場合が大多数であり、指定管理者にとってはリスク要因となるから、そのような協定となっている場合においては、上記特定事業契約書の規定を参考に、協議事項や協議方法について明確化することが望ましい。

第5 施設の管理運営

1 当新田健康増進施設設置条例第7条第1項は、「健康増進施設を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。」と規定している。

これに対し、同条例施行規則第4条第1項は「プール、温浴施設、ジム、スタジオを個別利用する者は、利用券を購入しなければならない。」、同条第2項は「プール、スタジオ、会議室を専用利用する者は、あらかじめ利用許可申請書により許可を受け、利用料金を指定管理者に納めなければならない。」と規定し、本施設の利用方法について、「個別利用」と「専用利用」とに区分している。

これを受けて、要求水準書においては、施設の利用方法が「自由利用」と「専用利用」とに区分されており、条例施行規則の「個別利用」が要求水準書の「自由利用」に当たるものとされている。

2 施設所管課からのヒアリングによると、「個別利用」ないし「自由利用」の場合は、利用券の購入をもって利用許可とみなす取扱いをしている旨の説明であったが、上記条例には、みなし規定その他の例外規定が設けられていないことからすると、このような取扱いは条例上の根拠がないものとする。

他方、「個別利用」ないし「自由利用」について、都度、利用許可申請による利用許可を実施することは現実的ではないと思われるので、施設設置条例において、「個別利用」及び「専用利用」の意義を明確に定義した上、「個別利用」の場合には利用許可が不要である旨を規定するか、あるいは、利用券の購入により利用許可がなされたものとみなす旨の規定を置くこと等の改正を行うことにより、施設利用許可に係る不適切な状態を解消するための整理をすべきである。

★★★指摘80

施設設置条例において、「個別利用」及び「専用利用」の意義を明確に定義した上、「個別利用」については利用許可が不要である旨を規定するか、あるいは、利用券の購入により利用許可がなされたものとみなす旨の規定を置く等の条例改正により、施設利用許可に係る不適切な状態を解消されたい。

第6 モニタリング

1 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

- (1) 施設所管課からのヒアリングによれば、3ヶ月に1回程度の頻度で施設を訪問し、運営状況全般に関する連絡会議と実地調査を実施しているとのことである。

定期的に施設を直接訪問し、運営状況全般に関する連絡会議を実施している点は施設管理上も適切である。

もっとも、上記の施設訪問は、特定事業契約書等に定められた要求水準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、十分なモニタリングとはいえない。

- (2) 平成30年4月「岡山市当新田健康増進施設運営・維持管理事業実施方針」において、「本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市でモニタリングを行う。」とされ、特定事業契約書別紙6「要求水準未達状態によるサービス購入費の減額について」において、要求水準未達の場合のサービス購入費減額措置まで規定されているのであるから、本施設については、随時、指定管理者による管理が特定事業契約書等に定められた要求水準を充たしているか否かについて包括的に確認する機会を設けるべきである。ただし、要求水準の詳細が多岐に渡っており、一度に全ての要求水準についてのモニタリングを実施することは困難であるから、計画的に実施されたい。

- (3) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

2 利用者アンケートの実施

- (1) 要求水準書には、

- ①事業者は、本施設に利用者からのアンケートを収集する箱を設置するなどの方法により、利用者の意見を聞かなければならない。
- ②事業者は、アンケート内容を分析し、各業務の改善に反映させなければならない。
- ③事業者は、アンケートで寄せられた苦情、要望に対し回答できるものについては回答し、業務報告書等により、その経過を本市へ報告すること。
- ④本市は、前項の事業者からの報告を分析し、必要に応じて各業務の改善を指示するものとする。

と規定されており、施設所管課からのヒアリングによると、本施設においては、常時、意見箱を設置しており、そこに投函される意見書については、対応状況等を記載して、施設の掲示板に貼り出すなどの対応が行われているとのことであった。また、施設側から利用者に対する積極的なアンケート調査についても、年に1回は実施しているとのことであり、適切な取扱いと認められる。

- (2) なお、第3部（総論）・第7章・第3・4 [85～86頁] 記載のとおり（意見48、意見49、意見50）。

第7 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 平成30年6月「岡山市当新田健康増進施設運営・維持管理事業 要求水準書」には、「事業者は、本事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び岡山市個人情報保護条例の規定に従い、その取扱いには十分留意し、漏洩、滅失及び毀損等の事故の防止に努め、また、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。」と規定されている（11頁）。

また、岡山市管理規則第13条第1項は、「所管課は、指定管理者にその業務に関して保有する個人情報の保護について必要な措置を講じさせなければならない。」と規定し、同条2項は、「所管課は、指定管理者に対し、その管理業務に従事し、又は従事していた者が管理業務の実施により知り得た秘密を漏洩しないよう必要な措置を講じさせなければならない。」と規定している。

しかし、施設所管課からは、指定管理者が上記の措置を講じているか否かについて、十分な確認がなされていない状況である。

- (2) 第3部（総論）・第8章・第3・3〔94頁〕記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 特定事業契約書等には、通常は協定書に盛り込まれることが多い「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務に関する規定がない（ただし、要求水準書において、「遵守すべき法制度等」の中に岡山市情報公開条例及び同条例施行規則は明記されている）。

もっとも、指定管理者制度は、公の施設に関する管理を包括的に代行させるというものであり、指定管理者には単なる施設の維持管理業務の受託者とは異なる情報公開上の責任が課せられるというべきである。

また、岡山市管理規則第12条は、「所管課は、指定管理者にその管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じさせなければならない。」と規定している。

しかし、施設所管課は、指定管理者が上記の措置を講じているか否かについて全く確認していない。

- (2) 第3部（総論）・第9章・第3・3〔97頁〕記載のとおり（意見56）。

第8 指定管理者制度導入の適否

- 1 本施設については、PFI法に基づく特定事業として運営・維持管理事業に係る事業契約が締結され、それと指定管理者制度が併用されているという特殊性から様々な問題が生じているといえる。なお、第2部・第2章・第2・3記載のとおり（意見1）。

- 2 さらに、翻ってみると、本施設については、指定管理者制度の導入がそもそも適切であるか否かの検討が必要であるように思われる。

すなわち、前述のとおり、本施設について、「個別利用」の場合の利用許可については、条例の改正により解決することが可能であるし、「専用利用」の場合に限れば、その利用許可事務を岡山市において担うことは不可能ではないと思われるから、あえて指定管理者制度を導入する必要性が乏しく、むしろ公共施設等運営権方式（いわゆるコンセッション方式）の導入により、様々な問題点が一挙に解決できる可能性もあると思われる。そもそも、現在の運営の実態は、指定管理

方式というより公共施設等運営権方式に近いものと考えられる。

もっとも、現行の法制度の枠内でいずれの方法を選択すべきかは、複雑な要素を総合的に考慮して判断する必要があるから、各種専門家の助言を受けながら、慎重に検討されたい。

第4款 東部健康増進施設（健幸プラザ西大寺）

第1 施設の概要

施設名	東部健康増進施設（健幸プラザ西大寺）		施設数	1
所在地	岡山市東区西大寺 327 番地 1			
担当課	環境局環境施設部環境施設課			
開設年月日	平成 16 年 11 月 1 日	建設費（千円）	1,078,350	
根拠法令	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 東部健康増進施設設置条例			
施設の設置目的	広く市民に対してスポーツを利用した健康増進 リラクゼーション及びコミュニケーションの場を提供することを目的とする。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	(株)ヘルスプラザ岡山	H31.10.1～R16.9.30 (15年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料（千円）	220,383	215,788	229,210	
年間利用者数（人）	175,733	175,429	166,374	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	施設利用料	
自主事業の有無	あり	自主事業の概要	各種プログラム	
備考				

第2 指定管理の概要

1 指定管理業務の概要

本施設は、後述のとおり、PFI法に基づく特定事業として運営・維持管理事業に係る事業契約が締結されており、通常の場合に指定管理者との間で締結される協定書は作成されていない。

したがって、いずれも「指定管理業務」という形式にはなっていないが、通常の場合において指定管理者が行っている指定管理業務に相当する業務は、

- ① 運営業務（温水プール運営業務、温浴施設運営業務、ジム・スタジオ運営業務、会議室運営業務、軽食喫茶運営業務、総合管理業務等）
- ② 維持管理業務（建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、什器・備品等保守管理業務、環境衛生・清掃業務、外構等維持管理業務、警備保安業務、修繕業務等）

である。

2 自主事業の概要

多種多様なサービスプログラム（水泳教室、ダンス教室、体操教室等）の提供、物品等の販売、

自動販売機の設置等が実施されている。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

(1) 公募原則を条例に明記すべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（**指摘2、指摘3**）。

(2) PFI法に基づく契約の場合の特則

本施設については、東部健康増進施設設置条例第4条第3項において、「前2項の規定にかかわらず、市長は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき選定し、契約した民間事業者（当該民間事業者から当該契約上の地位を承継したものを含む。）を議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。」と規定されている。そして、PFI法に基づき、「岡山市東部健康増進施設運営・維持管理事業」に係る総合評価一般競争入札が実施され、その落札者である民間事業者が指定管理者に指定されている。

(3) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（**意見8**）。

2 非公募理由

本施設については、前述のとおり、東部健康増進施設設置条例第4条第3項において、特別に「前2項の規定にかかわらず、市長は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき選定し、契約した民間事業者（当該民間事業者から当該契約上の地位を承継したものを含む。）を議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。」と規定されており、一般的な指定管理者の指定の場合とは異なる手続が予定されている。

本施設については、PFI法に基づいて、「岡山市東部健康増進施設運営・維持管理事業」に係る総合評価一般競争入札が実施され、その落札者である民間事業者が議会の議決を経て指定管理者に指定されており、公募・非公募に関しても、通常の手続の場合に予定されている推進委員会等による審議を経ていないが、条例上の根拠に基づいて指定手続が実施されている以上、本施設につき非公募方式により指定管理者を指定していることは適正である。

第4 協定

1 協定書締結の必要性

本施設については、市と指定管理者との間で協定書は締結されておらず、特定事業（仮）契約書（議会の議決を経たときに本契約書とみなされるものであり、以下においては「特定事業契約書」と呼称する。）が締結されており、その中において、通常の協定書の場合に盛り込まれるべき契約条項も概ね盛り込まれるという方式になっている。

しかし、指定管理者との間で「契約」ではなく「協定」が締結されることになっているのは、「指定」という行政行為に関連して当事者間で確認しておくべき特殊な事項が盛り込まれるからであって、「協定」は純然たる私法契約ではない（ただし、「協定書」の中に私法契約としての意味を有する条項が含まれることを否定するものではなく、行政行為の付款としての条項と私法契約としての条項を含む複合契約である）と考える。また、特定事業に関する「契約」と、指定管理者の指定という行政処分に伴う「協定」の法律上の意義は異なっており（重複する部分があることを否定するものではない）、それぞれに含まれるべき内容も異なっている。

上記特定事業契約書においては、市が指定管理者に対して有する（一般的なモニタリングの範囲を超えた）指導監督権限に関する条項、指定の取消しに関する条項等、本来、協定書に含まれるべき条項が含まれていない。特に、市が指定管理者に対して有する指導監督権限に関しては、法第244条の2第10項の内容を具体化し、同条第11項による指定の取消しまたは停止の前提となるものであり、特定事業契約書第20条が規定するモニタリングの範囲を超えるものと考えられる¹³²から、必ず協定に盛り込まれる必要があり、上記特定事業契約書にこれが含まれていないのは、指定管理者制度の運用において致命的である。少なくとも、特定事業契約書と別に協定書を作成しないのであれば、特定事業の受注者が指定管理者を兼ねることによって生ずる権利義務関係の問題や、指定管理者制度の運用と矛盾する場合の適用関係について規定し、上記モニタリングに関する条項が法第244条の2第10項の具体化としても位置付けられる旨を明確にすべきである。

また、岡山市管理規則第6条は、「所管課は、指定管理者の指定手続完了後、直ちに当該指定管理者と公の施設の管理に関する協定…を書面…により締結しなければならない。」と規定しており、何ら例外は規定されていない。

したがって、PFI事業に係る特定事業契約が締結されている場合であっても、別途、協定書を締結する必要がある、協定書が作成されていないことは不適切と評価せざるを得ない¹³³。

もっとも、この場合において作成すべき協定書の内容は、特定事業契約との関係上、通常の場合に作成されている協定書とは異なる考慮が必要となるから、必要に応じて法律専門家に相談するなどして、慎重に検討されたい。

★★★指摘81

PFI事業に係る特定事業契約書が締結されている場合であっても、指定管理者として指定する場合には、別途、協定書を締結されたい。また、協定書の作成に際しては、特定事業契約書との整合性にも留意しながら、慎重に検討されたい。

2 指定管理料

上記のとおり、本施設については、協定書が締結されておらず、特定事業契約書のみが締結されていることから、本来協定書に含まれるべき「指定管理料」に関する支払合意は存在せず、特定事業契約書において「サービス購入費」の支払合意が行われている。

「指定管理料」と「サービス購入費」の関係については、特定事業契約書とは別途作成される

¹³² 特定事業契約書第20条に基づくモニタリングないし是正措置要求は、対等な契約当事者間において、委託者が受託者に対して契約の履行を求める、いわば「横」の関係を前提とする「要求」に過ぎないのに対し、協定書に定められるべき指導監督権限は、「指定」という行政行為に付随して行われる、いわば「縦」の関係を前提とする権力的行為である。同条には「サービスの運営を直ちに停止する」措置についても規定されているが、これが行政処分としての「指定」の取消しないし停止と同義でないことは自明である。

¹³³ 施設所管課からのヒアリングによると、施設所管課としては協定書案を作成し、準備をしていたが、制度所管課より協定書と契約書を兼ねることができるとの回答があったため、作成に至らなかったという経緯があるようである。第3部（総論）でも述べたとおり、PFI法に基づく特定事業と指定管理者制度を併用する場合における問題点を整理する必要がある。

べき協定書の内容を検討するに当たって整理されるべき事柄である。

「サービス購入費」の金額については、入札価格に基づいて適正に決定されている。

3 指定期間

指定管理料の項で述べたところと同様、本来協定書に含まれるべき「指定期間」に関する合意は存在せず、特定事業契約書において「契約期間」の合意が行われており、「指定期間」と「契約期間」の関係については、特定事業契約書とは別途作成されるべき協定書の内容を検討するに当たって整理される必要がある。もっとも、「指定期間」は指定の際の議決事項であるから、「指定管理料」が存在していないのとは異なり、「指定期間」そのものは存在している。

本施設の指定期間は15年とされており、岡山市が指定期間の標準としている5年を大きく超える期間となっている。しかし、特定事業契約において、本施設についての計画修繕を含む修繕費用や備品の準備は全て事業受注者の負担とされており、事業受注者にも相応の資本投下が求められていること等からすると、投下資本回収に必要な期間として比較的長期の指定期間が設けられていることは合理的である。

4 リスク分担表

(1) 特定事業契約書第2条第1項において、同契約が入札説明書や実施方針等と一体の契約であることが示され、この入札説明書や実施方針の中にリスク分担表が含まれているが、かかるリスク分担表は、通常の協定書に添付されているリスク分担表よりもかなり詳細な内容となっている。ただし、リスクの内容に関する記載には抽象的な内容も含まれており、現実のリスクの顕在化に際して、二義を許さない基準として機能するかは疑問であるから、後述の協議会等の場を通じて、できる限り岡山市と指定管理者との間で解釈について認識の共有を図るべきである。

(2) PFI事業におけるリスク分担については、内閣府より「契約に関するガイドライン—PFI事業契約における留意事項について」や「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」が公表されており、本リスク分担表の作成に当たっては、かかるガイドラインに基づく検討や、PFI法に基づく特定事業の実施に際して外部コンサルタント等の助言を受けていると思われる。

上記ガイドラインは、PFI事業におけるリスク分担を直接の対象としたものではあるが、指定管理者制度の運用においても基本的に同様の考え方が妥当するから、通常の指定管理者との協定においても大いに参考とされたい。

5 業務報告書

要求水準書には、指定管理者に対して、「運營業務に係る業務報告書（本施設の利用状況（施設別の利用者数、利用料・売上等の収入状況、利用者からの苦情とその対応状況、実施した事業内容及び実績等）を含むもの）」の提出を求める旨の規定が置かれているが、例えば、東部健康増進施設設置条例第6条第3号が規定している「健康増進施設の管理に係る経費の収支状況」がここに含まれるか否かが明確になっていないなど、記載すべき事項が曖昧である。

施設設置条例が求める「事業報告書」の記載内容については、通常、協定書及び管理業務仕様書において規定されているが、本施設については、協定書等が作成されておらず、特定事業契約書の内容と岡山市における指定管理者制度の運用との整合性に関する検討が不十分なために条例と契約書との齟齬が生じたものと考えられる。

そもそも、「事業報告書」は、法第244条の2第7項に基づいて、指定管理者に提出が義務付けられるものであり、その目的は「公の施設の管理の適正を期する」（同条第10項）ことにある

ものであって、「事業報告書」の提出は、地方公共団体と指定管理者との契約に基づくものではなく、指定管理者に課せられた法律上の義務である。

したがって、その記載事項については、施設設置条例において具体的に規定されているものに止まらず、施設所管課において施設の特性に応じた具体的な検討が行われる必要があり、協定書等において明確かつ具体的に特定されなければならない。

★★意見422

事業報告書に記載すべき事項を施設の特性に応じて具体的に検討し、特定事業契約書等とは別に作成されるべき協定書等において明確かつ具体的に特定されたい。

6 協議会

特定事業契約書第5条は、「本施設の運営及び維持管理に関する協議を行うため、関係者協議会…を設ける」ことを規定し、同契約書別紙9「協議会規約骨子」において、「事業契約に定めがない事項、事業契約の解釈上の疑義に関する事項、市と事業者間で調整を図る必要がある事項」が協議事項に含まれることが確認されており、合理的である。

通常の協定書においては、リスク分担表等において、ある特定の事項について市と指定管理者が協議によって決定するとされていながら協議の方法等について全く規定されていないという場合が大多数であり、指定管理者にとってはリスク要因となるから、そのような協定となっている場合においては、上記特定事業契約書の規定を参考に、協議事項や協議方法について明確化することが望ましい。

第5 施設の管理運営

1 施設の利用許可

(1) 東部健康増進施設設置条例第7条第1項は、「健康増進施設を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。」と規定している。

これに対し、同条例施行規則第4条第1項は「プール、温浴施設、ジム、スタジオを個別利用する者は、利用券を購入しなければならない。」、同条第2項は「プール、スタジオ、会議室を専用利用する者は、あらかじめ利用許可申請書により許可を受け、利用料金を指定管理者に納めなければならない。」と規定し、本施設の利用方法について、「個別利用」と「専用利用」とに区分している。

これを受けて、要求水準書においては、施設の利用方法が「自由利用」と「専用利用」とに区分されており、条例施行規則の「個別利用」が要求水準書の「自由利用」に当たるものとされている。

(2) 施設所管課からのヒアリングによると、「個別利用」ないし「自由利用」の場合は、利用券の購入をもって利用許可とみなす取扱いをしているとのことであったが、上記条例には、みなし規定その他の例外規定が設けられていないことからすると、このような取扱いは条例上の根拠がないものとする。

他方、「個別利用」ないし「自由利用」について、都度、利用許可申請による利用許可を実施することは現実的ではないと思われるので、条例において、「個別利用」及び「専用利用」の意義を明確に定義した上、「個別利用」の場合には利用許可が不要である旨を規定するか、あるいは

は、利用券の購入により利用許可がなされてものとみなす旨の規定を置く等の条例改正により、施設利用許可に係る不適切な状態を解消すべきである。

★★★指摘 8 2

施設設置条例において、「個別利用」及び「専用利用」の意義を明確に定義した上、「個別利用」については利用許可が不要である旨を規定するか、あるいは、利用券の購入により利用許可がなされたものとみなす旨の規定を置く等の条例改正により、施設利用許可に係る不適切な状態を解消されたい。

2 軽食喫茶運営業務

- (1) 本施設においては、軽食喫茶が運営されているが、軽食喫茶運営業務は要求水準書において施設運営業務の一つに位置付けられており、施設所管課においても、指定管理との関係では（自主事業ではない）指定管理業務として整理されている。
- (2) しかし、軽食喫茶に係る使用料及び利用料金については、条例に定めがないため、軽食喫茶運営業務を指定管理業務として整理すると、利用料金を指定管理者が収受することについて条例上の根拠が無くなってしまうという問題が生じる。すなわち、利用料金制は、あくまでも使用料の範囲内において、本来、自治体が収受すべき使用料につき、条例の定めに基づいて指定管理者に収受させることを認める制度であるから、使用料及び利用料金に係る規定が条例に置かれていないものについて、指定管理者が収受することを認めるべき法的根拠はないといわざるを得ない。

他方、指定管理者の運営による売上の場合、指定管理者と利用者との純然たる私法契約に基づく収入とするには、軽食喫茶が自主事業として適法に運営されていることが前提であり、上記のとおり、軽食喫茶が指定管理業務として整理されていることとの矛盾が生じる。

- (3) したがって、指定管理者制度の枠内において指定管理者に軽食喫茶的運営を行わせるのであれば、軽食喫茶的運営については目的外自主事業として整理し、適切な手続を経た上で実施させるという方法が穏当と考えられる¹³⁴。この場合、特定事業契約においても、軽食喫茶運営業務を指定管理者の義務的業務から除き、自主事業の一種として位置付けることが必要である。

★★★指摘 8 3

軽食喫茶運営業務を指定管理業務として整理する限り、その売上を指定管理者に帰属させることは困難であるから、目的外自主事業として整理し、適切な手続を履践すべきである。

第6 モニタリング

1 事業報告書の記載事項

- (1) 東部健康増進施設設置条例第6条には、年度終了後速やかに提出されるべき「事業報告書」の記載事項として、①健康増進施設の管理業務の実施状況及び利用状況（第1号）、②健康増進

¹³⁴ なお、森・115頁は、「目的外使用の対象施設が、なぜ、設置当初から公費で整備されているのか、という矛盾を抱える」ので、「飲食提供施設の部分だけを普通財産にして、指定管理者である団体に貸し付けることが解決策である」と述べる。

施設の利用にかかる料金…の収入の実績(第2号)、③健康増進施設の管理に係る経費の収支状況(第3号)、④その他指定管理者による健康増進施設の管理の実態を把握するために必要な事項(第4号)が規定されている。

他方、要求水準書2-1(5)「業務報告書」は、受託者に対して運營業務に係る業務報告書の提出義務を課しているが、その内容については、「本施設の利用状況(施設別の利用者数、利用料・売上等の収入状況、利用者からの苦情とその対応状況、実施した事業内容及び実績等)を含むもの」と定められている。

- (2) 指定管理者から年度終了後に提出されている「事業報告」には、簡単な「事業の概況」と、科目の内訳が全く明記されていない「損益計算書」等が添付されているのみである(なお、この「事業報告」には、損益計算書のみならず、貸借対照表や株主資本等変動計算書が添付されており、指定管理者の指定管理業務に関する報告書ではなく、指定管理者である法人の決算報告書としての性質を有するものと考えられる)。

これに対して、毎年度、施設所管課から損益計算書の科目内訳をあらためて確認するという作業が行われているようであるが、本来、最初に提出される「事業報告書」に全ての必要項目が記載されるべきであり、報告を求める項目があらかじめ定まっているのであれば、協定書等に必要項目を明記するべきである。

- (3) また、上記「事業報告」とは別に指定管理者から提出されている「岡山市東部健康増進施設運営・維持管理事業運営実施報告書」には、比較的詳細な利用者数及び売上の内訳が記載されており、要求水準書の内容に準拠したものと見えるものの、経費の支出状況については全く記載されておらず、条例が求める必要的記載事項を充たしていない。

条例に準拠した事業報告書の必要的記載事項は、協定書等において記載されるのが通常であるが、本施設においては協定書等が作成されていないため、条例との齟齬が生じているものと考えられる。条例の定めに準拠した事業報告書の記載事項については、協定書等において明記すべきである。

- (4) さらに、指定管理業務の収支と自主事業の収支については、区分経理の観点から、区分して記載する必要がある。上記条例第6条第3号が事業報告書への記載事項として「健康増進施設の管理に係る経費の収支状況」と記載しているのは、指定管理業務に関する収支状況を他の経理を区分して記載すべきことを求めているものであるが、指定管理者から提出されているこれらの報告書では、区分がなされていない。

★★意見423

事業報告書に記載すべき事項については、特定事業契約書とは別に作成されるべき協定書等に明記し、条例が求める記載事項を具体化されたい。

★★★指摘84

また、指定管理者から提出されている「事業報告」及び「運営実施報告書」の記載内容は条例上の記載要件を充たしていないので、指定管理者に対して改善を指導されたい。

2 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

- (1) 施設所管課からのヒアリングによれば、3ヶ月に1回程度の頻度で施設を訪問し、運営状況

全般に関する連絡会議と実地調査を実施しているとのことである。

定期的に施設を直接訪問し、運営状況全般に関する連絡会議を実施している点は施設管理上も適切である。

もっとも、上記の施設訪問は、特定事業契約書等に定められた要求水準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、十分なモニタリングとはいえない。

- (2) 平成30年4月「岡山市東部健康増進施設運営・維持管理事業実施方針」において、「本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市でモニタリングを行う。」とされている（11頁）のであるから、本施設については、随時、指定管理者による管理が特定事業契約書等に定められた要求水準を充たしているか否かについて包括的に確認する機会を設けるべきである。ただし、要求水準の詳細が多岐に渡っており、一度に全ての要求水準についてのモニタリングを実施することは困難であるから、計画的に実施されたい。
- (3) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

3 利用者アンケートの実施

- (1) 要求水準書には、

- ①事業者は、本施設に利用者からのアンケートを収集する箱を設置するなどの方法により、利用者の意見を聞かなければならない。
- ②事業者は、アンケート内容を分析し、各業務の改善に反映させなければならない。
- ③事業者は、アンケートで寄せられた苦情、要望に対し回答できるものについては回答し、業務報告書等により、その経過を本市へ報告すること。
- ④本市は、前項の事業者からの報告を分析し、必要に応じて各業務の改善を指示するものとする。

と規定されているが、施設所管課からのヒアリングによると、本施設においては、常時、意見箱を設置しており、そこに投函される意見書については、対応状況等を記載して、施設の掲示板に貼り出すなどの対応が行われているとのことであった。

- (2) なお、第3部（総論）・第7章・第3・4 [85～86頁] 記載のとおり（意見48、意見49、意見50）。

第7 個人情報保護・情報公開

1 個人情報管理責任者の届出

市と指定管理者との間で締結されている「個人情報に関する覚書」第2条第1項では、指定管理者が「本契約に基づいて取扱う個人情報を適切に管理するため、個人情報管理責任者…を置く」こととなっているが、個人情報管理責任者の氏名及び連絡先等については届出を求めることにはなっていない。

しかし、万が一、保有個人情報に関する事故が発生した場合の対応等のため、市が上記責任者の氏名・連絡先等を把握しておく必要があると考える。

したがって、個人情報管理責任者の氏名及び連絡先等の必要な情報について届出を求めることが望ましい。

2 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 平成30年6月「岡山市東部健康増進施設運営・維持管理事業 要求水準書」には、「事業者

は、本事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び岡山市個人情報保護条例の規定に従い、その取扱いには十分留意し、漏洩、滅失及び毀損等の事故の防止に努め、また、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。」と規定されている（11頁）。

また、岡山市管理規則第13条第1項は、「所管課は、指定管理者にその業務に関して保有する個人情報の保護について必要な措置を講じさせなければならない。」と規定し、同条2項は、「所管課は、指定管理者に対し、その管理業務に従事し、又は従事していた者が管理業務の実施により知り得た秘密を漏洩しないよう必要な措置を講じさせなければならない。」と規定している。

しかし、施設所管課からは、指定管理者が上記の措置を講じているか否かについて、十分な確認がなされていない状況である。

(2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

3 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 特定事業契約書等には、通常は協定書に盛り込まれることが多い「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務に関する規定がない（ただし、要求水準書において、「遵守すべき法制度等」の中に岡山市情報公開条例及び同条例施行規則は明記されている）。

もっとも、指定管理者制度は、公の施設に関する管理を包括的に代行させるというものであり、指定管理者には単なる施設の維持管理業務の受託者とは異なる情報公開上の責任が課せられるというべきである。

また、岡山市管理規則第12条は、「所管課は、指定管理者にその管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じさせなければならない。」と規定している。

しかし、施設所管課は、指定管理者が上記の措置を講じているか否かについて全く確認していない。

(2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第8 指定管理者制度導入の適否

1 本施設については、PFI法に基づく特定事業として運営・維持管理事業に係る事業契約が締結され、それと指定管理者制度が併用されているという特殊性から様々な問題が生じているといえる。なお、第2部・第2章・第2・3記載のとおり（意見1）。

2 さらに、翻ってみると、本施設については、果たして指定管理者制度の導入が適切であるか否かの検討が必要であるように思われる。

すなわち、前述のとおり、本施設について、「個別利用」の場合の利用許可については、条例の改正により解決することが可能であるし、「専用利用」の場合に限れば、その利用許可事務を岡山市において担うことは不可能ではないと思われるから、あえて指定管理者制度を導入する必要性が乏しく、むしろ公共施設等運営権方式（いわゆるコンセッション方式）の導入により、様々な問題点が一挙に解決できる可能性もあると思われる。そもそも、現在の運営の実態は、指定管理方式というより公共施設等運営権方式に近いものと考えられる。

もっとも、現行の法制度の枠内でいずれの方法を選択すべきかは、複雑な問題を総合的に考慮して判断する必要があるから、各種専門家の助言を受けながら、慎重に検討されたい。

第5款 西部リユースプラザ

第1 施設の概要

施設名	岡山市西部リユースぷらざ		施設数	1
所在地	岡山市北区野瀬西町 428 番地 2			
担当課	環境局環境施設部環境施設課			
開設年月日	平成 27 年 1 月	建設費 (千円)	3,133,200 (800/9700) ※	
根拠法令	岡山市西部リユースぷらざ条例			
施設の設置目的	資源循環型社会を市民と協働して形成していくため、市民自らが廃棄物の減量及び再資源化並びに再生利用の体験及び学習をすることにより、ものを大切にすることを養い、快適な生活環境づくりとリサイクル社会の形成、地球環境の保全に資することを目的とする。			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募 (応募数)・非公募	
	岡山グリーンサービス(株)	H27.1.1~H46.12.31 (20 年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料 (千円)	220,383	215,788	229,210	
年間利用者数 (人)	9,213	9,965	11,052	
使用料・利用料金の別	使用料	利用料金の内容		
自主事業の有無	あり	自主事業の概要	リサイクル工作教室等	
備考				

※ 本施設は、岡山市西部リサイクルプラザの一部を構成する施設であり、本施設単体での建設費は不明である。記載額は、岡山市西部リサイクルプラザの建設費であり、本施設の延床面積は、全体の 9700 分の 800 とのことである。

第2 指定管理の概要

1 指定管理業務の概要

指定管理者が行っている指定管理業務として管理業務仕様書に記載されている業務は、

- ① 施設の利用許可に関する業務
- ② 施設の再生品展示室等の維持管理に関する業務
- ③ その他施設の管理上必要な業務

である。

2 自主事業の概要

古布・古紙や廃材を使った家庭用品製作教室等のイベントが実施されている。

第3 指定管理者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと

第3部 (総論)・第3章・第1・2・(2) [32~35頁] 記載のとおり (指摘2、指摘3)。

- (2) PFI法に基づく契約の場合の特則

本施設については、岡山市西部リユースぷらざ条例附則2において、「施行日以後、最初に指定する指定管理者は、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、又は準じて選定し、契約した民間事業者（当該民間事業者から当該契約上の地位を承継したものを含む。）を議会の議決を経て、指定管理者に指定する。」と規定されている。

そして、PFI法に基づき、「岡山市西部リサイクルプラザ整備・運営事業」に係る総合評価一般競争入札が実施され、その落札者である民間事業者が指定管理者に指定されている（なお、本施設は、岡山市西部リサイクルプラザの一部を構成する施設である）。

(3) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

2 非公募理由

本施設については、前述のとおり、岡山市西部リユースぷらざ条例附則2において、特別に「施行日以後、最初に指定する指定管理者は、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、又は準じて選定し、契約した民間事業者（当該民間事業者から当該契約上の地位を承継したものを含む。）を議会の議決を経て、指定管理者に指定する。」と規定されており、一般的な指定管理者の指定の場合とは異なる手続が予定されている。

本施設については、PFI法に基づいて、「岡山市西部リサイクルプラザ運営・維持管理事業」に係る総合評価一般競争入札が実施され、その落札者である民間事業者が議会の議決を経て指定管理者に指定されており、公募・非公募に関しても、通常の手続の場合に予定されている推進委員会等による審議を経ていないが、条例上の根拠に基づいて指定手続が実施されている以上、本施設につき非公募方式により指定管理者を指定していることは適正である。

第4 協定

1 協定書の内容

- (1) 本施設については、当新田健康増進施設及び東部健康増進施設とは異なり、PFI事業に係る特定事業契約書とは別に協定書が作成されており、この点については適切である。
- (2) もっとも、平成26年12月22日付「岡山市西部リユースぷらざの管理運営に関する協定書」第4条では、指定管理業務の範囲について、「別紙『管理業務仕様書』に定めるものとする。ただし、甲と乙が別に締結した『岡山市西部リサイクルプラザ整備・運営事業 運営業務委託契約書』…第6条に基づく業務の範囲のうちとする。」と規定されているが、管理業務仕様書では、「ぷらざの利用の許可に関する業務」、「ぷらざの再生品展示室等の維持管理に関する業務」、「その他ぷらざの管理上必要な業務」とのみ規定されているなど、具体性を欠いている¹³⁵。
- (3) そもそも、岡山市西部リユースぷらざ条例第3条には、施設が実施すべき事業として、

- ① 資源循環型社会を構築するための学習及び実践に関すること
- ② ぷらざ利用者の自主的な活動の支援に関すること

¹³⁵ なお、運営業務委託契約書第6条では、「本業務の範囲及び細目は、要求水準書等及び事業者提案に定めるとおりとする。」とされ、要求水準書では、①受付管理業務、②運転管理業務、③維持管理業務、④環境管理業務、⑤啓発業務、⑥情報管理業務、⑦関連業務等の記載がなされているものの、これらのうちどの範囲が指定管理業務として位置付けられているのかは判然としない。

- ③ ぶらぎの施設及び設備の提供に関すること
- ④ 廃棄物の再生処理及びリサイクルについての情報の収集及び提供に関すること
- ⑤ 廃棄物の減量、再生利用体験及び学習等に係る講座等の開設に関すること
- ⑥ 廃棄物の減量、再資源化及び再生利用促進のための啓発に関すること
- ⑦ 再資源化及び再生利用促進の調査及び研究に関すること
- ⑧ 廃棄物からの再生品等の展示及び販売に関すること

等が詳細に規定されており、上記条例第4条第1号において、これらの事業が指定管理者の管理業務として位置付けられているのであるから、これらの事業の実施は管理業務仕様書において指定管理業務として明確に位置付けられるべきである¹³⁶。

- (4) 協定書及び管理業務仕様書の作成目的は、指定管理に関連する事項に特化し、指定管理に関する権利義務関係を具体的に規定する点にあるから、詳細な運營業務委託契約書が作成されている場合であったとしても、かかる観点も踏まえ、業務委託契約書との整合性にも配慮した慎重な検討が必要であることは、当新田健康増進施設及び東部健康増進施設の項でも述べたとおりである。

本施設に係る協定書・管理業務仕様書については、岡山市西部リサイクルプラザ全体についての運営につき詳細な内容を規定する運營業務委託契約書の内容を準用する形式となっているが、全体的に協定書・管理業務仕様書と運營業務委託契約書との整合性や指定管理に特化した観点からの検討が不十分と思われ、その結果、指定管理に関する協定書・管理業務仕様書の内容としては不十分なものになってしまっているように思われる。

また、協定書・管理業務仕様書の作成に当たっては、業務委託契約書との整合性を慎重に検討した場合でも矛盾が生じた場合に備え、優先関係を整理した条項を設けるべきである¹³⁷。

★★★指摘85

施設設置条例に規定された指定管理者が行うべき業務については、管理業務仕様書において指定管理業務として明確に位置付けられたい。

★★意見424

協定書・管理業務仕様書の内容については、運營業務委託契約書との整合性にも配慮した上、指定管理に特化した観点から、十分に検討されたい。また、協定書・管理業務仕様書、運營業務委託契約書、その他の関連文書の優先関係を整理されたい。

¹³⁶ 条例の規定は、指定管理者に「これを行わせることができる」とされているに過ぎないから、これらの事業が指定管理業務に位置付けられていないことをもって直ちに違法となるものではない。しかし、仮に指定管理者がこれらの事業を実施しない場合、岡山市が直接これらの事業を実施することとなるが、そのようなことが想定されているわけではない。したがって、結局、指定管理業務として位置付けられる必要のある事業が管理業務仕様書に記載されていないものと評価せざるを得ない。

¹³⁷ 運營業務委託契約に関して作成されている基本契約、運營業務委託契約約款、要求水準所等、事業者提案については、上記約款第1条第1項において、優先関係が規定されている。

2 指定管理料

本施設については、協定書第10条において、「協定期間に係る施設の管理に必要な経費…は、契約書に基づき支払われる委託費に含まれるものとし、甲は乙に対して別途負担しないものとする。」と規定され、指定管理料と業務委託費との関係が明確になっている。

3 指定期間

本施設の指定期間は、特定事業契約の契約期間に合わせて20年とされており、岡山市が指定期間の標準としている5年を大きく超える期間となっている。しかし、特定事業契約において、事業受注者にも相応の資本投下が求められていること等からすると、投下資本回収に必要な期間として比較的長期の指定期間が設けられていることは合理的である。

4 リスク分担

- (1) 協定書第17条第1項本文において、備品の調達管理につき、「乙は、運営に必要な備品は、岡山市西部リサイクルプラザ整備・運営事業の要求水準書…に基づき、本業務期間中にわたり準備すること。」と規定されているほか、第20条において、「不可抗力によって発生した費用等の負担については、契約書第28条及び第29条の規定に基づくものとする。」のみ規定されており、その他のリスク分担については、協定書及び管理業務仕様書には規定されていない。

他方、特定事業契約の関連では、平成23年2月1日「岡山市西部リサイクルプラザ整備・運営事業実施方針」において比較的詳細な内容の「市と事業者のリスク分担表」が公表されているが、この内容は、平成24年1月24日「岡山市西部リサイクルプラザ整備・運営事業運営業務委託仮契約書」（なお、本契約書は、岡山市議会の議決を取得した日に本契約として成立するとされており、以下においては単に「運営業務委託契約書」という。）等において明確に位置付けられておらず、かかる「リスク分担表」が本契約においても効力を有しているのか否か必ずしも判然としない。

- (2) 施設所管課の見解は、運営業務委託契約書第1条において「要求水準書等（要求水準書、入札説明書、質問回答書をいう。…）及び事業者提案に従い」と書かれており、入札説明書の第1・9行目において「実施方針と異なる点がある際には入札説明書等の記述が優先される」と記載されていることから、実施方針と入札説明書の基準とで異なる点がない場合には、実施方針も入札説明書の内容に含まれると解釈でき、実施方針記載のリスク分担表は入札説明書との矛盾がない範囲で契約書の内容に含まれているというものであった。また、実施方針記載のリスク分担表は西部リサイクルプラザの運営業務に適用され、またその一部である本施設の指定管理業務にも適用されるものであり、この点について、岡山市及び指定管理者は合意しているとのことであった。

しかし、運営業務委託契約書第1条には、要求水準書等を構成するものとして実施方針が明記されておらず、入札説明書における「実施方針と異なる点がある際には入札説明書等の記述が優先される」との記載も、必ずしも実施方針が契約の一部を構成することを意味するものではない。

また、入札説明書の第1において、「次の文書は、本入札説明書と一体のものである（以下「入札説明書等」という。）。とされた上、入札説明書と一体とみなされるものとして要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運営業務委託契約書（案）のみが列挙されており、実施方針は除かれているのであって、実施方針が契約の一部を構成すると解すべき法的根拠は希薄といわざるを得ない。

以上のとおり、契約書等において明示的に実施方針が準用されているものでない以上、実施

方針が契約の一部を構成するという施設所管課の上記解釈は不自然といわざるを得ず、仮にそのような解釈の余地を認めるとしても極めて不明瞭である。

また、実施方針記載のリスク分担表が本施設の指定管理業務にも適用されることについて岡山市及び指定管理者は合意しているといっても、何ら文書においてそのことが確認されているものではなく、いずれにしても現在の状態は紛争防止の観点から不適切である。

- (3) さらに、運營業務委託契約書には、協定書において準用されている「不可抗力によって発生した費用等の負担」(第29条)、及び「法令変更によって発生した費用等の負担」(第31条)等の条項が置かれているが、上記実施方針に添付されているような詳細なリスク分担については規定がない。
- (4) したがって、本施設に関する岡山市と指定管理者間のリスク分担については、極めて不明瞭な状態であるといわざるを得ない。(特定事業契約そのものの適正性については、本監査の対象を外れるものであるので、あえて触れないこととするが) 指定管理との関係では、協定書において、詳細なリスク分担を規定する必要がある。

★★★指摘86

協定書において明確に実施方針記載のリスク分担表を引用するなど、リスク分担を明確にされたい(総論のリスク分担に関する章も参照されたい)。

5 業務報告書

- (1) 岡山市西部リユースぷらざ条例第7条は、指定管理者が毎年度終了後速やかに、①施設の管理業務の実施状況及び使用状況、②施設の使用に係る料金の収入の実績、③施設の管理に係る経費の収支状況、④その他規則で定める事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない旨を規定している。

これを受けて、協定書第8条第1項は、「乙は、条例第7条に規定する事業報告書は、契約書第14条の規定により甲に提出しなければならない。」と規定し、運營業務委託契約書第14条第1項本文は、「乙は、要求水準書及び業務マニュアルに従い、本業務の各業務に係る業務の遂行状況に関し、日報、月報、年報その他の報告書…を作成し、それぞれ所定の提出期限までに、甲に提出するものとする。」と規定している。

他方、管理業務仕様書10には、年度ごとの報告事項として、当該年度の事業報告書には、①管理業務の実施状況及び使用状況、②使用料の収入の実績、③管理に係る経費の収支状況、④自主事業に係る収支状況(自主事業を実施する場合)、⑤使用料の還付及び減免の状況を記載しなければならない旨が規定されている。

- (2) 上記のとおり、協定書は、運營業務委託契約書の規定により事業報告書を提出しなければならない旨を規定するが、運營業務委託契約書は、業務報告書の記載内容について「本業務の各業務に係る業務の遂行状況」とのみ規定しており、指定管理に関していかなる報告が求められているのかについては、具体的に規定されていない。例えば、岡山市西部リユースぷらざ条例第7条第3号が規定している「ぷらざの管理に係る経費の収支状況」がここに含まれるか否かが明確になっていない。

他方、管理業務仕様書に規定された事業報告書の記載事項は、明らかに条例の規定を念頭に置いて具体的に特定されており、妥当な内容といえるが、協定書は運營業務委託契約書等の規

定を準用するばかりで、管理業務仕様書の上記記載を引用しておらず、その法的位置付けが不明瞭である。

この点に関する施設所管課の見解は、「協定書第4条において、条例上の管理業務について仕様書にて定めることとされており、それを受けて協定書第8条の報告も条例第4条に定める管理業務と解釈できるため、仕様書が適用される」旨認識しているとのことであったが、事業報告書の提出義務について定める協定書第8条第1項が明示的に「契約書第14条」の規定に拠るべきことを規定している以上、上記施設所管課による解釈の余地を認めるとしても、少なくとも不自然かつ不明瞭といわざるを得ない。

そこで、事業報告書に記載すべき事項については、協定書中に明記するか、管理業務仕様書に規定されている記載事項とする旨を明確に規定し、条例との齟齬が生じないようにすべきである。

- (3) 施設設置条例が求める「事業報告書」の記載内容については、通常、協定書及び管理業務仕様書によって特定されているが、本施設については、協定書等と特定事業契約に係る運営業務委託契約書等との整合性を十分に検討しないまま準用してしまったため、条例や協定書等と運営業務委託契約書との齟齬が生じたものと考えられる。

そもそも、「事業報告書」は、法第244条の2第7項に基づいて、指定管理者に提出が義務付けられるものであり、その目的は「公の施設の管理の適正を期する」(同条第10項) ことにあるものであって、「事業報告書」の提出は、地方公共団体と指定管理者との契約に基づくものではなく、指定管理者に課せられた法律上の義務である。

したがって、その記載事項については、施設設置条例において具体的に規定されているものに止まらず、施設所管課において施設の特性に応じた具体的な検討が行われる必要があり、協定書等において明確かつ具体的に特定されなければならない。

★★★指摘87

事業報告書に記載すべき事項については、施設の特性に応じて具体的に検討し、かつ、協定書中において、管理業務仕様書に規定された記載事項とする旨を明確にされたい。

6 協議会

運営業務委託契約第40条は、「甲と乙は、本業務を円滑に遂行するため、情報交換や業務の調整を図る協議会を設置する。詳細については、別途作成する設置要綱にて定める。」と規定している。

設置要綱は簡素なものであり、十分な内容ではないものの、通常の協定書においては、リスク分担表等において、ある特定の事項について市と指定管理者が協議によって決定するとされているながら協議の方法等について全く規定されていないという場合が大多数であることに比べ、協議会の構成員の要望によって正式な協議の場が開催されるとされていることは評価できる。

7 使用料徴収委託書を別途締結すべきこと

- (1) 本施設については、現指定管理者に対して使用料徴収委託がなされているが、協定書第4条第3項において、「乙は、前項の使用料等を施設の利用者から徴収し、甲に納付しなければならない。」とされているのみであり、使用料徴収を委託する旨が明確に規定されているわけではなく、別途、使用料徴収委託契約書も締結されていない。

(2) 第3部（総論）・第4章・第5・2〔60～62頁〕記載のとおり（意見30）。

第5 モニタリング

1 事業報告書の記載

(1) 本施設については、岡山市西部リユースふらぎ条例第7条第2号において「ふらぎの使用に係る料金…の収入の実績」、また、同条第3号において「ふらぎの管理に係る経費の収支状況」を毎年度終了後に提出されるべき事業報告書に記載することとされており、これらについては、管理業務仕様書10にも規定されている（ただし、前述のとおり、管理業務仕様書の事業報告書に関する記載の法的位置付けは不明瞭である）が、指定管理者から提出されている年次報告書にはこれらの事項は全く記載されていない。

なお、管理業務仕様書10が規定している「使用料の還付及び減免の状況」は、上記条例第7条第2号の報告事項に含まれるものと解されるが、この点についても記載されていない。

以上については、前述のとおり、事業報告書に記載すべき事項が曖昧になっている点にも起因するものと思われるが、明らかに条例の要求する記載事項を充たさないものであるので、協定書等の修正と並行して、改善指導されたい。なお、本施設は、岡山市西部リサイクルプラザ内の一角に設けられているという性質上、施設の管理に係る収支状況について岡山市西部リサイクルプラザと完全に区分することが困難であるということも事業報告書の記載が不十分となっている要因になっているようである。しかし、そうであれば、施設設置条例及び協定書・管理業務仕様書において特定されるべき事業報告書の記載内容について、施設の特性に応じた検討を行い、これらを合理的な記載事項に改めるべきである。

★★★指摘88

毎年度終了後に指定管理者より提出される事業報告書に、施設の使用料収入の実績、使用料の還付及び減免の状況、施設管理に係る経費の収支状況について記載するよう改善指導されたい。

(2) また、管理業務仕様書10において、当該年度の事業報告書に「自主事業に係る収支状況」の記載が求められているが、指定管理者から提出されている年次報告書には記載されていない。

上記と同様、管理業務仕様書における事業報告書に関する記載の法的位置付けが不明瞭ではあるが、区分経理の観点からも問題があるので、改善指導されたい。

★★意見425

毎年度終了後に指定管理者より提出される事業報告書に、自主事業に係る収支状況を記載するよう改善指導されたい。

2 所管課による管理状況のモニタリング

運營業務委託契約書第15条は、同契約書別紙1「モニタリング実施要領等」に基づき、岡山市西部リサイクルプラザに対するモニタリングの実施を予定しており、本施設の指定管理状況に対するモニタリングはその一環として実施されるという建前になっているものと思われる。

もっとも、前述のとおり、運營業務委託契約書等に規定されている各種業務のうち、いかなる

部分が本施設の指定管理に関連するものか曖昧なままであり、本施設の指定管理の状況に関するモニタリングとして機能しているか否かは直ちに判断ができない。

運營業務委託契約書中に規定されている「モニタリング実施要領等」自体は、モニタリングに関するルールが全く存在していない大多数の指定管理者制度導入施設に比べて十分に詳細な内容となっているので、指定管理の状況に関するモニタリングにおいてこの「モニタリング実施要領等」をどのように具体化しているか整理することが有用と考えられる。

★★意見426

運營業務委託契約書別紙1「モニタリング実施要領等」に基づくモニタリングを、本施設の指定管理状況に対するモニタリングにおいて、どのように具体化するか整理されたい。

3 利用者アンケートの実施

(1) 管理業務仕様書12には、

指定管理者は、次に掲げる要領によって、利用者アンケートを実施しなければならない。

- ①指定管理者は、岡山市が必要と認めたときは、管理物件に利用者からのアンケートを収集する箱を設置する等の方法により、利用者の意見を聴かなければならない。
- ②指定管理者は、アンケート内容を分析し、各業務の改善に反映させなければならない。
- ③指定管理者は、アンケートで寄せられた苦情、要望に対し回答できるものについては回答し、管理月報により、その経過を岡山市へ報告しなければならない。
- ④岡山市は、前項の事業者からの報告を分析し、必要に応じて各業務の改善を指示するものとする。

と規定されているが、施設所管課からのヒアリングによると、本施設においては、意見箱を常時設置しており、そこに投函される意見書の内容については、適宜対応しているとのことであった。

(2) なお、第3部（総論）・第7章・第3・4 [85～86頁] 記載のとおり（意見48、意見49、意見50）。

第6 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 協定書第16条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

また、要求水準書第II編運營業務編では、

- ① 事業者は、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守し、本業務によって知り得た個人情報を適切に管理すること。
- ② 事業者は、個人情報の管理にあたり、個人情報保護マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。

との規定が置かれている（1.2.18）。

そして、本施設の指定管理者からは、月次の事業報告に際して「個人情報データ管理状況チェック表」が作成され、施設所管課に提出されている。大多数の指定管理者制度導入施設において個人情報保護に関する十分なセルフモニタリングは実施されていない中で、このような取組は、指定管理者による個人情報保護に対する取組に関するセルフモニタリングの一例として

評価でき、他の大多数の施設に関しても参考にされるべきである。

(2) 指定管理者は、上記要求水準書の規定に従って、個人情報保護マニュアルを作成し、岡山市に届け出ているが、施設所管課からは、指定管理者が実際にかかる個人情報保護マニュアルに規定された措置を講じているか否かについて、十分な確認を行っていない状況である。なお、施設所管課に対するヒアリングによれば、上記の「個人情報データ管理状況チェック表」の内容を確認しているとのことであったが、それはセルフモニタリングの結果を確認しているのに過ぎず、施設所管課として指定管理者の個人情報管理状況をモニタリングしていることにはならない。

(3) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 協定書第16条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課は、指定管理者が上記の措置を講じられているか否かについて全く確認していない。

(2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第6章 産業観光局

第1節 産業振興・雇用推進課

第1款 岡山市勤労者福祉センター

第1 施設の概要

施設名	岡山市勤労者福祉センター		施設数	1
所在地	岡山市北区春日町5-6			
担当課	産業観光局 産業振興・雇用推進課			
開設年月日	昭和51年9月1日	建設費(千円)	660,900	
根拠法令	岡山市勤労者福祉センター条例			
施設の設置目的	勤労者の福祉増進、教養文化の向上及び余暇利用の充実を図るため			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	クラレテクノ(株)	H29.4.1~R4.3.31 (5年)	公募(2)	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	20,800	20,623	20,263	
年間利用者数(人)	49,586	52,760	55,145	
使用料・利用料金の別	使用料	利用料金の内容	施設利用料	
自主事業の有無	有	自主事業の概要	イベント、講演会、自動販売機の設置	
備考				

第2 施設管理の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、

- ① 施設の運営に関する業務(施設の受付等)
- ② 施設の設備の維持管理に関する業務(清掃・保守点検・機械警備等)
- ③ 管理経費の支払に関する業務
- ④ 各種・報告調査に関する業務
- ⑤ 入居団体との連絡調整に関する業務

等である。

2 自主事業

目的内自主事業として、バルーンアート体験教室などのイベント、高齢者の生きがいについての講演会、防災講義、目的外自主事業として、自動販売機が設置されている。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

公募原則を条例に明記すべきことにつき、第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。

2 公募状況

- (1) 直近公募時、公募の説明会には2者が参加し、そのまま同じ2者が応募に至っている。
- (2) 募集要項が発表されてから、公募の受付が終了するまでの期間は37日であったが、本施設については、施設運営や施設及び設備の維持管理等の指定管理業務において多種多様な業務が想定されており、新規応募者が事業計画書等の必要書類を作成するには、不十分な期間である。

公募期間が不十分であれば、単に新規参入者の準備が困難というだけでなく、従前の指定管理者が不当に有利な競争環境となり、適切でない。

多くの新規の民間団体や事業者が応募できるよう、公募期間をできる限り長く設定すべきである。

★★意見427

指定管理者の新規応募を考える民間事業者の応募準備のための期間を確保するために、募集要項が発表されてから、公募の受付が終了するまでの期間を、現在よりも長く設定すべきである。

- (3) 公募時の募集要項には直近5年分の施設利用状況及び施設収支状況が記載されており、新規参入を検討する民間事業者にとって非常に有益である。公募に際して上記の情報（特に収支状況）を記載していない例が多数見受けられる中で、公募に際しこのような対応をしていることは評価できる。

3 指定管理料の上限額の積算方法

- (1) 施設所管課作成に係る資料によると、本施設の指定管理料上限額の積算方法は、過去の実績のうち、最も支出が多かった年の金額をベースにして、指定管理料の上限額を積算していると思われるが、支出の中身の合理性をチェックしないまま、過去の実績をそのまま鵜呑みにし、次期の指定管理料の上限額を積算することは、手続の公正性、透明性、経済性の観点から妥当ではない。

第3部（総論）・第3章・第2・3 [39～41頁] 記載のとおり、本来、統一的な考え方に基づき一定の算定基準に基づいて積算することが望ましい（意見14）。

- (2) 統一的な考え方が整理されていない場合も、施設所管課において一般的な市場価格を調査する（参考見積を取得する方法も考えられる）等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

★★意見428

指定管理料の上限額の積算方法について、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

第4 協定

1 備品の管理

(1) 備品の区別

包括協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されており、備品（Ⅱ種）は、管理業務仕様書にて定められるものとされている。

ところが、管理業務仕様書では具体的な物品は特定されておらず、Ⅱ種とⅢ種の区別が曖昧な状態となっている。また施設所管課からのヒアリングによると、Ⅱ種として想定されているものは、パソコンやコピー機であるとのことであるが、更新の際に、市が引き継ぐことは予定されていないし、その他にも指定管理者が購入したもので市が引き継ぐことを想定しているものはないとのことであった。

そうであるならば、施設内に存在する物品は、備品（Ⅰ種）か備品（Ⅲ種）のみということになるのであるから、協定書及び管理業務仕様書からも備品（Ⅱ種）やそれを想定した記述は削除されるべきである。

★★意見429

包括協定書および管理業務仕様書から備品（Ⅱ種）を想定した記載は、削除されるべきである。

(2) 備品の確認

施設所管課からのヒアリングによると、備品の存在の有無の確認については、指定管理者からの報告によって、確認しているとのことであった。

総論でも述べたが、モニタリングの一環として、少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において備品（Ⅰ種）と台帳とを実際に照合させ、備品の有無を確認し、齟齬が生じている場合は台帳の更新等適切な対応をするべきである。

★★意見430

少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において備品の管理状況を確認すべきである。

2 使用料徴収委託

(1) 使用料徴収委託契約書を別途締結すべきこと

ア 本施設については、現指定管理者に対して使用料徴収委託がなされているが、包括協定書第4条第3項において、「使用料を施設の使用者から徴収し、市に納付しなければならない」とされているのみであり、使用料徴収を委託する旨が明確に規定されているのではなく、別途、使用料徴収委託契約書も締結されていない。

イ 第3部（総論）・第4章・第5・2 [60～62頁] 記載のとおり（意見30）。

(2) 使用料徴収業務の位置付けが不適切であること

第3部（総論）・第4章・第5・3 [62頁] 記載のとおり（意見31）。

3 リスク分担

(1) 包括協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見431

包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見432

第三者に生じた損害の賠償責任につき、管理業務の範囲についての記載を削除し、「管理物件の瑕疵により生じたもの」という記載に統一し、リスク分担を検討されるべきである。

また、リスク分担表の趣旨からして、できる限り「協議」の対象は限定すべきであり、やむを得ず「協議」により負担を決定せざるを得ない場合に備えて、「協議」の方法（協議への出席者、協議事項、協議の手続等）についても協定書において規定しておくことが必要と考える。

★★意見433

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

管理物件の損傷に対する修繕責任については、「指定管理者の管理業務により生じたもの」、老朽化または不可抗力により生じたもので軽微なものについては指定管理者の負担、老朽化または不可抗力により生じたもので重大なものについては岡山市の負担とされている。

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見434

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

(4) 修繕費の上限

リスク分担表において、「1年間で、修繕料の合計額が100万円…を超える場合については協議するものとする。」とされており、修繕費について上限額の目安が設けられている点は評価できる。

もっとも、指定管理料の算出に当たって、指定管理者が負担すべき修繕費を年間100万円と見込んでいるのであれば、それを上回る修繕費の負担については、緊急やむを得ない場合でない限り、市の負担とすることが妥当であり、無条件に協議の余地を残すことは、指定管理者に対して不当な不利益を与えることにつながりかねない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべきリスクは可及的に明確化することが望ましく、

できる限り協議条項は設けるべきではない。本施設のような公募施設においては、特に留意されたい。

★★意見435

年間100万円を超える修繕費の負担について、緊急やむを得ない場合でない限り市の負担とする等の内容に修正し、リスク分担をできる限り明確化されたい。

(5) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見436

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

第5 施設の管理運営

1 管理業務に関するマニュアル

本施設については、緊急時に係るマニュアルは整備されておりその点は評価できるものの、一般的な管理業務に関するマニュアルは整備されていない。

しかし、持続的かつ安定的な施設運営の観点からは、管理のノウハウについてできる限り一般化し、市においてその内容を把握すると共に、異なる指定管理者が指定された場合においても支障がない体制を整備することが必要である¹³⁸。

また、使用料の徴収及び収納については、公金管理上重要であるから、現金保管ルールも含めて施設所管課においてマニュアルを作成し、それに基づいて運用されたい。

★★意見437

管理業務に関するマニュアルを整備することが望ましい。

★★意見438

使用料の徴収及び収納については、施設所管課においてマニュアルを作成し、それに基づく運用とされたい。

2 第三者への再委託契約

条例施行規則第11条第3項において、「指定管理者が事前に市長の承認を得た場合は、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる」とされている。ところが、本施設においては、第三者委託契約について市長の書面による事前承諾の手続きを取っておらず、本監査の着手後、顛末書の提出によって対応している。

¹³⁸ 指定管理者の創意工夫による独自のノウハウをマニュアル化することは、かえって指定管理者の意欲を削ぐことになりかねないので、留意が必要である。

法令上の義務を怠っていたものといわざるを得ず、現時点においては違法状態は解消されているので「意見」相当とするが、今後は遺漏無きようにされたい。

★★意見439

第三者委託契約における市長の事前承諾手続については遺漏無きようにされたい。

第6 モニタリング

1 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

- (1) 施設所管課からのヒアリングによれば、市役所から場所が近いこともあり、適宜指定管理者との間で情報交換を行っているとのことであった。

所管課において、指定管理者側との連携を維持する努力をしている点は施設管理上も適切であり評価することはできるが、上記の情報交換は、協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、十分なモニタリングとはいえないと思われる。

- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

2 事業報告書の記載事項

包括協定書第8条2項において、事業報告書の記載事項として、情報開示の状況に関する事項の記載が求められている。

ところが、本施設の事業報告書において、情報開示の状況に関する記載がない。

包括協定書において事業報告書に記載すべきとされている以上、記載するよう指定管理者に求めるべきである（開示請求、開示実績がないのであれば、ない旨の記載をさせるべきである。）。

★★意見440

事業報告書において、情報開示の状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。

3 労働法令遵守についてのモニタリングを実施すべきこと

- (1) 施設所管課からのヒアリングによると、指定管理者選定の際に候補者から提出された資料の確認のみで判断しているとのことであったが、十分とはいえない。

- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(2)及び(4) [81～83頁] 記載のとおり（意見46）。

第7 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 包括協定書第17条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がこれらの義務を果たしているかという点については、指定管理者から口頭で確認しているとのことであった。

- (2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 包括協定書第17条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開

について必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がかかる措置を講じているかという点については、指定管理者からの月次報告で確認しているとのことであり、多くの施設において全く確認がなされていないことからすれば、このような対応は評価できる。

(2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第8 災害対応

本施設は、災害対策基本法上の指定避難所に指定されており、閉館時や夜間の対応についての調整を終え、協定書も作成されており、そのことは評価できる。

ただし、形式的に協定書を作成するのみではなく、平時から指定管理者と岡山市の役割分担やリスク分担等について協議をしておくことが肝要である。

災害時に速やかな対応が可能となるよう、十分な協議をするよう努められたい。

第2節 観光振興課

第1款 岡山城天守閣

第1 施設の概要

施設名	岡山城天守閣	施設数	1
所在地	岡山市北区丸の内二丁目3番1号		
担当課	産業観光局 観光振興課		
開設年月日	昭和41年10月	建設費(千円)	150,000
根拠法令	岡山城天守閣条例		
施設の設置目的	文化の向上と観光資源の開発を図る		
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募
	(公社)おかやま観光コンベンション協会	H28.4.1~R3.3.31 (5年)	非公募
	H29	H30	H31・R1
指定管理料(千円)	285	1,414	1,427
年間利用者数(人)	359,356	327,551	343,616
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	施設利用料
自主事業の有無	有	自主事業の概要	夜間利用業務・御城印
備考			

第2 指定管理の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、

- ① 施設受付業務
- ② 入場券発行業務
- ③ 工芸の体験の実施業務
- ④ 広報業務
- ⑤ 施設・展示物・備品の維持管理業務
- ⑥ 警備業務

等である。

2 自主事業

目的内自主事業として、夜間利用業務、目的外自主事業として御城印がある。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと
第3部(総論)・第3章・第1・2・(2) [32~35頁] 記載のとおり(指摘2、指摘3)。
- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

2 非公募理由

- (1) 現指定管理者は非公募方式により指定管理候補者として選定されているが、非公募とする理由は、公の施設の点検票によれば、「岡山城天守閣は、岡山市の観光のシンボルであり、市の観光振興を図るうえで、その管理運営は、観光業界に精通し、かつ公共的な団体が行うことが望ましい。現指定管理者は、公益的事業として、情報発信・誘致事業、広域観光連携や観光ボランティアの活動支援を行うなど、市の観光施策の実現にあたり、必要不可欠な事業を実施している団体である。また、昭和41年の岡山城天守閣再建当時から管理運営業務に関わっており、管理運営に関するノウハウ・経験を有するだけでなく、長年の経験から後楽園をはじめ周辺文化財に係る関係機関との連絡体制も構築されており、7月豪雨の影響を受けた平成30年度を除き、継続して利益配分金を出すなど、効率的かつ安定的な管理運営を行ってきた実績がある。」となっており、岡山市管理規則第5条第1項第3号に該当するとのことである。

また、施設所管課からの説明によれば、①岡山城天守閣は岡山市における文化の向上、観光資源の開発を目的としており、歴史・文化遺産を活かしたまちづくりの拠点となっていること、②岡山城は市民・観光客に歴史を伝え、また市民・観光客が集う場所であり、売上高優先ではなく、岡山の歴史文化を適切に伝えることが重要であり、その運営は公共的な視点が求められること、③岡山の観光の中核であることから市内観光業界に精通し、連携できる必要があり、これらを適切なバランスで運営できる能力が必要であること、④現指定管理者は岡山市の文化的、社会的、経済的特性を活かしたコンベンションの常時開催体制の整備及び誘致を戦略的に推進するとともに、観光施設の整備運営、市民の観光意識の普及及び向上並びに観光客誘致宣伝事業の促進等によって観光事業の健全な振興を図り、もって地域経済の発展と市民の生活、文化の向上発展に寄与することを目的として設立された団体であり、岡山市の観光政策の実現において、市が企画立案、協会がその実施を担っており、核となる観光施設においてもそのような立場にあること、⑤現指定管理者は、施設管理とあわせて観光ボランティアや観光案内所の運営、イベントの実施なども担い、岡山市の観光全体の振興に責任を持つ公共的な団体であり、岡山城天守閣の運営において現指定管理者のほかに最適な団体はないこと、⑥現指定管理者の役員は商工会議所、市、JRその他の観光関係団体、連合町内会で構成されており、オール岡山の体制であり、岡山城のイベントは商工会議所や地元新聞社のほか、民間事業者と連携するなど民間のノウハウも柔軟に取り入れて実施しており、岡山市においてこれ以上の体制はないことなどの事情を考慮した上で、非公募方式により指定管理者候補を選定したとのことであった。

- (2) 岡山市管理規則第5条第1項第3号は、「公の施設の設置目的又は本市の政策目的を実現するために、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき」に非公募方式による選定を認めることとしている。
- (3) まず、公の施設の点検票に記載されている非公募とする理由であるが、「観光業界に精通」していることの必要性については理解できるものの、「公共的な団体」が管理運営を行うことが望ましい理由があまりにも漠然としている。

公の施設の点検票に記載されたその他の非公募理由についても、現指定管理者に管理を行わせることが直ちに「最も合理的」であることを十分に説明しているものとは評価できない。

- (4) 他方、本監査に際して行われた施設所管課からの説明においては、岡山城天守閣の公共的な役割や現指定管理者の設立背景や性質、政策目的との関連性が詳細に説明されていることから、

政策目的との関係では、現指定管理者に管理を行わせることが「最も合理的」と評価し得るものとするが、このような説明が、直近選定時において選定委員会や議会に対してなされていたとは認められず、説明不足であることは否めない。

現指定管理者は、いわゆる外郭団体であり、現指定管理者の役員には、岡山市の職員が就任しているのであるから、非公募理由の説明が不十分であるとする、市民から要らぬ懸念を招き制度運用に対する信用を損なうことになりかねない。岡山市の政策目的を明らかにした上で、その実現のために現指定管理者が「最も合理的」と評価すべきであることにつき、より丁寧な検討と市民に対する説明が求められる。

- (5) また、現指定管理者が外郭団体であることからすると、民間事業者等を対象とするサウンディング等を実施しないまま、非公募方式により選定することは、手続の公正性、透明性の観点からの疑念を抱かれるおそれがある。

全国的にも「観光シンボル」である城郭の管理運営が民間事業者に委託されている例は多数存在し、後述の大阪城の例の他、国宝である姫路城、彦根城などにおいても公募型プロポーザル方式による選考を経て民間事業者が管理運営を受託している。

本施設も「岡山の観光シンボル」であるからこそ、少なくとも公募型プロポーザル方式等によるサウンディング調査を実施して、広く民間からノウハウを募集すべきである。施設所管課は、現在の体制が「オール岡山」の体制であり、これ以上の体制は望めないとの理解を前提としているようであるが、どのような管理・運営体制が最善であるかという問題については、常に検証を重ねていく必要があり、広く民間事業者からノウハウを募集することには意味があると考え¹³⁹。例えば、大阪市が実施した「大阪城公園パークマネジメント事業」では、指定管理者である民間事業者（共同事業体）に施設の整備から管理運営までが一体的に委託され、指定管理者による60億円を超える投資が行われた結果、経費削減どころか大幅な収益拡大を実現しており、先進事例として参考とされたい¹⁴⁰。

なお、プロポーザル方式のサウンディング調査を実施する場合、多くの民間事業者の参入意欲が向上するように適正な選定を確保しつつ、インセンティブ付与のあり方を検討することが望ましい。サウンディング調査を実施するに当たっては、内閣府による「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」（平成28年10月）も参照されたい。

また、PFI法に基づく特定事業として施設の整備・運営を一括で民間委託する方法もあり、必要であれば現指定管理者を共同事業者の一つに組み込むことで、現指定管理者による従前の取組を活かすこともできる。

★★意見441

岡山市管理規則第5条の第1項第3号の要件を充足性に関し、岡山市の政策目的との関係で現指定管理者が「最も合理的」と評価すべき理由については、指定管理候補者選定時においてより丁寧な検討を行い、市民に対する責任を果たすべきである。

¹³⁹ なお付言するに、施設所管課は、指定管理者の役員に岡山市内の各種団体の役員が就任していることをもって「オール岡山」の体制とするが、本施設の管理運営を担っているのは、それら各種団体ではなく、あくまでも指定管理者である団体であるから、あたかも岡山市の総力が結集されているかのような「オール岡山」の体制との表現は正確性を欠くものとする。

¹⁴⁰ 南学「実践公共施設マネジメント 進化する手法」『月刊地方財務』2019年4月号・124頁

★★意見442

岡山市の文化振興を図っていく上で重要な拠点施設であるからこそ、従前の枠組みにとらわれることなく、公募型プロポーザル方式等によるサウンディング調査を実施し、広く民間のノウハウを募集することが望ましい。

3 マネジメント推進委員会での審議

- (1) 現指定管理者は、平成27年12月22日経済局公共施設等マネジメント推進委員会において指定管理候補者として選定されている。
- (2) 上記推進委員会には、外郭団体である指定管理候補者の役員が委員として出席している。

産業観光局公共施設等マネジメント推進委員会運営要領第3条第5項は、「委員長及び委員は、推進委員会等設置規程第7条第1項に規定する所掌事務のうち、岡山市公の施設の管理等に関する規則…第4条第2号…及び第5条第1項各号の該当の適否に関すること…に関して、自己と利害関係にあるときは、これを協議・検討する会議に参加することができない。」と規定しており、上記推進委員会に指定管理候補者の役員である岡山市職員が委員として出席したことは、上記マネジメント推進委員会運営要領に違反している。

★★★指摘89

外郭団体である指定管理者の役員が当該外郭団体を指定管理候補者として選定する推進委員会の委員として出席することは推進委員会運営要領違反であるから、直ちに改善されたい。

- (3) 指定管理者として指定されるための条例上の要件は、①その事業計画による天守閣の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること、②その事業計画の内容が天守閣の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、③その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること、④その他市長が必要と認める事項（岡山城天守閣条例第1条の3第2項各号）となっている。

上記推進委員会における審議では、事業計画の内容や指定管理料上限額の提案などについて質疑が行われてはいるものの、委員からの質問に対して施設所管課が回答する形式となっており、不適切である。

また、上記推進委員会の審議時間は、わずか30分程度であるが、本施設が非公募理由として「岡山市の観光のシンボル」と説明されている重要な施設であり、その性質や規模を踏まえれば、事柄の重要性に比して上記の審議時間が十分なものといえるか疑問なしとしない。

指定管理者としての適格性については、あらためて申請者からの直接のヒアリングを実施して実質的に判断されたい。とりわけ、「岡山市の観光のシンボル」である重要な施設の管理運営についての審議であるから、前述のPFI事業や公募型プロポーザル方式によるサウンディングの実施可能性も含め、掘り下げた議論が望まれる。

★★意見443

特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、申請者からのヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性についてあらためて実質的な審議を行うべきである。

第4 協定

1 備品の管理

- (1) 包括協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されており、備品（Ⅱ種）は、包括協定書第21条第1項において、管理業務仕様書にて定められるものとされている。ところが、管理業務仕様書では具体的な物品は特定されておらず、Ⅱ種とⅢ種の区別が曖昧な状態となっている。

施設所管課からのヒアリングによると、管理事務所内の机が備品（Ⅱ種）として取り扱われているとのことであったが、管理業務仕様書には、備品（Ⅱ種）に関する記載が全くなく、上記の物品も管理業務仕様書には記載されていない。

備品（Ⅱ種）の取扱いがあるのであれば、所有権の帰属等に関するトラブルを避けるため、協定書の規定に従って管理業務仕様書において明確に特定されたい。

管理業務仕様書において備品（Ⅱ種）を特定し、管理業務仕様書の備品に関する記載を協定書が定める備品（Ⅱ種）の取扱いと整合する記載に改めるべきである。

★★★指摘90

備品（Ⅱ種）の取扱いがある場合、管理業務仕様書において明確に特定されたい。

★★意見444

管理業務仕様書において、備品（Ⅱ種）に関する取扱いを協定書と整合するように記載されたい。

2 リスク分担

- (1) 包括協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見445

包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

- (2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見446

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

- (3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

管理物件の損傷に対する修繕責任については、「指定管理者の管理業務により生じたもの」、老朽化または不可抗力により生じたもので軽微なものについては指定管理者の負担、老朽化ま

たは不可抗力により生じたもので重大なものについては岡山市の負担とされている。

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見447

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

(4) 修繕費の上限

リスク分担表において、「1年間で修繕料の合計額が100万円…を超える場合については協議するものとする。」「指定管理料の算出にあたって、年間100万円の修繕料を見込んでいる。したがって、市と協議の上、5年間で計500万円の執行となるよう計画的な修繕に取り組むこと。」とされており、修繕費について上限額の目安が設けられている点は評価できる。

もっとも、指定管理料の算出に当たって、指定管理者が負担すべき修繕費を年間100万円と見込んでいるのであれば、それを上回る修繕費の負担については、緊急やむを得ない場合でない限り、市の負担とすることが妥当であり、無条件に協議の余地を残すことは、指定管理者に対して不当な不利益を与えることにつながりかねない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべきリスクは可及的に明確化することが望ましく、できる限り協議条項は設けるべきではない。

★★意見448

年間100万円を超える修繕費の負担について、緊急やむを得ない場合でない限り市の負担とする等の内容に修正し、リスク分担をできる限り明確化されたい。

(5) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見449

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

3 利益還元金

(1) 包括協定書第13条及び管理業務仕様書第5項(4)に基づき、指定管理者は、「岡山城天守閣（自主事業を含む）に係る総支出額及び当該年度に係る事業所税相当額から収入を差し引いて利益が生じた場合は、その利益の50パーセント」の利益還元金を市に納付することとされている。

(2) 上記のとおり、適正な利益還元金額を算出するには、上記「岡山城天守閣（自主事業を含む）に係る総支出額」が適正であることが前提である。

しかしながら、指定管理者との間では、経費支出に関する何らのルールも設けられていない

ため、利益還元金の金額の適正性が担保されていない。

指定管理料及び指定管理業務による収益を基礎として利益還元金の金額を算出することとしている以上、利益還元金の納付は指定管理料に係る精算方式と類似するものといえるから、総論で述べたとおり、指定管理業務に係る支出については、指定管理料の精算方式を採用している施設と同様、一定のルールないし基準を設けることが適切である。ただし、自主事業に係る支出については、指定管理者の自由な裁量に委ねられるべきである。

とりわけ、本施設については、前述のとおり、非公募方式により外郭団体が指定管理候補者として選定されており、指定管理候補者の選定段階で競争原理が働いていないため、経営努力による収益の増大に向けたインセンティブの観点を考慮する必要性は相対的に低く、管理経費に係る支出の基準を明確化する必要性が高い。

また、管理経費全体の内の相当部分が第三者委託のための委託料として支出されているが、総論において述べたとおり、第三者委託の場合における契約ルールが全く設けられていない現状においては、指定管理者との個別の協定書ないし管理業務仕様書において、第三者委託の適正性を担保するためのルールも必要と考える。

★★意見450

適正な利益還元金の算出のため、管理経費の支出に関する一定のルールないし基準を設けられたい。

- (3) なお、本施設のような典型的な収益施設の場合は、本来、民間事業者のノウハウをできる限り効果的に活かし、民間事業者の自由な創意工夫を引き出すためにも、指定管理料の支払や利益還元金などの縛りをなくすことが理想である。あらためて述べるまでもなく、利益還元金の納付は民間事業者にとってのインセンティブ効果を減殺するものであるし、逆に指定管理料の支払いは民間事業者の自由な創意工夫を抑制することになりかねないから、前述のとおり、民間事業者にも門戸を開放して公募を実施し、利用料金と自主事業収益のみによる独立採算による運営とした上で、収益の一部を利益還元金という形で吸い上げるのではなく、施設整備のための投資に支出させる方向性が望ましい。

第5 モニタリング

1 所管課による管理状況のモニタリング

(1) 実地調査

ア 施設所管課からのヒアリングによれば、適宜、現地に行き指定管理者との間で情報交換を行っているとのことであった。

所管課において、指定管理者側との連携を維持する努力をしている点は施設管理上も適切であり評価することはできるが、上記の情報交換は、協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、十分なモニタリングとはいえないと思われる。

イ 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

(2) 物品管理

施設所管課からのヒアリングによると、備品の存在の有無は、指定管理者の選定時と更新時

にのみ確認しているとのことであった。

総論でも述べたが、モニタリングの一環として、少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において備品と台帳とを実際に照合させ、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。

★★意見451

少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。

(3) 収支状況の確認

前述のとおり、本施設については、指定管理者に利益還元金の納付が義務付けられており、適正な利益還元金の金額の前提として、適正な経費支出であることが求められている。

したがって、本施設については、経費支出の正当性を確認した上で利益還元金の額を正確に算定することが必要であることから、収支状況の確認にあたって、適宜、帳票との照合も実施すべきである。

★★意見452

収支状況の確認に当たっては、適宜、帳票との照合を行うべきである。

2 事業報告書の収支の記載

包括協定書第6条5項及び管理業務仕様書第5項(1)によると、指定管理業務と自主事業の経理は区分して管理しなければならないとされている。

施設所管課からのヒアリングによると、施設の夜間利用は、目的内自主事業であるものの、利用料に入場料が含まれるため、指定管理業務である施設(天守閣)の収支に含めて報告がなされているとのことであり、包括協定書及び管理業務仕様書の規定に反し不適切である。

指定管理業務の収支と自主事業の収支は区分して管理がなされるべきであり、報告書の記載もその趣旨が徹底されるべきである。

★★★指摘91

指定管理業務と自主事業の収支は区分して管理がなされるべきであり、事業報告書もそれをふまえた記載が徹底されるべきである。

第6 個人情報保護と情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 包括協定書第19条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がこれらの義務を果たしているかという点について、指定管理者が定めた内規を確認しているとのことであった。

(2) 第3部(総論)・第8章・第3・3[94頁]記載のとおり(意見53)。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 包括協定書第19条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がこれらの義務を果たしているかという点について、指定管理者が定めた内規を確認しているとのことであったが、内規の遵守状況については確認されていない。

- (2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第2款 烏城公園

第1 施設の概要

施設名	烏城公園		施設数	1
所在地	岡山市北区丸の内二丁目			
担当課	産業観光局 観光振興課			
開設年月日	昭和35年4月1日	建設費（千円）	不明	
根拠法令	都市公園法第2条 岡山市公園条例			
施設の設置目的	（歴史公園）史跡、名所、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	（公社）おかやま観光コンベンション協会	H31.4.1～R3.3.31 (2年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料（千円）	6,804	6,804	13,000	
駐車場利用台数（台）	38,105	34,271	40,106	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	施設利用料	
自主事業の有無	有	自主事業の概要	天守閣の夜間利用とセットで前庭利用、自動販売機の設置	
備考				

第2 施設管理の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は

- ① 施設の管理業務（清掃・修繕等）
 - ② 施設の運営業務
- 等である。

2 自主事業

目的内自主事業として天守閣の夜間利用とセットで前庭を利用できるプランを、目的外自主事業として自動販売機の設置を行っている。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと
第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。
- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと
第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

2 非公募理由

- (1) 現指定管理者は非公募方式により指定管理候補者として選定されているが、非公募とする理由は、岡山城天守閣と烏城公園を一体的に管理するという政策的判断を前提に、公の施設の点検票によると「現指定管理者は、天守閣再建当時から管理運営業務に関わっており、管理運営に関するノウハウ・経験を有するだけでなく、長年の経験から烏城公園にも精通しており、効率的にかつ安定的な管理運営が期待できる」とされ、岡山市管理規則第5条第1項第3号に該当するとされている。
- (2) 岡山城天守閣と烏城公園の一体的管理という政策目的からすれば、岡山城天守閣の指定管理者に管理を行わせることが「最も合理的」と認められ、その判断は適正であると考えられる。
- (3) もっとも、岡山城の天守閣のところで述べたとおり、そもそも岡山城天守閣に係る指定管理者の選定方式及び選定理由に問題がある。

3 マネジメント推進委員会での審議

現指定管理者は、平成31年1月15日産業観光局公共施設等マネジメント推進委員会において指定管理候補者として選定されている。

指定管理者として指定されるための条例上の要件は、①その事業計画による公園の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること、②その事業計画の内容が公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、③その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること、④その他市長が必要と認める事項（岡山市公園条例第3条の2第2項各号）となっている。

上記マネジメント推進委員会における審議では、委員から「委託経費が現在の庭園都市推進課所管よりも高額になるのなら、岡山城天守閣との一体管理による効果を打ち出さなければならない」との指摘がなされているが、岡山城天守閣との一体管理による具体的な効果は推進委員会の場では明らかにされていない。そもそも、質疑に際して、委員からの質問に回答しているのは、候補者ではなく施設所管課であり、不適切である。

指定管理者としての適格性については、あらためて申請者から事業計画等に関する直接のヒアリングを実施して実質的に判断されたい。

★★意見453

特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、申請者から事業計画等についてヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性についてあらためて実質的な審議を行うべきである。

第4 協定

1 備品の管理

包括協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されており、備品（Ⅱ種）は、包括協定書第20条第1項において、管理業務仕様書にて定められるものとされている。ところが、管理業務仕様書では具体的な物品は特定されておらず、Ⅱ種とⅢ種の区別が曖昧な状態となっている。

施設所管からのヒアリングによると、駐車場のライターの機械が備品（Ⅱ種）として取り扱われているとのことであったが、管理業務仕様書には、備品（Ⅱ種）に関する記載が全くなく、上記の物品も管理業務仕様書には記載されていない。

備品（Ⅱ種）の取扱いがあるのであれば、所有権の帰属等に関するトラブルを避けるため、協定書の規定に従って管理業務仕様書において明確に特定されたい。

管理業務仕様書において備品（Ⅱ種）を特定し、管理業務仕様書の備品に関する記載を協定書が定める備品（Ⅱ種）の取扱いと整合する記載に改めるべきである。

★★★指摘92

備品（Ⅱ種）の取扱いがある場合、管理業務仕様書において明確に特定されたい。

★★意見454

管理業務仕様書において、備品（Ⅱ種）に関する取扱いを協定書と整合するように記載されたい。

2 リスク分担

(1) 包括協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見455

包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見456

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア まず、「老朽化により生じたもの」との記載は誤りであり、マニュアルにあわせて「老朽化により生じた軽微なもの」に訂正されたい（以下は、リスク分担表の記載が訂正されたこと

を前提に論じる)。

その上で、管理物件の損傷に対する修繕責任については、「指定管理者の管理業務により生じたもの」、老朽化または不可抗力により生じたもので軽微なものについては指定管理者の負担、老朽化または不可抗力により生じたもので重大なものについては岡山市の負担とされている。

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見457

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

イ また、リスク分担表では、指定管理者が負担すべき修繕費の上限が制限されておらず、指定管理者が負うべきリスクの範囲が明確でなく、管理業務仕様書に規定されている「1件」の範囲についても明確ではない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべき修繕責任の範囲については、できる限り明確にされたい。

★★意見458

管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見459

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

第5 施設の管理運営

1 自動販売機の設置許可

施設所管課によると、自動販売機の設置については、都市公園法第6条の公園占用許可に基づいて設置しているとのことであった。

しかし、都市公園法第6条の公園占用許可の対象は、同法第7条各号に該当する物件又は施設である必要があり、自動販売機は同条の対象とされていない。

他方、同法第2条に基づく、公園施設設置許可の場合には、施設同法第2条第2項7号で「売店」が対象となっており、売店の一形態である自動販売機も同許可の対象となるものと解されている。

したがって、本施設における自動販売機の設置については、公園占用許可ではなく、公園施設

設置許可に基づく設置により対応するのが適切である。

なお、庭園都市推進課所管に係る都市公園においては、公園施設設置許可により自動販売機が設置されている。

★★★指摘93

本施設における自動販売機の設置については、都市公園法第2条に基づく公園施設設置許可により対応すべきである。

第6 モニタリング

1 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

- (1) 施設所管課からのヒアリングによれば、適宜、現地に行き指定管理者との間で情報交換を行っているとのことであった。

所管課において、指定管理者側との連携を維持する努力をしている点は施設管理上も適切であり評価することはできるが、上記の情報交換は、協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、十分なモニタリングとはいえないと思われる。

- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

2 物品の照合

施設所管課からのヒアリングによると、備品の存在の有無は、指定管理者の選定時と更新時のみ確認しているとのことであった。

総論でも述べたが、モニタリングの一環として、少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において備品と台帳とを実際に照合させ、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。

★★意見460

少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。

第7 個人情報保護と情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 包括協定書第18条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がこれらの義務を果たしているかという点について、指定管理者が定めた内規を確認しているとのことであった。

- (2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 包括協定書第18条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がこれらの義務を果たしているかという

点について、指定管理者が定めた内規を確認しているとのことであったが、内規の遵守状況については確認されていない。

(2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第3款 備中足守まちなみ館

第1 施設の概要

施設名	備中足守まちなみ館		施設数	1
所在地	岡山市北区足守928番地			
担当課	産業観光局 観光振興課			
開設年月日	平成4年7月9日	建設費（千円）	39,140	
根拠法令	備中足守まちなみ館条例			
施設の設置目的	地域住民のまちなみ保存の意識の高揚を図る 来訪者に対し足守の歴史、観光情報を提供し、来訪者との交流を図る			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	岡山市近水観光振興会	H28.4.1～R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料（千円）	5,082	4,102	3,541	
年間利用者数（人）	1,512	1,526	1,540	
使用料・利用料金の別	—	利用料金の内容	—	
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考				

第2 施設管理の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、

- ① 観光案内サービスに関する業務
- ② 施設及び備品等の維持管理に関する業務（清掃、草取り、庭木剪定）
- ③ 広報業務

等である。

2 自主事業

自主事業は実施していないが、公の施設の有効利用の観点から、施設の設置目的に合致する自主事業の計画が望まれる。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと

- 第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。
- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと
- 第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

2 非公募理由

現指定管理者は非公募方式により指定管理候補者として選定されているが、非公募とする理由は、施設所管課によると「観光ボランティア等を行っている地元の観光振興会という組織があり、開館当初から業務委託をしていた。施設の目的に観光案内等もあるため、地元の状況を熟知している同組織が最も適切である。」との理由により、岡山市管理規則第5条第1項第3号に該当するとの説明であった。公の施設の点検票に記載された非公募理由も同旨である。

備中足守まちなみ館条例第1条は、施設の設置目的について「地域住民のまちなみ保存の意識の高揚を図るとともに、来訪者に対し足守の歴史、観光情報等を提供し、及び来訪者との交流を図る施設」と規定しており、まさに地元の歴史や状況を熟知した組織である現指定管理者が岡山市管理規則第5条1項第3号「公の施設の設置目的又は本市の政策目的を実現するために、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき」に該当するとした判断は適正であると考えられる。

3 マネジメント推進委員会における審議

現指定管理者は、平成27年12月22日経済局公共施設等マネジメント推進委員会において指定管理候補者として選定されている。

指定管理者として指定されるための条例上の要件は、①その事業計画によるまちなみ館の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること、②その事業計画の内容がまちなみ館の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、③その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること、④その他市長が必要と認める事項（備中足守まちなみ館条例第1条の3第2項各号）となっている。

上記推進委員会においては、具体的な施設の収支や人件費の問題など、指定管理者の適格性に関する質疑がなされており、審議時間は15分と短いものの、質疑内容自体は評価できる。

もっとも、質疑に際して、委員からの質問に回答しているのは、候補者ではなく施設所管課であり、不適切である。指定管理者としての適格性については、あらためて申請者から事業計画等に関する直接のヒアリングを実施して実質的に判断されたい。

★★意見461

特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、申請者から事業計画等についてヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性についてあらためて実質的な審議を行うべきである。

4 指定管理料の上限額の積算方法

(1) 施設所管課作成に係る資料によると、本施設の指定管理料上限額の積算方法は、過去の実績のうち、最も支出が多かった年の金額をベースにして、指定管理料の上限額を積算していると思われる。

しかし、第3部（総論）・第3章・第2・3 [39～41頁] 記載のとおり、本来、統一的な考え方に基づく一定の算定基準に基づいて積算することが望ましい（意見14）。

- (2) 統一的な考え方が整理されていない場合も、施設所管課において一般的な市場価格を調査する（参考見積を取得する方法も考えられる）等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

★★意見462

指定管理料の上限額の積算方法について、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

第4 協定

1 備品の管理

包括協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されており、備品（Ⅱ種）は、包括協定書第19条第1項において管理業務仕様書にて定められるものとされている。

ところが、管理業務仕様書には備品（Ⅱ種）の取扱いに関する記載がない。

したがって、管理業務仕様書において備品（Ⅱ種）を特定するなど、協定書が定める備品（Ⅱ種）の取扱いと整合する記載に改めるか、そもそも備品（Ⅱ種）の取扱いが予定されていないのであれば、協定書から備品（Ⅱ種）に関する規定を削除するべきである。

★★意見463

管理業務仕様書において、協定書が定める備品（Ⅱ種）の取扱いと整合する記載に改めるか、そもそも備品（Ⅱ種）の取扱いが予定されていないのであれば、協定書から備品（Ⅱ種）に関する規定を削除するべきである。

2 リスク分担

- (1) 包括協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見464

包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

- (2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見465

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

- (3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

- ア 管理物件の損傷に対する修繕責任については、「指定管理者の管理業務により生じたもの」、老朽化または不可抗力により生じたもので軽微なものについては指定管理者の負担、老朽化または不可抗力により生じたもので重大なものについては岡山市の負担とされている。
- イ しかし、リスク分担表上は、上記の「軽微」と「重大」の区別が明らかでなく不適切である。この点については、管理業務仕様書に「施設の修繕に関する事項」が記載され、指定管理者の負担で行うべき事項として「設備・備品の軽微な修繕・補修・取替（5万円を目途、5万円以上は協議）」、岡山市の負担で行うべき事項として「建物の構造部に係る修繕」と記載されているが、リスク分担表との整合性が明らかでない。

★★意見466

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、軽微と重大の区別をリスク分担表に明記されたい。

- ウ また、リスク分担表では、指定管理者が負担すべき修繕費の上限が制限されておらず、指定管理者が負うべきリスクの範囲が明確でなく、管理業務仕様書に規定されている「1件」の範囲についても明確ではない。
- 総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべき修繕責任の範囲については、できる限り明確にされたい。

★★意見467

管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。

- エ 第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見468

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

- (4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見469

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

3 賠償責任保険

- (1) 包括協定書第21条において、「施設及び物品等に対する損害保険は甲が契約し、人身その他に対する損害保険は乙が必要に応じ契約するものとし、保険料は契約者がそれぞれ負担するも

のとする。」とされており、保険加入は指定管理者の任意とされているように読める。

施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者が賠償責任保険に加入していないことを確認しているとのことであり、本施設において事故が発生した場合には保険により損害が補填されない事態となる危険がある。

(2) 第3部（総論）・第4章・第6・3～6 [63～65頁] 記載のとおり。

★★意見470

募集要項等に岡山市が加入している保険内容や指定管理者が加入すべき保険内容について明記し、指定管理者が保険に加入した事実及びその保険内容を確認するため、保険証券等の提出を求めるべきである。

第5 モニタリング

1 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

(1) 施設所管課からのヒアリングによれば、適宜、現地に行き指定管理者との間で情報交換を行っているため、指定管理者との間での現地調査は行っていないとのことであった。

所管課において、指定管理者側との連携を維持する努力をしている点は施設管理上も適切であり評価することはできるが、上記の情報交換は、協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、十分なモニタリングとはいえないと思われる。

(2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

2 物品管理

施設所管課からのヒアリングによると、備品の存在の有無は、指定管理者の選定時と更新時のみ確認しているとのことであった。

総論でも述べたが、モニタリングの一環として、少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において備品と台帳とを実際に照合させ、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。

★★意見471

少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。

第6 情報の公開について必要な措置の実施状況

1 包括協定書第17条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによると、現地に行った際に、来訪者の情報の管理が適正にできているかその都度確認しているとのことであったが、これは個人情報保護の観点からの確認であり、情報公開請求がなされた際に円滑に対応ができる体制が整っているかの確認ではない。

2 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第4款 岡山市営宝伝駐車場

第1 施設の概要

施設名	岡山市営宝伝駐車場		施設数	1
所在地	岡山市東区宝伝3719番地			
担当課	産業観光局 観光振興課			
開設年月日	平成13年7月	建設費(千円)	—	
根拠法令	岡山市営宝伝駐車場条例			
施設の設置目的	自動車の駐車のための施設の需要に対処し、市民の利便に資する			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	宝伝老人クラブ	H28.4.1~R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	216	216	216	
年間利用者数(人)	5,169	5,691	6,674	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	施設利用料	
自主事業の有無	無	自主事業の概要	無	
備考				

第2 施設管理の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、

- ① 駐車樹男の利用受付業務
- ② 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ③ 広報業務

等である。

2 自主事業

自主事業は実施していないが、公の施設を有効活用し、施設の効用を高める観点から、施設の設置目的に合致する自主事業の計画が望まれる。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと
第3部(総論)・第3章・第1・2・(2) [32~35頁] 記載のとおり(指摘2、指摘3)。
- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと
第3部(総論)・第3章・第1・2・(3) [35~36頁] 記載のとおり(意見8)。

2 非公募理由

- (1) 現指定管理者は非公募方式により指定管理候補者として選定されているが、非公募とする理由は、公の施設の点検票によれば、「現在の指定管理者である宝伝老人クラブは、地域事情や周

辺の地理に精通しており、施設の設置目的達成のために望ましい管理運営ができる」とされ、岡山市管理規則第5条第1項第3号に該当するとされている。

また、施設所管課からは、①岡山市営宝伝駐車場は、宝伝・犬島地域の観光客等の駐車場需要への対応、違法駐車抑制による生活環境と交通安全の確保のために必要な施設であり、地元町内会等の各団体から提出された要望書より整備され、またその管理も地元で行いたい旨の要望があったものであること、②宝伝海水浴場や犬島に訪れる観光客への観光情報の提供が求められ、それには地元高齢者の豊富な知識が有用であり、現指定管理者が有している知識・ノウハウは、観光振興に資するものであること、③現指定管理者は、本駐車場とは別に、町内に独自に観光客等を対象とした駐車場を運営しており、繁忙期には、両駐車場の連携を行いながら、観光客等のサービス向上を図ることができること、④違法駐車抑制を実現し、住民の生活環境と交通安全を守ることについて、それが可能でインセンティブが強く働くのが現指定管理者であること、⑤海岸に近い立地から台風等災害時にも迅速な対応が必要であり、地元で常駐する現指定管理者であれば適切に対応できることなどの事情を考慮した上で、非公募方式により指定管理候補を選定した旨の説明があった。

- (2) 岡山市管理規則第5条第1項第3号は、「公の施設の設置目的又は本市の政策目的を実現するために、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき」に非公募方式による選定を認める規定である。
- (3) まず、公の施設の点検票に記載されている非公募理由は、公募時において有利に評価すべき事由とはいえるものの、現指定管理者に管理を行わせることが「最も合理的」であることを十分に説明しているとは評価できない。

他方、本監査に際して行われた施設所管課からの説明においては、本施設が、定型的な駐車場の管理とは異なり、観光地としての性質や地元民との関係性などの特殊性があること等についても言及されており、そのような説明を前提にすると「最も合理的」と評価し得る余地があるものと考えるが、選定時においてこのような説明が選定委員会や議会に対して十分に行われていたとは認められず、説明不足であることは否めない。

非公募理由の説明が不十分であるとすると、市民から要らぬ懸念を招き制度運用に対する信用を損なうことになりかねない。岡山市の政策目的を明らかにした上で、その実現のために現指定管理者が「最も合理的」と評価すべきであることにつき、より丁寧な検討と市民に対する説明が求められる。

★★意見472

岡山市管理規則第5条第1項第3号の要件充足性に関し、岡山市の政策目的との関係で現指定管理者が「最も合理的」と評価すべき理由については、指定管理候補者選定時においてより丁寧な検討を行い、市民に対する説明責任を果たすべきである。

3 マネジメント推進委員会における審議

現指定管理者は、平成27年12月22日経済局公共施設等マネジメント推進委員会において指定管理候補者として選定されている。

上記マネジメント推進委員会においては、審議時間は9分と短いものの、人件費の問題や収支の問題など、指定管理者の適格性に関する質疑がなされており、この点は評価できるが、岡山市

管理規則第5条第1項各号の要件該当性に関する議論は行われた形跡がなく、不適切である。

岡山市管理規則第5条第1項各号の要件該当性については、あくまでも公募が原則であることを念頭に、推進委員会に置いて厳格に判断されたい。

★★意見473

岡山市管理規則第5条第1項各号の要件該当性については、あくまでも公募が原則であることを念頭に、推進委員会に置いて厳格に判断されたい。

第4 協定

1 備品の管理

包括協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されており、備品（Ⅱ種）については、包括協定書第20条第1項において管理業務仕様書にて定められるものとされている。ところが、管理業務仕様書には、備品（Ⅱ種）に関する記載が全くなく、Ⅱ種とⅢ種の区別が曖昧な状態となっている。

施設所管課からのヒアリングによると、備品（Ⅱ種）の取扱いもあるとのことであったが、備品（Ⅱ種）の取扱いがあるのであれば、所有権の帰属等に関するトラブルを避けるため、協定書の規定に従って管理業務仕様書において明確に特定されたい。

管理業務仕様書において備品（Ⅱ種）を特定し、管理業務仕様書の備品に関する記載を協定書が定める備品（Ⅱ種）の取扱いと整合する記載に改めるべきである。

★★★指摘94

備品（Ⅱ種）の取扱いがある場合、管理業務仕様書において物品を明確に特定されたい。

★★意見474

管理業務仕様書において、備品（Ⅱ種）に関する取扱いを協定書と整合するように記載されたい。

2 リスク分担

(1) 包括協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見475

包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見476

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はでき

る限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 管理物件の損傷に対する修繕責任については、「指定管理者の管理業務により生じたもの」、老朽化または不可抗力により生じたもので軽微なものについては指定管理者の負担、老朽化または不可抗力により生じたもので重大なものについては岡山市の負担とされている。

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見477

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

イ リスク分担表では、指定管理者が負担すべき修繕費の上限が制限されておらず、指定管理者が負うべきリスクの範囲が明確でなく、管理業務仕様書に規定されている「1件」の範囲についても明確ではない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべき修繕責任の範囲については、できる限り明確にされたい。

★★意見478

管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見479

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

第5 施設の管理運営

本施設については、緊急時に係るマニュアルは整備されておりその点は評価できるものの、一般的な管理業務に関するマニュアルは整備されていない。

しかし、持続的かつ安定的な施設運営の観点からは、管理のノウハウについてできる限り一般化し、市においてその内容を把握すると共に、指定管理者が異なる組織となっても支障がない体制を整備することが必要である。

また、使用料の徴収及び収納については、公金管理上重要であるから、現金保管ルールも含めて施設所管課においてマニュアルを作成し、それに基づいて運用されたい。

★★意見480

管理業務に関するマニュアルを整備することが望ましい。

第6 モニタリング

1 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

(1) 施設所管課からのヒアリングによれば、適宜、現地に行き指定管理者との間で情報交換を行っているため、指定管理者との間での実地調査は行っていないとのことであった。

所管課において、指定管理者側との連携を維持する努力をしている点は施設管理上も適切であり評価することはできるが、上記の情報交換は、協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、十分なモニタリングとはいえないと思われる。

(2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

2 物品管理

施設所管課からのヒアリングによると、備品の確認は更新時にのみ実施しているとのことであった。

総論でも述べたが、モニタリングの一環として、少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において備品と台帳とを実際に照合させ、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。

★★意見481

少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。

第7 情報の公開について必要な措置の実施状況

1 包括協定書第18条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによれば、現地に行った際に、書類の管理が適正にできているかその都度確認しているとのことであったが、これは基本的には個人情報の保護に関する観点からの確認に止まるものであり、情報公開請求がなされた際に円滑に対応ができる体制が整っているかの確認ではない。

2 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第5款 たけべ八幡温泉

第1 施設の概要

施設名	たけべ八幡温泉	施設数	1
所在地	岡山市北区建部町建部上510-1		
担当課	産業観光局 観光振興課		

開設年月日	平成27年4月2日	建設費(千円)	778,100
根拠法令	岡山市たけべ八幡温泉条例		
施設の設置目的	本市が所有する天然資源である建部町八幡温泉を活用して、住民の健康増進と福祉の向上及び観光振興を図る		
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募
	(公社)おかやま観光コンベンション協会	R2.4.1~R7.3.31 (5年)	非公募
	H29	H30	H31・R1
指定管理料(千円)	0	0	0
年間利用者数(人)	96,622	90,563	90,785
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	施設利用料
自主事業の有無	有	自主事業の概要	レストラン、販売店、イベント、自動販売機の設置等
備考			

第2 施設管理の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、

- ① 施設の受付に関する業務
 - ② 施設備品等の維持管理に関する業務
 - ③ 警備に関する業務
 - ④ 各種報告・調査に関する業務
 - ⑤ 広報に関する業務
 - ⑥ 観光案内サービスに関する業務
- 等である。

2 自主事業

目的内自主事業として、レストラン運営、簡易宿泊事業、特産物販売事業、健康管理機器の設置、各種体験、温泉ツアーの開催、イベントの開催といった事業が実施され、目的外自主事業として自動販売機が設置されている。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと
第3部(総論)・第3章・第1・2・(2) [32~35頁] 記載のとおり(指摘2、指摘3)。
- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと
第3部(総論)・第3章・第1・2・(3) [35~36頁] 記載のとおり(意見8)。

2 非公募理由

公の施設の点検票やヒアリングの結果によれば、非公募理由については「公募により一般社団法人建部町観光公社が指定されたが、その期間中に、安定した業務運営と営業力強化の観点から同法人が(公社)おかやま観光コンベンション協会と合併した」との理由により、おかやま観光

コンベンション協会を指定管理候補者とするのは、岡山市管理規則第5条第1項第3号の「公の施設の設置目的又は本市の政策目的を実現するために、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき」に該当すると判断されたとのことである。

合併前の団体は公募手続を経て選任され、運営を行っていた実績があり、合併がなければ引き続き管理業務を行っていたであろうことを踏まえれば、合併先法人を指定管理候補者と選定することに関し、岡山市管理規則第5条第1項第3号の要件を充たすとした判断は適正である。

3 マネジメント推進委員会における審議

現指定管理者は、令和2年1月16日産業観光局公共施設等マネジメント推進委員会において指定管理候補者として選定されている。

指定管理者として指定されるための条例上の要件は、①その事業計画によるたけべ八幡温泉の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること、②その事業計画の内容がたけべ八幡温泉の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、③その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること、④その他市長が必要と認める事項（たけべ八幡温泉条例第4条第2項各号）となっているが、上記マネジメント推進委員会における審議においては、申請者からのヒアリングも実施されていない。合併とはいえ、経営主体が変更し、新たな指定がなされる以上、合併先団体の適格性については、候補者からのヒアリング等も実施した上で実質的に審議されるべきである。

★★意見482

特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、申請者からのヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性についてあらためて実質的な審議を行うべきである。

第4 協定

1 備品の管理

包括協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されており、備品（Ⅱ種）は、包括協定書第19条第1項において、管理業務仕様書にて定められるものとされている。ところが、管理業務仕様書には、「指定管理者が準備すべき物品」の記載がなされているものの、物品は具体的に特定されておらず、「管理業務に必要となる物品」との記載があるのみであり、これでは特定として不十分といわざるを得ないし、備品（Ⅲ種）との違いが全く明らかでない。

さらに、包括協定書第20条第1号は、協定期間終了時の備品（Ⅱ種）の取扱いについて、岡山市又は岡山市が指定する者に対して引き継がなければならないとしているのに対し、管理業務仕様書においては、「指定管理者が準備すべき物品」について、「指定期間終了時の取扱いについては、岡山市との協議により決定する」とされており、仮にこの「指定管理者が準備すべき物品」が備品（Ⅱ種）を指すのであれば、協定書と管理業務仕様書の内容に齟齬がある。

施設所管課からのヒアリングによると、備品（Ⅱ種）として除湿器やパソコンの取扱いがあるとのことであったが、備品（Ⅱ種）の取扱いがあるのであれば、所有権の帰属等に関するトラブルを避けるため、協定書の規定に従って管理業務仕様書において明確に特定した上、その取扱い（特に指定期間終了後の取扱い）について、協定書と管理業務仕様書の内容に齟齬が生じないよ

う改めるべきである。

★★★指摘95

備品（Ⅱ種）の取扱いがある場合、管理業務仕様書において物品を明確に特定されたい。

★★意見483

管理業務仕様書において、備品（Ⅱ種）に関する取扱いを協定書と整合するように記載されたい。

2 リスク分担

(1) 包括協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見484

包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見485

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 管理物件の損傷に対する修繕責任については、「指定管理者の管理業務により生じたもの」、老朽化または不可抗力により生じたもので軽微なものについては指定管理者の負担、老朽化または不可抗力により生じたもので重大なものについては岡山市の負担とされている。

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見486

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

イ また、リスク分担表では、軽微及び重大の区別に関し、「1件につき100万円…未満の修繕については指定管理者の負担とし、100万円…以上の修繕については岡山市の負担とする」と規定されているが、指定管理者が負担すべき修繕費の上限が制限されておらず、指定管理者が負うべきリスクの範囲が明確でない。また、「1件」の範囲についても明確ではない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべき修繕責任の範囲については、できる限り明確にされたい。

★★意見487

管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見488

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

(5) 配湯に関する損害

配湯に関する損害について、何らかのトラブル等による配湯停止は、指定管理者が負担することとされている。しかし、この規定では不可抗力による場合や市に責任がある場合も指定管理者が負担することになる可能性があり、指定管理者に酷である。詳細なリスク項目を検討して、リスク分担を整理すべきである。

★★意見489

配湯に関する損害について、市及び指定管理者にリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

3 賠償責任保険

(1) 包括協定書第21条には、施設及び物品等に対する損害保険は岡山市が契約し、人身その他に対する損害保険は指定管理者が必要に応じ契約するものとする旨が規定されているが、管理業務仕様書においては、指定管理者が加入すべき保険に関する規定が設けられており、

- ・身体上の損害については、被害者1名につき1億円以上、かつ1事故につき10億円以上補填されること
- ・財物上の損害については、1事故につき3000万円以上補填されること
- ・保険の被保険者の範囲に岡山市が含まれていること

といった条件が付されている。

(2) 指定管理者が加入すべき保険の内容が管理業務仕様書において具体的に示されている点は評価できるが、協定書との齟齬があり不適切である。

そもそも、協定書においては、指定管理者は人身損害に関する損害保険について、任意に加入することが求められているに過ぎず、物的損害に関する損害保険の加入は求められていない。

したがって、協定書第21条は、管理業務仕様書の内容と整合するように改められる必要がある。

★★意見490

協定書第21条は、管理業務仕様書の内容と整合するように改められたい。

- (3) また、施設所管課からのヒアリングによると、管理業務仕様書に定められた損害保険への加入については、単に口頭で確認しているということであったが、保険加入が協定に基づく必要的な加入の場合は、保険証券の写しを届出させるなどして、付保範囲等について正確に確認すべきである。

★★意見491

必要的な保険加入の場合は、保険証券の写しを届出させるなどして、付保範囲等について正確に確認すべきである。

4 利益配分

包括協定書第11条は、指定管理者が、会計年度ごとに、自主事業を含む施設の管理運営全体の収支において、当期純利益が200万円を超えた場合には、その超えた額の50%（千円未満の端数切捨て）を、岡山市に納付すべき旨を規定している。

本施設のような典型的な収益施設の場合は、民間事業者のノウハウをできる限り効果的に活かし、民間事業者の自由な創意工夫を引き出すためにも、利用料金及び自主事業収益による独立採算とすることが望ましく、これを実現できている点は評価できる。

もっとも、指定管理者に対するインセンティブを減殺することなく、一層の創意工夫を引き出すためにも、利益配分金に係る協定は撤廃することが理想である。とりわけ、民間事業者へ新規参入を促すに当たっては、インセンティブを減殺させる施策の採用には慎重である必要がある。

第5 モニタリング

1 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

- (1) 施設所管課からのヒアリングによれば、適宜、現地に行き指定管理者との間で情報交換を行っているため、指定管理者との間での実地調査は行っていないとのことであった。

施設所管課において、指定管理者側との連携を維持する努力をしている点は施設管理上も適切であり評価することはできるが、上記の情報交換は、協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、十分なモニタリングとはいえないと思われる。

- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

2 物品管理

施設所管課からのヒアリングによると、備品の確認は更新時にものみ実施しているとのことであった。

総論でも述べたが、モニタリングの一環として、少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において備品と台帳とを実際に照合させ、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。

★★意見492

少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。

第6 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 包括協定書第17条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がこれらの義務を果たしているかという点について、指定管理者が定めた内規を確認しているとのことであった。

(2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 包括協定書第17条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がこれらの義務を果たしているかという点について、指定管理者が定めた内規を確認しているとのことであったが、内規の遵守状況については確認されていない。

(2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第6款 建部町観光物産案内所

第1 施設の概要

施設名	建部町産業観光物産案内所		施設数	1
所在地	岡山市北区建部町福渡991番地1			
担当課	産業観光局 観光振興課			
開設年月日	昭和62年3月31日	建設費（千円）	9,700	
根拠法令	岡山市建部町産業観光物産案内所条例			
施設の設置目的	建部地域の特色ある農産物及び加工生産品等の物産並びに自然に恵まれた環境及び文化など建部の魅力を広く市内外に情報提供することにより、建部地域の活性化及び市内外との交流を図る			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	建部町観光協会	R2.4.1～R7.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料（千円）	1,730	1,730	1,746	
年間利用者数（人）	42,014	34,980	32,224	
使用料・利用料金の別	—	利用料金の内容	—	

自主事業の有無	有	自主事業の概要	特産物販売、イベント、自動販売機の設置等
備考			

第2 施設管理の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、

- ① 施設の運営に関する業務（観光案内サービス、施設の広報等）
- ② 施設の設備の維持管理に関する業務（設備等の保守点検、清掃、警備業務等）

である。

2 自主事業

目的内自主事業として、特産物販売（受託販売も含む）、イベントの開催、ポイントカードの協賛といった事業が実施され、目的外自主事業として自動販売機が設置されている。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

公募原則を条例に明記すべきことにつき、第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。

2 非公募理由

指定管理者は非公募方式により指定管理候補者として選定されているが、非公募とする理由は、公の施設の点検票や施設所管課からのヒアリングによると、「本施設は、当該地域の魅力を広く市内外に提供することを目的とした施設であり、利用料金制を前提とした施設ではない。当団体は、建部町の観光物産を熟知しており、また自主事業として地元物産を販売していくうえで、地元生産者等の協力、信頼関係が培われている。これまでも有効活用してきた実績もある」ため、岡山市管理規則第5条第1項第3号に該当するとの説明であった。

岡山市建部町観光物販案内所条例第1条は、施設の設置目的について「建部地域の特色ある農産物及び加工生産品等の物産並びに自然に恵まれた環境及び文化など建部の魅力を広く市内外に情報提供することにより、建部地域の活性化及び市内外との交流を図る」と規定しており、まさに地元の農産物及び物産に熟知した構成員による組織である現指定管理者が岡山市管理規則第5条1項第3号「公の施設の設置目的又は本市の政策目的を実現するために、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき」に該当するとの判断は適正であると考えられる。

3 マネジメント推進委員会における審議

現指定管理者は、令和2年1月16日産業観光局公共施設等マネジメント推進委員会において指定管理候補者として選定されている。

指定管理者として指定されるための条例上の要件は、①その事業計画による案内所の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること、②その事業計画の内容が案内所の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、③その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること、④その他市長が必要と認める事項（岡山市建部町観光物販案内所条例第4条第2項各号）となっている。

上記マネジメント推進委員会における審議内容は、労務管理の問題や職員配置の問題など、指定管理者の適格性に関する質疑がなされており、この点は評価できる。

もっとも、質疑に際して、委員からの質問に回答しているのは、候補者ではなく施設所管課であり、不適切である。指定管理者としての適格性については、あらためて申請者から事業計画等に関する直接のヒアリングを実施して実質的に判断されたい。

★★意見493

特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、申請者から事業計画等についてヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性についてあらためて実質的な審議を行うべきである。

第4 協定

1 備品の管理

包括協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されており、備品（Ⅱ種）は包括協定書第19条第1項において管理業務仕様書にて定められるものとされている。ところが、管理業務仕様書には、「指定管理者が準備すべき物品」の記載がなされているものの、物品は具体的に特定されておらず、「管理業務に必要となる物品」との記載があるのみであり、これでは特定として不十分といわざるを得ないし、備品（Ⅲ種）との違いが全く明らかでない。

さらに、包括協定書第20条第1号は、協定期間終了時の備品（Ⅱ種）の取扱いについて、岡山市又は岡山市が指定する者に対して引き継がなければならないとしているのに対し、管理業務仕様書においては、「指定管理者が準備すべき物品」については、「指定期間終了時の取扱いについては、岡山市との協議により決定する」とされており、仮にこの「指定管理者が準備すべき物品」が備品（Ⅱ種）を指すのであれば、協定書と管理業務仕様書の内容に齟齬がある。

包括協定書と管理業務仕様書の内容は整合する記載に改める必要がある。

また、施設所管課からのヒアリングによると、備品（Ⅱ種）は存在しないとのことであるから、包括協定書における備品（Ⅱ種）に関する記載を削除すべきである。

★★意見494

備品（Ⅱ種）の存在が想定されないのであれば、包括協定書から備品（Ⅱ種）に係る記載を削除し、包括協定書と業務仕様書の備品の取扱いに関する記載が整合するように改めるべきである。

2 リスク分担

(1) 包括協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見495

包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見496

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

管理物件の損傷に対する修繕責任については、「指定管理者の管理業務により生じたもの」、老朽化または不可抗力により生じたもので軽微なものについては指定管理者の負担、老朽化または不可抗力により生じたもので重大なものについては岡山市の負担とされている。

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見497

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

(4) 修繕費の上限

リスク分担表において、「1年間で修繕料の合計額が10万円…を超える場合については協議するものとする。」「指定管理料の算出にあたって、年間10万円の修繕料を見込んでいる。したがって、市と協議の上、5年間で計50万円の執行となるよう計画的な修繕に取り組むこと。」とされており、修繕費について上限額の目安が設けられている点は評価できる。

もっとも、指定管理料の算出に当たって、指定管理者が負担すべき修繕費を年間10万円と見込んでいるのであれば、それを上回る修繕費の負担については、緊急やむを得ない場合でない限り、市の負担とすることが妥当であり、無条件に協議の余地を残すことは、指定管理者に対して不当な不利益を与えることにつながりかねない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべきリスクは可及的に明確化することが望ましく、できる限り協議条項は設けるべきではない。

★★意見498

年間10万円を超える修繕費の負担について、緊急やむを得ない場合でない限り市の負担とする等の内容に修正し、リスク分担をできる限り明確化されたい。

(5) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見499

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

3 賠償責任保険

- (1) 所管課に対するヒアリングによれば、指定管理者が賠償責任保険に加入していることについては、口頭で確認しているのみで、保険証券までは確認していないとのことであった。
- (2) 第3部（総論）・第4章・第6・3～6 [63～65頁] 記載のとおり。

★★意見500

募集要項等に岡山市が加入している保険内容や指定管理者が加入すべき保険内容について明記し、指定管理者が保険に加入した事実及びその保険内容を確認するため、保険証券等の提出を求めるべきである。

第5 自主事業（農産物の受託販売事業）

指定管理者は、目的内自主事業として、農産物の受託販売事業（販売手数料として売上の12%を徴収）を行っているが、指定管理者から事前に提出され岡山市によって承認された自主事業計画書には、「特産物販売事業」とのみ記載され、受託販売事業の計画については記載がない。

自ら仕入れた特産物の販売と、出品者から販売手数料を徴収して行う受託販売とは性質が異なるものであるから、自主事業計画書には受託販売が含まれることを明確に記載させ、販売手数料の料率についても、同様に自主事業計画書に明記させるべきである。

★★意見501

農産物受託販売事業について、自主事業計画書に明記させるよう改めるべきである。その際、販売手数料の料率についても明記させるべきである。

第6 モニタリング

1 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

- (1) 施設所管課からのヒアリングによれば、適宜、現地に行き指定管理者との間で情報交換を行っているため、指定管理者との間での実地調査は行っていないとのことであった。
所管課において、指定管理者側との連携を維持する努力をしている点は施設管理上も適切であり評価することはできるが、上記の情報交換は、協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、十分なモニタリングとはいえないと思われる。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

2 物品管理

施設所管課からのヒアリングによると、備品の確認は更新時にものみ実施しているとのことであった。

総論でも述べたが、モニタリングの一環として、少なくとも年に1回は、施設所管課が現地に

において備品と台帳とを実際に照合させ、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。

★★意見502

少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。

3 事務処理負担金

指定管理者から提出された事業報告書において、管理業務及び自主事業それぞれの収支報告書の収支の項目に「事務処理負担金」という項目が記載されている。

施設所管課からのヒアリングによると、施設に従事する事務員の労務管理や指定管理業務に係る書類作成等の事務処理に係る経費として、指定管理者の一般会計に繰り入れられているものとのことであった。

このような費用が発生することは理解できるが、数字の算定根拠が不明であり、その裏付けを確認された形跡もない。

少なくとも直ちに適正か判断できない費用項目については、モニタリングの一環として算定根拠や裏付け資料の確認を行うべきである。なお、このような間接経費の計上方法については、制度所管課において統一的なルールを定めるのが望ましい。

また、本施設全体の運営経費は、大部分が自主事業収入によって賄われており（平成31年度の収入は、指定管理料が約175万円、自主事業収入が約1474万円となっている）、将来的には独立採算で運営されることが理想である。そのような観点で今後の計画を進めていくためにも、管理業務及び自主事業の正確な収支について、施設所管課は把握しておくことが望ましい。

★★意見503

施設所管課は、指定管理者から提出のあった収支報告書のうち、少なくとも事務処理負担金等、直ちに算定根拠が明らかでない費目については、算定根拠や裏付け資料の確認を行うべきである。

第7 情報の公開について必要な措置の実施状況

1 包括協定書第17条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによると、現地に行った際に、来訪者の情報の管理が適正にできているかその都度確認しているとのことであったが、これは個人情報保護の観点からの確認に止まるものであり、情報公開請求がなされた際に円滑に対応ができる体制が整っているかの確認ではない。

2 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第7款 足守プラザ

第1 施設の概要

施設名	足守プラザ		施設数	1
所在地	岡山市北区足守 979			
担当課	産業観光局 観光コンベンション推進課			
開設年月日	平成9年10月	建設費(千円)	254,384	
根拠法令	岡山足守プラザ条例			
施設の設置目的	吉備路への観光客の誘致及び滞留の促進 吉備路の歴史、文化、観光等の情報提供			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	(公社)おかやま観光コンベンション協会	H31.4.1～R6.3.31 (5年)	公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	25,148	25,097	26,690	
年間利用者数(人)	25,910	17,460	16,220	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	施設利用料	
自主事業の有無	有	自主事業の概要	イベント、売店、自動販売機等	
備考				

第2 施設管理の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は

- ① 観光案内サービスに関する業務
- ② 施設の運営に関する業務
- ③ 施設及び備品等の維持管理に関する業務
- ④ 陶芸・木工その他の体験参加への技術指導業務
- ⑤ 広報業務

等である。

2 自主事業

目的内自主事業として、イベントの開催、レンタサイクル、足守地区の書籍販売が実施されているほか、目的外自主事業として飲食施設の運営、自動販売機の設置等が実施されている。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと
第3部(総論)・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり(指摘2、指摘3)。
- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

2 直近選定時の公募状況

(1) 応募状況

直近選定時の応募者説明会・現地見学会の参加者は3社いたが、そのうち1社のみが応募し、現指定管理者となっている。

施設所管課からのヒアリングによると、説明会・見学会への参加者が3社いたにもかかわらず応募者が1社となった理由は分からないとのことであった。見学会に参加したにもかかわらず応募を見送った団体にその理由を確認するなどして、応募者が1社となった原因を究明し、応募者数を増やすための工夫が必要である。

★★意見504

見学会に参加したにもかかわらず、応募を見送った参加者にヒアリングするなどして、応募者が1社となった原因を究明し、応募者数を増やすための工夫に努められたい。

(2) 公募期間

募集要項が発表されてから、公募の受付が終了するまでの期間は、34日であった。新規応募者が応募するための提出書類である事業計画書等を作成するには、不十分な期間である。多くの新規の民間団体や事業者が応募できるよう、公募期間を現在よりも長く設定すべきである。

★★意見505

指定管理者の新規応募を考える民間事業者の応募準備のための期間を確保するために、募集要項が発表されてから、公募の受付が終了するまでの期間を、現在よりも長く設定すべきである。

3 指定管理料の上限額の積算方法

(1) 本施設の指定管理料の積算方法は、過去の実績の平均値の金額をベースにして、指定管理料の上限額を積算していると思われる。

しかし、第3部（総論）・第3章・第2・3 [39～41頁] 記載のとおり、本来、統一的な考え方に基づく一定の算定基準に基づいて積算することが望ましい（意見14）。

(2) 統一的な考え方が整理されていない場合も、施設所管課において一般的な市場価格を調査する（参考見積を取得する方法も考えられる）等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

★★意見506

指定管理料の上限額の積算方法について、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

第4 協定

1 備品の管理

包括協定書では、施設内の物品として、備品（I種）、備品（II種）及び備品（III種）が想定さ

れており、備品（Ⅱ種）は包括協定書第20条第1項において管理業務仕様書にて定められるものとされている。ところが、管理業務仕様書には、「指定管理者が準備すべき物品」の記載がなされているものの、物品は具体的に特定されておらず、「管理業務に必要となる物品」との記載があるのみであり、これでは特定として不十分といわざるを得ないし、備品（Ⅲ種）との違いが全く明らかでない。

さらに、包括協定書第20条第1号は、協定期間終了時の備品（Ⅱ種）の取扱いについて、岡山市又は岡山市が指定する者に対して引き継がなければならないとしているのに対し、管理業務仕様書においては、「指定管理者が準備すべき物品」については、「指定期間終了時の取扱いについては、岡山市との協議により決定する」とされており、仮にこの「指定管理者が準備すべき物品」が備品（Ⅱ種）を指すのであれば、協定書と管理業務仕様書の内容に齟齬がある。

施設所管課からのヒアリングによると、備品（Ⅱ種）としてパソコンの取扱いがあるとのことであったが、備品（Ⅱ種）の取扱いがあるのであれば、所有権の帰属等に関するトラブルを避けるため、協定書の規定に従って管理業務仕様書において明確に特定した上、その取扱い（特に指定期間終了後の取扱い）について、協定書と管理業務仕様書の内容に齟齬が生じないように改めるべきである。

★★★指摘96

備品（Ⅱ種）の取扱いがある場合、管理業務仕様書において物品を明確に特定されたい。

★★意見507

管理業務仕様書において、備品（Ⅱ種）に関する取扱いを協定書と整合するように記載されたい。

2 リスク分担

(1) 包括協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見508

包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見509

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 管理物件の損傷に対する修繕責任については、「指定管理者の管理業務により生じたもの」、老朽化または不可抗力により生じたもので軽微なものについては指定管理者の負担、老朽化または不可抗力により生じたもので重大なものについては岡山市の負担とされている。

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見510

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

イ また、リスク分担表では、軽微及び重大の区別に関し、「1件につき10万円…未満の修繕については指定管理者の負担とし、10万円…以上の修繕については岡山市の負担とする」と規定されているが、指定管理者が負担すべき修繕費の上限が制限されておらず、指定管理者が負うべきリスクの範囲が明確でない。また、「1件」の範囲についても明確ではない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべき修繕責任の範囲については、できる限り明確にされたい。

★★意見511

管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見512

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

第5 モニタリング

1 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

(1) 施設所管課からのヒアリングによれば、適宜、現地に行き指定管理者との間で情報交換を行っているため、指定管理者との間での実地調査は行っていないとのことであった。

所管課において、指定管理者側との連携を維持する努力をしている点は施設管理上も適切であり評価することはできるが、上記の情報交換は、協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、十分なモニタリングとはいえないと思われる。

(2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

2 物品管理

施設所管課からのヒアリングによると、備品の確認は更新時にのみ実施しているとのことであ

った。

総論でも述べたが、モニタリングの一環として、少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において備品と台帳とを実際に照合させ、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。

★★意見513

少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。

第6 個人情報保護と情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 包括協定書第18条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がこれらの義務を果たしているかという点について、指定管理者が定めた内規を確認しているとのことであった。

(2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

包括協定書第18条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がこれらの義務を果たしているかという点について、指定管理者が定めた内規を確認しているとのことであったが、指定管理者のモニタリングの一環として、実際に現地で、情報の公開について必要な措置を講じているか否かについて確認することが望ましい。

施設所管課は、指定管理者に対するモニタリングの一環として、指定管理者が「情報の公開について必要な措置」を講じているか否かにつき、定期的に確認・チェックすべきである。

★★意見514

指定管理者が「情報の公開について必要な措置」を講じているか否かにつき、定期的に確認・チェックされたい。

第8款 かながわ SAKAGURA

第1 施設の概要

施設名	かながわ SAKAGURA	施設数	1
所在地	岡山市北区御津金川 690 番地 1		
担当課	産業観光局 観光コンベンション推進課		
開設年月日	平成6年3月	建設費（千円）	旧御津町で取得

根拠法令	岡山市かながわ SAKAGURA 条例		
施設の設置目的	御津の歴史、観光情報等の提供、観光交流拠点		
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募
	(有) 美津葉	H31.4.1～R6.3.31 (5年)	公募
	H29	H30	H31・R1
指定管理料（千円）	4,629	2,629	4,994
年間利用者数（人）	5,111	5,652	3,127
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	施設利用料
自主事業の有無	有	自主事業の概要	バザー、イベント、売店、食堂
備考			

第2 施設管理の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、

- ① 観光案内サービスに関する業務
 - ② 施設の運営に関する業務
 - ③ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 等である。

2 自主事業

目的内自主事業として、絵画展作品展の開催、バザー、イベント（くらしの保健室）に係る事業を、目的外自主事業として売店、食堂に係る事業が実施されている。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと
第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。
- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと
第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

2 公募状況

直近の指定管理者選定時における公募期間（募集要項配布から応募受付期間終了までの日数）は34日である。標準的な公募期間（30日）は上回っているが、総論でも述べたとおり、多数の候補者が応募しやすくするため、できるだけ公募期間を長くとることが望ましい。

特に、本施設においては、直近選定時に、応募者説明会・現地見学者そして応募者共に1者のみであったことから、募集期間のみならず、募集に関する広報は十分か、募集要項に記載されている情報は十分か、リスク分担は合理的かつ明確か等、応募者が1者のみにとどまった原因を究明し、応募者を増やす工夫がより一層求められると考える。

★★意見515

公募期間については十分な期間をとることが望ましい。

★★意見516

見学会の参加者および募集者が1名であった原因を究明し、次期の募集手続において十分な改善策を講じられたい。

3 指定管理料の上限額の積算方法

- (1) 本施設の指定管理料の積算方法は、過去の実績の平均値の金額をベースにして、指定管理料の上限額を積算していると思われる。
しかし、第3部（総論）・第3章・第2・3 [39～41頁] 記載のとおり、本来、統一的な考え方に基づく一定の算定基準に基づいて積算することが望ましい（意見14）。
- (2) 統一的な考え方が整理されていない場合も、施設所管課において一般的な市場価格を調査する（参考見積を取得する方法も考えられる）等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

★★意見517

指定管理料の上限額の積算方法について、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

第4 協定

1 備品の管理

包括協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されており、備品（Ⅱ種）は包括協定書第20条第1項において管理業務仕様書にて定められるものとされている。ところが、管理業務仕様書には、「指定管理者が準備すべき物品」の記載がなされているものの、物品は具体的に特定されておらず、「管理業務に必要となる物品」との記載があるのみであり、これでは特定として不十分といわざるを得ないし、備品（Ⅲ種）との違いが全く明らかでない。

さらに、包括協定書第20条第1号は、協定期間終了時の備品（Ⅱ種）の取扱いについて、岡山市又は岡山市が指定する者に対して引き継がなければならないとしているのに対し、管理業務仕様書においては、「指定管理者が準備すべき物品」については、「指定期間終了時の取扱いについては、岡山市との協議により決定する」とされており、仮にこの「指定管理者が準備すべき物品」が備品（Ⅱ種）を指すのであれば、協定書と管理業務仕様書の内容に齟齬がある。

施設所管課からのヒアリングによると、備品（Ⅱ種）として掃除機の取扱いがあるとのことであったが、備品（Ⅱ種）の取扱いがあるのであれば、所有権の帰属等に関するトラブルを避けるため、協定書の規定に従って管理業務仕様書において明確に特定した上、その取扱い（特に指定期間終了後の取扱い）について、協定書と管理業務仕様書の内容に齟齬が生じないように改めるべきである。

★★★指摘97

備品（Ⅱ種）の取扱いがある場合、管理業務仕様書において物品を明確に特定されたい。

★★意見518

管理業務仕様書において、備品（Ⅱ種）に関する取扱いを協定書と整合するように記載されたい。

2 リスク分担

(1) 包括協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見519

包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見520

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 管理物件の損傷に対する修繕責任については、「指定管理者の管理業務により生じたもの」、老朽化または不可抗力により生じたもので軽微なものについては指定管理者の負担、老朽化または不可抗力により生じたもので重大なものについては岡山市の負担とされている。

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見521

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

イ また、リスク分担表では、軽微及び重大の区別に関し、「1件につき10万円…未満の修繕については指定管理者の負担とし、10万円…以上の修繕については岡山市の負担とする」と規定されているが、指定管理者が負担すべき修繕費の上限が制限されておらず、指定管理者が負うべきリスクの範囲が明確でない。また、「1件」の範囲についても明確ではない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべき修繕責任の範囲については、できる限り明確にされたい。

★★意見522

管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見523

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

第5 モニタリング

1 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

(1) 施設所管課からのヒアリングによれば、適宜、現地に赴き指定管理者との間で情報交換を行っているため、指定管理者との間での実地調査は行っていないとのことであった。

所管課において、指定管理者側との連携を維持する努力をしている点は施設管理上も適切であり評価することはできるが、上記の情報交換は、協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、十分なモニタリングとはいえないと思われる。

(2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

2 物品管理

施設所管課からのヒアリングによると、備品の確認は更新時にのみ実施しているとのことであった。

総論でも述べたが、モニタリングの一環として、少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において備品と台帳とを実際に照合させ、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。

★★意見524

少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。

3 事業報告書の記載

平成31年度の事業報告書の記載のうち、飲食会計の人件費をみると、決算額が予算額を500万円以上もオーバーしている。この点につき、施設所管課に確認したところ、指定管理者の店員が、管理施設と別の店舗での業務を兼務しており、業務割合で案分が難しいため、別店舗分を含めた金額を便宜上計上しているとのことであった。

しかし、この記載方法だと、指定管理業務や自主事業の正確な収支を把握することは困難であり、指定管理者の業務の検証や分析にも支障が生じる。

労働時間単位で割り付けるなどして、管理業務の実質に近似した人件費を計上させるべきであ

る。なお、総論で述べたとおり、このような間接経費の計上方法については、制度所管課において、統一的なルールを定めるのが望ましい。

★★意見525

施設所管課は、指定管理者に対し、毎期の指定管理業務や自主事業に特化した収支を報告させるよう指導すべきである。

第6 情報の公開について必要な措置の実施状況

1 包括協定書第18条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管からのヒアリングによれば、現地に行った際に、来訪者の情報の管理が適正にできているかその都度確認しているとのことであったが、これは個人情報保護の観点からの確認に止まるものであり、情報公開請求がなされた際に円滑に対応ができる体勢が整っているかの確認ではない。

2 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第3節 プロモーション・MICE推進課

第1款 岡山コンベンションセンター及びママカリパーキング

第1 施設の概要

施設名	①岡山コンベンションセンター ②ママカリパーキング		施設数	2
所在地	岡山市北区駅元町14番1号			
担当課	産業観光局観光部プロモーション・MICE推進課			
開設年月日	平成13年6月	建設費(千円)	8,452,530	
根拠法令	岡山コンベンションセンター条例、ママカリパーキング条例			
施設の設置目的	①岡山コンベンションセンター 人、財物、情報、文化、技術等の交流を促進し、産業の振興及び市民文化の向上を図るための拠点として設置する ②ママカリパーキング 自動車の駐車のための施設の需要に対処し、岡山コンベンションセンターの利用者その他市民の駐車のために資するため、路外駐車場として設置する			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	(株)岡山コンベンションセンター	H29.4.1~R4.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	0	0	0	
年間利用者数(人)				
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	施設利用料	
自主事業の有無	有	自主事業の概要	条例に定められていない備品の貸し出し、プラザの運営、喫茶コーナーの運営等	
備考	一体型の施設として、コンベンションセンターの利用者の利便性と運営の効率性を考慮し、岡山コンベンションセンター及びママカリパーキングを一括して指定管理の対象としている。			

第2 施設管理の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、以下のとおりである。

- ① 岡山コンベンションセンター
 - ・施設利用に関する業務(受付、設備操作、広報等)
 - ・コンベンション等の催事に関する情報収集及び提供並びに誘致業務
- ② ママカリパーキング
 - ・施設利用受付業務

- ・ 入出庫機器等の保守点検・報告業務

③ 共通

- ・ 施設及び付属設備の維持管理に関する業務

2 自主事業

指定管理者が実施している自主事業は、以下のとおりである。

① 目的内自主事業

- ・ 条例に定められていない備品の貸出
- ・ SDGs プラザの運営
- ・ 利用者への飲食の手配

② 目的外自主事業

- ・ 喫茶コーナーの運営
- ・ 自動販売機の設置

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

(1) 公募原則を条例に明記すべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。

(2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

2 非公募理由

(1) 現指定管理者は非公募方式により指定管理候補者として選定されているが、非公募とする理由は、公の施設の点検票によれば、概ね、健全な会社組織経営、コンベンション誘致の実績、公共性の発揮、今後の事業方針につき評価できるとされ、岡山市管理規則第5条第1項第3号に該当するとされている。

また、本監査に際して、施設所管課からは、①現指定管理者は、安定的なコンベンションの開催実績はもちろんのこと、毎年3000万円の納付金に加え、本市のMICE誘致・開催支援に係る資金として指定期間5年間で4億円を負担していること、②現指定管理者、岡山市、岡山コンベンション協会の三者で「岡山MICE誘致戦略会議」を設置し、三位一体の推進体制によりコンベンション誘致するなど、市の政策へ寄与し公的セクターとしての十分な役割を果たしていること、③公的セクターとして民間企業と同様の経営により施設の収益を生み出し、かつ本市の関与のもと、公益への貢献を会社経営の基本としていることなどの事情を考慮した上で、非公募方式により指定管理候補を選定した旨の説明があった。

(2) 岡山市管理規則第5条第1項第3号は、「公の施設の設置目的又は本市の政策目的を実施するために、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき」に非公募方式による選定を認める規定である。

(3) 公の施設の点検票に記載された非公募理由は、公募時において有利に評価すべき事情とはいえるものの、現指定管理者に管理を行わせることが直ちに「最も合理的」であることを十分に説明しているものとは評価できない。

他方、本監査に際して行われた上記説明には、産学官連携によるコンベンション誘致等の岡山市の政策目的と関係するものが含まれており、そのような説明を前提とすると「最も合理的」と評価し得る余地はあるものと考えるが、説明不足の感が否めない。

現指定管理者は、いわゆる外郭団体であり、代表取締役社長には岡山市のOBが就任することもあり（現代表取締役社長も岡山市OBである）、年度によっては指定管理者の（上記納付金等を控除した後の）収益が1億円に達する施設であるから、非公募理由についての説明が不十分であるとすると、市民から要らぬ懸念を招き制度運用に対する信頼が損なわれることになりかねない。岡山市の政策目的を明らかにした上で、その実現のために現指定管理者が「最も合理的」と評価すべきであることにつき、より丁寧な検討と市民に対する説明が求められる。

なお、本施設は、指定管理者については、過去に公募が実施されたこともあり、本来的に公募に適さない施設とはいえないといえる。

- (4) 本施設は、岡山市のコンベンション誘致における中心的施設の一つであり、公共性の高い施設であるからこそ、少なくとも公募型プロポーザル方式等によるサウンディング調査を実施して、広く民間からノウハウを募集すべきである。

また、PFI法に基づく特定事業として施設の整備・運営を一括で民間委託する方法もあり、必要であれば現指定管理者を共同事業者の一つに組み込むことで、現指定管理者による従前の取組を活かすこともできる。

★★意見526

岡山市の管理規則第5条の第1項3号の要件充足性に関し、岡山市の政策目的との関係で現指定管理者が「最も合理的」と評価すべき理由について、より丁寧な検討を行い、市民に対する説明責任を果たすべきである。

★★意見527

岡山市のコンベンション誘致における中心的施設の一つであるからこそ、従前の枠組みにとらわれることなく、公募型プロポーザル方式等によるサウンディング調査を実施し、広く民間のノウハウを募集することが望ましい。

3 マネジメント推進委員会での審議

現指定管理者は、平成29年1月11日経済局公共施設等マネジメント推進委員会において指定管理候補者として選定されている。

指定管理者として指定されるための条例上の要件は、①その事業計画によるセンター及び駐車場の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること、②その事業計画の内容がセンター及び駐車場の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、③その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること、④その他市長が必要と認める事項（岡山コンベンションセンター条例第5条第2項、ママカリパーキング条例第3条第2項）となっている。

上記推進委員会会議録においては、施設所管課からの説明に対し、指定管理者からの寄付金等で構成される「戦略的MICE誘致開催支援金」や指定管理に係る納付金（包括協定書第20条）等に関する質疑がなされていることを確認できるが、現指定管理者の事業計画等について実質的に審議している様子はいかがわれない。

また、申請者からの事業計画等に関するヒアリングも実施されておらず、申請者の指定管理候補者としての適格性については、十分に議論されたとはいえない。

★★意見528

特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、申請者から事業計画等に関するヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性についてあらためて実質的な審議を行うべきである。

第4 協定

1 指定管理に係る納付金

- (1) 包括協定書第10条第1項には、指定管理者が毎年度3000万円（税抜）ずつ岡山市に納付することが規定されている（ただし、令和2年3月31日付変更協定書により、令和元年度については1701万9491円（税抜）に変更されている）。
- (2) 指定管理者から提出された平成29年度から平成31年度の各事業報告書によると、指定管理者の指定管理業務及び自主事業全体における税引前当期純利益は、平成29年度が5653万6174円、平成30年度が4896万3535円、平成31年度が5069万0952円となっており（いずれも会社全体の税引前当期純利益から指定管理施設ではない岡山駅西口パークキングの税引前当期純利益を控除した額）、他の指定管理者制度導入施設に比べ、かなり高額である。
- (3) 公募を経て指定された民間の営利法人であれば、企業努力により利潤を追求し、収益を上げることが直ちに問題視すべきではないが、本施設は、非公募方式により選定された外郭団体が指定管理者として指定されており、上記のような高額な利益を収受し続けていることは、適正性、公平性の観点から疑問である。
- (4) これだけ高額な利益が出ている以上、協定書で定められた市への納付金の算定にも疑問がある。収支を分析し、適正な納付金額を決定するための基準について見直しも含め検討されたい。

★★意見529

指定管理者の収支を分析・検証し、協定書の指定管理に係る納付金額を決定するための基準につき見直しを含めた検討をされたい。

2 備品の管理

包括協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されており、備品（Ⅱ種）は管理業務仕様書にて定められるものとされている。ところが、管理業務仕様書では具体的な物品は特定されておらず、Ⅱ種とⅢ種の区別が曖昧な状態となっている。

包括協定書と管理業務仕様書の内容は整合する記載に改める必要がある。

また、施設所管課からのヒアリングによると、備品（Ⅱ種）は存在しないとのことであるから、包括協定書における備品（Ⅱ種）に関する規定を削除するべきである。

★★意見530

備品（Ⅱ種）の存在が想定されないのであれば、包括協定書から備品（Ⅱ種）に係る記載を削除し、包括協定書と業務仕様書の備品の取扱いに関する記載が整合するように改めるべきである。

3 リスク分担

(1) 包括協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見531

包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見532

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 管理物件の損傷に対する修繕責任については、「指定管理者の管理業務により生じたもの」、老朽化または不可抗力により生じた1件につき500万円以下のものについては指定管理者の負担、老朽化または不可抗力により1件につき500万円を超えるものについては岡山市の負担とされている。

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見533

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

イ また、上記のとおり、1件につき500万円以下の修繕については指定管理者の負担とし、500万円を超える修繕については岡山市の負担とされているが、指定管理者が負担すべき修繕費の上限が制限されておらず、指定管理者が負うべきリスクの範囲が明確でない。また、「1件」の範囲についても明確ではない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべき修繕責任の範囲については、できる限り明確にされたい。

★★意見534

管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見535

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

第5 施設の管理運営

指定管理者は、本施設を登記上の本店所在地として事業所を運営している。

総論でも指摘したように、指定管理者による事務所使用が指定管理者としての管理業務に必要な範囲を超えるものであるとすれば、行政財産の目的外使用許可及び使用料の納付等の適正な手続が必要である。

施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者の事務所としての利用については、行政財産の目的外使用許可の手続が適正になされているとのことであり、この点は評価できる。

第6 モニタリング

1 事業報告書のチェック表

施設所管課からのヒアリングによると、事業報告書の確認をする際に、チェック表を使用しているとのことであった。他の施設所管課においてモニタリングのためのチェック表を設けている課はほとんどなく、その点は評価できるが、チェック表の内容を確認したところ、事業報告の際に提出が必要とされる添付資料が網羅されているか確認するというものであり、モニタリングの観点から事業報告を評価する際の視点や基準を記したものではなかった。総論で指摘しているように、事業報告書をモニタリングの観点から評価・分析できるチェック表を作成すべきである。

2 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

(1) 施設所管課からのヒアリングによれば、適宜、現地に行き指定管理者との間で情報交換を行っているため、指定管理者との間での実地調査は行っていないとのことであった。

所管課において、指定管理者側との連携を維持する努力をしている点は施設管理上も適切であり、さらに議事録に残している点は評価することはできるが、上記の情報交換は、協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、十分なモニタリングとはいえないと思われる。

(2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

(3) 施設所管課からのヒアリングによると、備品の存在の有無は、定期的に指定管理者作成のリストと施設所管作成の台帳を照合して確認しているとのことであった。

総論でも述べたが、モニタリングの一環として、少なくとも年に1回は、施設所管課が直接現地において台帳と実際に照合させ、備品の管理状況を確認した上、適宜、備品台帳を更新すべきである。

★★意見536

少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認すべきである。

第7 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 包括協定書第17条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによれば、施設所管課は、指定管理者がこれらの義務を果たしているかという点について、指定管理者のホームページを確認しているとのことであったが、ホームページの記載のみで具体的な措置が講じられているか否かを確認できるわけではないことは自明である。

- (2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 包括協定書第17条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がこれらの義務を果たしているかという点について、施設所管課は、指定管理者のホームページを確認しているとのことであったが、それでは不十分である。

- (2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第4節 農林水産課

第1款 牧山ラインガルテン

第1 施設の概要

施設名	牧山ラインガルテン		施設数	1
所在地	岡山市北区中牧219番地			
担当課	産業観光局 農林水産課			
開設年月日	平成8年4月1日	建設費(千円)	1,000,000	
根拠法令	市民農園整備促進法第7条、岡山市ラインガルテン条例			
施設の設置目的	健康でゆとりある市民生活の確保を図るとともに、良好な都市環境の形成と農村地域の振興を図る			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	NPO法人牧景園	H31.4.1~R5.3.31 (4年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	823	515	2,200	
年間利用者数(人)	267	225	208	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	施設利用料	
自主事業の有無	有	自主事業の概要	自動販売機の設置、収穫祭	
備考				

第2 施設管理の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、

- ① 利用者受付業務
- ② 宣伝広報業務
- ③ 栽培指導業務
- ④ 農園管理業務
- ⑤ 清掃業務
- ⑥ 建物及び設備等保守業務

である。

2 自主事業

自動販売機の設置と収穫祭等を実施している(なお、施設所管課においては、自動販売機の設置を目的内自主事業と認識しているとのことであったが、自動販売機の設置を目的外自主事業と整理すべきことについては後述する)。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと
第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。
- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと
第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

2 非公募理由

- (1) 現指定管理者は非公募方式により指定管理候補者として選定されているが、非公募とする理由は、公の施設の点検票によれば、「直営時に運営上の実質的な労働力を担った地元の管理クラブを継承し、当該市民農園の管理運営を目的に設立された「NPO法人牧景園」は、現指定期間中、良好に管理運営を行い、入園率についても指定管理者制度導入前に比べて同程度～やや微増で推移するなど、指定管理者としての適格性を認めるに足る実績を上げている」とされ、岡山市管理規則第5条第1項第3号に該当するとされている。

また、施設所管課からは、①開園以来、当施設の受付管理を行ってきたノウハウがあり、草刈作業等各種業務に精通した従業員を地元から雇用できること、②地元農家と連携し、地元農産物などの販売等自主事業も行うことができること、③経験豊富な地域住民を活用して農作物の栽培指導を行うことにより、都市部住民との交流を図り、地域の活性化につながるなど、などの事情を考慮した上で、非公募方式により選定した旨の説明があった。

- (2) 岡山市管理規則第5条第1項第3号は、「公の施設の設置目的又は本市の政策目的を実現するために、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき」に非公募方式による選定を認める規定である。
- (3) まず、公の施設の点検票に記載された非公募理由につき、過去に適正な管理実績があることや地元の団体である等は、公募時において有利に評価すべき事情ではあるが、現指定管理者に管理を行わせることが「最も合理的」とであるとまでは評価できない。

他方、本監査における上記説明では、地元農家との密接な関係性や地元農産物販売のノウハウの蓄積などについても言及されており、そのような説明を前提にすると「最も合理的」と評価し得る余地があるものと考えますが、選定時においてこのような詳細な説明が選定委員会や議会に対して十分に行われていたとは認められず、説明不足であることは否めない。

非公募理由の説明が不十分であるとする、市民から要らぬ懸念を招き制度運用にする信頼を損ねることになりかねない。岡山市の政策目的を明らかにした上で、その実現のために現指定管理者が「最も合理的」と評価すべきであることにつき、より丁寧な検討と市民に対する説明が求められる。

★★意見537

岡山市管理規則第5条の第1項3号の要件充足性に関し、岡山市の政策目的との関係で現指定管理者が「最も合理的」とであると評価すべき理由については、指定管理候補者選定時においてより丁寧な検討を行い、市民に対する説明責任を果たすべきである。

3 マネジメント推進委員会における審議

現指定管理者は、平成31年1月11日産業観光局公共施設等マネジメント推進委員会におい

て指定管理候補者として選定されている。

指定管理者として指定されるための条例上の要件は、①その事業計画によるクラインガルテンの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること、②その事業計画の内容がクラインガルテンの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、③その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること、④その他市長が必要と認める事項（岡山市クラインガルテン条例第3条の3第2項）となっている。

上記推進委員会においては、収支計画や法人代表の負担など、指定管理者の適格性に関する質疑がなされており、この点については評価できるが、会議録の記載が不十分なため、審議内容を正確に把握することが困難である。岡山市管理規則第5条第1項第3号の要件充足性や指定管理者の適格性については、事後に手続の公正性及び正当性を検証できるよう、会議録に十分な記載を残すべきである。

★★意見538

岡山市管理規則第5条第1項第3号の要件充足性や指定管理者の適格性については、会議録に十分な記載を残すべきである。

第4 協定

1 備品の管理

基本協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）及び備品（Ⅱ種）が想定されているが、岡山市マニュアルの分類とは異なり、岡山市が貸与する備品（Ⅰ種）を除き、管理業務上必要な物品を全て備品（Ⅱ種）と位置付けているとのことであった。本協定書において、備品（Ⅱ種）は、協定期間終了後、原則として指定管理者の責任と費用で撤去することとされており、岡山市マニュアルにおける備品（Ⅲ種）と同様の取扱いとなっている。

施設の実情に応じて、備品の分類を整理している点は評価できるが、岡山市マニュアルの分類と混同されるおそれがあるため、Ⅰ種及びⅡ種の呼称は用いない方が良いのではないかと思われる（管理業務仕様書ではこれらの呼称は付されていない）。

2 リスク分担

(1) 基本協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見539

基本協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見540

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法について

でも明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 管理物件の損傷に対する修繕責任については、「指定管理者の管理業務により生じたもの」、老朽化または不可抗力により生じたもので軽微なものについては指定管理者の負担、老朽化または不可抗力により生じたもので重大なものについては岡山市の負担とされている。

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見541

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

イ リスク分担表の下部には以下の記載がある。

※施設等の修繕に関する事項については、指定管理業務仕様書参照のこと。

(抜粋) 指定管理業務仕様書

8 施設等の修繕に関する事項

(1) 応急的な修繕

ウ 1件につき50万円未満（消費税及び地方消費税を含む。）の軽微な修繕については指定管理者の負担とし、50万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）の重大な修繕については岡山市と協議すること。

エ 前記ウにおいて、費用が50万円未満の修繕について、同一年度内に複数生じ、その総額が60万円以上となる見込みが生じた場合は、岡山市と協議すること。

すなわち、修繕費用が50万円未満の損傷については「軽微」、50万円以上の損傷については「重大」と分類されているものと思われる。

同一年度内に軽微修繕が複数回実施された場合の上限について、60万円未満という一定の枠が示されていることは評価できるが、そもそも指定管理料の算出に当たって、指定管理者が負担すべき修繕費を年間60万円と見込んでいるのであれば、それを上回る修繕費の負担については、緊急やむを得ない場合でない限り、市の負担とすることが妥当であり、無条件に協議の余地を残すことは、指定管理者に対して不当な不利益を与えることにつながりかねない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべきリスクは可及的に明確化することが望ましく、できる限り協議条項は設けるべきではない。

★★意見542

年間60万円を超える修繕費の負担について、緊急やむを得ない場合でない限り市の負担とする等の内容に修正し、リスク分担をできる限り明確化されたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見543

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

第5 自主事業

1 目的内・目的外の区別

(1) 総論でも述べたとおり、自主事業については、「指定管理者が岡山市の承認を得た上で、自ら管理する公の施設において、指定管理業務以外に自己の費用と責任で行う事業」とされ、①公の施設の設置目的の範囲内の自主事業（目的内自主事業）と②公の施設の設置目的の範囲外の自主事業（目的外自主事業）がある。

(2) 施設所管課によると、農園利用者の利用者の利便を図るといふ施設の設置目的に資することから、自動販売機の設置も目的内自主事業として位置付けているとのことであった。

しかし、目的内か目的外かによって履践されるべき手続は異なること、基準の明確化の観点からも、目的内自主事業は、施設の設置目的に直接的に合致するものに限定されるべきであり、管理業務仕様書でできる限り特定することが望ましい。

そして、本施設において実施されている自動販売機の設置は、本施設の設置目的に直接に合致するものとはいえ、目的外自主事業である。

★★★指摘98

自動販売機の設置は目的外自主事業として位置付けるべきである。

2 自主事業の使用許可

総論で述べた通り、目的外自主事業においては、行政財産の目的外使用許可が必要となる。

施設所管課からのヒアリングによると、自動販売機の設置については、目的外使用許可はなされていないとのことであった。前述のとおり自動販売機の設置は、目的外自主事業であるから、行政財産の目的外使用許可が必要である（なお、目的内自主事業においても、施設を使用する場合は条例上の施設使用許可ないし行政財産の貸付といった対応が必要である）。

目的外使用許可のないまま目的外自主事業を実施することは違法であるから、自動販売機の設置について、速やかに目的外使用許可等必要な手続を履践すべきである。

★★★指摘99

自動販売機の設置につき、行政財産の目的外使用許可等の必要な手続を履践すべきである。

第6 モニタリング

1 所管課による管理状況のモニタリング

施設所管課からのヒアリングによれば、適宜、現地に行き、施設が適正に使われているか、施設の破損状況など、施設の管理状況の調査を行っており、ときには利用者から話を聞いたりする

こともあるとのことであった。

このようなモニタリング的観点からの実地調査を履践している施設所管課は少なく、このような姿勢は評価できる。

施設の良好な管理を維持する観点からは、毎月ではなくとも、少なくとも1年に1回は、指定管理者による管理が協定書及び管理業務仕様書に定められた各要求水準を満たしているか否かについて包括的に確認する機会を設けるべきである。

2 事業報告書の記載事項

基本協定書第8条第2項において、事業報告書の記載事項として、①情報開示の状況に関する事項及び②自主事業の実施状況に関する事項の記載が求められている。

しかし、本施設の事業報告書には情報開示の状況及び自主事業の実施状況に関する記載がない。

基本協定書において事業報告書に記載すべきとされている以上、記載するよう指定管理者に求めるべきである（情報開示の状況については、開示請求、開示実績がないのであれば「ない」旨の記載をするべきである。）。

★★意見544

事業報告書において、情報開示の状況、自主事業の実施状況を記載するよう、指定管理者に対して改善指導されたい。

3 労働法令遵守についてのモニタリングを実施すべきこと

- (1) 施設所管課からのヒアリングによると、労働法定の遵守状況等の確認は行っていないとのことであった。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(2)及び(4) [81～83頁] 記載のとおり（意見46）。

第7 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

基本協定書第18条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がかかる義務を果たしているかという点については、不定期の訪問において、個人情報の含まれる書類を鍵付のロッカーで保管していることを確認しているとのことであった。

実際に現地で、個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じているか確認する姿勢は評価できる。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 包括協定書第17条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がかかる義務を果たしているかという点については、確認を行っていないとのことであった。

- (2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第2款 岡山市御津下畑活性化センター

第1 施設の概要

施設名	岡山市御津下畑活性化センター		施設数	1
所在地	岡山市北区御津高津 1731 番地 1			
担当課	産業観光局 農林水産課			
開設年月日	平成 15 年 4 月 1 日	建設費 (千円)	46,520	
根拠法令	岡山市農村集落活性化施設条例			
施設の設置目的	地域特産物の普及、都市と農村住民との交流の促進を通じ、地域農林業の発展と農村社会の健全な形成を図る			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募 (応募数)・非公募	
	宇甘東活性化協議会	H28.4.1~R8.3.31 (10年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料 (千円)	362	362	366	
年間利用者数 (人)	4,516	4,281	3,928	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	施設利用料	
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考				

第2 施設管理の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、

- ① 施設利用受付業務
- ② 建物・敷地の清掃業務
- ③ 建物・設備・備品の修繕業務

である。

2 自主事業

自主事業は実施されていないが、公の施設の有効利用の観点から、施設の設置目的に合致する自主事業の計画が望まれる。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

(1) 公募原則を条例に明記すべきこと

第3部 (総論)・第3章・第1・2・(2) [32~35頁] 記載のとおり (指摘2、指摘3)。

(2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと

第3部 (総論)・第3章・第1・2・(3) [35~36頁] 記載のとおり (意見8)。

2 非公募理由

現指定管理者は非公募方式により指定管理候補者として選定されているが、非公募とする理由

は、施設所管課によると「地元還元施設であり、大半の利用者である地域住民との利用調整の面で良好な運営ができる」ため、岡山市管理規則第5条第1項第3号に該当するとの説明であった。

岡山市農村集落活性化施設条例第1条は、施設の設置目的について「地域農林業の発展と農村社会の健全な形成を図る施設」と規定しており、かかる施設の性質に鑑みれば、地域の区長等を中心に構成されている組織である現指定管理者が岡山市管理規則第5条第1項第3号に該当するとの判断は適正であると考えられる。

3 マネジメント推進委員会における審議

現指定管理者は、平成27年12月22日経済局公共施設等マネジメント推進委員会において指定管理候補者として選定されている。

指定管理者として指定されるための条例上の要件は、①その事業計画による施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること、②その事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、③その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること、④その他市長が必要と認める事項（岡山市農村集落活性化施設条例第4条第2項各号）となっている。

上記推進委員会においては、一応収支計画に関する質疑はなされているものの、候補者からのヒアリングも実施されておらず、申請者の指定管理候補者としての適格性については、ほとんど議論されていないものと判断せざるを得ない。

★★意見545

特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、候補者からのヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性について実質的な審議を行うべきである。

第4 協定

1 指定期間

現指定管理者の指定期間は10年とされている。

指定期間については、一定期間ごとに指定管理者に対する評価を行って公正な競争環境を確保する必要があることや、他方で指定管理者の負担とされる備品の減価償却期間等を考慮して、全国的に5年程度を標準とする例が多く、5年を超える長期の指定期間が設定されるには、指定管理者に対して一定の投資を求めるような場合において、投下資本回収の機会が与えられる必要がある等の特別の理由が求められる。

岡山市マニュアル・23頁においても、「岡山市における指定期間5年を標準とします。」とされている。

しかしながら、本施設については、5年を超える長期の指定期間を設定すべき必要性はどうかかわれず、指定管理候補者選定の段階でこの点についての説明ないし議論が行われた形跡もない。本施設については、原則どおり指定期間を5年に設定すべきであったと考える。

★★意見546

長期間の指定期間を設定すべき特段の必要性が認められない場合は、指定期間を原則どおり5年に設定されたい。

2 備品の管理

包括協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）及び備品（Ⅱ種）が想定されているが、岡山市マニュアルの分類とは異なり、岡山市が貸与する備品（Ⅰ種）を除き、管理業務上必要な物品を全て備品（Ⅱ種）と位置付けているとのことであった。本協定書において、備品（Ⅱ種）は、協定期間終了後、原則として指定管理者の責任と費用で撤去することとされており、岡山市マニュアルにおける備品（Ⅲ種）と同様の取扱いとなっている。

施設の実情に応じて、備品の分類を整理している点は評価できるが、岡山市マニュアルの分類と混同されるおそれがあるため、Ⅰ種及びⅡ種の呼称は用いない方が良いのではないかとと思われる（管理業務仕様書ではこれらの呼称は付されていない）。

3 リスク分担

(1) 包括協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見547

包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見548

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 管理物件の損傷に対する修繕責任については、「指定管理者の管理業務により生じたもの」、老朽化または不可抗力により生じたもので軽微なものについては指定管理者の負担、老朽化または不可抗力により生じたもので重大なものについては岡山市の負担とされている。

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見549

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

イ 上記のとおり、軽微な損傷については指定管理者の負担、重大な損傷については岡山市の負担とされているが、軽微と重大を区別する基準が規定されておらず、リスク分担としての意味を成していない。

指定管理者と協議し、一定の基準を策定されたい。なお、指定管理者の負担については、

年間の上限額を設けるなど、リスク明確化するよう努められたい。

★★意見550

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、軽微・重大を区別する一定の基準を設けられたい。その際、指定管理者の負担については、年間の上限額などを設けることにより、リスクを明確化するよう努められたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見551

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

4 指定管理料の精算

現指定管理者との間で指定管理料の精算は予定されていない。

しかし、本施設は収益施設ではなく、また、現指定管理者は営利団体ではないし、施設管理経費としては、管理人人件費、消耗品費及び公共料金のみが予定されており、指定管理者の経営努力による管理経費の圧縮が期待されているとはいえない。

したがって、本施設の指定管理については、本来、指定管理料に残金が発生する場合には、年度ごとに精算する方式とするのが望ましい。もっとも、精算方式は指定管理者との合意の下で協定により導入されるべきであり、現在の協定期間中において精算方式を導入する場合は指定管理者にとって不利益な変更となる可能性があるから、指定管理者との協議が必要である。

★★意見552

収益施設ではなく、指定管理者が営利団体でもない場合で、指定管理者の経営努力による経費の圧縮が期待されているとはいえない場合には、指定管理料については年度ごとの精算方式とすることが望ましい。遅くとも次回更新までに検討されたい。

第5 施設の管理運営

1 使用許可

岡山市農村集落活性化施設条例第7条第1項で、「施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない」とされ、管理業務仕様書において施設の使用許可申請受付及び使用許可は指定管理者が行う業務に位置付けられている。

ところが、現在の施設管理の運用においては、利用申請や利用許可の手続がなされないまま、施設の利用がなされているとのことであった。

明らかに条例に違反しているので、申請、許可の手続を整備し、指定管理者に対して履践するよう求めるべきである。

★★★指摘100

施設の利用申請、利用許可の手続を整備し、指定管理者に対して履践するよう徹底されたい。

2 利用料金の減免

本施設を地元の集会所として利用する際、利用料金の減免がなされる運用となっているようである。利用料金の減免については、利用者の不平等取扱いを禁止している法第244条第3項の趣旨に照らし、公正な基準が設定されるべきであり、現在の運用は基準としては明確なものとはいえず、利用者間に不公平が生じる可能性がある。

また、岡山市農村集落活性化施設条例第11条の2柱書は、利用料金について「あらかじめ市長の承認を得て定める」と規定しており、利用料金の減免基準についても、あらかじめ市長の承認を得るべきである。

指定管理者に対し利用料金の減免について明確な基準の整備を求め、条例に則って市長の承認手続を経るべきである。

★★意見553

指定管理者に対し、利用料金の減免について明確な基準の整備を求め、条例に則って市長の承認手続を経るべきである。

第6 モニタリング

1 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

- (1) 施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者との間での実地調査は行っていないとのことであった。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

2 事業報告書の記載事項

包括協定書第10条第2項において、事業報告書の記載事項として、情報開示の状況に関する事項に関する事項の記載が求められているが、指定管理者から提出されている事業報告書において、情報開示の状況に関する記載がない。

包括協定書において事業報告書に記載すべきとされているので、記載するよう指定管理者に求めるべきである（開示請求、開示実績がないのであれば、「ない」旨の記載をするべきである。）。

★★意見554

事業報告書において、情報開示の状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。

3 利用者アンケートの実施

包括協定書や管理業務仕様書においてアンケート実施を求める条項はなく、実際全くアンケートを実施した実績がないとのことであった。

しかし、利用者アンケートは、指定管理者による管理状況を施設所管課が評価する上で最も基本的な作業というべきであるから、常時でなくとも、定期的実施すべきである。

★★意見555

利用者アンケートは、常時実施する必要までではないと認められる場合であっても、定期的
に実施されたい。

第7 個人情報保護・情報公開**1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと**

- (1) 包括協定書第19条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がこれらの義務を果たしているかという点について、何ら確認を行っていないとのことであった。

- (2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 包括協定書第19条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がこれらの義務を果たしているかという点について、何ら確認を行っていないとのことであった。

- (2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第3款 岡山市御津星原資源利活用施設**第1 施設の概要**

施設名	岡山御津星原資源利活用施設		施設数	1
所在地	岡山市北区御津紙工 1435-1			
担当課	産業観光局 農林水産課			
開設年月日	平成13年4月1日	建設費(千円)	39,078	
根拠法令	岡山市農村集落活性化施設条例			
施設の設置目的	地域特産物の普及、都市と農村住民との交流の促進を通じ、地域農林業の発展と農村社会の健全な形成を図る			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	星原農家水利組合	H28.4.1~R8.3.31 (10年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	81	81	82	
年間利用者数(人)	396	369	312	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	施設利用料	
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考				

第2 施設管理の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、

- ① 施設利用受付業務
- ② 建物・敷地の清掃業務
- ③ 建物・設備・備品の修繕業務

である。

2 自主事業

自主事業は実施されていないが、公の施設の有効利用の観点から、施設の設置目的に合致する自主事業の計画が望まれる。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。

- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

2 非公募理由

現指定管理者は非公募方式により指定管理候補者として選定されているが、非公募とする理由は、施設所管課によると「地元還元施設であり、大半の利用者である地域住民との利用調整の面で良好な運営ができる」ため、岡山市管理規則第5条第1項第3号に該当するとの説明であった。

岡山市農村集落活性化施設条例第1条は、施設の設置目的について「地域農林業の発展と農村社会の健全な形成を図る施設」と規定しており、そのような施設の性質上、地域の区長等を中心に構成されている組織である現指定管理者が岡山市管理規則第5条第1項第3号に該当するとした判断は適正であると考えます。

3 マネジメント推進委員会における審議

現指定管理者は、平成27年12月22日経済局公共施設等マネジメント推進委員会において指定管理候補者として選定されている。

指定管理者として指定されるための条例上の要件は、①その事業計画による施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること、②その事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、③その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること、④その他市長が必要と認める事項（岡山市農村集落施設活性化条例第4条第2項各号）となっている。

上記推進委員会においては、一応収支計画に関する質疑はなされているものの、申請者からのヒアリングも実施されておらず、申請者の指定管理候補者としての適格性については、ほとんど議論されていないものと判断せざるを得ない。

★★意見556

特定の団体を指定管理候補者として念頭に置いている非公募施設についても、申請者からのヒアリングを実施し、指定管理者としての適格性についてあらためて実質的な審議を行うべ

きである。

第4 協定

1 指定期間

現指定管理者の指定期間は10年とされている。

指定期間については、一定期間ごとに指定管理者に対する評価を行って公正な競争環境を確保する必要があることや、他方で指定管理者の負担とされる備品の減価償却期間等を考慮して、全国的に5年程度を標準とする例が多く、5年を超える長期の指定期間が設定されるには、指定管理者に対して一定の投資を求めるような場合において、投下資本回収の機会が与えられる必要がある等の特別の理由が求められる。

岡山市マニュアル・23頁においても、「岡山市における指定期間5年を標準とします。」とされている。

しかしながら、本施設については、5年を超える長期の指定期間を設定すべき必要性はどうかかわれず、指定管理候補者選定の段階でこの点についての説明ないし議論が行われた形跡もない。

本施設については、原則どおり指定期間を5年に設定すべきであったと考える。

★★意見557

長期間の指定期間を設定すべき特段の必要性が認められない場合は、指定期間を原則どおり5年に設定されたい。

2 備品の管理

包括協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）及び備品（Ⅱ種）が想定されているが、岡山市マニュアルの分類とは異なり、岡山市が貸与する備品（Ⅰ種）を除き、管理業務上必要な物品を全て備品（Ⅱ種）と位置付けており、備品（Ⅲ種）を想定していないものと思われる。

施設の実情に応じて、備品の分類を整理している点は評価できるが、岡山市マニュアルの分類と混同されるおそれがあるため、Ⅰ種及びⅡ種の呼称は用いない方が良いのではないかと思われる（管理業務仕様書ではこれらの呼称は付されていない）。

3 リスク分担

(1) 包括協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見558

包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見559

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限

り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 管理物件の損傷に対する修繕責任については、「指定管理者の管理業務により生じたもの」、老朽化または不可抗力により生じたもので軽微なものについては指定管理者の負担、老朽化または不可抗力により生じたもので重大なものについては岡山市の負担とされている。

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見560

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

イ 上記のとおり、軽微な損傷については指定管理者の負担、重大な損傷については岡山市の負担とされているが、軽微と重大を区別する基準が規定されておらず、リスク分担としての意味を成していない。

指定管理者と協議し、一定の基準を策定されたい。なお、指定管理者の負担については、年間の上限額を設けるなど、リスク明確化するよう努められたい。

★★意見561

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、軽微・重大を区別する一定の基準を設けられたい。その際、指定管理者の負担については、年間の上限額などを設けることにより、リスクを明確化するよう努められたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見562

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

4 指定管理料の精算

現指定管理者との間で指定管理料の精算は予定されていない。

しかし、本施設は収益施設ではなく、また、現指定管理者は営利団体ではないし、施設管理経費としては、管理人件費と消耗品費及び公共料金のみが予定されており、指定管理者の経営努力による管理経費の圧縮が期待されているとはいえない。

したがって、本施設の指定管理については、本来、指定管理料に残金が発生する場合には、年度ごとに精算する方式とするのが望ましい。もっとも、精算方式は指定管理者との合意の下で協

定により導入されるべきであり、現在の協定期間中において精算方式を導入する場合は指定管理者にとって不利益な変更となる可能性があるから、指定管理者との協議が必要である。

★★意見563

収益施設ではなく、指定管理者が営利団体でもない場合で、指定管理者の経営努力による経費の圧縮が期待されているとはいえない場合には、指定管理料については年度ごとの精算方式とすることが望ましい。遅くとも次回更新までに検討されたい。

第5 施設の管理運営

1 使用許可

岡山市農村集落活性化施設条例第7条第1項で、「施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない」とされ、管理業務仕様書において施設の使用許可申請受付及び使用許可は指定管理者が行う業務に位置付けられている。

ところが、現在の施設管理の運用においては、利用申請や利用許可の手続がなされないまま、施設の利用がなされているとのことであった。

明らかに条例に違反しているので、申請、許可の手続を整備し、指定管理者に対して履践するよう求めるべきである。

★★★指摘101

施設の利用申請、利用許可の手続を整備し、指定管理者に対して履践するよう徹底されたい。

2 利用料金の減免

本施設を地元の集会所として利用する際、利用料金の減免がなされる運用となっているようである。利用料金の減免については、利用者の不平等取扱いを禁止している法第244条第3項の趣旨に照らし、公正な基準が設定されるべきであり、現在の運用は基準としては明確なものとはいえず、利用者間に不公平が生じる可能性がある。

また、岡山市農村集落活性化施設条例第11条の2柱書は、利用料金について「あらかじめ市長の承認を得て定める」と規定しており、利用料金の減免基準についても、あらかじめ市長の承認を得るべきである。

指定管理者に対し利用料金の減免について明確な基準の整備を求め、条例に則って市長の承認手続を経るべきである。

★★意見564

指定管理者に対し、利用料金の減免について明確な基準の整備を求め、条例に則って市長の承認手続を経るべきである。

第6 モニタリング

1 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

(1) 施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者との間での実地調査は行っていないとのことであった。

(2) 第3部(総論)・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり(意見46)。

2 物品の照合

施設所管課からのヒアリングによれば、備品台帳さえ存在せず、備品(Ⅱ種)の存在の有無も曖昧な状態になっているとのことであり、公有財産の管理上問題である。現地で備品(Ⅰ種)、備品(Ⅱ種)を確認し、種別を整理した上で備品台帳を作成すべきである。

さらに、モニタリングの一環として、少なくとも年に1回は、施設所管課が現地に赴き備品(Ⅰ種)及び備品(Ⅱ種)と台帳とを実際に照合させ、備品の有無を確認し、適宜、備品台帳を更新するべきである。

★★意見565

現地にて備品を確認し、備品(Ⅰ種)、備品(Ⅱ種)を区別した備品台帳を作成すべきである。そして、少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において備品と台帳とを実際に照合させ、備品の有無を確認するべきである。

3 事業報告書の記載事項

包括協定書第10条第2項において、事業報告書の記載事項として、情報開示の状況に関する事項に関する事項の記載が求められているが、指定管理者から提出されている事業報告書には、情報開示の状況に関する記載がない。

包括協定書において事業報告書に記載すべきとされているので、記載するよう指定管理者に求めるべきである(開示請求、開示実績がないのであれば、「ない」旨の記載をするべきである。)

★★意見566

事業報告書において、情報開示の状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。

4 利用者アンケートの実施

包括協定書や管理業務仕様書においてアンケート実施を求める条項はなく、実際、全くアンケートを実施した実績がないとのことであった。

しかし、利用者アンケートは、指定管理者による管理状況を施設所管課が評価する上で最も基本的な作業というべきであるから、常時でなくとも、定期的実施すべきである。

★★意見567

利用者アンケートは、常時実施する必要まではないと認められる場合であっても、定期的実施されたい。

第7 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 包括協定書第19条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がかかる義務を果たしているかという点

について、何ら確認を行っていないとのことであった。

(2) 第3部(総論)・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり(意見53)。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 包括協定書第19条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がこれらの義務を果たしているかという点について、何ら確認を行っていないとのことであった。

(2) 第3部(総論)・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり(意見56)。

第4款 岡山市サウスヴィレッジ

第1 施設の概要

施設名	岡山市サウスヴィレッジ		施設数	1
所在地	岡山市南区片岡2468			
担当課	産業観光局 農林水産課			
開設年月日	平成23年4月1日	建設費(千円)	9,758,925	
根拠法令	岡山市サウスヴィレッジ条例			
施設の設置目的	農業の役割とその重要性について市民の理解と認識を深めるとともに、市民の憩いの場を提供することにより、地域農業の振興及び市民福祉の増進を図る			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	(有) サウスヴィレッジ	H23.4.28~R3.3.31 (10年)	公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	7,715	7,715	7,786	
年間利用者数(人)	702,144	640,224	622,116	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	施設利用料	
自主事業の有無	有	自主事業の概要	農業体験、自動販売機の設置	
備考				

第2 施設管理の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、

- ① 利用者受付業務
- ② 宣伝広報業務
- ③ 農園・緑地・施設・調整池管理業務
- ④ 建物及び設備等保守業務
- ⑤ 廃棄物処理業務
- ⑥ 清掃・警備業務

である。

2 自主事業

目的内自主事業として農業収穫体験、直売所の運営、目的外自主事業として自動販売機の設置を行っている。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

(1) 公募原則を条例に明記すべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。

(2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

2 公募状況

(1) 応募状況

直近公募時、説明会には6者が参加し、そのうち3者が実際に応募に至っている（ただし、うち1者は書類不備のため選定対象外とのことであった）。

多くの公募施設において応募者が1者のみという現状に鑑みれば、良好な状況といえるが、説明会に参加した団体の内3者が応募に至らなかった理由を確認するなどして、引き続き応募者数を増やすための工夫が必要である。

★★意見568

説明会に参加したにもかかわらず、応募を見送った参加者にヒアリングするなどして、引き続き応募者数を増やすための工夫に努められたい。

(2) 公募期間

募集要項が発表されてから、公募の受付が終了するまでの期間は42日であった。多くの公募において30日から35日程度の公募期間が設定されていることに比べれば良好であるが、新規応募者が応募するための提出書類である事業計画書等を作成するための期間としてはなお不十分といえる。多くの新規の民間団体や事業者が応募できるよう、公募期間をできる限り長く設定すべきである。

★★意見569

指定管理者の新規応募を考える民間事業者の応募準備のための期間を確保するために、募集要項が発表されてから、公募の受付が終了するまでの期間を、できる限り長く設定すべきである。

第4 協定

1 指定期間

現指定管理者の指定期間は10年とされている。

指定期間については、一定期間ごとに指定管理者に対する評価を行って公正な競争環境を確保する必要があることや、他方で指定管理者の負担とされる備品の減価償却期間等を考慮して、全

国的に5年程度を標準とする例が多く、5年を超える長期の指定期間が設定されるには、指定管理者に対して一定の投資を求めるような場合において、投下資本回収の機会が与えられる必要がある等の特別の理由が求められる。

岡山市マニュアル・23頁においても、「岡山市における指定期間5年を標準とします。」とされている。

しかしながら、本施設については、5年を超える長期の指定期間を設定すべき必要性はどうかかわれず、指定管理候補者選定の段階でこの点についての説明ないし議論が行われた形跡もない。

本施設については、原則どおり指定期間を5年に設定すべきであったと考える。

★★意見570

長期間の指定期間を設定すべき特段の必要性が認められない場合は、指定期間を原則どおり5年に設定されたい。

2 備品の管理

基本協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されており、備品（Ⅱ種）は、管理業務仕様書にて定められるものとされている。ところが、管理業務仕様書ではⅠ種からⅢ種の区別を前提とした記載がなされておらず、具体的な物品は特定されていないため、Ⅱ種とⅢ種の区別が曖昧な状態となっている。

管理業務仕様書において備品（Ⅱ種）を特定し、協定書と整合する記載に改めるべきである。

★★意見571

備品（特にⅡ種）の扱いに関して、協定書と管理業務仕様書の各記載の内容が整合するよう改めたい。

★★意見572

少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において備品の管理状況を確認すべきである。

3 リスク分担

(1) 基本協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見573

基本協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見574

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はでき

る限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 管理物件の損傷に対する修繕責任については、「指定管理者の管理業務により生じたもの」、老朽化または不可抗力により生じたもので軽微なものについては指定管理者の負担、老朽化または不可抗力により生じたもので重大なものについては岡山市の負担とされている。

管理業務仕様書では、「施設の修繕に関する事項」の「応急的な修繕」に関する事項として、1件30万円未満の軽微な修繕については指定管理者の負担、1件30万円以上の修繕については岡山市の負担とし、同一年度内に複数の修繕に必要が生じ、総額が100万円以上となる見込みが生じたときは、岡山市と協議することとされている。

イ リスク分担表における軽微・重大の判断を記載したものと善解することも不可能ではないが、かかる管理業務仕様書の記載とリスク分担表の記載の関係は、協定書及び管理業務仕様書の記載のみからは判然としない。

また、「施設の修繕に関する事項」の中には「応急的な修繕」の他に「計画的な修繕」という項目が設けられており、これとリスク分担表との関係は判然としない。

これらの点については、協定書、リスク分担表及び管理業務仕様書の内容を整理し、二義を許さない方法で明確に記載すべきである。

★★意見575

管理物件の損傷に対する修繕責任について、協定書、リスク分担表及び管理業務仕様書の内容を整理した上、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。

ウ 同一年度内に軽微修繕が複数回実施された場合の上限について、100万円未満という一定の枠が示されていることは評価できるが、そもそも指定管理料の算出に当たって、指定管理者が負担すべき修繕費を年間100万円と見込んでいるのであれば、それを上回る修繕費の負担については、緊急やむを得ない場合でない限り、市の負担とすることが妥当であり、無条件に協議の余地を残すことは、指定管理者に対して不当な不利益を与えることにつながりかねない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべきリスクは可及的に明確化することが望ましく、できる限り協議条項は設けるべきではない。

★★意見576

年間100万円を超える修繕費の負担について、緊急やむを得ない場合でない限り市の負担とする等の内容に修正し、リスク分担をできる限り明確化されたい。

エ 第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見577

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見578

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

第5 モニタリング

1 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

(1) 施設所管課からのヒアリングによれば、適宜、現地に行き指定管理者との間で情報交換を行っているため、指定管理者との間での実地調査は行っていないとのことであった。

所管課において、指定管理者側との連携を維持する努力をしている点は施設管理上も適切であり評価することはできるが、上記の情報交換は、協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、十分なモニタリングとはいえないと思われる。

(2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（**意見46**）。

2 物品の照合

施設所管課からのヒアリングによれば、備品（Ⅱ種）の確認も含め、更新時にしか確認を行っておらず、台帳にも反映させていないとのことであった。備品（Ⅱ種）は、指定期間終了後に岡山市又は岡山市が指定する者に対して引き継がれるべき物品であり、所有権の帰属等に関するトラブルを防止するためにも、明確に区別して管理する必要がある。

総論でも述べたが、モニタリングの一環として、少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）それぞれの管理状況を確認し、必要に応じて台帳の更新をするべきである。

★★意見579

少なくとも年に1回は、施設所管課が現地において、備品の管理状況を確認し、適宜、備品台帳を更新すべきである。

3 事業報告書の記載事項

基本協定書第8条第2項において、事業報告書の記載事項として、情報開示の状況に関する事項に関する事項の記載が求められているが、指定管理者から提出されている事業報告書において、情報開示の状況に関する記載がない。

基本協定書において事業報告書に記載すべきとされている以上、記載するよう指定管理者に求

めるべきである（開示請求、開示実績がないのであれば、「ない」旨の記載をするべきである。）。

★★意見580

事業報告書において、情報開示の状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。

4 利用者アンケートの実施

施設所管課からのヒアリングによると、利用者アンケートは実施されているものの、内容の確認までは行っていないとのことであった。

しかし、利用者アンケートは、指定管理者による管理状況を施設所管課が評価する上で最も基本的な作業というべきであるから、施設所管課は、利用者アンケートについては必ず内容を確認し、施設の管理運営の改善に活かすべきである。

★★意見581

施設所管課は、実施された利用者アンケートの内容を必ず確認し、施設の管理運営の改善に活かすべきである。

5 労働法令遵守についてのモニタリングを実施すべきこと

- (1) 施設所管課からのヒアリングによると、労働法令の遵守状況等の確認は行っていないとのことであった。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(2)及び(4) [81～83頁] 記載のとおり（意見46）。

第6 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 基本協定書第18条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がかかる義務を果たしているかという点について、何ら確認を行っていないとのことであった。

- (2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 基本協定書第18条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者がかかる義務を果たしているかという点について、何ら確認を行っていないとのことであった。

- (2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第7章 都市整備局

第1節 交通政策課・道路港湾管理課

第1款 岡山市営駐車場・岡山市自転車等駐車場（共通事項）

第1 施設の概要

1 岡山市営天神町駐車場ほか6施設（グループ①）

施設名	岡山市営天神町駐車場ほか6施設		施設数	7
担当課	交通政策課、道路港湾管理課 北区地域整備課、御津支所産業建設課、建部支所産業建設課 (第2・1「所管課」記載のとおり)			
開設年月日	「6 施設明細」記載のとおり			
根拠法令	「6 施設明細」記載のとおり			
施設の設置目的	「6 施設明細」記載のとおり			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	アマノマネジメントサー ビス株式会社	H31.4.1～R6.3.31 (5年)	公募 (1)	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料（千円）	「6 施設明細」記載のとおり			
年間利用者数（人）	「6 施設明細」記載のとおり			
使用料・利用料金の別	使用料	利用料金の内容	-	
自主事業の有無	有	自主事業の概要	駐車場定期利用者向け定期駐輪場 事業、自動販売機設置等	
備考				

2 岡山駅東口地下自転車等駐車場ほか21施設（グループ②）

施設名	岡山駅東口地下自転車等駐車場ほか21施設		施設数	22
担当課	交通政策課、道路港湾管理課、北区地域整備課 (第2・1「所管課」記載のとおり)			
開設年月日	「6 施設明細」記載のとおり			
根拠法令	「6 施設明細」記載のとおり			
施設の設置目的	「6 施設明細」記載のとおり			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	サイカパーキング株式会 社	H31.4.1～R6.3.31 (5年)	公募 (1)	
	H29	H30	H31・R1	

指定管理料 (千円)	「6 施設明細」記載のとおり		
年間利用者数 (人)	「6 施設明細」記載のとおり		
使用料・利用料金の別	使用料	利用料金の内容	—
自主事業の有無	有	自主事業の概要	緊急自転車貸出、自動販売機設置等
備考			

3 高島駅前自転車等駐車場ほか4施設 (グループ③)

施設名	高島駅前自転車等駐車場ほか4施設	施設数	5
担当課	交通政策課、道路港湾管理課、中区地域整備課 (第2・1「所管課」記載のとおり)		
開設年月日	「6 施設明細」記載のとおり		
根拠法令	「6 施設明細」記載のとおり		
施設の設置目的	「6 施設明細」記載のとおり		
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募 (応募数)・非公募
	太平ビルサービス株式会社	H31.4.1～R6.3.31 (5年)	公募 (1)
	H29	H30	H31・R1
指定管理料 (千円)	「6 施設明細」記載のとおり		
年間利用者数 (人)	「6 施設明細」記載のとおり		
使用料・利用料金の別	使用料	利用料金の内容	—
自主事業の有無	有	自主事業の概要	—
備考			

4 西大寺駅前自転車等駐車場ほか6施設 (グループ④)

施設名	西大寺駅前自転車等駐車場ほか4施設	施設数	7
担当課	交通政策課、道路港湾管理課、東区地域整備課、瀬戸支所産業建設課 (第2・1「所管課」記載のとおり)		
開設年月日	「6 施設明細」記載のとおり		
根拠法令	「6 施設明細」記載のとおり		
施設の設置目的	「6 施設明細」記載のとおり		
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募 (応募数)・非公募
	サイカパーキング株式会社	H31.4.1～R6.3.31 (5年)	公募 (1)
	H29	H30	H31・R1
指定管理料 (千円)	「6 施設明細」記載のとおり		
年間利用者数 (人)	「6 施設明細」記載のとおり		
使用料・利用料金の別	使用料	利用料金の内容	—

自主事業の有無	有	自主事業の概要	緊急自転車貸出等
備考			

5 妹尾駅前自転車等駐車場ほか2施設（グループ⑤）

施設名	妹尾駅前自転車等駐車場ほか2施設		施設数	3
担当課	交通政策課、南区地域整備課 (第2・1「所管課」記載のとおり)			
開設年月日	「6 施設明細」記載のとおり			
根拠法令	「6 施設明細」記載のとおり			
施設の設置目的	「6 施設明細」記載のとおり			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	太平ビルサービス株式会社	H31.4.1～R6.3.31 (5年)	公募(1)	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料（千円）	「6 施設明細」記載のとおり			
年間利用者数（人）	「6 施設明細」記載のとおり			
使用料・利用料金の別	使用料	利用料金の内容	-	
自主事業の有無	無	自主事業の概要	-	
備考				

6 施設明細

グループ	施設名(*1)	開設年月日	根拠法令(*1)	指定管理料(千円)			一時利用件数(件)			定期利用者数(人) (1ヶ月分を1人として算定)		
				H29	H30	H31・R1	H29	H30	H31・R1	H29	H30	H31・R1
①	1 天神町駐車場	S55.5.1	駐車場条例	7,020	7,020	7,749	49,526	51,495	55,757	1,594	1,749	2,020
	2 鹿田町駐車場	S57.11.13	駐車場条例	14,378	14,378	15,870	318,250	316,096	314,937	111	131	133
	3 駅南駐車場	H5.4.1	駐車場条例	6,019	6,019	6,644	19,878	19,640	15,004	0	0	0
	4 城地下駐車場	H2.4.22	駐車場条例	31,017	31,017	34,236	161,862	156,210	152,989	0	0	0
	5 城地下広場	H2.12.17	城地下広場条例				43	46	61	0	0	0
	6 福渡駅駐車場	S53.5.1	パークアンドライド駐車場条例	1,652	1,652	1,824	3,595	3,289	3,211	372	303	377
	7 金川駅前広場駐車場	H21.4.1	駅前広場駐車場条例	1,653	1,653	1,824	6,635	6,505	6,244	0	0	0
小計			61,739	61,739	68,147	559,789	553,281	548,203	2,077	2,183	2,530	
②	1 岡山駅東口地下自転車等駐車場 岡山駅東口地下レンタサイクル駐輪場	H11.12	自転車等駐車場条例 レンタサイクル条例	30,510	30,664	29,901	128,474	124,021	140,538	15,062	14,804	15,285
	2 岡山駅西口地下自転車駐車場	S63.2	自転車等駐車場条例	24,962	25,152	24,841	67,436	72,678	76,233	35,176	34,922	33,148
	3 岡山駅東口高架下第1自転車駐車場	H15.10	自転車等駐車場条例	787	793	784	117,483	139,005	117,544	0	0	0
	4 本町路上自転車駐車場	H15.4	自転車等駐車場条例	2,022	2,037	2,012	44,556	55,072	64,177	0	0	0
	5 岡山駅西口第2自転車等駐車場	H21.4	自転車等駐車場条例	787	793	708	143,980	146,598	151,157	0	0	0
	6 表町二丁目自転車等駐車場	H8.8	自転車等駐車場条例	1,609	1,621	1,601	15,880	17,289	17,139	0	0	0
	7 中山一丁目自転車等駐車場	H15.11	自転車等駐車場条例	913	920	908	43,351	37,538	38,986	0	0	0
	8 岡山駅西口自転車等駐車場	H24.3改修	自転車等駐車場条例	1,356	1,366	1,349	7,790	7,800	9,735	0	0	0
	9 駅前町路上自転車等駐車場	H16.8	自転車等駐車場条例	787	793	784	90,045	87,652	78,828	0	0	0
	10 下石井高架下自転車等駐車場	H19.4	自転車等駐車場条例	2,065	2,076	1,844	226,692	225,294	229,460	0	0	0
	11 岡山駅東口高架下第2自転車駐車場	H30.3有料化	自転車等駐車場条例	-	-	8,980	2,553	25,417	25,635	0	0	0
	12 大元駅前自転車等駐車場	H14.2	自転車等駐車場条例	9,037	9,063	9,171	14,454	13,926	15,323	4,952	4,621	4,634
	13 庭瀬駅第1自転車等駐車場	H16.5	自転車等駐車場条例				63,441	64,065	69,428	0	0	0
	14 庭瀬駅第2自転車等駐車場	H16.8	自転車等駐車場条例	8,727	8,242	9,161	0	0	0	1,500	1,500	1,500
	15 庭瀬駅第3自転車等駐車場	H16.8	自転車等駐車場条例				0	0	0	1,140	1,140	1,140
	16 庭瀬駅南口自転車等駐車場	H20.12	自転車等駐車場条例	626	631	623	24,583	27,872	29,962	0	0	0
	17 備前一宮駅前自転車等駐車場	H19.4	自転車等駐車場条例	5,738	5,786	5,900	17,642	18,363	16,866	3,397	3,772	3,576
	18 北長瀬駅南口自転車等駐車場	H27.2	自転車等駐車場条例	17,811	17,843	17,776	73,214	75,929	72,726	10,840	10,904	10,384
	19 駅元町北自転車等駐車場	H29.2	自転車等駐車場条例	-	-	19,033	21,810	30,268	30,018	0	0	0
	20 駅元町北駐車場	H5.4.1	駐車場条例	5,132	5,132	4,820	33,341	34,714	34,240	4,848	5,926	6,774
	21 北長瀬駅前広場駐車場	H17.10.1	駅前広場駐車場条例	537	541	370	15,362	16,946	18,933	0	0	0
	22 岡山駅西口広場駐車場	H22.4.15	駅前広場駐車場条例	2,101	2,117	2,091	137,544	136,563	134,166	0	0	0
小計			115,507	115,570	142,657	1,289,631	1,357,010	1,371,094	76,915	77,589	76,441	
③	1 高島駅前自転車等駐車場	H7.7	自転車等駐車場条例									
	2 高島駅第2自転車等駐車場	S63.3	自転車等駐車場条例	14,045	14,194	16,938	56,187	56,403	54,783	11,094	11,681	11,798
	3 高島駅第3自転車等駐車場	H8.4	自転車等駐車場条例									
	4 東岡山駅前自転車等駐車場	S63.11	自転車等駐車場条例	10,727	10,841	12,938	27,376	27,758	24,880	9,541	9,129	8,784
	5 東岡山駅前広場駐車場	H17.10.1	駅前広場駐車場条例	969	979	1,159	2,838	2,637	2,347	0	0	0
小計			25,741	26,014	31,035	86,401	86,798	82,010	20,635	20,810	20,582	
④	1 西大寺駅前自転車等駐車場	H6.10	自転車等駐車場条例	10,012	10,210	11,466	28,878	31,050	34,401	7,151	7,148	6,654
	2 大多羅駅前自転車等駐車場	H13.5	自転車等駐車場条例	9,629	9,489	11,110	30,420	27,073	29,234	6,502	7,041	6,456
	3 西大寺駅前駐車場	H7.4.1	パークアンドライド駐車場条例	808	817	926	0	0	0	1,296	1,283	1,237
	4 西大寺駅前広場駐車場	H6.6.5	駅前広場駐車場条例	208	210	238	876	819	676	0	0	0
	5 瀬戸駅前駐車場	H27.1.1	パークアンドライド駐車場条例	2,704	2,670	4,856	3,749	6,540	3,908	238	238	225
	6 万富駅前自転車等駐車場	H28.1.1	パークアンドライド駐車場条例	1,559	1,540		1,566	1,411	1,428	123	141	141
7 万富駅前自転車等駐車場	H15.15	自転車等駐車場条例	960	948	1,093	5,707	6,171	6,000	0	0	0	
小計			25,880	25,884	29,689	71,196	73,064	75,647	15,310	15,851	14,713	
⑤	1 妹尾駅前自転車等駐車場	H6.10.1	自転車等駐車場条例	10,215	10,421	10,382	41,363	40,247	39,105	12,054	11,085	10,955
	2 妹尾駅南口自転車等駐車場	H20.4.1	自転車等駐車場条例	454	463	462	23,575	22,684	21,781	0	0	0
	3 妹尾駅前駐車場	H9.6.1	パークアンドライド駐車場条例	1,524	1,555	1,549	9,847	6,413	5,621	724	721	704
小計			12,193	12,439	12,393	74,785	69,344	66,507	12,778	11,806	11,659	

*1 施設名・条例名の「岡山市」「岡山市営」は省略している。

施設の設置目的

駐車場条例に基づく施設: 自動車の駐車のための施設の需要に対処し、市民の利便に資するため。

駅前広場駐車場条例に基づく施設: 自家用車の駐車のための施設の需要に対処し、市民の利便に資するため

パークアンドライド駐車場条例に基づく施設: 自動車交通の利用の増大に伴う都心への自動車流入を抑制することにより、交通混雑を緩和するため

自転車等駐車場条例に基づく施設: 道路交通の円滑化及び自転車等の利用者の利便を図るため

レンタサイクル条例に基づく施設: 自転車を近距離公共交通機関の一つとして市民の利用に供し、もって地域交通の発展及び自転車の放置防止を図るため

城地下広場: 都市における憩いと集いの場を市民に提供し、快適で潤いのある都市環境の形成を図るため

第2 施設管理の概要

1 施設所管課

- (1) 岡山市営駐車場・岡山市自転車等駐車場（岡山市営駐車場条例、岡山市駅前広場駐車場条例、岡山市パークアンドライド駐車場条例、岡山市自転車等駐車場条例、岡山市レンタサイクル条例に基づくもの）は、合計101の施設があり、そのうち有料施設は43か所、無料駐輪場が58か所である。
- (2) 施設所管元課（予算元課）は、岡山市駅前広場駐車場条例に基づく施設（5か所）が道路港湾管理課であり、それ以外が交通政策課である。

また、交通政策課は岡山市城下地下広場も所管しており、上記有料施設43か所とあわせて、44施設に指定管理者制度が導入されている（以下、本節において「本施設」という。）。

維持管理等の担当は、区役所の地域整備課または支所産業建設課である。

指定管理に関連する業務については、指定管理者の選定（公募）に関する業務は交通政策課が一括して行っており、協定の締結以降の個々の施設の管理運営に関する業務は区役所・支所において行われている。
- (3) 施設が広く市内に点在していることから、このような業務分担をとることは合理性を有していると思われるが、他方で、例えば公募手続の中でのやりとりをその後の協定や管理運営に反映させる、あるいは日常の管理運営・モニタリングで得られた知見を次期の公募に生かす、また、ある区において生じた問題を市全体での参考にする等、部署ごとの連携が不可欠な場面は多々想定される。部署ごとの連携が十分とれていれば問題はないと思われるが、留意されたい（なお後述のとおり、募集要項と協定書とでリスク分担表の内容が異なっている箇所が見られた）。

★★意見582

施設の指定管理に関し、所管課と維持管理担当課が異なっており、また各区役所でそれぞれ同種事務が行われているため、部署間の連携が十分に図られるよう留意されたい。

2 指定管理者制度の導入

- (1) 公の施設の点検票では「民間事業者等によるサービスの充実やノウハウの活用が期待でき、類似施設を一体的に管理することで管理の効率化及び経費の削減が図られる」との理由で、指定管理者制度が導入されている。
- (2) 駐車場・駐輪場等については、業務が定型的であり事業者ごとのサービスやノウハウに差異が少ないと思われること、権力的要素が薄いこと（条例上、そもそも利用に許可が必要とされていない施設、駐車券により利用する場合や機械式駐車場の場合には利用許可があったものとみなされる旨の規定がある施設もある。）等から、指定管理者ではなく、個別の業務委託による管理も十分に考えられるところである（実際にそのような例は多数存在するし、指定管理者が導入されている本施設中でも、機器の保守点検等を指定管理業務とするのではなく別個の業務委託として発注しているものもある）。その場合、契約規則に則った手続となり、透明性がより向上し、また経済合理性も図られる可能性があるし、選定委員会に関する事務等、指定管理者の公募に伴う事務も軽減される。

他方、駐車場・駐輪場等の管理は、機器の保守点検、警備、清掃等、さまざまな業務の組み

合わせという側面もあり、個々の業務委託契約によった場合は、例えば同一施設での複数の受託業者の調整が必要となる、業務範囲の重複または漏れが生じるおそれがある、個別に多数の業務委託を行うことの事務コストが増大する、等の問題も考えられる¹⁴¹。

- (3) 結局は、それぞれのメリットとデメリットを比較検討して適切な管理手法を選択する必要があるが、ヒアリングにおいて駐車場・駐輪場等について指定管理者制度を導入している具体的な理由を尋ねたところ、「指定管理のできる場合は指定管理にしている」という旨の回答であり、明確な理由に基づく選択とは言い難いと思われる。

指定管理者制度の導入ありきではなく、十分な検討に基づいての管理手法選択が望まれる。

★★意見583

指定管理者制度を導入するか否かについては、十分な検討に基づいて判断されたい。

3 グループ分けによる指定管理

- (1) 指定管理対象の44施設（有料駐車場、有料駐輪場、城下地下広場）は、5つのグループに分けられており、グループごとに指定管理者が定められ指定管理業務を行っている。

グループ分けは前記第1（施設の概要）記載のとおりであるが、

- ・グループ① 岡山市営天神町駐車場ほか6施設・・・北区の駐車場、城下地下広場
 - ・グループ② 岡山駅東口地下自転車等駐車場ほか21施設・・・北区の駐輪場・北区の一部の駐車場
 - ・グループ③ 高島駅前自転車等駐車場ほか4施設・・・中区の駐車場、駐輪場
 - ・グループ④ 西大寺駅前自転車等駐車場ほか6施設・・・東区の駐車場、駐輪場
 - ・グループ⑤ 妹尾駅前自転車等駐車場ほか2施設・・・南区の駐車場、駐輪場
- となっている。

- (2) 以上のとおり、各グループに分かれて指定管理業務が行われているが、公募は一括して行われ、また協定書等の内容も相当部分が共通しているため、本款においては各グループに共通する事項について述べ、次款以降でグループごとの状況等について述べることとする。

- (3) なお、グループに分ける理由については、平成30年2月19日の議会建設委員会において質問があり、「全部をまとめるには範囲が広い。ある程度はまとめた方がよいと考えている。」との回答がなされている。主に地理的な要素により分けられているという趣旨と思われるが、近隣の同種施設は一括して管理を行うことが人員配置や移動の便などの面で効率的であると考えられることから、合理的であると考えられる。

ただ、管理すべき施設が多くなれば、指定管理者となりうる事業者は大規模事業者に限られるようになる。後述のとおり、いずれのグループも、応募者が少ないという問題を抱えているのであるから、グループ分けについても固定化して考えるべきではなく、管理実態等を踏まえて指定管理期間ごとに見直しを行い、変更の必要がないか検討されたい。

¹⁴¹ 複数の業務を一の民間事業者業務委託契約で包括的に行わせることは原則として適当ではなく、そのような場合には当該民間事業者を指定管理者として指定すべきとされている。逐条・1111頁

★★意見584

グループ分けについては、現状を所与の前提として固定化するのではなく、適切に見直しを行われたい。

- (4) グループごと（指定管理者ごと）に、事業報告書の書式、記載事項が異なっており、管理状況を比較検討しづらい。また後述のとおり、条例等で報告すべきとされている事項についての記載漏れも発生している。

正確な状況の把握、また市内の同種施設の管理についての総合的な検討を行うにあたり、グループ（指定管理者）の枠を超えての比較検討は重要と思われる。基本的な事項については統一書式を作るなどして、わかりやすく、かつ遺漏無く事業報告ができるような工夫をすることが望ましい。

★★意見585

事業報告書の書式、記載事項については、全グループにおいて統一書式での報告を求めるなど、わかりやすく、かつ遺漏無く事業報告ができるような工夫をすることが望ましい。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。

なお、岡山市営駐車場条例施行規則第2条の2には「市長は、条例第1条の3の規定により指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。（各号省略）」とあり、公募を行うべきこと及び公募にあたり明示すべき事項が定められており、条例に選定手続に関する定めがない中において、岡山市管理規則第5条第1項柱書本文を受け、公募原則を明示するものとして評価できるが、やはり法の趣旨に照らし公募原則は条例に規定するべきである（岡山市パークアンドライド駐車場条例施行規則第2条の2、岡山市自転車等駐車場条例施行規則第2条、岡山市レンタサイクル条例施行規則第1条の2及び岡山市城下地下広場条例施行規則第2条においても同旨の規定がある。岡山市駅前広場駐車場条例施行規則には同趣旨の規定はない。）。

- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

2 公募手続（募集要項・選定基準等）

- (1) 募集期間

直近の指定管理者選定時における公募期間（募集要項配布から応募受付期間終了までの日数）は34日である（ヒアリング時の回答による）。

標準的な公募期間（30日）は上回っているが、総論でも述べたとおり、多数の候補者が応募しやすくするため、できるだけ公募期間を長くとることが望ましい。とりわけ、多数の施設をグループ化して指定管理者の募集を行う場合には、新規応募者が事業計画書等の必要書類を作成するには、不十分な期間である。

公募期間が不十分であれば、単に新規参入者の準備が困難というだけでなく、従前の指定管

理者が不当に有利な競争環境となり、適切でない。

多くの新規の民間団体や事業者が応募できるよう、公募期間をできる限り長く設定すべきである。

特に、後述のとおり本施設においては、直近選定時にすべてのグループにおいて応募者が1者のみであったことから、応募者を増やす工夫がより一層求められると考える。

★★意見586

指定管理者の新規応募を考える民間事業者の応募準備のための期間を確保するために、募集要項が発表されてから、公募の受付が終了するまでの期間を、現在よりも長く設定すべきである。

(2) 指定管理料の上限額

指定管理料については、前述のとおり、「委託料については、適切な積算に基づくものであること。」とされており¹⁴²、また、岡山市マニュアル・26頁においても、指定管理者に行わせる業務の範囲や内容をもとに、あらかじめ管理に必要と考えられる経費総額を積算し、上限額を設定すること、とされている。適切に積算が行われることは、適正妥当な指定管理料設定の大前提である。

さて、平成30年に行われた直近の公募（平成31年からの指定期間に係る公募）においては、前回（平成25年）公募時の上限価格（設計額）に人件費増分の補正を行った金額（A）と、駐車場・駐輪場の管理実績のある複数の業者から徴求した見積りの内の最低額（B）を比較して決定するという方法により上限額を設定したとのことであるが、すべてのグループにおいて見積最低額（B）に近接する金額で上限額が設定されている。

そのうち、グループ①及びグループ③においては、（A）が（B）を下回っており、逆にグループ②、グループ④及びグループ⑤においては、（A）が（B）を上回っている。すなわち、後者の3グループにおいては、人件費増による補正分を考慮すると、実質的に前回上限額よりも低い金額が上限額とされていることになる（グループ②については名目値でも前回は下回っている）。

グループ別で前回上限額と今回上限額を比較した場合、以下のとおりとなるが、グループごとにこのような大幅な差が付くことについて合理的な理由は見いだしがたい。

[各グループの前回上限額と今回上限額（税抜）の比較]

	総額	①	②	③	④	⑤
前回上限額	1,394,321	313,495	763,973	124,790	132,342	59,720
今回上限額	1,500,500	413,500	738,100	147,300	138,200	63,400
差額	106,179	100,005	-25,873	22,510	5,858	3,680
増減割合	+7.6%	+31.9%	-3.4%	+18.0%	+4.4%	+6.2%

金額の単位：千円（百円未満切捨て）
（増減割合は小数点第二位を四捨五入）

¹⁴² 平成20年6月6日総財第33号総務省事務次官通知

上限額が下がることは経費の節減につながるものであり、それ自体は必ずしも問題とはいえないが、他方で、賃金水準の上昇をはじめとして、管理に要する費用が上昇傾向にあることは明らかであって、管理費用に見合った適切な指定管理料が定められない場合、民間事業者の新規参入を阻害することになる。

形式的にも、このような決定方法は、「管理に必要と考えられる経費総額を積算」したものとはいえず、妥当ではない（前回（平成25年）公募時の上限額も、さらにその前の公募時（平成20年）の上限額がそのまま採用されているグループ、当時の指定管理料の金額が上限とされているグループ、見積最低額が上限とされているグループがあり、必ずしも経費の積算に基づく金額とはいえない）。

また、複数の業者が提出した見積金額のうち最低額を指定管理料の上限額として指定管理者を募集した場合、最低額を提出した業者以外の業者は、実際に応募する場合には、事前に提出した見積金額を下回る金額での提案を行わなければならないこととなり、手間と時間を掛けて応募するインセンティブは低くなると思われる。このような指定管理料上限額の決定方法は、後述のように応募が各グループ1者のみであったことに影響していると考えられる。

★★意見587

指定管理料上限額の決定にあたっては、管理に必要と考えられる経費総額を積算する方法で行うこととし、経費の増減額を適切に反映するようにされたい。

(3) 選定基準

岡山市マニュアル資料編の選定基準（例）に加え、「市との連携が常にとれ、指導・要請等に迅速に対応できる管理体制を確立する計画になっているか」（岡山市駅前広場駐車場施行規則第1条の3第1号、岡山市自転車等駐車場条例施行規則第4条第2号に基づくものと思われる）、「大規模災害の発生が想定される場合及び大規模災害が発生した場合にどのような取り組みを実施するか」、「施設の強みを生かし、岡山市が実施するさまざまな施策・事業との協働を図ることで、他施策・事業との相乗効果が期待できる提案となっているか」との項目が設けられており、評価できる。

また、「事業計画等」と「収支計画」の配点比率は2：3となっており、維持管理業務が主体となる本施設の性質に照らし、妥当なものと考えられる。

(4) 応募者数

直近公募時の応募者数は5つのグループに対し3者であり、複数の応募者がいたグループはなかった。また、グループ④においては当初の公募には応募者がなく、再公募して1者から応募があったとのことである。

総論において述べたとおり、指定管理者制度においては複数の候補者の応募があることが重要であり、応募者を増やす工夫が求められる。

特に、(2)で述べたとおり指定管理料の上限額の設定方法に問題があり、また選定委員会の質疑応答においても指定管理者候補者から他都市と比べて金額面では厳しい旨の感想が述べられているところであり、次回の公募時には十分な検討が必要である。

★★意見588

応募者数を増やす取組、工夫について十分に検討し、次回公募に備えられたい。

3 選定委員会における審議

本施設に関しては、平成30年度に現指定管理者が選定されており、以下のとおり選定委員会及び同都市整備局部会にて審議が行われている。

- ・第1回選定委員会：平成30年7月4日（部会の設置）
- ・第1回都市整備局部会：同年7月19日（募集要項及び選定基準について）
- ・第2回選定委員会：同年8月1日（第1回部会の審議結果について）
- ・第2回都市整備局部会：同年10月23日（候補者の選定（質疑応答含む））
- ・第3回選定委員会：同年10月31日（候補者の選定）

第1回部会においては、前述のとおり、募集要項のリスク分担表に関して、大規模災害が発生した場合のリスク分担表の記載についての指摘がなされている。

第2回部会においては応募者に対する質疑応答が行われており、いずれのグループにおいても応募者が1者であったことによるものとは思われるが、応募者を比較検討・選定する内容の質疑ではなく、運営上の課題や募集要項に関する応募者の意見を聴取するような内容であった。

第3回選定委員会では、委員から「応募者が1者しかいないため、厳しい審査がしにくい」、「指定管理料そのものが、手を挙げてやろうという収益ベースに合わないので、1者しか応募が出てこないということにならざるを得なくなっているのではないか」、「1者だけでは結果は同じで競う状況にならないが、より良い提案を選ぶというのが選定委員会の意味だと思うので、そういう方向になるようにしてもらいたい」、「指定管理業務のマンネリ化には、条件を出す側のマンネリ化にも関連がある。より良いサービスを提供するために指定管理者を置くということを、毎回細かく議論したほうが良い。条件を変えれば、応募者側も真剣になる」などの意見が述べられており、もっともな指摘である。

応募者が0ないし1者では選定委員会の実質的意味が失われることにもなり、前述のように応募者を増やす取組はきわめて重要である。

第4 指定管理業務仕様書・協定（共通事項）

1 協定書の構成

いずれのグループにおいても、ほぼ同内容の包括協定書が作成されており、管理業務については別紙「管理業務仕様書」に定めるところによるとされているが、「管理業務仕様書」という名称の書面はなく、全施設に共通して適用されると解される「駐車場及び自転車等駐車場指定管理業務標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）と、施設ごとの業務仕様書（例えば「天神町及び鹿田町駐車場指定管理業務仕様書」）、個別業務に関する業務仕様書（例えば「天神町及び鹿田町駐車場警備業務仕様書」）が存在しており、これらが全体として「管理業務仕様書」と扱われているものと解される。

ただし、後述のとおり、グループ②においては、施設ごとの業務仕様書中に、標準仕様書にも定めがある事項について、標準仕様書とは異なる内容の定めが置かれており、適用関係に疑義がある（標準仕様書の定めが一部排除されると解釈する余地がある）。また、グループ④の包括協定書には、他のグループと異なり、標準仕様書が添付されていない。ただ、募集要項には標準仕様

書が添付されていること、施設ごとの業務仕様書中に標準仕様書の定めと矛盾抵触する内容が特に見られるわけではないことからすると、標準仕様書の定めを排除する趣旨ではなく、協定書への添付漏れと考えられる。

管理業務仕様書の適用関係については、管理業務の内容や要求水準を定めるものであり、できる限り解釈の余地がないように明確に定める必要がある。協定書において正確な文書名を摘示して明らかにするとともに、総論でも述べたとおり、協定書、管理業務仕様書、募集要項等に齟齬や矛盾があった場合の優先関係などを定めておくことが望ましい。

★★意見589

協定書において、管理業務仕様書の適用関係を明確に定められたい。また各書類の優先関係を定めておくことが望ましい。

2 使用料徴収業務

本施設のうちほとんどの施設で、使用料の徴収が指定管理業務として位置付けられている（使用料の徴収が指定管理業務に含まれていない施設は、機械式駐車設備のみであるため、駐車場等の使用者から指定管理者が金銭を収受することがそもそも想定されない施設である）。

しかし、使用料の徴収は、指定管理者制度とは別個の法令上の根拠（施行令第158条）に基づき、指定管理者において使用料を徴収することが「収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合」に当たるとして、指定管理者に別途委託されるものであり、指定管理業務に位置付けることは不適切である。

したがって、管理業務仕様書において、指定管理業務として使用料の徴収を記載するのではなく、例えば「協定書とは別に締結される使用料徴収委託契約に基づき、使用料の徴収を委託する」ことを参考として記載する程度に止めるべきである¹⁴³。

★★意見590

使用料の徴収は、指定管理業務に位置付けるのではなく、管理業務仕様書に記載する場合は、指定管理業務とは別個独立の徴収委託契約により委託されている業務であることを明示すべきである。

3 使用料徴収委託契約書を別途締結すべきこと

- (1) すべてのグループにおいて、指定管理者に対して使用料徴収委託がなされているが、包括協定書第4条第3項において、「乙は、前項の使用料を施設の利用者から徴収し、甲に納付しなければならない。」とされ、また標準仕様書及び施設ごとの業務仕様書において、指定管理者が使用料を徴収し市指定金融機関に納付すべきことが定められているのみで、使用料徴収を委託する旨が明確に規定されているわけではなく、別途、使用料徴収委託契約書も作成されていない。

¹⁴³ 他市の例として、例えば静岡市では、公募のため公開されている仕様書において「指定管理業務以外の業務」として「指定管理者との協定書を締結した後、施設使用料の徴収事務委託契約を別途契約する（詳細は「(施設名) 使用料徴収事務委託契約書 (案)」のとおり。）」との記載がある。
<https://www.city.shizuoka.lg.jp/000760838.pdf>

(2) 第3部(総論)・第4章・第5・2 [60～62頁] 記載のとおり(意見30)。

4 使用料減免

岡山市営駐車場条例に基づく駐車場、岡山市パークアンドライド駐車場条例に基づく駐車場においては、利用者が一定の要件を満たす場合、使用料の2分の1が減額されることになっている¹⁴⁴。

また、標準仕様書第6項においては、「施設使用料の減免については、各施設の条例の規定等により実施すること。」とあり、条例の規定等に基づいて指定管理者において減免すべきことが定められている。

しかるに、岡山市営駐車場条例第4条第3項、岡山市パークアンドライド駐車場条例第7条第2項においては、いずれも「市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。」としているのみであり、具体的な減免の基準の定めはない。

そもそも、使用料の減免は、条例に基づく自治体の権限であるから(法第96条第1項第6号及び第10号)、使用料減免の当否に関する判断につき指定管理者に対して委託を認める法律上の根拠はない。すなわち、指定管理者(使用料徴収受託者)は、条例で定められた使用料を収納する事務を行い得るだけで、条例で定める減免理由を有する住民が公の施設を利用する場合には、指定管理者を通じて自治体に対して減免の申出を行い、権限を有する自治体の判断を待つことになる。

ただし、実務的には、減免のできる理由につき自治体が明確な判断基準を示し、この基準に該当する限りにおいて、指定管理者が事務手続の代行をすることにつき委託を受けたものとして整理し、事後的に自治体による減免決定を行うという方法は考え得るが、上記施設においてそのような手続はとられていない。

現在行われている減額が、福祉政策上その他の意義を有していることは理解できるが、指定管理者による減免は不適切といわざるを得ない。

速やかに法的問題を整理した上で、適式な手続を履践されたい。

★★★指摘102

施設使用料の減免に係る取扱いにつき、速やかに法的問題を整理した上で、適式な手続を履践されたい。

5 備品管理

本施設の包括協定書では、施設内の物品として、岡山市が所有し物品台帳に示される備品(I種)、管理業務仕様書に定める指定管理者が準備すべき備品(II種)及び指定管理者が必要に応じ購入又は調達した備品(III種)が想定されている(包括協定書第19条ないし21条)。

しかし、管理業務仕様書中に備品(II種)が具体的に特定されているグループはなかった(グループ③及びグループ⑤は、物品台帳に備品(II種)が記載されている)。管理業務仕様書においては、I種・II種・III種の区別を明確に想定した記載になっておらず、協定書との間の対応関係が不明確になっている。また、標準仕様書では、岡山市が貸与又は支給する物品以外で管理業務に必要な物品は指定管理者が準備すべきとされている一方、施設ごとの業務仕様書では、

¹⁴⁴ <https://www.city.okayama.jp/shisei/cmsfiles/contents/0000006/6123/000333575.pdf>

貸与品および支給品以外の業務執行上必要な物品については岡山市と協議することとされており、管理業務仕様書中でも整合性がとれていない。

備品に関し、協定書、標準仕様書、施設ごとの業務仕様書の内容を見直し、明確かつ整合的に定める必要がある。

★★意見591

備品に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を見直し、明確かつ整合的に定めるようにするべきである。

6 リスク分担

- (1) 本施設に関する包括協定書におけるリスク分担表に関する規定、及び包括協定書添付のリスク分担表については、基本的に岡山市マニュアル掲載書式と同旨であり、総論においてそれについて述べた問題点がそのままあてはまる。
- (2) リスク分担表の「災害等による損害」の項目中、岡山市マニュアル [資料編] のリスク分担表 (例) 及び募集要項添付のリスク分担表では「指定管理者の従業員及び所有物件に生じたもの」となっている。ところが、包括協定書のリスク分担表では、いずれのグループも「指定管理者に生じたもの」となっている。平成28年7月20日開催の平成28年度第1回選定委員会の議事の中で、「指定管理者に生じたもの」という記載がわかりにくいとの指摘がなされており、この指摘を受けマニュアル [資料編] のリスク分担表 (例) 及び募集要項添付のリスク分担表は改訂されたものと思われるが、包括協定書のリスク分担表は従前のままになっているものと思われる。たまたまこの点は実質的な内容にかかわる部分ではないが、募集要項に記載されている事項と協定書の内容に齟齬がある場合には、場合によっては法的効力に大きく影響することも考えられる。募集要項の内容と協定書の内容との間に矛盾・抵触が生じることのないよう、十分注意されたい。なお、本施設においては、公募 (募集要項の策定) を所管する部署と、協定を所管する部署が異なっており、そのこともこのような齟齬が生じた一因になっているものと考えられ、前述のとおり部署間の連携を十分図るべきことを浮き彫りにするものといえる。

★★意見592

募集要項の内容と協定書の内容との間に矛盾・抵触が生じることのないよう、十分注意されたい。

- (3) 本施設のリスク分担表には、「災害等による損害」に、「上記以外の原因によるもの」につき「協議」とする項目が設けられているが、岡山市マニュアル [資料編] のリスク分担表 (例) にはこの項目はない。

平成30年7月19日の選定委員会第1回部会において、大規模災害が発生した場合のリスク分担表の記載内容を検討すること、との指摘がなされている。上記項目がこの指摘を受けて加えられたものであるか否かは判然としないが、「協議」としても、何も決めていないのと同じである。指定管理者の予測可能性を高めることにはならず、この追加によってもやはり不十分であるといわざるを得ない。

★★意見593

リスク分担表は、指定管理者、あるいは指定管理者になろうとする者の予測可能性を高めるため、また実際にリスクが顕在化した際の解決のために重要な役割を果たすものであり、できる限り「協議」ではなく具体的、明確かつ詳細に記載されたい。

7 修繕費

いずれのグループも、リスク分担表上「管理物件の損傷に対する修繕責任」として、軽微なものは指定管理者、重大なものは岡山市の負担とされている。そして、標準仕様書別表1においては、施設、設備及び機器等修繕について「指定管理者による直営での修繕が困難であり、委託又は請け負わさなければ対処できないものは岡山市の負担とする。ただし、管理上の瑕疵に伴い修繕の必要が発生した場合は、指定管理者の負担とする。」との定めがあり、他の施設で多く見られるような「補修費1件●万円以上が重大、それ未満が軽微」という定めをしていない（強いていえば「補修費1件1円以上が重大、0円の場合が軽微」ということになる）。

修繕は岡山市が所有する管理物件の価値を回復又は向上させるものであって、本来的には所有者たる岡山市が負担すべきものと考えられることから、修繕の専門業者ではない指定管理者でも修繕可能なものを「軽微」とし、それ以外を岡山市の負担とすることは、岡山市によって適時適切な対応、補修費負担がなされるという前提のもとでは、妥当なものと考えられる。

ただし、先に触れたとおり、グループ②については標準仕様書の適用関係について疑義があり、上記の修繕等に関する標準仕様書別表1の定めが適用されない可能性がある。この点については本節第3款において詳述する。

第2款 岡山市営天神町駐車場ほか6施設（グループ①）

第1 指定管理の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、

(1) 天神町駐車場、鹿田町駐車場

- ① 駐車場の管理（場内監視、巡回、各設備機器の操作、事故又は苦情対応、車両誘導及び案内等）及び秩序の維持
- ② 駐車場使用者に対する駐車券、定期駐車券、プリペイドカート等の交付
- ③ 駐車場使用料の徴収
- ④ 徴収した駐車場使用料の納付
- ⑤ 駐車場の清掃
- ⑥ 駐車場の警備、各機械等保守点検
- ⑦ 植栽管理

(2) 駅南駐車場

- ① 駐車場の管理及び秩序の維持
- ② 駐車場使用者に対する駐車券、プリペイドカード等の交付
- ③ 駐車場使用料の徴収

- ④ 徴収した駐車場使用料の納付
 - ⑤ 駐車場の清掃
 - ⑥ 各機械等保守点検
 - ⑦ 植栽管理
- (3) 城下地下駐車場、城下地下広場
- ① 駐車場及び城下地下広場の管理（場内監視、巡回、各設備機器の操作、事故又は苦情対応、車両誘導及び案内等）及び秩序の維持
 - ② 駐車場使用者に対する駐車券、プリペイドカード等の交付、広場の使用許可（不許可、取り消し、変更許可等）の手続き
 - ③ 駐車場使用料、広場使用料の徴収
 - ④ 徴収した駐車場使用料及び広場使用料の納付
 - ⑤ 駐車場及び広場の清掃、警備及び機械保守点検
 - ⑥ 城下地下広場の植栽管理
- (4) 福渡駅駐車場
- ① 駐車場の管理（場内監視、巡回、各設備機器の操作、事故又は苦情対応、車両誘導及び案内等）及び秩序の維持
 - ② 駐車場使用者に対する一般駐車券、定期駐車券の交付
 - ③ 駐車場使用料の徴収
 - ④ 徴収した駐車場使用料の納付
 - ⑤ 駐車場の清掃
 - ⑥ 駐車場入出庫機器保守点検
- (5) 金川駅前広場駐車場
- ① 駐車場の管理（場内巡回、各設備機器の操作、事故又は苦情等対応、災害時の初期対応等）及び秩序の維持
 - ② 徴収した駐車場使用料の納付
 - ③ 駐車場の清掃
 - ④ 駐車場入出庫機器保守点検

である。

2 自主事業

目的外自主事業として、天神町駐車場における駐車場定期利用者向け定期駐輪場事業、飲料自動販売機設置、AED（自動体外式除細動器）設置が行われている。前二者については行政財産目的外使用料が納付されている。

第2 指定管理業務仕様書・協定

1 備品管理

城下地下駐車場に指定管理者が設置したLED照明について、備品（Ⅱ種）として扱われているとのことである（ヒアリングでの聴取による）。Ⅱ種としている理由は、選定段階での事業提案書の中にLED化の提案があったため、その提案を実施してもらいⅡ種として位置付けたということであった。

しかしながら、Ⅱ種の定義が、「管理業務仕様書に定める乙が準備すべき物品」とされているのであるから（包括協定書20条1項）、LED照明をⅡ種に位置付けるのであれば、管理業務仕様

書への記載が必要である。指定管理期間当初（協定締結時）には設置が決まっておらず記載できなかったとしても、設置の際には業務仕様書を更新（変更）すべきである。

また、備品（Ⅱ種）は、指定管理期間が終了して指定管理者が交代する場合、市または次期指定管理者に引き継ぐ必要がある（包括協定書21条1号）。したがって、物品がⅡ種としての扱いを受けるかどうかということは、指定管理者の利害に大きく関わることであるから、見解に相違があった場合には引継ぎ時に顕在化して紛争となるおそれがある。期間途中でⅡ種の物品が増えた場合には、管理業務仕様書への記載（更新）だけでなく、指定管理者との間で覚書等を作成するなどして、Ⅱ種としての取り扱いにつき指定管理者としても異議がないことを明確化しておくべきである。

なお、令和元年度事業報告書によれば、城下地下駐車場のLEDにつき（福渡駅駐車場の外灯LEDも同様）、指定管理者は10年間のリースで照明を調達しているようであるが、指定管理期間は5年であり、指定管理期間が過ぎてもリース契約が半分以上残ることとなる。どのような方法で物品を調達するかは、第一義的には指定管理者の経営判断の問題ではあるが、指定管理期間をまたぐリース契約による備品（特にⅡ種）の調達は、引継ぎの際の法的関係を複雑化させたり、指定管理者の固定化の方向に働いたりするおそれがあるため、本来は望ましくないと思われる。本件でも、10年リースとする旨があらかじめ報告されており、岡山市も認識していたと思われるが、リース期間については長くとも指定管理期間と同じにするよう指導助言するのが望ましい。

★★意見594

備品（Ⅱ種）に変更があった場合には、管理業務仕様書に記載すべきである。特に期間途中で備品（Ⅱ種）が増えた場合には、指定管理者との間で覚書等の締結を行うべきである。

★★意見595

指定管理者が、指定管理期間をまたぐリース契約により備品（Ⅱ種）を調達することは避けることが望ましい。リース期間について事前相談ないし報告があった場合には、長くとも指定管理期間と同じにするよう指導助言するのが望ましい。

2 費用負担の定め

- (1) 標準仕様書第8項(2)において、「管理に関する経費は別表2によるものとする」とされており、別表2において費用負担の別が定められている。また、個別業務に関する業務仕様書においても、それぞれ費用負担が定められており、特にエレベーター保守点検業務の業務仕様書は、詳しく費用の負担区分が明記されており評価できる（なお、他の業務仕様書については、「消耗品的部品」という語が多用されているが、必ずしも一般的な語法ではないと思われ、その定義も記載されていないため、若干不明確といわざるを得ない（「消耗品」や「消耗部品」と同じ概念なのか、異なるのか不明であり、余計な疑義を招くおそれがある）。
- (2) 「城下地下広場・天神町駐車場・鹿田町駐車場・駅南駐車場植栽管理業務仕様書」において、主たる花を年4回以上植え替えることが主な業務とされているところ、花の植替えに要する費用を岡山市と指定管理者どちらが負担するのか明記されていない（費用区分中、「植栽管理業務の作業上使用する消耗品に要する費用」とは言い難いが、その他に該当するものはない）。

植替え業務を行うためには花が必要となることは当然であって、花の現物支給がないのであればその費用が必要となることも明らかである。植栽管理業務の中心となる業務に要する費用であって、その負担区分については管理業務仕様書に明記すべきである。

★★意見596

植栽管理業務に要する花の植替え費用については、その負担区分を管理業務仕様書に明記すべきである。

3 賠償責任保険

- (1) 包括協定書第22条において、「施設及び物品等に対する損害保険は甲が契約し、人身その他に対する損害保険は乙が必要に応じ契約するものとし、保険料は契約者がそれぞれ負担するものとする。」とされている。

他方、標準仕様書第18項においては、「指定管理者は、必要と考える補償を受けられる以下に掲げる保険に加入するものとし、その他駐車場等の管理に必要な保険にも加入することができる。」とされており、以下に掲げる保険として施設管理者賠償保険及び自動車管理者賠償責任保険が挙げられている。また標準仕様書別表1では、「施設等にかかる保険の加入」は指定管理者とされている。

協定書においては指定管理者の保険加入は「必要に応じ契約する」として任意的なものとするが、標準仕様書では施設管理者賠償保険及び自動車管理者賠償責任保険については必要と解される。また別表1の記載は、市は施設等にかかる保険の加入をしないようにも見える。

これら協定書と標準仕様書との間の齟齬については解消する必要がある、記載の修正が必要である。

- (2) また、募集要項及び標準仕様書には、岡山市が加入している保険の具体的な内容が明記されておらず、これらを見ても指定管理者において加入すべき保険との補償内容の重複が判断できない。

これでは指定管理者に不合理な負担を課す可能性、ひいては指定管理料の不合理な増額が生ずる可能性が生じかねない。

そこで、施設所管課においては、指定管理者が契約すべき賠償保険の内容について十分に検討した上、募集要項等において、岡山市が契約している保険内容や指定管理者が契約すべき保険について、種類だけでなく内容について明記すべきである。

★★意見597

賠償責任保険に関する協定書と標準仕様書における齟齬を解消すべきである。また、岡山市が契約している保険内容や指定管理者が契約すべき保険内容について明記すべきである。

4 指定管理業務仕様書・協定に関するその他の事項

本節・第1款・第3「指定管理業務仕様書・協定」(共通事項)で述べたとおりである。

第3 施設の管理運営

1 補修費用等の負担

前述のとおり、標準仕様書上、施設、設備及び機器等修繕については、指定管理者自身において修繕が可能な場合及び管理上の瑕疵によるものを除き、岡山市の負担とされている。

しかるに、令和元年度事業報告書によれば、駅南駐車場の工事に伴う2枠増設費用、鹿田町駐車場のドアクローザー修理、城下地下広場・多目的トイレの非常ボタン交換修繕、城下広場と駐車場の出入り口のドアクローザーの修繕が、指定管理者の負担により、指定管理者以外の業者によって作業されている。これらはいずれも管理上の瑕疵によるものではなく、管理業務仕様書の定めによれば岡山市の負担で実施されるべきものである。

施設所管課の説明によれば、これらの修繕費用を指定管理者が負担したのは、指定管理者が効率的な運営を行うために自発的に行ったものであり、岡山市には事後報告があり、指定管理者が費用を負担することを双方了解しているとのことであったが、管理業務仕様書の定めとは異なる取扱いである。

緊急に修理を行う場合など、いったん指定管理者が費用を負担する必要がある場合は他にも想定されるのであり、そのような場合の取扱い（精算ルール等）を予め指定管理者との間で明確化しておくことが望ましい。

★★意見598

施設の修繕費の負担について、明確な合意がないまま管理業務仕様書の定めと異なる取扱いがされていないか確認の上、管理業務仕様書の定めと異なる取扱いがされているものについては、精算等適切に対処すべきである。また、精算ルール等について予め指定管理者との間で明確化しておくことが望ましい。

2 事故による施設損傷に関する示談

(1) 駅南駐車場で平成30年10月27日に発生した観光バス事故でトイレの修繕が必要になった件、城下駐車場で令和元年8月31日に発生した事故で屋根、タイル等が損傷した件、城下駐車場で同年10月1日に発生した事故によりタイルが損傷した件において、指定管理者が当事者として補償交渉を行い、うち2件は示談書に押印している。

いずれも破損したのは岡山市の所有する施設・設備であるが、標準仕様書別表1によれば、岡山市の施設及び設備に関する最終的な示談等については岡山市が対応することになっている。法的にも所有者の権限に属するものであり、指定管理者が施設損傷に関する示談の当事者となり示談書に押印をすることは権限外の行為であり不適切である。

★★★指摘103

岡山市の施設及び設備の損傷に関する示談については、指定管理者ではなく岡山市において対応すべきである。

(2) 上記事故について、施設所管課は指定管理者から報告は受けていたということであるが、示談書は保有していないということであった。

岡山市所有の施設・設備の破損に関する示談は、上記のとおり本来は岡山市が当事者になる

べきであるが、その点はいったん措くとしても、示談の具体的内容は当然岡山市において把握しておかなければならない。示談が成立していたのであれば、せめてその示談書の写しは速やかに提出させる必要があったといえる。

なお付言するに、本監査にあたり施設所管課が指定管理者に対して示談書の提出を求めた際、指定管理者は、「岡山市を通じて示談書が外部に出る」と考えて、事故相手方の保険会社等に対し意向確認を行ったということである。包括外部監査についての理解を欠く対応であり、標準仕様書には指定管理者が岡山市外部監査契約に基づく監査に関する条例を遵守することが規定されていることに鑑み、不適切といわざるを得ない。

★★★指摘104

これまでに発生した事故に関する示談書については岡山市においても確認、保管しておくべきである。

第4 モニタリング

1 事業報告書の記載事項

(1) 条例、協定書及び仕様書の定め

岡山市営駐車場条例第1条の6、岡山市城地下広場条例第5条及び岡山市パークアンドライド駐車場条例第2条の5により、指定管理者は、毎年度終了後速やかに、①施設の管理業務の実施状況及び利用状況、②施設の管理に係る経費の収支状況、その他市長が必要と認める事項を記載した事業報告書を提出しなければならないとされている。また、岡山市駅前広場駐車場条例第2条の5は、上記①②に加え、その他規則で定める事項を報告書に記載することを求めており、岡山市駅前広場駐車場条例施行規則第1条の4により、③駐車場の使用料等の日ごと及び月ごとの集計に関することの記載が必要である。

さらに、包括協定書第9条第2項により、④情報開示の状況、⑤自主事業の実施状況についても事業報告書に記載しなければならないとされている。加えて、標準仕様書第14項において、⑥駐車場の使用料の収入の実績、⑦自主事業に係る収支状況（自主事業を実施する場合）、⑧使用料の還付及び減免の状況、⑨施設の劣化状況の記載も必要とされている。

(2) 使用料収入の実績

指定管理者から提出されている令和元年度の事業報告書においては、「駐車場の使用料等の日ごとの集計に関すること」の記載がない。月次報告では報告されている可能性もあるが、岡山市駅前広場駐車場条例に基づく施設である金川駅前広場駐車場に関する限り、条例及び規則上の事業報告書の必要的記載事項を欠いていることになるので、是正が必要である。事業報告書において日ごとの使用料に関する記載をするよう指定管理者に求めるか、または、そもそも事業報告書において日ごとの使用料に関する記載をするこの意味について疑義なしとしないので、例えば、岡山市自転車等駐車場条例施行規則のように、当該事項については月次報告の提出により事業報告書の提出に代えることができる旨の規定を設けることが考えられる。

★★★指摘105

金川駅前広場駐車場に関する事業報告書において、使用料等の日ごとの集計に関する記載をするよう指定管理者に求めるべきである。または、使用料等の日ごとの集計に関することを

事業報告書に記載することの必要性を再検討し、必要性が乏しいのであれば岡山市駅前広場駐車場条例施行規則を改正すべきである。

(3) 管理に係る経費の収支

事業報告書において、管理に係る経費の収支について、7施設まとめた数字が記載されており、個々の施設の収支が明らかでない。同一の指定管理者が管理業務を行っていたとしても、あくまで個々の施設ごとに管理が行われるものであって、収支状況についても、利用状況と同様、施設全体のものだけでなく、施設ごとの記載を求めるべきである。

★★意見599

事業報告書において、施設ごとの管理に係る経費の収支状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。

(4) 自主事業に係る収支状況

⑦自主事業にかかる収支状況について、自主事業の収入は区別して記載されているものの、支出については独立しての記載ではなく管理業務の支出と合わせての記載になっている。自主事業のウェイトが大きくない施設であるとはいえ、自主事業の収支については指定管理業務に伴う経理と区分して管理しなければならないとされており（包括協定書第6条）、事業報告書の記載にあたっては、自主事業の収入のみならず支出も区別して記載するよう、指定管理者に求める必要がある。

★★★指摘106

事業報告書において、自主事業の支出を指定管理業務の支出と区別して記載するよう、指定管理者に求めるべきである。

(5) 情報開示の状況に関する記載

事業報告書において、情報開示の状況に関する記載がない。

前述のとおり、包括協定書において事業報告書に記載すべきとされているので、記載するよう指定管理者に求めるべきである（開示請求、開示実績がないのであれば、ない旨の記載をするべきである。）。

なお、ここでいう「情報開示の状況」は、包括協定書第18条第3項に規定される情報公開に関するものをいうと解され、警察からの捜査協力要請に対応した（駐車券の提出等）旨の記載は不適切であるので留意されたい。

★★意見600

事業報告書において、情報開示の状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。

2 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

- (1) 施設所管課からのヒアリングによれば、毎月定例で指定管理者との間で連絡会議を行っており、月次報告書を元に管理状況を確認しているということである。定期的に指定管理者との連

携を維持する努力をしている点は評価できる。また、使用料徴収・収納事務に関し、帳票（駐車料金精算機から発行されるジャーナル）との照合を毎月行っているという点も評価できる。

もっとも、上記の定例会議は、個々の施設における管理状況を現認するものではないため、協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、必ずしも十分なモニタリングとは言い難い。

(2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

3 利用者アンケートの実施

標準仕様書第17項においては、「指定管理者は、岡山市が必要と認めたときは、管理物件に利用者からのアンケートを収集する箱を設置する等の方法により、利用者の意見を聞かなければならない。」とされており、本施設においては毎年度末ころにアンケートが実施されているということである。また、所管課でアンケートの内容を確認、検討、分析し、アンケート結果について指定管理者と協議を行っており、実際に指定管理業務の改善につながっているということであり、適切な対応と認められる。

第5 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 包括協定書第18条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課において、指定管理者がこの措置を講じているか否か確認していないということである。

駐車場・駐輪場等の指定管理業務において知りうる個人情報としては、定期利用者の住所氏名、電話番号、車種又は車名、車両番号等が考えられ、いわゆるセンシティブ情報ではないものの、その要保護性が低いとはいえない。

(2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 包括協定書第18条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。これは、管理業務に関して保有する情報に関して情報公開請求があった場合に、指定管理者の保有する情報の公開について適切に対応すべきことが当然の前提になっているものと考えられる（標準仕様書第1項に列挙されている、遵守すべき法令等にも、岡山市情報公開条例及び同条例施行規則が挙げられている）。

しかし、施設所管課は、指定管理者が上記の措置を講じているか確認していない。

(2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第6 その他（公の施設の点検票の誤記）

岡山市では、岡山市公の施設の管理等に関する規則第3条に基づき、原則として5年ごとに公の施設の点検が行われることになっている。

当然、本施設についても実施されているが、直近の平成29年9月の点検において、本施設のうち天神町駐車場、鹿田町駐車場、城下地下駐車場、駅南駐車場の公の施設の点検票に誤記があったため、本監査の過程において包括外部監査人から指摘し、修正された。

当該誤記自体は、数字の単位を誤るという単純なものであるが、例えば駅南駐車場の指定管理者の自主事業収入が5億円を超えているなど、一見して異常と分かる数字である。点検は所管課で作成され、推進委員会において検討、承認が行われることになっており、点検結果は議会常任委員会及び財産活用マネジメント推進課にも報告される。制度上、誤記に気づく機会は何度もあったと思われるが、結果として作成後3年以上にわたり気付かれることはなかった。

このことは、公の施設の点検票の精査がきちんと行われていなかったのではないかという疑念につながり、ひいては公の施設の点検そのものへの信頼性を害しかねないものである。

公の施設の点検票は、施設の設置目的、達成状況、利用状況、収支状況等を踏まえた上で、公の施設の必要性、管理運営方針等の検討を行うために作成されるものであり、適切に作成され活用されれば、公共施設のマネジメントにおいて大きな効果を発揮するものであると思われる。形を整えれば良いというものではなく、実質的な検討の材料として十二分に活用されることが望まれる。

★★意見601

公の施設の点検票は、作成して終わりではなく、その後の活用が重要である。形式的なミスであっても、それが修正されずに残っていることで、信頼性を損ねることになりうるので注意されたい。

第3款 岡山駅東口地下自転車等駐車場ほか21施設（グループ②）

第1 指定管理の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、

- (1) 岡山駅東口地下自転車等駐車場（岡山駅東口地下レンタサイクル駐輪場含む）
 - ① 施設の維持管理（照明の交換、場内の清掃、トイレの維持管理、自転車等の整理、精算機の管理、施設内の点検、ゴミの処理等）
 - ② 駐輪場（レンタサイクル駐輪場含む）の運営（駐車券の発売及び使用料の徴収、徴収した使用料の納付、施設内での駐車券の確認、利用者への指導等）
 - ③ 特別清掃業務（年1回）
 - ④ 各種保守点検等業務（オートスロープ設備保守点検、オートゲート等保守点検）
- (2) 岡山駅西口地下自転車駐車場
 - ① 施設の維持管理
 - ② 駐輪場の運営
 - ③ 特別清掃業務（年1回）
 - ④ 各種保守点検等業務（オートスロープ設備保守点検、電気空調等機械設備保守管理、自家用電気工作物保安、シャッター設備点検、防火管理）
- (3) 自転車等駐車場（路上等9カ所：岡山駅東口高架下第1、同第2、本町路上、岡山駅西口、同第2、表町二丁目、中山下一丁目、駅前町路上、下石井高架下）
 - ① 駐輪場の巡回管理（自転車整理、不審者対応、いたずら対応、利用者への指導、駐輪場内

- 清掃等)
- ② 徴収した駐輪場使用料の納付
 - ③ 駐輪機器の管理
 - ④ サイクロックシステム保守管理業務
- (4) 大元駅前自転車等駐車場
- ① 施設の維持管理
 - ② 駐輪場の運営
 - ③ 撤去保管自転車の管理
 - ④ 各種保守点検等業務（自動定期更新機・一時券販売機保守点検、夜間警備）
 - ⑤ 備前西市駅南駐車場の門扉の開閉
- (5) 庭瀬駅第1自転車等駐車場、第2、第3自転車駐車場
- ① 施設の維持管理
 - ② 駐輪場の運営
 - ③ 撤去保管自転車の管理
 - ④ 各種保守点検等業務（夜間警備、浄化槽清掃維持管理）
- (6) 庭瀬駅南口自転車等駐車場
- ① 駐輪場の巡回管理
 - ② 徴収した駐輪場使用料の納付
- (7) 備前一宮駅前自転車等駐車場
- ① 施設の維持管理
 - ② 駐輪場の運営
 - ③ 撤去保管自転車の管理
 - ④ 各種保守点検等業務（夜間警備、浄化槽維持管理）
- (8) 北長瀬駅前広場駐車場
- ① 駐車場の管理及び秩序の維持
 - ② 徴収した駐車場使用料の納付
 - ③ 駐車場の清掃
 - ④ 駐車場入出庫機器保守業務
- (9) 岡山駅前西口広場駐車場
- ① 駐車場の管理及び秩序の維持
 - ② 徴収した駐車場使用料の納付
 - ③ 駐車場の清掃
 - ④ 駐車場入出庫機器保守点検業務
- (10) 北長瀬駅南口自転車等駐車場
- ① 駐輪場の維持管理
 - ② 駐輪場の運営
 - ③ 撤去保管自転車の管理
 - ④ 各種保守点検業務（駐車場管理システム等保守点検、オートスロープ設備保守点検、夜間管理、消防設備保守点検）
- (11) 駅元町北自転車駐車場
- ① 駐輪場の維持管理

- ② 駐輪場の運営
- ③ 撤去保管自転車の管理
- ④ 各種保守点検業務等（駐車場管理システム等保守点検、オートスロープ設備保守点検、消防設備保守点検、夜間警備、壁面緑化灌水設備点検、太陽光発電システム等保守点検）

(12) 駅元町北駐車場

- ① 駐車場の管理及び秩序の維持
- ② 駐車場使用者に対する駐車券、プリペイドカード等の交付
- ③ 駐車場使用料の徴収
- ④ 徴収した駐車場使用料の納付
- ⑤ 駐車場の清掃
- ⑥ 各機械等保守点検

である。

2 自主事業

目的内自主事業として、自転車修理取次サービス（自転車修理業者の紹介）、緊急自転車貸出が行われている。北長瀬駅南口駐輪場におけるレンタサイクル事業も計画され自転車が購入されているが、平成31年度は未実施ということである。

目的外自主事業として自動販売機の設置が行われ、行政財産目的外使用料が納付されている。

第2 指定管理業務仕様書・協定

1 仕様書の適用関係が不明確である

(1) 提出を受けたグループ②の協定書一式は、包括協定書、標準仕様書、施設ごとの業務仕様書（例えば、「岡山駅東口地下自転車等駐車場（岡山駅東口地下レンタサイクル駐輪場含む）指定管理業務仕様書」）、個別業務に関する業務仕様書（例えば、「岡山駅東口地下自転車等駐車場オートスロープ設備保守点検業務仕様書」）で構成されている。そして、施設ごとの業務仕様書と個別業務に関する業務仕様書が各2通存在しており、内容が異なっている。これらの適用関係について、書面上は全く記載がない。

二通りの業務仕様書の大きな内容の違いとしては、施設ごとの業務仕様書のうち一つには「岡山市と指定管理者の責任及び維持管理経費分担については、別表1及び別表2に掲げるとおりとする。」との項が付加されている。標準仕様書にも、第8項(2)において管理の責任分担は別表1によるものとし、管理に要する経費は別表2によるものとする。」との項があるが、別表の項目及び記載事項が異なっている。

例えば、「岡山駅東口地下自転車等駐車場（岡山駅東口地下レンタサイクル駐輪場含む）指定管理業務仕様書」の（別表1）は以下のとおりである。

項目	指定管理者	岡山市
駐輪場の利用承認、不承認及び取消し	○	
使用料の徴収及び収納	○	
日報等報告書類及び統計書類の作成	○	
施設、設備及び備品等の維持管理	○	
施設及び機器修繕（※1）	○	○
事故等発生時の対応及び報告書類の作成（※2）	○	

事故等に起因する利用者及び近隣住民への賠償（※3）	○	○
敷地内における行政財産の目的外使用許可		○
最終的な管理責任		○

（※1）管理上の瑕疵に伴い修繕の必要が発生した場合は、指定管理者の負担とします。

（※2）市の施設及び設備に関する最終的な示談等については、岡山市が対応します。

（※3）管理上の瑕疵に伴う事故、火災等についての利用者及び近隣住民等への賠償は、指定管理者の負担とします。

他方、標準仕様書の（別表1）は以下のとおりである。

項目	指定管理者	岡山市
駐車場等の利用承認、不承認及び取消し	○	
使用料の徴収、減免及び収納	○	
日報等報告書類及び統計書類の作成	○	
施設、設備及び備品等の維持管理	○	
機器等保守点検	○	
施設、設備及び機器等修繕（※1）	○	○
駐車料の改訂があった場合における入出庫機器等のシステム変更		○
事故等発生時の対応及び報告書類の作成（※2）	○	
事故等に起因する利用者及び近隣住民への賠償（※3）	○	○
施設等に係る保険の加入	○	
敷地内における行政財産の目的外使用許可		○
最終的な管理責任		○

（※1）指定管理者による直営での修繕が困難であり、委託又は請け負わさなければ対処できないものは岡山市の負担とする。ただし、管理上の瑕疵に伴い修繕の必要が発生した場合は、指定管理者の負担とする。また、指定管理者が持ち込んだ機器の修繕については、原則指定管理者の負担とする。

（※2）岡山市の施設及び設備に関する最終的な示談等については、岡山市が対応する。

（※3）管理上の瑕疵に伴う事故、火災等についての利用者及び近隣住民等への賠償は、指定管理者の負担とする。

前者の別表1は、後者（標準仕様書）の別表1と比較して、「使用料の減免」がなく、また「施設等に係る保険の加入」の項目もない。当該駐輪場の特性に合わせて、標準仕様書の別表1をカスタマイズしたものであると考えられ、前者が実際の協定の内容になっていると考えるのが自然である。他の施設でも概ね同様である。

しかし、標準仕様書記載事項が、施設ごとの業務仕様書に全て織り込まれているというわけでもなく、標準仕様書のどの条項が適用され、どの条項の適用は排除されるのかが不明確になってしまっている。各施設の実情に合わせて条文を細かく検討しようとしていることは評価できるが、変更前の標準仕様書・業務仕様書も添付されているため、結局、何が仕様書の内容になっているのかが一見してわからない。仕様書を変更するのであれば、変更の内容を明記した

変更協定書を締結して、適用関係を明確に定めるべきである。

なお、グループ②においては、令和元年10月1日付で、消費税増税に伴う指定管理料の変更が行われた後、同年12月1日付け及び令和2年2月1日付で2度にわたり指定管理料の減額が行われている。わずか4ヶ月で2度減額されていることになる。いずれも、「管理する業務の一部変更に伴い」とされているが、具体的な変更内容は記載されていない。これは、指定管理者が保守管理していた市の機器を市が更新する際に保守付のリース方式で行ったため、それまで指定管理者が負担していた保守管理費が不要となったことに伴うものということであるが、指定管理者は、当初の管理業務仕様書の内容に基づき5年間の事業計画を立てて指定管理業務を行っているのであるから、業務内容が変更されると計画が狂うことになる。当然、業務内容及び指定管理料の変更は協議・合意のもとで行われているものであるとは思われるが、自治体は指定する立場、指定管理者は指定を受ける立場であり、構造的に必ずしも対等な立場とはいえ、指定管理者としては地方自治体の意向に事実上従わざるを得ないということも考えられる。業務内容の変更が必要だとしても、指定管理者の立場を尊重した慎重かつ丁寧な対応が望まれる。

また、管理業務の変更があった場合にはその内容を変更協定書に具体的に記載すべきである。

★★意見602

管理業務仕様書の適用関係を明確にするため、あらためて変更協定書を締結すべきである。

★★意見603

業務内容を変更する場合（特に指定管理料の減額を伴う場合）には、指定管理者の立場を尊重した慎重かつ丁寧な対応をされたい。業務内容の変更に伴い変更協定書を作成する場合には、管理業務の変更内容を具体的に記載すべきである。

2 費用負担の定め

標準仕様書第8項(2)において、「管理に関する経費は別表2によるものとする」とされており、別表2において費用負担の別が定められている。また、個別業務に関する業務仕様書においても、それぞれ費用負担が定められており、概ね全般的に詳しく費用の負担区分が明記されている点は評価できる。ただ、標準仕様書の適用関係に疑義があることは前述のとおりであり、この点は修正されるべきである。

「北長瀬駅南口自転車等駐車場オートスロープ設備保守点検業務仕様書」及び「駅元町北自転車駐車場オートスロープ設備保守点検業務仕様書」第5項において、保守点検作業に要する部品が指定管理者の負担とされているが、第6項では保守点検の結果、部品の交換等が必要となった場合の部品代金は岡山市の負担とされている。矛盾していると思われるので、訂正の必要がある。

第2款第3項2で述べたのと同様、業務仕様書において「消耗品的部品」という語が使用されているが、必ずしも一般的な語法ではないと思われ、その定義も記載されていないため、若干不明確といわざるを得ない（「消耗品」や「消耗部品」と同じ概念なのか、異なるのか不明であり、余計な疑義を招くおそれがある）。

★★意見604

費用負担に関する条項の適用関係を整理されたい。また、条項相互間の矛盾抵触は修正する必要がある。

3 賠償責任保険

- (1) 包括協定書第22条において、「施設及び物品等に対する損害保険は甲が契約し、人身その他に対する損害保険は乙が必要に応じ契約するものとし、保険料は契約者がそれぞれ負担するものとする。」とされている。

他方、標準仕様書第18項においては、「指定管理者は、必要と考える補償を受けられる以下に掲げる保険に加入するものとし、その他駐車場等の管理に必要な保険にも加入することができる。」とされており、以下に掲げる保険として施設管理者賠償保険及び自動車管理者賠償責任保険が挙げられている。また標準仕様書別表1では、「施設等にかかる保険の加入」は指定管理者とされている。

協定書においては指定管理者の保険加入は「必要に応じ契約する」として任意的なものとするが、標準仕様書では施設管理者賠償保険及び自動車管理者賠償責任保険については必要と解される。また別表1の記載は、岡山市は施設等にかかる保険の加入をしないように見える。

これら協定書と標準仕様書との間の齟齬については解消する必要があり、記載の修正が必要である。また標準仕様書の適用関係に疑義があることは前述のとおりであり、この点も合わせて修正されたい（駐車場の業務仕様書の中に保険加入が明記されているものもあり、駐輪場については保険加入を不要とする趣旨とも考えられるが、いずれにせよ適用関係が不明である。

- (2) また、募集要項及び標準仕様書には、岡山市が加入している保険の具体的な内容が明記されておらず、これらを見ても指定管理者において加入すべき保険との補償内容の重複が判断できない。

これでは指定管理者に不合理な負担を課す可能性、ひいては指定管理料の不合理な増額が生ずる可能性が生じかねない。

そこで、施設所管課においては、指定管理者が契約すべき賠償保険の内容について十分に検討した上、募集要項等において、岡山市が契約している保険内容や指定管理者が契約すべき保険について、種類だけでなく内容について明記すべきである。

★★意見605

賠償責任保険に関する協定書、標準仕様書、施設ごとの業務仕様書における齟齬を解消すべきである。また、岡山市が契約している保険内容や指定管理者が契約すべき保険内容について明記すべきである。

4 指定管理者に不合理な負担を課する内容の条項

- (1) 管理業務仕様書中、「岡山市は、業務に関して発生した事故により作業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。」との条項が散見される。他方、業務に関して発生した損害について、岡山市の責めに帰すべき理由により生じた損害のために必要が生じた経費については岡山市が負担するとされており、作業員が受けた損害についてのみ別異に扱う合理的

理由はない。

岡山市の責めに帰すべき理由により生じたものであれば、岡山市が負担すべきであり、当該条項は指定管理者に不合理な負担を課するものであるから、削除すべきである（岡山市の責めに帰すべき理由により作業員が損害を受けた場合、当該作業員から岡山市へ国家賠償請求がなされれば、当該条項があったとしても請求は妨げられないので、当該条項の意味を持たせようとする、岡山市が指定管理者に求償できると解するほかなく、本来岡山市が負うべき負担を指定管理者に転嫁することになる）。

★★意見606

管理業務仕様書中、岡山市は業務に関して発生した事故により作業員が受けた損害について一切の責任を負わないものとする旨の条項は削除すべきである。

- (2) 管理業務仕様書中、「仕様書に定めた事項以外のことであっても、岡山市が指示した事項については、これに協力しなければならない。」との条項がある（大元駅前、庭瀬駅第1自転車等駐車場夜間警備業務仕様書、備前一宮駅前自転車駐車場夜間警備業務仕様書、駅元町北自転車駐車場夜間警備業務仕様書）。

指定管理者の管理業務はあくまで協定書及び仕様書に定められた内容及び水準で行われるべきものであり、仕様書に定めのない事項については一方的指示ではなく、対等な立場において協議の上、解決されるべきものである。

当該条項は、抽象的に協力しなければならない旨を言うのみで、法的にはこれをもとに何らかの権利義務が発生するものではないとは思われるが、無限定に市の指示に従わなければならないとの誤解を招きうるものであって、指定管理者の予測可能性を害し、特に新規に指定管理者になろうとする者にとっては参入に消極的となる要因ともなりうる。

民間事業者との協働によってより良い施設管理を目指す、という指定管理者制度の基本的考え方とも相容れないものであって、当該条項は削除されるべきである。

★★意見607

業務管理仕様書中、仕様書に定めた事項以外のことであっても、岡山市が指示した事項については、これに協力しなければならないとする条項は削除すべきである。

5 指定管理業務仕様書・協定に関するその他の事項

第1款第3「指定管理業務仕様書・協定」（共通事項）で述べたとおりである。

第3 モニタリング

1 事業報告書の記載事項

- (1) 条例、協定書及び仕様書の定め

岡山市営駐車場条例第1条の6により、指定管理者は、毎年度終了後速やかに、①施設の管理業務の実施状況及び利用状況、②施設の管理に係る経費の収支状況、その他市長が必要と認める事項を記載した事業報告書を提出しなければならないとされている。また、岡山市駅前広場駐車場条例第2条の5及び岡山市レンタサイクル条例第2条の5は、上記①②に加え、その

他規則で定める事項を報告書に記載することを求めており、岡山市駅前広場駐車場条例施行規則第1条の4及び岡山市レンタサイクル条例施行規則では、③駐車場の使用料等の日ごと及び月ごとの集計に関することの記載が必要である。なお岡山市レンタサイクル条例施行規則第1条の5第2項には、「指定管理者は、前項に掲げる事項を記載した書類を毎月月初めに提出することにより事業報告書の提出に代えることができる。」との規定が設けられている。

さらに、包括協定書第9条第2項により、④情報開示の状況、⑤自主事業の実施状況についても事業報告書に記載しなければならないとされている。加えて、標準仕様書第14項において、⑥駐車場の使用料の収入の実績、⑦自主事業に係る収支状況（自主事業を実施する場合）、⑧使用料の還付及び減免の状況、⑨施設の劣化状況の記載も必要とされている。

岡山市自転車等駐車場条例及び同施行規則における報告事項の定めは、⑥駐車料の収入の実績が条例上の必要的記載事項になっているほか、岡山市レンタサイクル条例、同施行規則と同様である。

(2) 使用料収入の実績

指定管理者から提出されている令和元年度の事業報告書においては、駐車場の使用料等の日ごとの集計に関することの記載がない。月次報告では報告されている可能性もあり、そうであれば岡山市自転車等駐車場条例及び岡山市レンタサイクル条例に基づく施設については問題ないが、岡山市駅前広場駐車場条例に基づく施設である北長瀬駅前広場駐車場及び岡山駅前西口広場駐車場に関しては、条例及び規則上の必要的記載事項を欠いていることになるので、是正が必要である。

事業報告書において日ごとの使用料に関する記載をするよう指定管理者に求めるか、または、例えば、岡山市自転車等駐車場条例施行規則のように、当該事項については月次報告の提出により事業報告書の提出に代えることができる旨の規定を設けることが考えられる。

★★★指摘107

北長瀬駅前広場駐車場及び岡山駅前西口広場駐車場に関する事業報告書において、使用料等の日ごとの集計に関する記載をするよう指定管理者に求めるべきである。または、使用料等の日ごとの集計に関することを事業報告書に記載することの必要性を再検討し、必要性が乏しいのであれば岡山市駅前広場駐車場条例施行規則を改正すべきである。

(3) 管理に係る経費の収支

事業報告書において、管理に係る経費の収支について、支出のみの記載となっており収入に関する記載がない。「収支状況」は収入も含まれ、条例上の必要的記載事項であるから、収入についても記載するよう指定管理者に求めるべきである。

また、22施設まとめた支出が記載されており、個々の施設の収支が明らかでない。同一の指定管理者が管理業務を行っていたとしても、あくまで個々の施設ごとに管理が行われるものであって、収支状況についても、利用状況と同様、施設全体のものだけでなく、施設ごとの記載を求めるべきである。

★★★指摘108

事業報告書において、管理に係る経費の収入状況を記載するよう、指定管理者に求めるべき

である。

★★意見608

事業報告書において、施設ごとの管理に係る経費の収支状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。

(4) 情報開示の状況

事業報告書において、情報開示の状況に関する記載がない。

前述のとおり、包括協定書において事業報告書に記載すべきとされているので、記載するよう指定管理者に求めるべきである（開示請求、開示実績がないのであれば、ない旨の記載をするべきである。）。

★★意見609

事業報告書において、情報開示の状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。

(5) 利用状況

岡山駅東口地下自転車等駐輪場と、岡山駅東口地下レンタサイクル駐輪場は、実質的には一体の施設であるが、別の条例に基づく施設である。

事業報告書において、利用状況の報告はまとめて行われており、駐輪場の利用状況とレンタサイクルの利用状況が区別されていないが、これらは条例上の根拠だけでなく利用態様も異なるものであり、実態をわかりやすく示すためには、事業報告書において駐輪場の利用状況とレンタサイクルの利用状況を分けて記載するのが望ましいと思われる。

★★意見610

岡山駅東口地下自転車等駐輪場、岡山駅東口地下レンタサイクル駐輪場の利用状況の報告において、駐輪場の利用状況とレンタサイクルの利用状況は分けて記載を求めるのが望ましい。

2 所管課による管理状況のモニタリング

(1) 施設所管課からのヒアリングによれば、毎月定例で指定管理者との間で連絡会議を行っており、月次報告書を元に管理状況を確認しているということである。定期的に指定管理者との連携を維持する努力をしている点は評価できる。また、使用料徴収・収納事務に関し、帳票（駐車料金精算機から発行されるジャーナル）との照合を毎月行っているという点も評価できる。

もっとも、上記の定例会議は、個々の施設における管理状況を現認するものではないため、協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、必ずしも十分なモニタリングとは言い難い。

(2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

3 利用者アンケートの実施

標準仕様書第17項においては、「指定管理者は、岡山市が必要と認めたときは、管理物件に利用者からのアンケートを収集する箱を設置する等の方法により、利用者の意見を聞かなければな

らない。」とされており、本施設においては令和元年11月にアンケートが実施されている。また、所管課でアンケートの内容を確認、検討、分析し、アンケート結果について指定管理者と協議を行っており、実際に指定管理業務の改善につながっているということであり、適切な対応と認められる。

第4 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 包括協定書第18条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課において、指定管理者がこの措置を講じているか否か確認していないということである。

駐車場・駐輪場等の指定管理業務において知りうる個人情報としては、定期利用者の住所氏名、電話番号、車種又は車名、車両番号等が考えられ、いわゆるセンシティブ情報ではないものの、その要保護性が低いとはいえない。

(2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 包括協定書第18条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。これは、管理業務に関して保有する情報に関して情報公開請求があった場合に、指定管理者の保有する情報の公開について適切に対応すべきことが当然の前提になっているものと考えられる（標準仕様書第1項に列挙されている、遵守すべき法令等にも、岡山市情報公開条例及び同条例施行規則が挙げられている）。

しかし、施設所管課は、指定管理者が上記の措置を講じているか確認していない。

(2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第5 その他（公の施設の点検票の誤記）

岡山市では、岡山市公の施設の管理等に関する規則第3条に基づき、原則として5年ごとに公の施設の点検が行われることになっている。

当然、本施設についても実施されているが、直近の平成29年9月の点検において、本施設のうち岡山駅元町北駐車場の公の施設の点検票に誤記があったため、本監査の過程において包括外部監査人から指摘し、修正された。

当該誤記自体は、数字の単位を誤るという単純なものであるが、事務費が実際よりも10倍多いことになっており、軽微な誤りとはいえない。点検は所管課で作成され、推進委員会において検討、承認が行われることになっており、点検結果は議会常任委員会及び財産活用マネジメント推進課にも報告される。制度上、誤記に気づく機会は何度もあったと思われるが、結果として作成後3年以上にわたり気付かれることはなかった。

このことは、公の施設の点検票の精査がきちんと行われていなかったのではないかという疑念につながり、ひいては公の施設の点検そのものへの信頼性を害しかねないものである。

公の施設の点検票は、施設の設置目的、達成状況、利用状況、収支状況等を踏まえた上で、公の施設の必要性、管理運営方針等の検討を行うために作成されるものであり、適切に作成され活用されれば、公共施設のマネジメントにおいて大きな効果を発揮しうるものであると思われる。

形を整えれば良いというものではなく、実質的な検討の材料として十二分に活用されることが望まれる。

★★意見611

公の施設の点検票は、作成して終わりではなく、その後の活用が重要である。

第4款 高島駅前自転車等駐車場ほか4施設（グループ③）

第1 指定管理の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、

- (1) 高島駅前自転車等駐車場、高島駅前第2自転車等駐車場、高島駅前第3自転車等駐車場
 - ① 施設の維持管理（照明の交換、場内の清掃、自転車等の整理、定期更新機の管理、施設内の違法駐輪の解消・排除、施設内の点検、ゴミの処理、植栽の維持管理等）
 - ② 駐輪場の運営（駐車券の発売及び使用料の徴収、徴収した使用料の納付、施設内での駐車券の確認、利用者への指導等）
 - ③ 撤去保管自転車の管理
 - ④ 各種保守点検等業務（シャッター設備点検、消防用設備定期点検、券売機等夜間警備）
- (2) 東岡山駅前自転車等駐車場
 - ① 施設の維持管理
 - ② 駐車場の運営
 - ③ 撤去保管自転車の管理
 - ④ 各種保守点検等業務（券売機等夜間警備、管理システム保守点検）
- (3) 東岡山駅前広場駐車場
 - ① 駐車場の管理（場内巡回、各設備機器の操作、事故又は苦情対応、災害時の初期対応等）及び秩序の維持
 - ② 徴収した駐車場使用料の納付
 - ③ 駐車場の清掃
 - ④ 駐車場入出庫機器保守点検

である。

2 自主事業

実施無し。

第2 指定管理業務仕様書・協定

1 備品管理

備品に関する包括協定書と管理業務仕様書の整合性がとれていないことは、第1款第3の6において述べたとおりである。

なお、グループ③の協定書・管理業務仕様書に添付されている物品台帳（東岡山駅前自転車等駐車場及び高島駅前自転車等駐車場）には、備品（Ⅱ種）の記載もあるが、包括協定書の定めに

よれば、物品台帳ではなく管理業務仕様書に記載されるべきものである。

★★意見612

備品（Ⅱ種）については、管理業務仕様書に記載するべきである。

2 費用負担の定め

標準仕様書第8項(2)において、「管理に関する経費は別表2によるものとする」とされており、別表2において費用負担の別が定められている。

費用負担の定めについて特に問題となる事項は見当たらない。

3 賠償責任保険

(1) 包括協定書第22条において、「施設及び物品等に対する損害保険は甲が契約し、人身その他に対する損害保険は乙が必要に応じ契約するものとし、保険料は契約者がそれぞれ負担するものとする。」とされている。

他方、標準仕様書第18項においては、「指定管理者は、必要と考える補償を受けられる以下に掲げる保険に加入するものとし、その他駐車場等の管理に必要な保険にも加入することができる。」とされており、以下に掲げる保険として施設管理者賠償保険及び自動車管理者賠償責任保険が挙げられている。また標準仕様書別表1では、「施設等にかかる保険の加入」は指定管理者とされている。

協定書においては指定管理者の保険加入は「必要に応じ契約する」として任意的なものとするが、標準仕様書では施設管理者賠償保険及び自動車管理者賠償責任保険については必要と解される。また別表1の記載は、市は施設等にかかる保険の加入をしないようにも見える。

これら協定書と標準仕様書との間の齟齬については解消する必要がある、記載の修正が必要である。

(2) また、募集要項及び標準仕様書には、岡山市が加入している保険の具体的な内容が明記されておらず、これらを見ても指定管理者において加入すべき保険との補償内容の重複が判断できない。

これでは指定管理者に不合理な負担を課す可能性、ひいては指定管理料の不合理な増額が生ずる可能性が生じかねない。

そこで、施設所管課においては、指定管理者が契約すべき賠償保険の内容について十分に検討した上、募集要項等において、岡山市が契約している保険内容や指定管理者が契約すべき保険について、種類だけでなく内容について明記すべきである。

★★意見613

賠償責任保険に関する協定書と標準仕様書における齟齬を解消すべきである。また、岡山市が契約している保険内容や指定管理者が契約すべき保険内容について明記すべきである。

4 指定管理者に不合理な負担を課する内容の条項

(1) 東岡山駅前自転車等駐車場管理システム保守点検業務仕様書中、「岡山市は、業務に関して発生した事故により作業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。」との条項がある。

他方、業務に関して発生した損害について、岡山市の責めに帰すべき理由により生じた損害のために必要が生じた経費については岡山市が負担するとされており、作業員が受けた損害についてのみ別異に扱う合理的理由はない。

岡山市の責めに帰すべき理由により生じたものであれば、岡山市が負担すべきであり、当該条項は指定管理者に不合理な負担を課するものであるから、削除すべきである（岡山市の責めに帰すべき理由により作業員が損害を受けた場合、当該作業員から岡山市へ国家賠償請求がなされれば、当該条項があったとしても請求は妨げられないので、当該条項の意味を持たせようとする、岡山市が指定管理者に求償できると解するほかなく、本来岡山市が負うべき負担を指定管理者に転嫁することになる）。

★★意見614

業務管理仕様書中、岡山市は業務に関して発生した事故により作業員が受けた損害について一切の責任を負わないものとする旨の条項は削除すべきである。

- (2) 管理業務仕様書中、「仕様書に定めた事項以外のことであっても、岡山市が指示した事項については、これに協力しなければならない。」との条項がある。（高島駅前、高島駅第3、東岡山駅前自転車等駐車場夜間警備業務仕様書）

指定管理者の管理業務はあくまで協定書及び仕様書に定められた内容及び水準で行われるべきものであり、仕様書に定めのない事項については一方的指示ではなく、対等の立場で協議の上、解決されるべきものである。

当該条項は、抽象的に協力しなければならない旨を言うのみで、法的にはこれをもとに何らかの権利義務が発生するものではないとは思われるが、無限定に市の指示に従わなければならないとの誤解を招きうるものであって、指定管理者の予測可能性を害し、特に新規に指定管理者になろうとする者にとっては参入に消極的となる要因ともなりうる。

民間事業者との協働によってより良い施設管理を目指す、という指定管理者制度の基本的考え方とも相容れないものであって、当該条項は削除されるべきである。

★★意見615

業務管理仕様書中、仕様書に定めた事項以外のことであっても、岡山市が指示した事項については、これに協力しなければならないとする条項は削除すべきである。

5 使用料徴収委託の告示

本施設において、使用料の徴収が指定管理業務に位置付けられており（そのことの問題点は第1款において述べたとおりである）、徴収委託期間が平成31年4月1日から始まっていたにもかかわらず、使用料徴収委託についての告示（地方自治法施行令第158条2項）が行われておらず、本監査の着手後、令和2年8月11日付けで告示が行われた。

法令上の義務を怠っていたものと言わざるを得ず、本来は「指摘」相当であるが、現時点においては違法状態が解消されていることに鑑み「意見」を付することとするが、今後は遺漏無きようにされたい。

★★意見616

使用料徴収委託に関する告示については遺漏無きようにされたい。

6 指定管理業務仕様書・協定に関するその他の事項

第1款第3「指定管理業務仕様書・協定」（共通事項）で述べたとおりである。

第3 モニタリング**1 事業報告書の記載事項****(1) 条例、協定書及び仕様書の定め**

岡山市自転車等駐車場条例第2条の5により、指定管理者は、毎年度終了後速やかに、①管理業務の実施状況及び利用状況、②駐車料の収入の実績、③管理に係る経費の収支状況、その他規則で定める事項を記載した事業報告書を提出しなければならないとされている。岡山市自転車等駐車場条例施行規則第5条第1項では、③駐車場の使用料等の日ごと及び月ごとの集計に関するものの記載が必要である。なお、同条第2項においては、「指定管理者は、前項に掲げる事項を記載した書類を毎月月初めに提出することにより事業報告書の提出に代えることができる。」との規定が設けられている。

さらに、包括協定書第9条第2項により、④情報開示の状況、⑤自主事業の実施状況についても事業報告書に記載しなければならないとされている。加えて、標準仕様書第14項において、⑥自主事業に係る収支状況（自主事業を実施する場合）、⑦使用料の還付及び減免の状況、⑧施設の劣化状況の記載も必要とされている。

岡山市駅前広場駐車場条例及び同施行規則の定めは、上記②（駐車料の収入の実績）が条例の要求ではないこと（ただし標準仕様書第14項に基づき記載の必要はある）、上記③の例外規定（岡山市自転車等駐車場条例施行規則第5条第2項に相当する規定）がないことを除き、上記と同様である。

(2) 駐車場の収入の実績

指定管理者から提出されている令和元年度の事業報告書においては、駐輪場については駐車料（使用料）の日ごと及び月ごとの集計に関するものの記載があるが、東岡山駅前広場駐車場については、日ごとの集計がない（週ごとと月ごとの報告になっている）。

岡山市駅前広場駐車場条例に基づく施設である東岡山駅前広場駐車場に関しては、条例及び規則上の必要的記載事項を欠いていることになるので、是正が必要である。事業報告書において日ごとの使用料に関する記載をするよう指定管理者に求めるか、または、例えば、岡山市自転車等駐車場条例施行規則のように、当該事項については月次報告の提出により事業報告書の提出に代えることができる旨の規定を設けることが考えられる。

★★★指摘109

東岡山駅前広場駐車場に関する事業報告書において、使用料等の日ごとの集計に関する記載をするよう指定管理者に求めるべきである。または、使用料等の日ごとの集計に関するものを事業報告書に記載することの必要性を再検討し、必要性が乏しいのであれば岡山市駅前広場駐車場条例施行規則を改正すべきである。

(3) 施設ごとの収支

事業報告書において、5施設まとめた収支が記載されており、個々の施設の収支が明らかでない。同一の指定管理者が管理業務を行っていたとしても、あくまで個々の施設ごとに管理が行われるものであって、収支状況についても、利用状況と同様、施設全体のものだけでなく、施設ごとの記載を求めるべきである。

また、管理費用の支出項目が「原価」と「一般管理費」しかなく、内訳が不明である。少なくとも応募時に提出されている収支計画表の支出欄に記載されている程度には詳細な支出内訳の記載を求めるべきである。

★★意見617

事業報告書において、施設ごとの管理に係る経費の収支状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。

★★意見618

事業報告書において、管理費用の支出の内訳を詳細に記載するよう指定管理者に求めるべきである。

(4) 情報開示の状況

事業報告書において、情報開示の状況に関する記載がない。

前述のとおり、包括協定書において事業報告書に記載すべきとされているので、記載するよう指定管理者に求めるべきである（開示請求、開示実績がないのであれば、ない旨の記載をするべきである。）。

★★意見619

事業報告書において、情報開示の状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。

2 所管課による管理状況のモニタリング

- (1) 施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者からの報告に対し、裏付け資料による照合は行っていないとのことであった。券売機、自動精算機が用いられている駐車場、駐輪場の場合、機械から出力されるジャーナルとの照合は容易であり、現に他のグループにおいてはジャーナルとの照合が行われている。岡山市の歳入である使用料が適切に徴収納付されているかという重要な点であり、少なくともジャーナルについては指定管理者から提出を求めて、月次報告や納付金額との齟齬がないか確認すべきである。

★★意見620

指定管理者からの報告について、ジャーナル等の裏付け資料の提出を求めて、施設所管課において照合を行うべきである。

- (2) 施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者との間での定例の連絡会議は行っておらず、何か機会があれば現地訪問も含め打ち合わせをしているとのことである。

もっとも、打ち合わせは、協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、十分なモニタリングとは言い難い。

(3) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

3 加入損害保険の確認

前述のとおり、指定管理者において損害保険に加入することとされているが、施設所管課からのヒアリングによれば保険加入の有無を確認していないということである。

仮に指定管理者において損害保険に加入していなければ、協定書・仕様書で定められた義務に違反していることになるし、事故発生時に被害者に迅速適正な賠償ができないおそれもある。保険証書により容易に確認できるのであるから、保険加入の有無及びその内容については施設所管課において確認すべきである。

★★意見621

施設所管課は、指定管理者が協定書及び管理業務仕様書に定められた損害保険に加入しているか否か、加入している場合の内容等について、保険証書の写しの提出を求めるなどして確認されたい。

4 利用者アンケートの実施

標準仕様書第17項においては、「指定管理者は、岡山市が必要と認めたときは、管理物件に利用者からのアンケートを収集する箱を設置する等の方法により、利用者の意見を聞かなければならない。」とされているが、本施設においては現指定管理者になってから（平成31年度以降）実施していないということである。

施設所管課の説明によれば、していない理由は特にないということであるが、過去に行った際の件数が少なかったということで、指定管理者の主体性に任せているとのことであった。

しかし、利用者アンケートは、匿名方式により出来る限り多数の施設利用者を対象にして実施することにより、「声なき声」にも耳を傾けるという点にも意義があり、指定管理者による管理状況を施設所管課が評価する上で最も基本的な作業というべきである。過去に行った際に件数が少なかったとしてもアンケートの実施を不要とする理由にはならないと思われる。また、標準仕様書上、岡山市が必要と認めたときは実施する、ということになっており、指定管理者に任せておけばよいというものではない。また、他のグループではいずれもアンケートを実施している。

したがって、アンケートは常時でなくとも、定期的の実施すべきである。

★★意見622

利用者アンケートは、常時実施する必要まではないと認められる場合であっても、定期的の実施されたい。

第4 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 包括協定書第18条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」

を講ずる義務を課している。

施設所管課においては、指定管理者の個人情報管理規程を受領することにより、指定管理者が措置を講じていることを確認しているということである。規程の作成は個人情報の適正管理のために必要な措置の一つといえ、それを確認していることは評価できる。

ただ、規程は存在するだけでは意味が無いので、規程が各担当者に周知されていること、規程が適正に運用されていること等について、定期的に報告を求めるなどして確認・チェックすることが望ましい。

(2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 包括協定書第18条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。これは、管理業務に関して保有する情報に関して情報公開請求があった場合に、指定管理者の保有する情報の公開について適切に対応すべきことが当然の前提になっているものと考えられる（標準仕様書第1項に列挙されている、遵守すべき法令等にも、岡山市情報公開条例及び同条例施行規則が挙げられている）。

施設所管課は、指定管理者が上記の措置を講じているか否かについて、指定管理者の個人情報管理規程を受領することで確認しているとのことであるが、個人情報の管理と管理業務に関して保有する情報の公開とは別の問題であり、同規程の確認は情報の公開が適切に行われることにはつながらないと思われる。

(2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第5款 西大寺駅前自転車等駐車場ほか6施設（グループ④）

第1 指定管理の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、

(1) 西大寺駅前自転車等駐車場

- ① 施設の維持管理（照明の交換、場内の清掃、自転車等の整理、券売機の管理、施設内の違法駐輪の解消・排除、施設内の点検、ゴミの処理、植栽の維持管理等）
- ② 駐輪場の運営（駐車券の発売及び使用料の徴収、徴収した使用料の納付、施設内での駐車券の確認、利用者への指導等）
- ③ 撤去保管自転車の管理
- ④ 各種保守点検等業務（券売機保守点検、券売機等夜間警備）

(2) 大多羅駅前自転車等駐車場

- ① 施設の維持管理
- ② 駐車場の運営
- ③ 撤去保管自転車の管理
- ④ 券売機等夜間警備

(3) 西大寺駅駐車場

- ① 駐車場の管理（場内監視、巡回、各設備機器の操作、事故又は苦情対応、車両誘導及び案内等）及び秩序の維持

- ② 定期駐車券の交付
- ③ 駐車場使用料の徴収
- ④ 徴収した駐車場使用料の納付
- ⑤ 駐車場の清掃
- (4) 西大寺駅前広場駐車場
 - ① 駐車場の管理及び秩序の維持
 - ② 徴収した駐車場使用料の納付
 - ③ 駐車場の清掃
 - ④ 駐車場入出庫機器保守点検業務
- (5) 瀬戸駅駐車場
 - ① 駐車場の管理及び秩序の維持
 - ② 利用者に対する駐車券の交付
 - ③ 駐車場使用料の徴収
 - ④ 徴収した駐車場使用料の納付
 - ⑤ 駐車場の清掃
 - ⑥ 駐車場入出庫機器保守点検業務
- (6) 万富駅駐車場
 - ① 駐車場の管理及び秩序の維持
 - ② 利用者に対する駐車券の交付
 - ③ 駐車場使用料の徴収
 - ④ 徴収した駐車場使用料の納付
 - ⑤ 駐車場の清掃
 - ⑥ 駐車場入出庫機器保守点検業務
- (7) 万富駅前自転車等駐車場
 - ① 駐輪場の巡回管理（自転車整理、不審者対応、いたずら対応、利用者への指導、駐輪場内清掃等）
 - ② 駐車場使用料の徴収
 - ③ 徴収した駐輪場使用料の納付
 - ④ 監視カメラ設備の作動確認
 - ⑤ 管理システム等保守管理業務

である。

2 自主事業

目的内自主事業として、自転車修理取次サービス（自転車修理業者の紹介）、緊急自転車貸出が行われている。

目的外自主事業として自動販売機の設置、宅配ロッカーの設置が計画されていたが、平成31年度は未実施となっている。

第2 指定管理業務仕様書・協定

1 標準仕様書の添付漏れ

第1款において述べたとおり、グループ④の包括協定書には、他のグループと異なり、標準仕様書が添付されていない。ただ、募集要項には標準仕様書が添付されていること、施設ごとの業

務仕様書中に標準仕様書の定めと矛盾抵触する内容が特に見られるわけではないことからすると、標準仕様書の定めを排除する趣旨ではなく、協定書への添付漏れと考えられる。以下それを前提に標準仕様書の適用があるものとして論述するが、標準仕様書も包括協定書や施設ごとの業務仕様書と一体として管理業務内容を示すものであり、添付すべきである。

★★意見623

標準仕様書の適用があるのであれば、包括協定書に添付すべきである。

2 費用負担の定め

標準仕様書第8項(2)において、「管理に関する経費は別表2によるものとする」とされており、別表2において費用負担の別が定められている。

第2款第3項2等で述べたのと同様、岡山市宮瀬戸駅駐車場入出庫機器保守点検業務仕様書及び同消防設備保守点検業務仕様書において「消耗品的部品」という語が使用されているが、必ずしも一般的な語法ではないと思われ、その定義も記載されていないため、若干不明確といわざるを得ない（「消耗品」や「消耗部品」と同じ概念なのか、異なるのか不明であり、余計な疑義を招くおそれがある）。

3 賠償責任保険

(1) 包括協定書第22条において、「施設及び物品等に対する損害保険は甲が契約し、人身その他に対する損害保険は乙が必要に応じ契約するものとし、保険料は契約者がそれぞれ負担するものとする。」とされている。

他方、標準仕様書第18項においては、「指定管理者は、必要と考える補償を受けられる以下に掲げる保険に加入するものとし、その他駐車場等の管理に必要な保険にも加入することができる。」とされており、以下に掲げる保険として施設管理者賠償保険及び自動車管理者賠償責任保険が挙げられている。また標準仕様書別表1では、「施設等にかかる保険の加入」は指定管理者とされている。

協定書においては指定管理者の保険加入は「必要に応じ契約する」として任意的なものとするが、標準仕様書では施設管理者賠償保険及び自動車管理者賠償責任保険については必要と解される。また別表1の記載は、市は施設等にかかる保険の加入をしないようにも見える。

これら協定書と標準仕様書との間の齟齬については解消する必要がある、記載の修正が必要である。

(2) また、募集要項及び標準仕様書には、岡山市が加入している保険の具体的な内容が明記されておらず、これらを見ても指定管理者において加入すべき保険との補償内容の重複が判断できない。

これでは指定管理者に不合理な負担を課す可能性、ひいては指定管理料の不合理な増額が生ずる可能性が生じかねない。

そこで、施設所管課においては、指定管理者が契約すべき賠償保険の内容について十分に検討した上、募集要項等において、岡山市が契約している保険内容や指定管理者が契約すべき保険について、種類だけでなく内容について明記すべきである。

★★意見624

賠償責任保険に関する協定書と標準仕様書における齟齬を解消すべきである。また、岡山市が契約している保険内容や指定管理者が契約すべき保険内容について明記すべきである。

4 指定管理者に不合理な負担を課する内容の条項

- (1) 瀬戸駅駐車場入出庫機器保守点検業務仕様書、万富駅駐車場入出庫機器保守点検業務仕様書及び万富駅前自転車等駐車場管理システム等保守点検業務仕様書中、「岡山市は、業務に関して発生した事故により作業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。」との条項がある。

他方、業務に関して発生した損害について、岡山市の責めに帰すべき理由により生じた損害のために必要が生じた経費については岡山市が負担するとされており、作業員が受けた損害についてのみ別異に扱う合理的理由はない。岡山市の責めに帰すべき理由により生じたものであれば、岡山市が負担すべきであり、当該条項は指定管理者に不合理な負担を課するものであるから、削除すべきである。(岡山市の責めに帰すべき理由により作業員が損害を受けた場合、当該作業員から岡山市へ国家賠償請求がなされれば、当該条項があつたとしても請求は妨げられないので、当該条項の意味を持たせようとする、岡山市が指定管理者に求償できると解するほかなく、本来岡山市が負うべき負担を指定管理者に転嫁することになる)。

★★意見625

業務管理仕様書中、岡山市は業務に関して発生した事故により作業員が受けた損害について一切の責任を負わないものとする旨の条項は削除すべきである。

- (2) 管理業務仕様書中、「仕様書に定めた事項以外のことであっても、岡山市が指示した事項については、これに協力しなければならない。」との条項がある。(西大寺駅前、大多羅駅前自転車等駐車場夜間警備業務仕様書)

指定管理者の管理業務はあくまで協定書及び仕様書に定められた内容及び水準で行われるべきものであり、仕様書に定めのない事項については一方的指示ではなく協議の上解決されるべきものである。

当該条項は、抽象的に協力しなければならない旨を言うのみで、法的にはこれをもとに何らかの権利義務が発生するものではないとは思われるが、無限定に市の指示に従わなければならないとの誤解を招きうるものであって、指定管理者の予測可能性を害し、特に新規に指定管理者になろうとする者にとっては参入に消極的となる要因ともなりうる。

民間事業者との協働によってより良い施設管理を目指す、という指定管理者制度の基本的考え方とも相容れないものであって、当該条項は削除されるべきである。

★★意見626

業務管理仕様書中、仕様書に定めた事項以外のことであっても、岡山市が指示した事項については、これに協力しなければならないとする条項は削除すべきである。

5 指定管理業務仕様書・協定に関するその他の事項

第1款第3「指定管理業務仕様書・協定」(共通事項)で述べたとおりである。

第3 モニタリング

1 事業報告書の記載事項

(1) 条例、協定書及び仕様書の定め

岡山市自転車等駐車場条例第2条の5により、指定管理者は、毎年度終了後速やかに、①管理業務の実施状況及び利用状況、②駐車料の収入の実績、③管理に係る経費の収支状況、その他規則で定める事項を記載した事業報告書を提出しなければならないとされている。岡山市自転車等駐車場条例施行規則第5条第1項では、③駐車場の使用料等の日ごと及び月ごとの集計に関する記載が必要である。なお、同条第2項においては、「指定管理者は、前項に掲げる事項を記載した書類を毎月月初めに提出することにより事業報告書の提出に代えることができる。」との規定が設けられている。

さらに、包括協定書第9条第2項により、④情報開示の状況、⑤自主事業の実施状況についても事業報告書に記載しなければならないとされている。加えて、標準仕様書第14項において、⑥自主事業に係る収支状況(自主事業を実施する場合)、⑦使用料の還付及び減免の状況、⑧施設の劣化状況の記載も必要とされている。

岡山市駅前広場駐車場条例及び同施行規則の定めは、上記②(駐車料の収入の実績)が条例の要求ではないこと(ただし標準仕様書第14項に基づき記載の必要はある)、上記③の例外規定(岡山市自転車等駐車場条例施行規則第5条第2項に相当する規定)がないことを除き、上記と同様である。

岡山市パークアンドライド駐車場条例の定めは、報告すべき事項を規則に委任する条項が条例にないことを除き、駅前広場駐車場条例と同様である(したがって同条例施行規則に報告事項に関する定めはなく、上記③は必要的報告事項ではない)。

(2) 駐車場の収入実績

指定管理者から提出されている令和元年度の事業報告書においては、駐車場の使用料等の日ごとの集計に関する記載がない。月次報告では報告されている可能性もあり、そうであれば岡山市自転車等駐車場条例に基づく施設については問題ないが、岡山市駅前広場駐車場条例に基づく施設である西大寺駅前広場駐車場に関しては、条例及び規則上の必要的記載事項を欠いていることになるので、是正が必要である。事業報告書において日ごとの使用料に関する記載をするよう指定管理者に求めるか、または、そもそも事業報告書において日ごとの使用料に関する記載をすることの意味について疑義なしとしないので、例えば、岡山市自転車等駐車場条例施行規則のように、当該事項については月次報告の提出により事業報告書の提出に代えることができる旨の規定を設けることが考えられる。

★★★指摘110

西大寺駅前広場駐車場に関する事業報告書において、使用料等の日ごとの集計に関する記載をするよう指定管理者に求めるべきである。または、使用料等の日ごとの集計に関する記事を事業報告書に記載することの必要性を再検討し、必要性が乏しいのであれば岡山市駅前広場駐車場条例施行規則を改正すべきである。

(3) 管理に係る経費の収支

事業報告書において、管理に係る経費の収支について、支出のみの記載となっており収入に関する記載がない。「収支状況」は収入も含まれ、条例上の必要的記載事項であるから、収入についても記載するよう指定管理者に求めるべきである。

また、7施設まとめた支出が記載されており、個々の施設の収支が明らかでない。同一の指定管理者が管理業務を行っていたとしても、あくまで個々の施設ごとに管理が行われるものであって、収支状況についても、利用状況と同様、施設全体のものだけでなく、施設ごとの記載を求めるべきである。

★★★指摘111

事業報告書において、管理に係る経費の収入状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。

★★意見627

事業報告書において、施設ごとの管理に係る経費の収支状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。

(4) 情報開示の状況

事業報告書において、情報開示の状況に関する項目が設けられ、基本方針等が述べられていることは、包括協定書の定めに沿うものであり、評価できる。

2 所管課による管理状況のモニタリング

- (1) 施設所管課からのヒアリングによれば、毎月定例で指定管理者との間で連絡会議を行っており、月次報告書を元に管理状況を確認しているということである。定期的に指定管理者との連携を維持する努力をしている点は評価できる。また、使用料徴収・収納事務に関し、帳票（駐車料金精算機から発行されるジャーナル）との照合を毎月行っているという点も評価できる。
- (2) さらに、月に1回程度、市職員が各施設を予告なく訪問し、施設の状況（清掃状況や劣化状況等）及び指定管理者の運営状況（従業員の窓口対応状況や個人情報や現金の取扱い状況等）を確認しているということであり、適切な実地確認として評価できる。

3 加入損害保険の確認

前述のとおり、指定管理者において損害保険に加入することとされているが、施設所管課からのヒアリングによれば保険加入の有無を確認していないということである。

仮に指定管理者において損害保険に加入していなければ、協定書・仕様書で定められた義務に違反していることになるし、事故発生時に被害者に迅速適正な賠償ができないおそれもある。保険証書により容易に確認できるのであるから、保険加入の有無及びその内容については施設所管課において確認するべきである。

★★意見628

施設所管課は、指定管理者が協定書及び管理業務仕様書に定められた損害保険に加入しているか否か、加入している場合の内容等について、保険証書の写しの提出を求めるなどして確認されたい。

4 利用者アンケートの実施

標準仕様書第17項においては、「指定管理者は、岡山市が必要と認めたときは、管理物件に利用者からのアンケートを収集する箱を設置する等の方法により、利用者の意見を聞かなければならない。」とされており、本施設においては令和元年11月にアンケートが実施されている。また、所管課でアンケートの内容を確認、検討、分析し、アンケート結果について指定管理者と協議を行っており、実際に指定管理業務の改善につながっているということであり、適切な対応と認められる。

また指定管理者においては、アンケート結果を施設に掲示しているということであり、利用者へのフィードバックにも意を用いているものとして評価できる。

第4 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

包括協定書第18条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課においては、指定管理者から年次報告書を徴収することにより、指定管理者が措置を講じていることを確認しているということである。事業報告書において個人情報保護に関することと情報公開に関することが混然一体として記載されてはいるが、個人情報保護マニュアルの存在がうかがわれ、また個人情報取得件数が月ごと・施設ごとに集計され報告されていることから、指定管理者において個人情報保護に意を用いていることが看取でき、評価できる。

また、前述のとおり、実地において個人情報の取扱い状況を確認しているとのことであり、評価できる。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 包括協定書第18条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。これは、管理業務に関して保有する情報に関して情報公開請求があった場合に、指定管理者の保有する情報の公開について適切に対応すべきことが当然の前提になっているものと考えられる（標準仕様書第1項に列挙されている、遵守すべき法令等にも、岡山市情報公開条例及び同条例施行規則が挙げられている）。

施設所管課は、指定管理者が上記の措置を講じているか否かについて、年次報告書の徴収で確認しているということである。事業報告書においては、個人情報保護に関することと情報公開に関することが混然一体として記載されてはいるが、指定管理者が情報公開条例にのっとり適正に情報開示を行う旨の方針が述べられており、評価できる。

(2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第6款 妹尾駅前自転車等駐車場ほか2施設（グループ⑤）

第1 指定管理の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、

(1) 妹尾駅前自転車等駐車場

- ① 施設の維持管理（照明の交換、場内の清掃、自転車等の整理、券売機の管理、施設内の違法駐輪の解消・排除、施設内の点検、ゴミの処理、ロッキングポスト式駐輪場の維持管理、植栽の維持管理等）
- ② 駐輪場の運営（駐車券の発売及び使用料の徴収、徴収した使用料の納付、施設内での駐車券の確認、利用者への指導等）
- ③ 撤去保管自転車の管理
- ④ 各種保守点検等業務（券売機保守点検、浄化槽清掃維持点検、券売機等夜間警備）
- (2) 妹尾駅南口自転車駐車場
 - ① 駐輪場の巡回管理（自転車整理、不審者対応、利用者への指導、駐輪場内清掃、精算機のおつり銭補充等）
 - ② 徴収した駐輪場使用料の納付
- (3) 妹尾駅駐車場
 - ① 駐車場の管理（場内監視、巡回、各設備機器の操作、事故又は苦情対応、車両誘導及び案内等）及び秩序の維持
 - ② 利用者に対する駐車券の交付
 - ③ 駐車場使用料の徴収
 - ④ 徴収した駐車場使用料の納付
 - ⑤ 駐車場の清掃

である。

2 自主事業

実施無し。

第2 指定管理業務仕様書・協定

1 備品管理

備品に関する包括協定書と管理業務仕様書の整合性がとれていないことは、第1款第3の6において述べたとおりである。

なお、グループ⑤の協定書・管理業務仕様書に添付されている物品台帳（妹尾駅前自転車等駐車場及び妹尾駅南口自転車駐車場）には、備品（Ⅱ種）の記載もあるが、包括協定書の定めによれば、物品台帳ではなく管理業務仕様書に記載されるべきものである。

★★意見629

備品（Ⅱ種）については、管理業務仕様書に記載するべきである。

2 費用負担の定め

標準仕様書第8項(2)において、「管理に関する経費は別表2によるものとする」とされており、別表2において費用負担の別が定められている。

費用負担の定めについて特に問題となる事項は見当たらない。

3 賠償責任保険

- (1) 包括協定書第22条において、「施設及び物品等に対する損害保険は甲が契約し、人身その他に対する損害保険は乙が必要に応じ契約するものとし、保険料は契約者がそれぞれ負担するも

のとする。」とされている。

他方、標準仕様書第18項においては、「指定管理者は、必要と考える補償を受けられる以下に掲げる保険に加入するものとし、その他駐車場等の管理に必要な保険にも加入することができる。」とされており、以下に掲げる保険として施設管理者賠償保険及び自動車管理者賠償責任保険が挙げられている。また標準仕様書別表1では、「施設等にかかる保険の加入」は指定管理者とされている。

協定書においては指定管理者の保険加入は「必要に応じ契約する」として任意的なものとするが、標準仕様書では施設管理者賠償保険及び自動車管理者賠償責任保険については必要と解される。また別表1の記載は、市は施設等にかかる保険の加入をしないようにも見える。

これら協定書と標準仕様書との間の齟齬については解消する必要がある、記載の修正が必要である。

- (2) また、募集要項及び標準仕様書には、岡山市が加入している保険の具体的な内容が明記されておらず、これらを見ても指定管理者において加入すべき保険との補償内容の重複が判断できない。

これでは指定管理者に不合理な負担を課す可能性、ひいては指定管理料の不合理な増額が生ずる可能性が生じかねない。

そこで、施設所管課においては、指定管理者が契約すべき賠償保険の内容について十分に検討した上、募集要項等において、岡山市が契約している保険内容や指定管理者が契約すべき保険について、種類だけでなく内容について明記すべきである。

★★意見630

賠償責任保険に関する協定書と標準仕様書における齟齬を解消すべきである。また、岡山市が契約している保険内容や指定管理者が契約すべき保険内容について明記すべきである。

4 指定管理者に不合理な負担を課する内容の条項

妹尾駅前自転車等駐車場夜間警備業務仕様書中、「仕様書に定めた事項以外のことであっても、岡山市が指示した事項については、これに協力しなければならない。」との条項がある。

指定管理者の管理業務はあくまで協定書及び仕様書に定められた内容及び水準で行われるべきものであり、仕様書に定めのない事項については一方的指示ではなく、対等の立場で協議の上、解決されるべきものである。

当該条項は、抽象的に協力しなければならない旨を規定するのみで、法的にはこれをもとに何らかの権利義務が発生するものではないと思われるが、無限定に市の指示に従わなければならないとの誤解を招きうるものであって、指定管理者の予測可能性を害し、特に新規に指定管理者になろうとする者にとっては参入に消極的となる要因ともなりうる。

民間事業者との協働によってより良い施設管理を目指す、という指定管理者制度の基本的考え方とも相容れないものであって、当該条項は削除されるべきである。

★★意見631

業務管理仕様書中、仕様書に定めた事項以外のことであっても、岡山市が指示した事項については、これに協力しなければならないとする条項は削除すべきである。

5 指定管理業務仕様書・協定に関するその他の事項

第1款第3「指定管理業務仕様書・協定」(共通事項)で述べたとおりである。

第3 モニタリング

1 事業報告書の記載事項

(1) 条例、協定書及び仕様書の定め

岡山市自転車等駐車場条例第2条の5により、指定管理者は、毎年度終了後速やかに、①管理業務の実施状況及び利用状況、②駐車料の収入の実績、③管理に係る経費の収支状況、その他規則で定める事項を記載した事業報告書を提出しなければならないとされている。岡山市自転車等駐車場条例施行規則第5条第1項では、③駐車場の使用料等の日ごと及び月ごとの集計に関する記載が必要である。なお、同条第2項においては、「指定管理者は、前項に掲げる事項を記載した書類を毎月月初めに提出することにより事業報告書の提出に代えることができる。」との規定が設けられている。

さらに、包括協定書第9条第2項により、④情報開示の状況、⑤自主事業の実施状況についても事業報告書に記載しなければならないとされている。加えて、標準仕様書第14項において、⑥自主事業に係る収支状況(自主事業を実施する場合)、⑦使用料の還付及び減免の状況、⑧施設の劣化状況の記載も必要とされている。

岡山市パークアンドライド駐車場条例の定めは、上記②(駐車料の収入の実績)が条例の要求ではないこと(ただし標準仕様書第14項に基づき記載の必要はある)、報告すべき事項を規則に委任する条項が条例にないことを除き、上記と同様である。したがって同条例施行規則に報告事項に関する定めはなく、上記③は必要的報告事項ではない。

(2) 管理に係る経費の収支状況

事業報告書において、3施設まとめた収支が記載されており、個々の施設の収支が明らかでないが、一つの駅前の駐輪場(駅北側と駅南側)及び駐車場であり、実質的には一つの施設と評価することもできるし、あえて収支を施設ごとに分ける必要まではないと思われる。

ただし、管理費用の支出項目が「原価」と「一般管理費」しかなく、内訳が不明である。少なくとも応募時に提出されている収支計画表の支出欄に記載されている程度には詳細な支出内訳の記載を求めるべきである。

★★意見632

事業報告書において、管理費用の支出の内訳を詳細に記載するよう指定管理者に求めるべきである。

(3) その他

事業報告書において、情報開示の状況、自主事業の実施状況及び施設の劣化状況に関する記載がない。

前述のとおり、包括協定書ないし標準仕様書において事業報告書に記載すべきとされているので、記載するよう指定管理者に求めるべきである(該当がないのであれば、ない旨の記載をするべきであるし、施設の劣化が「ない」ということはありえない)。

★★★指摘112

事業報告書において、情報開示の状況、自主事業の実施状況及び施設の劣化状況を記載するよう、指定管理者に求めるべきである。

2 所管課による管理状況のモニタリング

- (1) 施設所管課からのヒアリングによれば、使用料徴収・収納事務に関し、帳票（駐車料金精算機から発行されるジャーナル）との照合を毎月行っているということであり、評価できる。
- (2) 施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者との間での定例の連絡会議は行っていないが、月1回の定期報告時は面談をしているほか、何か機会があれば現地訪問も含め打ち合わせをしているとのことである。

もっとも、報告の受領や打ち合わせは、協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、十分なモニタリングとは言い難い。

- (3) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

3 加入損害保険の確認

前述のとおり、指定管理者において損害保険に加入することとされているが、施設所管課からのヒアリングによれば保険加入の有無を確認していないということである。

仮に指定管理者において損害保険に加入していなければ、協定書・仕様書で定められた義務に違反していることになるし、事故発生時に被害者に迅速適正な賠償ができないおそれもある。保険証書により容易に確認できるのであるから、保険加入の有無及びその内容については施設所管課において確認するべきである。

★★意見633

施設所管課は、指定管理者が協定書及び管理業務仕様書に定められた損害保険に加入しているか否か、加入している場合の内容等について、保険証書の写しの提出を求めるなどして確認されたい。

4 利用者アンケートの実施

標準仕様書第17項においては、「指定管理者は、岡山市が必要と認めたときは、管理物件に利用者からのアンケートを収集する箱を設置する等の方法により、利用者の意見を聞かなければならない。」とされており、施設所管課によれば、指定管理者においてアンケートは実施されているものの施設所管課での分析や結果についての指定管理者との協議は行われていないということである。

アンケート調査は、指定管理者による管理状況を施設所管課が評価する上で最も基本的な作業というべきであり、施設所管課においても結果を分析の上モニタリングに生かすようにされたい。

★★意見634

利用者アンケートを実施した場合には、施設所管課においても結果を分析の上、モニタリングに生かすようにされたい。

第4 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 包括協定書第18条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課において、指定管理者がこの措置を講じているか否か確認していないということである。

駐車場・駐輪場等の指定管理業務において知りうる個人情報としては、定期利用者の住所氏名、電話番号、車種又は車名、車両番号等が考えられ、いわゆるセンシティブ情報ではないものの、その要保護性が低いとはいえない。

- (2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 包括協定書第18条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。これは、管理業務に関して保有する情報に関して情報公開請求があった場合に、指定管理者の保有する情報の公開について適切に対応すべきことが当然の前提になっているものと考えられる（標準仕様書第1項に列挙されている、遵守すべき法令等にも、岡山市情報公開条例及び同条例施行規則が挙げられている）。

しかし、施設所管課は、指定管理者が上記の措置を講じているか確認していない。

- (2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第2節 庭園都市推進課

第1款 浦安総合公園ほか7施設

第1 施設の概要

1 浦安総合公園

施設名	浦安総合公園		施設数	1
所在地	岡山市南区浦安南町 493-2 ほか			
担当課	都市整備局 庭園都市推進課			
開設年月日	S63.3.31	建設費 (千円)	4,400,000	
根拠法令	都市公園法、岡山市公園条例			
施設の設置目的	主として市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募 (応募数)・非公募	
	公益財団法人岡山市公園協会	H28.4.1~R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料 (千円)	122,892	125,992	140,022	
年間利用者数 (人)	242,724	189,654	159,413	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	体育館利用料金等	
自主事業の有無	有	自主事業の概要	緑化講習会、スポーツ教室、自動販売機設置等	
備考				

2 半田山植物園

施設名	半田山植物園		施設数	1
所在地	岡山市北区法界院			
担当課	都市整備局 庭園都市推進課			
開設年月日	H7.4.1	建設費 (千円)	500,000	
根拠法令	都市公園法、岡山市公園条例			
施設の設置目的	植物園等特殊な利用に供される公園			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募 (応募数)・非公募	
	公益財団法人岡山市公園協会	H28.4.1~R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料 (千円)	85,445	85,445	93,513	
年間利用者数 (人)	73,690	65,050	56,439	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	入園料、研修室料等	

自主事業の有無	有	自主事業の概要	緑化講習会、自動販売機の設置等
備考			

3 操山公園

施設名	操山公園		施設数	1
所在地	岡山市中区沢田他（奥市、門田文化町三丁目、湊、円山、福泊、海吉、今谷）			
担当課	都市整備局 庭園都市推進課			
開設年月日	S35.4.1	建設費（千円）		
根拠法令	都市公園法、岡山市公園条例			
施設の設置目的	主として風致の享受の用に供することを目的とする公園			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	公益財団法人岡山市公園協会	H28.4.1～R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料（千円）	30,488	30,488	30,772	
年間利用者数（人）	65,160	48,625	50,306	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	多目的ホール利用料等	
自主事業の有無	有	自主事業の概要	自然体験イベントの開催、自動販売機設置等	
備考				

4 百間川緑地

施設名	百間川緑地		施設数	1
所在地	岡山市中区竹田～中区沖元地先			
担当課	都市整備局 庭園都市推進課			
開設年月日	S63.3.31	建設費（千円）		
根拠法令	都市公園法、岡山市公園条例			
施設の設置目的	主として自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るために設けられる緑地			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	公益財団法人岡山市公園協会	H28.4.1～R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料（千円）	76,404	78,404	77,109	
年間利用者数（人）	168,036	58,112	149,751	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	テニスコート利用料等	
自主事業の有無	有	自主事業の概要	ラケットの貸出等	
備考				

5 西大寺緑花公園

施設名	西大寺緑花公園		施設数	1
所在地	岡山市東区西大寺南一丁目			
担当課	都市整備局 庭園都市推進課			
開設年月日	H22.4.1	建設費（千円）	1,860,000	
根拠法令	都市公園法、岡山市公園条例			
施設の設置目的	主として徒歩圏内に居住する市民の利用に供することを目的とする公園			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	公益財団法人岡山市公園協会	H28.4.1～R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料（千円）	97,660	97,660	98,579	
年間利用者数（人）	118,895	113,588	113,204	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	多目的ホール利用料等	
自主事業の有無	有	自主事業の概要	緑化講習会、自動販売機設置等	
備考				

6 六番川水の公園

施設名	六番川水の公園		施設数	1
所在地	岡山市東区升田614-64			
担当課	都市整備局 庭園都市推進課			
開設年月日	H11.11.4	建設費（千円）	1,153,100	
根拠法令	都市公園法、岡山市公園条例			
施設の設置目的	主として市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	公益財団法人岡山市公園協会	H28.4.1～R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料（千円）	29,338	29,338	29,607	
年間利用者数（人）	79,658	95,928	86,143	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	体育館利用料等	
自主事業の有無	有	自主事業の概要	ラケット貸出、自動販売機設置等	
備考				

7 山田グリーンパーク

施設名	山田グリーンパーク		施設数	1
所在地	岡山市南区山田 2263 番 2			
担当課	都市整備局 庭園都市推進課			
開設年月日	H8.6.1	建設費 (千円)		
根拠法令	都市公園法、岡山市公園条例			
施設の設置目的	主として市民の運動の用に供することを目的とする公園			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募 (応募数)・非公募	
	公益財団法人岡山市公園協会	H28.4.1~R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料 (千円)	17,377	17,377	17,534	
年間利用者数 (人)	19,298	18,885	20,669	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	テニスコート利用料等	
自主事業の有無	有	自主事業の概要	ラケット貸出、自動販売機設置等	
備考	R3.4.1 から所管課が市民生活局スポーツ振興課に変更予定			

8 灘崎町総合公園

施設名	灘崎町総合公園		施設数	1
所在地	岡山市南区片岡 1 1 9 - 1			
担当課	都市整備局 庭園都市推進課			
開設年月日	H17.3.22	建設費 (千円)		
根拠法令	都市公園法、岡山市公園条例			
施設の設置目的	主として市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募 (応募数)・非公募	
	公益財団法人岡山市公園協会	H28.4.1~R3.3.31 (5年)	非公募	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料 (千円)	29,338	29,338	29,607	
年間利用者数 (人)	79,658	95,928	86,143	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	多目的広場利用料等	
自主事業の有無	有	自主事業の概要	用具の貸し出し、自動販売機の設置等	
備考				

第2 指定管理の概要

1 指定管理業務

「岡山市都市公園指定管理者業務共通仕様書」において、指定管理者が行うこととされている指定管理業務は、

- ① 緑化推進業務（緑化相談所の常設、緑化啓発事業、緑化推進のまちづくりを推進する人材の育成等、公園内の緑化推進等）
 - ② 施設の管理業務（清掃、修繕等）
 - ③ 施設の運營業務（使用許可、利用料金の收受等）
- である。

なお、①のうち一部は、指定管理者においては自主事業として位置付けられている（後述する）。

2 自主事業

目的内自主事業として、主催事業・講習会（緑化講習会・体験会等）、地域との共同事業（地域・近隣施設のイベントへの参加）、スポーツ教室、一般開放、自動販売機の設置、物品販売・貸出、公衆電話設置が行われている。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと
第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（**指摘2、指摘3**）。
- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと
第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（**意見8**）。
- (3) 岡山市公園条例施行規則における定め

岡山市公園条例施行規則（以下、本節において「施行規則」という。）第1条の3には「市長は、条例第3条の規定により指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。（各号省略）」とあり、公募を行うべきこと及び公募にあたり明示すべき事項が定められているが、条例に選定手続に関する定めがない中において、岡山市管理規則第5条第1項柱書本文を受け、公募原則を明示したものとして評価できる。

しかし、岡山市管理規則第5条第1項と異なり、施行規則第1条の3には例外規定が設けられていない。現指定管理者は非公募で選定されており、施行規則の定め違反している状態になっている。現指定管理者の選定が、公園条例第3条の2第4項に基づき行われていると解する余地もあるが、施行規則第1条の3は「条例第3条の規定により指定管理者を指定しようとするときは」としており、公園条例第3条の2第4項に基づく選定の場合を除外していない。

前述のとおり、公募原則を条例で定めるべきであるが、例外的に非公募での選定が必要となる可能性があることも考えられるので、例外規定もあわせて設けるべきである。なおその際には、恣意的、濫用的な運用を許さないよう、公募原則の趣旨に照らして、具体的かつ厳格な要件を設けるべきである。

★★★指摘113

現指定管理者の選定は施行規則第1条の3の定め違反している。条例において、公募原則を定めると共に、例外的に非公募による選定を認めるべき具体的かつ厳格な要件をあわせて定めるべきである。

2 非公募理由

- (1) 現指定管理者は非公募方式により指定管理候補者として選定されているが、非公募方式により指定管理候補者を選定する理由については、公の施設点検票の記載及び施設所管課からのヒアリングによると、市の今後の緑化施策は、市民活力を活かした市民協働の推進を図っており、全市的・長期継続的な取り組みが必要であり、緑化推進事業を実践してきた現指定管理者と連携し、市内各施設を管理するとともに緑化推進の拠点として活用することで緑化推進施策を一層拡大することが可能なため、とされ、岡山市管理規則第5条第1項第3号に該当すると判断されたものである。
- (2) 岡山市管理規則第5条第1項第3号は、「公の施設の設置目的又は本市の政策目的を実現するために、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき」に非公募方式による選定を認める規定である。

緑化推進施策の実現のため、「岡山市の公園緑地事業及び緑化推進事業の発展振興を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする」公益財団法人に、緑化推進の拠点となる公園施設の管理を行わせることは、一定の合理性を有すると考えられる。しかしながら「最も合理的」であると直ちに評価することは困難である。

すなわち、緑化推進業務と公園の施設管理業務は、関連性を有するとはいえ本来的には別の業務であり、必ずしも同一の事業者が担当しなければ非効率となるという関係にはない。特に、本施設のうち百間川緑地、六番川水の公園及び山田グリーンパークにおいては、緑化推進業務として管理業務仕様書上予定されているのは「緑化啓発グッズ（園芸手引き書、パンフレット等）の配布など」に留まっており、施設管理業務との関連性は薄い。なお現に山田グリーンパークについては令和3年度から所管課が変更され、「岡山市社会体育施設」として公募により選定された他の指定管理者が管理することになっている。

逆に、本施設のうち浦安総合公園、半田山植物園（公園条例上の「植物公園」である）、西大寺緑花公園においては、緑化推進業務として常設の緑化相談所の設置、緑化啓発イベント、緑化関連講習会の開催、緑化推進人材育成事業の実施等が予定されており、また操山公園、灘崎町総合公園においても常設緑化相談所の開設を除いて同様である（操山公園には「里山センター」が設けられている。）。これらについては、緑化推進業務と施設管理業務を同一の事業者が行うことの合理性は認められやすいと思われる（ただし、浦安総合公園は体育館やテニスコート、野球場等を有する総合公園であり、より慎重な検討が必要であると考えられる。）。）。これらについては、緑化推進業務と施設管理業務を同一の事業者が行うことの合理性は認められやすいと思われる（ただし、浦安総合公園は体育館やテニスコート、野球場等を有する総合公園であり、より慎重な検討が必要であると考えられる。）。）。

仮に施設管理業務と緑化推進業務を切り離すことで施設管理費用（指定管理料）をさらに低減することができるのであれば、その分を市として緑化推進業務に活用することで、全体としては、より緑化推進業務の充実が図れることになり、その方が合理的ということも考えられる。

従前の方法を所与のものとして絶対視するのではなく、これらの施設を一体として公募によらず選定した指定管理者に管理させることが「最も合理的」といえるかは、より丁寧な検討と市民に対する説明が求められると考える。

★★意見635

岡山市の管理規則第5条の第1項3号の要件充足性に関し、岡山市の政策目的との関係で現指定管理者が「最も合理的」であると評価すべき理由について、より丁寧な検討を行い、市民に対する説明責任を果たすべきである。

3 申請要項

(1) 指定管理料の上限額

指定管理料については、前述のとおり、「委託料については、適切な積算に基づくものであること。」とされており¹⁴⁵、また、岡山市マニュアル26頁においても、指定管理者に行わせる業務の範囲や内容をもとに、あらかじめ管理に必要と考えられる経費総額を積算し、上限額を設定すること、とされている。適切に積算が行われることは、適正妥当な指定管理料設定の大前提である。

施設所管課作成に係る資料によると、本施設の指定管理料上限額の積算方法は、過去の2か年の実績の平均値をベースにして、指定管理料の上限額を積算していると思われるが、支出の中身の合理性をチェックしないまま、過去の実績をもとに次期の指定管理料の上限額を積算することは、手続の公正性、透明性、経済性の観点から妥当ではない。

総論において指摘したとおり、過去の実績を中心に検討するのではなく、統一的な考え方に基づいて積算された金額について、本施設の個別的な事情に応じて修正することが望ましいといえる。また、統一的な考え方が整備されていなくとも、過去の実績をそのまま鵜呑みにすることなく、各支出項目について一般的な市場価格を調査するなどして（参考見積を取得することも方法の一つである）、指定管理料上限額を適正に査定されたい。

★★意見636

指定管理料の上限額の積算方法について、過去の実績を中心に検討するのではなく、統一的な考え方に基づいて、あるいは一般的な市場価格に基づいて積算された金額について、本施設の個別的な事情に応じて修正する方法が望ましい。

(2) 指定管理料の用途

施設所管課作成に係る資料によると、指定管理料上限額の算定において、施設別の収支とは別に「緑化推進事業」の支出が計上された上で、指定管理料算定の基礎とされている。

指定管理者においては、指定管理業務として行われる緑化推進事業（指定管理に係る施設を拠点として行われる緑化推進事業）と、指定管理業務とは別に行われる緑化推進事業の両方が行われているが、指定管理料上限額の算定における「緑化推進事業」支出が、指定管理業務とは別に行われる緑化推進業務のための支出を含んでいるとすれば¹⁴⁶、施設管理のための費用である指定管理料が事実上¹⁴⁷他目的に使用されることを当初からの前提にして指定管理料を定めていることになり、施設管理経費に充てるという指定管理料支払いの趣旨に反し、公金支出の

¹⁴⁵ 平成20年6月6日総財財第33号総務省事務次官通知

¹⁴⁶ インターネットで公開されている公益財団法人岡山市公園協会の平成25年度決算書

(https://www.okayama-park.or.jp/wp/wp-content/uploads/2014/06/report_h25-1.pdf) 及び平成26年度決算書 (https://www.okayama-park.or.jp/wp/wp-content/uploads/2015/06/report_h26-1.pdf) を見る限り、含まれている可能性が高いと思われる。

¹⁴⁷ 指定管理者においては、指定管理業務等に係る会計（公益目的事業2会計）から、指定管理業務に関しない会計（公益目的事業1会計）に、同会計の財源として利用料金収入を振り替えているが、指定管理料は利用料金収入の実績をもとに算出されており、名目は利用料金収入の振替であっても指定管理料の支出と同視できる。

透明性の観点からも不適切である。

申請要項においては「指定管理に係る収入と支出の差額で黒字となった場合には、その一部を緑化推進業務に充当することを検討してください。」とされており、指定管理業務で得られた収益を、指定管理業務以外の緑化推進業務に充てることが求められているが¹⁴⁸、同様の観点から妥当ではない。

指定管理料は精算方式とした上で、指定管理業務に関わらない緑化推進業務について、政策的に公金の支出が必要なのであれば、施設管理で得られた収益を事実上充てるという便法的支出ではなく、正面から補助金として交付する、別途の業務委託契約を締結するなどの方法が望ましい。

なお、指定管理者の令和元年度決算によれば、実際に、公益目的事業2（指定管理業務等）の利用料金収入のうち約38%である3857万7660円が公益目的事業1（指定管理業務に関しない事業）に振り替えられているところ、公益目的事業1会計における経常収益（収入）は、この振替金を含めて合計4333万8680円であり、約89%が公益目的事業2会計からの振替金で占められている。つまり、指定管理業務ではない公益目的事業1のための財源の約9割が、指定管理業務による収入によって占められているのである。

★★意見637

施設の指定管理により得られた収益について、指定管理業務に関わらない業務のために支出することを前提として指定管理料を定めたり、申請要項においてそのような支出を求めたりすることは妥当ではない。

4 マネジメント推進委員会での審議

- (1) 現指定管理者は、平成28年1月18日都市整備局公共施設等マネジメント推進委員会において指定管理候補者として選定されている。

指定管理者として指定されるための条例上の要件は、①その事業計画による公園の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること、②その事業計画の内容が公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、③その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること、④その他市長が必要と認める事項（公園条例第3条の2第2項）となっている。

上記推進委員会においては、指定管理候補者によるプレゼンテーション及び質疑応答、委員による採点が行われており、事業計画に対するチェック、適格性も含めた審査がされているものと認められ、その点においては評価できる。

ただし、会議録によれば、指定管理候補者の役員を兼職している市職員（都市整備局長）が推進委員会の委員長として議事に参加しているが、利害相反であり、都市整備局公共施設等マネジメント推進委員会運営要領第3条第5項に違反している。この会議においては、委員長は自ら兼職の事実を告知した上で質疑応答及び採点には加わらないとして議事進行のみ行っているが、議事進行に関与することも、委員による議論に影響を与えないとはいえず、利

¹⁴⁸ 指定管理業務としての緑化推進業務のための支出は、「指定管理に係る支出」となるはずであるから、黒字の一部が充当されるべき「緑化推進業務」は、指定管理業務以外の緑化推進業務と解さざるを得ない。

害相反回避のための措置として十分とはいえない(同条項は「会議に参加することができない」と定めている。)。このような利害相反が生じる場合には議事に加わらないよう徹底されたい。

(2) また、令和元年11月26日の推進委員会においては、本施設に係る公の施設の点検結果が了承されているが、会議時間は30分であり、そのほとんどは所管課からの施設概要等に関する説明に費やされているものと思われ、内容に関する実質的な検討・質疑が行われていることはうかがわれない。

公の施設の点検結果は、指定管理者制度の導入及び運用の骨格、非公募施設の指定管理者を事実上決することとなる非常に重要なものであって、形式を整えるだけでなく、十二分に実質的な検討、審議が行われなければならない。

この推進委員会においても、上記(1)と同様、本施設の指定管理候補者の役員を兼務している職員が推進委員会委員長を務めている。またこの推進委員会では利害相反の告知、該当議事からの回避も行われていない。

★★★指摘114

公の施設の管理運営に関し、推進委員会において指定管理者の公募・非公募を決定し、また指定管理候補者の選定を行うに当たり、候補者である外郭団体の役員を兼任する職員が推進委員会における当該議事に加わることは、都市整備局マネジメント推進委員会運営要領に違反するので、議事に加わることがないよう徹底されたい。

★★意見638

推進委員会における公の施設の点検の審議にあたっては、実質的な検討が必要である。

第4 協定

1 指定管理料

現指定管理者との間で指定管理料の精算は予定されていない。

しかし、本施設は収益施設ではなく、また、現指定管理者は営利団体ではなく非公募で選定されておりマーケットメカニズムが働いているとはいえない。また前述のとおり、指定管理業務で得られた利益が指定管理業務目的以外に充てられることが予定されている。

したがって、本施設の指定管理については、本来、指定管理料に残金が発生する場合には、年度ごとに精算する方式とするのが望ましい。

★★意見639

収益施設ではなく、指定管理者が営利団体でもない場合で、指定管理者の経営努力による経費の圧縮が期待されているとはいえない場合には、指定管理料については年度ごとの精算方式とすることが望ましい。

2 リスク分担

本施設に関する包括協定書におけるリスク分担表に関する規定、及び包括協定書添付のリスク分担表については、基本的に岡山市マニュアル掲載書式と同旨であり、総論においてそれについて述べた問題点がそのままあてはまる。

なお、本施設に関しては、申請要項に添付されているリスク分担表と、包括協定書添付のリスク分担表の内容が異なっている。施設所管課からのヒアリングによれば、申請要項を定めた後、その内容に問題があるとの認識の下、指定管理候補者と協議の上協定締結時に修正を行ったということであったが、修正自体は妥当と考えられ、また公募施設とは異なり公平性の問題は生じないものの、申請要項を定める際に問題がないように十分チェックを行うべきである。

3 修繕費負担

(1) 本施設に関する修繕費については、岡山市都市公園指定管理者業務共通仕様書（以下本款において「共通仕様書」という。）3(3)(c)⑤アcによれば、費用が1件につき100千円（10万円）未満の応急修繕については指定管理者が費用を負担し、緊急に行う100千円（10万円）以上の応急修繕については費用負担について岡山市と協議することとされている。

また同3(3)(c)⑤イでは、計画的な修繕についての定めがあるが、費用負担者は明示されていない。さらに同7項においては「施設の修繕に関する事項」として、指定管理者の責めに帰すべき場合及び費用が1件につき100千円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の修繕については指定管理者の負担、これ以外で指定管理者との協議を経たものは岡山市の負担とされている。

他方、包括協定書添付のリスク分担表においては、老朽化により生じた軽微なもの（※修繕費用が1件につき10万円未満（消費税及び地方消費税含む））及び不可抗力により生じた軽微なものは指定管理者の負担、老朽化により生じた重大なもの、不可抗力により生じた重大なものは岡山市の負担とされている。包括協定書23条2項からは、リスク分担表の適用が不可抗力の場合に限られるように解され、老朽化の場合の定めに関する合理的な解釈が困難であるが、その点はいったん措くとすれば、費用1件当たり10万円を境にして指定管理者と岡山市で負担者を定めることとなっている。

以上のとおり、共通仕様書とリスク分担表では、10万円以上の修繕費の負担者につき、共通仕様書では協議、リスク分担表では岡山市ということになり、齟齬が生じている。

(2) 所管課からのヒアリングによれば、10万円以上の場合でも指定管理者が負担しているケースがあり、負担者はその都度協議して決めているということであって、共通仕様書の運用が実態に近いようである。

緊急時に岡山市の判断や手続を待たず迅速に修繕を行うべきケースがあることは想定され、指定管理者が外郭団体たる非営利法人であるという現状の下では、それなりに合理性を有すると思われるが、緊急修理が重なった場合や協議が適切に行われなかった場合等、指定管理者にとって過度な負担を課することにもなりかねないので、適切な運用を行うよう留意が必要である。

★★意見640

10万円以上の修繕費の負担者につき、共通仕様書とリスク分担表で齟齬が生じているので、緊急修繕・計画的な修繕を含め、負担者及び金額等の基準を整理すべきである。また、緊急修理が重なった場合等、指定管理者に過度な負担を課することにもなりかねないので、留意が必要である。

4 賠償責任保険

包括協定書第22条において、「施設及び物品等に対する損害保険は甲が契約し、人身その他に対する損害保険は乙が必要に応じ契約するものとし、保険料は契約者がそれぞれ負担するものとする。」とされている。

他方、共通仕様書においては、指定管理者において損害保険に加入すべきことが定められており、保険加入が必要的とされていると解される。

包括協定書のベースとなっている岡山市マニュアルの記載の問題点は総論で述べたとおりであり、上記規定には問題がある。共通仕様書で保険加入を求めていることは妥当であるが、包括協定書と共通仕様書で齟齬があること、岡山市が加入している保険の内容、指定管理者が加入すべき保険契約の内容が共通仕様書等に記載されておらず、岡山市が加入している保険と指定管理者において加入すべき保険との補償内容の重複が判断できない。

これでは指定管理者に不合理な負担を課す可能性、ひいては指定管理料の不合理な増額が生ずる可能性が生じかねない。

そこで、施設所管課においては、指定管理者が契約すべき賠償保険の内容について十分に検討した上、募集要項等において、岡山市が契約している保険内容や指定管理者が契約すべき保険の内容等を明記すべきである。

★★意見641

賠償責任保険に関する包括協定書と共通仕様書における齟齬を解消すべきである。また、岡山市が契約している保険内容や指定管理者が契約すべき保険内容について明記すべきである。

第5 施設の管理運営

1 備品管理

指定管理者が管理業務において取り扱う備品については、公有財産を適切に管理し、また、指定期間終了後の引継ぎ等の際の紛争を回避するため、その範囲や所有権について可能な限り明らかにしておくことが必要である。

本施設に係る包括協定書においては、物品台帳に記載される岡山市所有のⅠ種（第19条）、管理業務仕様書に定める指定管理者が準備すべき物品であるⅡ種（第20条第1項及び第2項）、Ⅱ種のほか指定管理者が必要に応じ購入または調達した物品であるⅢ種（第20条第3項）と区分されている。

備品（Ⅰ種）については、岡山市と指定管理者との間で、協定締結の際に「物品台帳」の内容について、「物品台帳」記載の備品が現地に存在するかどうかを確認し、その認識を共通にしておくべきである。

また、少なくとも年1回は、岡山市と指定管理者との間で、「物品台帳」記載の備品の存在を確認し、その内容を更新すべきである。

所管課からのヒアリングによれば、Ⅰ種の物品の確認ができていないということであり（提出を受けた物品台帳は、いずれも平成22年度に作成されたもののような）、改善されたい。

また、本施設に係る管理業務仕様書（共通仕様書及び各施設に関する業務細則）に物品に関する記載はなく、Ⅱ種の設定がないのであれば協定書に記載すべきではない。

★★意見642

「物品台帳」に記載されている備品（Ⅰ種）については、指定期間の開始に際して、岡山市と指定管理者との間でその存在と内容について確認するとともに、少なくとも年1回は施設所管課も立ち会って「物品台帳」との照合作業を行い、必要に応じてその内容を更新すべきである。

★★意見643

備品（Ⅱ種）が設定されていないのであれば、包括協定書のⅡ種に関する定めは削除されるべきである。

2 指定管理者による事業所としての施設利用

指定管理者である公益財団法人岡山市公園協会の登記上の主たる事務所所在地は岡山市北区大供一丁目1番1号（岡山市役所と同じ）であるが、所管課からのヒアリングによれば、実質的な主たる事務所は浦安総合公園の体育館の中にあり、そこで施設の受付業務のほか、法人の業務を行っているということである。

総論でも指摘したように、指定管理者による事務所使用が指定管理者としての管理業務に必要な範囲を超えるものであるとすれば、当然のことながら、行政財産の目的外使用許可及び使用料の納付等の適正な手続が必要である。

指定管理者の施設内の事務所の使用状況を確認し、管理業務の範囲を超える使用状況が認められる場合には、行政財産の目的外使用許可及び使用料の納付を徹底すべきである。

★★意見644

指定管理者の施設内の事務所の使用状況を確認し、管理業務を行う上で必要と認められる範囲を超えて使用しているときには、目的外使用許可及び使用料の納付を徹底させるべきである。

第6 自主事業

1 緑化推進事業の位置付け

(1) 共通仕様書第2項「業務の範囲に関する事項」において、指定管理者が行う業務として「緑化推進業務」と「自主事業及び利用促進業務」が別個に掲げられている。

そして、緑化推進業務の詳細として「各区に配置されている指定管理施設を活用し、各種緑化活動の支援等を通じ、緑化意識の高揚を図るとともに、「市民協働による公園管理」や「ボランティア活動を核とした民有地緑化の拡大」を実現することを目的として、緑化推進事業を積極的に実施すること ①緑化相談所の常設 ②緑化啓発事業 ③緑化推進のまちづくりを推進する人材の育成等 ④公園内の緑化推進 ⑤その他緑化推進に関する事業」とされている。

したがって、共通仕様書上は、これら管理施設を活用して行われる緑化推進事業は自主事業ではなく指定管理業務と位置付けられていると考えられる。

(2) 他方、指定管理者から提出されている自主事業計画書や、平成31年度（令和元年度）事業報告書13頁～19頁（自主事業実績）によれば、施設で実施される緑化関連の講習会、イベント等が自主事業として位置付けられており、また指定管理業務とは別の事業であるはずの公

益目的事業1に属する事業もあわせて記載されており、混在している。

自主事業計画書には、これらのほかスポーツ教室や自動販売機の設置等も記載されている。

- (3) 指定管理業務と自主事業（さらにはそのいずれでもない事業）とは、収支の区分管理の必要があり（包括協定書第6条第5項）、責任の所在も異なることから、岡山市と指定管理者との間で齟齬が生じないように位置付けを明確化・整理すべきである。

★★意見645

施設において行われる緑化推進事業につき、指定管理業務、自主事業、いずれでもない事業の位置付けを明確化・整理されたい。

2 自動販売機等の取扱い

本施設はいずれも都市公園法における公園であり、施設所管課からのヒアリングによれば、自動販売機や売店は都市公園法第2条第2項第7号の「公園施設」に該当するとして、公園内施設設置許可を出して設置されており、これらの設置は施設の設置目的内として、目的内自主事業として位置付けられているということである。

その取扱い自体は問題ないと思われるが、申請要項においては、自動販売機の設置が目的外自主事業として記載されているので、修正が必要である。

第7 モニタリング

1 事業報告書の記載事項

- (1) 条例、協定書及び仕様書の定め

公園条例第3条の4により、指定管理者は、毎年度終了後速やかに、①公園の管理業務の実施状況及び利用状況、②公園の利用に係る料金等収入の実績、③公園の管理に係る経費の収支状況、その他公園の管理上市長が必要と認める事項を記載した事業報告書を提出しなければならないとされている。また、包括協定書第8条第2項により、④情報開示の状況、⑤自主事業の実施状況についても事業報告書に記載しなければならないとされている。加えて、共通仕様書第12項において、⑥施設の利用者からの意見（アンケート等）と対応状況、⑦自主事業に係る収支状況、⑧利用料金の還付及び減免の状況、⑨施設の劣化状況の記載も必要とされている。

- (2) 令和元年度の事業報告書について

比較的详细な事業報告書が提出されており評価できるが、以下の点については改善が必要と考える。

ア 情報開示の状況

件数のみ報告されているが、開示請求に係る情報の種類、請求に対する対応状況等の記載を求めるべきである。

イ 自主事業に係る収支状況

自主事業計画書等において自主事業に位置付けられている、施設における緑化推進事業に関する収支状況が区分して記載されていない。前述のとおり位置付けを整理して、自主事業とするのであれば区分した収支状況の報告を求めるべきである。

また、その他の自主事業（スポーツ教室、自動販売機の設置等）についても、実施状況の

- みで収支状況の記載がない。
- ウ 利用料金の還付及び減免の状況
記載がない。
- エ 施設の劣化状況
記載がない。

★★意見646

事業報告書の記載事項に漏れ等がないよう、指定管理者に求めるべきである。

2 所管課による管理状況のモニタリング

- (1) 施設所管課からのヒアリングによれば、年平均2回程度、指定管理者との間で連絡会議を行っているということである。定期的に指定管理者との連携を維持する努力をしている点は評価できる。また、随時施設を訪問し園地施設の管理状況を確認しているということである。
- もっとも、上記の定例会議及び施設訪問は、協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、必ずしも十分なモニタリングとは言い難い。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

3 利用者アンケートの実施

共通仕様書第13項においては、「指定管理者は、岡山市が必要と認めたときは、管理物件に利用者からのアンケートを収集する箱を設置する等の方法により、利用者の意見を聞かなければならない。」とされており、本施設においてはアンケートが実施され、事業報告書において詳細な報告がされている。

所管課においてもアンケートの内容を確認、検討、分析しているということであり、適切な対応と認められる。

第8 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 包括協定書第18条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課において、指定管理者がこの措置を講じているか否か確認していないということである。

公園の指定管理業務において知りうる個人情報としては、有料施設利用者や講習会等の参加者の住所氏名、電話番号等が考えられ、いわゆるセンシティブ情報ではないものの、その要保護性が低いとはいえない。

- (2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 包括協定書第18条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。これは、管理業務に関して保有する情報に関して情報公開請求があった場合に、指定管理者の保有する情報の公開について適切に対応す

べきことが当然の前提になっているものと考えられる（共通仕様書第1項に列挙されている、遵守すべき法令等にも、岡山市情報公開条例及び同条例施行規則が挙げられている）。

しかし、施設所管課は、指定管理者が上記の措置を講じているか確認していない。

指定管理者からの事業報告書において、平成31年度に情報開示請求が1件あったことは報告されているが、その詳細は明らかではなく、適切に対応されたか否かは不明である。

(2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第9 災害対応

本施設のうち岡山市総合文化体育館（浦安総合公園）、浦安総合公園西地区管理事務所、半田山植物園、操山公園里山センター及び西大寺緑花公園百花プラザについては、令和元年11月14日付で「災害時における避難場所の開設運営に関する協定書」が締結され、また令和2年4月1日付で「災害時における避難場所の開設運営に関する確認書」が作成されている。

このことは評価できる点であり、形式的な書面の作成に終わることのないよう、例えば定期的に災害発生を想定した訓練を行うなど、災害時に迅速かつ適切な対応が可能となるよう準備を進められたい。

第2款 たけべの森公園

第1 施設の概要

施設名	たけべの森公園		施設数	1
所在地	岡山市北区建部岡田地子1571-40ほか			
担当課	都市整備局 庭園都市推進課			
開設年月日	S61.7.20	建設費（千円）	1,240,000	
根拠法令	都市公園法、岡山市公園条例			
施設の設置目的	主として市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募（応募数）・非公募	
	RES・岡山造園共同事業体	H30.4.1～R5.3.31 (5年)	公募(1)	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料（千円）	26,743	26,100	26,000	
年間利用者数（人）	46,573	43,400	44,215	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	入園料、キャンプ場利用料等	
自主事業の有無	有	自主事業の概要	物品レンタル、自動販売機設置等	
備考				

第2 指定管理の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、

- ① 施設の維持管理業務（清掃、修繕等）
- ② 施設の運営業務（使用許可、利用料金の收受等）

である。

2 自主事業

目的内自主事業として、レンタル用品の追加、キャンプファイヤー材料の販売、旅行代理店へのセット料金、特産物の販売、ごみ袋の販売が行われている。また自動販売機の設置も行われている。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（**指摘2、指摘3**）。

- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと

第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（**意見8**）。

- (3) なお、公園条例及び施行規則について、本節第1款において述べたとおりである。

ただし、本施設については公募による指定管理者の選定が行われている。

2 公募手続（募集要項・選定基準等）

- (1) 募集期間・応募状況

直近の指定管理者選定時における公募期間（募集要項配布から応募受付期間終了までの日数）は35日である。標準的な公募期間（30日）は上回っているが、総論でも述べたとおり、多数の候補者が応募しやすくするため、できるだけ公募期間を長くとることが望ましい。

公募期間が不十分であれば、単に新規参入者の準備が困難というだけでなく、従前の指定管理者が不当に有利な競争環境となり、適切でない。

多くの新規の民間団体や事業者が応募できるよう、公募期間をできる限り長く設定すべきである。

特に、本施設においては、直近選定時に、応募者が1社（従前指定管理者であった者）であったことから、募集期間のみならず、募集に関する広報は十分か、募集要項に記載されている情報は十分か、リスク分担は合理的かつ明確か等、応募者が1社のみにとどまった原因を究明し、応募者を増やす工夫がより一層求められると考える。

★★意見647

指定管理者の新規応募を考える民間事業者の応募準備のための期間を確保するために、募集要項が発表されてから、公募の受付が終了するまでの期間を、現在よりも長く設定すべきである。

★★意見648

公募に対する応募者が1名であった原因を究明し、次期の募集手続において十分な改善策を講じられたい。

(2) 指定管理料上限額

提出された資料によれば、本施設における指定管理料上限額については、収入および支出の費目ごとに、指定管理の実績、管理費用の増加または減少の要因となる個別事情を考慮して積算が行われており、おおむね適切に行われているものと思われる。

(3) 選定基準

岡山市マニュアル資料編の選定基準（例）がそのまま用いられている。

また、「事業計画等」と「収支計画」の配点比率は7：3とされており、ソフト事業の展開を期待するものとなっている。

選定委員会でも異論は出ておらず、特段問題はないものとする。

3 選定委員会における審議

本施設に関しては、平成29年度に現指定管理者が選定されており、以下のとおり選定委員会及び同都市整備局・市民生活局部会にて審議が行われている。

- ・第1回選定委員会：平成29年7月3日（部会の設置）
- ・第1回都市整備局・市民生活局部会：同年7月13日（募集要項及び選定基準について）
- ・第2回選定委員会：同年8月3日（第1回部会の審議結果について）
- ・第2回都市整備局・市民生活局部会：同年10月20日（候補者の選定（質疑応答含む））
- ・第3回選定委員会：同年11月2日（候補者の選定）

第1回部会においては、管理業務仕様書に記載されている10万円以上の修繕費の負担について「協議」となっておりリスク分担表と齟齬が生じているのではないかとの指摘があり、指摘箇所が修正されていると思われる。

第2回部会においては収支計画等に関し応募者に対する質疑応答が行われた上で採点が行われ、指定管理者の候補者選定が行われている。「収支計画と説明された内容が合致していない」との指摘があり、「事業計画書の作り方が不十分ではあるが、現在の実績を考慮し、候補者に決定する」との協議がなされている。

第3回選定委員会においては、委員から「応募が1者しかないから、最終的には夫々の部会でも仕方なく承諾したケースが多いのではないかと思う。」「1者しか応募が無いために、内容が十分でないから遠慮してもらおうという判断が部会では出来なかった」との所感が述べられている。本施設の指定管理候補者のことを指すものとは限らないが、複数の応募者から最も適切な者を選定することは、指定管理者制度の根幹をなすものであり、新規参入を促進する取り組みが強く望まれる。

第4 協定

1 リスク分担

本施設に関する包括協定書におけるリスク分担表に関する規定、及び包括協定書添付のリスク分担表については、基本的に岡山市マニュアル掲載書式と同旨であり、総論においてそれについて述べた問題点があるままである。

2 修繕費負担

本施設に関する修繕費については、費用が1件につき10万円未満の修繕については指定管理者が費用を負担し、1件につき10万円以上の修繕については岡山市の負担とされている（管理業務仕様書）。リスク分担表においてもほぼ同旨である。

指定管理者における令和元年度の修繕費支出合計は58万8348円（令和元年11月に19万8227円が支出されているのを除き、各月の支出は10万円未満である。）であり、おおむね仕様書に沿った適正な運用になっているものと思われる。

3 賠償責任保険

包括協定書第22条において、「施設及び物品等に対する損害保険は甲が契約し、人身その他に対する損害保険は乙が必要に応じ契約するものとし、保険料は契約者がそれぞれ負担するものとする。」とされている。

他方、管理業務仕様書においては、指定管理者において損害保険に加入すべきことが定められており、保険加入が必要的とされているものと解される。

包括協定書のベースとなっている岡山市マニュアルの記載の問題点は総論で述べたとおりであり、上記規定には問題がある。管理業務仕様書で保険加入を求めていることは妥当であるが、包括協定書と管理業務仕様書で齟齬があること、岡山市が加入している保険の内容、指定管理者が加入すべき保険契約の内容が共通仕様書等に記載されておらず、岡山市が加入している保険と指定管理者において加入すべき保険との補償内容の重複が判断できない。

これでは指定管理者に不合理な負担を課す可能性、ひいては指定管理料の不合理な増額が生ずる可能性が生じかねない。

そこで、施設所管課においては、指定管理者が契約すべき賠償保険の内容について十分に検討した上、募集要項等において、岡山市が契約している保険内容や指定管理者が契約すべき保険の内容等を明記すべきである。

★★意見649

賠償責任保険に関する包括協定書と共通仕様書における齟齬を解消すべきである。また、岡山市が契約している保険内容や指定管理者が契約すべき保険内容について明記すべきである。

第5 施設の管理運営（備品管理）

- 1 指定管理者が管理業務において取り扱う備品については、公有財産を適切に管理し、また、指定期間終了後の引継ぎ等の際の紛争を回避するため、その範囲や所有権について可能な限り明らかにしておくことが必要である。
- 2 本施設に係る包括協定書においては、備品台帳に記載される岡山市所有のⅠ種（第19条）、管理業務仕様書に定める指定管理者が準備すべき物品であるⅡ種（第20条第1項及び第2項）、Ⅱ種のほか指定管理者が必要に応じ購入または調達した物品であるⅢ種（第20条第3項）と区分されている。
- 3 備品（Ⅰ種）については、岡山市と指定管理者との間で、協定締結の際に「備品台帳」の内容について、「備品台帳」記載の備品が現地に存在するかどうかを確認し、その認識を共通にしておくべきである。

また、少なくとも年1回は、岡山市と指定管理者との間で、「備品台帳」記載の備品の存在を確

認し、その内容を更新すべきである。

★★意見650

「備品台帳」に記載されている備品（Ⅰ種）については、指定期間開始に際して、岡山市と指定管理者との間でその存在と内容について確認するとともに、少なくとも年1回は施設所管課も立ち会って「備品台帳」との照合作業を行い、必要に応じてその内容を更新すべきである。

- 4 包括協定書において、備品（Ⅱ種）は管理業務仕様書に定めるとされているが、管理業務仕様書には、「指定管理者が準備すべき物品」の記載がなされているものの、物品は具体的に特定されておらず、「管理業務に必要となる物品」との記載があるのみであり、これでは特定として不十分といわざるを得ないし、備品（Ⅲ種）との違いが全く明らかでない。

さらに、包括協定書第21条第2号は、協定期間終了時の備品（Ⅱ種）の取扱いについて、原則として指定管理者が事故の責任と費用で撤去し、又は撤収するものとしてされているのに対し、管理業務仕様書においては、「指定管理者が準備すべき物品」については、「指定期間終了時の取扱いについては、岡山市との協議により決定する」とされており、仮にこの「指定管理者が準備すべき物品」が備品（Ⅱ種）を指すのであれば、協定書と管理業務仕様書の内容に齟齬がある。

物品の取扱いについて改めて整理し、協定書と管理業務仕様書の内容に齟齬が生じないように改めるべきである。

★★意見651

管理業務仕様書において、備品（Ⅱ種）に関する取扱いを協定書と整合するように記載されたい。

第6 自主事業

1 旅行代理店へのセット料金

- (1) 本施設において、「旅行代理店へのセット料金」が自主事業として位置付けられている。自主事業実施報告書での事業内容は「入園料の割引」とされている。

これにつき、所管課に確認したところ、指定管理者が旅行代理店に対し営業をして、入園料を割引して団体客の集客を図っているものということであり、指定管理者の自主的な営業努力によって集客したものとして、単なる入園料割引ではなく自主事業と位置付けているということであった。

- (2) しかしながら、来訪経緯を除けば通常の入園（有料施設の使用許可と利用料金の徴収）に変わりない。

管理業務仕様書には「利用促進業務」が定められており、旅行代理店への営業はこれに含まれると思われる。

また利用料金にも団体割引が定められており、「旅行代理店へのセット料金」をことさらに自主事業と位置付ける必要はないと思われる。

仮に自主事業と扱った場合、損害賠償責任や施設修繕責任の帰趨にも影響することとなるが、

実態からすれば通常の入園と同じと扱うのが相当と考える。指定管理者と協議の上位置付けの再検討をされたい。

★★意見652

「旅行代理店へのセット料金」について、自主事業としての位置付けが適当か否か再検討されたい。

2 自動販売機等の取扱い

本施設は都市公園法における公園であり、施設所管課からのヒアリングによれば、自動販売機や売店は都市公園法第2条第2項第7号の「公園施設」に該当するとして、公園内施設設置許可を出して設置されており、これらの設置は施設の設置目的内として、目的内自主事業として位置付けられているということである。

その取扱い自体は問題ないと思われるが、募集要項においては、「自主事業の内容が、本施設の設置目的の範囲外にあたる場合、指定管理者は、岡山市から公園施設設置許可を受け、公園施設設置使用料を納付する必要があります。（公園施設設置使用の例：自動販売機の設置）」とあり、この記載は改める必要があると思われる。

第7 モニタリング

1 事業報告書の記載事項

(1) 条例、協定書及び仕様書の定め

公園条例第3条の4により、指定管理者は、毎年度終了後速やかに、①公園の管理業務の実施状況及び利用状況、②公園の利用に係る料金等収入の実績、③公園の管理に係る経費の収支状況、その他公園の管理上市長が必要と認める事項を記載した事業報告書を提出しなければならないとされている。

また、包括協定書第8条第2項により、④情報開示の状況、⑤自主事業の実施状況についても事業報告書に記載しなければならないとされている。

加えて、管理業務仕様書第10項において、⑥自主事業に係る収支状況、⑦利用料金の還付及び減免の状況、⑧施設の劣化状況の記載も必要とされている。

(2) 令和元年度の事業報告書について

指定管理者から提出された事業報告書には、①管理業務の実施状況、④情報開示の状況、⑦利用料金の還付及び減免の状況、⑧施設の劣化状況の記載がなく、改善が必要である。

★★★指摘115

事業報告書の記載事項に漏れ等がないよう、指定管理者に改善指導されたい。

2 所管課による管理状況のモニタリング

(1) 施設所管課からのヒアリングによれば、年平均2回程度、指定管理者との間で連絡会議を行っているということである。定期的に指定管理者との連携を維持する努力をしている点は評価できる。また、随時施設を訪問し園地施設の管理状況を確認しているということである。

もっとも、上記の定例会議及び施設訪問は、協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水

準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、必ずしも十分なモニタリングとは言い難い。

(2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

3 利用者アンケートの実施

管理業務仕様書第12項においては、「指定管理者は、岡山市が必要と認めるときは、管理物件に利用者からのアンケートを収集する箱を設置する等の方法により、利用者の意見を聞かなければならない。」とされており、本施設においてはアンケートが実施され、事業報告書において詳細な報告がされている。

所管課においてもアンケートの内容を確認、検討、分析しているということであり、適切な対応と認められる。

第8 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 包括協定書第18条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課において、指定管理者がこの措置を講じているか否か確認していないということである。

本施設の指定管理業務において知りうる個人情報としては、宿泊利用者の住所氏名、電話番号等が考えられ、いわゆるセンシティブ情報ではないものの、その要保護性が低いとはいえない。

(2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 包括協定書第18条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。これは、管理業務に関して保有する情報に関して情報公開請求があった場合に、指定管理者の保有する情報の公開について適切に対応すべきことが当然の前提になっているものと考えられる（管理業務仕様書第1項に列挙されている、遵守すべき法令等にも、岡山市情報公開条例及び同条例施行規則が挙げられている）。

しかし、施設所管課は、指定管理者が上記の措置を講じているか確認していない。

(2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第9 災害対応

本施設に関しては、令和2年3月6日付で「災害時における避難場所の開設運営に関する協定書」が締結されている。

このことは評価できる点であり、形式的な書面の作成に終わることのないよう、例えば定期的に災害発生を想定した訓練を行うなど、災害時に迅速かつ適切な対応が可能となるよう準備を進められたい。

第3款 なたさきレークサイドパーク

第1 施設の概要

施設名	なたさきレークサイドパーク		施設数	1
所在地	岡山市南区北七区地内			
担当課	都市整備局 庭園都市推進課			
開設年月日	H10.4.1	建設費		
根拠法令	都市公園法、岡山市公園条例			
施設の設置目的	主として徒歩圏内に居住する市民の利用に供することを目的とする公園(公園条例上「地区公園」の位置付け)			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	特定非営利活動法人ST EP	H28.4.1～R3.3.31 (5年)	公募(1)	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	2,400	2,400	2,422	
年間利用者数(人)	27,868	28,595	25,525	
使用料・利用料金の別	利用料金	利用料金の内容	多目的広場利用料金	
自主事業の有無	有	自主事業の概要	「ジムカーナ練習会」等	
備考	多目的広場はアスファルト舗装されており、「JAF公認の自動車競技コース」(いわゆるサーキット)として利用されている。			

第2 指定管理の概要

1 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、

- ① 施設の維持管理業務(清掃、修繕等)
- ② 施設の運営業務(使用許可、利用料金の収受等)
- ③ 利用促進業務

である。

2 自主事業

目的内自主事業として、ジムカーナ¹⁴⁹大会、安全運転教室等が行われている。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

- (1) 公募原則を条例に明記すべきこと

第3部(総論)・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり(指摘2、指摘3)。

- (2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと

¹⁴⁹ 舗装された路面に任意に設定されたコースを競技車両が1台ずつ走行し、タイムを競うモータースポーツ。<http://jaf-sports.jp/motorsports/gymkhana/about.htm>

第3部（総論）・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり（意見8）。

(3) 公園条例及び施行規則について、本節第1款において述べたとおりである。

ただし、本施設については公募による指定管理者の選定が行われている。

2 公募手続（募集要項・選定基準等）

(1) 募集期間・応募状況

直近の指定管理者選定時における公募期間（募集要項配布から応募受付期間終了までの日数）は35日である。標準的な公募期間（30日）は上回っているが、総論でも述べたとおり、多数の候補者が応募しやすくするため、できるだけ公募期間を長くすることが望ましい。

公募期間が不十分であれば、単に新規参入者の準備が困難というだけでなく、従前の指定管理者が不当に有利な競争環境となり、適切でない。

多くの新規の民間団体や事業者が応募できるよう、公募期間をできる限り長く設定すべきである。

特に、本施設においては、令和3年4月からの指定期間のための公募も含めこれまで3回公募が行われているが、いずれも応募者が1社であったことから、今後も公の施設として維持し、指定管理者による管理を継続するのであれば、募集期間のみならず、募集に関する広報は十分か、募集要項に記載されている情報は十分か、リスク分担は合理的かつ明確か等、応募者が1社のみにとどまった原因を究明し、応募者を増やす工夫がより一層求められると考える。

★★意見653

指定管理者の新規応募を考える民間事業者の応募準備のための期間を確保するために、募集要項が発表されてから、公募の受付が終了するまでの期間を、現在よりも長く設定すべきである。

★★意見654

今後も公の施設として維持し、指定管理者による管理を継続するのであれば、公募に対する応募者が1名であった原因を究明し、次期の募集手続きにおいて十分な改善策を講じられたい。

(2) 指定管理料上限額

提出された資料によれば、平成27年に行われた現指定管理期間に係る積算においては、指定管理料上限額については、過去の実績のうち、3年間の平均値をベースにして、指定管理料の上限額を積算していると思われるが、支出の中身の合理性をチェックしないまま、過去の実績をそのまま鵜呑みにし、次期の指定管理料の上限額が積算されており、手続の公正性、透明性、経済性の観点から妥当ではない。

特に、公募のための指定管理料上限額の算定の段階で自主事業収入及び自主事業費が他の収支と同列に算定されていることは、任意であるべき指定管理者による自主事業の実施を所与の前提とすることになり、また区分経理の原則からも不適切である。

また、「人件費（給料）」とされている支出の半額近くが、「会員の方へ活動お礼として年に何回か支給」という趣旨・要件が不明な「会員活動・オフィシャル/活動費」で占められていたり、自主事業費としてのホテルでの「表彰式会場代」、消耗品費としての「贈答品代（お歳暮・お中元）」

など、公の施設の管理に必要な費用としてはおよそ考え難い支出を含んだ金額で平均が算出されていたりするなど、著しく不適切な積算といわざるを得ない。

なお、令和2年に行われた次期指定管理期間に係る積算においては一定の改善が見られるが（ただし、自主事業収入及び自主事業経費が同列に算定されていることは従前のままである）、総論において指摘したとおり、積算にあたっては過去の実績を所与の前提として検討するのではなく、統一的な考え方に基づいて積算された金額について、本施設の個別的な事情に応じて修正することが望ましいといえる。また、統一的な考え方が整備されていなくとも、過去の実績をそのまま鵜呑みにすることなく、各支出項目について一般的な市場価格を調査するなどして（参考見積を取得することも方法の一つである）、指定管理料上限額を適正に査定されたい。

★★★指摘116

本施設の現指定管理期間に係る指定管理料算定の前提となった積算については不適切であり、改善の必要がある。

3 選定委員会における審議

(1) 本施設に関しては、平成27年度に現指定管理者が選定されており、以下のとおり選定委員会及び同都市整備局部会にて審議が行われている。

- ・第1回選定委員会：平成27年7月14日（部会の設置）
- ・第1回都市整備局部会：同年7月28日（募集要項及び選定基準について）
- ・第2回選定委員会：同年8月18日（第1回部会の審議結果について）
- ・第2回都市整備局部会：同年10月15日（候補者の選定（質疑応答含む））
- ・第3回選定委員会：同年11月2日（候補者の選定）

(2) 第1回部会においては、委員から、市が指定管理料を払って施設を運営するメリット、施設の必要性についての疑問が呈されている。

第2回部会においては応募者に対する質疑応答が行われた上で採点が行われ、指定管理者の候補者選定が行われている。障害者の雇用促進への配慮、岡山市との連絡体制、避難訓練等の実施計画の各審査項目で0点を付けた委員がいたことがうかがわれるが、いずれも「これをもって失格とすべき内容ではない」として現指定管理者が指定管理候補者として選定されている。

1者しか応募がなかったことから、失格として候補者なしとすることを躊躇することは理解できるが、たとえ応募が1者であっても不適切な者を指定管理者として認めてはならず、適格性については応募者数の数にかかわらず粛々と審議される必要がある。

第4 協定

1 リスク分担

本施設に関する包括協定書におけるリスク分担表に関する規定、及び包括協定書添付のリスク分担表については、基本的に岡山市マニュアル掲載書式と同旨であり、総論においてそれについて述べた問題点があるままあてはまる。

2 修繕費負担

本施設に関する修繕費については、リスク分担表においては、軽微なもの（修繕費用が1件に

つき10万円未満)は指定管理者が費用を負担し、重大なものは岡山市の負担とされている。他方、管理業務仕様書においては、1件につき10万円未満の修繕は指定管理者負担、1件につき10万円以上の修繕については協議とされており、指定管理者が負担する余地を残している。

10万円以上の修繕費の負担者につき、共通仕様書では協議、リスク分担表では岡山市ということになり、齟齬が生じている。所管課からのヒアリングによれば、10万円以上の場合にはおむね岡山市負担で修繕が行われているようであるが、適切な運用を行うよう留意が必要である。

★★意見655

10万円以上の修繕費の負担者につき、共通仕様書とリスク分担表で齟齬が生じているので、負担者及び金額等の基準を整理すべきである。

3 賠償責任保険

(1) 基本協定書第22条において、「施設及び物品等に対する損害保険は甲が契約し、人身その他に対する損害保険は乙が必要に応じ契約するものとし、保険料は契約者がそれぞれ負担するものとする。」とされている。

他方、管理業務仕様書においては、指定管理者において損害保険に加入すべきことが定められており、保険加入が必要的とされているものと解される。

(2) 包括協定書のベースとなっている岡山市マニュアルの記載の問題点は総論で述べたとおりであり、上記規定には問題がある。管理業務仕様書で保険加入を求めていることは妥当であるが、包括協定書と管理業務仕様書で齟齬があること、岡山市が加入している保険の内容、指定管理者が加入すべき保険契約の内容が共通仕様書等に記載されておらず、岡山市が加入している保険と指定管理者において加入すべき保険との補償内容の重複が判断できない。

これでは指定管理者に不合理な負担を課す可能性、ひいては指定管理料の不合理な増額が生ずる可能性が生じかねない。

そこで、施設所管課においては、指定管理者が契約すべき賠償保険の内容について十分に検討した上、募集要項等において、岡山市が契約している保険内容や指定管理者が契約すべき保険の内容等を明記すべきである。

★★意見656

賠償責任保険に関する包括協定書と共通仕様書における齟齬を解消すべきである。また、岡山市が契約している保険内容や指定管理者が契約すべき保険内容について明記すべきである。

第5 施設の管理運営

1 備品管理

(1) 指定管理者が管理業務において取り扱う備品については、公有財産を適切に管理し、また、指定期間終了後の引継ぎ等の際の紛争を回避するため、その範囲や所有権について可能な限り明らかにしておくことが必要である。

(2) 本施設に係る基本協定書においては、物品台帳に記載される岡山市所有のⅠ種(第19条)、管理業務仕様書に定める指定管理者が準備すべき物品であるⅡ種(第20条第1項及び第2項)、Ⅱ種のほか指定管理者が必要に応じ購入または調達した物品であるⅢ種(第20条第3項)と

区分されている。

- (3) 備品（Ⅰ種）については、岡山市と指定管理者との間で、協定締結の際に「物品台帳」の内容について、「物品台帳」記載の備品が現地に存在するかどうかを確認し、その認識を共通にしておくべきである。

また、少なくとも年1回は、岡山市と指定管理者との間で、「物品台帳」記載の備品の存在を確認し、その内容を更新すべきである。

ヒアリングによれば、施設所管課による物品の確認は行われていない。

★★意見657

「物品台帳」に記載されている備品（Ⅰ種）については、指定期間開始に際して、岡山市と指定管理者との間でその存在と内容について確認するとともに、少なくとも年1回は施設所管課も立ち会って「物品台帳」との照合作業を行い、必要に応じてその内容を更新すべきである。

- (4) 包括協定書において、備品（Ⅱ種）は管理業務仕様書に定めるとされているが、管理業務仕様書には、「指定管理者が準備すべき物品」の記載がなされているものの、物品は具体的に特定されておらず、岡山市が貸与する物品を除く全てとの記載があるのみであり、これでは特定として不十分といわざるを得ないし、備品（Ⅲ種）との違いが全く明らかでない。

物品の取り扱いについて改めて整理し、協定書と管理業務仕様書の内容に齟齬が生じないよう改めるべきである。

★★意見658

備品に関する取り扱いについて、Ⅱ種とⅢ種の区別・特定を行われたい。また協定書と管理業務仕様書の内容が整合するように記載されたい。

2 休園日

施行規則第24条により本施設の休園日は毎週月曜日（祝日法による休日に当たるときは、その翌日以後で休日を除く直近の日）、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとされている。管理業務仕様書においても同様である。

しかし、少なくとも平成30年度以降、「盆休み」ないし「夏季休業」として8月に連休がとられており、公の施設として不適切である。

★★★指摘117

施行規則及び管理業務仕様書の定めによらず「盆休み」「夏季休業」として休園するのは不適切である。

3 使用許可申請書（施設利用申込書）

- (1) 本施設の使用許可を受けようとする者は、施行規則第3条の定めにより、「なださきレークサイドパーク使用（変更）許可申請書」（様式第13号の4）を提出するものとされている。

もっとも、本施設の利用申込に際して、実際には、「なださきレークサイドパーク施設利用申

込書（法人）」¹⁵⁰または「なださきレークサイドパーク施設利用申込書（個人）」¹⁵¹の提出が求められており、施設所管課からのヒアリングによれば、モータースポーツのための利用においては上記様式では足りない部分があるため、施行規則所定の上記様式による許可申請書に加えて上記申込書の提出も求めているということであった。

- (2) しかし、施行規則所定の様式に不足があるのであれば、施行規則を改正して不足がないようにするのが筋である。

また、上記申込書には「誓約書」欄が設けられており、事故による損害について、指定管理者の手違い等に起因した場合も含め指定管理者に一切の責任追及を行わないことを誓約させるようになっている。

指定管理者と利用者は私法上の契約関係に立つものではなく、このような誓約が法的に有効か否かについては疑義があるが（利用者が個人の場合には消費者契約法の問題もある）、公の施設の管理者の態度として不適切である。速やかに是正されたい。

★★★指摘118

施行規則所定の使用許可申請書のほかに、不当な内容の誓約書欄を含む施設利用申込書を提出させるのは止めるべきである。

第6 自主事業

1 指定管理業務と自主事業の整理

- (1) 事業報告書添付の「利用状況」の表によれば、本施設においては、法人による有料利用について自主事業として位置付けているようである（個人による有料利用は「個人利用料」として計上）。
- (2) 施設所管課からのヒアリングによれば、法人の利用については指定管理者の営業によって集客を図っているので自主事業として位置付けられているということであるが、利用者が法人であろうが個人であろうが、実態としては有料施設の使用許可と利用料金の徴収に変わりない。

管理業務仕様書には「利用促進業務」が定められており、法人への営業活動はこれに含まれると思われる。利用促進業務を経た利用が自主事業になるという関係にはないと思われ、法人が支払う利用料金も、自主事業の収入ではなく施設の利用料金として位置付けるべきである（なお法人に対し施設を使用させることが自主事業なのであれば、自主事業計画書等への記載が必要であるが、そのような記載はない。）。

仮に自主事業と扱った場合、損害賠償責任や施設修繕責任の帰趨にも影響することとなるが、施設を使用させて利用料金を収受することは、個人・法人問わず指定管理業務と扱うのが相当と考える。

★★★指摘119

法人による有料利用について自主事業として位置付けるのは不適切であり、個人による有料利用と同様、指定管理業務として位置付けるべきである。

¹⁵⁰ <https://nadasaki.com/download/groups.pdf>

¹⁵¹ <https://nadasaki.com/download/personalform.pdf>

2 物品の有料レンタル

前掲なださきレークサイドパーク施設利用申込書（法人）の記載によれば、利用者に対する有料の物品レンタルを行っているようであるが、これは自主事業に当たるものであり、基本協定書第6条第2項に基づき、実施計画書の提出及び市の事前承認が必要である。

★★★指摘120

自主事業を行う場合には実施計画書の提出及び市の承認が必要であるが、これらが履践されていないので、速やかに行うよう指定管理者に対し指導されたい。

第7 モニタリング

1 事業報告書の記載事項

(1) 条例、協定書及び仕様書の定め

公園条例第3条の4により、指定管理者は、毎年度終了後速やかに、①公園の管理業務の実施状況及び利用状況、②公園の利用に係る料金等収入の実績、③公園の管理に係る経費の収支状況、その他公園の管理上市長が必要と認める事項を記載した事業報告書を提出しなければならないとされている。

また、基本協定書第8条第2項により、④情報開示の状況、⑤自主事業の実施状況についても事業報告書に記載しなければならないとされている。

加えて、管理業務仕様書第10項において、⑥自主事業に係る収支状況、⑦利用料金の還付及び減免の状況、⑧施設の劣化状況の記載も必要とされている。

(2) 令和元年度の事業報告書について

指定管理者から提出されている令和元年度の事業報告書は、①公園の管理業務の実施状況及び利用状況、②料金等収入の実績、⑤自主事業の実施状況については一応の記載がある。③公園の管理に係る経費の収支状況に関しては、法人の決算書の「活動計算書」のみが提出されているが、かかる書面の提出により代替することはできない（所管課の説明によれば、指定管理者は本施設の指定管理業務のみを行っている法人だということであるが、活動計算書には「寄付金収入」「交際接待費」等が含まれており、やはり施設の管理経費を正確に示すものとはいえない。）。

また④情報開示の状況、⑥自主事業に係る収支状況、⑦利用料金の還付及び減免の状況、⑧施設の劣化状況については全く記載がない。

★★★指摘121

提出されている事業報告書は著しく不十分・不適切であり、指定管理者に対し是正を求めるべきである。

2 所管課による管理状況のモニタリング

(1) 施設所管課からのヒアリングによれば、年平均2回程度、指定管理者との間で連絡会議を行っているということである。定期的に指定管理者との連携を維持する努力をしている点は評価できる。また、随時施設を訪問し園地施設の管理状況を確認しているということである。

もっとも、上記の定例会議及び施設訪問は、協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水

準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、必ずしも十分なモニタリングとは言い難い。

これまで述べているとおり、本施設の指定管理者においては様々な問題があり、法第244条の2第10項の定めによる報告徴求、実地調査、指示も含め、所管課による一層嚴重なモニタリングが必要と考える。

- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

★★★指摘122

本施設の管理状況については、一層嚴重なモニタリングを行うべきである。

3 利用者アンケートの実施

管理業務仕様書第12項においては、「指定管理者は、市が必要と認めたときは、管理物件に利用者からのアンケートを収集する箱を設置する等の方法により、利用者の意見を聞かなければならない。」とされているが、指定管理者からアンケートに関する報告はなく、アンケートが実施されているか否かということすら、所管課は把握していない。

利用者の意見を聴くことは適切な管理のために不可欠というべきであって、速やかにアンケートを実施するよう指定管理者に求めるべきである。

★★意見659

利用者アンケートを定期的実施するよう指定管理者に求めるべきである。

第8 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 基本協定書第18条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課において、指定管理者がこの措置を講じているか否か確認していないということである。

- (2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 基本協定書第18条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。これは、管理業務に関して保有する情報に関して情報公開請求があった場合に、指定管理者の保有する情報の公開について適切に対応すべきことが当然の前提になっているものと考えられる（管理業務仕様書第1項に列挙されている、遵守すべき法令等にも、岡山市情報公開条例及び同条例施行規則が挙げられている）。

しかし、施設所管課は、指定管理者が上記の措置を講じているか否かについて確認していないということである。

- (2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第9 「公の施設」としての必要性

1 本施設は、公園条例上「地区公園」であり、主として徒歩圏域内に居住する市民の利用に供することを目的とされている。

しかし、本施設の中核は多目的広場と称される自動車競技コースであり、実態としてはモータースポーツのための利用が主体の、いわゆるサーキット場となっており、条例上の目的とは大きな乖離が生じている。

2 前述のとおり、現指定管理者選定時の選定委員会において、委員から「市が指定管理料を払って施設を運営するメリットは？本当に必要な施設なのかも考えてほしい」として施設の必要性に関する疑問が述べられている。

会議録によれば、それに対する事務局（所管課）の回答は「当施設は地域振興の実現が目的であり、地域と連携した自主事業の開催が実現していること、近隣の人が散歩したり遊具を利用したりと、利用者が増加していることから、今後も必要な施設と考えている」とのことであった。

しかし、「地域振興の実現」は条例に定められた目的ではなく、自主事業の開催から施設の必要性を導くのは主客が逆転している。「近隣の人々の散歩」は条例の目的に沿うものであるが、散歩のためであれば自動車競技コースは不要であり多額の費用を投じて舗装の維持管理や指定管理者による管理を行う必要はない。「遊具の利用」については、本施設内にあった複合遊具は危険と判断され、修繕されることなく撤去された¹⁵²。

3 施設所管課からのヒアリングによると、本施設については、平成22年度に瀬崎合併特例区から引き継がれたものであり、その際、あるいはその後の指定管理者選定の際などにおいて、施設の必要性も含め議会の承認を得ているとのことである。

しかしながら、現指定管理者選定時及び直近の公の施設の点検報告時における議会会議録を確認する限り、本施設の実態がサーキット場であり、条例上の目的との乖離が生じていることについて、所管課から十分な説明がなされていることは確認できない。上記選定委員会での回答についても、施設の実態を踏まえた選定委員会委員からの質問に対し、正面から十分な回答がなされているものとはいい難い。

公の施設としてサーキット場を設置運営することについて、形式的に条例上の文言から乖離していることは上記のとおりであり、実質的にも十分な検討がなされているかは疑問を持たざるを得ない。

条例に定められた施設の目的に合致するよう、自動車競技コースを廃止して名実ともに地区公園として管理運営するか、または仮に現状のようにサーキット施設を中心とした公の施設として維持しようとするのであれば、その設置目的を正面から定める条例制定又は改正を議会に諮り、あらためて民意による判断を受ける必要があるものとする。

★★★指摘123

本施設は、条例上の設置目的と実態が乖離しており、現在の設置条例上の施設設置目的を前提とする限り、公の施設としての必要性あるいは施設の運営体制には疑義がある。施設のあり方をあらためて見直す必要がある。

¹⁵² <https://www.city.okayama.jp/kurashi/cmsfiles/contents/0000007/7347/nadasaki5.pdf>

第3節 住宅課

第1款 岡山市営住宅、岡山市営改良住宅及び岡山市特定公共賃貸住宅

第1 施設の概要

施設名	岡山市営住宅 (114)、岡山市営改良住宅 (6)、岡山市特定公共賃貸住宅 (2)		施設数	122
所在地	本款末尾の別表のとおり			
担当課	都市整備局 住宅課			
開設年月日	別表のとおり	建設費 (千円)		
根拠法令	公営住宅法、住宅地区改良法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 岡山市営住宅条例、岡山市営改良住宅条例、岡山市特定公共賃貸住宅条例			
施設の設置目的	<p>【市営住宅】健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。</p> <p>【市営改良住宅】住宅地区改良事業の施行に伴いその居住する住宅を失うことにより、住宅に困窮すると認められる者に賃貸する。</p> <p>【特定公共賃貸住宅】中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。</p>			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募 (応募数)・非公募	
	日本管財株式会社	H30.4.1~R5.3.31 (5年)	公募 (2)	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料 (千円)	512,780	612,296	605,175	
入居戸数 (戸)	4,356	4,238	4,203	
使用料・利用料金の別	使用料	利用料金の内容	-	
自主事業の有無	有	自主事業の概要	高齢者世帯巡回事業等	
備考				

第2 指定管理の概要

1 対象施設

(1) 岡山市営住宅 (114団地)、岡山市営改良住宅 (6団地) 及び岡山市特定公共賃貸住宅 (2団地) は、それぞれ別の条例に基づく施設であるが、一括して1社の指定管理者が管理を行うこととされている。

このうち、特定公共賃貸住宅は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき岡山市が設置したものであって、中堅所得者層の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給促進を目的としており (岡山市特定公共賃貸住宅条例)、住宅に困窮する低額所得者を対象とする市営住宅及び市営改良住宅とは設置目的が異なる。

たしかに、管理業務の内容はいずれも大差なく、また特定公共賃貸住宅は市営住宅に併設されており、独立した団地ではなく数も少ないため、これらを一括して管理することは合理性があると考えられるが、他方、施設で実現すべき市民ニーズや、設置目的の達成状況、施設の必要性については、施設ごとに異なった検討・判断が必要であると思われる。

したがって、公の施設の点検においては、市営住宅と特定公共賃貸住宅を一体として実施するのではなく、これらを分けて特定公共賃貸住宅については独立して点検すべきである。また、指定管理者からの事業報告書においても、特定公共賃貸住宅の状況が把握しやすいよう、特定公共賃貸住宅に係る収支状況や利用状況は可能な限り区別して記載するよう、指定管理者に求めるべきである。

★★意見660

公の施設の点検及び利用状況等の把握において、特定公共賃貸住宅については独立して実施すべきである。

- (2) また、岡山市においては市内全域の市営住宅等につき一括で指定管理者を指定している。そのため、指定管理者となりうるのはある程度の規模をもつ事業者に限定されることとなる。

一括での指定は、規模の経済の観点から効率的な管理が可能となるメリットがある。他方、複数の事業者での競争環境を確保するという面からは、参入可能な事業者が少数となるためデメリットにもなりうる。

後述のとおり、現状では市内全域一括でも複数の事業者が公募に応じており最低限の競争環境は確保できているが、市場動向や指定管理者となりうる者の意向調査等も踏まえたうえで、対象施設の範囲（一括か、分割か）は固定化することなく、適時に見直しを行うのが望ましいと思われる。

ちなみに、新潟市は、市営住宅等の戸数が6275戸（岡山市は5695戸）、団地数が62団地（岡山市は122団地）、市域の面積が726.4平方キロメートル（岡山市は789.9平方キロメートル）であるが、二つのエリアに分けて別々の指定管理者による管理が行われており、一つの参考になると思われる¹⁵³。熊本市も、2エリアでの指定管理となっている¹⁵⁴。熊本市の戸数は1万3099戸で岡山市よりも多いが、団地数（128団地）は岡山市と同程度、市域の面積（390.3平方キロメートル）は岡山市の約半分である。

★★意見661

対象の施設の範囲については、現状を所与として固定化するのではなく、適切に見直しを行われたい。

¹⁵³ https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gyoseiunei/ppp/shiteikanri/kakubu_kakuku/kenchiku/shisetsu/jukankyo/siejyutaku.files/giansetumei28.pdf

¹⁵⁴ https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c_id=5&id=16097&sub_id=5&flid=207636

2 指定管理業務

指定管理者が行っている指定管理業務は、

- ① 入居者の募集、入居・退去に関する業務
 - ・入居者の募集・抽選会・入居説明会等入居関係業務に関すること
 - ・退去検査等、退去関係業務に関すること
 - ② 管理に関する業務
 - ・入居者または周辺住民等からの要望・苦情・近隣トラブル・各種相談等に関すること
 - ・不適正入居者に対する調査・指導・報告に関すること
 - ・入居者の事故・事件等の緊急時への対応（連絡通報・現地立会等）に関すること
 - ・自治会・その他市営住宅等の運営に関すること
 - ③ 市営住宅等の住宅内駐車場の管理運営に関する業務
 - ④ 家賃等に関する業務
 - ・家賃及び駐車場使用料等の収納、納付指導、口座振替促進指導に関すること
 - ・入居者の収入認定及び収入申告書の提出に関すること
 - ⑤ 市営住宅等及び共同施設の維持・保守・点検管理に関する業務
 - ・給水設備・浄化槽・消防設備・昇降機等の維持・保守・点検管理
 - ・環境整備業務
 - ・一般修繕、緊急修繕、空家修繕、計画修繕、バリアフリー化リフォーム事業
 - ・防火管理業務
 - ・定期点検・報告義務
 - ⑥ その他前各号に付随する業務
- である。

3 自主事業

自主事業として、高齢者巡回事業、コミュニティー形成の取組み（ふれあい喫茶などの開催）、介護・認知症予防講座、循環型音楽会が計画されており、令和元年度は高齢者巡回事業及びコミュニティー形成の取組みが実施されている。

第3 指定管理候補者の選定

1 条例の規定

公募原則を条例に明記すべきことにつき、第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（**指摘2、指摘3**）。

なお、岡山市営住宅条例施行規則第31条には「市長は、条例第65条の規定により指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。（各号省略）」とあり、公募を行うべきこと及び公募にあたり明示すべき事項が定められており、条例に選定手続に関する定めがない中において、岡山市管理規則第5条第1項柱書本文を受け、公募原則を明示するものとして評価できるが、やはり法の趣旨に照らし公募原則は条例に規定すべきである（岡山市営住宅条例施行規則第31条は、岡山市営改良住宅条例施行規則第7条第1項により市営改良住宅に準用され、また岡山市特定公共賃貸住宅条例施行規則第28条も同旨の規定である。）

2 公募手続（募集要項・選定基準等）

(1) 募集期間

直近の指定管理者選定時における公募期間(募集要項配布から応募受付期間終了までの日数)は34日である(ヒアリング時の回答による)。

標準的な公募期間(30日)は上回っているが、総論でも述べたとおり、多数の候補者が応募しやすくするため、できるだけ公募期間を長くとることが望ましい。とりわけ、本施設については、施設の規模や運営管理業務の複雑性に鑑みると、新規応募者が事業計画書等の必要書類を作成するには、不十分な期間である。

公募期間が不十分であれば、単に新規参入者の準備が困難というだけでなく、従前の指定管理者が不当に有利な競争環境となり、適切でない。

多くの新規の民間団体や事業者が応募できるよう、公募期間をできる限り長く設定すべきである。

★★意見662

指定管理者の新規応募を考える民間事業者の応募準備のための期間を確保するために、募集要項が発表されてから、公募の受付が終了するまでの期間を、現在よりも長く設定すべきである。

(2) 指定管理料の上限額

指定管理料については、前述のとおり、「委託料については、適切な積算に基づくものであること。」とされており¹⁵⁵、また、岡山市マニュアル26頁においても、指定管理者に行わせる業務の範囲や内容をもとに、あらかじめ管理に必要と考えられる経費総額を積算し、上限額を設定すること、とされている。適切に積算が行われることは、適正妥当な指定管理料設定の大前提である。

提出された資料によれば、本施設における指定管理料上限額については、指定管理の実績、管理費用の増加または減少の要因となる個別事情を踏まえた上で積算が行われている。

ただし、一般管理費(間接経費)が計上されていないので、これについても考慮することが適切である(第3部(総論)・第2章・第2・3も参照されたい)。

★★意見663

指定管理料上限額の積算にあたっては指定管理者における一般管理費(間接経費)の考慮が必要である。

(3) 選定基準

岡山市マニュアル資料編の選定基準(例)を、施設の実情に合わせて修正して作成されている。また、「事業計画等」と「収支計画」の配点比率は7:3となっており、特に「事業計画等」の中の「運営体制や組織」が重視されている。

岡山市マニュアルにおいては収支計画に重きを置くのが通常とされている、施設の維持管理が業務の中心となる施設ではあるが、指定管理料の7割以上が精算対象の環境整備費と修繕費で占められているため、収支計画では差がつきにくく、それよりも管理運営能力を重視しての

¹⁵⁵ 平成20年6月6日総財第33号総務省事務次官通知

選定を行おうとするものと考えられ、このことは合理的であると考えられる。

(4) 応募者数

直近公募時の応募者数は2者であった。

総論において述べたとおり、指定管理者制度においては複数の候補者の応募があることが重要である。今後も公正な競争環境が確保されるよう、随時、募集条件等の見直し、適正化を行われたい。

3 選定委員会における審議

本施設に関しては、平成29年度に現指定管理者が選定されており、以下のとおり選定委員会及び同都市整備局・市民生活局部会にて審議が行われている。

- ・第1回選定委員会：平成29年7月3日（部会の設置）
- ・第1回都市整備局・市民生活局部会：同年7月13日（募集要項及び選定基準について）
- ・第2回選定委員会：同年8月3日（第1回部会の審議結果について）
- ・第2回都市整備局・市民生活局部会：同年10月16日（候補者の選定（質疑応答含む））
- ・第3回選定委員会：同年11月2日（候補者の選定）

第1回部会においては、修繕費の取り扱いに関する質疑等が行われ、参入を検討する者に対する情報提供の重要性に関し委員から意見が述べられている。

第2回部会においては人員体制等に関し応募者に対する質疑応答が行われた上で採点が行われ、指定管理者の候補者選定が行われている。

第4 指定管理業務仕様書・協定

1 指定管理料（精算方式の導入）

本施設に係る指定管理料のうち、環境整備費と修繕費については精算を行うこととされており、年度ごとに、環境整備費と修繕費が所定の金額を下回る場合には、その差額を指定管理者が市に返還することとされている。なお所定の金額を上回った場合でも差額の支払いはなく、指定管理者が負担することになる（基本協定書第10条第2項、第12条）。

一般的に指定管理料の精算方式は、指定管理者の経営努力によるインセンティブを失わせることになるため、管理業務の効率化にマイナスに働くという面がある。しかし、市営住宅等における環境整備費と修繕費については、適正な支出がなされなければ直ちに利用者（入居者）の生活に重大な影響を与えるおそれがあるため、下回った場合には精算対象とすることで指定管理者の利益とは切り離すことにより適正額の支出を担保しようとする現在の方式は合理的であるといえる（ただし、年度末に予算超過を避けようとして緊急的な修繕が行われなくなるおそれがあるので、必要な修繕が適時に行われるようモニタリングが必要である）。また、効率性の観点にも、空家修繕を行うべき件数が業務仕様書上定められていること、所定の金額を超えた場合には指定管理者の負担となることから、一定の配慮がなされているといえる。

2 使用料徴収委託

(1) 使用料徴収委託契約を別途締結すべきこと

ア 第3部（総論）・第4章・第5・2〔60～62頁〕記載のとおり（意見30）。

イ アのとおり、使用料徴収に関する定めを協定書に定めるのではなく、使用料徴収委託契約書を別途作成するのが適切であるが、本施設については、使用料徴収委託契約書が作成されておらず、基本協定書及び年度協定書にも使用料徴収委託に関する定めが設けられていない（管理業務仕様書のII第5項(2)において家賃（使用料）の徴収及び収納に関する記載がある

のみである。)

管理業務仕様書はあくまでも管理業務の内容について詳細に規定する目的で作成されるものに過ぎず、使用料徴収委託に関する合意を示す文書ではない。本施設については、契約書はおろか協定書においても使用料徴収委託に関する規定がなく、現状において、指定管理者との間で使用料徴収委託契約に関する明確な合意が存在しないと評価せざるを得ない。

現指定管理者との間で、別途、使用料徴収委託契約を締結すべきである。

★★★指摘124

現指定管理者との間で、使用料徴収委託契約を締結されたい。

- (2) 使用料徴収業務の位置付けが不適切であること

第3部（総論）・第4章・第5・3 [62頁] 記載のとおり（意見31）。

- (3) 使用料徴収委託の告示

上記のとおり、本施設については、指定管理者に対して使用料の徴収委託が行われているので、使用料の徴収を委託した旨を告示し、納入義務者の見やすい方法により公表する必要がある（施行令第158条第2項）。

しかし、本施設については、平成30年4月1日から委託期間が開始しているにもかかわらず、平成31年3月13日まで使用料の徴収委託についての告示が実施されていなかった。本来であれば、「指摘」を付すべきところではあるが、本監査開始前の当該年度中の対応により現在は違法状態が解消されていることを鑑み、今後遺漏なきよう提言するに止めることとする。

3 リスク分担

本施設に関する基本協定書におけるリスク分担表に関する規定、及び募集要項添付のリスク分担表については、基本的に岡山市マニュアル掲載書式と同旨であり、総論においてそれらについて述べた問題点がそのままあてはまる。基本協定書において、リスク分担表は、不可抗力の判定及び費用負担等の決定の基準として機能するもの、と位置付けられているが、リスク分担表がそのような内容になっていない。そこで、まずは基本協定書第20条第2項とリスク分担表の関係を整理する必要がある。

なお、所管課のヒアリングにおいては、「リスク分担表は、基本的には災害等の不可抗力の場面で使うことを想定しており、その他の原因での修繕については、市は対応していない（所定の修繕費の範囲内で指定管理者が対応する）のが現状である」と述べられていた。その理解は上記リスク分担表の位置付けに沿うものではあるが、そうであるなら現状のリスク分担表の記載内容は意味がなく、かえって混乱を招く有害なものといわざるを得ない。

4 賠償責任保険

- (1) 基本協定書第19条において、「施設及び物品等に対する損害保険は甲が契約し、人身その他に対する損害保険は乙が必要に応じ契約するものとし、保険料は契約者がそれぞれ負担するものとする。」とされている。

上記規定からは、賠償責任保険への加入は指定管理者の裁量に委ねられているものと理解できるが（管理業務仕様書にも保険加入を義務づけるような規定はない）、多数の市民の居住の用に供される公共施設であるという本施設の特性から、指定管理者には賠償責任保険への加入を義務付けるのが適切である。

(2) 第3部（総論）・第4章・第6・3～6〔63～65頁〕記載のとおり。

★★意見664

募集要項等に岡山市が加入している保険内容や指定管理者が加入すべき保険内容について明記し、指定管理者が保険に加入した事実及びその保険内容を確認するため、保険証券等の提出を求めるべきである。

第5 モニタリング

1 事業報告書の記載事項（自主事業支出の記載）

事業報告書別紙2の収支報告書において、自主事業にかかる収入は独立した項目が設けられているが、支出については独立した記載ではなく「入居者管理業務費」として指定管理業務の支出とあわせての記載になっている。

自主事業のウェイトが大きくない施設であるとはいえ、自主事業の収支については指定管理業務に伴う経理と区分して管理しなければならないとされており（基本協定書第6条第5項）、事業報告書の記載にあたっては、自主事業の収入のみならず支出も区別して記載するよう、指定管理者に求める必要がある。

★★意見665

事業報告書において、自主事業の支出を指定管理業務の支出と区別して記載するよう、指定管理者に求めるべきである。

2 所管課による管理状況のモニタリング

施設所管課からのヒアリングによれば、毎月定例で指定管理者との間で連絡会議を行っており、月次報告書を元に管理状況を確認しているということであり、定期的に指定管理者との連携を維持する努力をしている点は評価できる。

また、実地調査も年12回程度、指定管理者が区役所に設けた窓口をメインに、場合によっては現地（市営住宅等）への訪問も含め、調査を実施しているということであり、適切なモニタリングとして評価できる。

3 利用者アンケートの実施

管理業務仕様書第13項においては、「指定管理者は、指定管理期間の各年度に1回、入居者からのアンケートを収集する箱を設置する等の方法により、入居者の意見を聴かなければならない。」とされており、実際にも全戸アンケートが実施されているということである。

また、所管課でアンケートの内容を確認、検討、分析し、アンケート結果について指定管理者と協議を行っており、適切な対応と認められる。

第7 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 基本協定書第18条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

所管課においては、現指定管理者がプライバシーマークの付与を受けた事業者であることを確認しているということであり、評価できる。ただし応募の要件とはなっていない。

本施設の指定管理者が取り扱う個人情報、入居者の収入や場合によっては障害を有することなど、高度の要保護性を有する情報も含まれるものであり、厳重な管理が必要である。

プライバシーマークの付与を受けていること等、個人情報の適切な管理体制を講じていることを応募要件とする、個人情報保護に関する取り組みの配点を上げるなど、個人情報保護に万全を期すため一層の対応が望まれる。

★★意見666

指定管理者における個人情報保護体制については、今後も十分留意し、個人情報の適切な管理体制を講じていることを応募要件に加えることなどを検討されたい。

(2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 基本協定書第18条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課しており、これは、管理業務に関して保有する情報に関して情報公開請求があった場合に、指定管理者の保有する情報の公開について適切に対応すべきことが当然の前提になっているものと考えられる（管理業務仕様書第5項(3)に列挙されている、遵守すべき法令等にも、岡山市情報公開条例及び同条例施行規則が挙げられている）。

しかし、施設所管課は、指定管理者が上記の措置を講じているか否かについて確認しておらず、モニタリングが不十分である。

(2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第8 災害対応

本施設は、個人の住居として使用されるものであるため、避難場所とされたり災害時に施設の業務時間が短縮されたりすることは想定されていない。

管理業務仕様書においては災害発生時の対応についても記載があり、また指定管理者においても緊急時対応マニュアルを作成するなどして、災害発生時の対応について想定、準備がされていることは評価できる。

災害発生時には、既入居者の安全確保はもちろんであるが、災害によって住居を滅失した者に住居を提供することも市営住宅等の重要な機能であるので（岡山市市営住宅条例第4条第1号参照）、今後も事前の備えを万全に行うようにされたい。

別表

	名称	施設開設年度	所在地	敷地面積 (㎡)	構造	棟数	戸数
1	葵市営住宅	S51	北区葵町2番8—1号 他	1,597	簡易耐火構造2階建	4	14
2	青江市営住宅	S61.62	北区青江三丁目11番11号 他	3,205	耐火構造4・5階建	2	44
3	網浜市営住宅	S45,46,48,50,54	中区網浜796番地 他	18,002	簡易耐火構造平家・2階建	27	130
4	石井谷市営住宅	S47,63	北区岩井二丁目6番34号	3,571	簡易耐火構造2階建 耐火構造3階建	3	30
5	いぶき市営住宅	S50,53	北区青江三丁目14番21号 他	2,508	簡易耐火構造2階建	6	18
6	いらい市営住宅	S53	北区下伊福本町5番12号 他	3,129	耐火構造3・4階建	2	36
7	大井市営住宅	S53	北区大井419番地1	837	簡易耐火構造2階建	1	6
8	岡市営住宅	S45,46	北区足守86番地	2,969	簡易耐火構造2階建	4	20
9	岡西市営住宅	S57,58,60,H2	北区関西町6番20号 他	11,080	簡易耐火構造2階建 耐火構造3階建	17	72
10	乙多見市営住宅	S46	中区乙多見297番地1	399	簡易耐火構造2階建	1	5
11	乙多見C市営住宅	S59	中区神下169番地4	659	簡易耐火構造2階建	1	5
12	乙多見D市営住宅	S60	中区神下133番地5	1,214	耐火構造3階建	1	12
13	可知市営住宅	S52	東区松新町82番地4	1,146	簡易耐火構造2階建	3	7
14	金岡市営住宅	S27～30	東区金岡西町126番地 他	3,143	木造平家建 簡易耐火構造平家建	18	26
15	金岡砂場市営住宅	S31	東区金岡東町一丁目8番6—6号 他	2,258	木造平家建	13	22
16	川口市営住宅	S28,33	東区西大寺川口206番地 他	1,966	木造平家建	14	14
17	神崎市営住宅	H11	東区神崎町2698番地	8,605	耐火構造5階建	2	63
18	北長瀬みずほ住座	S29～32,36	北区野田四丁目16番1号 他	13,241	耐火構造3・4階建 簡易耐火構造2階建	18	214
19	国富市営住宅	S62	中区国富1029番地1	1,648	耐火構造4階建	1	16
20	久保西市営住宅	S51,52	東区久保61番地	1,062	簡易耐火構造2階建	3	8
21	久保東市営住宅	S52,H9	東区久保649番地1 他	2,705	簡易耐火構造2階建 耐火構造2階建	3	8
22	久保A市営住宅	H1	東区久保689番地1	1,196	耐火構造3階建	1	9
23	久保C市営住宅	H6	東区河本町34番地1	975	耐火構造3階建	1	9
24	久保D市営住宅	S54,55	東区久保691番地6 他	2,810	簡易耐火構造2階建	4	16
25	久保E市営住宅	S55	東区河本町33番地1	1,556	簡易耐火構造2階建	3	10
26	久保F市営住宅	S55	東区久保564番地1	2,589	簡易耐火構造2階建	3	14
27	神下市営住宅	S48,50	中区神下471番地2	2,696	簡易耐火構造2階建	4	20
28	岡南町市営住宅	S55	北区岡南町二丁目2番16号	753	耐火構造3階建	1	12
29	河本市営住宅	S29,31,33,41～43	東区西大寺東二丁目2番 他	6,199	木造平家建	25	36
30	小串市営住宅	S29	南区小串2431番地9	416	木造平家建	1	2
31	五軒家市営住宅	S48,53	東区升田2番地3 他	316	簡易耐火構造平家・2階建	2	4
32	西大寺北市営住宅	S52,55	東区西大寺北936番地2 他	3,109	簡易耐火構造2階建	7	17
33	西大寺浜市営住宅	S33,34,H3～5	東区西大寺浜180番地1 他	5,849	耐火構造3・4階建木造平屋建	14	51
34	さくら住座	H27,29	岡山市中区さくら住座2番1号 他	11,312	耐火構造12階建	2	176
35	下内田市営住宅	S52	北区新道57番地1	2,468	耐火構造5階建	2	40
36	下内田白鳩の家	S31	北区下内田町38番地	3,054	耐火構造4階建	1	16
37	宿毛上東市営住宅	S45,50	東区宿毛314番地	912	簡易耐火構造平家建	2	5
38	宿毛上南市営住宅	S49	東区宿毛249番地	1,182	簡易耐火構造平家建	3	4
39	宿毛西市営住宅	S39	東区宿毛359番地5	836	木造平家建	2	3
40	宿毛東市営住宅	H6	東区宿毛530番地	693	耐火構造3階建	1	5
41	宿毛南市営住宅	H4	東区宿毛1305番地	1,743	耐火構造3階建	3	18
42	宿毛D市営住宅	S50	東区宿毛1349番地1	768	簡易耐火構造平家建	1	4
43	宿毛E市営住宅	S52	東区宿毛1356番地2	731	簡易耐火構造2階建	1	5
44	宿毛F市営住宅	S57	東区宿毛1356番地1	1,947	簡易耐火構造2階建	2	4
45	宿毛G市営住宅	S63	東区宿毛36番地1	839	簡易耐火構造2階建	1	5
46	上南市営住宅	S54～56	東区豊田1番地3 他	2,306	簡易耐火構造2階建	3	12
47	新堀市営住宅	S52	東区西大寺991番地1	3,430	耐火構造4階建	3	48
48	住吉A市営住宅	H2	中区国富1041番地1	1,912	耐火構造2階建	1	16
49	住吉B市営住宅	S50,60	中区国富1013番地11	3,044	簡易耐火構造2階建	5	21
50	高島市営住宅	S39～41,43～45,49,50	中区高島一丁目5番4号 他	102,006	簡易耐火構造平家・2階建耐火構造4階建	123	1005
51	竹田A市営住宅	S46,47	中区西川原125番地5 他	1,411	簡易耐火構造2階建	2	10
52	竹田B市営住宅	S48	中区竹田142番地2	1,599	簡易耐火構造2階建	2	13
53	玉田市営住宅	S51	北区大井2592番地2	1,122	簡易耐火構造2階建	2	7
54	津島北斗住座	S29,30,H2,4	北区津島福居二丁目7番1号 他	17,471	簡易耐火構造2階建	20	111
55	津高市営住宅	S55	北区津高357番地1	5,307	耐火構造3階建	3	54
56	当新田市営住宅	S33～39,43	南区当新田490番地1	41,050	簡易耐火構造平家・2階建	41	455
57	富原A市営住宅	S61	北区富原1854番地	3,002	簡易耐火構造2階建	4	9
58	富原B市営住宅	S54,58	北区富原582番地2 他	3,613	簡易耐火構造2階建	8	19
59	富原C市営住宅	S54,58	北区富原1195番地1 他	2,898	簡易耐火構造2階建	5	19
60	長岡市営住宅	S29,30	中区長岡292番地	2,969	木造平家建	8	16
61	中川市営住宅	S34	東区中川町245番地	2,082	木造平家建	6	9
62	花園市営住宅	S59～61	中区東山四丁目5番16号 他	8,362	耐火構造3階建	5	46
63	浜A市営住宅	S63,H1	中区浜一丁目6番1号 他	3,678	耐火構造3・4階建	3	33
64	浜C市営住宅	H8	中区浜一丁目4番21号	1,474	耐火構造2階建	1	6
65	浜D市営住宅	S47	中区浜一丁目3番21号	617	簡易耐火構造2階建	2	7
66	浜E市営住宅	S49	中区浜一丁目8番11号 他	2,355	簡易耐火構造2階建	4	20
67	浜F市営住宅	S50	中区西川原一丁目7番1号 他	1,539	簡易耐火構造2階建	2	11
68	浜G市営住宅	S50,55	中区浜三丁目10番51号 他	3,932	簡易耐火構造2階建	9	27
69	東岡山A市営住宅	S63	中区神下426番地1	1,386	耐火構造3階建	1	12
70	東岡山B市営住宅	S61,H2,4	中区神下467番地2 他	5,099	耐火構造3階建	3	48
71	東岡山D市営住宅	S52,55	中区神下77番地2	4,063	耐火構造3階建	3	36
72	東ヶ丘市営住宅	S46～51	中区四御神836番地	56,451	簡易耐火構造2階建 耐火構造5階建	54	603

	名称	施設開設年度	所在地	敷地面積 (㎡)	構造	棟数	戸数
73	東谷市営住宅	S54	北区三門西町7番28号 他	3,747	耐火構造3・4階建	5	36
74	一日市市営住宅	S46	東区一日市518番地2	582	簡易耐火構造平家建	1	4
75	平井市営住宅	S63~H2	中区平井三丁目971番地1 他	16,464	耐火構造3~5階建	15	192
76	藤田都市営住宅	S38	南区藤田298番地	1,897	木造平家建	2	4
77	二日市市営住宅	S55	北区二日市町298番地1	577	耐火構造3階建	1	6
78	松崎市営住宅	S47,49	北区富原2180番地2 他	2,878	簡易耐火構造2階建	5	24
79	湊市営住宅	S52	中区湊315番地	8,403	耐火構造3階建	6	90
80	宮の里市営住宅	S57	中区乙多見265番地1	1,050	簡易耐火構造2階建	2	6
81	海吉市営住宅	S58	中区海吉2131番地1	7,247	耐火構造3階建	4	60
82	山田西市営住宅	H6	東区久保305番地1	1,291	耐火構造2階建	2	8
83	山田南市営住宅	S39	東区久保296番地	966	木造平家建	2	3
84	山田B市営住宅	H1	東区富崎700番地2	8,477	耐火構造4階建	1	16
85	山田D市営住宅	S53	東区久保432番地3	1,094	簡易耐火構造2階建	1	2
86	山田E市営住宅	S50,51,53	東区久保362番地8 他	1,426	簡易耐火構造平家・2階建	3	8
87	山田F市営住宅	S52	東区久保302番地	1,665	簡易耐火構造2階建	3	9
88	山田G市営住宅	S56	東区久保308番地	1,340	簡易耐火構造2階建	3	8
89	山田H市営住宅	S58	東区久保426番地5	1,613	簡易耐火構造2階建	1	3
90	山田I市営住宅	S58	東区久保333番地2	1,777	簡易耐火構造2階建	2	9
91	山ノ端市営住宅	S43	東区楢原789番地2	1,100	簡易耐火構造平家建	2	8
92	隆勝崎市営住宅	S52,53	東区宿毛623番地6 他	6,705	簡易耐火構造2階建	6	25
93	熊谷尻市営住宅	S40	北区御津矢原1175番地	964	木造平家建	4	4
94	丹後市営住宅	S42~44,46,47	北区御津伊田180番地1	8,900	木造平家建、簡易耐火構造平家建	5	22
95	中須賀市営住宅	S39,40	北区御津矢原384番地2	2,498	木造平家建	15	15
96	虫名市営住宅	S40	北区御津野々口74番地	1,780	木造平家建	4	4
97	明石山市営住宅	S39	南区彦崎336番地	2,348	木造平家建	8	8
98	奥迫川市営住宅	S42	南区奥迫川130番地 他	1,907	木造平家建、簡易耐火構造平家建	5	10
99	迫川市営住宅	S39	南区迫川11020番地	1,602	木造平家建	5	10
100	馬場市営住宅	S37	南区彦崎3017番地	2,893	木造平家建	7	10
101	彦崎市営住宅	S52	南区彦崎3032番地	190	木造平家建	2	2
102	石引市営住宅	S45	北区建部町福渡255番地	2,042	簡易耐火構造平家建	2	10
103	教職員市営住宅	S41	北区建部町福渡397番地	2,095	木造平家建	1	1
104	中田市営住宅	S45~47	北区建部町中田456番地	5,060	簡易耐火構造平家建	6	29
105	笹岡市営住宅	S49	東区瀬戸町笹岡1267番地1	640	簡易耐火構造平家建	1	4
106	瀬戸市営住宅	S55	東区瀬戸町下404番地	2,671	耐火構造3階建	2	24
107	瀬戸江西市営住宅	S62	東区瀬戸町下331番地3	3,305	耐火構造3階建	2	30
108	多田原市営住宅	S42~45,47	東区瀬戸町万富1940番地1 他	15,614	簡易耐火構造平家建、木造平屋建	20	65
109	万富市営住宅	S38	東区瀬戸町万富508番地 他	2,483	木造平家建	13	15
110	吉備市営住宅	H14	北区撫川1244番地	1,740	耐火構造3階建	1	15
111	住田市営住宅	H12	南区妹尾1180番地	2,641	耐火構造3階建	1	18
112	西市市営住宅	H5,7,9	南区新保1009番地1他	38,020	耐火構造3~7階建	12	316
特定		H7	南区西市123番地1		耐火構造3階建	1	4
113	福浜市営住宅	H14	南区福浜西町5番1号・2号	5,073	耐火構造2・3階建	2	25
114	芳田市営住宅	H9	南区新保698番地2	14,411	耐火構造8階建	2	150
特定			南区新保698番地2		耐火構造8階建	0	10
改良	駅南改良住宅	S46	北区建部町中田947番地	2,259	簡易耐火構造2階建	7	15
改良	乙多見改良住宅	S51	中区乙多見265番地2	1,664	簡易耐火構造2階建	4	16
改良	岡南町改良住宅	S50	北区岡南町二丁目2番7号	835	耐火構造3階建	2	12
改良	下内田改良住宅	S47~51,56	北区旭町2番地 他	10,876	簡易耐火構造2階建 耐火構造3・5階建	13	269
改良	住吉改良住宅	S54~56,58,59	中区国富1117番地 他	3,468	簡易耐火構造平家・2階建	8	27
改良	十日市改良住宅	S51,52	北区十日市西町3番6号 他	2,564	耐火構造3・4階建	2	34

第8章 教育委員会

第1節 生涯学習課

第1款 西川アイプラザ

第1 施設の概要

施設名	西川アイプラザ		施設数	1
所在地	岡山市北区幸町10番16号			
担当課	教育委員会 生涯学習課			
開設年月日	平成4年5月12日	建設費(千円)	3,422,000	
根拠法令	西川アイプラザ条例			
施設の設置目的	市民の文化の向上と交流の促進を図るため			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	クラレテクノ株式会社	H28.4.1~R3.3.31 (5年)	公募(2)	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	68,530	68,590	69,528	
年間利用者数(人)	20,851	21,964	24,379	
使用料・利用料金の別	使用料	利用料金の内容		
自主事業の有無	有	自主事業の概要	ヨガ教室、ワークショップ、人形劇等	
備考				

第2 指定管理の概要

1 指定管理業務

指定管理業務の概要は、

- ① 西川アイプラザの管理運営業務
 - ・使用許可に関する業務
 - ・施設等の維持管理に関する業務
 - ・清掃業務
 - ・警備業務
 - ・電気・機械設備保守点検業務
 - ・駐車場等管理業務
- ② その他西川アイプラザの管理に際し必要な業務である。

2 自主事業

「市民の文化の向上と交流の推進を図るため」という施設の設置目的に合致する自主事業としてヨガ教室、ワークショップ、人形劇等が実施されている。

第3 指定管理候補者の選定

1 公募状況

(1) 応募者数

平成27年度に実施された直近公募時の応募者数は2者であった。

大部分が1者のみの応募に止まっている現状の中では良好な状況であるが、引き続き応募者の増加に向けた取組について検討されたい。

(2) 公募期間

直近の指定管理者選定時における公募期間(募集要項配布から応募受付期間終了までの日数)は35日である。標準的な公募期間(30日)は上回っているが、多岐に渡る管理運営業務や自主事業について充実した事業計画書を立案するには不十分といえる。総論でも述べたとおり、多数の候補者が応募しやすくするため、できるだけ公募期間を長くとることが望ましい。

★★意見667

公募期間については新規参入者が充実した事業計画を立案するために十分な期間をとるべきである。

(3) 募集要項

平成27年度に実施された公募の際の募集要項には、直近3年度分についての施設利用状況と収支状況についての概要が掲載されている。

必ずしも十分な情報量とはいえないものの、収支状況を募集要項に掲載していない公募が散見される中において評価できる対応である。今後も引き続き応募者目線に立った情報開示に努められたい。

2 条例の規定

(1) 公募原則を条例に明記すべきこと

第3部(総論)・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり(指摘2、指摘3)。

(2) 指定期間満了時の取扱いについて改めるべきこと

第3部(総論)・第3章・第1・2・(3) [35～36頁] 記載のとおり(意見8)。

3 指定管理料の上限額の積算

(1) 施設所管課から提出された指定管理料の上限額の積算資料によれば、前回の指定管理料を基本額とした上で、修繕料の増額の影響、燃料費・光熱水費の高騰・下落、委託料の見直しといった本施設の個別的事情を考慮して指定管理料の上限額を積算している。また、平成31年2月から本施設内に、生涯学習課公民館振興室が入居することに伴う業務仕様書の内容変更及び光熱費等の増加について経費負担増相当額を指定管理料に追加することを目的として変更協定書を締結しているが、その際にも光熱費等の増額分や清掃費用等の減額分を個別に計算した上で、変更後の指定管理料を積算している。

このように本施設の個別的事情を考慮した上で積算をしようとしている点は評価できる。

しかし、第3部(総論)・第3章・第2・3 [39～41頁] 記載のとおり、本来、統一的な考え方に基づく一定の算定基準に基づいて積算することが望ましい(意見14)。

(2) 統一的な考え方が整理されていない場合も、施設所管課において一般的な市場価格を調査する(参考見積を取得する方法も考えられる)等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算

に努められたい。

★★意見668

指定管理料の上限額の積算方法について、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

第4 協定

1 使用料徴収委託書を別途締結すべきこと

- (1) 指定管理者に対して使用料徴収委託がなされているが、包括協定書第4条第3項において、「乙は、前項の使用料を施設の使用者から徴収し、岡山市に納付しなければならない。」とされているのみであり、使用料徴収を委託する旨明確に規定されているわけではなく、別途、使用料徴収委託契約書も締結されていない。
- (2) 第3部（総論）・第4章・第5・2 [60～62頁] 記載のとおり（意見30）。

2 備品管理

包括協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されているが、管理業務仕様書では必ずしもこれらの区別を明確に想定した記載になっておらず、備品の取扱いが不明確である。特に、管理業務仕様書では、「管理業務に必要な物品を、指定管理者の費用により購入又は調達し、管理業務の用に供しなければならない」とされ、物品に関する「指定期間終了時の取扱いについては、岡山市教育委員会との協議により決定することとする。」とされているが、この物品が協定書の備品（Ⅱ種）を指すものか、備品（Ⅲ種）を指すものか明らかではない。仮に、備品（Ⅲ種）を含むものであるとすると、協定書の規定を齟齬が生じており、不適切である。

また、管理業務仕様書において、指定管理者が準備すべき物品である備品（Ⅱ種）の設定に関する記載はない。本施設において備品（Ⅱ種）の設定がないのであれば、これに関する協定書の記載は削除されるべきである。

★★意見669

備品（特にⅡ種及びⅢ種）に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。

★★意見670

本施設において備品（Ⅱ種）の設定がないのであれば、これに関する協定書の記載は削除されるべきである。

3 リスク分担

- (1) 包括協定書とリスク分担表の関係
第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見671

包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見672

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者の管理業務により生じたもの及び老朽化または不可抗力により生じた軽微な損傷については指定管理者の負担、老朽化または不可抗力により生じた重大な損傷については岡山市の負担とされている。

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見673

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

イ また、リスク分担表には、軽微・重大を区別する基準に関し、1件の見積額が100万円未満の修繕については指定管理者の負担、100万円以上の修繕については岡山市の負担とされている。

施設所管課からは、本施設のこれまでの修繕回数や修繕額などの実績を踏まえ、市が大規模で計画的な修繕を行い、指定管理者が日常の小規模な修繕を行うという趣旨を反映する修繕額分担の境界の額は100万円が妥当であると考えて定められたとの説明があった。

かかる基準額の設定については、施設の種類、老朽度、利用度、修繕実績、修繕計画等を具体的に考慮した上で、個別に決定されるべきであり、施設所管課の基準額設定の考え方は妥当なものである。ただ、過去3年分の事業報告書の修繕実績表によれば、指定管理者が負担する1件当たりの修繕額で一番高額なものは29万8080円（照明器具修理代）であることからすれば、基準額を下げることも検討できるものと思われるので、検討されたい。

ウ リスク分担表及び管理業務仕様書において、指定管理者が負担すべき修繕費の上限が制限されておらず、指定管理者が負うべきリスクの範囲が明確でない。また、「1件」の範囲についても明確ではない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべき修繕責任の範囲については、できる限り明確にされたい。

★★意見674

管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見675

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

4 賠償責任保険

(1) 施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者が賠償責任保険に加入していることについては、指定管理者から保険加入の事実を口頭で確認しているのみで、保険証券等を提出させる等の確認はしていないとのことであった。

(2) 第3部（総論）・第4章・第6・3～6 [63～65頁] 記載のとおり。

★★意見676

募集要項等に岡山市が加入している保険内容や指定管理者が加入すべき保険内容について明記し、指定管理者が保険に加入した事実及びその保険内容を確認するため、保険証券等の提出を求めるべきである。

第5 施設の管理運営（使用料の減免）

1 施設所管課からのヒアリングによれば、本施設については、使用料の減免の判断を指定管理者が行っているとのことであった。

しかし、使用料の減免は、条例に基づく自治体の権限であり（法96条第1項第6号及び第10号）、指定管理者に対して使用料の減免の当否についての判断を委託することを容認する法律上の根拠はない。すなわち、指定管理者は、条例で定められた使用料を収納する事務を行い得るだけで、条例で定める減免理由を有する住民が公の施設を利用する場合には、指定管理者を通じて自治体に対して減免の申出を行い、権限を有する自治体の判断を待つことになる。

ただし、実務的には、減免のできる理由につき自治体が明確な判断基準を示し、この基準に該当する限りにおいて、指定管理者が事務手続の代行をすることにつき委託を受けたものとして整理し、事後的に自治体による減免決定を行うという方法は考え得る。

2 協定書及び管理業務仕様書には、使用料の減免に関する記載は全くなされておらず、上記のような法的問題についても全く整理されていない。

そこで、まずは指定管理者が使用料の減免に関し行い得る事務の範囲及び内容につき、法的観点を踏まえて十分に検討し、整理されたい。

★★★指摘125

指定管理者が使用料の減免に関し行い得る事務の範囲及び内容につき、法的観点を踏まえて検討し、整理されたい。

(3) 仮に指定管理者による使用料の減免に関する法的問題について明確に整理を行い、指定管理

者が使用料の減免について一定の事務を行い得ると判断した場合であっても、前提として減免の基準が明確であり、指定管理者に一切の裁量が生じない内容となっている必要がある。

本施設の使用料減免については、「西川アイプラザ使用料の減免規則」第2条第1項において減免額及び免除の基準が定められているが、

- ① 市又は市教育委員会が主催する事業に使用するときは、条例別表第1に定める使用料を全額免除
- ② 市又は市教育委員会が共催し、経費の一部を負担する事業に使用するときは、料金の50パーセントを乗じて得た額を減額
- ③ 市教育委員会があらかじめ認定した社会教育関係団体が行う行事に使用するときは、料金の30パーセントを乗じて得た額を減額

との内容になっている。

上記①は指定管理者においても容易に判断することができ、上記③についても市教育委員会あらかじめ認定した社会教育関係団体のリストがあるとのことであるので、指定管理者において形式的に判断することも可能であると考えられる。

しかし、上記②については、指定管理者において、市又は市教育委員会による共催の有無については比較的容易に判断することができるが、「市又は市教育委員会が…経費の一部を負担する事業」に該当するかについて直ちに判断することは難しいと考えられる。

したがって、少なくとも使用料の減免基準の上記②については、指定管理者が明確に判断できるような体制を整備する必要がある。

★★★指摘126

西川アイプラザ使用料の減免規則所定の減免事由について、指定管理者が容易に対応可能な体制を整備されたい。

第6 モニタリング

1 事業報告書の記載

包括協定書第8条第2項第1号は、指定管理者から提出される事業報告書において「情報開示に関する事項」の記載を求めるものであるが、指定管理者から提出されている事業報告書には、かかる事項に関する記載が見当たらない。なお、事業報告書に「情報開示の状況」として添付されている、①国税、県税、および市税の納税証明書、②当該年度の団体の経営状態を説明する書類は、「情報開示に関する事項」についての報告ではない。

施設所管課において、指定管理者に対し、事業報告書の提出に当たって「情報開示の状況」に関する記載を求めるべきであり、ない場合は「ない」旨の記載をさせるべきである。

★★意見677

指定管理者に対し、事業報告書に「情報開示に関する事項」について記載するよう改善指導されたい。

2 所管課による管理状況のモニタリングが不十分であること

- (1) 施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者との間での連絡会議や実地調査を行って

いるとのことであったが、実地調査において業務仕様書の記載に照らして確認することまではしていないとのことであった。

所管課において、指定管理者側との連携を維持する努力をしている点は施設管理上も適切であり評価することはできるが、このような連携は、協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、十分なモニタリングとはいえないと思われる。

(2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

3 労働法令遵守についてのモニタリングを実施すべきこと

(1) 施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者が労働法令を遵守しているかどうか確認していないとのことであった。

(2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(2)及び(4) [81～83頁] 記載のとおり（意見46）。

第7 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 包括協定書第17条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、指定管理者が上記の措置が講じているか否かについて、施設所管課による確認はなされていない状況である。

(2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

(1) 包括協定書第17条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課は、指定管理者が上記の措置を講じられているか否かについて確認していない。

(2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

第2節 中央図書館

第1款 岡山市立中央図書館

第1 施設の概要

施設名	岡山市立中央図書館		施設数	1
所在地	岡山市北区二日市町56番地			
担当課	教育委員会 中央図書館			
開設年月日	昭和58年4月27日	建設費(千円)	2,227,900	
根拠法令	図書館法 岡山市立図書館条例			
施設の設置目的	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資すること			
現在の指定管理者	管理者名	指定期間	公募(応募数)・非公募	
	クラレテクノ株式会社	H30.4.1~R3.3.31 (3年)	公募(2)	
	H29	H30	H31・R1	
指定管理料(千円)	-	25,920	25,300	
年間利用者数(人)	384,308	370,752	358,586	
使用料・利用料金の別	使用料	利用料金の内容		
自主事業の有無	無	自主事業の概要		
備考	図書館運営業務は直営。			

第2 指定管理の概要

1 指定管理業務

指定管理業務の概要は、「施設及び設備の管理に関する業務」とされており、具体的には、

- ① 清掃業務(害虫駆除業務含)
- ② 電気・機械設備等保守管理業務
- ③ 駐車場監視及び使用料徴収業務及び駐車場機械設備等保守管理業務
- ④ エレベーター保守点検業務
- ⑤ 自動扉保守点検業務
- ⑥ 使用済み蛍光灯処理業務
- ⑦ 警備業務

である。

2 自主事業

本施設では、自主事業は実施されていない。

本施設(図書館)の運営自体は直営であり、施設及び設備の管理に関する業務のみ指定管理であるため、指定管理者によって自主事業を実施する余地が少ないものと思われる。

第3 指定管理候補者の選定

1 公募状況

(1) 応募者数

平成29年度に実施された公募時の応募者数は2者であった。

大部分が1者のみの応募に止まっている現状の中では良好な状況であるが、引き続き応募者の増加に向けた取組について検討されたい。

(2) 公募期間

上記公募時における公募期間（募集要項配布から応募受付期間終了までの日数）は35日である。標準的な公募期間（30日）は上回っているが、多岐に渡る管理業務が予定されていることから、総論でも述べたとおり、多数の候補者が応募しやすくするため、できるだけ公募期間を長くとることが望ましい。

★★意見678

公募期間については新規参入者が充実した事業計画を立案するために十分な期間をとるべきである。

2 条例の規定

公募原則を条例に明記すべきことにつき、第3部（総論）・第3章・第1・2・(2) [32～35頁] 記載のとおり（指摘2、指摘3）。

3 指定管理料の上限額の積算

(1) 本施設については、平成30年4月1日から指定管理者制度が導入されており、それ以前は施設及び設備の管理に関する業務に関して業務委託方式が採用されていたため、指定管理料の上限額の積算に際しては、従前の委託方式による事業費の範囲内で積算が行われている。具体的には、概ね委託方式による事業費（決算額）をベースにしつつ、清掃員、電気・機械設備保守、駐車場監視員が兼務となることによることを想定した人件費の減額などを行った上、指定管理料の上限額が設定されている。

しかし、第3部（総論）・第3章・第2・3 [39～41頁] 記載のとおり、本来、統一的な考え方に基づく一定の算定基準に基づいて積算することが望ましい（意見14）。

(2) 統一的な考え方が整理されていない場合も、施設所管課において一般的な市場価格を調査する（参考見積を取得する方法も考えられる）等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

★★意見679

指定管理料の上限額の積算方法について、統一的な考え方が整理されていない場合も、一般的な市場価格を調査する等の方法により、適正な指定管理料上限額の積算に努められたい。

第4 協定

1 指定期間

現指定管理者の指定期間は3年とされている。

指定期間については、一定期間ごとに指定管理者に対する評価を行って公正な競争環境を確保

する必要があることや、他方で指定管理者の負担とされる備品の減価償却期間等を考慮して、全国的に5年程度を標準とする例が多く、岡山市マニュアル・23頁においても、「岡山市における指定期間5年を標準とします。」とされている。

この点につき、施設所管課からは、本施設について初めて本施設に指定管理を導入することから、指定管理運用上のリスクを低減するため指定管理期間を3年としたとの説明があったが、短期の指定期間とした場合には、設備に関するリース期間との齟齬が生じたり、投下資本の回収期間として不十分になったりすることがあり、指定管理者にとっては不利益となる可能性もあるから、5年より短縮する場合においても、必要性、合理性を慎重に検討されたい。

2 使用料徴収委託

(1) 使用料徴収委託契約書を別途締結すべきこと

ア 第3部（総論）・第4章・第5・2 [60～62頁] 記載のとおり（意見30）。

イ 本施設については、包括協定書第4条において「条例第2条に定める乙が行う管理に関する業務の詳細」について管理業務仕様書に定める旨を規定し、管理業務仕様書5「施設の経理に関する事項」(4)において駐車場使用料に係る「使用料の徴収」につき記載されているが、別途、使用料徴収委託契約書は締結されていない。

そして、岡山市立図書館条例第2条に定める管理業務は、①図書館の施設及び設備の維持管理に関すること、②その他図書館の管理上教育委員会が必要と認める業務に限定されており、この中に使用料徴収業務は含まれない。総論でも述べたとおり、使用料徴収委託は指定管理者制度とは別個独立の法的根拠に基づくものであって、指定管理者が行うべき業務として条例に規定されるべきものではないからである。

また、管理業務仕様書はあくまでも管理業務の内容について詳細に規定する目的で作成されるものに過ぎず、使用料徴収委託契約書を締結しないばかりか、協定書の本文にすら使用料徴収委託に関する規定を設けていないのは、不適切である。

したがって、本施設については、現状において、指定管理者との間で使用料徴収委託契約に関する明確な合意が存在しないと評価せざるを得ない。

現指定管理者との間で、別途、使用料徴収委託契約を締結すべきである。

★★★指摘127

現指定管理者との間で、使用料徴収委託契約を締結されたい。

(2) 使用料徴収委託の告示

上記のとおり、本施設については、指定管理者に対して使用料の徴収委託が行われているが、使用料の徴収委託を行った場合は、使用料の徴収を委託した旨を告示し、納入義務者の見やすい方法により公表する必要がある（施行令第158条第2項）。

しかし、施設所管課に確認したところ、本施設については、令和3年1月19日まで使用料の徴収委託についての告示が実施されていなかった。このような取扱いは違法であるので、今後、遺漏なきよう徹底されたい。なお、本来は「指摘」を付すべきところであるが、監査人からの指摘に基づき施設所管課において速やかに対応したこと評価し、「意見」を付すこととした。

★★意見680

指定管理者に対して使用料徴収を委託した旨の告示を遺漏なきように徹底されたい。

3 リスク分担

(1) 包括協定書とリスク分担表の関係

第3部（総論）・第4章・第3・2・(1) [52～53頁] 記載のとおり。

★★意見681

包括協定書とリスク分担表の関係を整理されたい。

(2) 第三者に生じた損害の賠償責任

第3部（総論）・第4章・第3・3・(4) [55頁] 記載のとおり。

★★意見682

管理業務の範囲内において生じた第三者の損害につき、指定管理者にも岡山市にも過失が認められない場合のリスク分担をできる限り明確にし、協議により負担を決定する場合はできる限り限定されたい。また、やむを得ず協議により決定する場合における協議の方法についても明確にされたい。

(3) 管理物件の損傷に対する修繕責任

ア 管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者の管理業務により生じたもの及び老朽化または不可抗力により生じた軽微な損傷については指定管理者の負担、老朽化または不可抗力により生じた重大な損傷については岡山市の負担とされている。

第3部（総論）・第4章・第4・3・(2) [59～60頁] 記載のとおり。

★★意見683

管理物件の損傷に対する修繕責任につき、指定管理者の管理業務に起因する場合、老朽化または不可抗力による場合以外の場合についても想定し、リスク項目に漏れがないよう規定されたい。

イ また、リスク分担表には、軽微・重大を区別する基準に関し、1件につき5万円未満の修繕については指定管理者、1件につき5万円以上の修繕については岡山市の負担とされている。なお、管理業務仕様書では、1件の「見積額」が5万円未満の修繕については指定管理者の負担、5万円以上の修繕については岡山市の負担とされており、リスク分担表の内容と齟齬が生じている。細かい点ではあるが、限界事例においてはトラブルの元となるので、両者の記載が整合するよう改められたい。

★★意見684

リスク分担表と管理業務仕様書の「施設の修繕に関する事項」の記載を整合するよう改められたい。

ウ リスク分担表及び管理業務仕様書において、指定管理者が負担すべき修繕費の上限が制限されておらず、指定管理者が負うべきリスクの範囲が明確でない。また、「1件」の範囲についても明確ではない。

総論でも述べたとおり、指定管理者が負うべき修繕責任の範囲については、できる限り明確にされたい。

★★意見685

管理物件の損傷に対する修繕責任については、指定管理者が負担すべき上限額を設けるなどして、指定管理者が負うリスクをできる限り明確にされたい。

エ 施設所管課からのヒアリングによれば、軽微・重大を区別する基準額が5万円となった理由については、本施設は建設から相当期間が経過しているが、これまでほとんど修繕を行っていなかったため、指定管理者制度を導入する際、指定管理者の負担を抑える目的で修繕責任負担額を低く抑えたとのことであった。

本施設の老朽度等を考慮して修繕責任負担額の基準額を定めたことは評価できるが、基準額を極端に低額にした場合、本施設について機動的な修繕ができなくなる事態も想定されることから、本施設の修繕実績をもとにして、上記のとおり総額規制を導入した上で、軽微・重大を区別する基準については慎重に検討されたい。

★★意見686

本施設の種類、老朽度、利用度等を考慮し、総額規制を導入した上で、修繕責任負担額の基準額の見直しを検討すべきである。

(4) 災害等による損害

第3部（総論）・第4章・第3・3・(6) [56～57頁] 記載のとおり。

★★意見687

災害等による損害に関し、「岡山市が災害対策のために管理物件を使用したことによるもの」については、原則として岡山市の負担とすべきであり、例外的に指定管理者に対してリスクを負担させるべき項目については、検討の上、整理されたい。

4 備品管理

包括協定書では、施設内の物品として、備品（Ⅰ種）、備品（Ⅱ種）及び備品（Ⅲ種）が想定されているが、管理業務仕様書では必ずしもこれらの区別を明確に想定した記載になっておらず、備品の取扱いが不明確である。特に、管理業務仕様書では、「管理業務に必要な物品を、指定管理者の費用により購入又は調達し、管理業務の用に供しなければならない」とされ、物品に関する「指定期間終了時の取扱いについては、岡山市教育委員会との協議により決定することとする。」とされているが、この物品が協定書の備品（Ⅱ種）を指すものか、備品（Ⅲ種）を指すものか明らかではない。仮に、備品（Ⅲ種）を含むものであるとすると、協定書の規定を齟齬が生じており、不適切である。

また、管理業務仕様書において、指定管理者が準備すべき物品である備品（Ⅱ種）の設定に関する記載はない。本施設において備品（Ⅱ種）の設定がないのであれば、これに関する協定書の記載は削除されるべきである。

★★意見688

備品（特にⅡ種及びⅢ種）に関する協定書と管理業務仕様書の各記載の内容を明確にされたい。

★★意見689

本施設において備品（Ⅱ種）の設定がないのであれば、これに関する協定書の記載は削除されるべきである。

5 賠償責任保険

- (1) 施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者が賠償責任保険に加入していることについては、指定管理者から保険加入の事実を口頭で確認しているのみで、保険証券等を提出させる等の確認はしていないとのことであった。
- (2) 第3部（総論）・第4章・第6・3～6〔63～65頁〕記載のとおり。

★★意見690

募集要項等に岡山市が加入している保険内容や指定管理者が加入すべき保険内容について明記し、指定管理者が保険に加入した事実及びその保険内容を確認するため、保険証券等の提出を求めるべきである。

- (3) なお、施設所管課に対するヒアリングの実施後に、施設所管課において現指定管理者に付保証書を提出させて保険加入を確認し、次期指定時には管理業務仕様書において保険加入を義務付け、協定締結時に付保証書を提出させるように改めるとのことであった。本監査を契機として、自ら問題点の是正に取り組む姿勢は評価することができる。

第5 モニタリング

1 事業報告書の記載

包括協定書第8条第2項第1号は、指定管理者から提出される事業報告書に「情報開示に関する事項」の記載を求めるものであるが、指定管理者から提出された事業報告書にはかかる事項に関する記載が見当たらない。なお、事業報告書に「情報開示の状況」として添付されている、①国税、県税、及び市税の納税証明書、②当該年度の団体の経営状態を説明するための書類、③社会保険料納入証明書は、「情報開示に関する事項」についての報告ではない。

施設所管課において、指定管理者に対し、事業報告書に「情報開示に関する事項」を記載するよう改善指導されたい。なお、情報開示の実績がないのであれば「ない」旨を記載させるべきである。

★★意見691

施設所管課において、事業報告書に「情報開示に関する事項」を記載するよう改善指導されたい。

2 所管課による管理状況のモニタリング

- (1) 施設所管課からのヒアリングによれば、指定管理者との間での月1回の連絡会議を行い、本施設に常駐している所管課の職員が連絡会議での内容をもとに実地調査を行っているとのことであった。

所管課において、指定管理者側との連携を維持する努力をしている点は施設管理上も適切であり評価することはできるが、このような連携は、協定書及び管理業務仕様書に定められた要求水準を充たしているか否か（いわば委託業務についての履行確認）を包括的に確認する目的で実施されているものではなく、十分なモニタリングとはいえないと思われる。

- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(4) [83頁] 記載のとおり（意見46）。

3 利用者アンケートの実施

施設所管からのヒアリングによると、本施設について、利用者アンケートは実施していないとのことであり、その理由は、図書館の運営は直営で行っており、指定管理業務において利用者との対面業務がないためであるとのことであった。

しかし、利用者アンケートは、指定管理者による管理状況を施設所管課が評価する上で最も基本的な作業というべきである。

指定管理者において利用者との対面業務がないとしても、本施設の利用者から施設及び設備の管理に関する業務に関する意見が寄せられることは十分に想定できるから、指定管理業務において利用者との対面業務がないという施設所管課の説明ではアンケートの実施を不要とする理由にはならず、利用者アンケートは常時でなくとも、定期的実施すべきである。

なお、平成29年10月26日に開催された岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会第3回保健福祉局・教育委員会部会において、委員からの「利用者アンケートを実施する予定はあるか」との質問に対し、現指定管理者は「利用者ニーズを把握・分析し、サービスの向上と事業運営に反映させる重要なツールだと考えている」などと回答し、利用者アンケートの実施に前向きであったことを付言する。

★★意見692

利用者アンケートは、常時実施する必要まではないと認められる場合であっても、定期的実施されたい。

4 労働法令遵守についてのモニタリングを実施すべきこと

- (1) 施設所管課によると、指定管理者が労働法令を遵守しているかどうかについては確認していないとのことであった。
- (2) 第3部（総論）・第7章・第3・1・(2)及び(4) [81～83頁] 記載のとおり（意見46）。

第6 個人情報保護・情報公開

1 個人情報の適正な管理のために必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 包括協定書第17条第2項は、指定管理者に対して、「管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置」を講ずる義務を課している。

施設所管課からのヒアリングの際、指定管理者がこれらの義務を果たしているかという点について確認したところ、指定管理者が従業員に提出させている秘密保持誓約書の内容を確認しているとのことであった。もちろん、秘密保持誓約書の作成状況を確認することも重要ではあるが、いうまでもなく「個人情報の管理のために必要な措置」はそれに尽きるものではない。

- (2) 第3部（総論）・第8章・第3・3 [94頁] 記載のとおり（意見53）。

2 情報の公開について必要な措置の実施状況を確認すべきこと

- (1) 包括協定書第17条第3項は、指定管理者に対して、「管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置」を講ずる義務を課している。

しかし、施設所管課は、指定管理者が上記の措置を講じられているか確認していない。

- (2) 第3部（総論）・第9章・第3・3 [97頁] 記載のとおり（意見56）。

参考資料

岡山市指定管理者導入施設一覧（1）【公募により選定した施設】

（令和2年4月1日時点）

所管局室	No.	施設名	指定管理者	指定期間		
				始期	終期	年数
市民生活局	001	岡山市民会館	岡山市民会館コンソーシアム	H30.4.1	R4.3.31	4年
	002	建部岡文化センター	建部岡文化センターコンソーシアム	R2.4.1	R7.3.31	5年
	003	岡山市灘崎文化センター	クラレテクノ(株)	R2.4.1	R7.3.31	5年
	004	奥市公園補助野球場	両備ホールディングス(株)	H28.4.1	R3.3.31	5年
	005	奥市公園野球場	両備ホールディングス(株)	H28.4.1	R3.3.31	5年
	006	奥市公園相撲場	両備ホールディングス(株)	H28.4.1	R3.3.31	5年
	007	当新田公園サッカー場	両備ホールディングス(株)	H28.4.1	R3.3.31	5年
	008	二日市公園テニスコート	両備ホールディングス(株)	H28.4.1	R3.3.31	5年
	009	向州公園補助野球場	両備ホールディングス(株)	H28.4.1	R3.3.31	5年
	010	向州公園テニスコート	両備ホールディングス(株)	H28.4.1	R3.3.31	5年
	011	上道公園野球場	両備ホールディングス(株)	H28.4.1	R3.3.31	5年
	012	神崎山公園競技場	両備ホールディングス(株)	H28.4.1	R3.3.31	5年
	013	足守テニスコート	両備ホールディングス(株)	H28.4.1	R3.3.31	5年
	014	牟佐スポーツ広場	両備ホールディングス(株)	H28.4.1	R3.3.31	5年
	015	西大寺武道館	両備ホールディングス(株)	H28.4.1	R3.3.31	5年
	016	野山武道館	両備ホールディングス(株)	H28.4.1	R3.3.31	5年
	017	吉備津弓道場	両備ホールディングス(株)	H28.4.1	R3.3.31	5年
	018	小串スポーツ広場	両備ホールディングス(株)	H28.4.1	R3.3.31	5年
	019	桑野スポーツ広場	両備ホールディングス(株)	H28.4.1	R3.3.31	5年
	020	財田スポーツ広場	両備ホールディングス(株)	H28.4.1	R3.3.31	5年
	021	興除テニスコート	両備ホールディングス(株)	H28.4.1	R3.3.31	5年
	022	東山プールテニスコート・バレーボールコート	両備ホールディングス(株)	H28.4.1	R3.3.31	5年
	023	瀬戸町総合運動公園	両備ホールディングス(株)	H28.4.1	R3.3.31	5年
	024	瀬戸町江尻レストパーク	両備ホールディングス(株)	H28.4.1	R3.3.31	5年
	025	瀬戸町カヌー艇庫	両備ホールディングス(株)	H28.4.1	R3.3.31	5年
	026	灘崎野球場	両備ホールディングス(株)	H28.4.1	R3.3.31	5年
	027	灘崎体育センター	両備ホールディングス(株)	H28.4.1	R3.3.31	5年
	028	岡山市立市民屋内温水プール	株山陽レイスポーツ	H28.4.1	R3.3.31	5年
	029	岡山市東山プール	株山陽レイスポーツ	H28.4.1	R3.3.31	5年
	030	御津スポーツパーク	NCP & SDZ共同事業体	R2.4.1	R7.3.31	5年
保健福祉局	031	岡山市会陽の里	(福)岡山中央福祉会	H24.4.1	R4.3.31	10年
	032	岡山市会陽の里ふれあいデイサービスセンター	(福)岡山中央福祉会	H30.4.1	R3.3.31	3年
	033	岡山市友楽園デイサービスセンター	(公財)岡山市ふれあい公社	H30.4.1	R3.3.31	3年
	034	岡山市障害者体育センター	株第一ビルサービス	H28.4.1	R3.3.31	5年
	035	障害者生活支援センター	特定非営利活動法人なでしこ会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	036	岡山市御津保健福祉ステーション	(公財)岡山市ふれあい公社	H29.4.1	R4.3.31	5年
岡山っ子育て局	037	岡山市日応寺自然の森	観空産業(株)	H28.4.1	R3.3.31	5年
	038	岡山市立少年自然の家	観空産業(株)	H28.4.1	R3.3.31	5年
産業観光局	039	岡山市勤労者福祉センター	クラレテクノ(株)	H29.4.1	R4.3.31	5年
	040	足守プラザ	(公社)おかやま観光コンベンション協会	H31.4.1	R6.3.31	5年
	041	かながわSAKAGURA	有美津葉	H31.4.1	R6.3.31	5年
	042	岡山市サウスヴィレッジ	有サウスヴィレッジ	H23.4.28	R3.3.31	10年
都市整備局	043	岡山市宮天神町駐車場	アマノマネジメントサービス(株)	H31.4.1	R6.3.31	5年
	044	岡山市宮鹿田町駐車場	アマノマネジメントサービス(株)	H31.4.1	R6.3.31	5年
	045	岡山市宮駅南駐車場	アマノマネジメントサービス(株)	H31.4.1	R6.3.31	5年
	046	岡山市宮城地下下駐車場	アマノマネジメントサービス(株)	H31.4.1	R6.3.31	5年
	047	岡山市城地下広場	アマノマネジメントサービス(株)	H31.4.1	R6.3.31	5年
	048	岡山市宮福渡町駐車場	アマノマネジメントサービス(株)	H31.4.1	R6.3.31	5年
	049	岡山市金川駅前広場駐車場	アマノマネジメントサービス(株)	H31.4.1	R6.3.31	5年
	050	岡山市宮駅元町北駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.3.31	5年
	051	岡山駅東口地下自転車等駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.3.31	5年

	(岡山駅東口地下レンタサイクル駐車場を含む)				
052	岡山駅西口地下自転車駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.331	5年
053	岡山駅東口高架下第1自転車駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.331	5年
054	岡山駅東口高架下第2自転車駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.331	5年
055	本町路上自転車駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.331	5年
056	駅前町路上自転車等駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.331	5年
057	岡山駅西口自転車等駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.331	5年
058	岡山駅西口第2自転車等駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.331	5年
059	表町二丁目自転車等駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.331	5年
060	下石井高架下自転車等駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.331	5年
061	中山下一丁目自転車等駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.331	5年
062	大元駅前自転車等駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.331	5年
063	庭瀬第1自転車等駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.331	5年
064	庭瀬第2自転車等駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.331	5年
065	庭瀬第3自転車等駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.331	5年
066	庭瀬南口自転車等駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.331	5年
067	備前一宮駅前自転車等駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.331	5年
068	岡山市北長瀬駅前広場駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.331	5年
069	岡山市岡山駅前西口広場駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.331	5年
070	駅元北自転車駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.331	5年
071	北長瀬南口自転車等駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.331	5年
072	高島駅前自転車等駐車場	太平ビルサービス(株)	H31.4.1	R6.331	5年
073	高島第2自転車等駐車場	太平ビルサービス(株)	H31.4.1	R6.331	5年
074	高島第3自転車等駐車場	太平ビルサービス(株)	H31.4.1	R6.331	5年
075	東岡山駅前自転車等駐車場	太平ビルサービス(株)	H31.4.1	R6.331	5年
076	岡山市東岡山駅前広場駐車場	太平ビルサービス(株)	H31.4.1	R6.331	5年
077	西大寺駅前自転車等駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.331	5年
078	大多羅駅前自転車等駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.331	5年
079	岡山市西大寺駅前駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.331	5年
080	岡山市西大寺駅前広場駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.331	5年
081	岡山市宮瀬戸駅前駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.331	5年
082	岡山市宮万富駅前駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.331	5年
083	万富駅前自転車等駐車場	サイカパーキング(株)	H31.4.1	R6.331	5年
084	妹尾駅前自転車等駐車場	太平ビルサービス(株)	H31.4.1	R6.331	5年
085	妹尾南口自転車等駐車場	太平ビルサービス(株)	H31.4.1	R6.331	5年
086	岡山市宮妹尾駅前駐車場	太平ビルサービス(株)	H31.4.1	R6.331	5年
087	なださきレークサイドパーク	特定非営利活動法人STEP	H28.4.1	R3.331	5年
088	たけの森公園	RES・岡山造園共同事業体	H30.4.1	R5.331	5年
089	福浜市営住宅	日本管財(株)	H30.4.1	R5.331	5年
090	西市市営住宅	日本管財(株)	H30.4.1	R5.331	5年
091	芳田市営住宅	日本管財(株)	H30.4.1	R5.331	5年
092	吉備市営住宅	日本管財(株)	H30.4.1	R5.331	5年
093	住田市営住宅	日本管財(株)	H30.4.1	R5.331	5年
094	葵市営住宅	日本管財(株)	H30.4.1	R5.331	5年
095	青江市営住宅	日本管財(株)	H30.4.1	R5.331	5年
096	網浜市営住宅	日本管財(株)	H30.4.1	R5.331	5年
097	石井谷市営住宅	日本管財(株)	H30.4.1	R5.331	5年
098	いぶき市営住宅	日本管財(株)	H30.4.1	R5.331	5年
099	いわい市営住宅	日本管財(株)	H30.4.1	R5.331	5年
100	大井市営住宅	日本管財(株)	H30.4.1	R5.331	5年
101	岡市営住宅	日本管財(株)	H30.4.1	R5.331	5年
102	岡西市営住宅	日本管財(株)	H30.4.1	R5.331	5年
103	乙多見市営住宅	日本管財(株)	H30.4.1	R5.331	5年
104	乙多見C市営住宅	日本管財(株)	H30.4.1	R5.331	5年
105	乙多見D市営住宅	日本管財(株)	H30.4.1	R5.331	5年
106	可知市営住宅	日本管財(株)	H30.4.1	R5.331	5年
107	金岡市営住宅	日本管財(株)	H30.4.1	R5.331	5年
108	金岡砂場市営住宅	日本管財(株)	H30.4.1	R5.331	5年
109	川口市営住宅	日本管財(株)	H30.4.1	R5.331	5年
110	神崎市営住宅	日本管財(株)	H30.4.1	R5.331	5年
111	北長瀬みずほ住座	日本管財(株)	H30.4.1	R5.331	5年
112	国富市営住宅	日本管財(株)	H30.4.1	R5.331	5年
113	久保西市営住宅	日本管財(株)	H30.4.1	R5.331	5年

114	久保東市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
115	久保A市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
116	久保C市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
117	久保D市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
118	久保E市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
119	久保F市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
120	神下市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
121	岡南町市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
122	河本市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
123	小串市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
124	五軒屋市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
125	西大寺北市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
126	西大寺浜市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
127	下内田市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
128	下内田白鳩の家	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
129	宿毛上東市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
130	宿毛上南市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
131	宿毛西市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
132	宿毛東市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
133	宿毛南市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
134	宿毛D市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
135	宿毛E市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
136	宿毛F市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
137	宿毛G市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
138	上南市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
139	新堀市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
140	住吉A市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
141	住吉B市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
142	高島市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
143	竹田A市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
144	竹田B市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
145	玉田市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
146	津島北斗住座	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
147	津高市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
148	当新田市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
149	富原A市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
150	富原B市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
151	富原C市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
152	長岡市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
153	中川市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
154	花園市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
155	浜A市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
156	浜C市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
157	浜D市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
158	浜E市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
159	浜F市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
160	浜G市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
161	東岡山A市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
162	東岡山B市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
163	東岡山D市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
164	東ヶ丘市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
165	東谷市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
166	一日市市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
167	平井市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
168	藤田都市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
169	二日市市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
170	松崎市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
171	湊市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
172	宮の里市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
173	海吉市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
174	山田西市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
175	山田南市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
176	山田B市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年

	177	山田D市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	178	山田E市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	179	山田F市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	180	山田G市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	181	山田H市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	182	山田市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	183	山ノ端市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	184	陸勝崎市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	185	熊谷尻市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	186	丹後市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	187	中須賀市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	188	虫名市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	189	明石山市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	190	奥迫川市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	191	迫川市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	192	馬場市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	193	彦崎市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	194	石引市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	195	教職員市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	196	中田市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	197	笹岡市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	198	瀬戸市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	199	瀬戸江西市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	200	多田原市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	201	万富市営住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	202	さくら住座	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	203	駅南改良住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	204	乙多見改良住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	205	岡南町改良住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	206	下内田改良住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	207	住吉改良住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
	208	十日市改良住宅	日本管財株	H30.4.1	R5.3.31	5年
教育委員会	209	西川アイプラザ	クラレテクノ(株)	H28.4.1	R3.3.31	5年
	210	中央図書館	クラレテクノ(株)	H30.4.1	R3.3.31	3年

岡山市指定管理者導入施設一覧（２）【非公募により選定した施設】

(令和２年４月１日時点)

所管局室	No.	施設名	指定管理者	指定期間		
				始期	終期	年数
市民生活局	001	岡山シンフォニーホール	(公財)岡山シンフォニーホール	H28.4.1	R3.3.31	5年
	002	政田サッカー場	㈱ファジアーノ岡山スポーツクラブ	H28.4.1	R3.3.31	5年
市民協働局	003	岡山市三軒屋ふれあい会館	三軒屋ふれあい推進協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	004	岡山市馬屋下コミュニティハウス	馬屋下学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	005	岡山市平井コミュニティハウス	平井学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	006	岡山市浮田コミュニティハウス	浮田コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	007	岡山市御南コミュニティハウス	御南学区コミュニティづくり推進協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	008	岡山市平津コミュニティハウス	平津学区コミュニティ推進協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	009	岡山市福谷コミュニティハウス	福谷コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	010	岡山市弘西コミュニティハウス	弘西地区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	011	岡山市深砥コミュニティハウス	深砥地区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	012	岡山市出石コミュニティハウス	出石地区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	013	岡山市大野コミュニティハウス	大野学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	014	岡山市甲浦コミュニティハウス	甲浦学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	015	岡山市小串コミュニティハウス	小串学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	016	岡山市犬島コミュニティハウス	犬島地区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	017	岡山市鯉山コミュニティハウス	鯉山学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	018	岡山市伊島コミュニティハウス	伊島学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	019	岡山市南方コミュニティハウス	南方地区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	020	岡山市旭竜コミュニティハウス	旭竜学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	021	岡山市高島コミュニティハウス	高島学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	022	岡山市古都コミュニティハウス	古都学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	023	岡山市朝日コミュニティハウス	朝日学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	024	岡山市東畦コミュニティハウス	東畦学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	025	岡山市岡南コミュニティハウス	岡南学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	026	岡山市竜之口コミュニティハウス	竜之口学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	027	岡山市御休コミュニティハウス	御休コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	028	岡山市内山下コミュニティハウス	内山下地区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	029	岡山市鹿田コミュニティハウス	鹿田学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	030	岡山市浦安コミュニティハウス	浦安学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	031	岡山市豊コミュニティハウス	豊学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	032	岡山市高田コミュニティハウス	高田学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	033	岡山市西大寺南コミュニティハウス	西大寺南学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	034	岡山市箕島コミュニティハウス	箕島コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	035	岡山市菅根コミュニティハウス	菅根学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	036	岡山市津島コミュニティハウス	津島学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
	037	岡山市芳田コミュニティハウス	芳田学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年
038	岡山市横井コミュニティハウス	横井学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年	
039	岡山市庄内コミュニティハウス	庄内学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年	
040	岡山市平島コミュニティハウス	平島学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年	
041	岡山市南輝コミュニティハウス	南輝学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年	
042	岡山市牧石コミュニティハウス	牧石学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年	
043	岡山市陵南コミュニティハウス	陵南学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年	
044	岡山市可知コミュニティハウス	可知学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年	
045	岡山市旭操コミュニティハウス	旭操学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年	
046	岡山市太伯コミュニティハウス	太伯学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年	
047	岡山市第一藤田コミュニティハウス	第一藤田学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年	
048	岡山市開成コミュニティハウス	開成学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年	
049	岡山市大宮コミュニティハウス	大宮学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年	
050	岡山市福田コミュニティハウス	福田コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年	
051	岡山市興除コミュニティハウス	興除学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年	
052	岡山市東山公園集会所	三敷学区ふれあい推進協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年	
053	岡山市西大寺コミュニティハウス	西大寺学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年	
054	岡山市雄神コミュニティハウス	雄神学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年	
055	岡山市足守コミュニティハウス	足守学区コミュニティ協議会	H18.4.1	R16.3.31	28年	

	056	岡山市幸島コミュニティハウス	幸島学区コミュニティ協議会	H18.4	R16.3.31	28年
	057	岡山市芳泉コミュニティハウス	芳泉学区コミュニティ協議会	H18.4	R16.3.31	28年
	058	岡山市角山コミュニティハウス	角山学区コミュニティ協議会	H18.4	R16.3.31	28年
	059	岡山市政田コミュニティハウス	政田学区コミュニティ協議会	H18.4	R16.3.31	28年
	060	岡山市旭東コミュニティハウス	旭東学区コミュニティ協議会	H18.4	R16.3.31	28年
	061	岡山市富山コミュニティハウス	富山学区コミュニティ協議会	H18.4	R16.3.31	28年
	062	岡山市馬屋上コミュニティハウス	馬屋上学区コミュニティ協議会	H18.4	R16.3.31	28年
	063	岡山市第二藤田コミュニティハウス	第二藤田学区コミュニティ協議会	H18.4	R16.3.31	28年
	064	岡山市桃丘コミュニティハウス	桃丘学区コミュニティ協議会	H18.4	R16.3.31	28年
	065	岡山市西コミュニティハウス	西学区コミュニティ協議会	H18.4	R16.3.31	28年
	066	岡山市財田コミュニティハウス	財田学区コミュニティ協議会	H18.4	R16.3.31	28年
	067	岡山市清輝コミュニティハウス	清輝学区コミュニティ協議会	H18.4	R16.3.31	28年
	068	岡山市平福コミュニティハウス	平福学区コミュニティ協議会	H16.4	R16.3.31	30年
	069	岡山市牧山コミュニティハウス	牧山地区コミュニティ協議会	H16.8.1	R16.3.31	29年8カ月
	070	岡山市第三藤田コミュニティハウス	第三藤田学区コミュニティ協議会	H17.1.1	R16.3.31	29年3カ月
	071	岡山市宇甘西地区コミュニティハウス	宇甘西地区コミュニティ協議会	H18.4	R16.3.31	28年
	072	岡山市五城地区コミュニティハウス	五城地区コミュニティ協議会	H18.4	R16.3.31	28年
	073	岡山市宇甘東地区コミュニティハウス	宇甘東地区コミュニティ協議会	H18.4	R16.3.31	28年
	074	岡山市御津南地区コミュニティハウス	御津南地区コミュニティ協議会	H18.4	R16.3.31	28年
	075	岡山市金川地区コミュニティハウス	金川地区コミュニティ協議会	H18.4	R16.3.31	28年
	076	岡山市城東台コミュニティハウス	城東台学区コミュニティ協議会	H18.2.1	R16.3.31	28年2カ月
	077	岡山市操南コミュニティハウス	操南学区コミュニティ協議会	H21.4.1	R16.3.31	25年
	078	岡山市葛城地区コミュニティハウス	葛城地区コミュニティ協議会	H22.4.1	R16.3.31	24年
	079	岡山市福島コミュニティハウス	福島学区コミュニティ協議会	H24.4.1	R16.3.31	22年
	080	岡山市宇野コミュニティハウス	宇野学区コミュニティ協議会	H26.4.1	R16.3.31	20年
	081	岡山市灘崎コミュニティハウス	灘崎学区コミュニティ協議会	H29.4.1	R16.3.31	17年
	082	岡山市迫川コミュニティハウス	迫川学区コミュニティ協議会	H29.4.1	R16.3.31	17年
保健福祉局	083	岡山ふれあいセンター	(公財)岡山市ふれあい公社	H28.4.1	R3.3.31	5年
	084	西大寺ふれあいセンター	(公財)岡山市ふれあい公社	H28.4.1	R3.3.31	5年
	085	北ふれあいセンター	(公財)岡山市ふれあい公社	H28.4.1	R3.3.31	5年
	086	西ふれあいセンター	(公財)岡山市ふれあい公社	H28.4.1	R3.3.31	5年
	087	南ふれあいセンター	(公財)岡山市ふれあい公社	H28.4.1	R3.3.31	5年
	088	岡山市ウェルポートなださき	(公財)岡山市ふれあい公社	H28.4.1	R3.3.31	5年
	089	岡山市御津老人福祉センター	(福)岡山市社会福祉協議会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	090	岡山市建部町老人福祉センター	(福)岡山市社会福祉協議会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	091	岡山市建部町在宅福祉サービスセンター	(福)岡山市社会福祉協議会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	092	岡山市福寿苑	(福)岡山市社会福祉協議会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	093	岡山ふれあいデイサービスセンター	(公財)岡山市ふれあい公社	H30.4.1	R3.3.31	3年
	094	西大寺ふれあいデイサービスセンター	(公財)岡山市ふれあい公社	H30.4.1	R3.3.31	3年
	095	北ふれあいデイサービスセンター	(公財)岡山市ふれあい公社	H30.4.1	R3.3.31	3年
	096	西ふれあいデイサービスセンター	(公財)岡山市ふれあい公社	H30.4.1	R3.3.31	3年
	097	南ふれあいデイサービスセンター	(公財)岡山市ふれあい公社	H30.4.1	R3.3.31	3年
	098	岡山市西市デイサービスセンター	(福)敬友会	H30.4.1	R3.3.31	3年
	099	岡山市建部町デイサービスセンター	(福)岡山市社会福祉協議会	H30.4.1	R3.3.31	3年
	100	岡山市立岩井老人憩の家	三門老人憩の家運営委員会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	101	岡山市立大井老人憩の家	大井老人憩の家運営委員会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	102	岡山市立清輝老人憩の家	清輝老人憩の家運営委員会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	103	岡山市立富原老人憩の家	松崎町内会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	104	岡山市立松尾園	(福)岡山市社会福祉協議会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	105	岡山市立財田老人憩の家	財田老人憩の家運営委員会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	106	岡山市立宿毛老人憩の家	宿毛老人クラブ	H28.4.1	R3.3.31	5年
	107	岡山市立雄神老人憩の家	雄神老人憩の家管理運営促進委員会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	108	岡山市立興除園	興除園運営委員会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	109	岡山市立川張老人憩の家	川張老人憩の家運営委員会	H27.4.1	R7.3.31	10年
	110	岡山市立彦崎老人憩の家	彦崎老人憩の家運営委員会	H27.4.1	R7.3.31	10年
	111	岡山市立都老人憩の家	岡山市藤田老人クラブ連合会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	112	岡山市立都六区老人憩の家	岡山市藤田老人クラブ連合会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	113	岡山市立錦六区老人憩の家	岡山市藤田老人クラブ連合会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	114	岡山市浮田ふれあいプラザ	浮田ふれあいプラザ運営委員会	H27.4.1	R7.3.31	10年
	115	岡山市古都ふれあいプラザ	古都ふれあいプラザ運営委員会	H27.4.1	R7.3.31	10年
	116	岡山市吉井川ふれあいプラザ	吉井川ふれあいプラザ運営委員会	H27.4.1	R7.3.31	10年
	117	岡山市植松老人ふれあいプラザ	植松老人ふれあいプラザ運営委員会	H27.4.1	R7.3.31	10年
	118	岡山市西高崎ふれあいプラザ	西高崎ふれあいプラザ運営委員会	H27.4.1	R7.3.31	10年

	119	岡山市休日夜間急患診療所	(一社)岡山市医師会	H28.4.1	R8.3.31	10年
	120	国立病院機構岡山市立金川病院	(独)国立病院機構	H24.4.1	R4.3.31	10年
岡山っ子育成局	121	岡山市馬屋下児童館	(福)岡山市社会福祉協議会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	122	岡山市平津児童館	(福)岡山市社会福祉協議会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	123	岡山市児童館ゆう遊プラザ	(福)岡山市社会福祉協議会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	124	岡山市植松児童館	(福)岡山市社会福祉協議会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	125	岡山市片岡児童館	(福)岡山市社会福祉協議会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	126	岡山市七区児童館	(福)岡山市社会福祉協議会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	127	岡山市興隆児童館	(福)岡山市社会福祉協議会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	128	岡山市大曲児童館	(福)岡山市社会福祉協議会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	129	岡山市錦児童館	(福)岡山市社会福祉協議会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	130	岡山市北ふれあい児童館	(公財)岡山市ふれあい公社	H28.4.1	R3.3.31	5年
	131	岡山市ふれあい児童館	(公財)岡山市ふれあい公社	H28.4.1	R3.3.31	5年
	132	岡山市西大寺ふれあい児童館	(公財)岡山市ふれあい公社	H28.4.1	R3.3.31	5年
	133	岡山市西ふれあい児童館	(公財)岡山市ふれあい公社	H28.4.1	R3.3.31	5年
	134	岡山市南ふれあい児童館	(公財)岡山市ふれあい公社	H28.4.1	R3.3.31	5年
環境局	135	岡山市神崎緑地プラザ	西村町内会	H28.4.1	R8.3.31	10年
	136	浅越スポーツパーク	(公財)岡山市シルバー人材センター	H28.4.1	R3.3.31	5年
	137	岡山市山上エコ交流館	山上エコ交流館管理委員会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	138	コート岡山南(当新田健康増進施設)	大林ファシリティーズ株式会社 大阪支店	H31.4.1	R16.3.31	15年
	139	健康プラザ西大寺(東部健康増進施設)	(株)ヘルスプラザ岡山	R1.10.1	R16.3.31	14年6月
	140	西部リユースふらざ	岡山グリーンサービス(株)	H27.1.1	R16.12.31	20年
産業観光局	141	岡山城天守閣	(公社)おかやま観光コンベンション協会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	142	鳥城公園	(公社)おかやま観光コンベンション協会	H31.4.1	R3.3.31	2年
	143	備中足守まちなみ館	岡山市近水観光振興会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	144	岡山市宮宝伝駐車場	宝伝老人クラブ	H28.4.1	R3.3.31	5年
	145	たけべ八幡温泉	(公社)おかやま観光コンベンション協会	R2.4.1	R7.3.31	5年
	146	建部岡産業観光物産案内所	建部岡観光協会	R2.4.1	R7.3.31	5年
	147	岡山コンベンションセンター	株岡山コンベンションセンター	H29.4.1	R4.3.31	5年
	148	ママカリパーキング	株岡山コンベンションセンター	H29.4.1	R4.3.31	5年
	149	牧山クラインガルテン	特定非営利活動法人牧景園	H31.4.1	R5.3.31	4年
	150	岡山市御津下畑活性化センター	宇甘東活性化協議会	H28.4.1	R8.3.31	10年
	151	岡山市御津星原資源利活用施設	星原農家水利組合	H28.4.1	R8.3.31	10年
都市整備局	152	浦安総合公園	(公財)岡山市公園協会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	153	半田山植物園	(公財)岡山市公園協会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	154	操山公園	(公財)岡山市公園協会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	155	百間川緑地	(公財)岡山市公園協会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	156	西大寺緑花公園	(公財)岡山市公園協会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	157	六番川水の公園	(公財)岡山市公園協会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	158	山田グリーンパーク	(公財)岡山市公園協会	H28.4.1	R3.3.31	5年
	159	灘崎町総合公園	(公財)岡山市公園協会	H28.4.1	R3.3.31	5年

主な参照法令等

地方自治法（抜粋）

岡山市公の施設の管理等に関する規則

岡山市公共施設等マネジメント推進本部及び公共施設等マネジメント推進委員会設置規程

岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会設置条例

岡山市 PPP／PFI 手法導入優先的検討規程

地方自治法（抜粋）

第二百五十条 都道府県知事及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の市長は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならない。

一 財務に関する事務その他総務省令で定める事務

二 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該都道府県知事又は指定都市の市長が認めるもの

2 市町村長（指定都市の市長を除く。第二号及び第四項において同じ。）は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備するよう努めなければならない。

一 前項第一号に掲げる事務

二 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該市町村長が認めるもの

3 都道府県知事又は市町村長は、第一項若しくは前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県知事、指定都市の市長及び第二項の方針を定めた市町村長（以下この条において「都道府県知事等」という。）は、毎会計年度少なくとも一回以上、総務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならない。

5 都道府県知事等は、前項の報告書を監査委員の審査に付さなければならない。

6 都道府県知事等は、前項の規定により監査委員の審査に付した報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出しなければならない。

7 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

8 都道府県知事等は、第六項の規定により議会に提出した報告書を公表しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備する体制に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（平二九法五四・全改）

（使用料）

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収

を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

(昭三八法九九・全改、平六法四八・平一一法八七・一部改正)

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(昭三八法九九・追加、平一五法八一・一部改正)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(昭三八法九九・追加、平三法二四・平六法四八・平一一法八七・平一五法八一・一部改正)

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(昭三八法九九・追加)

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(昭三八法九九・追加、平一一法一六〇・平一五法八一・平二六法六九・平二九法二五・一部改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定により本市が設置する公の施設（以下「公の施設」という。）について、市民ニーズを充足させ、かつ、効率的な施設管理を行うための措置及び指定管理者制度の運用（以下「公の施設の管理等」という。）に関し基本となる共通の事項を定めるものとする。

2 指定管理者制度の運用については、法令、公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例及びその委任を受けた規則（以下「公の施設の設置条例等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民ニーズ 公の施設を市民が利用することによって充足すべき、より快適で充実した市民生活を送りたいという市民の要望又は期待をいう。

(2) PFI事業 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の定めるところにより公の施設を管理又は運営する事業をいう。

(公の施設の点検)

第3条 公の施設の設置及び管理に関する業務を所管する部署（以下「所管課」という。）は、その所管する公の施設に関し、原則として5年ごとに（施設又はその管理等に変更があったときはその都度、指定管理者の指定期間中であるときはその最終年度までに）、市民ニーズ等について点検を行わなければならない。ただし、その設置若しくは管理方法等が法令等により定められている施設である場合又は点検に伴う改善の余地がないと認められる事項である場合については、この限りでない。

(委員会付議)

第4条 所管課は、次に掲げる事項について岡山市公共施設等マネジメント推進本部及び公共施設等マネジメント推進委員会設置規程（平成26年市訓令甲第133号）第1条第2項に規定する公共施設等マネジメント推進委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

(1) 前条の規定による点検結果の適否に関すること。

(2) 所管課の所管する公の施設に係る指定管理者の候補者の公募の方法によらない選定に関すること。

(3) 指定管理者に対する指定取消しの適否に関すること。

(指定管理者の候補者の公募等)

第5条 所管課は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者の候補者を選定しようとするときは、その候補者を公募しなければならない。ただし、委員会が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この限りでない。

(1) 次項の規定により作成した選定基準に適合する法人その他の団体が1団体に特定されるとき。

(2) PFI事業又はこれに準ずる事業の期間内において、当該事業者により管理が行われているとき。

(3) 公の施設の設置目的又は本市の政策目的を実現するために、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき。

- (4) 指定管理者の公募において応募がなかった場合等公の施設を継続的に管理するため緊急やむを得ない事情があり、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき。
- (5) 指定管理者による管理を行っている公の施設のうち、その統合、廃止、休止等（以下「統廃合等」という。）が決定又は公の施設のあり方を検討中のものにおいて、統廃合等するまでの間又はそのあり方が決まるまでの間、現に指定管理者である者に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき。
- (6) その他公募を行わないことについて特別な理由があると市長が認めるとき。

- 2 所管課は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、募集要項及び選定基準を作成し、それらを指定管理者の候補者になろうとする法人その他の団体に対して明示しなければならない。
- 3 所管課は、第1項の規定により候補者の公募を行う場合において、指定管理者の候補者の選定並びに第2項に規定する募集要項及び選定基準について、岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会設置条例（平成25年市条例第6号）第1条に規定する岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会の答申を受けなければならない。

（協定の締結）

第6条 所管課は、指定管理者の指定手続完了後、直ちに当該指定管理者と公の施設の管理に関する協定（以下「協定」という。）を書面（以下「協定書」という。）により締結しなければならない。

（事業報告書の提出）

第7条 所管課は、法第244条の2第7項に定める事業報告書の提出があったときは、その内容を確認し、当該報告書の写しを委員会に提出しなければならない。

（調査、監督等）

第8条 所管課は、指定管理者が管理する公の施設が適正に管理され、市民ニーズを充足させ、かつ、効率的な管理がなされるよう、指定管理者の管理業務の実施状況について、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 指定管理者の管理業務の実施状況に関し、指定管理者に対して管理月報、連絡会議等により定期的若しくは随時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすること。
- (2) 前号の規定による報告の徴収又は調査の結果、指定管理者の管理業務の実施状況が協定書等に定める条件を満たしていないと認める場合に、管理業務の改善を指示すること。

- 2 前項第1号の規定による実地の調査は、指定管理者の代表者又はその委任を受けた者を立ち合わせて行うものとする。
- 3 指定管理者は、第1項各号の指示を受けたときは、速やかにその改善に取り組み、その結果を書面により所管課に報告するものとする。
- 4 所管課は、第1項各号の指示を行ったとき又は前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその旨を委員会へ報告するものとする。

（指定の取消し等）

第9条 法第244条の2第11項の規定に定める当該指定管理者による管理を継続することが適当でないときとは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 正当な理由なく、前条第1項第1号又は第2号の指示に従わないとき。
- (2) 報告の求めに応じず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 公の施設の設置条例等の規定又は協定に違反したとき。
- (4) 第6条第2項の募集要項に定められた応募資格を満たさなくなったとき。
- (5) 指定管理者の財産につき、滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、破産その他の強制換価手続が開始される等経営が悪化し、管理業務を行うことが困難になったとき。

(6) 指定管理者の代表者、役員又は従業員が、管理業務の遂行に当たり行った行為が、法令、条例、協定等に違反し、又は違反するおそれがあると認められる場合であつて、引き続き指定管理者として管理業務を継続させることが社会通念上著しく不適當であると認められるとき。

(7) 管理業務の処理が著しく不適當であると認められるとき。

(8) 管理業務を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。

(9) その他指定管理者として不適當と認められるとき。

2 所管課は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じようとするときは、委員会にその旨を文書で報告し、その承認を受けなければならない。

(危険負担等)

第10条 所管課は、不可抗力その他本市及び指定管理者のいずれの責めにも帰することができない事由により生じた公の施設の管理に伴う損害について、あらかじめ指定管理者とその負担責任の帰属及び負担割合について協議しておかなければならない。

2 所管課は、指定管理者が指定の取消し等により、管理業務の執行が不能又は困難となった場合についての事務処理指針をあらかじめ策定しておかなければならない。

(再委託等の禁止)

第11条 所管課は、指定管理者に指定管理者の地位によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 所管課は、指定管理者にその管理業務を一括して、又は主たる部分を第三者に委託させ、又は請け負わせてはならない。

3 所管課は、指定管理者が事前に市長の承認を得た場合は、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

(情報公開)

第12条 所管課は、指定管理者にその管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じさせなければならない。

(情報の保護)

第13条 所管課は、指定管理者にその業務に関して保有する個人情報の保護について必要な措置を講じさせなければならない。

2 前項に定めるもののほか、所管課は、指定管理者に対し、その管理業務に従事し、又は従事していた者が管理業務の実施により知り得た秘密を漏洩しないよう必要な措置を講じさせなければならない。

(従前の管理者における被用者の継続雇用)

第14条 所管課は、公の施設の効率的及び効果的な管理運営に寄与すると判断する場合には、従前、当該施設の指定管理者であった法人その他の団体の特定の被用者を当該施設の管理業務に従事させるため、指定管理者に対して、当該被用者の雇用を求めることができる。

(委任)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成25年市規則第106号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年市規則第146号)

この規則は、平成26年7月28日から施行する。

岡山市公共施設等マネジメント推進本部及び公共施設等マネジメント推進委員会設置規程

平成26年7月25日

市訓令甲第133号

改正 平成27年1月20日市訓令甲第3号

平成27年4月6日市訓令甲第57号

平成28年4月18日市訓令甲第68号

(設置)

第1条 厳しい財政状況の中、今後、人口減少、少子高齢社会の到来等による公共施設等の利用需要の変化が予想されることを踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、岡山市公共施設等マネジメント推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

2 公共施設等を管理する所管課の属する各局区室には、公共施設等の総合的かつ計画的な管理及び公の施設の効率的かつ効果的な管理運営を推進するため、公共施設等マネジメント推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この訓令において「公共施設等」とは、公営企業会計を含めた本市が所有する建築物及び道路・橋りょう等の工作物をいう。

(推進本部の所掌事務)

第3条 推進本部は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について協議・検討する。

- (1) 公共施設等のマネジメントの推進に関すること。
- (2) 土地の有効活用に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

(推進本部の組織)

第4条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、会務を総理する。

3 副本部長は、副市長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が必要であると認めたときは、財政局を担当する副市長がその職務を代理する。

4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てるほか、別表第2に掲げる者に委嘱する。

(推進本部の会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 推進本部の会議の議長は、本部長がこれに当たる。

3 本部長は、必要に応じて推進本部の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進本部の所掌事務に関する個別的事項を調査・検討するため、推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は財務部長を、副幹事長は財産活用マネジメント推進課長をもって充てる。

4 幹事は、別表第3に掲げる者をもって充てるほか、別表第4に掲げる者に委嘱する。ただし、幹事長は、必要があると認めるときは、幹事として他の職員を指名することができる。

5 幹事長は、必要に応じて幹事会の会議を招集するとともに、その議長の任に当たる。

6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 幹事は、所属する局、区又は室における公共施設等のマネジメントの推進に関する調査、検討、連絡調整等の事務を処理する。

8 幹事長は、必要に応じて関係職員に対し資料を提出させ、又はその説明を求めることができる。

(推進委員会の所掌事務)

第7条 推進委員会は、次に掲げる事項について協議・検討し、その結果を所管課に通知するとともに、必要があると認めるときは、所管課に対して必要な指示を行うものとする。

- (1) 各局区室の公共施設等の総合的な管理及び局区室内の個別施設計画の推進に関すること。
- (2) 土地の有効活用に関すること。
- (3) 岡山市公の施設の管理等に関する規則（平成19年市規則第314号。以下「規則」という。）第4条各号に規定する事項及び第5条第1項各号の該当の適否に関すること。
- (4) 規則第8条第1項各号の規定による指示及び同条第3項の規定による報告に関すること。
- (5) 規則第9条第2項に規定する事項の適否に関すること。
- (6) 地方自治法第244条の2第7項の事業報告書に関すること。
- (7) 岡山市PPP/PFI手法導入優先的検討規程（平成30年市訓令甲第10号）第9条第1項又は第10条の規定による評価の決定に関すること。

2 推進委員会は、前項の規定により協議・検討した事項のうち、全庁的な影響があると判断するものについては、推進本部に報告するものとする。

(推進委員会の組織)

第8条 推進委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、局室区の長をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第9条 推進本部及び幹事会の庶務は、財産活用マネジメント推進課において行う。

2 推進委員会の庶務は、局区室主管課において行う。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、運営等に関し必要な事項は、推進本部については本部長が、推進委員会については委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年7月28日から施行する。

附 則（平成27年市訓令甲第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年市訓令甲第57号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年市訓令甲第68号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年市訓令甲第84号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年市訓令甲第10号）抄

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年市訓令甲第99号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

危機管理担当局長，政策局長，総務局長，財政局長，市民生活局長，市民協働局長，北区長，中区長，東区長，南区長，保健福祉局長，岡山っ子育成局長，環境局長，産業観光局長，産業観光局産業政策担当局長，都市整備局長，都市整備局都市・交通・公園担当局長，下水道河川局長，消防局長

別表第2（第4条関係）

教育長，水道事業管理者，市場事業管理者

別表第3（第6条関係）

危機管理担当課長，政策企画課長，事業政策課長，行政改革推進室長，総務法制企画課長，庁舎管理課長，人事課長，給与課長，財政課長，市民生活企画総務課長，区政推進課長，生活安全課長，スポーツ振興課長，文化振興課長，岡山シティミュージアム館長，市民協働企画総務課長，人権推進課長，女性が輝くまちづくり推進課長，北区役所総務・地域振興課長，北区役所市民保険年金課長，北区役所農林水産振興課長，北区役所地域整備課長，北区役所土木農林分室長，御津支所総務民生課長，御津支所産業建設課長，建部支所総務民生課長，建部支所産業建設課長，一宮地域センター所長，津高地域センター所長，高松地域センター所長，吉備地域センター所長，足守地域センター所長，中区役所総務・地域振興課長，福祉文化会館長，中区役所市民保険年金課長，中区役所農林水産振興課長，中区役所地域整備課長，富山地域センター所長，東区役所総務・地域振興課長，東区役所市民保険年金課長，東区役所農林水産振興課長，東区役所地域整備課長，瀬戸支所総務民生課長，瀬戸支所産業建設課長，上道地域センター所長，南区役所総務・地域振興課長，南区役所市民保険年金課長，南区役所農林水産振興課長，南区役所地域整備課長，瀬崎支所総務民生課長，瀬崎支所産業建設課長，妹尾地域センター所長，福田地域センター所長，興除地域センター所長，藤田地域センター所長，児島地域センター所長，福浜地域センター所長，保健福祉企画総務課長，医療政策推進課長，福祉援護課長，保健管理課長，高齢者福祉課長，友楽園長，障害福祉課長，生活保護・自立支援課長，保健所保健課長，保健所健康づくり課長，こども企画総務課長，地域子育て支援課長，こども福祉課長，こども総合相談所長，こども園推進課長，幼保運営課長，環境企画総務課長，環境事業課長，第1事業所長，野殿事業所長，当新田事業所長，岡南事業所長，西大寺事業所長，環境施設課長，東部クリーンセンター所長，東部リサイクルプラザ所長，岡南環境センター所長，当新田環境センター所長，一宮浄化センター所長，経済企画総務課長，産業政策課長，産業振興・雇用推進課長，観光振興課長，プロモーション・MICE 推進課長，農林水産課長，農村整備課長，都市企画総務課長，都市計画課長，交通政策課長，庭園都市推進課公園緑地担当課長，道路計画課長，道路港湾管理課長，道路予防保全課長，公共建築課長，住宅課長，下水道経営企画課長，下水道河川計画課長，下水道施設整備課長，下水道管路整備課長

別表第4（第6条関係）

消防局消防総務部消防企画総務課長，水道局総務部企画総務課長，水道局総務部管財課長，水道局配水部配水課長，市場事業部事業担当課長，教育委員会事務局教育総務部教育企画総務課長，教育委員会事務局教育総務部学校施設課長，教育委員会事務局学校教育部就学課長，教育委員会事務局学校教育部指導課長，教育委員会事務局学校教育部保健体育課長，教育研究研修センター所長，教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課長，教育委員会事務局生涯学習部中央図書館長，教育委員会事務局生涯学習部文化財課長，オリエント美術館長

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)の公募及び選定に関し、必要な調査審議を行わせるため、法第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長及び岡山市教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 指定管理候補者を公募するときの募集要項及び選定基準に関すること。
- (2) 公募による指定管理候補者の選定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、調査審議させる公の施設を指定して、臨時の委員(以下「臨時委員」という。)を増員することができる。

(委員)

第4条 委員及び臨時委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時委員の任期は、市長が必要と認める期間とする。
- 4 委員及び臨時委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員及び臨時委員(当該会議の議事に係る臨時委員に限る。次項において同じ。)の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、次条第1項及び第6項並びに第8条に係る議事は、委員の過半数が出席する委員会の会議において、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、第2条に掲げる所掌事務の一部について調査審議させるため、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員10人以内で組織する。

- 3 部会に部会長を置き、委員長がこれを指名する。
- 4 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。
- 5 部会の調査審議が終了し、及び議決を行ったときは、部会長はその結果を委員長へ報告しなければならない。
- 6 委員長は、前項の規定による報告があったときは、委員会に諮るものとする。
- 7 第5条第3項の規定は、部会長について、前条（第5項を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。
（その他）

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定め、その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(目的)

第 1 条 この訓令は、公共施設等の整備等に多様な PPP/PFI 手法を導入するための優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 公共施設等の整備等に多様な PPP/PFI 手法を導入するための優先的検討を行うに当たって必要な手続については、別に定めがあるものを除くほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- (2) 公共施設等 PFI 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等
- (3) 公共施設整備事業 PFI 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- (4) 利用料金 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金
- (5) 運営等 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する運営等
- (6) 公共施設等運営権 PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権
- (7) 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画（市民に対するサービスの提供を含む。）
- (8) 優先的検討 この訓令に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること。

(対象とする PPP/PFI 手法)

第 3 条 優先的検討の対象とする PPP/PFI 手法は、別表のとおりとする。

(優先的検討の開始時期)

第 4 条 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合、公共施設等の運営等の見直しを行う場合、岡山市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画に従い個別施設の整備等を検討する場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

(優先的検討の対象とする事業)

第 5 条 次の各号のいずれにも該当する公共施設整備事業及び事業の規模にかかわらず、市において優先的検討が必要と判断した公共施設整備事業は、優先的検討の対象とする。

- (1) 次のいずれかに該当する事業であって、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - ア 建築物又はプラントの整備等に関する事業
 - イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
- (2) 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
 - ア 事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
 - イ 単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

(対象事業の例外)

第 6 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる公共施設整備事業は、優先的検討の対象としない。

- (1) 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業

- (2) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
 - (3) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
- (採用手法の選択)

第7条 優先的検討を行う場合、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、第9条若しくは第10条の規定による評価（以下「簡易な検討」という。）又は第12条に規定する詳細な検討（以下「詳細な検討」という。）に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

2 前項の場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。
(評価を経ずに行う採用手法導入の決定)

第8条 採用手法が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより、採用手法の導入を決定することができるものとする。

- (1) 指定管理者制度 簡易な検討及び詳細な検討の省略
 - (2) 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBTO方式 簡易な検討を省略し、詳細な検討を実施
 - (3) 民間事業者からPPP/PFI手法に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法 簡易な検討を省略し、詳細な検討を実施
- (費用総額の比較による評価)

第9条 採用手法を選択したときは、前条の場合を除き、PPP/PFI手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

- (1) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- (2) 公共施設等の運営等の費用
- (3) 民間事業者の適正な利益及び配当
- (4) 調査に要する費用
- (5) 資金調達に要する費用
- (6) 利用料金収入

2 前項の場合において、第7条第2項の規定により複数の手法を選択したときは、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。
(その他の方法による評価)

第10条 採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難等と認めるときは、前条の規定にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により、採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- (1) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
 - (2) 類似事例の調査を踏まえた評価
 - (3) 前2号のほか、個別状況等を踏まえた評価
- (公共施設等マネジメント推進委員会による協議)

第11条 第9条又は前条の規定による評価の決定は、岡山市公共施設等マネジメント推進本部及び公共施設等マネジメント推進委員会設置規程（平成26年市訓令甲第133号）第1条第2項に規定する公共施設等マネジメント推進委員会が、これを行う。

(詳細な検討)

第12条 簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業については、専門的な外部コンサルタントを活用する等により要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の算定を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

(検討の結果の公表)

第13条 第9条、第10条又は第12条の規定によりPPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、PPP/PFI手法を導入しないこととした旨及び評価の内容を入札手続の終了後等適切な時期にインターネット上で公表するものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令は、この訓令の施行の日前に基本計画及び基本設計において事業手法が決定されていない公共施設整備事業について適用する。

別表 (第3条関係)

1 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	コンセッション方式 (公共施設等運営権方式) 指定管理者制度 包括的民間委託 O方式 (運営等 Operate)
2 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	BTO方式 (建設 Build—移転 Transfer—運営等 Operate) BOT方式 (建設 Build—運営等 Operate—移転 Transfer) BOO方式 (建設 Build—所有 Own—運営等 Operate) DBO方式 (設計 Design—建設 Build—運営等 Operate) RO方式 (改修 Renovate—運営等 Operate)
3 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	BT方式 (建設 Build—移転 Transfer) DB方式 (設計 Design—建設 Build) リース方式 (民間建設借上方式) 及び特定建築者制度等 (市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。)

令和2年度 包括外部監査結果報告書
岡山市包括外部監査人 弁護士 岡 部 宗 茂
令和3年3月
発行部数 250部